別紙１

○　農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別紙３－１（農地防災に係る運用） 運用１（農地防災事業） 第６　その他 １・２　（略） ３　本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。 ４～６　（略）	別紙３－１（農地防災に係る運用） 運用１（農地防災事業） 第６　その他 １・２　（略） ３　この事業の実施に当たっては、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成 18 年４月３日付け 17 農振第 2015 号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を図ること等により、本事業を効率的かつ効果的に推進するものである。 ４～６　（略）
別紙６（森林整備事業に係る運用） 第２　事業内容 森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、より適切な整備を進める必要がある。 このため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。併せて、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行うものとし、森林基盤整備事業（森林整備事業）（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。 １～３　（略） ４　林道改良事業 林道の機能向上を図るため、林道の構造の一部を改良する。 ５　林道点検診断・保全整備事業	別紙６（森林整備事業に係る運用） 第２　事業内容 森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、より適切な整備を進める必要がある。 このため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。併せて、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行うものとし、森林基盤整備事業（森林整備事業）（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。 １～３　（略） ４　林道改良事業 林道の機能向上を図るため、林道及び既設の作業道の構造の一部を改良する。 ５　林道点検診断・保全整備事業

既設林道について、トンネルや橋りょう等の点検診断、補修、更新、集約化等を実施する。 ６・７　（略） 第３　指導推進 森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知）第３に準ずる。 第４　事業区分、事業内容等 本事業の区分ごとの事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。 １　育成林整備事業 育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。 (1)　事業内容 恒久的な路網整備 恒久的な林内路網の整備については、次の各事業を効果的に組み合わせ、コスト縮減の実現等効率的な整備に努めること。 ア　（略） イ　林業専用道整備 継続的に使用され、かつ、森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道をいう。以下この別紙において同じ。）等と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。 ウ～オ　（略） (2)・(3)　（略） (4)　事業規模等 ア　森林管理道開設については、次に掲げる要件のうち(ｶ)を除くすべての要件に該当するものであること。ただし、既設林道と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下この別紙において「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(ｵ)を除くすべての要件に該当するものであること。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｳ)　森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条、第 12	既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修、更新、集約化等を実施する。 ６・７　（略） 第３　指導推進 森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）第３に準ずる。 第４　事業区分、事業内容等 本事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。 １　育成林整備事業 育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。 (1)　事業内容 恒久的な路網整備 恒久的な林内路網の整備については、次の各事業を効果的に組合せ、コスト縮減の実現等効率的な整備に努めること。 ア　（略） イ　林業専用道整備 継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下この別紙において「森林作業道」という。）等と組み合せて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。 ウ～オ　（略） (2)・(3)　（略） (4)　事業規模等 ア　森林管理道開設については、次に掲げる要件のうち(ｶ)を除くすべての要件に該当するものであること。ただし、既設の林道（以下この別紙において「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下この別紙において「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(ｵ)を除くすべての要件に該当するものであること (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｳ)　森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条、第 12

条、別表第３及び別表第４の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。以下この別紙において「告示」という。）付録第１に定める算式により算出した数値（以下この別紙において「開設効果指数」という。）が 0.9 以上であること。ただし、峰越連絡林道の幹線林道にあっては 1.2 以上とする。	条、別表第３及び別表第４の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。以下この別紙において「告示」という。）付録第１（第６項第２号関係）に定める算出した数値（以下この別紙において「開設効果指数」という。）が 0.9 以上であること。ただし、防火林道整備事業実施要領（平成４年４月９日付け４林野基第 241 号林野庁長官通知）に基づき開設する林道にあっては、適用しないものとし、峰越連絡林道の幹線にあっては 1.2 以上とする。
(ｴ)　当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下この別紙において「利用区域内森林面積」という。）が 50 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね１キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあっては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。 a　次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が 30 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね 0.8 キロメートル以上であること。 （削る。） (a)～(e)　（略） （削る。） b　峰越連絡林道にあっては、幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道は当該林道とこれに直接接続する既設林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域（以下この別紙において「直接利用区域」という。）が 500 ヘクタール以上であること、その他の林道は直接利用区域が 100 ヘクタール以上であること。	(ｴ)　当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下この別紙において「利用区域内森林面積」という。）が 50 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね１キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあっては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。 a　次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が 30 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね 0.8 キロメートル以上のもの (a)　「長期育成循環型路網整備事業の実施について」（平成 13 年３月 30 日付け 12 林整整第 716 号林野庁長官通知）に基づき開設する林道（以下この別紙において「長期育成循環型路網」という。）における支線に相当する林道 (b)～(f)　（略） b　長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森林面積が 500 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね１キロメートル以上とする。 c　峰越連絡林道にあっては、幹線は当該林道とこれに直接接続する既設の林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域（以下この別紙において「直接利用区域」という。）が告示第９項に定める基準を満たすもの、その他は直接利用区域が告示第８項第１号に定める基準を満たすものとする。
(ｵ)・(ｶ)　（略）	(ｵ)・(ｶ)　（略）
イ　（略）	イ　（略）
ウ　森林施業道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、(ｴ)に掲げる森林が、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成 19 年３月	ウ　森林施業道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、(ｴ)に掲げる森林が、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成 19 年３月

30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知）に基づき市町村、都道府県、地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱に基づく地域協議会をいう。）が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内に含まれ、かつ、１区域の面積が 50 ヘクタール以上（アの(ｴ)の ａ の(a)に該当するもの、森林法第 11 条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては 30 ヘクタール以上）である場合は、(ｲ)に掲げる要件のうち、「自動車道の３級」とあるのは「自動車道の２級又は３級」と読み替えるものとする。 (ｱ)～(ｴ)　（略） エ～カ　（略） ２　共生環境整備事業 森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。 (1)　事業内容 ア～オ　（略） カ　森林管理道整備 (ｱ)　（略） (ｲ)　改良 既設林道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。 なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。 a　橋りょう改良 架設後５年以上経過した橋りょうで、その機能が喪失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適当な場合において、これに変わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事 b　局部改良 開設後５年以上を経過した林道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改良する	30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知）に基づき市町村、都道府県、地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱に基づく地域協議会をいう。）が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内に含まれ、かつ、１区域の面積が 50 ヘクタール以上（アの(ｴ)の ａ の(b)に該当するもの、森林法第 11 条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては 30 ヘクタール以上）である場合は、(ｲ)に掲げる要件のうち、「自動車道の３級」とあるのは「自動車道の２級又は３級」と読み替えるものとする。 (ｱ)～(ｴ)　（略） エ～カ　（略） ２　共生環境整備事業 森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。 (1)　事業内容 ア～オ　（略） カ　森林管理道整備 (ｱ)　（略） (ｲ)　改良 既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。 なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。 a　橋梁改良 架設後５年以上経過した橋りょうで、その機能がそう失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適当な場合において、これに変わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事 b　局部改良 開設後５年以上を経過した林道及び作業道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設

工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改良する工事	又は改築する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改築する工事 ただし、作業道の改良については、改良後に林道（幹線林道（告示第14項第３号に定める基準に該当するものをいう。(4)のイの(ｲ)のｄ前段において同じ。）を除く。）として管理するものを対象とする。
c・d　（略） e　雪害防止 次に掲げる林道に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業５箇年計画において計画されていない施設をいう。）を新設する工事 (a)～(c)　（略） f　ずい道改良 施工後５年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを改良する工事 g　（略） h　のり面保全 林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事 i　（略） j　ふれあい施設 林道周辺を修景する工事、林道沿線広場、簡易な休憩舎等の施設を新設又は改良する工事 k　交通安全施設 道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改良する工事 ただし、幹線林道以外の林道については(4)のイの(ｲ)のｅに定める基準に該当するものに限る。 l　災害避難施設 自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改良する工事 m　林道情報伝達施設 気象情報、交通情報等を伝達するために必要な林道情報表示施設又は雨量計等の観測施設を新設又は改良する工事 n・o　（略）	c・d　（略） e　雪害防止 次に掲げる林道に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーセット等の施設で、治山事業５箇年計画において計画されていない施設をいう。）を新設する工事 (a)～(c)　（略） f　ずい道改良 施工後５年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを改築する工事 g　（略） h　のり面保全 林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改築する工事 i　（略） j　ふれあい施設 林道周辺を修景する工事、林道沿線広場及び簡易な休憩舎等の施設を新設若しくは改築する工事 k　交通安全施設 道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改築する工事 ただし、幹線林道以外の林道については(4)のイの(ｲ)のｅに定める基準に該当するものに限る。 l　災害避難施設 自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改築する工事 m　林道情報伝達施設 気象情報、交通情報等を伝達するために必要な林道情報表示施設及び雨量計等の観測施設を新設又は改築する工事 n・o　（略）

(2)　対象事業の範囲

ア　共生環境整備事業の対象とする事業の範囲は次表のとおりとする。

なお、絆の森整備事業の市民参加型整備は次のとおりタイプを細分する。

(ｱ)～(ｳ)　（略）

区分	森林空間総合整備事業		絆の森整備事業			
	森林環境教育促進整備	森林健康促進整備	市民参加型森林整備			野生生物共生林整備
			行政支援タイプ	市民主導タイプ	市民開放タイプ	
全体計画調査	○	○	○			
共生環境整備	○	○	○	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○	○	○
用地等取得	○	○	○			○
森林管理道整備 開設 改良	 ○ ○	 ○ ○	○	○	○	○

ただし、森林空間総合整備事業の森林管理道整備については、１の(4)のアの(ｵ)に規定する森林の整備が、主として森林空間総合整備事業及び森林空間総合整備事業と同様の目的で行われる見込みの路線又は森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線のいずれかを対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

また、森林空間総合整備事業の森林管理道整備のうちの峰越連絡林道については、森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線を対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

(3)　（略）

(4)　事業規模等

ア　（略）

イ　森林管理道整備

(ｱ)　（略）

(ｲ)　改良

次に掲げるすべての要件（(1)のカの(ｲ)のｃにあっては１の(4)のオを、(1)のカの(ｲ)のｄにあっては１の(4)のカを準用するものとする。）に該当するものであること。

a～c　（略）

(2)　対象事業の範囲

ア　共生環境整備事業の対象とする事業の範囲は次表のとおりとする。

なお、絆の森整備事業の市民参加型整備は次のとおりタイプを細分する。

(ｱ)～(ｳ)　（略）

区分	森林空間総合整備事業		絆の森整備事業			
	森林環境教育促進整備	森林健康促進整備	市民参加型森林整備			野性生物共生林整備
			行政支援タイプ	市民主導タイプ	市民解放タイプ	
全国計画調査	○	○	○			
共生環境整備	○	○	○	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○	○	○
用地等取得	○	○	○			○
森林管理道整備 開設 改良	 ○ ○	 ○ ○	○	○	○	○

ただし、森林空間総合整備事業の森林管理道整備については、１の(4)のアの(ｵ)に規定する森林の整備が、主として森林空間総合整備事業及び森林空間総合整備事業と同様の目的で行われる見込みの路線又は森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線のいずれかを対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

また、森林空間総合整備事業の森林管理道整備のうちの峰越連絡林道については、森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線を対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

(3)　（略）

(4)　事業規模等

ア　（略）

イ　森林管理道整備

(ｱ)　（略）

(ｲ)　改良

次に掲げるすべての要件（ただし、(1)のカの(ｲ)のｂの作業道改良、ｃ及びｄにあってはｃに限る。また、(1)のカの(ｲ)のｃにあっては１の(4)のオを、(1)のカの(ｲ)のｄにあっては１の(4)のカを準用するものとする。）に該当するものであること。

a～c　（略）

d　対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道にあっては利用区域内森林面積が 500 ヘクタール（振興山村又は過疎地域にあっては 200 ヘクタール）以上かつ告示付録第４に定める算式により算出した数値（以下この別紙において「改良効果指数」という。）が 1.2 以上、その他の林道にあっては利用区域内森林面積が 50 ヘクタール（過疎地域及び旧過疎地域にあっては 30 ヘクタール）以上かつ改良効果指数が 0.9 以上であること。ただし、(1)のカの(ｲ)のｏにおいては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道（利用区域内森林面積が 500 ヘクタール以上であるもの）とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。 （削る。） （削る。） e　（略） ３　機能回復整備事業 森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。 (1)　事業内容 ア　人工造林 森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知。以下この別紙において「環境保全要領」という。）別表３のアに準ずる。 イ　樹下植栽等 環境保全要領別表３のイに準ずる。 ウ　下刈り 環境保全要領別表３のウに準ずる。 エ　雪起こし 環境保全要領別表３のエに準ずる。	d　対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積及び告示付録第４（第 14 項第３号関係）に定める算式により算出した数値（以下この別紙において「改良効果指数」という。）が(a)の基準を満たすこと。ただし、(1)のカの(ｲ)のｏにおいては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道（告示第 13 項第３号に定める基準に該当するもの）とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。 (a)　利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては告示第 14 項第３号に定める基準、その他にあっては 50 ヘクタールと 0.9 とする。 (b)　過疎地域及び旧過疎地域のものに係る路線の基準については、(a)の規定を準用するものとし、この場合において、「50 ヘクタール」とあるのは「30 ヘクタール」と読み替えるものとする。 e　（略） ３　機能回復整備事業 森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。 (1)　事業内容 ア　人工造林 森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知。以下この別紙において「環境保全要領」という。）第１の１の(1)のアに準ずる。 イ　樹下植栽等 環境保全要領第１の１の(1)のイに準ずる。 ウ　下刈り 環境保全要領第１の１の(1)のウに準ずる。 エ　雪起こし 環境保全要領第１の１の(1)のエに準ずる。

オ　倒木起こし 環境保全要領別表３のオに準ずる。 カ　枝打ち 環境保全要領別表３のカに準ずる。 キ　除伐 環境保全要領別表３のキに準ずる。 ク　保育間伐 環境保全要領別表３のクに準ずる。 ケ　（略） コ　更新伐 ⅩⅧ齢級以下の林分（面的複層林施業の実施について（令和６年３月 29 日付け５林整整第 925 号林野庁長官通知）に定める面的複層林の一環として実施する場合はＸ齢級以上の場合に限る。）で行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしとする。 サ・シ　（略） ス　付帯施設等整備 アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ｱ)　（略） (ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備 環境保全要領別表３のスの（2）に準ずる。 (ｳ)・(ｴ)　（略） セ　（略） (2)～(4)　（略） ４　林道改良事業 林道の機能向上を図るため、既設林道について、輸送力の向上及び全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。 (1)～(4)　（略） ５　林道点検診断・保全整備事業 既設林道について、トンネルや橋りょう等の点検診断、補修、更新、集約化等を実施する。 (1)　事業内容 ア　（略） イ　保全整備 ５の(1)のアに規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、施設の補修、更新等を実施（環境保全要領別表２の(8)の老	オ　倒木起こし 環境保全要領第１の１の(1)のオに準ずる。 カ　枝打ち 環境保全要領第１の１の(1)のカに準ずる。 キ　除伐 環境保全要領第１の１の(1)のキに準ずる。 ク　保育間伐 環境保全要領第１の１の(1)のクに準ずる。 ケ　（略） コ　更新伐 ⅩⅧ齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合はＸ齢級以上の場合に限る。）で行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしとする。 サ・シ　（略） ス　付帯施設等整備 アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ｱ)　（略） (ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備 環境保全要領第１の１の(1)のサの(ｲ)に準ずる。 (ｳ)・(ｴ)　（略） セ　（略） (2)～(4)　（略） ４　林道改良事業 林道の機能向上を図るため、既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。 (1)～(4)　（略） ５　林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修、更新、集約化等を実施する。 (1)　事業内容 ア　（略） イ　保全整備 ５の(1)のアに規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、施設の補修、更新等を実施（環境保全要領第１の３の(1)の

朽化対策の対象となるものを除く。ただし、令和４年度までに測量・設計、施設の補修、更新等を実施したものはこの限りではない）。 ウ　施設集約化（撤去） 当該交付を受けようとする撤去施設の概要、集約先施設の概要等を記載した計画（以下「施設集約化計画」という。）に基づく、既設林道における施設の集約化に伴うトンネル、橋りょう等の林道施設の撤去を実施。 (2)～(4)　（略） 6　（略） 7　山のみち地域づくり交付金事業 奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施する。 (1)　山のみちの整備 ア　事業内容 (ｱ)　林道整備 林道網の枢要部分として森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備 a　（略） b　改良 既設林道等の局部的構造の改良等を行う事業とし、４の(1)及び(4)の規定を準用する。 c　舗装 既設林道の舗装を行う事業とする。 (ｲ)　（略） イ・ウ　（略） (2)　（略） 8　（略） 9　その他 (1)・(2)　（略） (3)　３の(1)のサについては、以下によるものとする。 ア～ウ　（略） エ　当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年６月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）の別紙の１の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか当該施業実施箇所の都道府県知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。 (4)～(6)　（略）	キ及び４の(1)のカの老朽化対策の対象となるものを除く。ただし、令和４年度までに測量・設計、施設の補修、更新等を実施したものはこの限りではない）。 ウ　施設集約化（撤去） 第５の４に規定する施設集約化計画に基づく、既設林道における施設の集約化に伴うトンネル、橋梁等の林道施設の撤去を実施。 (2)～(4)　（略） 6　（略） 7　山のみち地域づくり交付金事業 奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施する。 (1)　山のみちの整備 ア　事業内容 (ｱ)　林道整備 林道網の枢要部分として森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備 a　（略） b　改良 既設の林道等の局部的構造の改良等を行う事業とし、４の(1)及び(4)の規定を準用する。 c　舗装 既設の林道の舗装を行う事業とする。 (ｲ)　（略） イ・ウ　（略） (2)　（略） 8　（略） 9　その他 (1)・(2)　（略） (3)　３の(1)のサについては、以下によるものとする。 ア～ウ　（略） エ　当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年６月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）の別紙の２の花粉症対策苗木及び当該施業実施箇所の都道府県知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。 (4)～(6)　（略）
第５　事業計画等	第５　事業計画等

1　（略） 2　事業計画の提出及び変更 (1)～(3)　（略） (4)　(3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。 ア・イ　（略） ウ　事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの３割を超える増減 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｳ)　上記以外の森林整備の面積 ただし、継続中の事業であって、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第５条第 15 項に基づき認定された地域再生計画に記載するとともに、同法第 13 条第１項に基づく交付金を充てて行う事業へ移行する場合にあっては、本規定による変更がなされたものと見なす。 3　（略） 4　施設集約化計画の作成等 (1)　第４の５の(1)のウについて交付を受けようとする者は、あらかじめ施設集約化計画を作成し、都道府県知事に別記様式第５号により提出するものとする。 (2)・(3)　（略） 第７　維持管理 本事業により整備した施設の維持管理については、環境保全要領第６の規定に準じて行うものとする。 第８　造林に係る特記事項 森林管理道整備、林業専用道整備、森林施業道整備、接続路整備、作業ポイント整備、及び林道改良を除く事業については、次の事項を適用する。 1　交付金の交付申請 環境保全要領第８を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 また、第４の３の(1)のサについて交付を受けようとする者は、以下の書類を交付金交付申請書に添付しなければならない。 (1)・(2)　（略） 2　竣工検査 環境保全要領第９を準用する。	1　（略） 2　事業計画の提出及び変更 (1)～(3)　（略） (4)　(3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。 ア・イ　（略） ウ　事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの３割を超える増減 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｳ)　上記以外の森林整備の面積 ただし、継続中の事業であって、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第５条第 15 項に基づき認定された地域再生計画に記載するとともに、同法第 19 条第２項に基づく道整備交付金を充てて行う事業へ移行する場合にあっては、本規定による変更がなされたものと見なす。 3　（略） 4　施設集約化計画の作成等 (1)　第４の５の(1)のウについて交付を受けようとする者は、あらかじめ当該交付を受けようとする施設集約化における撤去施設及び集約先施設の概要等を記載した計画（以下「施設集約化計画」という。）を作成し、都道府県知事に別記様式第５号により提出するものとする。 (2)・(3)　（略） 第７　維持管理 本事業により整備した施設の維持管理については、環境保全要領第４の規定に準じて行うものとする。 第８　造林に係る特記事項 森林管理道整備、林業専用道整備、森林施業道整備、接続路整備、作業ポイント整備、及び林道改良を除く事業については、次の事項を適用する。 1　交付金の交付申請 環境保全要領第５の１を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 また、第４の３の(1)のサについて交付を受けようとする者は、以下の書類を交付金交付申請書に添付しなければならない。 (1)・(2)　（略） 2　竣工検査 環境保全要領第５の３を準用する。

3　（略） 4　交付金の査定 都道府県知事は、検査（環境保全要領第９に規定するものをいう。）に基づいて交付金の査定を行う。交付金の査定は下記に基づいて都道府県知事の定めるところにより行う。 (1)　（略） (2)　標準単価 第４の２の(1)のイの共生環境整備及び第４の３の機能回復整備事業にかかる標準単価は環境保全要領第 10 の(2)に準じるほか、特定森林造成事業のうち、花粉発生源対策促進事業については、次に掲げる内容を踏まえて定めるものとする。 ア・イ　（略） (3)　（略） 5　交付金の交付決定等 環境保全要領第 11 を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 6　交付金の交付に当たって付すべき条件等 (1)　交付金の交付に当たって付すべき条件等 ア～ウ　（略） エ　環境保全要領第 12 の１の(7)に準ずる。 オ　（略） カ　環境保全要領第 12 の１の(3)に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 キ　環境保全要領第 12 の１の(6)に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 ク・ケ　（略） (2)　国への返還 環境保全要領第 12 の２に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 7　その他 環境保全要領第７に準ずる。（(1)及び(2)を除く。） 第９　その他 1　環境保全要領第 13 に準ずる。（５～10 までを除く。） 2　（略）	3　（略） 4　交付金の査定 都道府県知事は、検査（環境保全要領第５の３に規定するものをいう。）に基づいて交付金の査定を行う。交付金の査定は下記に基づいて都道府県知事の定めるところにより行う。 (1)　（略） (2)　標準単価 第４の２の(1)のイの共生環境整備及び第４の３の機能回復整備事業にかかる標準単価は環境保全要領第５の４に準じるほか、特定森林造成事業のうち、花粉発生源対策促進事業については、次に掲げる内容を踏まえて定めるものとする。 ア・イ　（略） (3)　（略） 5　交付金の交付決定等 環境保全要領第５の５を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 6　交付金の交付に当たって付すべき条件等 (1)　交付金の交付に当たって付すべき条件等 ア～ウ　（略） エ　環境保全要領第５の６の(1)のエに準ずる。 オ　（略） カ　環境保全要領第５の６の(1)のオに準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 キ　環境保全要領第５の６の(1)のカに準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 ク・ケ　（略） (2)　国への返還 環境保全要領第５の６の(2)に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。 7　その他 環境保全要領第５の７に準ずる。（(3)を除く。） 第９　その他 1　環境保全要領第６に準ずる。（４、５及び７を除く） 2　（略）

別記様式第６号

施設集約化計画　一般計画図

一般計画図

位置図

Ｓ＝１：○○○

凡	例
撤去施設（○○橋りょう）	
撤去施設（○○橋りょう）	
集約先施設（○○橋りょう）	

※　撤去施設及び集約先施設の存する名を記市町村名を記載すること。

別紙７（治山事業に係る運用）

第２　事業内容

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

１～４　（略）

５　事業メニュー及び実施要件

交付要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。

区分	事業名	内容及び実施要件
１ 治山事	(1)予防治山	（略） 次の１から３までのいずれかに該当するものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、４の条件を満たすもの、里山等保安林機能

別記様式第６号

施設集約化計画　一般計画図

一般計画図

位置図

Ｓ＝１：○○○

凡	例
撤去施設（○○橋梁）	
撤去施設（○○橋梁）	
集約先施設（○○橋梁）	

※　撤去施設及び集約先施設の存する名を記市町村名を記載すること。

別紙７（治山事業に係る運用）

第２　事業内容

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

１～４　（略）

５　事業メニュー及び実施要件

交付要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。

区分	事業名	内容及び実施要件
１ 治山事	(1)予防治山	（略） 次の１から３までのいずれかに該当するものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、４の条件を満たすもの、里山等保安林機能

	業		強化対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、５及び６の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、７の条件を満たすもの激甚災害緊急減災対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、８の条件を満たすものとする。）。 １～３　（略） ４　次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。 （削る。） (1)・(2)　（略） (3)　既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化 (4)　（略） (5)　渓流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等 (6)　荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等		業		強化対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、５及び６の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、７の条件を満たすもの激甚災害緊急減災対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、８の条件を満たすものとする。）。 １～３　（略） ４　次の(1)から(6)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し必要な措置を実施するもの (1)　流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画（治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定 (2)・(3)　（略） （新設） (4)　（略） (5)　上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する渓流沿い（上流側、下流側ともに、(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域）に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。） (6)　(3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策

			(7)　流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理 (8)　レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、渓流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査 (9)　流木対策に係る技術的課題の検証 ５～８　（略）				計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。） （新設） （新設） （新設） ５～８　（略）
		(2)　（略）	（略）			(2)　（略）	（略）
		(3)機能強化・老朽化対策	（略） 次の１から３までの全ての条件を満たすものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の１から４までの条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の１、２、３、５及び６の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の１、２、３及び７の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の１、２、３及び８の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、１及び９の条件を満たすものとする。）。 １　個別施設計画が策定されている治山施設であるもの ２　山地災害危険地区等に判定されており（ただし、次の(1)及び(2)を除く。）、人家等10戸以上の集落又は主要公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの (1)・(2)（略） （削る。） ３　（略） ４　次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然			(3)機能強化・老朽化対策	（略） 次の１から３までの全ての条件を満たすものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の１から４までの条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の１、２、３、５及び６の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の１、２、３及び７の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の１、２、３及び８の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、２及び９の条件を満たすものとする。）。 （新設） １　山地災害危険地区等に判定されており（ただし、次の(1)及び(2)を除く。）、人家等10戸以上の集落等（人家等が５戸以上10戸未満であって、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。）に直接被害を与えるおそれのあるもの (1)・(2)（略） ２　個別施設計画が策定されている治山施設であるもの ３　（略） ４　次の(1)から(6)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然

			に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。 （削る。） (1)・(2)　（略） (3)　既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化 (4)　（略） (5)　渓流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等 (6)　荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等 (7)　流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理 (8)　レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、渓流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査 (9)　流木対策に係る技術的課題の検証				に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し必要な措置を実施するもの (1)　流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画（治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定 (2)・(3)　（略） （新設） (4)　（略） (5)　上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する渓流沿い（上流側、下流側ともに、(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域）に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。） (6)　(3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。） （新設） （新設） （新設）

		５～９　（略）	
	(4)　（略）	（略）	
	(5) 林地荒廃防止	激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）（以下この別紙において「特土法」という。）に規定する特殊土壌地帯、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づき指定された特別豪雪地帯（以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。）又は地震若しくは火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において、風倒木、流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策（治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。） 激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特土法に規定する特殊土壌地帯、特別豪雪地帯のうち災害関連緊急治山事業若しくは災害関連緊急地すべり防止事業又は治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域、震度５弱以上の地震を観測した地域又は噴火警戒レベルが２以上の地域において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民生安定上放置しがたいもので、次の１から４までのいずれかに該当するもの（ただし、流木防止総合対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ５の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ、６及び７の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ、８の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ、９の条件を満たすものとする。）。（集落の保護に係るものについては、

		５～９　（略）	
	(4)　（略）	（略）	
	(5) 林地荒廃防止	激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）（以下この別紙において「特土法」という。）に規定する特殊土壌地帯又は地震若しくは火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において、風倒木、流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策（治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。） 激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特土法に規定する特殊土壌地帯又は震度５弱以上の地震を観測した地域若しくは噴火警戒レベルが２以上の地域において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民生安定上放置しがたいもので、次の１から４までのいずれかに該当するもの（ただし、流木防止総合対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ５の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ、６及び７の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ、８の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ、９の条件を満たすものとする。）。（集落の保護に係るものについては、山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山に

			山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山に準ずる。 １～４　（略） ５　次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。 （削る。） (1)・(2)　（略） (3)　既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化 (4)　（略） (5)　渓流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等 (6)　荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等				準ずる。 １～４　（略） ５　次の(1)から(6)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し必要な措置を実施するもの (1)　流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画（治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定 (2)・(3)　（略） （新設） (4)　（略） (5)　上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する渓流沿い（上流側、下流側ともに、(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域）に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。） (6)　(3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。）

		(7)　流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理 (8)　レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、渓流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査 (9)　流木対策に係る技術的課題の検証 ６～９　（略）
	(6)・(7)（略）	（略）

６・７　（略）
８　設計について
(1)　（略）
(2)　設計書の確認
　都道府県知事は、(1)により設計書を作成する場合には、設計総括書にあっては、その全てを、箇所別設計書にあっては、次の各号の１に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に確認するものとする。
ア　１箇所の設計額が年度計画書の実施予定額に比較して 30 パーセント以上増減するとき（増減額が 150 万円以下の場合又はＩＣＴ施工の導入に伴う場合を除く。）

イ　（略）

別記様式

様式２

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

○○年度治山事業年度計画書の提出について

		（新設） （新設） （新設） ６～９　（略）
	(6)・(7)（略）	（略）

６・７　（略）
８　設計について
(1)　（略）
(2)　設計書の確認
　都道府県知事は、(1)により設計書を作成する場合には、設計総括書にあっては、その全てを、箇所別設計書にあっては、次の各号の１に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に確認するものとする。
ア　１箇所の設計額が年度計画書の実施予定額に比較して 30 パーセント以上増減するとき（増減額が 150 万円以下の場合を除く。）

イ　（略）

別記様式

様式２

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

○○年度治山事業年度計画書の提出について

○○年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。 記 １～８　（略） １～５　（略） ６　○○年度○○事業箇所別実施計画表 （１）―ア・６－（１）―イ　（略） ６－（１）－ウ　林地荒廃防止事業計画表　（略） 記載要領 １　（略） ２　「激甚災害指定基準」又は「特別豪雪地帯」に該当する場合は、林地荒廃防止事業の実施を計画している市町村で実施された次の事業を記載すること。 「治山施設災害復旧事業」、「災害関連緊急治山事業」、「林地崩壊防止事業」、「森林災害復旧事業」 ３～５　略 ６－（１）―エ～８　（略） 別紙８（水産物供給基盤整備事業に係る運用） 第２　事業内容 １　事業の区分と内容 事業の区分及び内容は、次のとおりとする。なお、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第１条の２に規定する要件に該当するものを除く。 （１）地域水産物供給基盤整備事業 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第４条に定める漁港漁場整備事業のうち、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第１種漁港又は第２種漁港（ただし、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成 13 年３月 30 日 12 水港第 4541 号）第２の２に基づいて都道府県知事が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画において位置付けられる流通拠点漁港及び生産拠点漁港を除く。以下同じ。）の整備を行う事業並びに漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 60 条に規定する共同漁業権（以下この別紙においては「共同漁業権」という。）の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設（水	○○年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。 記 １～８　（略） １～５　（略） ６　○○年度○○事業箇所別実施計画表 （１）―ア・６－（１）―イ　（略） ６－（１）－ウ　林地荒廃防止事業計画表　（略） 記載要領 １　（略） ２　「激甚災害指定基準」に該当する場合は、林地荒廃防止事業の実施を計画している市町村で実施された次の事業を記載すること。 「林地荒廃防止施設災害復旧事業」、「災害関連緊急治山事業」、「林地崩壊防止事業」、「森林災害復旧事業」 ３～５　略 ６－（１）―エ～８　（略） 別紙８（水産物供給基盤整備事業に係る運用） 第２　事業内容 １　事業の区分と内容 事業の区分及び内容は、次のとおりとする。なお、漁港漁場整備法施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第１条の２に規定する要件に該当するものを除く。 （１）地域水産物供給基盤整備事業 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第４条に定める漁港漁場整備事業のうち、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第１種漁港又は第２種漁港（ただし、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成 13 年３月 30 日 12 水港第 4541 号）第２の２に基づいて都道府県知事が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画において位置付けられる流通拠点漁港及び生産拠点漁港を除く。以下同じ。）の整備を行う事業並びに漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第６条に規定する共同漁業権（以下この別紙においては「共同漁業権」という。）の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設（水産動植物の増殖又は

産動植物の増殖又は養殖を推進するために設置又は造成する魚礁及び増養殖場をいう。以下同じ。）の整備を行う事業とする。

漁港の整備を行う事業は、漁港の基本施設等（漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。））の整備を行う事業に限るものとする。

（２）（略）

（３）漁港関連道整備事業

漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために重要な道路の新設又は改良を行う事業とする。漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために重要な道路の新設又は改良を行う事業とする。

（ア）主要漁港関連道

第二種漁港、第三種漁港、第四種漁港又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に定める特定漁港漁場整備事業若しくは特定漁港漁場整備事業以外の水産生産基盤整備事業若しくは水産流通基盤整備事業に採択された第一種漁港（以下この別紙においては「主要漁港」という。）と主要道路、他の関連主要漁港又は主要漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道

（イ）・（ウ）（略）

２　事業メニュー

（１）実施要綱第２の１の（２）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備の事業内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。ただし、次の表の区分１の（１）、（２）、（３）、（４）（道路及び橋に限る。）、（５）（護岸及び人工地盤に限る）、（７）（消波施設等及び中間育成施設に限る。）及び（８）（消波施設等及び区画施設に限る。）の補修を除く。

区分	工種	内容

養殖を推進するために設置又は造成する魚礁及び増養殖場をいう。以下同じ。）の整備を行う事業とする。

漁港の整備を行う事業は、漁港の基本施設等（漁港漁場整備法第３条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。））の整備を行う事業に限るものとする。

（２）（略）

（３）漁港関連道整備事業

漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために重要な道路の新設又は改良を行う事業とする。漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために重要な道路の新設又は改良を行う事業とする。

（ア）主要漁港関連道

第二種漁港、第三種漁港、第四種漁港又は漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に定める特定漁港漁場整備事業若しくは特定漁港漁場整備事業以外の水産生産基盤整備事業若しくは水産流通基盤整備事業に採択された第一種漁港（以下この別紙においては「主要漁港」という。）と主要道路、他の関連主要漁港又は主要漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道

（イ）・（ウ）（略）

２　事業メニュー

（１）実施要綱第２の１の（２）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備の事業内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。ただし、次の表の区分１の（１）、（２）、（３）、（４）（道路及び橋に限る。）、（５）（護岸及び人工地盤に限る）、（７）（消波施設等及び中間育成施設に限る。）及び（８）（消波施設等及び区画施設に限る。）の補修を除く。

区分	工種	内容

1 地域水産物供給基盤整備	(1) 外郭施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第１号のイに掲げる防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) (略)	1 地域水産物供給基盤整備	(1) 外郭施設整備	(ア) 漁港漁場整備法第３条第１号のイに掲げる防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) (略)
	(2) 水域施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第１号のハに掲げる航路、泊地及び漁具管理水域並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) (略)		(2) 水域施設整備	(ア) 漁港漁場整備法第３条第１号のハに掲げる航路及び泊地並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) (略)
	(3) 係留施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第１号のロに掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) (略)		(3) 係留施設整備	(ア) 漁港漁場整備法第３条第１号のロに掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) (略)
	(4) 輸送施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のイに掲げる鉄道、道路、駐車場、橋及び運河並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ)～(オ) (略)		(4) 輸送施設整備	(ア) 漁港漁場整備法第３条第２号のイに掲げる鉄道、道路、駐車場、橋及び運河並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ)～(オ) (略)
	(5) 漁港施設用地整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のハに掲げる漁港施設用地及び敷地に附属する施設で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のへに掲げる「水産種苗生産施設」及び同号トに掲げる「蓄養施設」を漁港施設用地に代えて水面に設置する必要がある場合には、水面を確保するための設備を設置することができる。 (ウ)・(エ) (略) (オ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のニに掲げる漁船漁具保全施設及び同号に掲げる増殖及び養殖用施設の漁港施設用地については、漁具並びに増殖及び養殖用資材の運搬のための昇降用斜路及びこれに附属する		(5) 漁港施設用地整備	(ア) 漁港漁場整備法第３条第２号のハに掲げる漁港施設用地及び敷地に附属する施設で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) 漁港漁場整備法第３条第２号のへに掲げる「水産種苗生産施設」及び同号トに掲げる「蓄養施設」を漁港施設用地に代えて水面に設置する必要がある場合には、水面を確保するための設備を設置することができる。 (ウ)・(エ) (略) (オ) 漁港漁場整備法第３条第２号のニに掲げる漁船漁具保全施設及び同号に掲げる増殖及び養殖用施設の漁港施設用地については、漁具並びに増殖及び養殖用資材の運搬のための昇降用斜路及びこれに附属する設備を設置することができる。

		設備を設置することができる。 （カ）～（ク）　（略）
	(6) ～ (9) （略）	（略）
2 水域環境保全創造	(1) 水域環境保全	（ア）・（イ）　（略） （ウ）漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する次に掲げるもの ア　（略） イ　廃油処理施設整備 漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のヲに掲げる廃油処理施設であって「廃油処理施設整備事業実施要領」（昭和 52 年６月 20 日付け 52 水港第 612 号農林事務次官依命通知）第２に掲げる集油設備、処理設備及び附帯設備とする。 ウ・エ　（略）
	(2)（略）	（略）
3 漁港関連道整備	(1) 漁港関連道	ア～エ　（略） オ　漁港関連道の全部又は大部分が当該漁港の区域外になるもの（当該事業の効果を確保するため当該漁港の区域外から区域内の一部にわたるもので漁港整備事業として行われるもの以外のものを含む。）であること。ただし、主要道路が当該漁港の区域内にあるか又は区域に接している場合にあっては、当該漁港の区域内で行われているものを含む。 カ～コ　（略）
	(2)　（略）	（略）

（２）　共通事項

（ア）～（オ）　（略）

（カ）漁港施設及び漁場の施設の整備に当たっては、漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の２に基づく漁港漁場整備基本方針を遵守するものとする。

（キ）～（サ）　（略）

３・４　（略）

別紙 10　（漁港漁村環境整備事業に係る運用）

第２　事業内容

		（カ）～（ク）　（略）
	(6) ～ (9) （略）	（略）
2 水域環境保全創造	(1) 水域環境保全	（ア）・（イ）　（略） （ウ）漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する次に掲げるもの ア　（略） イ　廃油処理施設整備 漁港漁場整備法第３条第２号のヲに掲げる廃油処理施設であって「廃油処理施設整備事業実施要領」（昭和 52 年６月 20 日付け 52 水港第 612 号農林事務次官依命通知）第２に掲げる集油設備、処理設備及び附帯設備とする。 ウ・エ　（略）
	(2)（略）	（略）
3 漁港関連道整備	(1) 漁港関連道	ア～エ　（略） オ　漁港関連道の全部又は大部分が当該漁港の区域外になるもの（当該事業の効果を確保するため当該漁港の区域外から区域内の一部にわたるもので漁港整備事業として行われるもの以外のものを含む。）であること。ただし、主要道路が当該漁港の区域内にあるか又は区域に接している場合にあっては、当該漁港の区域内で行われているものを含む。 カ～コ　（略）
	(2)　（略）	（略）

（２）　共通事項

（ア）～（オ）　（略）

（カ）漁港施設及び漁場の施設の整備に当たっては、漁港漁場整備法第６条の２に基づく漁港漁場整備基本方針を遵守するものとする。

（キ）～（サ）　（略）

３・４　（略）

別紙 10　（漁港漁村環境整備事業に係る運用）

第２　事業内容

1　事業の内容

(1)　（略）

(2)　漁業集落環境整備事業

この事業の内容は、原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第６条の規定により指定された漁港の背後に位置する漁業集落において実施する次に掲げるものとする。

ア・イ　（略）

(3)　（略）

2　事業メニュー

（１）実施要綱第２の１の（２）の①のウの（ウ）に掲げる漁港漁村環境整備事業の内容は、次の表の事業名、区分、工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

事業名	区分	工　種	内　容
漁港環境整備事業	1 漁港環境整備	(1)　（略）	（略）
		(2)　防災施設	広場、駐車場、避難施設、防災情報提供施設（屋外拡声装置、警報装置、安全情報伝達施設等）等の施設
		(3)　（略）	（略）
		(4)　その他施設	防災施設のうち広場、避難施設に通じる避難経路、さく、通路、照明、水道、休憩所、便所、海浜、突堤、離岸堤等の施設
		(5)　（略）	（略）
漁業集落環境整備事業	2（略）	（略）	（略）
	3 防災関連施設	(1)・(2)　（略）	（略）
		(3)　緑地・広場施設整備	(ｱ)　対象となる施設は、災害時において避難地となる緑地・広場施設（地域防災計画等において定められたもの。）又は快適にして潤いのある漁業集落の形成等を図るために必要な緑地、防災施設、これらに通じる避難経路及びこれらに

1　事業の内容

(1)　（略）

(2)　漁業集落環境整備事業

この事業の内容は、原則として、漁港漁場整備法第６条の規定により指定された漁港の背後に位置する漁業集落において実施する次に掲げるものとする。

ア・イ　（略）

(3)　（略）

2　事業メニュー

（１）実施要綱第２の１の（２）の①のウの（ウ）に掲げる漁港漁村環境整備事業の内容は、次の表の事業名、区分、工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

事業名	区分	工　種	内　容
漁港環境整備事業	1 漁港環境整備	(1)　（略）	（略）
		(2)　防災施設	広場、駐車場、避難施設、屋外拡声装置、警報装置、安全情報伝達施設等の施設
		(3)　（略）	（略）
		(4)　その他施設	さく、通路、照明、水道、休憩所、便所、海浜、突堤、離岸堤等の施設
		(5)　（略）	（略）
漁業集落環境整備事業	2（略）	（略）	（略）
	3 防災関連施設	(1)・(2)　（略）	（略）
		(3)　緑地・広場施設整備	(ｱ)　対象となる施設は、災害時において避難地となる緑地・広場施設（地域防災計画等において定められたもの。）又は快適にして潤いのある漁業集落の形成等を図るために必要な緑地、防災施設及びこれらに附帯する施設とする。ま

	整備		附帯する施設とする。また、避難地となる緑地・広場施設は、当該漁業集落における避難地（公共空地）の面積を、避難地に避難すると見込まれる人数で除した場合に、計画避難人数一人につき１㎡未満の面積となる場合に限り対象とする。 (ｲ)　（略）
		(4)～(6)　（略）	（略）
	（略）		（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（２）　（略）

３　（略）

第３　事業の対象

１　漁港環境整備事業

この事業の対象は次の要件のいずれにも該当する漁港とする。

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の規定により指定された漁港区域内の漁港施設用地等において実施するものであって、この事業によって造成された施設を、原則として、漁港管理者が管理運営するもの。

(2)～(6)　（略）

２　漁業集落環境整備事業

(1)　この事業の対象となる集落は、次の要件のいずれかに該当する漁業集落であって、この事業の実施につき、漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いものとする。

ア　漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含める。）の割合とする。）又は漁家比率が第１位の漁業集落であること。なお、過去３年間で交流人口が増加している漁業集落については、漁業依存度の算出時、漁業生産額に交流人口増加に寄与する取組に係る生産額を加算できるものとする（交流人口増加に寄与する取組に係る生産額とは、①漁業体験における売上額、②農泊（渚泊）による売上額、③水産直売所の売上額、④集落内にある地域水産物を提供する食堂の売上額、⑤国内外の観光客における漁村のツアー売上額の総計（ただし、すでに計上されている漁業生産額を除く。）とする）。

	整備		た、避難地となる緑地・広場施設は、当該漁業集落における避難地（公共空地）の面積を、避難地に避難すると見込まれる人数で除した場合に、計画避難人数一人につき１㎡未満の面積となる場合に限り対象とする。 (ｲ)　（略）
		(4)～(6)　（略）	（略）
	（略）		（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（２）　（略）

３　（略）

第３　事業の対象

１　漁港環境整備事業

この事業の対象は次の要件のいずれにも該当する漁港とする。

(1)　漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第６条の規定により指定された漁港区域内の漁港施設用地等において実施するものであって、この事業によって造成された施設を、原則として、漁港管理者が管理運営するもの。

(2)～(6)　（略）

２　漁業集落環境整備事業

(1)　この事業の対象となる集落は、次の要件のいずれかに該当する漁業集落であって、この事業の実施につき、漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いものとする。

ア　漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含める。）の割合とする。）又は漁家比率が第１位の漁業集落であること。なお、過去３年間で交流人口が増加している漁業集落については、漁業依存度の算出時、漁業生産額に交流人口増加に寄与する取組に係る生産額を加算できるものとする（交流人口増加に寄与する取組に係る生産額とは、①漁業体験における売上額、②農泊（渚泊）による売上額、③水産直売所の売上額、④集落内にある地域水産物を提供する食堂の売上額、⑤国内外の観光客における漁村のツアー売上額の総計（ただし、すでに計上されている漁業生産額を除く。）とする）。

ただし、資源回復計画作成要領（平成 14 年 3 月 28 日付け 13 水管第 3882 号水産庁長官通知）又は資源管理指針・計画作成要領（平成 23 年３月 29 日付け 22 水管第 2354 号水産庁長官通知）に基づき、漁獲努力量削減実施計画又は資源管理計画を策定し、さらに、資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）第１条の規定による改正後の漁業法（昭和 20 年法律第 267 号）第 124 条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。）に令和５年度までに移行する又は移行した漁業団体の地区にある漁業集落については、当該計画策定時に漁業依存度又は漁家比率が第１位であったものも対象とする。

また、漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の規定により指定された漁港の背後以外に位置する漁業集落は、漁業集落排水施設の整備を実施する場合に限り対象とする。なお、この場合には都道府県関係部局、関係市町村との調整を了し、漁場等水域環境の保全、漁業集落の生活環境の改善の面から緊急性が認められる場合に限り実施するものとする。

イ　第２の１の(2)のアの(ｱ)に掲げる漁業集落排水施設のみを整備する場合には、漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の規定により指定された漁港の背後（以下この別紙においては「漁港背後」という。）に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

ウ・エ　（略）

(2)～(8)　（略）

３　漁村再生交付金事業

(1)～(3)　（略）

(4)　この事業の対象は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の規定により指定された漁港及びその背後の漁業集落並びにこれらの周辺の漁場において実施するものとする。

(5)　（略）

別記参考様式別紙 10 第４号の１

漁港名（地区名）		都道府県名		市町村名	
排水処理の現状		集落人口	人 戸		

ただし、資源回復計画作成要領（平成 14 年 3 月 28 日付け 13 水管第 3882 号水産庁長官通知）又は資源管理指針・計画作成要領（平成 23 年３月 29 日付け 22 水管第 2354 号水産庁長官通知）に基づき、漁獲努力量削減実施計画又は資源管理計画を策定し、さらに、資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）第１条の規定による改正後の漁業法（昭和 20 年法律第 267 号）第 124 条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。）に令和５年度までに移行する又は移行した漁業団体の地区にある漁業集落については、当該計画策定時に漁業依存度又は漁家比率が第１位であったものも対象とする。

また、漁港漁場整備法第６条の規定により指定された漁港の背後以外に位置する漁業集落は、漁業集落排水施設の整備を実施する場合に限り対象とする。なお、この場合には都道府県関係部局、関係市町村との調整を了し、漁場等水域環境の保全、漁業集落の生活環境の改善の面から緊急性が認められる場合に限り実施するものとする。

イ　第２の１の(2)のアの(ｱ)に掲げる漁業集落排水施設のみを整備する場合には、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第６条の規定により指定された漁港の背後（以下この別紙においては「漁港背後」という。）に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

ウ・エ　（略）

(2)～(8)　（略）

３　漁村再生交付金事業

(1)～(3)　（略）

(4)　この事業の対象は、漁港漁場整備法第６条の規定により指定された漁港及びその背後の漁業集落並びにこれらの周辺の漁場において実施するものとする。

(5)　（略）

別記参考様式別紙 10 第４号の１

漁港名（地区名）		都道府県名		市長村名	
排水処理の現状		集落人口	人 戸		

排水処理の必要性		計画処理対象人口	計画人口	帰省人口	施設利用人口	計人
			人	人	人	戸

負担区分		事業費	国	都道府県	市町村	その他	受益者
	補助施設		%	%	%	%	%
	うち雨水排水						
	単独施設						
	合計						

事業費		工事	数量	事業費	事業主体
	補助施設	処理施設			
		管路施設			
		ポンプ施設			
		その他			
		小計			
	単独施設（a）				
	計（b）				

維持管理費		維持管理主体	維持管理費	維持管理費の算定方法
	補助施設		円／年	
	（うち雨水排水）		円／年	
	単独施設		円／年	
	合計		円／年	

処理施設の概	処理施設名	敷地面積	処理方式	放流先

計画処理対象人口	計画流入水質				
	BOD	SS	T－N	T－P	その他
人 戸	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	

排水処理の必要性		計画処理対象人口	計画人口	帰省人口	施設利用人口	計人
			人	人	人	戸

負担区分		事業費	国	都道府県	市町村	その他	受益者
	補助施設		%	%	%	%	%
	うち雨水排水						
	単独施設						
	合計						

事業費		工事	数量	事業費	事業主体
	補助施設	処理施設			
		管路施設			
		ポンプ施設			
		その他			
		小計			
	単独施設（a）				
	計（b）				

維持管理費		維持管理主体	維持管理費	維持管理費の算定方法
	補助施設		円／年	
	（うち雨水排水）		円／年	
	単独施設		円／年	
	合計		円／年	

処理施設の概	処理施設名	敷地面積	処理方式	放流先

計画処理対象人口	計画流入水質				
	BOD	SS	T－N	T－P	その他
人 戸	ppm	ppm	ppm	ppm	

要	計画日間最大汚水量	計画放流水質				
		BOD	SS	T－N	T－P	その他
	m³／日	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	
資金計画	補助残		非補助			
			単独分	家庭内設備		
	受益者負担	建設費		維持管理費		
		円／戸		円／戸		
備考	（a）／（b）×100％＝					

※（略）

別紙11　（海岸保全施設整備事業に係る運用）

第２　事業内容
１　（略）
２　実施主体
高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者（ただし、津波・高潮危機管理対策のうち海岸保全基本計画の変更支援については海岸管理者又は都道府県）、海岸環境整備については都道府県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。
３・４　（略）

第３　事業の実施
１　（略）
２　実施要件
事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。
ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作が伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の２に規定する操作規則が策定されており、かつその策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

要	計画日間最大汚水量	計画放流水質				
		BOD	SS	T－N	T－P	その他
	m³／日	ppm	ppm	ppm	ppm	
資金計画	補助残		非補助			
			単独分	家庭内設備		
	受益者負担	建設費		維持管理費		
		円／戸		円／戸		
備考	（a）／（b）×100％＝					

※（略）

別紙11　（海岸保全施設整備事業に係る運用）

第２　事業内容
１　（略）
２　実施主体
高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者、海岸環境整備については都道府県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。
３・４　（略）

第３　事業の実施
１　（略）
２　実施要件
事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

また、農地保全に係るものにあっては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するものとする。

区分	工　　種	内　　容
1 海岸保全施設整備	(1)高潮対策	海岸法第40 条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。以下この別紙において同じ。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1)　（略） (2)　事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ①　高潮浸水想定区域（水防法（昭和24 年法律第193 号）第14 条の３に規定する高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）が指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ②　津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23 年法律第123 号）第53 条に規定する津波災害警戒区域をいう。以下同じ。）が指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3)・(4)　（略）
	(2)　（略）	（略）
	(3)海岸耐震対策	海岸法第40 条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の(1)から(4)までの要件（耐震性能調査にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。

区分	工種	内容
1 海岸保全施設整備	(1)高潮対策	海岸法第40 条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。以下この別紙において同じ。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1)　（略） （新設） (2)・(3)　（略）
	(2)　（略）	（略）
	(3)海岸耐震対策	海岸法第40 条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の(1)から(3)までの要件（耐震性能調査にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。

		(1)　（略） (2)　事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ①　高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ②　津波災害警戒区域が指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3)・(4)　（略）			(1)　（略） （新設） (2)・(3)　（略）
	２ 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	海岸法第 40 条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(9)までに掲げる要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。ただし、(7)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(10)に規定する海岸保全基本計画の変更支援に当たってはこの限りではない。 (1)～(5)　（略） (6)　事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ①　高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ②　津波災害警戒区域が指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (7)～(10)　（略）		２ 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	海岸法第 40 条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(8)までに掲げる要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。ただし、(6)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(9)に規定する海岸保全基本計画の変更支援に当たってはこの限りではない。 (1)～(5)　（略） （新設）

3 （略）	（略）	（略）

３・４　（略）
５　実施に当たっての留意事項
次の表に留意するものとする。

表　（略）

第６　経過措置
１　（略）
２　この運用の第２の４に規定する高潮対策事業計画、海岸耐震対策事業計画（耐震性能調査を除く。）及び津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）を令和５年度までに策定している事業は、津波災害警戒区域等の指定状況を事業計画に追記し、この運用の第３の４の（１）に規定する年度別事業計画書とともに、農地保全に係るものについては、地方農政局長等、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に提出するものとする。

3 （略）	（略）	（略）

３・４　（略）
５　実施に当たっての留意事項
農地保全に係るものについては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の 利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するほか、以下の区分に応じてそれぞれの内容に留意するものとする。

表　（略）

第６　経過措置
（略）
（新設）

別記様式第３号

○○海岸　○○対策　事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（%）
	郡　町 市　村　大字　地先	年　月　日告示	国　**都道府県**　**市町村**　**その他**

海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
		海岸延長※（m）	防護人口（人）	防護面積（ha）	その他の成果目標
※　海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、各対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。					※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)

事業の概要	農地の状況（注1）
事業の目的、整備の方法等を記述する。	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。

計画の内訳					
実施予定期間		計画総事業費		千円	
施設名等	実施内容等	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性	
合計					

関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）との連携
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1回／年）、住民への高潮又は津波に関する情報提供　等
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日（令和○年○月○日）、津波災害警戒区域の公示日（令和○年○月○日） （高潮対策の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日（又は指定予定年月）又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日（又は公示予定年月）を必ず記載）

※印：海岸延長とは、当該事業により○○対策が実施された海岸線延長とする。

○　添付資料　(1)　所在地及び位置図　(2)　計画平面図（標準横断図、構造図等を添付）
(3)　写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）　(4)　地域防災計画等の該当部分の写し

注1：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。
注2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

別記様式第３号

○○海岸　○○対策　事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（%）
	郡　町 市　村　大字　地先	年　月　日告示	国　**都道府県**　**市町村**　**その他**

海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
		海岸延長※（m）	防護人口（人）	防護面積（ha）	その他の成果目標
※　海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、各対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。					※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)

事業の概要	農地の状況（注1）
事業の目的、整備の方法等を記述する。	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。

計画の内訳					
実施予定期間		計画総事業費		千円	
施設名等	実施内容等	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性	
合計					

関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）との連携
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1回／年）、住民への高潮又は津波に関する情報提供　等
その他参考となる事項	（新設）

※印：海岸延長とは、当該事業により○○対策が実施された海岸線延長とする。

○　添付資料　(1)　所在地及び位置図　(2)　計画平面図（標準横断図、構造図等を添付）
(3)　写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）　(4)　地域防災計画等の該当部分の写し

注1：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。
注2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

記様式第５号

○○海岸　海岸耐震対策　事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（%）
	郡　町 大字　地先 市　村	年　月　日告示	国　**都道府県**　**市町村**　**その他**

海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
		海岸延長※（m）	防護人口（人）	防護面積（ha）	その他の成果目標
※　海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。					※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 （本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載）

事業の概要	浸水防止に関連した総合的な計画	農地の状況（注2）
事業の目的、整備の方法等を記述する。	注1	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注3）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。

計画の内訳					
実施予定期間		計画総事業費		千円	
施設名等	実施内容等	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性	
合計					

関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）との連携
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1回／年）、住民への高潮又は津波に関する情報提供　等
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日（令和○年○月○日）、津波災害警戒区域の公示日（令和○年○月○日） （水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日（又は指定予定年月）又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日（又は公示予定年月）を必ず記載）

※印：海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。

○　添付資料　(1)　所在地及び位置図　(2)　計画平面図（標準横断図、構造図等を添付）
(3)　写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）　(4)　地域防災計画等の該当部分の写し

注1：地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり（避難施設整備、緊急道路の確保）、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画（地域防災計画等）の概要を記載する。

注2：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注3）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注3：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

別記様式第５号

○○海岸　海岸耐震対策　事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（%）
	郡　町 大字　地先 市　村	年　月　日告示	国　**都道府県**　**市町村**　**その他**

海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
		海岸延長※（m）	防護人口（人）	防護面積（ha）	その他の成果目標
※　海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。					※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 （本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載）

事業の概要	浸水防止に関連した総合的な計画	農地の状況（注2）
事業の目的、整備の方法等を記述する。	注1	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注3）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。

計画の内訳					
実施予定期間		計画総事業費		千円	
施設名等	実施内容等	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性	
合計					

関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）との連携
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1回／年）、住民への高潮又は津波に関する情報提供　等
その他参考となる事項	（新設）

※印：海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。

○　添付資料　(1)　所在地及び位置図　(2)　計画平面図（標準横断図、構造図等を添付）
(3)　写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）　(4)　地域防災計画等の該当部分の写し

注1：地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり（避難施設整備、緊急道路の確保）、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画（地域防災計画等）の概要を記載する。

注2：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注3）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注3：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

別記様式第７－１号

○○海岸　津波・高潮危機管理対策　事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（%）
	都　町 大字　地先 市　村	年　月　日告示	国　**都道府県**　**市町村**　**その他**

海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
		海岸延長※（m）	防護人口（人）	防護面積（ha）	その他の成果目標
※　海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 　また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。					※避難時間短縮目標等を記載する。 ※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載） 〈例〉想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民2,000人→3,000人

事業の概要	計画における位置付け	農地の状況（注1）
事業の目的、整備の方法等を記述する。	地域防災計画等における当事業の位置付け	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。

計画の内訳				
実施予定期間		計画総事業費	千円（うち耐震調査等のソフト経費　千円）	
施設名等	整備内容	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性
合計				

連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1回／年）、住民への高潮又は津波に関するパンフレットの配布　等	海岸保全基本計画の変更（注3）	
		有	無
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日（令和○年○月○日）、津波災害警戒区域の公示日（令和○年○月○日） （水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援以外の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日（又は指定予定年月）又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日（又は公示予定年月）を必ず記載）		

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。
○　添付資料　(1)　所在地及び位置図　(2)　計画平面図（標準横断図、構造図等を添付）
(3)　写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）　(4)　地域防災計画等の該当部分の写し
注1：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。
注2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。
注3：本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第7-2号」も併せて提出すること。

別記様式第７－１号

○○海岸　津波・高潮危機管理対策　事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（%）
	都　町 大字　地先 市　村	年　月　日告示	国　**都道府県**　**市町村**　**その他**

海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
		海岸延長※（m）	防護人口（人）	防護面積（ha）	その他の成果目標
※　海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 　また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。					※避難時間短縮目標等を記載する。 ※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載） 〈例〉想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民2,000人→3,000人

事業の概要	計画における位置付け	農地の状況（注1）
事業の目的、整備の方法等を記述する。	地域防災計画等における当事業の位置付け	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。

計画の内訳				
実施予定期間		計画総事業費	千円（うち耐震調査等のソフト経費　千円）	
施設名等	整備内容	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性
合計				

連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1回／年）、住民への高潮又は津波に関するパンフレットの配布	海岸保全基本計画の変更（注3）	
		有	無
（新設）	（新設）		

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。
○　添付資料　(1)　所在地及び位置図　(2)　計画平面図（標準横断図、構造図等を添付）
(3)　写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）　(4)　地域防災計画等の該当部分の写し
注1：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。
注2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。
注3：本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第7-2号」も併せて提出すること。

附　則

この通知は、令和６年４月１日から施行する。

別紙２

○ 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（令和５年４月１日付け４畜産第 3008 号・４農振第 3446 号・４林整計第 907 号・４水港第 3227 号農林水産省畜産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別紙 ○　農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22　年４　月１　日付け 21 生畜第 2045　号・21 農振第 2454　号・21 林整計第 336　号・21 水港第 2724　号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）新旧対照表 表（略） 附　則 １　（略） ２　この通知による改正前の本要領別紙１－１運用１の第１の３（５）及び運用２の第９の２（１）イ並びに別紙２運用２の第１の３（５）に規定されている中心経営体については、令和７年３月 31　日までの間、なお従前の例によることができるものとする。 表（略）	別紙 ○　農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22　年４　月１　日付け 21 生畜第 2045　号・21 農振第 2454　号・21 林整計第 336　号・21 水港第 2724　号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）新旧対照表 表（略） 附　則 １　（略） ２　この通知による改正前の本要領別紙１－１運用１の第１の３（５）及び別紙２運用２の第１の３（５）に規定されている中心経営体については、令和７年３月 31　日までの間、なお従前の例によることができるものとする。 表（略）

附　則

この通知は、令和６年４月１日から施行し、令和５年４月１日以降に実施している事業について適用する。

農山漁村地域整備交付金実施要領

平成22年４月１日
21生畜第2045号
21農振第2454号
21林整計第336号
21水港第2724号

（最終改正）令和６年４月１日
５畜産第2942号
５農振第3087号
5林整計第1056号
５水港第3035号

第１　趣旨

農山漁村地域整備交付金の実施については、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年４月１日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第２　交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件

１　基幹事業

(1) 農業農村基盤整備事業

①　農地整備

別紙１－１及び別紙１－２に定めるところにより、農地の大区画化・汎用化等の整備、飼料生産の基盤整備、実施計画の策定等を行う事業をいう。

②　水利施設整備

別紙２に定めるところにより、農業用用排水施設の整備等を行う事業をいう。

③　農地防災

別紙３－１及び別紙３－２に定めるところにより、農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業をいう。

④　農村整備

別紙４－１及び別紙４－２に定めるところにより、農業農村の活性化を目的として農業生産基盤や農村生活環境等のきめ細やかな整備を行う事業をいう。

⑤　農業用水保全の森づくり事業

別紙５に定めるところにより、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給や土砂流入の軽減を図るため、水源地域における森林整備等を行う事業をいう。

(2) 森林基盤整備事業

①　森林整備事業

別紙６に定めるところにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備及び山村

の生活環境の改善にも資する路網整備等を行う事業をいう。

② 治山事業

別紙７に定めるところにより、水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防対策等を行う事業をいう。

(3) 水産基盤整備事業

① 水産物供給基盤整備事業

別紙８に定めるところにより、地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図るための整備を行うもの。

② 漁場保全の森づくり事業

別紙９に定めるところにより、磯焼けや土砂流出等により悪化している漁場環境を改善するため、荒廃した防災林の整備や上流域における森林整備等を行う事業をいう。

③ 漁港漁村環境整備事業

ア 漁業集落環境整備事業

別紙 10 に定めるところにより、水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業をいう。

イ 漁港環境整備事業

別紙 10 に定めるところにより、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する施設等の整備を行う事業をいう。

ウ 漁村再生交付金事業

別紙 10 に定めるところにより、地域の既存ストックの有効活用等を通じた総合的な整備を効率的に推進することにより、個性的で豊かな漁村の再生に資する生産基盤や生活環境施設等の整備を行う事業をいう。

(4) 海岸保全施設整備事業

① 海岸保全施設整備事業

ア 海岸保全施設整備事業

別紙 11 に定めるところにより、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う事業をいう。

イ 津波・高潮危機管理対策事業

別紙 11 に定めるところにより、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する事業をいう。

ウ 海岸環境整備事業

別紙 11 に定めるところにより、国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う事業をいう。

(5) 盛土緊急対策事業

① 盛土による災害防止のための調査事業

別紙 12－1 に定めるところにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。

② 盛土緊急対策事業

別紙 12－２に定めるところにより、以下のア及びイの盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等を行う事業をいう。

ア 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和３年８月 11 日付け３農振第 1295 号・３林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土

イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土

２ 効果促進事業

別紙 13 に定めるところにより、農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）の目標を達成するため、１に掲げる基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業をいう。ただし、事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業でないこと。

第３ 農山漁村地域整備計画

１ 農山漁村地域整備計画の関係者との調整

整備計画の策定に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。

２ 整備計画の様式

整備計画の提出に当たっての様式は､別記参考様式第１号を参考とするものとする。

３ 提出様式

整備計画の提出は、別記参考様式第２号を参考とするものとする。

４ 整備計画作成の留意事項

整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標とすること。

(2) 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

(3) 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。

(4) 都道府県等が作成する農業振興地域整備計画、地域森林計画、圏域総合水産基盤整

備事業計画、海岸保全基本計画及び国土強靱化地域計画等の関連する計画との整合を図ること。

(5) 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること。

(6) 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること。

５　整備計画の提出

実施要綱第３の１の整備計画の提出に当たっては、事業実施の前年度３月末日までに提出するものとする。前年度から整備計画の変更等がない場合であっても同様の扱いとし、新たな整備計画又は変更後の整備計画については、その都度提出するものとする。

６　整備計画の変更

実施要綱第３の３の農村振興局長等が別に定める変更とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 整備計画の廃止

(2) 整備計画の期間の変更

(3) 整備計画の目標の変更

(4) 交付対象事業の全体事業費の変更

(5) 交付対象事業の新設又は廃止

第４　助成

実施要綱第４の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに別紙１－１から別紙12－２までに定めるものとする。

第５　農山漁村地域整備計画の評価

１　実施要綱第５の１の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 目標の妥当性

(2) 整備計画の効果・効率性

(3) 整備計画の実現可能性

２　実施要綱第５の２の農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等は、次の各号のとおりとする。

(1) 交付対象事業の進捗状況

(2) 事業効果の発現状況

(3) 成果目標の目標値の実現状況

(4) 今後の方針

３　実施要綱第５の２の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。

第６　交付金交付決定前の着手

１　実施要綱第６の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合に限って行うことができるものとする。

(2) 事業実施主体は、交付金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

(3) 農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届の提出に当たっての様式は、別記参考様式第３号を参考とするものとする。

第７　監督等

実施要綱第７の２の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、別紙１－１から別紙 12－２までに定めるとおりとする。

附則

１　この通知は、平成 23 年４月１日から施行する。

２　農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2433 号農林水産省生産局長、22 農振第 2216 号農林水産省農村振興局長、22 林整第 359 号林野庁長官、22 水港第 2429 号水産庁長官通知）による改正後の第５の規定については、平成 23 年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成 22 年度の歳出予算に係る国の交付で平成 22 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

１　この通知は、平成 24 年４月６日から施行する。

２　農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生畜第 2795 号農林水産省生産局長、23 農振第 2611 号農林水産省農村振興局長、23 林整計第 345 号林野庁長官、23 水港第 3034 号水産庁長官通知）による改正後の第５の規定については、平成 24 年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成 23 年度の歳出予算に係る国の交付で平成 23 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前のとおりとする。

附則

１　この通知は、平成 25 年２月 26 日から施行する。

２　農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成 25 年２月 26 日付け 24 農振第 2103 号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定については、平成 24 年度補正予算（第１号）以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則　この通知は、平成 25 年５月 16 日から施行する。

附則　この通知は、平成 26 年４月１日から施行する。

附則　この通知は、平成 27 年４月９日から施行する。

附則　この通知は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附則　この通知は、平成 28 年４月１日から施行する。

附則　この通知は、平成 29 年４月１日から施行する。

附則　この通知は、平成 30 年４月１日から施行する。

附則　この通知は、平成 31 年２月８日から施行する。

附則　この通知は、平成 31 年４月１日から施行する。

附則　この通知は、令和２年１月 30 日から施行する。

附則　この通知は、令和２年４月１日から施行する。

附則　この通知は、令和３年４月１日から施行する。

附則　この通知は、令和３年 12 月 21 日から施行する。

附則　この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附則　この通知は、令和４年７月５日から施行する。

附則

１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別紙１－１運用１の第 11 の２、別紙１－１運用２の第 11 の 12、別紙１－１運用４の第３の７、別紙２運用１の第７の３(8)、別紙２運用２の第９の４、別紙２運用３の第９、別紙２運用４の第８、別紙２運用５の第８、別紙３－１運用１の第６の６、別紙４－１運用１の第 11 の３、別紙４－１運用３の第２の５及び別紙４－１運用４の第２の３の（２）の改正規定については、令和５年５月 26 日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領別紙１－１運用１の第１の３（５）及び運用２の第９の２（１）イ並びに別紙２運用２の第１の３（５）に規定されている中心経営体については、令和７年３月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

附則　この通知は、令和６年４月１日から施行する。

別記参考様式第１号

農山漁村地域整備計画

計画の名称
計画策定主体
対象市町村
計画の期間
計画の目標
定量的指標
対象事業

事業名	事業型	事業箇所名（地区名）	事業実施主体	関係市町村	計画期間内の事業内容（工種及び数量）	工期	計画期間内の総事業費	費用対効果	備考
○○事業①									
効果促進事業									
○○事業②									
・・・・・									
・・・・・									
合計（全体事業費）									

別記参考様式第２号

番　号
年月日

農林水産大臣　　殿

〔農林水産省地方農政局長
国土交通省北海道開発局長　経由〕※1

都道府県知事名
市町村長名

農山漁村地域整備計画の提出

農山漁村地域整備交付金実施要綱第３の１の規定により、別紙※2のとおり農山漁村地域整備計画を提出します。

※１　提出にあたり、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）を経由することができる。

※２　別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第３の１に基づき策定される農山漁村地域整備計画（別記参考様式第１号）

別記参考様式第３号

番　号
年月日

農林水産大臣　　殿

農林水産省地方農政局長 国土交通省北海道開発局長　経由	※１

事業実施主体の長※２

農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届

農山漁村地域整備交付金実施要綱第６の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手いたしたいので、お届けする。

記

１　交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
２　交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
３　当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

※１　提出にあたり、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）を経由することができる。
※２　提出にあたり、事業実施主体の長が都道府知事又は市町村長以外の場合、交付主体（都道府県知事又は市町村長）を経由しなければならない。

別紙
１　農山漁村地域整備計画の名称
２　事業名（事業メニュー、事業型、事業箇所名（地区名））
３　事業実施主体
４　関係市町村
５　計画期間内の事業内容及び総事業費
６　当該年度の事業内容、事業費及び国費
７　着手予定年月日
８　完了予定年月日
９　交付決定前着手を必要とする理由

別紙一覧表

別紙	1	－	1	農地整備に係る運用
別紙	1	－	2	農地整備に係る取扱い
別紙	2			水利施設整備に係る運用
別紙	3	－	1	農地防災に係る運用
別紙	3	－	2	農地防災に係る取扱い
別紙	4	－	1	農村整備に係る運用
別紙	4	－	2	農村整備に係る取扱い
別紙	5			農業用水保全の森づくり事業に係る運用
別紙	6			森林整備事業に係る運用
別紙	7			治山事業に係る運用
別紙	8			水産物供給基盤整備事業に係る運用
別紙	9			漁場保全の森づくり事業に係る運用
別紙	10			漁港漁村環境整備事業に係る運用
別紙	11			海岸保全施設整備事業に係る運用
別紙	12	－	1	盛土による災害防止のための調査事業に係る運用
別紙	12	－	2	盛土緊急対策事業に係る運用
別紙	13			効果促進事業に係る運用

別紙１－１（農地整備に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のアの(ｱ)に掲げる農地整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用１から運用４までに定めるところによる。

第２　農地整備の実施事業

農地整備において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

１　農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業であり、運用１及び取扱いに掲げる事業とする。

２　農業基盤整備促進事業

地域の実情に応じたきめ細かな農地整備等を行う事業であり、運用２に掲げる事業とする。

３　実施計画策定事業

農地整備事業等の整備対象となる地域において、整備対象の事業実施計画の策定に必要な諸条件について調査､計画及び設計を行う実施計画策定を行う事業であり、運用３に掲げる事業とする。

４　草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産生産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備等を行う事業であり、運用４に掲げる事業とする。

運用１（農地整備事業）

第１　定義

農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

１　農地所有適格法人等　農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。以下この別紙において同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第４項に規定する特定農業法人をいう。以下この別紙において同じ。）をいう。

２　経営等農用地　所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第４条第３項第１号の利用権をいう。以下この別紙において同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（６に定める基幹ほ場３作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

３　担い手　次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第６条第１項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

(1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受けた者をいう。以下この別紙において同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア　専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる 16 歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ　その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ　生産基盤整備事業等（別表１の区分の欄の１から３までの事業をいう。以下この別紙において同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね 3.5 ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。）の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して

都道府県知事はあらかじめ地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長。以下この別紙において「地方農政局長等」という。）の意見を聴くものとする。

エ　事業実施地区について、第５の１により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下この別紙において「促進計画」という。）、第５の２により市町村が作成する農業農村活性化計画(以下この別紙において「活性化計画」という。）の目標年度又は第２の４の耕作放棄地型の事業完了年度（耕作放棄地解消・集積促進事業（別表１の区分の欄の４の(3)のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を実施する場合にあっては、第５の４により都道府県知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。））の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

なお、促進計画及び活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の５年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア　農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ　主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場３作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ　促進計画又は活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第 23 条第４項に定める特定農業団体をいう。以下この別紙において同じ。)又は次に掲げる全ての要件を満たす組織（以下この別紙において「特定農業団体等」という。）であることが確実と見込まれること。

ア　目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ　その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ｱ)　農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下この別紙において「計画策定日」という。）から起算して５年を経過する日前であること。

(ｲ)　当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ｳ)　当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下この別紙において「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(ｴ)　当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ　その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ　その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ　市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して５年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の３分の２以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稲については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、２分の１以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

促進計画若しくは活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第２条第４項第１号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下この別紙において「中心経営体 」という。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

４　２の「基幹ほ場３作業」とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する３つの作業とし、畑作にあっては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する２つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

(1) 耕起
(2) 代かき
(3) 田植え又は播種
(4) 収穫

第２　事業の内容

農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

１　経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業（別表１の区分の欄の１の農業生産基盤整備事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの

(2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるもののうち２以上を総合的に実施するもの

(3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表１の区分の欄の２から４までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

２　耕作放棄地型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)まで又は(7)に掲げるものを実施するもの

(2) (1)の生産基盤整備事業と別表１の区分の欄の２から４までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを一体的に実施するもの

３　通作条件整備

以下の事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

(1)基幹農道整備

ア　一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ　保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2)一般農道整備

ア　一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ　樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第４条第１項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地(以下この別紙においては｢野菜指定産地における畑地帯｣という。)、田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下この別紙において「田畑輪換を行う水田地帯」という。）又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第２条の４第１項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

ウ　農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第２条第４項に定める農業集落（以下この別紙において「農業集落」という。）を結ぶ農道の整備を行う。

エ　保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

第３　事業実施主体

１　農地整備事業の事業実施主体は、２から６に定める場合を除き、都道府県とする。

２　指導事業（別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(1)のア及び(2)のアの指導事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。

３　調査･調整事業(別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(1)のイ及び(2)のイの調査・調整事業をいう。以下この別紙において同じ。）及び耕作放棄地活用推進事業(別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(5)の耕作放棄地活用推進事業をいう。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

４　農業経営高度化促進事業（別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(3)の農業経営高度化促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

５　耕地利用高度化推進事業（別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(4)の耕地利用高度化推進事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、都道府県、又は市町村とする。

６　通作条件整備における保全対策型の事業実施主体は都道府県又は市町村とする。

第４　実施要件

１　経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア　生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下この別紙において「担い手農地利用集積率」という。)が、事業開始時(別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(1)の事業（以下この別紙において「高度土地利用調整事業」という。)を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下この別紙において同じ。)に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。

(ｱ)　事業開始時における担い手農地利用集積率が 20%未満である場合にあっては、これが30%以上となること。

(ｲ)　事業開始時における担い手農地利用集積率が 20%以上 50%未満である場合にあっては、これが10パーセントポイント以上増加すること。

(ｳ)　事業開始時における担い手農地利用集積率が 50%以上 55%未満である場合にあっては、これが60%以上となること。

(ｴ)　事業開始時における担い手農地利用集積率が 55%以上 90%未満である場合にあっては、これが５パーセントポイント以上増加すること。

(ｵ)　事業開始時における担い手農地利用集積率が 90%以上 95%未満である場合にあっては、これが95%以上となること。

(ｶ)　事業開始時における担い手農地利用集積率が 95%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

イ　生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、別に定める集約化要件を満たす農用地面積（以下この別紙において「担い手農地集約化面積」という。）の割合(以下この別紙において「担い手農地集約化率」という。)が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

(ｱ)　事業開始時における担い手農地集約化率が 13%未満である場合にあっては、これが20%以上となること。

(ｲ)　事業開始時における担い手農地集約化率が 13%以上 35%未満である場合にあっては、これが７パーセントポイント以上増加すること。

(ｳ)　事業開始時における担い手農地集約化率が 35%以上 38.5%未満である場合にあっては、これが42%以上となること。

(ｴ)　事業開始時における担い手農地集約化率が 38.5%以上 63%未満である場合にあっては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。

(ｵ)　事業開始時における担い手農地集約化率が 63%以上 66.5%未満である場合にあっては、これが66.5%以上となること。

(ｶ)　事業開始時における担い手農地集約化率が 66.5%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への集約化が図られること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ｱ)　事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

①　農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱（平成 22 年経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）第７に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下この別紙において「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

②　農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第７項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

(ｲ)　生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ｱ)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。

(3) 中心経営体農地集積促進事業（別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(3)のアの中心経営体農地集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この別紙において「中心経営体集積率」という。）が 35%以上となること。

２　耕作放棄地型

(1) 別紙１－２の第３の２の(1)に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下この別紙において「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。

(2) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上であること。

(3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び別紙１－２の第３の３の(3)に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が６%以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50%以上の場合にあっては、３%以上）であること。

(4) 耕作放棄地解消・集積促進事業（別表１の区分の欄の４の(3)のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。）を行う場合にあっては、別に定める要件を満たすこと。

３　通作条件整備

通作条件整備の実施に当たっては、以下の要件による。ただし、(1)のイ及び(2)のエの実施に当たっては、個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。それ以外の実施にあたっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。

(1) 基幹農道整備

ア　一般型

(ｱ)　受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上であること。ただし、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下この別紙において単に「過疎地域」という。）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域(以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において、「指定棚田地域」という。）において行うものにあっては、受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上であること。

(ｲ)　総事業費が１億円以上であること。

(ｳ)　農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね４メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあっては、車道幅員がおおむね３メートル以上であること。

(ｴ)　自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。

イ　保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

(ｱ)　受益面積の合計が 50 ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあっては、受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール以上であること。

(ｲ)　総事業費の合計が 30 百万円以上であること。

(2)一般農道整備

ア　一般型

(ｱ)　受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあっては、受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上であること。

(ｲ)　総事業費が５千万円以上であること。

(ｳ)　全幅員がおおむね 4.5 メートル以上であること。ただし、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯（以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。）、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ。）又は指定棚田地域において行うものにあっては、全幅員がおおむね４メートル以上であること。

イ　樹園地等型

受益面積がアの（ア）の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち、農道網の整備に必要なもの。

(ｱ)　総事業費及び全幅員がアの（イ）及び（ウ）の条件に適合する幹線農道

(ｲ)　全幅員がおおむね３メートル以上である支線農道

(ｳ)　全幅員がおおむね２メートル以上である末端耕作道

(ｴ)　総延長がおおむね 500 メートル以上である軌道等運搬施設（野菜指定産地における畑地帯又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。）

ウ　農業集落間型

事業を実施しようとする地域に含まれる少なくとも一つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域（以下この別紙において「特定農山村地域」という。）、指定棚田地域、それらに準ずる地域又は、林野率が 50 パーセント以上であり、かつ、主傾斜が概ね 100 分の１以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の 50 パーセント以上を占める地域に含まれ、農業集落の通作圏の拡大による経営規模の拡大等の地域の農業構造の改善、既設農道及び各種農業関連施設等の一層の利用拡大並びに、農業集落の農家、地

域住民等の農村環境の改善に資する計画路線であって、次の条件に適合するもの。

(ｱ)　受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上であること。

(ｲ)　総事業費が５千万円以上であること。

(ｳ)　車道幅員がおおむね４メートル以上であること。

エ　保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

(ｱ)　受益面積の合計が 50 ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあっては、受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール以上であること。

(ｲ)　総事業費の合計が 30 百万円以上であること。

第５　計画の作成

本事業の実施に当たっては、都道府県知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるもののうち必要な計画を地方農政局長等に提出するものとする。

１　経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)の促進計画の提出を受けた上で、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下この別紙において「令」という。）50 条第３項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下この別紙において「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて(5)の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 集積促進整備計画

ア　農地整備事業に係る令第 50 条第３項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

(ｱ)　次に掲げる事項が明らかなものであること。

①計画区域の現況

②担い手等の見通し

③担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容

(ｲ)　第４の１の(2)の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。

イ　集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ｱ)　農業構造改善目標

(ｲ)　担い手等の見通し

(ｳ)　農用地の流動化計画

(ｴ)　経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画
(ｵ)　土地利用計画
(ｶ)　農業生産基盤整備計画
(2) 促進計画
ア　促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。
イ　促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、１から数集落を対象とする。
ウ　促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
(ｱ)　農業構造再編の目標
(ｲ)　農用地の流動化計画
(ｳ)　経営体育成計画
(ｴ)　農地所有適格法人等育成計画
(ｵ)　土地利用計画
(ｶ)　農業機械利用計画
(ｷ)　ほ場の整備計画
(ｸ)　農業生産基盤の整備目標
(ｹ)　関連事業計画
(ｺ)　推進体制整備計画
(ｻ)　営農環境の整備目標
(ｼ)　土地改良施設等の管理計画
(ｽ)　農業農村整備事業管理計画
(ｾ)　その他必要な事項
エ　促進計画の作成にあたっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第７の規定について十分な周知を図るものとする。
オ　促進計画の策定にあたっては、次の計画等との整合を図るものとする。
(ｱ)　農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第４条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第８条に規定する市町村農業振興地域整備計画
(ｲ)　農業農村整備事業管理計画について(平成３年６月 24 日付け３構改Ｄ第 400 号構造改善局長通知)に定める事業管理計画
２　耕作放棄地型
都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別紙１－２の第４の４に定めるところにより、令第 50 条第８項の遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。）を作成するものとする。
３　高付加価値農業振興計画
都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しく

は変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表１の区分の欄の２の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

ア　当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

イ　品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

ウ　農作物の加工を通じた地域特産物の開発

エ　その他適当と認められる手法

(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　農業振興の構想

①　農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

②　高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ　高付加価値農業形成計画

①　高付加価値農業に関する営農計画

②　土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

③　農用地の権利移動状況

④　各種計画との調整

４　農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、別紙１－２の第４の５に定めるところにより、農業経営高度化計画を作成するものとする。

５　通作条件整備計画

通作条件整備の事業計画は、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。ただし、第２の３の（１）のイ、（２）のウ及びエの事業についてはこの限りではない。

第６　事業の中間審査

１　都道府県知事は、経営体育成型（第５の１の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）においては、開始年度を含めて３年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、集積促進整備計画を踏まえ、経営体育成基盤整備事業計画審査表（以下この別紙において「計画審査表」という。）を作成し、計画審査表に定められた事項の達成状況について審査を行い、その結果を地方農政局長等に

報告するものとする。

２　１の審査の結果、計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、別に定める基準に達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

３　地方農政局長等は、２の報告において別に定める基準に達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。

４　都道府県知事は、地方農政局長等から３の指示を受けた場合には、事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の実施方針の策定にあたっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。

５　地方農政局長等は４の報告について評価を行い、その結果、計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

第７　計画の変更等

１　都道府県知事は、経営体育成型において、促進計画の変更があった場合（別紙１－２に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

２　都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

３　都道府県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1) 農道の新設又は改良を行うもの（第２の３の（２）のウに規定する農業集落間型（以下この別紙において「農業集落間型」という。）によるものを除く。）

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。

ア　当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ　主要工事計画については、土地改良法施行規則第 38 条の２等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件（平成 18 年９月 25 日農林水産省告示第 1272 号。以下この別紙において「告示」という。）第１号の（３）のイの（ア）及び（イ）に掲げる変更

ウ　事業費であって告示第２号に規定されているものについての変更

(2) 保全対策型及び農業集落間型

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うも

のとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、緊急対策施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。

ア　当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ　主要工事計画の著しい変更

ウ　物価又は労賃の変動によるものを除く主要工事計画に係る事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第８　事業の達成状況報告等

経営体育成型又は耕作放棄地型として農地整備事業を実施する場合、都道府県知事は、地方農政局長等に、農地整備事業の達成状況について報告するものとする。

第９　助成

国は、本事業に要する費用のうち別記に掲げる工事費及び促進費の一部につき、別に定めるところにより都道府県に助成するものとする。

第 10　発電施設における固定価格買取制度との調整等

１　本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年４月１日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

２　本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和２年 11 月末日までに交付要綱第４に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第 11　その他

1　この事業の実施については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令に定めるところによる。

2　第２の３（(2)のウを除く。）及び別表１の区分１の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

3　２に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は２の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第 12　経過措置

1　ほ場整備事業実施要綱（昭和 41 年７月 26 日付け 41 農地Ｄ第 1241 号農林事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業の取扱いについては、なお従前の例による。

2　土地改良総合整備事業実施要綱（昭和 52 年４月 16 日付け 52 構改Ｄ第 217 号農林事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業（一般型、省力化型、担い手育成型及び担い手支援型）の取扱いについては、なお従前の例による。

3　経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成 15 年４月１日付け 14 農振第 2486 号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成 15 年度に採択された事業の実施地区については、第４の１の(2)のアの(ｱ)の規定は適用しないものとする。

4　ほ場整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業（担い手育成型）、土地改良総合整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業（担い手育成型）及び畑地帯総合整備事業実施要綱（平成９年 10 月８日付け９構改Ｄ第 238 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成 14 年度までに採択された畑地帯総合整備事業の地区であって、農業経営高度化支援事業を実施するものについては、第４の１の(3)のア及び第４の２の(3)に規定する「20％」を「５％」と読み替えることとする。

5　経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき平成 15 年度に採択された事業の実施地区については、第４の１の(2)のアの(ｲ)の基準を、「事業の完了時において、以下の①及び②を満たすことが確実と見込まれること。

①　担い手農地利用集積率が 25％以上となること。

②　担い手農地利用集積増加率が 20％以上となること。」

と読み替えるものとする。

なお、土地改良総合整備事業実施要綱第４に規定する土地改良総合整備事業（担

い手支援型）で採択の申請を検討していた地区のうち経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき採択した地区については、第４の１の(2)のアの(ｲ)の基準を、「事業の完了時において、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加することが確実と見込まれること。

(1) 事業開始時における担い手農地利用集積率が 20％未満である場合にあっては、これが 25％以上となること。

(2) 事業開始時における担い手農地利用集積率が 20％以上である場合にあっては、これが５パーセントポイント以上増加すること。」

と読み替えるものとする。

6 「土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について」（平成９年 10 月８日付け９構改Ｄ第 242 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年７月 28 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）の第２の表の(2)の部の２畑地帯総合整備事業・(1)一般型の項の採択基準等の欄の(1)又は「畑地帯総合整備事業実施要綱の制定について」による廃止前の高生産性土層改良事業実施要綱（平成６年７月８日付け６構改Ｄ第 420 号農林水産事務次官依命通知）及び畑地帯総合整備事業（施設整備型）実施要綱（平成８年７月 31 日付け８構改Ｄ第 549 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業については、なお従前の例によるものとする。

7 「畑地帯総合整備事業実施要綱の一部改正について」（平成 11 年 10 月１日付け 11 構改Ｄ第 156 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の畑地帯総合整備事業実施要綱第４の３に基づき、平成 10 年度以前に採択された畑地帯総合整備事業の地区については、なお従前の例によるものとする。

8 ６及び７に定めるところにかかわらず、この通知の施行前に採択された畑地帯総合整備事業実施要綱第４の３、土地改良事業関係補助金交付要綱の第２の表の(2)の部の２畑地帯総合整備事業・(1)一般型の項採択基準等の欄の(1)、緊急畑地帯総合整備事業実施要綱（平成元年７月７日付け元構改Ｄ第 477 号農林水産事務次官依命通知）及び高生産性土層改良事業実施要綱に基づき採択された地区であって、畑地帯総合整備事業実施要綱第４の１及び２の要件に該当するものについては、別に定める方法により、畑地帯総合整備事業実施要綱に基づく事業とすることができる。

9 「畑地帯総合整備事業実施要綱の一部改正について」（平成 20 年４月１日付け 19 農振第 1904 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の畑地帯総合整備事業実施要綱別表１の区分の欄の２の項の事業種類の欄の(7)に定める事業として、改正前に同要綱第７の１の規定に基づき平成 20 年度における事業実施採択申請が行われているもののうち農用地への野生鳥獣の侵入防止のために必要な鳥獣侵入防止設備の新設、廃止又は変更に該当するものについては、改正後の畑地帯総合整備事業実施要綱別表１の区分の欄の１の項の事業種類の欄の(8)に定める事業として申請が行われたものとみなす。

10 経営体育成基盤整備事業実施要綱及び畑地帯総合整備事業実施要綱に基づき実

施してきた地区であって、平成23年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、要綱別紙１の１の（１）に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業へ移行されたものとみなす。

11　農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長通知・22農振第2216号農林水産省農村振興局長通知・22林整計第359号林野庁長官通知・22水港第2429号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙（番号１　経営体育成基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、要綱別紙１の１の（１）に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業へ移行されたものとみなす。

12　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年４月１日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が農地整備事業に移行する場合における取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。

13　地域自主戦略交付金交付要綱の別紙１の農地整備事業に係る運用の第５の規定及び別紙７の第４の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

14　農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年４月１日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙１の第５の９に基づいて、平成23年度における事業実施に必要な資料（以下この別紙において「必要資料」という。）の提出を行っている地区については、本要領に基づき必要資料が提出されたものとみなし、平成22年度において必要資料に位置づけられている地区で、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

15　耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱の例による。

16　農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長通知・22農振第2216号農林水産省農村振興局長通知・22林整計第359号林野庁長官通知・22水港第2429号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生

畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号５　耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、従前の例による。

17　農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2433 号農林水産省生産局長通知・22 農振第 2216 号農林水産省農村振興局長通知・22 林整計第 359 号林野庁長官通知・22 水港第 2429 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙（番号３　地域水田農業再編緊急整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、従前の例による。

18　「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 26 年４月１日付け 25 生畜第 2095 号農林水産省生産局長、25 農振第 2128 号農林水産省農村振興局長、25 林整計第 960 号林野庁長官、25 水港第 2975 号水産庁長官通知）」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施していた地区にあっては、改正前の農業経営高度化促進事業を実施することができる。

19　平成 30 年 4 月 1 日から令和３年３月 31 日までに第４の３の(1)のイ及び(2)のエの保全対策（点検診断のみを行う場合を除く。）に着手する場合であって、当該着手までに個別施設計画を策定することができないやむを得ない理由があるときには、保全対策の実施と併せて令和３年３月 31 日までに個別施設計画を策定するものとする。

20　平成 30 年３月 31 日以前に第４の３の(1)のイ及び(2)のエの保全対策（点検診断のみを行う場合を除く。）に着手した事業における実施要件については、なお従前の例による。

21　農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成 25 年２月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、令和３年度以降も実施する必要がある地区については、第７の申請及び採択が行われたものとみなす。

別　記

1　工事費

ア　純工事費

イ　測量設計費

ウ　用地費及び補償費

エ　船舶機械器具費

オ　全体実施設計費

カ　換地費

2　促進費

別表１

区　　分	事業種類	事　　業　　内　　容	備　　考
1　農業生産基盤整備事業	(1) 農業用用排水施設整備事業	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更	
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更	
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等	
	(4) 暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破砕工	
	(5) 区画整理事業	農用地等の区画形質の変更	
	(6) 除礫	除礫	
	(7) 農用地造成	農用地の造成	
	(8) 農地保全	農用地の保全のため必要な事業	
2　農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業	土壌改良資材の投入等	
	(2) 高付加価値農業施設移転等事業	事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業	
	(3) 交換分合	農用地等の交換分合	
	(4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置等	
	(5) 埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3　営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備	
	(2) 農業集落排水施設整備事業	農業用用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備	
	(3) 農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備	
	(4) 農業集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備	
	(5) 用地整備事業	区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備	

	(6) 環境整備事業	親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	
	(7) 生態系保全空間整備事業	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備	
	(8) 営農用水施設	農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの	
	(9) 農作業準備休憩施設	農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備	
	(10) 地域資源利活用基盤	地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業		
	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	経営体育成型に限る
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	経営体育成型に限る
	(2) 耕作放棄地解消支援事業 ア 指導事業	土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	耕作放棄地型に限る
	イ 調査・調整事業	耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	耕作放棄地型に限る
	(3) 農業経営高度化促進事業		
	ア 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援	経営体育成型及び畑地帯担い手育成型に限る
	イ 耕作放棄地解消・集積促進事業	担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援	耕作放棄地型に限る
	(4) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査	経営体育成型に限る

	(5) 耕作放棄地活用推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	耕作放棄地型に限る

運用２（農業基盤整備促進事業）

第１　事業の内容

本事業の事業内容は、別表１の事業種類の欄に掲げる区分に応じて定めるものとする。

第２　事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第８条第２項１号の農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。

第３　事業実施主体

１　本事業の実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体（以下この別紙において「農業者団体」という。）とする。

２　１の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第１項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年４月１日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙５に規定する広域活動組織とする。

３　別表１の区分２の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第４　実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

１　第５の農業基盤整備計画を策定していること。

２　１地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。

３　１地区当たりの受益者数が、農業者２者以上であること。

第５　農業基盤整備計画の作成

１　本事業を実施しようとする者は、次に掲げる事項を定めた農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

（１）事業実施期間
（２）基盤整備の概要
（３）基盤整備の計画
（４）農地防災事業の実施
（５）費用負担の方法
（６）施設の予定管理者及び予定管理方法
（７）その他必要な事項

２　農業基盤整備計画は、別記様式第１号により作成するものとする。

３　１の示す「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

４　農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第６　事業の実施

事業の実施にあたっては、以下のいずれかにより行うものとする。

１　都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、都道府県が本事業を自ら実施しようとする場合にあっては、第５により作成された農業基盤整備計画を地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。

２　市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村又は農業者団体は、事業を実施したい旨を都道府県知事に申し出るものとし、都道府県知事は、これを基に農業基盤整備計画を地方農政局長等に提出するものとする。

３　農業基盤整備計画は、別記様式第２号により作成するものとする。

第７　事業の変更

１　事業変更の申請については、以下のとおりとする。

（１）都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第６の１により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、２に定める重要な変更が生じた場合には、事業変更を地方農政局長等に報告するものとする。

（２）市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、第６の２により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、２に定める重要な変更が生じた場合には、事業を変更したい旨を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業変更を地方農政局長等に報告するものとする。

２　１に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。

（１）総事業費の 20 パーセント以上の変動
（２）受益面積の５パーセント以上かつ５ヘクタール以上の変動
３　事業変更報告書は、別記様式第３号により作成するものとする。

第８　事業の達成状況報告等

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめるものとする。

１　事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。
（１）都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、第６の１により実施した場合にあっては、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に報告するものとする。
（２）市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村又は農業者団体が第６の２により実施した場合にあっては、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。
２　１の「事業達成状況報告」の取りまとめは、別記様式第１号により行うものとする。
３　１の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第４号によるものとする。

第９　助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2567 号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。

１　別表１の定率助成に係るもの
本事業に要する費用のうち次に定める経費の総額に別に定める補助率を乗じた額
（１）純工事費
（２）測量設計費
（３）用地費及び補償費
（４）船舶機械器具費
（５）全体実施設計費
（６）換地費
（７）調査・調整費
（８）経理管理・指導費
２　別表１の定額助成に係るもの
事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に次に定める助成単価を乗じた額の合計
（１）助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成

単価は、別表２の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の２分の１程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア　イに掲げるもの以外のものにあっては､別表２の助成単価の欄の１に掲げるもの

イ　事業完了時までに中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第19条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第４項第１号ハに定める組織）、市町村の基本構想（農業経営基盤強化促進法第６条第１項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあっては、別表２の助成単価の欄の２に掲げるもの

（２）（１）のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が１ヘクタール（北海道にあっては３ヘクタール）以上のまとまりを有する状態をいう。この場合において、２つ以上の農用地であって、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア　２つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ　２つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ　２つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ　段状をなしている２つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ　２つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ　その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

（３）（２）の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第４条第３項第１号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場３作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

（４）（３）の基幹ほ場３作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する３つの作業とし、畑作にあってはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する２つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア　耕起

イ　代かき

ウ　田植え又は播種

エ　収穫

第 10　発電施設における固定価格買取制度との調整等

1　本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年４月１日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2　本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和２年 11 月末日までに交付要綱第４に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第 11　その他

1　本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

2　本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

3　市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。

4　事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手続等の公正性及び透明性の確保を図るものとする。

5　別表１の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（１）に該当するもの及び別表１の定額助成に係るもののうち事業種類の欄（７）に該当するものについては、その整備の実施後８年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の１以上（その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地

のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合、別表１の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（４）に該当するもの及び別表１の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（１）から（４）までに該当するものについては、その整備の実施後８年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

（１）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第１項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合

（２）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合

（３）上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

６　５により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

補助金返還額＝Ａ×Ｃ／Ｂ

ただし、Ａ：返還対象補助金の総額

Ｂ：受益地の総面積

Ｃ：転用受益地の面積

７　本事業のうち、土地改良事業として実施すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。

８　本事業により整備された発電施設により発電された電力を固定価格買取制度により売電を行う場合の当該発電施設の整備に係る経費は、交付金の交付対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りではない。

９　事業実施主体は、事業達成報告書及び農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年４月１日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）第13の規定による実績報告書に、農業者施工の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。

10　事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表１の区分１の事業種類の欄（８）の指導（以下この別紙において「指導事業」という。）を実施していない場合又は１地区当たりの単年度の補助金交付額が１億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年４月１日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第３の１の（４）に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士による外部監査を受けるものとする。

11　農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業

者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

12　別表１の区分１の（１）～（６）に掲げる事業及び区分２の（１）～（９）の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

13　12 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 12 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表１

区分	事業種類	事業内容
１．定率助成	(1) 農業用用排水施設	農業用用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道	農作業道の変更
	(6) 農用地の保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
２．定額助成	(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 客土	耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土
	(9) 除礫	30mm 以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫

別表2

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">事業種類</th><th rowspan="2">事業内容等</th><th colspan="2">助成単価</th></tr>
<tr><th>１．通常の助成単価(※1)</th><th>２．集約化加算単価(※1)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">（１）田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)</td><td>畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合</td><td rowspan="2">30m × 100m(30a) のほ場２枚を 60m × 100m(60a)のほ場１枚へ区画拡大。
ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）。</td><td>25.0万円/10a
【18.0万円/10a】</td><td>30.0万円/10a
【21.5万円/10a】</td></tr>
<tr><td>畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合</td><td>23.5万円/10a
【17.0万円/10a】</td><td>28.0万円/10a
【20.0万円/10a】</td></tr>
<tr><td>畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合</td><td>30m × 100m(30a) のほ場２枚を 60m × 100m(60a)のほ場１枚へ区画拡大。
簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）。</td><td>6.0万円/10a
【5.0万円/10a】</td><td>7.0万円/10a
【6.0万円/10a】</td></tr>
<tr><td>畦畔撤去のみの場合</td><td>30m × 100m(30a) のほ場２枚を 60m × 100m(60a)のほ場１枚へ区画拡大。
畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）。</td><td>3.5万円/100m
【3.5万円/100m】</td><td>4.0万円/100m
【4.0万円/100m】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（２）田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)</td><td>水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合</td><td rowspan="3">30m × 100m(30a) のほ場２枚を 60m × 100m(60a)のほ場１枚へ区画拡大。
ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置、</td><td>42.0万円/10a
【29.5万円/10a】</td><td>50.0万円/10a
【35.0万円/10a】</td></tr>
<tr><td>水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合</td><td>40.0万円/10a
【28.5万円/10a】</td><td>48.0万円/10a
【34.0万円/10a】</td></tr>
<tr><td>水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合</td><td>22.5万円/10a
【16.5万円/10a】</td><td>27.0万円/10a
【19.5万円/10a】</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（３）畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)</td><td>畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合</td><td rowspan="2">30m×100m(30a)の畑２枚を 60m×100m(60a)の畑１枚へ区画拡大
ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</td><td>25.0万円/10a
【18.0万円/10a】</td><td>30.0万円/10a
【21.5万円/10a】</td></tr>
<tr><td>畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合</td><td>23.5万円/10a
【17.0万円/10a】</td><td>28.0万円/10a
【20.0万円/10a】</td></tr>
<tr><td>畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合</td><td>30m×100m(30a)の畑２枚を 60m×100m(60a)の畑１枚へ区画拡大
簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</td><td>6.0万円/10a
【5.0万円/10a】</td><td>7.0万円/10a
【6.0万円/10a】</td></tr>
<tr><td>畦畔撤去のみの場合</td><td>30m×100m(30a)の畑２枚を 60m×100m(60a)の畑１枚へ区画拡大
畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）</td><td>3.5万円/100m
【3.5万円/100m】</td><td>4.0万円/100m
【4.0万円/100m】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（４）畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)</td><td>水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合</td><td rowspan="3">30m×100m(30a)の畑２枚を 60m×100m(60a)の畑１枚へ区画拡大
ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置、</td><td>42.0万円/10a
【29.5万円/10a】</td><td>50.0万円/10a
【35.0万円/10a】</td></tr>
<tr><td>水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合</td><td>40.0万円/10a
【28.5万円/10a】</td><td>48.0万円/10a
【34.0万円/10a】</td></tr>
<tr><td>水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合</td><td>22.5万円/10a
【16.5万円/10a】</td><td>27.0万円/10a
【19.5万円/10a】</td></tr>
<tr><td>（５）暗渠排水</td><td>バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合</td><td>30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を３本埋設</td><td>19.0万円/10a
【13.5万円/10a】</td><td>22.5万円/10a
【16.0万円/10a】</td></tr>
</table>

		表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）		
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径 50mm～60mm）を３本埋設 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	17.0 万円/10a 【12.0 万円/10a】	20.0 万円/10a 【14.0 万円/10a】
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径 50mm～60mm）を３本埋設 掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	12.0 万円/10a 【8.5 万円/10a】	14.0 万円/10a 【10.0 万円/10a】
	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径 50mm～60mm）を３本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	10.5 万円/10a 【7.5 万円/10a】	12.5 万円/10a 【9.0 万円/10a】
（６）湧水処理	表土扱いを行う場合	本暗渠管（管径 50mm～60mm）設置 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	20.5 万円/100m 【14.0 万円/100m】	24.5 万円/100m 【16.5 万円/100m】
	表土扱いを行わない場合	本暗渠管（管径 50mm～60mm）設置 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	18.5 万円/100m 【12.5 万円/100m】	22.0 万円/100m 【15.0 万円/100m】
（７）末端畑地かんがい施設	樹園地の場合	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）	29.0 万円/10a 【20.5 万円/10a】	34.5 万円/10a 【24.5 万円/10a】
	樹園地以外の畑地の場合		18.5 万円/10a 【13.0 万円/10a】	22.0 万円/10a 【15.5 万円/10a】
	ほ場外からの接続管		6.5 万円/10m 【4.5 万円/10m】	7.5 万円/10m 【5.0 万円/10m】
	給水栓設置のみの場合	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）	2.0 万円/箇所 【1.5 万円/箇所】	2.0 万円/箇所 【1.5 万円/箇所】
（８）客土		客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	26.0 万円/10a 【17.5 万円/10a】	31.0 万円/10a 【21.0 万円/10a】
（９）除礫		除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	23.5 万円/10a 【16.0 万円/10a】	28.0 万円/10a 【19.0 万円/10a】

注）事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

1）施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。

2）助成額は、受益面積のうち１アール未満又は施工延長のうち 10 メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄（10）にあっては、施工延長のうち 10 メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

3）耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア （1）から（4）までにあっては、受益面積 10 アール当たり２万５千円（施工延長 100 メートル当たり１万円）を減算

イ （5）にあっては、受益面積 10 アール当たり１万５千円を減算

ウ （6）にあっては、施工延長 100 メートル当たり１万円を減算

4) （5）に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり３万円を加算するものとする。

5) （5）及び（6）について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65㎜以上の場合には、受益面積 10 アール当たり（（6）にあっては施工延長 100 メートル当たり）２万円を加算するものとする。

6) （5）について、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり１万５千円を加算するものとする。

7) （5）については、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が 10 メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

助成額＝A×10／L×助成単価

別記様式第１号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	６法指定地域等
	○○ 指導事業（○○）		
事業実施期間	（平成）令和○○年度　～　令和○○年度		
基盤整備の概要	受益面積　：　水田○○○ｈａ、畑○○○ｈａ、樹園地○○○ｈａ 総事業費　：　○○○百万円 受益者数　：　○者		

基　盤　整　備　の　計　画

区分	事業種類	事業の概要	総事業費（百万円）			年度計画			
						R○	R○	R○	R○以降
定率助成	農業用用排水施設	*用 水 路　Ｌ＝○○ｋｍ*							
	暗渠排水	*Ａ＝○○ｈａ*							
	土層改良	*客　　土　Ａ＝○○ｈａ*							
	区　画　整　理	*Ａ＝○○ｈａ*							
	農作業道	*舗　　装　Ｌ＝○○ｋｍ*							
	農用地の保全	*土 留 工　Ｌ＝○○ｋｍ*							
	調査・調整	*調査・調整活動　１式*							
	指　導	*○○○○*							
		小計							
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費（百万円）	うち定額助成額（百万円）	農業者施工の内容				
	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	*Ａ＝○○○a* *（うち集約化○○○ａ）* 現場条件（高低差○m） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 Ｌ＝○○○m							

田の区画拡大（水路の変更を伴う）	Ａ＝○○○a （うち集約化○○○ａ） 現場条件（高低差○cm） 表土扱い（有又は無）							
畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）	Ａ＝○○○ａ （うち集約化○○○ａ） 現場条件（高低差○cm） 表土扱い（有り又は無し）							
畑の区画拡大（水路の変更を伴う）	Ａ＝○○○ａ （うち集約化○○○ａ） 現場条件（高低差○cm） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 Ｌ＝○○○m							
暗　渠　排　水	Ａ＝○○○a （うち集約化○○○ａ） 施工方法の選定理由 （現場条件や施工機会の都合等による選定理由を記載） 実施設計（外注）（有又は無） 地下かんがい（有又は無） 管径○○mm							
湧　水　処　理	Ｌ＝○○○m （うち集約化○○○m） 表土扱い（有又は無） 管径○○mm							
末端畑地かんがい施設（樹園地以外）	Ａ＝○○○ａ （うち集約化○○○ａ） ほ場外からの接続管施工（有又は無）							
末端畑地かんがい施設（樹園地）	Ａ＝○○○ａ （うち集約化○○○ａ） ほ場外からの接続管施工（有又は無）							
末端畑地かんがい施設（給水栓設置のみ）	○○箇所 ほ場外からの接続管施工（有又は無）							
客　土	Ａ＝○○○ａ （うち集約化○○○ａ）							
除　礫	Ａ＝○○○ａ （うち集約化○○○ａ）							
	小計							
合計								

農地防災事業の実施	*○○○事業*	Ａ，Ｂ
定率助成の費用負担の方法	・総事業費○○円（うち定額助成額○○円）	
定額助成の費用負担の方法（事業達成状況報告時のみ記載）	【総事業費（①＋②＋③）の内訳】 ①事業実施主体の支出額○○円 ②農業者の支出額○○円 ③農業者施工等（無償分）の金額換算○○円	
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

注：1）定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。

2）農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

3）年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。

4）農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じＡ又はＢを記入する。

Ａ：防災Ａ型（湛水防除、地盤沈下、防災ダム等）　Ｂ：防災Ｂ型（ため池等整備等

5）第９の２の（１）のイの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。

6）定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。

7）指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。

8）定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。

9）定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。

10）定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。

11）事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）
＜実 施 前＞
＜施工状況＞
＜完 了 後＞

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 （百万円）		
	基本 A	集約化加算 B	基本 C	集約化加算 D	基本 E＝ A×C	集約化加算 F＝B×D	合計 G＝E＋F
田の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの） 高低差 10cm 超	25.0 万円/10a （　　）	30.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
田の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの） 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	23.5 万円/10a （　　）	28.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
田の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの） 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	6.0 万円/10a （　　）	7.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
田の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの） 畦畔除去のみ	3.5 万円/100m （　　）	4.0 万円/100m （　　）	○○m	○○m			
田の区画拡大 （水路の変更を伴うもの） 高低差 10cm 超	42.0 万円/10a （　　）	50.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
田の区画拡大 （水路の変更を伴うもの） 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	40.0 万円/10a （　　）	48.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
田の区画拡大 （水路の変更を伴うもの） 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	22.5 万円/10a （　　）	27.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
畑の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの） 高低差 10cm 超	25.0 万円/10a （　　）	30.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
畑の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの） 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	23.5 万円/10a （　　）	28.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
畑の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの） 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	6.0 万円/10a （　　）	7.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
畑の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの） 畦畔除去のみ	3.5 万円/100m （　　）	4.0 万円/100m （　　）	○○m	○○m			

畑の区画拡大 （水路の変更を伴うもの） 高低差 10cm 超	42.0 万円/10a （　　）	50.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
畑の区画拡大 （水路の変更を伴うもの） 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	40.0 万円/10a （　　）	48.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
畑の区画拡大 （水路の変更を伴うもの） 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	22.5 万円/10a （　　）	27.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	19.0 万円/10a （　　）	22.5 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	17.0 万円/10a （　　）	20.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
暗渠排水 トレンチャ工法	12.0 万円/10a （　　）	14.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
暗渠排水 掘削同時埋設工法	10.5 万円/10a （　　）	12.5 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
湧水処理 表土扱い有り	20.5 万円/100m （　　）	24.5 万円/100m （　　）	○○m	○○m			
湧水処理 表土扱い無し	18.5 万円/100m （　　）	22.0 万円/100m （　　）	○○m	○○m			
末端畑地かんがい施設 （樹園地）	29.0 万円/10a （　　）	34.5 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
末端畑地かんがい施設 （樹園地以外）	18.5 万円/10a （　　）	22.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
末端畑地かんがい施設 （ほ場外からの接続管施工）	6.5 万円/10m （　　）	7.5 万円/10m （　　）	○○m	○○m			
末端畑地かんがい施設 （給水栓設置のみ）	2.0 万円/箇所 （　　）	2.0 万円/箇所 （　　）	○○箇所	○○箇所			
客土	26.0 万円/10a （　　）	31.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
除礫	23.5 万円/10a （　　）	28.0 万円/10a （　　）	○○a	○○a			
合計							

注:1)第６の２の（１）イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、地域計画を添付すること。
注:2)別表２の※３、※４、※５又は※６を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。
注:3)定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

中心経営体	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）		田の区画拡大（水路の変更を伴う）		畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）		畑の区画拡大（水路の変更を伴う）		暗渠排水		湧水処理		末端畑地かんがい施設（樹園地以外）		末端畑地かんがい施設（樹園地）		客土		除礫	
	受益面積	うち集約化	受益面積	うち集約化	受益面積	うち集約化	受益面積	うち集約化	受益面積	うち集約化	施工延長	うち集約化	受益面積	うち集約化	受益面積	うち集約化	受益面積	うち集約化	受益面積	うち集約化
A法人																				
B集落営農組合																				
C氏																				
合計																				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客　土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m^3)		

(2) 除　礫

30mm 以上の礫含有率		除礫施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m^3)	(cm)			

注:1) 現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

別記様式第２号

番　　号

年　月　日

農林水産省農村振興局長

地　方　農　政　局　長　　殿

○○○

農業基盤整備計画の提出

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を実施したいので、第６に基づき、農業基盤整備計画を提出する。

（別紙）

地　区　名	事　業　概　要

別記様式第３号

番　　号

年　月　日

農林水産省農村振興局長

地　方　農　政　局　長　　殿

○○○

事業変更報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を変更したいので、第６に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

（別紙）

地　区　名	事　業　概　要

別記様式第４号

番　　号

年　月　日

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長

地　方　農　政　局　長　　殿

○○○

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、第８に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

（別紙）

地　区　名	事　業　概　要

運用３（実施計画策定事業）

第１　事業

実施計画策定事業は、次の事業を行うものとする。

１　実施計画策定

２　経営体育成促進換地等調整

第２　実施計画策定の実施主体

実施計画策定の実施主体は、都道府県、市町村等（市町村その他実施計画事業の実績があるなど当該実施計画策定を実施できる者として、都道府県知事（以下「知事）という。）が適当と認める者。）とする。

第３　実施計画策定の内容等

実施計画策定では、農業用用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において、整備対象の実施計画事業に必要な諸条件について、調査、計画及び設計を実施する。なお、当該実施計画策定の実施には、農業用用排水施設等の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する事業を含めることができるものとする。

また、実施に当たっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号、以下この別紙において「法」という。）第 15 条第１項に基づく土地改良区の事業、法第 85 条第１項の規定に基づく都道府県営土地改良事業､法第 95 条第１項の規定に基づく農業協同組合等の土地改良事業又は法第 96 条の２第１項の規定に基づく市町村の行う土地改良事業のための実施計画策定であるものとすること。

第４　実施計画策定の実施期間

実施計画策定の実施期間は、１年以内とする。

第５　実施計画事業の実施手続

１　知事は、実施計画策定を実施しようとするときは、別記様式第１号により実施計画策定事業地区概要表を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

２　第２で定める市町村等の長は、実施計画策定の実施を希望する場合は、別記様式第１号により実施計画策定事業地区概要表を作成し、知事にその旨を申請するものとする。

３　知事は、２の規定による申請について実施計画策定を実施させることが適当と認められる場合は、地方農政局長等に提出し、知事が認める市町村等の長にその旨を通知するものとする。

４　経営体育成促進換地等調整の実施を希望する実施主体は、別記様式第２号により経営体育成促進換地等調整調書を作成し、知事にその旨を申請するものとする。

５　知事は、４の規定による申請について経営体育成促進換地等調整を実施させることが適当と認められる場合は、地方農政局長等に提出し、実施主体にその旨を通知するものとする。

第６　助成

国は、予算の範囲内において、実施計画策定を実施するのに要する次の１から５までに掲げる経費及び経営体育成促進換地等調整の実施に要する経費について、別に定めるところにより実施主体に助成するものとする。

１　調査旅費
２　諸謝金
３　補償費
４　請負費
５　委託費

第７　経営体育成促進換地等調整の実施

経営体育成促進換地等調整の実施に当たっては、第５に定めるほか、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成６年６月 23 日付け６構改Ｂ第 637 号農林水産省構造改善局長通知）によるものとする。

第８　その他

各種事業において、実施計画策定に要する経費を助成対象としている場合には、当該事業を除く。

別記様式第１号

実施計画策定事業地区概要表

<table>
<tr><td>地 区 名</td><td></td><td>都道府県名</td><td></td><td>実施主体</td><td></td><td rowspan="4">計画構想</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3"></td><td>調 査 費</td><td></td></tr>
<tr><td>調査目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>地域の現況</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">調査項目及び調査費</td><td rowspan="2">調　査　項　目</td><td rowspan="2">数　　量</td><td colspan="5">調　査　費（千円）</td></tr>
<tr><td>国　　費</td><td>都道府県費</td><td>市町村費</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※実施計画策定事業地区の概要図を添付すること。

別記様式第２号

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県　名	地区名	所在	経営体育成促進換地等調整対象面　　積	実施年度	実　施機関名	左のスタッフの換地士資格の有無	業務内容		換地を伴う農地整備事業の内容（予定）							備考
							1年度	2年度	事業計画樹立年　度	着工	完工	地区面積	関係農家　数	事　業主体名	事業名	
			ha									ha				

（注）１　「業務内容」欄には、1 から 14 までの業務の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、2 カ年にわたって実施する場合は「1 年度」及び「2 年度」欄にそれぞれ記載する。

２　地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

運用４（草地畜産基盤整備事業）

第１　用語の定義

草地畜産基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

１　団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱いうるもの及び一連の基本施設によって受益するものは、１団地とみなす。

２　草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は、草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は、野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

３　草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

４　野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

５　放牧用林地整備

障害物の除去、心土破砕、土壌改良資材の投入等の作業によって木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

(1) 高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

ア　上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

イ　林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則として土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。）

(2) 混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

６　農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で都道府県知事が適当と認めたものをいう。

７　受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地とし

て利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（以下この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地、これらと一体的に利用される輪作畑及び当該草地等に係る家畜に給餌することを目的として稲わら及び稲発酵粗飼料を収集する水田（水田地帯等担い手育成型に限る。）とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の３分の１に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の５分の１を超えないものとする。また、受益草地等に水田が含まれるときはその面積の２分の１に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の２分の１を超えないものとする。

８　中山間地域

第４の１の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。

ア　離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）

イ　山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）

ウ　半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）

エ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）　を含む。以下この別紙において単に「過疎地域」という。）

オ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域

カ　棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ　アからカまでの地域に準ずる地域であって都道府県知事が特に必要と認める地域

(2)　当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して(1)の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると都道府県知事が認めた市町村の区域であること。

９　農地所有適格法人に準ずる法人

第４の１の表の種類欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第１項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が 50 人以下であって、かつ、公開会社（会社法第２条第５号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいうものとする。

(1)　その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあっては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 72 条の８第１項第

１号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。

(2)　その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

10　構成員

第４の１の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は１人として取り扱うものとする。

11　家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

(1) 肉用牛又は乳用牛であって、生後２年以上を経過したものにあっては、１頭につき 5.0 頭とする方法

(2) 肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあっては、１頭につき 2.5 頭とする方法

(3) 豚であって、生後６ヵ月を経過した繁殖用のものにあっては、１頭につき 2.0 頭とする方法

(4) 豚（前号に掲げるものを除く。）にあっては、１頭とする方法

(5) 鶏にあっては、１羽につき 0.02 頭とする方法

(6) 前各号に掲げる家畜以外の家畜にあっては、当該家畜の１頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

12　気候的条件の厳しい地域

第４の１の表の種類欄の草地林地総合整備型の気候的条件の厳しい地域とは、５月 15 日から 10 月５日までの期間における１日の平均気温を積算した温度が 2,300℃未満であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が 50%以上の地域をいう。

13　耕作放棄地

第４の１の表の種類欄の耕作放棄地とは、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）及び農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）に基づく農林業センサスにおける土地のうち、以前耕地であったもので、過去１年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地をいう。

14　耕作放棄地率

第４の１の表の種類欄の耕作放棄地率とは、耕作放棄地及び経営耕地面積の合計を分母とし、当該耕作放棄地面積を分子として算出した割合をいう。

15　飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第２　事業の実施区域

１　本事業は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第８条第１項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象とするものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて事業の対象とせざるを得ない場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の対象とすることができるものとする。

また、農用地区域内で行われる区画整理に併せて、農用地区域と農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地等の創設等を行う場合には、当該農用地区域以外の区域を対象とすることができるものとする。

第３　事業の実施方針

１　本事業の実施については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下この別紙

において「法」という。)、土地改良法施行令(昭和 24 年政令第 295 号。以下この別紙において「施行令」という。)、土地改良法施行規則(昭和 24 年農林省令第 75 号)その他の法令に定めるところによる。

2　本事業のうち、施行令第 50 条に掲げる都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。

3　施行令第 50 条第１項第５号の４に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第５の１の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。

4　法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。

5　本事業は、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、その他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地等及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化を図り、圧縮記帳を行っている場合には、施設等の継続的活用が図り得るよう必要な資金の積立に留意するとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。

6　都道府県知事、事業主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降８年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

7　本事業（第 10 の表の事業実施計画策定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。）による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

　この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第４　事業の内容等

1　本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第５に掲げる畜産活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（以下この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、若しくは整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、若しくは導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
草地整備型	道営草地整備事	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下この別紙において「基盤強化法」という。）第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は受けることが確実と見込まれる者（その地域において効率的かつ安定的な農業経営を営むと見込まれる者又はこれらと一体となって飼料生産を営む者。（この別紙においては「担い手」という。）を中心とした土地利用型畜産体系の

	業	確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)　当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地及び飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね 500 ヘクタール以上であること。ただし、第１の８に定める中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね 250 ヘクタール以上であること。 (2)　事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね３分の１以上であること。 (3)　受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。
	公共牧場整備事業	公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)　地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね 100 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 250 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 50 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 125 ヘクタール以上であること。 (2)　地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して５年以上経過していること。 (3)　地区の事業完了後の受益面積がおおむね 60 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 300 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 30 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 150 ヘクタール以上となること。
畜産担い手総合整備型	飼料基盤集積整備事業	飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)　事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 30 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 200 ヘクタール以上であること。 (2)　担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 (3)　事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（この別紙においては「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが確実と見込まれること。 ア　事業採択時における担い手土地利用集積率が 30%未満である場合にあっては、これが 40%以上となること。 イ　事業採択時における担い手土地利用集積率が 30%以上 50%未満である場合にあっては、これが 10%ポイント以上増加すること。 ウ　事業採択時における担い手土地利用集積率が 50%以上 55%未満である場合にあっては、これが 60%以上となること。 エ　事業採択時における担い手土地利用集積率が 55%以上 90%未満である場合にあっては、これが５%ポイント以上増加すること。 オ　事業採択時における担い手土地利用集積率が 90%以上 95%未

		満である場合にあっては、これが95%以上となること。 カ　事業採択時における担い手土地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)　事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね30ヘクタール以上、中山間地域についてはおおむね15ヘクタール以上であること。 (2)　事業参加者（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定するものをいう。）又は第１の９に定める農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、第１の10に定める構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域についてはおおむね５人）以上であること。 (3)　第１の11に定める換算法（この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域についてはおおむね1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域についてはおおむね1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 (4)　事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね２分の１以上であること。
	水田地帯等担い手育成整備事業	水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)　事業参加者（農地所有適格法人又はこれに準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域についてはおおむね５人）以上であること。 (2)　事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の50%（事業実施前において酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が50%以上である場合は、原則としてその割合から５%以上増加した割合）以上を占めること。 (3)　事業完了後の受益草地等の面積がおおむね30ヘクタール（中山間地域についてはおおむね15ヘクタール）以上であること。 (4)　事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算（生後２年以上を経過したものは１頭につき１頭、それ以外のものは0.5頭と換算する。）で100頭（中山間地域については50頭）以上増頭することが確実と見込まれること。
草地林地総合整備型		草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)　事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村(昭和25年２月１日現在の市町村の区域であって第１の８の(1)のアからカまでのいずれか及び次に掲げるイの(ｱ)から(ｵ)までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成17年２月１日現在の市町村の区域であってイの(ｵ)を満たすものの一部又は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と

	一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。 ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあっては、事業参加者の 2/3 以上が認定農業者であること。 ア　次に掲げる地域のいずれかに該当する市町村 (ｱ)　中山間地域のいずれかに該当する市町村 (ｲ)　奄美群島特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域（以下この別紙において「奄美群島」という。） イ　次のいずれかに該当する市町村 (ｱ)　林野率が 75%以上 (ｲ)　畑の面積のうち勾配が 15 度以上の土地にある面積がおおむね２分の１以上 (ｳ)　田の面積のうち勾配が 20 分の１以上の土地にある面積がおおむね２分の１以上 (ｴ)　気象条件の厳しい地域であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が 50%以上 (ｵ)　耕作放棄地の解消に向けた対策を講じており、耕作放棄地率が 10%以上かつ林野率 50%以上であること。 ウ　家畜頭羽数換算法により算定して得た家畜飼養頭羽数がおおむね 1,000 頭以上の地区であること。 (2)　林地、野草地、草地等の農用地が混在し、これらの土地を再編又は総合的に整備することにより畜産的利用の促進が見込まれること。 (3)　草地、野草地、林地等の受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上であること。（ただし、林野率が 75%以上の地域にあっては、おおむね 15 ヘクタール以上であること。また、気候的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあっては、おおむね 60 ヘクタール以上であること。） (4)　受益面積のうち、既耕地、野草地又は放牧用林地の整備改良にかかる受益面積の割合がおおむね２分の１以上であること。

２　本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は、次の表の(2)に掲げるすべての要件を満たすものとする。

種類		事業主体及び事業参加資格者の要件等
草地整備型	道営草地整備事業	(1)　事業主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15 人以上の場合に限る。）から事業実施の申請を受けた北海道とする。 (2)　本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年３月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知。以下この別紙において「農業環境規範」という。）を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面（以下この別紙において「農業環境規範の点検シート等」という。）を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 イ　担い手（畜産活性化計画に示された者）とする。 ウ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
		(1)　事業主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社

	公共牧場整備事業	員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、都道府県知事が適当と認めるもの（この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「飼料基盤集積整備事業、再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。） ア　事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。 (ｱ)　事業指定法人は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。 ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。 (ｲ)　(ｱ)の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。 (ｳ)　事業指定法人は、(ｱ)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。 イ　事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。 (ｱ)　事業参加資格者の選定に関する事項 (ｲ)　草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項 (ｳ)　草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項 (ｴ)　草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項 ウ　事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。 (2)　本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　本事業の第１の７に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他都道府県知事が適当と認める者とする。 イ　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 ウ　担い手（活性化計画に示された者）とする。
畜産担い手総合整	飼料基盤集積整備	(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 イ　本事業の第１の７に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者とする。

備型	事業	ウ　担い手（活性化計画に示された者）とする。 エ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
	再編整備事業	(1)　事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2)　本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。 イ　本事業の第１の７に定めるの受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者とする。 ウ　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等でア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。 エ　担い手（活性化計画に示された者）とする。 オ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
	水田地帯等担い手育成整備事業	(1)　事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2)　本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。 イ　本事業の第１の７に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者とする。 ウ　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等でア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。 エ　担い手（活性化計画に示された者）とする。 オ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
草地林地総合整備型		(1)　事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2)　本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア　本事業の第１の７に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び事業指定法人とする。 イ　農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地、放牧林地等の造成又は整備を希望する農業者とする。 ウ　担い手（活性化計画に示された者）とする。

	エ　本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。

第５　活性化計画の作成

１　本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

(1)　活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。

(2)　活性化計画の作成に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。

(3)　活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア　計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置

イ　集落懇談会の開催

ウ　その他

(4)　活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア　市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第８条に規定する計画をいう。）

イ　集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第７条に規定する計画をいう。）

ウ　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第６条第１項に規定する構想。以下この別紙において「基本構想」という。）

エ　都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の３及び４に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。）

２　活性化計画は別記様式第１号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね 10 年後とする。

(2)　計画区域の概要

(3)　市町村の概要

(4)　担い手育成計画

(5)　農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

(6)　土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

(7)　家畜の飼養計画

飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良によ

る自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。

(8)　飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。

(9)　関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。

(10)　推進体制整備計画

担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。

(11)　その他必要な事項

第６　事業実施計画の樹立

１　都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立するものとする。

２　事業実施計画を樹立するに当たっては、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

３　実施計画の樹立地区の選定

(1)　事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア　都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第２号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ　アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第３号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

(ｱ)　事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（以下この別紙において「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実であることを証する書面

(ｲ)　事業参加資格者（予定者）の場合は、農業環境規範の点検シート等又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面

(ｳ)　事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

(2)　事業実施計画の樹立の判定基準

都道府県知事が事業実施計画を樹立しようとするときは、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して判定するものとする。

ア　事業実施計画対象予定地区において第４の要件に適合すると見込まれること。

イ　用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ　事業実施に対する市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ　事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ　本事業により事業を実施している地区、実施しようとする事業と同種の公共事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

４　事業実施計画の作成期間及びその内容

(1)　本事業の事業実施計画書の作成については、原則として工事着手の前年度に、

事業費 1,000 万円以内により実施するものとする。

(2)　都道府県知事は、事業実施計画を樹立することとなったときは、事業実施計画の樹立のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。

　この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立事務 の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(3)　事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和２年６月 11 日付け２生畜第 431 号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

(4)　都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成 14 年２月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえた事業実施計画を作成するものとする。

(5)　事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は事業実施計画を、別記様式第４号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により作成するものとする。この場合において、当該事業実施計画は事業の効用が費用を償っているものでなければならない。

５　農山漁村地域整備計画の作成

(1)　都道府県知事は、事業実施計画を作成した後、実施要綱第３に定める農山漁村地域整備計画（以下この別紙において「整備計画」という。）を策定するものとする。

第７　事業の実施

１　実施計画の提出

(1)　都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要領第３に定めるところによる農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第７の２に定める実施要件確認に必要な資料として、事業実施計画概要書等（事業計画概要書、事業実施計画及び活性化計画をいう。）を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下この別紙において「北海道開発局長」という。）を経由して農林水産省畜産局長）に提出するものとする。

(2)　都道府県知事は、提出に当たって、以下のことに確認した後に提出するものとする。

ア　事業の実施が技術的に可能であること。

イ　事業の効果が費用を償うものであること。

ウ　活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られると認められること。

エ　土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。

オ　活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る）の達成が見込まれること。

カ　道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。

キ　草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っていること。

２　事業開始の通知

　都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

３　事業の実施

　事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

(1)　事業主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

(2)　(1)の契約においては、交付金の交付に関し付される条件の遵守することの事項が規定されているものとする。

(3)　事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

4　各年度の事業承認協議

(1)　事業主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施にあたり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

(2)　事業主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

5　事業の区分経理

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

6　事業費の積算

本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和 46 年４月 19 日付け 46 畜Ｂ第 945 号農林省畜産局長通知）により行うものとする。

7　事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね５年で事業完了が図られるよう努めるものとする。

8　指導体制

(1)　都道府県知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（以下この別紙において「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。

(2)　指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。

(3)　都道府県知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。

9　事業完了後の措置

(1)　草地等及び施設の一時使用等

ア　事業主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ　事業主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ　事業主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

(2)　都道府県知事、事業主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第８　事業実施計画等の変更

１　都道府県知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。

(1)　事業主体、管理経営主体又は事業参加者の変更

(2)　受益草地等の面積の 10%以上の増減

(3)　工種の新設又は廃止

(4)　労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の 10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

２　都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第５号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

３　都道府県知事は、第５に定める事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

第９　事業の完了報告等

１　都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第６号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

２　都道府県知事は、実施要綱第６に基づき、整備計画を自主的・主体的に検証を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

第 10　助成

１　国費率

(1)　国は、本交付金について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して交付するものとし、本交付金の大要及び国費率は、次のとおりとする。

(2)　当該交付金の交付申請の手続等については、別に定める農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

区分	種目	工種及び整備内容	交付対象						国費率
			草地整備型		畜産担い手総合整備型			草地林地総合整備型	
			道営草地整備事業	公共牧場整備事業	飼料基盤集積整備事業	再編整備事業	水田帯地等担い手育成整備事業		
事業計画策定事業	(1)事業実施計画策	ア　事業実施計画策定 都道府県が行う草地畜産基盤整備事業実施計画の作成に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内

	定								
基本施設整備事業	(1)草地整備改良	ア　草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料生産を主体とした飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内草地林地総合整備型にあっては55%以内
		イ　道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下（1）において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		ウ　用排水施設整備 草地保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ　雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
	(2)関連草地造成改良	ア　草地造成改良 草地（飼料畑を含む。）の造成又は改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		イ　道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下（2）において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		ウ　用排水施設整備 草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ　雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
	(3)草	ア　野草地整備改良 野草地の整備改良（牧		○	○	○	○	○	

	地等の基盤整備改良	草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野草地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費							
		イ　放牧用林地整備 放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費			○	○	○	○	
		ウ　牧野樹林整備 草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ　家畜排せつ物還元用農用地造成・整備 家畜排せつ物の還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良に要する経費	○			○	○		
		オ　水質汚染防止基盤整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質浄化林・浄化水路の造成整備又は浄化池・汚水処理池等の整備改良に要する経費			○	○	○		
		カ　防災施設整備 草地（飼料畑、野草地、放牧用林地及び牧野樹林を含む。）の造成改良、整備改良又は保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		キ　施設用地造成整備 牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地、牧場の持つ緑資		○	○	○	○	○	

		源、景観を活用するために必要な牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備に要する経費							
		ク　鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
利用施設整備事業	(1)農業用施設整備	ア　隔障物整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内草地林地総合整備型にあっては55%以内
		イ　家畜保護施設整備 整備改良又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な家畜避難舎、増飼施設、当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎等の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		ウ　電気導入施設整備 施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ　用排水施設整備 農業用施設に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		オ　雑用水施設整備 農業用施設に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		カ　飼料調製貯蔵施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		キ　飼肥料庫整備 整備改良又は造成改良				○	○		

		された草地、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良					
		ク　家畜排せつ物処理施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良に要する経費に要する経費		○		○	○	○
		ケ　水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費			○	○	○	
		コ　間伐材加工処理施設整備 間伐材を畜産的利用するために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費				○		○
		サ　衛生管理施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛衡等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○
		シ　放牧馴致施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○
		ス　防護柵整備 牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費		○				○
		セ　環境保全施設整備 都市住民との交流及び緑資源の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための休憩所、便所、		○				

		水飲場、ベンチ、展望施設、案内板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費						
	(3) 農機具等導入	ア　牧場用機械施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費		○		○	○	○
		イ　農具庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費				○	○	
		ウ　燃料庫整備 施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○		

２　効果促進事業

第４の１の表の種類欄に掲げる事業のほか、実施要綱第３に定める整備計画を達成するため、第４の１の表の種類欄に掲げる事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業のうち、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行うものについて、交付要綱第２の２の(2)効果促進事業を実施することができるものとし、国費率は、交付要綱別表のとおりとする。

３　第４の１の表の種類欄の各事業に係る補助率（事業計画策定事業に係る補助率及び効果促進事業は除く。）は、以下のとおりとする。

(1)　畜産担い手総合整備型の各事業を実施する場合にあっては、離島は、同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島は、同表中「50%以内」とあるのは「2/3 以内」とする。

(2)　草地林地総合整備型を実施する場合にあっては、離島は、同表中「55%以内」とあるのは「60%以内」と、奄美群島は、「55%以内」とあるのは「70%以内」とする。

４　事業内容については、第４の１の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1)　草地整備改良、草地造成改良等

ア　通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破砕等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費（人夫費、機械施工料等）を補助の対象とする。

イ　除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ　土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、燐酸質資材（溶性燐肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業主体が独自に混合するものは含まない。））とする。

エ　有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含有量が不足する場合に、補助の対象とするものとする。

オ　有機質資材は、肥料取締法（昭和 25 年法律第　127 号）第２条第２項に規定

する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ　牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

キ　飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク　蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

(2)　道路整備

道路の改良とは、(a)曲線、勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b)幅員の拡張、(c)(a)及び(b)の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

(3)　利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第 10 の表の種目欄の草地整備改良、関連草地造成改良、第 10 の表の工種及び整備内容欄の野草地整備改良、放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年４月５日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

(4)　家畜保護施設整備

ア　家畜保護施設を整備（公共牧場は除く。）する場合にあっては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より 10%以上となることが確実とみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ　家畜保護施設の整備にあたっては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ　家畜保護施設の整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ　家畜保護施設の整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね５年以内に家畜の導入を完了することが見込まれること。

(5)　飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入を実施する場合にあっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に留意するとともに、すべての利用者（公共牧場における整備を除く。）が第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

(6)鳥獣被害防止施設整備

鳥獣被害防止施設の整備を実施する場合にあっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第４条第１項の規定による被害防止計画との整合を図るものとし、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良（輪作体系は除く。）及び草地造成改良と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

(7)農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

５　融資

(1)　本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金及び農業近

代化資金の融資を受けることができる。

(2)　第７の２の事業実施計画の決定通知を受けた市町村は、(1)の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、(1)の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア　市町村長は、事業実施計画に基づき、(1)の融資を受けようとする者について、別記様式第７号の様式により、次の事項を記載した計画書（以下この別紙において「資金計画書」という。）を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ｱ)　農業経営の状況

(ｲ)　農業経営の改善計画

(ｳ)　取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等

(ｴ)　必要資金の額及び調達方法

(ｵ)　償還計画

(ｶ)　その他必要な事項

イ　都道府県知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めたときは、市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ　都道府県知事が資金計画書の内容を審査するに当たっては、あらかじめ、関係機関（株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等）との意見調整を行う等融資を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第 11　補則

1　本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

2　農地流動化対策の活用

本事業の円滑な実施を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「農地中間管理事業推進法」という。）及び基盤強化法に規定する事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、農地中間管理事業推進法、基盤強化法その他関係法令の定めるところによるものとする。

3　家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良の対象とする場合にあっては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

4　草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議

実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っているものとする。

5　補助事業等の実施に要する人件費の算定等

本事業のうち第 10 の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

第 12　経過措置

1　農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2433 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁官、農林水産省水産庁官連名通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号農村振興局長通知）別紙番号１経営体育成基盤整備事業に係る運用に定めた実施要件をみたし、農山漁村地域整備計画に交付対象事業とした地区であって、平成 23 年度以降、本交付金に

て事業を実施する地区については、要綱別紙１の(1)に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業に移行されたものとみなす。

２　農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け農地Ｃ第 500 号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成 16 年３月 30 日付け 15 生畜第 5007 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、平成 23 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

３　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。

４　戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙（番号３　草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第７の規定、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領別紙（番号３草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第７の規定、地域自主戦略交付金交付要綱（番号 11　草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第８の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。

別記様式第１号　（第５の２関係）

県	地区
作 成 年 月	

（　　型）　　事業
畜 産 活 性 化 計 画 書
○ ○ 地 区

令和　　年　　月

○○県（都道府県）

〈目　　次〉

第1章　概　　要
　1 畜産活性化計画総括表
　2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望
　3 畜産担い手育成の展望
　4 対象事業の概要
第2章 地域畜産の概要
　1 計画地域の概要
　2 市町村の概況
　　(1)市町村の概要
　　(2)市町村における畜産振興等の目標
第3章 計画事項
　1 畜産活性化の目標
　　(1)育成すべき畜産経営の姿
　　(2)実現すべき農業構造の目標
　　(3)畜産の生産性向上の目標
　　(4) 担い手育成計画
　　(5)農地の流動化計画(飼料基盤集積事業に限る。)
　　(6) 土 地 利 用 計 画
　　(7) 家畜飼養計画
　　(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標
　　①自給飼料の生産目標
　　②飼料生産基盤の整備目標
　2 関連事業計画
　3 推進体制整備計画
　4 その他必要な事項

畜　産　活　性　化　計　画　区　域　図

○　○県○　○地区

（位置図）

凡例			
活性化区域界			黒
区分	農用地区域	水田	赤
		普通畑	黄
		草地	ピンク
		飼料畑	黄緑
		樹園地	茶
	農地転用区域		青
	非農用地区域		緑

（注）　1　第３章の土地利用構想に従って区分する。

　　2　計画内容が分かる適当な縮尺とし、Ａ４版折込みとする。

第1章 概　　要

1　畜産活性化計画総括表

農政局名	

都道府県名	所　在　地	地　区　名	区域面積（ｈａ）	担　当　部　課　名
				(TEL　　FAX　　)
地勢及び社会経済条件				飼料生産基盤の整備状況
営農状況				

農業構造の再編目標	現　在		目　標（10年後）	
	農家戸数（戸） 農用地面積（ha） 飼料基盤面積（ha） 家畜飼養頭数 経営面積（ha） 農業所得（千円）		農家戸数（戸） 農用地面積（ha） 飼料基盤面積（ha） 家畜飼養頭数 経営面積（ha） 農業所得（千円）	

自給飼料生産計画	区　分	需要量 (TDN) (A)	供給量 (TDN) (B)	差引過不足量（TDN） (A)-(B)	外部依存量（TDN） その他粗飼料(C)	濃厚飼料 (D)	計	飼料自給率 (B)/(A)	備　考
	現　況	t	t	t	t	t	t	%	
	計　画	t	t	t	t	t	t	%	

道営草地整備事業・公共牧場整備事業関連					
担い手育成の目標	現況担い手戸数(A)	計画担い手戸数(B)	計画(B)／現況(A)	備　考	
	(戸)	(戸)	(10年後)		

土地利用計画構想	区　分	活性化計画区域面積(ha)	農用地(ha) 水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	小計	非農用地	その他	計
	現　況										
	計　画										

家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)	計画家畜飼養頭数(B)	戸　数	計画(Ｂ)／現況(Ａ)	備　考
	(頭)	(頭)	(戸)		

事業管理計画	① (　年～　年)	② (　年～　年)	③ (　年～　年)	④ (　年～　年)

飼料基盤集積整備事業関連					
飼料生産基盤の流動化計画	項　目	受益草地等面積 (A)	担い手の経営飼料基盤面積 (B)	同左ｼｪｱ(%) (B)÷(A)	備　考
	現　況	(ha)	(ha)		※比率は、面積比による
	対象事業完了時	(ha)	(ha)	(5年後)	
	目　標	(ha)	(ha)	(10年後)	

飼料基盤集積整備事業関連	現況担い手経営飼料基盤面積 (A)	計画担い手経営飼料基盤面積 (B)	戸　数	計画(Ｂ)／現況(Ａ)	対象事業完了後	備　考
	(ha)	(ha)	(戸)	(10年後)	(5年後)	

飼料生産基盤の流動化計画	担い手等への土地利用集積方法	計 (ha)	個別農家	農地所有適格法人	生産組織	その他	備　考
	自己所有地						
	賃借権設定						
	経営受託						
	農作業受託						
	その他	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	

家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数 (A)	計画家畜飼養頭数 (B)	戸　数	計画(Ｂ)／現況(Ａ)	対象事業完了後	備　考
	(頭)	(頭)	(戸)	(10年後)	(5年後)	※比率は、頭数比による

事業管理計画	① (　年～　年)	② (　年～　年)	③ (　年～　年)	④ (　年～　年)

再編整備事業関連		山林	原野	採草放牧地	田	畑	計	備　考
飼料生産基盤の整備計画	造成改良					(　)		
	整備改良					(　)		
	野草地整備					(　)		
	放牧用林地整備					(　)		
	その他					(　)		
	計					(　)		

家畜飼養計画	現況市町村家畜飼養頭数 (A)	計画市町村家畜飼養頭数 (B)	戸　数	計画(Ｂ)／現況(Ａ)	対象事業完了後	備　考
	(頭)	(頭)	(戸)	(10年度)	(5年後)	
	うち担い手分 (A)	うち担い手分 (B)	戸　数	計画(Ｂ)／現況(Ａ)	対象事業完了後	備　考
	(頭)	(頭)	(戸)	(10年後)	(5年後)	

事業管理計画	① (　年～　年)	② (　年～　年)	③ (　年～　年)	(　年～　年)

（注１）土地利用集積方法のその他の欄の（　　）は交換分合等を記入する
（注２）草地整備利用促進事業は道営草地整備事業関連欄に記載すること。

２　畜産経営の変化と農業農村整備の展望

	現　　況	計　　画
経営形態		
経営状況		
生産基盤		

３　担い手育成の展望

４　対象事業の概要

事業名	地区名	採択年度	完了予定年度	受益面積	総事業費	（道営草地整備事業）	
						計画区域草地等面積	参加農家に占める担い手農家割合
		年度	年度	ha		ha	%

第２章　地域畜産の概要

１ 計画区域の概要

①　計画区域の範囲

市町村名	関係集落	関係農協	関係面積	関係戸数

②　計画区域における畜産の概況

③　対象区域の選定理由

２　市町村の概況

（１）　市町村の概要

（２）　市町村における畜産振興等の目標

①　振興計画及び指定地域の状況

（市町村名：　　、調査年度：令和　　年度）

名称	対象地域	指定・許可年月日				内容	備考
		指定		許可			
		指定		許可			
		指定		許可			

② 地域経済の概要

（市町村名：　　調査年度：令和　　年度　調査資料名：　　）

産業別就業者数及び生産額	区分		第一次産業	（うち農業）	第二次産業	第三次産業	計
	就業者数	人数	人	（　人）	人	人	人
		比率	%	（　%）	%	%	%
	生産額	金額		（　）			
		比率	%	（　%）	%	%	%

耕地面積	区分	田	畑	（うち牧草専用地）	樹園地	計
	面積	ha	ha	（　ha）	ha	ha
	戸当面積	ha	ha	（　ha）	ha	ha

専兼別農家数及び中核農家戸数	区分	専業	第1種兼業	第2種兼業	計	農業就業者数		農家人口	農業就業者	基幹的農業従事者	非恒常的従事者
	戸数										
	比率	%	%	%	%		人数	人	人	人	人
	うち中核農家戸数						戸当たり人数	人	人	人	人
その他特記事項											

（注）　中核農家とは、基幹男子専従者のいる農家である。

第３章　計画事項

１　畜産活性化の目標

（1）　育成すべき畜産経営の姿（市町村計画等）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

（注）　畜産営農類型毎

（2）　実現すべき農業構造の目標（市町村計画等）

営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	区域内農家戸数	区域内担い手農家戸数

（注）　畜産営農類型毎

（3）　畜産の生産性向上の目標

① 都道府県における畜産物生産向上指針

区分												試算条件
項目		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
1頭当たり	生産量											
	労働時間（時間） 費用合計 うち購入飼料費 労働費○○○○											
生乳（生体）100kg当たり費用												

② 当該市町村の畜産物生産向上指針

区分												試算条件
項目		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
1頭当たり	生産量											
	労働時間（時間） 費用合計 うち購入飼料費 労働費○○○○											
生乳（生体）100kg当たり費用												

（４） 担い手育成の計画

① 担い手等の内訳

個別農家数		農地所有適格法人数		生産組織数		その他（経営受託）		計	
現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

（注） 担い手農家及び生産組織等の現在数についても要綱・要領で定義された要件に合致するものについて記入する。

② 担い手農家等の概要 （飼料基盤集積整備事業を除く。）

5年後

担い手農家等名	営農類型区分	年齢	後継者の有無	畜産経営の向上											家畜飼養頭数（頭）		
				現在					目標						現況	目標	頭数増加率
				飼料生産基盤面積（ha）	粗収入	生産費	うち飼料費	所得	飼料生産基盤面積（ha）	粗収入	生産費	うち飼料費	所得	所得増加率			

10年後

担い手農家等名	営農類型区分	年齢	後継者の有無	畜産経営の向上											家畜飼養頭数（頭）		
				現在					目標						現況	目標	頭数増加率
				飼料生産基盤面積（ha）	粗収入	生産費	うち飼料費	所得	飼料生産基盤面積（ha）	粗収入	生産費	うち飼料費	所得	所得増加率			

（注） 1 個別経営体毎に記入するものとする。

③ 担い手農家等の概要（飼料基盤集積整備事業に限る。）

5 年後

担い手農家等名	営農類型区分	年齢	後継者の有無	飼料生産基盤面積（ha）																					家畜飼養頭数（頭）		
				現在									目標											草地集積率	現況	目標	頭数増加率
				計	区域内	区域外	所有地		賃借等権利設定地		農業作業受託地		計	区域内	区域外	所有地		賃借等権利設定地		農業作業受託地		その他					
							区域内	区域外	区域内	区域外	区域内	区域外				区域内	区域外	区域内	区域外	区域内	区域外	区域内	区域外				

10年後

担い手農家等名	営農類型区分	年齢	後継者の有無	飼料生産基盤面積（ｈａ）																				家畜飼養頭数(頭)		
				現在									目標										草地集積率	現況	目標	頭数増加率
				計	区域内	区域外	所有地		賃借等定権設地		農作等受託業地		計	区域内	区域外	所有地		賃借等定権設地		農作等受託業地		その他				
							区域内	区域外	区域内	区域外	区域内	区域外				区域内	区域外	区域内	区域外	区域内	区域外	区域内	区域外				

（注）　1　飼料生産基盤面積とは、草地及び飼料畑に係る農作業等の受託作業を含む面積で所有、権利（ 利用権を含む） 設定、受託面積の合計面積とする。（ 以下同じ。）
2　農作業等受託地（ 面積） とは、草地及び飼料畑における一連のほ場作業等を受託しているものとする。（ 以下同じ。）
3　個別経営体毎に記入するものとする。

④　農地所有適格法人及び農業生産組織の概要

生産組織名（ 組織毎に整理）	設置年月日（ 予定を含む）	参加農家戸数（ 戸）		常時従事者（ 人）		ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ数（ 人）		飼料生産基盤面積（ha）		農作業等受託面積（ha）	
		現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

（５）　農地の流動化計画　（飼料基盤集積整備事業に限る。）　（単位：ha、％）

区分	農用地面積	飼料生産基盤面積 (A)	うち担い手等の所有面積 (B)	うち担い手等への使用収益権面積				農作業等受託うち担い手等への利用集積面積 (D)	その他	担い手等への利用集積面積合計 (E=B+C+D)	担い手等への利用集積率 (E)/(A)
				基盤強化法による賃借権設定	農地法第３条による賃借権設定	その他	計 (C)				
現在　a											
計画　b	（　）	（ ）	（ ）	（　）	（　）	（　）	（　）	（ ）	（　）	（　）	（　）
増加率 (b/a)	（　）	（ ）	（ ）	（　）	（　）	（　）	（　）	（ ）	（　）	（　）	（　）

（注）１　現在の項目の欄には、要綱・要領で定義する要件を備えた担い手が所有、権利設定等を行っている面積で記入する。
２　（　）には、５ 年後の計画を記入すること。

（６）　土地利用計画
①　土地利用構想　（単位：ha）

区　分	活性化計画区域面積	農用地						非農用地	その他	計
		水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	小計			
現　況										
計　画										
増　減										

② 飼料基盤利用集積の内訳

現　　在

農作業主体	担い手農家等								合計	
	個別農家		農地所有適格法人		生産組織		その他			
権利の種類	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

計　　画（10年後）

農作業主体	担い手農家等								合計	
	個別農家		農地所有適格法人		生産組織		その他			
権利の種類	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
農作業受託										
その他（経営受託）										
計										

③ 担い手別団地別の飼料基盤利用集積調整一覧表（飼料基盤集積整備事業に限る。）

担い手農家番号	地番	面積(ha)	計画地目	所有農家番号	面的集積方法(ha)				
					所有権	賃借権	作業委託	経営委託	計

（注） 一覧表は担い手別に整理する。

④ 飼料基盤集積計画状況図（飼料基盤集積整備事業に限る。）

草地集積計画状況図

凡例		
活性化計画区域	黒　　で囲む	
担い手飼料基盤区域	黒 ――― で囲む	
集積状況	担い手団地界	茶 ――― で囲む
	所有者	○
	耕作者（　　による）	△
	受託者（　　）	□
	所有権による集積	赤
	賃借権等による集積	緑
	農作業受託等による集積	黄
	交換分合による移動	青

（注） 1　色分、記号、番号等で集積状況がわかるように作成する。

2　計画内容が分かる適当な縮尺とし、A 4 版折込みとする。

（７）家畜の飼養計画

区　　分	乳　　用　　牛			肉　　用　　牛			そ　の　他					
	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当り飼養頭数
現　　況	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
計　　画	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
増　　減	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)

（注）１　上段は市町村全体、下段（　）書きは担い手分とする。なお、公共牧場の場合は上段を預託頭数とする。
２　その他は、畜種毎に記入する。

（８）飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

①　自給飼料の生産計画

５年後　　（単位：ｔ）

区　　分	需要量 (TDN) (A)	供給量 (TDN) (B)	差引過不足量 (TDN) (A)+(B)	外部依存量（ＴＤＮ）				飼料自給率 (B)/(A)	備　考
				公共草地 (C)	その他粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現　　況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計　　画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増　　減	t	t	t	t	t	t	t	%	

１０年後　　（単位：ｔ）

区　　分	需要量 (TDN) (A)	供給量 (TDN) (B)	差引過不足量 (TDN) (A)+(B)	外部依存量（ＴＤＮ）				飼料自給率 (B)/(A)	備　考
				公共草地 (C)	その他粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現　　況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計　　画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増　　減	t	t	t	t	t	t	t	%	

②飼料生産基盤の整備目標

	事業対象用地					目標整備量	事業計画
	山林	原野	採草放牧地	田	畑		
飼料生産基盤							
造成改良							
整備改良							
野草地整備							
放牧用林地整備							
その他							
農　　道							
用　排　水							

②　農業用施設の整備目標

	現　　在	目標整備量
家畜保護施設		
家畜排せつ物処理施設		
飼料調製貯蔵施設		

2　関連事業計画

導入事業（資金）名	事　業　の　内　容	導入（予定）年度	完了（予定）年度	草地畜産基盤整備事業との関連（　飼料生産基盤の面的集積との関連）	備　考

3　推進体制整備計画

事業の円滑な推進を図るための推進整備体制について、地区又は市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。

例

（市町村段階）

○○○公共事業政策推進会議
（ 設立年月）
（ ○○○事業部会）

構成メンバー	・県農政関係出先機関担当課長 ・県土地改良関係　　〃 ・市町村農政関係担当課長 ・市町村農業委員会 ・農業団体関係機関 ・構造政策指導員 ・地域農業集団代表者 ・農業改良普及センター等
業務内容	・畜産活性化計画の作成 ・農地流動化等の促進・調整 ・新営農技術の導入・指導

（集落段階）

事業○○集落推進部会
（ 構成員）・農地流動化推進委員
・構造政策推進委員
・土地改良区理事
・換地委員
・生産組合長
（ 業務内容）農地の面的集積、低コスト生産に向けた指導等

事業○○集落推進部会

事業○○集落推進部会

4　その他必要な事項

別記様式第２号　（第６の３関係）

○○○○○○草地畜産基盤事業（○○型）
○○事業実施地区選定申請書

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

市　町　村　長

令和○○年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第○の○の規定に基づき申請します。

記

１　地　区　名

２　所　在　地

３　事業の種類

４　別紙調書
　草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施申請地区概況調書

○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）
○○事業実施申請地区概況調書

1　地　区　名
2　所　在　地
3　事業の必要性と目的
4　総括表

（道営草地整備事業、公共牧場整備事業及び草地整備利用促進事業）

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者（有・無）			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭		戸	戸	
									計	( )	( )	
									酪農	( )	( )	
								( )	肉用牛	( )	( )	
						計画			殖	( )	( )	
									育	( )	( )	
									豚	( )	( )	
									鶏			
								( )	その他	( )	( )	

（飼料基盤集積整備事業）

所在地	飼料生産基盤の流動化計画					
	担い手等への土地利用集積方法	計（ha）	個別農家	農業所有適格法人	生産組織	その他
	自己所有地					
	賃借権設定					
	経営受託					
	農作業受託					
	その他	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（再編整備事業）

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者（有・無）			備考
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地域	地区	区分	戸数	頭羽数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭		戸	戸	
									計	( )	( )	
									酪農	( )	( )	
								( )	肉用牛	( )	( )	
						計画			殖	( )	( )	
									育	( )	( )	
									豚	( )	( )	
									鶏			
								( )	その他	( )	( )	

（水田地帯等担い手育成事業及び草地林地総合整備型）

所在地	地区面積及び造成整備改良予定面積					牛飼養頭数			事業参加資格者				備考
									現況		計画		
	地区面積	造成改良面積	整備改良面積	野草整備面積	その他面積	区分	地区頭数	区分	戸数	うち担い手数	戸数	うち担い手数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭		戸	戸	戸	戸	
								計	( )	( )	( )	( )	
								酪農	( )	( )	( )	( )	
								肉用牛	( )	( )	( )	( )	
						計画	頭	殖	( )	( )	( )	( )	
								育	( )	( )	( )	( )	
								その他	( )	( )	( )	( )	

5　関係市町村の概況

(1) 農家戸数

（令和　　年　　月現在）

区　分 市町村名	経営規模別農家戸数						専兼業別農家戸数割合				経営形態農家戸数割合				農家率	備考
	50a未満 （5ha未満）	50a～1ha （5～10ha）	1～2ha （10～15ha）	2～3ha （15～20ha）	3ha以上 （20ha以上）	計	専業	兼業農家 第1種	兼業農家 第2種	計	畜産専業	畜産畑作	その他	計	農家戸数／全戸数	
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

（注）1　経営規模別農家戸数欄の（　　）内は北海道についてのものである。
　　2　数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。（以下に同じ。）

(2) 経営土地面積

（令和　　年　　月現在）

市町村名	区　分	農用地面積							農用地に対する草地、飼料畑及び輪作畑の占める割合	原野			山林			その他	合計	備考
		草地	飼料畑	輪作畑	小計	その他	計	戸当り農地用面積		採草・放牧する草地	採草・放牧しない草地	計	採草・放牧する草地	採草・放牧しない草地	計			
	全　数 農　家 1戸当り	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

(3) 家畜の飼養状況

市町村名	区分／年度	乳用牛（2才以上のもの）				乳用牛（2才未満のもの）				肉用牛				○　○				豚換算頭数		備考
		飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	現況	計画	
	年 年 最近 年 主要畜種	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	頭	頭	

（注）1　飼養農家率＝飼養戸数／全農家戸数
　　2　1戸当たり頭数＝飼養頭数／飼養戸数

(4) 関連事業実施状況等

農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想	策定の有無	有・無	策定年度	年度	摘　要								
市町村酪農・肉用牛生産近代化計画	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～　年度	草地開発・整備計画		造成面積	整備改良面積	備　考		
	飼養頭数の目標	乳用牛	肉用牛	飼料作物作付面積の目標	水　田	普通畑	牧草地	その他	所得額の目標	千円	飼料自給率の目標	%	
		頭	頭		ha	ha	ha	ha					
市町村農業振興地域整備計画	策定の有無	有・無	策定年度	年　度	計画期間	～　年度	摘　要						
○○○○事業	指定年度	年度	事業期間	～　年度	基幹作目								
	主要事業内容												
土地改良事業の実施状況	地区名	国・県営の別	事業着手年度	地区面積	農地造成面積（受益面積）	主　要　作　目							
			年度	ha	ha								

(5) 市町村の財政状況

市町村名	歳入	市町村税	地方交付税	公営企業及び財産収入	分担金及び手数料	使用料及び手数料	国庫支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	市町村費	合計	自主財政の割合				備考
														%				
	歳出	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会及び労働施設費	保健衛生費	産業経済費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	合計	産業経済費の割合	備考
																	%	

6 地区の条件及び計画

(1) 立地条件

地区面積	交通の状況	地形	地質	標高	農耕期間の平均気温	無霜期間	傾斜度	水利用上の問題点	排水上の問題点	その他立地上の問題点
ha				m						

団地名	団地総面積	所有区分及び現況地目別面積				開発制限指定関係		利用期に達しない幼令林面積	開発整備に当たっての権利関係の整備方針	現在までの経緯の概要	開発整備に当たっての問題点	
		所有区分	面積	現況地目	面積	指定の種類	面積					
	ha		ha		ha		ha	ha	うち草地利用権設定予定面積 ha			

(注) 1 所有区分の欄は、国有林野（国有林野法第２条に掲げる土地）、開拓財産、その他の国有地、公有地、（地方公共団体有地）、共有地、組合有地、会社有地、社寺有地、個人有地等の区分を記入すること。

2 開発制限指定関係の種類の欄は、各種保安林の指定、砂防法による指定、自然公園法による指定、文化財保護法による指定、国有林野の直営生産事業林、母樹林、見本林、系争地、適地選定基準外等の内容を記入すること。

3 草地利用権とは、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第7条に規定する草地利用権をいう。

4 現在までの概要の欄は、例えば開拓財産については買収期日、旧所有者、不用地処分手続の進度等、国有林野については森林管理局関係の交渉の経緯及び農地中間管理事業等につき記入すること。

添付書類 1 位置図

2 事業参加申出書の写し

別記様式第３号（第６の３関係）

○○○○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業参加申出書

○○地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、○○○の運用第○の○の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年　　月　　日

県　　郡　　村大字　　字　　番地

氏　　名

記

１　申出者に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積（ha）						家畜飼養頭数（頭　羽）				経営移転の有無		経営土地の取得希望面積（ha）	備考
		田	畑				計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	有	無		
現在															
計画															
増減															

２　申出の対象たる土地の表示及びその土地の所有者

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積（ha）	所有者	
								住所	氏名又は名称

３　申出の対象たる農用地の表示及びその農用地の耕作者等

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積（ha）	耕作又は養畜の業務を営む者		
								権利の種類	住所	氏名又は名称

４　申出の理由

５　その他必要な事項

（備考）

１．草地畜産基盤整備事業の運用第６の３に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

（様式例）

飼料自給率確認表

1 参加経営体データ

地区名	
市町村名	
事業参加経営体名	
営農形態	

2 飼料基盤概要

	現況	計画
草地(既存)	ha	ha
草地(整備)	ha	ha
草地(造成)	ha	ha
草地(他集積)	ha	ha
草地(集積→整備)	ha	ha
飼料畑(既存)	ha	ha
飼料畑(整備)	ha	ha
飼料畑(造成)	ha	ha
飼料畑(他集積)	ha	ha
飼料畑(集積→整備)	ha	ha
水田(WCS)	ha	ha
水田(稲ワラ)	ha	ha
	ha	ha

注:集積等は、特定できる資料を提示。

3 自給率計算書

(1) 養分(TDN)要求量

	乳用牛				肉用牛				必要TDN合計(t)
	区分	頭数(頭)	TDN(1頭1日)(kg)	年間必要TDN(t)	区分	頭数(頭)	TDN(1頭1日)(kg)	年間必要TDN(t)	
		a	b	c(a×b)×0.365		A'	B'	C'(A'×B')×365	c+C'
現況	成牛				成牛(繁殖牛)				
	肉成牛				肉成牛				
	子牛				子牛				
					肥育牛				
計									
計画	成牛				成牛(繁殖牛)				
	肉成牛				肉成牛				
	子牛				子牛				
					肥育牛				
計									

注1:1頭当たりTDN(kg)は、直近の日本飼養標準等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること。
注2:頭数は事業計画の頭数を記載すること。

(2) 養分(TDN)供給量

	作物名	作付面積(ha)	単収(t/ha)	総収量(t)	TDN含有率(%)	TDN収量合計(t)	備考(特記事項)
		a	b	c(a×b)	d	e(c×d)	
現況	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						
計画	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						

注1:TDN含有率は、直近の日本飼料成分表等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること(目標値は使用しな
注2:単収は、県の指標等を用い、その根拠となる資料を添付すること。
注3:混播牧草や、再生草を利用する場合は、単収及びTDN含有率の根拠となる資料を別途添付すること。

(3) 自給率

	要求量(TDNt) a	供給量(TDNt) b	自給率(%) b／a
現状(繁殖)			
計画(繁殖)			
向上率			
現状(肥育)			
計画(肥育)			
向上率			
現状(酪農)			
計画(酪農)			
向上率			
現状			
計画			
向上率			

4 市町村酪肉近代化計画概要

市町村名	営農類型	自給率(%)	
		現状	計画
	繁殖		
	肥育		
	酪農		

5 家畜頭数増加率、飼料基盤集積率

	家畜頭数	土地集積率
現状		
計画		
増加率(%)		

6 造成・整備面積

	草地	飼料畑	計
造成			
整備			

別記様式第４号（第６の４関係）

○○○草地畜産基盤事業
（○○型）○○事業実施計画書

番　　号
年　月　日

地 方 農 政 局 長　殿
（北海道にあっては農林水産省畜産局長）

都 道 府 県 知 事

別冊事業実施計画書のとおり、○○地区に係る草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施計画を決定したので、草地畜産基盤整備事業の運用第○の○の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（添付資料）　・○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施計画書
・畜産活性化計画
・負担金条例

県 作成年月	地区

○○○○○○○○○○
草地畜産基盤整備事業

（○○型）○○○○事業

○○地区

令和　年　月
○○県（都道府県）

目　　次

○○○草地畜産整備事業実施計画概要（○○○型）○○○○事業……
第１章　目　　的……
第２章　地域の概要……
　第１節　地区の所在地……
　第２節　一　般　概　況……
　第３節　地域の農業概況及び動向……
　第４節　関係市町村の林業概況（草地林地総合整備型のみ）……
　第５節　地域の畜産概況……
　第６節　土地利用現況……
　第７節　主要農畜産物販売額……
　第８節　家畜飼養変遷状況……
　第９節　その他……
第３章　地区の現況等……
　第１節　地区の沿革……
　第２節　農家戸数……
　第３節　農家経営現況……
　第４節　土地の権利関係等……
　第５節　土地の現況……
　第６節　草地の現況……
　第７節　気象概況……
　第８節　水利現況等……
　第９節　道路現況……
第４章　事　業　計　画……
　第１節　事業の目的……
　第２節　事業の必要性及び目標……
　第３節　農家経営改善計画……
　第４節　土地利用計画……
　第５節　家畜飼養計画……
　第６節　草地管理利用計画……
　第７節　生産計画……
　第８節　環境保全計画……
　第９節　その他……
第５章　全　体　事　業　計　画……
　第１節　事業費総括表……
　第２節　負担額総括表……
　第３節　全体事業計画の内容……
第６章　公共牧場管理計画（公共牧場整備事業のみ）……
　第１節　管理経営の基本方針……
　第２節　施設管理計画……
　第３節　農家経営改善計画……
　第４節　資金計画……
　第５節　牧場管理機構……
　第６節　牧場運営計画……
　第７節　当該牧場における利用農家の範囲……
第７章　事業費参加予定者等……
　第１節　事業参加予定者総括表……
　第２節　事業参加予定者戸別明細表……
　第３節　受益面積……
第８章　事業費負担計画等……
　第１節　事業費負担区分……
　第２節　経営体別投資額……
　第３節　資金計画……
第９章　事　業　効　果　等……
第10章　添　付　書　類……
　　１　添　付　図……
　　２　積算資料、参考資料等……

○○○ 草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業　調 査 計 画 概 要

地区名	（　　）	所 在 地			
事業主体	北海道	調査計画期間		事業実施期間	～

基本構想

受益農家の概要

土地利用計画

区分	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地計	山林	原野	その他	合計
現況	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計画												

家畜飼養計画

区分	乳用牛			肉用牛			馬	その他（　）	肉畜割合	受益戸数
	成　牛	育成牛	計	肉用種	乳用種	計				
現況	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	(%)	戸（　）
計画										（　）

受益農家（一戸当り平均）の経営改善計画

区分	経営土地面積（ha）								飼養家畜（頭）				畜産所得	追加投資額	追加投資償還年額
	田	普通畑	うち飼料畑	飼料畑	牧草地	小計	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	計			
現況													千円	千円	千円
計画															
増減															

土地の権利関係

地区面積（受益草地面積）	所有区分別面積		土地権利関係の概要	開発制限等指定状況
	所有者	面積		
（　　ha）				

受益地域の概要

自然条件

標高	地形	地質	土壌	植生	気象	
					平均気温	降水量
m					℃（　）	mm（　）

草地概況

草地面積	放草収量	不陸地		排根線		重粘土		泥炭土	
		団地数	面積	カ所数	面積	団地数	面積	団地数	面積
ha	t		ha		m		ha		ha

関係市町村概要

市町村名	農家戸数	農用地						山林	原野	その他
		田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	計			
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

年度	乳用牛			肉用牛			馬		豚		摘要
	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	頭数	戸数	
			#DIV/0!			#DIV/0!					

将来の目標

目標年度	家畜の種類	飼養頭数	飼養戸数	戸当頭数	年増率	摘要
	乳用牛			#DIV/0!		
	肉用牛			#DIV/0!		
				#DIV/0!		

地域指定の状況

関連事業

事業名	事業期間	事業内容	受益戸数等

事業効果

増加純益額	妥当投資額	総事業費	投資効率

（注）1　地区欄の（　）内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
2　肉畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭羽数を豚換算し、それに占める肉畜の割合を記入すること。
3　受益戸数の（　）は、担い手農家数を記入すること。

（↑地方事務費5%含む。）

○ ○ 地 区

（単位：千円）

区分	種目	工　　種	全体事業計画			資金計画（千円）				摘　　要		
			事業量	単価	事業費	国費	道費	市町村費	受益者	左のうち法事業量	法事業費	
基本施設整備事業	草地整備改良											
		小　　計										
	関連草地造成改良											
		小　　計										
	草地等の基盤整備改良											
		小　　計										
利用施設整備事業	農業用施設整備											
		小　　計										
		諸　経　費										
		小　　計										
合　　計												
関連事業												

○○○草地畜産基盤整備事業(草地整備型)公共牧場整備事業　実施計画概要

ふりがな 地区名	(　　)	所在地		事業主体	
牧場名		管理主体		計画策定期間 事業実施期間	年度 ～　　年度
牧場設置事業名	－	設置事業完了年度	－	牧場の利用目的	－

(整備計画の基本構想)

振興計画等の指定状況		自然条件			
計画等の名称	指定年月	標高	地形・地質	気温	平均気温

土地の権利関係					
現在の土地所有状況			造成整備面積(ha)	土地権利調整の概要	使用収益する権利
牧場有地 (ha)	借地 (ha)	計 (ha)			

畜産振興計画

区分	関係市町村名	乳用牛			肉用牛		
		頭数(頭)	戸数(戸)	戸当たり(頭/戸)	頭数(頭)	戸数(戸)	戸当たり(頭/戸)
現況(　年)				#DIV/0!			#DIV/0!
計画(　年)				#DIV/0!			#DIV/0!

土地利用計画

区分	牧草地				飼料畑(ha)	野草地(ha)	その他 (ha)
	採草地(ha)	兼用地(ha)	放牧地(ha)	計 (ha)			
現況	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
計画	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)

家畜飼養計画

区分	夏期飼養頭数								冬季飼養頭数							
	乳用牛					肉用牛			乳用牛					肉用牛		
	成牛		育成牛		計(頭)	成牛(頭)	育成牛(頭)	計(頭)	成牛		育成牛		計(頭)	成牛(頭)	育成牛(頭)	計(頭)
	(頭)	うち乳牛	(頭)	うちヌレ子					(頭)	うち乳牛	(頭)	うちヌレ子				
現況(　年)																
計画(　年)																

牧場利用農家の範囲					内畜割合	頭 %	増加純益額(千円)	妥当投資額(千円)	総事業費(千円)	投資効率
区分	県内		県外							
	市町村名	農家戸数(戸)	都道府県名	農家戸数(戸)						
現況(　年)					備考					
計画(　年)										

事業計画

事業種目			全体	
区分	種目	工種	事業量	事業費(千円)
基本施設整備事業	草地整備改良			
		小計		
	関連草地造成改良			
		小計		
	草地の等基盤整備改良			
	計			
利用施設整備事業	農業用施設整備			
		小計		
	農機具等導入			
		小計		
	計			
その他諸経費				
合計				

関連事業計画	事業種目	事業量	事業費(千円)

年度別事業計画	区分	割合(%)	事業費(千円)
	全体		0
	年度		
	年度		
	年度		
	年度		

負担区分		区分	国(千円)	県(千円)	市町村(千円)	公社(千円)	計(千円)
	事業費	金額					
		比率					
	事務費	金額					
	合計						

※計画概要図を略図により添付すること。

(注)
1　地区名欄の () 内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
2　所在地の欄には、事業地区の所在する市又は、郡、町村名を記入すること、
3　整備計画の基本構想の欄には、地域の特色、現在の状況等から踏まえ、事業の目的、基本構想について記入すること。
4　畜産振興計画の概要の欄には、各市町村別計画から転記し、(　) 内に当該計画の作成基準年を記入すること。
5　家畜飼養計画の欄には、当該牧場によるものとし、計画は、牧場経営の安定年次によること。
6　牧場利用農家の範囲の欄には、道内は市町村別、道外は都道府県別に記入し、計画は牧場経営の安定年次によること。
7　内畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭数を豚換算し、それに占める内畜の割合を記入すること。
8　事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目毎に記入し、その他諸経費については、測量設計費費、用地及び補償費、工事雑費等であり附帯事務費は含まない。
9　関連事業計画の欄には、本事業の実施地域に関し、本事業と一体的に実施する計画であるものについて記入すること。
10　年度別事業計画の欄には、事業実施計画について総事業費及び年度ごとの事業費とその割合を記入すること(事務費を含まない)。
11　負担区分の欄には、事業費、事務費別とし、関連事業は、[　]で外数として記入すること。

○○○草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)飼料基盤集積整備事業　実施計画概要

地区名		所在地			
事業主体		計画策定期間		事業実施期間	
基本構想					

土地利用計画

区分	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地計	山林	原野	その他	合計
現況	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計画												

家畜飼養計画

区分	乳用牛			肉用牛			馬	その他 ( )	肉畜割合	受益戸数
	成牛	育成牛	計	肉用種	乳用種	計				
現況	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	%	戸
計画										

受益農家の経営改善計画

区分	経営土地面積(ha)						家畜飼養頭数(頭)				畜産所得 千円	追加投資額 千円	追加投資償還金額 千円
	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	その他	計	乳牛	肉用牛	馬	計			
現況													
計画													
増減													

土地の権利関係

地区面積 (受益草地面積)	所有区分別面積		土地権利関係の概要	開発制限等指定状況
	所有者	面積		

受益地域の概要

自然条件	標高	地形	地質	土壌	植生	気象		
						平均気温	降水量	
	m					℃	mm	

草地概況	草地面積	牧草収量	不陸地		排根線		重粘土		泥炭土		
			団地数		カ所数		団地数		団地数		
	ha	t									

関係市町村概要

市町村名	農家戸数	農用地(ha)					山林	原野	その他
		田	普通畑	飼料畑	牧草地	計			
							ha	ha	ha

年度(R○)	乳用牛			肉用牛			馬		豚		摘要
	頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	頭数	戸数	

将来の目標	目標年度	家畜	飼養頭数	飼養戸数	年増率	摘要

地域指定の状況	

関連事業

事業名	事業期間	事業内容	受益戸数等

事業効果

増加純益額	妥当投資額	総事業費	投資効率
千円	千円	千円	

(注)　1 地区欄の(　)には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
　　2 肉畜割合の欄には当該地区の家畜飼養頭羽数を豚換算し、それを占める肉畜の割合を記入すること。

所　要　事　業　費

区分	種目	工種	全体事業計画			資金計画(千円)				摘要
			事業量	単価	事業費	国費	都道府県費	市町村費	受益者	
基本施設整備事業	草地整備改良									
		小計								
	関連草地造成改良									
		小計								
	草地等の基盤整備改良									
		小計								

区分	種目	工種	全体事業計画			資金計画(千円)				摘要
			事業量	単価	事業費	国費	都道府県費	市町村費	受益者	
利用施設整備事業	農業用施設整備									
		小計								
計										
その他諸経費										
		小計								
計										
合計										
関連事業										
総計										

○○○草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型） 再編整備事業　実施計画概要

地区名		所在地		事業主体		事業期間	計画策定 事業	年	事業の区分 再編整備事業

目的	

地域の概況	市町村名	

実施地域の農業の概要	市町村名	農家戸数（戸） 専業	第1種兼業	第2種兼業	計	営農用地（ha） 田	畑 普通畑	飼料畑	草地	樹園地	計	採草放牧	計	農家戸当り

畜産振興計画	市町村名	区分	乳牛 頭数	戸数	戸当頭数	肉用牛 頭数	戸数	戸当頭数	豚 頭数	戸数	戸当頭数	鶏 頭数	戸数	戸当頭数	豚換算頭数
		現況													
		計画													

事業対象用地の概要 現況地目	全体面積（ha）	現在の土地所有状況（所有権別面積）単位:ha 個人	公社	町・国	今後の土地開発整備利用計画（ha） 造成改良面積	整備改良整備	野草地整備面積		その他用地	
山林										
原野・その他										
牧草地										
田										
畑										
計										

事業参加資格者の概要	経営体数	参加戸数	個人 戸	農協 戸	法人 戸	計 戸	うち経営移転等予定戸数 戸

家畜飼養の概要	区分	乳牛 頭数	戸数	戸当頭数	肉用牛 頭数	戸数	戸当頭数	豚 頭数	戸数	戸当頭数	鶏 頭数	戸数	戸当頭数	豚換算頭数 内畜割合
	現況													
	計画													

担い手農家等の概要	区分	事業参加畜産経営体数	うち認定農業者	豚換算頭数	うち認定農業者	集積概要 土地等	草地の集積等 ha	経営移転等 ha	合計 ha
		戸	戸	頭	頭				

肉用牛の( )は乳肉複合経営で外数

事業 区分	種目及び工種	事業量	事業費	備考
基本施設整備事業	(1)草地整備改良			
	(2)関連草地造成改良			
	(3)草地等の基盤整備改良			
	小計			
利用施設整備事業	(1)農業用施設整備			
	小計			
	(2)農機具等導入			
	小計			
	測量設計費			
	合計			

年度別	全体	年度	年度	年度	年度
	事業費				
	うち国費				
	年度	年度	年度	年度	年度
	事業費				
	うち国費				
	事業効果			所得償還率	

○○○草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）水田地帯等担い手育成事業　実施計画概要

ふりがな 地区名		所在地		事業主体	
目的					
地域の概要	市町村名				
	市町村名				

事業期間	計画策定	年	事業の区分
	事業		

実施地域の農業の概要																
市町村名	農家戸数（戸）				営農用地（ｈａ）											
	専業	第1種兼業	第2種兼業	計	田	畑					採草放牧地	計	農家戸当たり
						普通畑	飼料畑	草地	樹園地	計			

畜産振興計画	市町村名	区分	乳牛			肉用牛			豚			鶏			豚換算
			頭数	戸数	戸当り頭数	頭数	戸数	戸当り頭数	頭数	戸数	戸当り頭数	頭数	戸数	戸当り頭数	頭数
		現況													
		計画													

事業対象用地の概要	現況地目	全体面積 (ha)	現在の土地所有状況（所有権別面積（ｈａ））				今後の土地開発整備利用計画(ha)				稲わら収集面積（ha）	
			個人	農協	町	公社	造成改良面積	整備改良面積	野草地整備面積	その他用地		
	山林						（　）	（　）			自己所有	
	原野						（　）	（　）			借地等面積	
	採草放牧地						（　）	（　）				
	畑						（　）	（　）			合計	
	その他						（　）	（　）				
	計						（　）	（　）				

事業参加資格者の概要		家畜飼養の概要	区分	乳牛（成牛換算）			肉用牛（成牛換算）			その他		
	経営体数			頭数	戸数	戸当たり頭数	頭数	戸数	戸当たり頭数	種類	頭羽数	戸数
	個人　戸 法人　戸 団体 計　戸 （　）		現況									
	うち経営移転等予定戸数　戸		計画									

担い手等の概要	区分	事業参加畜産経営体数		豚換算頭数		集積土地等の概要	草地の集積等	経営移転等	合計
			うち認定農家		うち認定農家				
	現況	戸	戸（%）	頭	頭（　%）		ha	ha	ha
	目標	戸	戸（%）	頭	頭（　%）				

肉用牛の（　）は乳肉複合で外数

事業計画	区分	種目及び工種	事業量	事業費	備考
	基本施設整備事業	(1)草地整備改良 (2)関連草地造成改良 (3)草地等の基盤整備改良			
		小計			
	利用施設整備事業	(1)農業用施設整備			
		小計			
		(2)農機具等導入			
		小計			
		計			
		測量設計費			
		事業費計			

年度別	全体	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	備考
		（　）	（　）	（　）	（　）	

事業効果		所得償還率	

○○○草地畜産基盤整備事業　（草地林地総合整備型）　事業実施計画概要

ふりがな 地区名		所在地		事業主体	

計画策定期間　　年度
事業実施期間　　年度　～　　年度

目的

地区概要

市町村名（旧市町村名）	中山間指定等5法指定	総戸数（戸）	農家戸数（戸）	うち畜産農家	耕地面積（（　）内は、うち耕作放棄地）田（ha）	普通畑（ha）	飼料畑（ha）	草地（ha）	樹園地（ha）	計（ha）	林野率（%）	畑勾配15度以上の面積率（%）	田勾配1/20以上の面積率（%）	耕作放棄地率（%）
												－	－	
計														

家畜飼養計画の概要

区分	市町村名	肉用牛 頭数（頭）	肉用牛 戸数（戸）	肉用牛 一戸当たり	乳用牛 頭数（頭）	乳用牛 戸数（戸）	乳用牛 一戸当たり	豚 頭数（頭）	豚 戸数（戸）	豚 一戸当たり	鶏 羽数（千羽）	鶏 戸数（戸）	鶏 一戸当たり	肥育豚換算頭数（頭）
現況R○年														
	地域計													
計画R○年														
	地域計													

受益面積等　ha

区分	事業実施面積	算定率	算定受益面積	飼料基盤面積 現況（20年）	飼料基盤面積 計画（25年）
草地・飼料畑	[　]（　）	1	[　]（　）		
野草地	[　]（　）	1／2	[　]（　）		
放牧用林地	[　]（　）	1／10	[　]（　）		
高度放牧林地	[　]（　）	1／2	[　]（　）		
混牧林地	[　]（　）	1／3	[　]（　）		
輪作畑	[　]（　）		[　]（　）		
その他	[　]（　）		[　]（　）		
計	[　]（　）		[　]（　）		

事業参加者

区分		戸数
畜産農家	酪農	
	肉用牛	
	酪農・肉用牛	
	鶏	
	その他	
	小計	
耕種農家		
林家		
合計		

家畜飼養計画

区分	肉用牛 頭数（頭）	肉用牛 戸数（戸）	肉用牛 一戸当たり	乳用牛 頭数（頭）	乳用牛 戸数（戸）	乳用牛 一戸当たり	豚 頭数（頭）	豚 戸数（戸）	豚 一戸当たり	鶏 羽数（千羽）	鶏 戸数（戸）	鶏 一戸当たり	肥育豚換算頭数（頭）
（R○年）現況													
（R○年）計画													

事業計画

区分	種目及び工種	事業量	事業費（千円）
基本施設整備事業	(1)草地整備改良		
	(2)関連草地造成改良		
	(3)草地等の基盤整備改良		
	小計		
利用施設整備事業	(1)農業用施設整備		
	小計		
	(1)農機具等導入		
	その他諸経費		
	合計		

（千円）

事業実施計画策定費

関連事業計画

事業種目	事業量	事業費（千円）

年度別事業費

区分	割合（%）	事業費（千円）
全体		
R○　年度		
R○　年度		
R○　年度		
年度		
年度		
年度		

事業効果		備考	

（注）
1．所在地の欄には、事業地区の所在する市又は郡、町村名を記入
2．目的の欄には、地域の特色、現状等を踏まえ、事業の目的、基本構想を記入
3．地区の概要の欄には、関係市町村全域の概要を農林業センサス等各種統計資料に基づき記入
　中山間地域等５法指定の欄には、地域指定の関係法律名を略称（過疎、山村、特定農山村、離島、半島）で記入
4．畜産振興計画の概要の欄には、酪肉近代化計画等を各市町村ごと記入
5．受益面積等の欄には、各区分ごとに実施面積、算定受益面積、既存面積を記入
6．事業参加者の欄には、本事業への参加者を営農類型ごとに記入
7．家畜飼養計画の欄には、事業参加者の家畜飼養頭数を記入
8．事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目ごとに記入
9．関連事業計画の欄には、本事業と一体的に実施する関連事業を事業名、事業種目ごとに記入
10．年度別事業計画の欄には、総事業費及び年度別事業費を記入
11．受益面積等の欄のうち、（　　）内には受益面積のうち既耕地、林野等の活用面積を、［　］内には耕作放棄地の活用面積を記入
12．耕作放棄地率＝耕作放棄地面積÷（耕作放棄地面積＋経営耕地面積）×１００

○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業　　○○地区

・必要性、緊急性、効果（３～５行程度で定量的指標を用いて記載すること。）

1　目的：

2　関係市町村：

3　事業主体：

4　事業実施期間：令和　　年度～令和　年度

5　総事業費：　　千円（うち国費　　千円）

6　受益面積：　　ha

7　整備内容：

事業実施による効果

	現況→	計画

位置図

事業の必要性

※　イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

事業の概要・事業の効果

※　イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

第１章　目　　的

第２章　地域の概要

第１節　地区の所在地

○○郡○○町村……注）○○市他何カ町村とはしないこと。

第２節　一般概況

１　概　　要

（地域の位置、風土、経済地帯別区分及び他産業等についての特色を簡潔に記述する。）

２　産業別戸数及び人口

市町村名	年　次	戸数									人口		備考
		総戸数	農　業	林　業	水産業	鉱　業	工　業	商　業	公類サービス	その他	総人口	農業人口	
	○○年												資料名
	最近年												

（注）　年次は少なくとも２の年次をとることとし、最近年とそれに最も近い国勢調査年次とする。

３　主要産業別生産額

市町村名	総　額	第１次産業		第２次産業		第３次産業		畜産物		備考
		金　額	割　合	金　額	割　合	金　額	割　合	金　額	第１次産業との割合	
	千円									

（注）年次の取扱いは、２と同様とする。

第３節　地域の農業概況及び動向

１　関係市町村の農業の特色及び振興方針

２　関係市町村の農業の動向

項目／区分	農家					経営土地面積(ha)					主要作物作付面積(ha)				主要家畜頭数（頭、千羽）			
	年度／区分		（A）年度	（B）年度	（C）年度	年度／区分		（A）年度	（B）年度	（C）年度	年度／区分	（A）年度	（B）年度	（C）年度	年度／区分	（A）年度	（B）年度	（C）年度
変化の状況	農家数	専　業	(100)			耕地	田	(100)			飼料作物	(100)			乳用牛	(100)		
		第１種兼業	(100)				畑	(100)			牧　草	(100)			肉用牛	(100)		
		第２種兼業	(100)				計	(100)			馬鈴薯	(100)			馬	(100)		
		計	(100)			草　地		(100)			ビート	(100)			豚	(100)		
	農業従事者数		(100)			その他農用地		(100)			豆　類	(100)			鶏	(100)		
変化の理由																		

（注）１　変化の状況の各欄は、現在（最近年）を（C）、最近時農業センサスを（B）、さらにその直前に行われた農業センサスを（A）として、それぞれの実数を上段に記載し、下段（　）内に（A）年度を 100 とした（B）年度、（C）年度の指数を記入すること。

２　経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。

３　変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

第４節　関係市町村の林業概況（草地林地総合整備型に限る。）

１　林業の特色及び振興方針

（注）　関係市町村の森林面積、林家数の現況、造林、林道開発の実施状況、林産物の生産流通状況、林業振興に係る地域指定等を踏まえ、振興方針を記述すること。

２　林業と動向

市町村名	変化の内容	林家（戸）				経営体別林野面積（ha）				林種別森林面積（ha）					素材生産量（ha）			
		区分		○○年度（A）	○○年度（B）	○○年度（C）	区分	○○年度（A）	○○年度（B）	○○年度（C）	区分		○○年度（A）	○○年度（B）	○○年度（C）	区分	○○年度（A）	○○年度（B）	○○年度（C）
		林家数	農家林家	(100)	(　)	(　)	国有	(100)	(　)	(　)	人工林	針葉樹	(100)	(　)	(　)	針葉樹	(100)	(　)	(　)
			非農家林家	(100)	(　)	(　)	公有	(100)	(　)	(　)		広葉樹	(100)	(　)	(　)	広葉樹	(100)	(　)	(　)
			計	(100)	(　)	(　)	法人有	(100)	(　)	(　)	天然林	針葉樹	(100)	(　)	(　)				
		林業従事者数		(100)	(　)	(　)	個人有	(100)	(　)	(　)		広葉樹	(100)	(　)	(　)				
							その他	(100)	(　)	(　)	その他		(100)	(　)	(　)				
	変化の事由	除間伐の実施状況、育林放棄地の状況等も記入する。																	

（注）１　現在（最近年）をＣ、最近時農林業センサスをＢ、その１期前の農林業センサスをＡとし、（　）内にＡを基準年とした指数を記入すること。

第５節　地域の畜産概況

１　関係市町村の畜産の特色

（関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。）

２　産業別戸数

市町村名	総戸数	農業	林業	水産業	鉱業	工業	商業	その他	備考
	戸 （　100%）	戸 （　100%）	戸 （　100%）	戸 （　100%）	戸 （　100%）	戸 （　100%）	戸 （　100%）	戸 （　100%）	

（注）１　市町村別に最近の既存資料により記入すること。
２　計画対象地域全市町村について記入すること。

３　家畜飼養規模別飼養戸数

家畜種別　○　○　○

（　　年　　月　　日現在）

市町村名	計	子畜のみ	成畜頭数規模									頭数	戸当頭数	備考
			１～２頭	３～４頭	５～６頭	７～９頭	10～14頭	15～19頭	20～29頭	30～49頭	50頭以上			
計			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	

（注）１　最近年について記入のこと。
２　当該地域の計画において採りあげている家畜について作成のこと。
３　上表の規模別区分は事例であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

４　畜産物出荷の動向

市町村名	年次	生乳			家畜												
		飲用乳等向け	乳製品等向け	計	肉用牛				子牛			豚		鶏		鶏卵	備考
					肉用牛	乳用種肥育牛	乳廃牛	計	肉用牛	乳用牛	肥育素牛	成豚	子豚	成鶏	ブロイラー		
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	t	
計																	

（注）１　地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。
２　農林統計、農協等の資料により作成のこと。

5　主要畜産施設の現状

(　　年度)

施　設　名	所　在　地	規　　模	能　　力	最近年の稼働状況	備　　考

（注）１　地域の所在する関係市町村内にある主要畜産施設（例えば、育成牧場、家畜市場、と畜場、クーラーステーション、食肉処理施設、飼料中継基地等）について作成すること。
２　規模は、例えば育成牧場であればその面積、能力は収容可能頭数、最近年の稼働状況は、実育成頭数を記入すること。

第６節　土地利用現況

市町村名	農用地									山林					原野					その他	合計	既造成改良草地			備考
	耕地				肥培管理しない牧草地	野草地	採草放牧する山林	計	一戸当り	総面積	国有	公有	私有		総面積	国有	公有	私有				公有草地	その他	計	
	田	畑	計	１戸当り									個人有	その他				個人有	その他						
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

（注）１　センサス、土地台帳により記入すること。
２　計画対象地域全市町村について記入すること。
３　原野の私有その他の欄は、農協有、その他法人有、部落有（代表者の記名共有を含む。）等のものを記入すること。

第７節　主要農畜産物販売額

市町村名	米	麦　類	馬鈴薯	豆　類	特用作物	その他農産物	畜産物							合　計	備　　考
							総　額	牛　乳	牛(個体)	豚	鶏	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

（注）１　既存資料又は聞き取り調査により記入すること。
２　計画対象地域全市町村について記入すること。
３　販売額が不用の場合は生産額を記入すること。

第８節　家畜飼養変遷状況

市町村名	調査年月日	乳用牛				肉用牛				馬		めん山羊		豚		鶏		参考
		頭数			戸数	頭数			戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	
		２才以上	２才未満	計		肉用種	乳用種	計										
		頭	頭	頭 (　)	戸 (%)	頭	頭		戸 (%)	頭 (　)	戸 (%)	頭 (　)	戸 (%)	頭 (　)	戸 (%)	羽 (　)	戸 (%)	

（注）１　センサスその他の既存資料により記入し、分類不明なものは「計」のみでも記入すること。
２　原則として計画対象地域全市町村について記入するものとするが、例えば計画対象地域が広範囲の場合には計画対象地域の合計および主要市町村についてのみ記入すること。
３　Ｈ１２年、Ｈ１７年、Ｈ２２年および最近３年間について記入すること。
４　去勢牛は「おす」に算入すること。
５　頭数欄の（　）内には、１戸当たり飼養頭数、戸数欄の（　）内には飼養農家率を記入すること。

第９節　その他

１　地域指定等の状況

市町村名	農業振興計画			市町村酪農・肉用牛生産近代化計画				集約酪農地域		各地域指定								地域森林計画
	指定年度	担い手事業対象地域		計画樹立年度	目標年度	目標飼養頭数	草地飼料畑造成改良計画	指定年度	地域名	振興山村指定		過疎地域指定	離島指定		半島指定		（内容）	計画年度及び計画区分
		指定の現状	今後の措置							指定年度	市町村名	指定年度	指定年度	市町村名	指定年度	市町村名		

（注）１　農業振興計画欄の再編整備型事業対象地域の指定の現状欄には、農用地区域に区分されている場合には農用地区域と記入し、その他の用途に区分されているときはその区分された用途を記入するものとし、農業振興地に指定されていない場合には未指定又は一部未指定と記入し、今後の措置欄に農用地区域として指定手続き中等と記入すること。

２　各種指定の予備欄には、当該地域の再編整備型事業と関係のある各種地域指定状況を記入する。

２　環境保全基準指定状況

水質汚濁防止法関係			悪臭防止法関係		廃棄物処理及び清掃に関する法律第11条の規定による処理計画				大気汚染防止法に基づくばい煙の規制		
水域又は区域名	排水基準	特定施設規模	規制区域	悪臭物質排出規制基準	処理施設設置についての基本的事項	産業廃棄物の運搬についての基本的事項	処分の場所についての基本的事項	その他の基本的事項	特別区域の該当	ばい煙発生施設の種類	左の規模

第３章　地区の現況等

第１節　地区の沿革

（地区の存在する周辺地域の地形、地質の概略、関係市町村の主要作目及び農用地面積並びに開発して農用地とすることの可能な土地面積等を述べ、畜産開発の可能性を畜産の動向及び開発可能資源等の畜産立地上から簡潔に記述する。）

第２節　農家戸数

（　　年度）

地区名	農家戸数	経営規模別戸数						農畜産物販売金額別戸数						営農型態別戸数					備考
		5ha未満	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～40ha	40ha以上	50万円未満	50～100万円	100～200万円	200～300万円	300～400万円	400万円以上	田作	畑作	田畑作	酪農	混合	
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
	(100%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	(　%)	

第３節　農家経営現況

１　経営土地面積

（　　年度）

区分	農用地面積												山林	原野	その他	合計	備考
	耕地							草地				農用地					
	田	普通畑	うち輪作畑	飼料畑	牧草地	その他	小計	永年草地	野草地	混牧林地	小計						
地域全体	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
戸当たり																	

2　家　　畜

（　　年度）

区　分	乳用牛					肉用牛					馬	めん山羊	豚	鶏	備　考
	成牛	左のうち経産牛	2才牛	1才牛	計	肉専用種			乳用雄子牛	計					
						18カ月以上	18カ月未満	小計							
地域全体 戸当たり	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

3　農用施設機械

（　　年度）

区　分	農用施設					主要農業機械						その他施設				備　考
	畜舎					トラクター						バーンクリーナー				
地域全体 戸当たり																

4　経営収支

（　　年度）

区　分	農業粗収入				経営支出				農家所得	備　考
	農産収入	畜産収入	農外収入	計	農産	畜産	農外	計		
地域全体 戸当たり	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第4節　土地の権利関係等

1　土地の権利関係

地区面積	事業着手前の土地所有		事業着手前の所有権以外の権原による使用収益権			事業申請予定者	申請予定者が当該土地について有する権利	権利調整の概要	開発制限					備　考
	所有権者	面　積	使用権益者	使用収益権の種類	面　積				開発制限の種類	開発制限の内容	面　積	許可見込	許可条件見込	
ha		ha			ha						ha			

（注）1　土地台帳等から土地所有関係を明らかにし、土地所有区分をできるだけ細分して記入すること。例えば国有地は、開拓財産、国有林その他国有地に区分すること。

2　開発制限の種類の欄には、国立公園法による指定地域、文化財保護法による指定地域、水源かん養保安林の指定地域等の別を記入すること。

2　開発制限等

関係団地名	開発制限の種類	開発制限の内容	開発制限の面積	許可等見込	許可等条件見込み	調整の概要	代替施設計画種類数量構造
			ha				

（注）開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等の他、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても本表に必要事項を記入すること。

第5節　土地の現況

団地名	地形標高（最高最低）	地質	土壌	面積（農用地造成）	土地の現況								草地分級				
					牧草地	飼料畑	野草地	田	普通畑	樹園地	山林原野	その他	1級	2級	3級	4級	主要制限因子

（注）1　普通畑には、飼料畑を含めないこと。

2　草地分級については「草地開発事業計画設計基準」によること。

第６節　草地の現況

地区名	牧草地面積	牧草収量	不陸地		排根線			重粘土		泥炭地		石礫地		備考
			団地数	面積	カ所数	延長	面積	団地数	面積	団地数	面積	団地数	面積	
	ha	kg/10a		ha		m	ha		ha		ha		ha	

第７節　気象概況

（観測機関　標高　　位置）

月	気温℃			降水量	平均風速（m／s）	特殊気象			無霜期間	年月日～　年月日	
	９時	最高	最低			区分	数量	年月日			
１月 ２月 11月 12月 年平均						最大日雨量 最大時間雨量	㎜			初雪 終雪 根雪期間 最大積雪深	年　月　日 年　月　日 ～ 年　月　日
									最大風速 最大連続旱天日数	m／s　年　月　日 日　年　月　日～　月　日	
期間											

（注）１　最寄の観測機関の既存資料（おおむね過去10年間のもの）に基づき記入すること。
　　２　最大積雪深、最長連続旱天日数、最大降雨量は既往の最大及び最長を記入し、その他の項目は平均を記入する。
　　３　○月○日までの平均はかんがい期間の平均（降雨量は合計）である。
　　４　年間旱天日数は雨量０㎜以下の平均日数とする。

第８節　水利現況等

１　一般現況

（注）　地下水利用を計画している場合には、別に記入すること。以下２についても同じ。

２　水利現況及び水利権調査調整

関連団地名	水系名	計画取水地点	河川管理者	集水面積	流量（l／sec）		比流量（l／sec）		取水量（l／sec）		既存水利権の状況					水利権調整状況
														取水量（l／sec）		
					平水	渇水	平水	渇水	最大	平均	権利者名	水利使用の目的	受益面積等	最大	平均	
				ha												

第９節　道路現況

本事業計画道路と接続する道路、及び農畜産物の集出荷関連となる主要な道路名、連絡先及び整備状況等を記入する。

第４章　事業計画

第１節　事業の目的

第２節　事業の必要性及び目標

第３節　農家経営改善計画

農家経営改善計画（その１）

管理経営予定者	営農類型	区分	利用農家の経営概要																			
			経営土地面積					家畜飼養頭数							飼料の需要供給							
			耕地		牧草地	その他	計	乳用牛		肉用牛					飼料需要量	自家生産飼料	差引過不足量	単位収量	自給率	外部依存量		
			一般作物	飼料作物				区分	頭数	区分	頭数									粗飼料	濃厚飼料	計
A B C		現在 計画 増減	a	a	a	a	a								kg	kg	kg	kg/10a		kg	kg	kg
a b c		現在 計画 増減																				
平均及び合計		現在 計画 増減																				

農家経営改善計画（その２）

管理経営予定者	区分	当該草地に依存する家畜又は牧草					牧場経営								資金計画							備考
		家畜			牧草								作業時間短縮									
		区分	頭数	飼養期間	種類	数量	粗収入	生産費	うち飼料費	うち家族労働費	所得	後継者の有無	面積	頭数	投資額全体事業費	借入金額	借入金の年償還額 最大	借入金の年償還額 平年	所得償還率 最大	所得償還率 平年		
A	現在					kg		千円	千円	千円	千円		hr/ha	hr/頭	千円	千円	千円	千円	%	%		
B	計画																					
C	増減																					
a	現在																					
b	計画																					
c	増減																					
平均及び合計	現在																					
	計画																					
	増減																					

項目	記載要領
経営管理予定者	参加経営体別に個別経営の標準類型、共同経営(法人)、協業経営、及び公共牧場等の経営について記入すること。なお、公共牧場等の場合は当該経営体数の欄に受益市町村名を記入する。
家畜飼養頭数	区分は搾乳、繁殖、育成、肥育等、頭数の合計には、類型と豚換算頭数を(　)で記入する。
飼料の需給供給	ＴＤＮで記入する。購入量は、粗飼料購入量があれば濃厚飼料と区分しておくこと。
牧場経営	家族労働費以外の生産費は、畜産物生産費調査等の結果を用いて推定する。
資金計画	投資額は、現在欄には記入せず、追加投資額(補助金等を含み、土地買収費を除く。)を記入する。
所得償還率	借入金の年償還額÷経営の所得((A)＋(B))
平均及び合計	平均を上段に、合計を下段に記入する。

第４節　土地利用計画

１　計画の概要

（傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。）

２　土地利用計画

(1)　総括表（現況と計画の対比）

（単位：ha）

計画＼現状	山林	原野	田	普通畑	樹園地	飼料畑	牧草地	野草地	施設用地	その他	計
牧草地											
飼料畑											
ふん尿還元農用地											
野草地											
放牧林地											
施設用地											
環境保全地											
その他											

（注）１　普通畑からは、飼料畑を除くこと。なお本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。

２　現況の各地目のうち耕作放棄地については、（　）書き内数で併記すること。

(2)　集積土地の計画

（単位：ha）

団地名	番号	農地流動化対策				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基づくもの				土地改良法に基づくもの			合　計
		所有権移　転	移転又は設定		計	所有権移　転	移転又は設定		計	所有権移　転	移転又は設定		計	交換分合	換　地	計	
			賃借権	左以外の使用集益権			賃借権	左以外の使用集益権			賃借権	左以外の使用集益権					

団地名	未墾地等からの造成に係る土地	その他（特認）	合　計	土地集積が行われる（予定）年　月　日	備　考
計					

（注）１　本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。
２　１団地において、集積土地を２以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

(3)　団地別土地利用

（単位：ha）

団地名	区　分	牧草地				飼料畑				農業用施設用地				放牧林地	野草地	環境保全用地	その他	計	備　考
		個別	共用	公共利用	計	個別	共用	公共利用	計	個別	共用	公共利用	計						

（注）牧草地の内採算地専用面積については（　　）書きとすること。

２　土地利用計画（道営草地整備事業に限る。）

区　分	団地数		集団化率 $\left(\frac{P-Q}{P-1}\times 100\right)$	１戸当たり面積	備　考
	総　数	１戸当たり			
現　況		P		ha	
計　画		Q	%		

第５節　家畜飼養計画

区　分	造成整備草地			既造成改良草地			野草地			計	当該地区において飼養する家畜及び給与草量								当該牧場以外における家畜に供給する牧草	
											乳用牛				肉用牛					
	面積	反当収量	利用草量	面積	反当収量	利用草量	面積	反当収量	利用草量	利用草量	飼養の目的	飼養時期	頭数	給与草量	飼養の目的	飼養時期	頭数	給与草量	主要な利用家畜	供給草量
現況 計画 増減	ha	t	t	ha	t	t	ha	t	t	t			頭	t			頭	t		t

（注）１　利用草量、給与草量、供給草量は生草換算数量を記入すること。
　　２　当該地区における飼養する家畜の種類は、各地区の実態に応じて適宜取捨選択して記入すること。
　　また、家畜飼養の目的は育成、肥育、搾乳等を、頭数は日平均の飼養頭数を、飼養時期は放牧期、舎飼期、周年等を記入すること。
　　なお、飼養頭数は、飼養目的、飼養時期別にすること。

第６節　草地管理利用計画

１　草地利用及び家畜飼養計画

草地利用及び家畜飼養計画					飼養家畜別の給与量					備考
飼料区分	面積	生産量	利用量	供給養分量（ＴＤＮ）	家畜の種類	年令区分	飼養目的	頭数	給与養分量（ＴＤＮ）	
	ha	t	t	t				頭	t	

２　大型農業機械利用計画

３　施肥計画

区分	購入肥料								自給肥料								備考
	肥料名	ha当たり				面積	施用量	施肥回数	堆肥				尿				
		施用量	施用成分量						ha当たり施用量	面積	施用量	施肥回数	ha当たり施用量	面積	施用量	施肥回数	
			N	P_2O_5	K_2O												
		kg	kg	kg	kg	ha	t	回	t	ha	t	回	t	ha	t	回	

第７節　生産計画

１　牧草等の粗飼料の生産量、牛乳等の畜産物の生産量について、面積、頭数及びha当り収量等の諸元を並記して記入すること。

２　豚、鶏等についても同様に諸元を並記すること。

第８節　環境保全計画

１　家畜ふん尿処理利用

２　土地利用、工事計画上の配慮

第９節　その他

第５章　全体事業計画

第１節　事業費総括表

事業種目			全体		年次計画										備考
					年度		年度		年度		年度		年度		
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
事業費	基本施設整備事業														
		計													
	利用施設整備事業														
		計													
	合計														
総計															

第２節　負担額総括表

区分	事業種目	全体事業計画				負担区分				備考
		事業量	単位	単価	金額	国	道	市町村	受益者	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第３節　全体事業計画の内容

1　草地整備改良

(1) 草地整備改良

①　全体計画

整備予定地	区分	区画整理			排根線除去			起伏修正			障害物除去			耕起整地			土壌改良資材及び牧草種子散布播種			土壌改良資材								牧草種子				事業費計
																				石灰質資材				燐酸質資材								
		面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	品種	数量	事業費	
		ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円		t	t	千円		t	t	千円			kg	千円	ha
計																																

排根線除去

団地数	延長	修復面積	除去方法	工法									備考
				切崩分散	分離集根	残根除去	埋没	耕起	砕土	土壌改良	鎮圧	施肥播種	
ヶ所	m												

不陸均

団　地　数	面　　積	工　　法						備　　考
ヶ所	ha							

心土破砕

団　地　数	面　　積	土　　性	破　砕　深	破 砕 間 隔	備　　考
	ha		m	m	

有機質資材及び土壌改良資材

団　地　数	面　　積	有機質資材（種類）	石灰質資材（種類）	燐酸質資材（種類）	備　　考
ヶ所	ha	t /ha	t /ha	t /ha	

(2)　道路整備計画

①　計画基本方針

（注）　下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記述すること。

②　全体計画

路　線　名	事業計画			幅　員（有効）	構　造	主要構造物		既存道路との連絡	管　理予定者	備　考
	事業量	単価	事業費			橋梁				
幹　線　　号 支　線　　号 遊歩道　　号	m	千円	千円	m		ヶ所				うち改修部分は○○道
計（幹線　　条 支線　　条 遊歩道　　条）										

（注）　改修部分がある場合は、（　）書きで内数として記入し、備考欄には、市町村道、林道等の別を記入すること。

③　路線配置図

（注）　模式図により、既設道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道府県道、市町村道の種別延長等を示すこと。

(3)　用水施設整備計画

①　計画基本方針

（注）　用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

②　計画用水系統図

（注）　模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連用地名（施設、草地等）等を付記すること。

③　事業計画

用水路名	延　　長	構　　造	計画給水量	関連団地	単　　価	事 業 費	管理予定者	備　　考
	m		m^3/秒		円	千円		

（注）１　構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設（浄水、消毒施設等）を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

２　関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

３　備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(4)　排水施設整備計画

①　計画基本方針

（注）　排水計画の必要性と理由を記述すること。

②　排水系統図

（注）　模式図により、幹線排水路との関係、既設及び計画用水路（施設）の名称、関連団地名（施設、草地等）等を付記すること。

③　事業計画

排水路名	延　長	構　造	単位排水量	関連団地	単　価	事業費	管理予定者	備　考
	m		㎥/秒		円	千円		

（注）1　構造の欄については、水路の種類（コルゲートU字フリューム水路、コンクリート水路等）、規格及び桝の種類（合流桝、落差桝、減勢桝）について記入し、水路等の構造図を添付のこと。

2　関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、草地等の名称を記入すること。

3　備考欄には、単位排水量の算定根拠を記入すること。

(5)　雑用水施設整備計画

①　計画基本方針

②　事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費		
		頭	㎥		ヶ所	千円		ヶ所	千円		ヶ所	千円		ヶ所	千円	千円	

2　関連草地造成改良

(1)　草地造成改良

①　全体計画

造成予定地	区分	事業量・事業費			造成工法			土壌改良資材散布及び牧草種子播種			土壌改良資材								牧草種子			
											石灰質資材				燐酸質資材							
		面積	単価	事業費	工法	面積	工法概要	面積	手段	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	品種	数量	事業費
		ha	千円/ha	千円		ha		ha		千円		t	t	千円		t	t	千円			kg	千円

団地数	面積	工法							種子	有機質資材（種類）	石灰質資材（種類）	燐酸質資材（種類）	備　考
		抜根	排根	耕起	砕土	土壌改良	鎮圧	施肥播種					
	ha									t/ha	t/ha	t/ha	

（注）1　区分の欄には、採草地、放牧地、兼用地、飼料畑、普通畑等と記入すること。

2　事業量・事業費の欄の面積、単価、事業費には、区分ごとの計又は平均単価を記入し、造成工法により右欄にあっては工法ごとに面積を記入すること。

3　造成工法の欄には山成工、改良山成工、階段工に区分し、それぞれの造成面積と工法概要として山成工にあってはしゅう曲整形型、傾斜緩和型の区分を、階段工にあってはベンチテラス型、コンターテラス型等を記入すること。

4　土壌改良資材の欄の石灰質資材と燐酸質資材の欄には成分量で記入すること。

②　内　容

ア　工　法

（注）　工法ごとに、その工程を説明し、工法ごとの傾斜、ha当たり土壌改良資材の種類及び投入量、耕起深及びha当たりの造成単価を記入すること。

イ　家畜の種類ごとの利用面積

ウ　その他

（注）　草地造成改良に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(2)道路整備
(3)用排水施設整備
(4)雑排水施設整備
} 様式は１の（2）、（3）、（4）に準ずる。

3　草地等の基盤整備改良

(1)　野草地整備改良計画

①　計画基本方針

②　全体計画

整備予定地	牧草地改良面積	立木等の除伐						障害物除去			耕起整地			土壌改良資材散布及び牧草種子播種			土壌改良資材								牧草種子				雑費計	事業費計
																	石灰質資材				燐酸質資材									
		樹種	樹齢	本数	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	品種	数量	事業費		
		ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円		t	t	千円		t	t	千円			kg	千円	千円	千円
計																														

(2)　放牧林地整備計画（高度放牧林地及び混牧林地整備を含む）

①　計画基本方針

②　全体計画

整備予定地	整備面積（工法）	前植生処理						障害物除去			耕起整地			土壌改良資材散布及び牧草種子播種			土壌改良資材								牧草種子				雑費計	事業費計
																	石灰質資材				燐酸質資材									
		樹種	樹齢	本数	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	品種	数量	事業費		
		ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円		t	t	千円		t	t	千円			kg	千円	千円	千円
計																														

（注）　整備面積の欄の（工法）には、放牧用林地整備、高度放牧林地整備（上下二段方式、林帯草帯方式）、混牧林地整備、家畜排せつ物還元用特用樹林用地造成の区分を記入すること。

③　内　容

ア　工　法

（注）　工法ごとに、その工程を説明し、整備前におけるha当たりの立木本数、平均樹高、平均胸高直径並びに立木の平均伐採率、林帯草帯の平均幅、立木の平均密度、土壌改良資材の種類及び投入量、牧草導入の手法の概要、ha当たり造成単価等を記入すること。

イ　家畜種類ごとの利用面積

ウ　その他

（注）　放牧用林地整備に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(3)　牧野樹林整備計画

①　計画基本方針

②　全体計画

整備予定地	新設・改良	規　格	事業量	単　価	事業費	事業費計	管理予定者	備　考
				千円	千円	千円		

(4)　家畜排せつ物還元用農用地造成整備計画

①　計画基本方針

②　全体計画

整備予定地	新設・改良	規　格	事業量	単　価	事業費	事業費計	管理予定者	備　考
				千円	千円	千円		

(5)　水質汚染防止基盤整備計画

①水質浄化林・浄化水路整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　用地造成整備計画

整備予定地	事業計画			工法等	備考
	事業量	単価	事業費		
	㎡	千円/10a	千円		
計					

（注）工法等の欄には植栽床の保護枠（ブロック、石組み）等を記入

ウ　植栽等計画

整　備 予定地	植栽計画						浄化用骨材			備考
	植栽 面積	植栽 本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、 列数、樹高等	面積	単価	事業費	
	㎡	本	千円 /㎡	千円			㎡	千円 /㎡	千円	
計										

（注）1　水質浄化林の樹種にあっては、地域の実情に応じたものとし、その効果についての知見データ等を添付すること。

2　浄化水路の整備にあっては、用いる効果についての知見データ等を添付すること。

②浄化池、汚水処理池整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備改良 予定地	区分	事業計画			工 法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円 /ha	千円	ha	ha	ha	
計								

（注）工法のその他欄にあっては、具体的な工法を記入すること。

③畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止基盤整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

（注）工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法（構内舗装、防漏処理集水池等）について記入すること。

(6)　防災施設整備計画

①　計画基本方針

②　事業計画

整備予定地	事 業 量	単　　価	事 業 費	種　　類	数　　量	関連団地	管理予定者	備　考
	ha	千円/ha	千円					

(7) 施設用地造成整備事業

① 計画基本方針

② 用地造成整備計画

使用する施設名区分	事　業　量	単　　価	事　業　費	内　容　及　び　必　要　性
	ha	千円/ha	千円	

（注） 用地面積は平面分のみでなく法面を含むものとして記入すること。

(8) 鳥獣被害防止施設整備

① 計画基本方針

② 事業計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業量	単価	事業費	管理予定者	備　　考
		千円	千円／m	千円		

4 農業用施設整備計画

(1) 隔障物整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	事業量	門扉の数	棚　　柱			張　　線		受益面積	受益頭数	単　価	事業費	備　考
			種類	規格	間隔	種類	段数					
	m	ヶ所			m			ha	頭	円/m	千円	

(2) 家畜保護施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整　備	施設名	新設・改良	構造	規模	改良の場合の主な内容	畜舎等主たる施設			附　帯　施　設				事業費計	管　理	備　考
予定地						数量	単価	事業費	内容	数量	単価	事業費		予定者	
							千円	千円			千円	千円			

（注）数量、事業費等は「畜舎等主たる施設」と「附帯施設」に分け、「附帯施設」には、搾乳、牛乳処理用施設、給飼料施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

(3) 電気導入施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整　備　予　定　地	構造・形式・規模等	事　　業　　費	利　用　施　設	管　理　予　定　者	備　　考
		千円			

（注）利用施設の欄には、整備する電気導入施設により電気を導入し利用する施設名（畜舎、家畜排せつ物処理施設等）を記入すること。

(4)　用水施設整備計画

①　計画基本方針

（注）　用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

②　計画用水系統図

（注）　模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連用地名（施設、草地等）等を付記すること。

③　事業計画

用水路名	延　長	構　造	計画給水量	関連団地	単　価	事 業 費	管理予定者	備　考
	m		㎥/秒		円	千円		

（注）１　構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設（浄水、消毒施設等）を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

２　関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

３　備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(5)　雑用水施設整備計画

①　計画基本方針

②　事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費		
		頭	㎥		ヶ所	千円		ヶ所	千円		ヶ所	千円		ヶ所	千円	千円	

(6)　飼料調整貯蔵施設整備計画

①　計画基本方針

②　全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造・形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事 業 量	単　価	事業費	管理予定者	備　考
			t/年	t/年	戸	ヶ所・台	千円/ヶ所・台	千円		

(7)　飼肥料庫整備計画

①　計画基本方針

②　全体計画

整備予定地	施　設　名	事 業 量	単　価	事 業 費	内　容	管理予定者	備　考

(8)　家畜排せつ物処理施設整備計画

①　計画基本方針

②　全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造・型式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単　価	事業費	管理予定者	備　考
			t/年	t/年	戸	ヶ所・台	千円/ ヶ所・台	千円		

(注)附帯する施設には電気導入施設、用水施設（ポンプ）、撹拌施設等本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(9)　水質汚染防止施設整備計画

①計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

②全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

（注）１　附帯する施設には、電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備と一体的に整備される施設について記入する。
　　２　第5章第3節2その他農業施設整備計画に記載した整備内容の内訳について記載すること。

(10)　間伐材加工処理施設整備計画
①　計画基本方針
②　全体計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業費	利用施設	管理予定者	備考
		千円			

(11)　衛生管理施設整備計画
①　計画基本方針
②　全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
							千円	千円		

(12)　放牧馴致施設整備計画
①　計画基本方針
②　全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	数量	単価	事業費	管理予定者	備考
							千円	千円		

(13)　防護柵整備計画
①　計画基本方針
②　全体計画

整備予定地	施設・改良	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
				m	千円/m	千円		

(14)　環境保全施設整備

①　計画基本方針

②　全体計画

施設名	構　造	規　模	数　量	単　位	単　価	事　業　費	内　容	管理予定者	備考
					千円	千円			

5　農機具等導入計画

(1)　牧場用機械施設整備計画

①　計画基本方針

②　全体計画

整　備 予 定 地	施　設・ 機 械 名	構　造・ 型　式	能　力	受益者数	事業量	単　価	事業費	管　理 予定者	備　考
			t /年	戸	ヶ所・台	千円/ ヶ所・台	千円		

(2)　農具庫整備計画

①　計画基本方針

②　全体計画

整備予定地	施　設　名	事 業 量	単　価	事 業 費	内　容	管理予定者	備　考

(3)　燃料庫整備計画

①計画基本方針

②全体計画

整備予定地	施　設　名	事 業 量	単　価	事 業 費	内　容	管理予定者	備　考

第６章　公共牧場管理計画（公共牧場整備事業に限る。）

第１節　管理経営の基本方針

第２節　施設管理計画

団地名									
管理者名									
施設名	道　路	雑用水施設	隔 障 物	避 難 舎	看 視 舎	牧野樹林	乾草施設	牧場用機械	○ ○ ○ ○ ・・・・
維持管理方法 維持管理経費 維持管理経費の負担方法 その他事項									

第３節　牧場経営計画

団地名 (管理経営主体)	牧　場　収　入										牧　場　支　出								収 支
	預　託　料			売　却　料					その他	計	間　接　経　費				直接経費		その他経費	計	
	延べ頭数	単価	金額	家　畜			乾草(生草)				労務費	資材費	その他経費	小計	償却費	資本利子			
				頭数	単価	金額	数量	金額											
	頭	円/頭	千円	頭	円/頭	千円	t	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

第４節　資金計画

経営者名	制　度　別	償　還　条　件						償　還　額			備　考
		資金の種類	借入元金	据置期間	償還期間	利率	年賦金率	年償還額	最大年償還額	平年償還額	
	株式会社日本政策金融公庫資金 農業近代化資金 農業改良資金 ○　○　○　○										
計											

（注）最大年償還額、平年償還額は、計の欄のみ記入すること。

第５節　牧場の管理機構

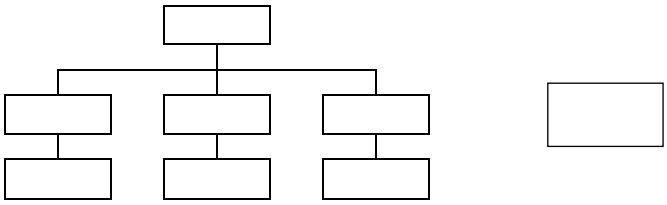

獣　医　師　○○名

オペレーター　○○名

作　業　員　○○名

事　務　員　○○名

第６節　牧場の運営計画

区　分			事業前現況 ○年	整備事業実行計画					完了後計画 ○年	備　考
				１年次 ○年	２年次 ○年	３年次 ○年	４年次 ○年	５年次 ○年		
基盤整備計画	未整備面積（ha）									
	整備中の面積（ha）									
	整備済面積（ha）									
	計									
牧場運営計画	預託受入頭数（頭/日）	夏期								
		冬期								
	乾草(生草)販売量（t/年）									
整備期間中の対応状況	預託受入れ対応（対受益農家）									
	乾草(生草)供給方法（対受益農家）									

（注）１　未整備面積には、本事業の対象予定外草地を含むものとする。
　　２　基盤整備計画欄には、造成改良面積を上段（　）で内数により記載すること。
　　３　整備期間中の対応方法は、整備工事実施のため、農家の希望に応じられない場合に記載すること。

第７節　当該牧場における利用農家の範囲

１　預託受入れ

預託受入れ先（都府県・市町村）	預託時期	預託受入れ頭数		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期 冬期	頭	頭	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

（注）預託受け入れ先の区分は、道内は市町村別とし、
　　道外については都府県別とすること。

２　牧草販売

牧草販売先（都府県・市町村）	預託時期	牧草販売量		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期 冬期	t	t	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

（注）牧草販売先の区分は、道内は市町村別とし、
　　道外については都府県別とすること。

第７章　事業参加予定者等

第１節　事業参加予定者総括表

区　分		参加予定者	備　考
畜産農家	酪農 肉用牛 養豚 養鶏 計	戸	
耕種農家			
合　計			

（注）　事業参加予定者に農地所有適格法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

第２節　事業参加予定者個別明細表

事業参加者氏名	経営類型	経営所在地	事業参加内容		備　考
			基本施設整備	利用施設整備	

（注）１　経営類型の欄には、酪農、肉牛繁殖、養豚一貫、稲作等と記入すること。
２　経営所在地の欄には、経営の期間となる施設等の所在地を地番まで記入すること。
３　事業参加内容の欄には、参加する事業内容（放牧林地整備、草地造成、飼料畑整備、畜舎等）及び事業量を記入すること。なお、共同利用施設等の事業の場合は、○○　△△／×（○○…事業内容、△△…事業量、×…事業参加数（例）家畜排せつ物処理施設 200㎡/3）と記入すること。

第３節　受益面積

受益地の所在地		事業実施面積							計	備考
		草地・飼料畑	野草地	放牧用林地	高度放牧林地	混牧林地	輪作畑	水田・普通畑		
		㎡ （　）	（　）	㎡ （　）	㎡ （　）	㎡ （　）	㎡ （　）	㎡ （　）	㎡ （　）	
計		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
受益面積		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
割合（%）										
（参考）飼料基盤面積	現況（R　年）									
	計画（R　年）									

（注）１　受益地について１筆ごと（まとまりがありその受益の内容が同じ土地については、ひとまとめにしても差し支えない。）に該当する受益内容の欄にその実面積を記入
２　受益面積の欄には、計の欄について、草地畜産基盤整備事業に係る運用により規定する算定率に乗じた面積を記入
３　１筆の土地のうちの一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を記入
４　（　）内は、受益面積のうち既耕地、耕作放棄地、林野等の活用面積を記入
５　市町村ごとに小計を作成すること。

第８章　事業費負担計画等

第１節　事業費負担区分

１　事業費負担区分

区分		事業費			負担率				負担額				備考
		個別	公共	計	国	県	市町村	受益者	国費	県費	市町村費		
基整本備施事設業		千円	千円	千円	%	%	%	%	千円	千円	千円	千円	
	小　計												
農整業備用事施業設													
	小　計												
農機具等導入事業													
共通経費													
合計													

（注）本表においては、共通経費には用地及び補償費、測量及び試験費を記すこと。

第２節　経営体別投資額

（単位：千円）

営体区分体	所要投資額				受益者負担額				地代	備考
	基本施設	利用施設	農機具等	計	基本施設	利用施設	農機具等	計		

（注）所要投資額は、受益者負担にかかる事業項目のみを記入すること。

第３節　資金計画

経営者別	償還条件							償還額			備考
	制度別	資金の種類	借入元金	措置期間	償還期間	利率	年賦金率	年償還額	最大年償還額	平年償還額	
関連団地名	株式会社日本政策金融公庫資金							千円	千円	千円	
	農業近代化資金										
	農業改良資金										
	計										

（注）１　最大年償還額、平年償還額、所得償還率は、経営者別に計の欄のみ記入すること。
２　所得償還率＝年償還額÷農業所得

（経営主体負担率）

工　種	構　造	事業費	残　存 価　格	償　却 必要額	耐　用 年　数	減　価 償却費	備　考
		千円	千円	千円	年	千円	

第９章　事業効果等

１．費用便益費の総括

区　　分	数　値
総費用　①	千円
評価期間（当該事業の工事期間＋20年又は40年）　②	年
総便益　③	千円
総費用総便益比　③÷①	

２．費用便益比の内訳

			総費用										総便益		備考
経過期間	年度	割引係数 (1+割引率) (x)	初期投資額 (建設費等) (i)	再建設費(cr) 計	○○○	○○○	○○○	○○○	事業開始時点の既存施設の資産価額(α) (道路・水利施設等)	評価期間最終年での施設の資産価額(β)	年費用	年費用 (現在価値)	年便益	年便益 (現在価値)	
①		②= (1+0.04)^①	③	④=ｱ+ｲ+ｳ+ｴ	ｱ	ｲ	ｳ	ｴ	⑤	⑥	⑦=③+④ + ⑤+⑥	⑧=⑦/②	⑨	⑩=⑨/②	
－	R○														評価年
1	R○														
2	R○														
3	R○														
4	R○														
5	R○														
･･･	R○														
合計															

第１０章　添付書類

１　添付図

(1)　位置図

ア　基　　図…国土地理院発行の１／50,000地形図を使用すること。

イ　記入事項…地区、団地の範囲、造成改良農用地及び放牧林地整備の範囲、既存の牧草地、畑の範囲、事業対象及び既存道路、導水路等及び名称、農業用施設用地の位置。

(2)　計画概要図

ア　基　　図…地区全体が一葉の図面に入るような縮尺(１/10,000～１/25,000)の地図を使用すること。

イ　記入事項…位置図の事項の他、土地利用区分、（牧草地、野草地、飼料畑、その他農用地、放牧地、環境保全用地、施設用地、その他附帯地等）等。

(3)　計画平面図

ア　基　　図…原則として1/5,000

イ　記入事項…記入事項は、計画概要図と同じ。

２　積算資料、参考資料等

(1)　計画作成の基礎資料、附属資料作成の基礎となった諸資料又は説明資料

(2)　施設等の概算設計積算所及び設計図

(3)　調査成績書

(4)　その他参考資料

(5)　計画基本図は原則として1/5,000であるが、改良山成工が必要な場合は1/2,500～1/1,000

別記様式第５号（第８の２関係）

○○○草地畜産基盤整備事業
（○○○型）○○○事業実施計画変更報告書

番　　号

年　月　日

地 方 農 政 局 長　殿
（北海道にあっては農林水産省畜産局長）

都 道 府 県 知 事

草地畜産基盤整備事業の運用第○の○の規定に基づき、報告します。

変更理由

（別　添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書の様式により変更前を（　　）書きで上段に、下段には、変更後を記載し、二段書きとして作成したものを添付。

・変更後の畜産活性化計画書（写）

別記様式第６号（第９の１関係）

○○○草地畜産基盤整備事業
（○○○型）○○○事業完了報告書

番　　号

年　月　日

地 方 農 政 局 長　殿
（北海道にあっては農林水産省畜産局長）

都 道 府 県 知 事

草地畜産基盤整備事業の運用第○の○の規定に基づき、下記地区に係る草地畜産基盤整備事業が完了したことを報告します。

記

事業の種類：○○型○○事業

地区名	所在地	事業主体	草地整備改良面積	草地造成改良面積	野草地整備改良面積	放牧用林地整備面積	事業費	実施期間	備考
			ha	ha	ha	ha	千円	年度 ～ 年度	

（別　添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書と同様式により、上段に事業実施計画策定時の内容若しくは事業計画の変更報告時の内容を（　　）書きとし、下段に事業完了時の内容として二段書きで作成したものを添付すること。

別記様式第７号（第10の５関係）

○○○草地畜産基盤整備事業
（○○型）○○事業　○○県○○地区

資金計画書

地区所在地	
事業実施計画承認年月日	
資金計画作成者	
事業実施（予定）	

第１　地区全体計画

	必要資金額	年度別借入希望額				関係戸数	備考
		年度	年度	年度	年度		
農林漁業金融金庫資金 資金 資金 資金 農業近代化資金 その他資金	千円	千円	千円	千円	千円		
計							

第2　経営体計画（個別経営体又は協力経営体ごとに作成）

氏名（組織名）		住所	

1　資金計画

	内容	必要資金額	資金調達内訳				
			資金	資金	農業近代化資金	その他資金	計
基本施設整備 利用施設整備 農機具等導入 計	（例） 農地　ha　防災林　ha 畜産施設用地　ha ○○ ○○	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資金借入希望年度別内訳		年度 年度 年度 年度					

2　農業経営の改善計画（個別経営）

（1）　農業経営の現状と目標

		現況 （　年度）	目標年度 （　年度）	備　　考
経営土地	水田 普通畑 草地飼料畑 採草牧地 果樹園 山林	a	a	
農業用施設等	建物・農機具等 畜舎			
家畜飼養状況	乳牛 肉用牛 豚 鶏	頭	頭	

（2）経営収支及び資金運用計画

区分	科目		現況（　年度）		目標年次（　年度）	
			金額	算出基礎	金額	算出基礎
収支	収入　A					
	支出　B					
	収支差引　A－B					
資金運用計画	受入	農業収入　A				
		運転資金				
		その他				
		計　C				
	運用	農業経営費B 借入金・負担金等の償還 家計費 その他				
		計　D				
		C－D				

（3）　償還計画

ア　現在の借入金の状況

資金名	借入計画	借入理由	返済期間	未償還金額
	千円		年	千円

イ　目標年次における借入金残高等

	借入金			
	資金	資金	その他の資金	計
借入残高 年間償還額	千円	千円	千円	千円

3　農業経営の改善計画

（1）法人の概況

設立年月日	年　月　日	協業の形態	全面協業・部門協業		
組織名		出資金		構成員の世帯	
法人の業務内容					

（2）経営土地等々の現況と計画

地目	区分	現況 （　年度）	目標年次 （　年度）	備考
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地	a	a	
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地			

（3）農業施設等の現況と計画

		現況 （　年度）	目標年次 （　年度）	備　　考
農業用（建物・農機具）		a	a	
家畜飼養状況	乳　　牛 肉　用　牛 豚 鶏			

（4）経営収支及び資金運用計画

2の(2)に準じ作成する。

（5）償還計画

2の(3)に準じ作成する。

別紙１－２（農地整備に係る取扱い）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のアの(ｱ)に掲げる農地整備事業の取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、別紙１－１及びこの取扱いに定めるところによる。

第２　事業の内容

別紙１－１運用１の農地整備事業（以下この別紙において「運用」という。）第２に規定する事業及び運用別表中の各事業の内容は、以下の条件に適合することを要するものとする。

１　経営体育成型

(1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

(2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づく指定地域及び山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村において行うものにあっては、20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね２／３以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる

区域（以下のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

ア　畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）。

イ　30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30㎝以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域。

ウ　30 アール以上の区画とすることによって田差がおおむね 1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域。

エ　30 アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域。

(3) 農道整備事業において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の条件を満すものについて施行することができるものとする。

ア　ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。

イ　１路線の延長がおおむね500m未満であること。

ウ　連絡する農道の幅員は、おおむね５m以上であること

(4) 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあっては、(2)にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする

２　共通事項

(1) 埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財調査事業（別紙１－１運用１の別表１の区分の欄の２の(5)の事業をいう。以下同じ。）とは、別紙１－１運用１の別表１の区分の欄の 1 の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別紙１－１運用１の別表 1 の区分の欄の 1 の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業

ア　農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ　農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するもので

あること。

ウ　農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業にあたっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ　用地整備事業の実施にあたっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ｱ) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(ｲ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ｳ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(ｴ) 営農施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ　営農用水施設整備事業の実施にあたっては、受益戸数がおおむね10 戸以上、かつ、末端の受益戸数が２戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(3) 農業経営高度化支援事業

ア　高度土地利用調整事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

(ｱ) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(ｲ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ｳ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(ｴ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

イ　高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度ま

で実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ　高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

(ｱ) 関係農家の意向調査活動

(ｲ) 土地利用調整活動

(ｳ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

(ｴ) 農業機械の利用再編に関する活動

(ｵ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(ｶ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(ｷ) その他農用地流動化に関係する調査・調整活動

エ　高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ　耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

(ｱ) 本事業の啓発普及

(ｲ) 本事業の実施状況の確認及び報告

(ｳ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

(ｴ) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言若しくは指導

(ｵ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修

(ｶ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動

(ｷ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動

カ　耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

(ｱ) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動

(ｲ) 土地利用調整活動

(ｳ) 関係機関との調整活動

(ｴ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催

(ｵ) 農業機械の利用再編に関する活動

(ｶ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活

動

(ｷ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関係する調査・調整活動

キ　耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）まで実施することができるものとする。

ク　農業経営高度化促進事業の実施にあたっては、以下のとおりとする。

(ｱ) 中心経営体農地集積促進事業

中心経営体への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(ｲ) 耕作放棄地解消・集積促進事業

耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農用地の利用の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

ケ　耕地利用高度化推進事業の内容は以下のとおりとする。

(ｱ) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(ｲ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ｳ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(ｴ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(ｵ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(ｶ) 転作後に必要な田面整地作業

(ｷ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ｸ) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

コ　耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ　耕作放棄地活用推進事業の内容は、以下のとおりとする。

(ｱ) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(ｲ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ｳ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(ｴ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(ｵ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(ｶ) 転作後に必要な田面整地作業

(ｷ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備

(ｸ) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農用地の維持・管理
(ｹ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備
(ｺ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

シ　耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。

ス　耕作放棄地活用推進事業は、整備基本構想の範囲内で実施するものとする。

(4) 事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

３　通作条件整備

(1)　事業の実施区域は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとし、運用第２の３の（１）のイ及び（２）のエに規定する保全対策型（以下この別紙においては「保全対策型」という。）を実施する場合には、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線（以下この別紙においては「既設の農道」という。）を対象とする。

(2)　運用第２の３に規定する基幹農道整備（以下この別紙において「基幹農道整備」という。）は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

第３　事業の実施要件

１　経営体育成型

(1) 運用第４の１の(1)の受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用用排水施設で接続していることを原則とするが、以下に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りではない。

ア　集約化を進める基本的な方針（以下この別紙において「基本方針」という。）が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ　事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下この別紙において「営農区」という。）の規模の合計が 60 ヘクタール以上であること。

ウ　農用地集積加速化整備構想（以下この別紙において「整備構想」という。）が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

(2) (1)のアに定める「基本方針」については、以下のとおりとする。

ア　基本方針は、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ｱ) 集約化の実施に関する基本的な事項

(ｲ) 集約化を進める区域（農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて認定農業者等に対する集約化を進めることが特に必要な区域）として設定する区域

(ｳ) 集約化の推進体制に関する事項

(ｴ) 農業経営基盤強化促進法第４条の第２項から第４項までに規定する事業との連携を予定している場合にあっては、当該事業との連携に関する事項

イ　事業実施地区に係る市町村は、(1)に掲げる事項を定めるときは、農業委員会等の関係機関と十分に調整するものとする。

ウ　基本方針の様式は、別記様式第１号のとおりとする。

(3) (1)のウの「整備構想」については、以下のとおりとする。

ア　整備構想は、事業実施区域を対象に以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ｱ) 事業実施区域の概要

(ｲ) 事業実施区域における農用地の現況及び問題点

(ｳ) 地域における農業の振興方向

(ｴ) 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容

(ｵ) その他必要な事項

イ　整備構想の作成にあたっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他経営体育成型と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

ウ　整備構想の様式は、別記様式第２号のとおりとする。

(4) 運用第４の１の(2)のイの「別に定める集約化要件」は、同一の者の経営等農用地であって北海道では３ヘクタール、都府県では１ヘクタール（都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、２つ以上の農用地であって、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア　２つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ　２つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ　２つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ　段状をなしている２つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ　２つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ　その他、経営体育成型の趣旨に照らして適当であると認めるもの

２　耕作放棄地型

(1) 運用第４の２の(1)の整備基本構想については、以下のとおりとする。

ア　整備基本構想は、事業実施区域を対象に以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ｱ) 事業実施区域の概要

(ｲ) 事業実施区域における農用地の現況及び課題

(ｳ) 事業実施区域における耕作放棄地の現況と利用増進の方針

(ｴ) 整備基本構想の実現のための整備方針

(ｵ) 各営農区の概要と営農区の営農活動等方針（第３の２の(2)に該当する場合に限る。）

(ｶ) その他必要な事項

イ　整備基本構想の策定に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合及びその他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

ウ　整備基本構想の様式は、別記様式第３号によるものとする。

(2) 運用第４の２の(2)の受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用用排水施設で接続していることを原則とする。ただし、以下に掲げる要件のいずれも満たす場合には、この限りでない。

ア　営農区の規模の合計が 60 ヘクタール以上であること。

イ　各営農区内において、「耕作放棄地解消支援ガイドラインの策定について（平成20年４月15日付け19農振第2126号農村振興局長通知）」に定める耕作放棄地解消計画の実現に向けた農家間の連携に基づく営農活動等が展開されること。

なお、「営農活動等が展開される」とは、将来にわたり持続的な農業生産を可能とするために、農業の生産性の向上や担い手の育成・確保及び農業生産活動等に関する計画が整備基本構想において定められていることをいうものとする。

(3) 運用第４の２の(3)の基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地とは、次のア又はイのいずれかに該当する農地とする。

ア　現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地。

イ　現に耕作の目的に供されている農地であって、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地。

(4) (3)の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

(5) 運用第４の２の(4)の別に定める要件とは、耕作放棄地集約化率（当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合をいう。以下同じ。）が４％以上となることとする。

(6) (5)の「集約化」とは、１の(4)の「別に定める集約化要件」を満たすものとする。

第４　計画の作成

１　経営体育成型

(1) 集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成 15 年４月１日付け 14 農振第 2492 号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

(2) 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア　計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

イ　集落懇談会の開催

(3) 促進計画においては、事業実施区域を対象に、以下に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

ア　農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、運用第１の３の(6)に掲げる者を担い手に含める場合にあっては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

イ　農用地の流動化計画

アに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農用地流動化面積の目標を設定する。

ウ　経営体育成計画

アに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成等に係る目標を設定する。

エ　農地所有適格法人等育成計画

アに基づき、農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

オ　土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

カ　農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、アの農業構造再編の目標及びオの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

キ　ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場(大区画)、一般ほ場(標準区画)、労働集約型ほ場(小区画)等に分割して作成する。

ク　農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

ケ　関連事業計画

農用地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

コ　推進体制整備計画

担い手に農用地の集積を図るための推進体制の整備について、市町

村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

サ　営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

シ　土地改良施設等の管理計画

土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。

ス　農業農村整備事業管理計画

ク及びサの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。

セ　その他必要な事項

土地利用、景観保全協定等について定める。

２　耕作放棄地型

(1) 運用第５の２の遊休農地利用増進土地改良整備計画には、以下に掲げる事項を定めるものとする。

ア　計画区域の現況

イ　課題及び整備方針

ウ　耕作放棄地解消・利用増進計画

エ　担い手への農地の利用集積等計画

オ　整備計画

カ　耕作放棄地解消支援計画

キ　耕作放棄地解消・集積促進計画

ク　耕作放棄地活用推進計画

(2) 遊休農地利用増進整備計画の様式は、別記様式第８号によるものとする。

(3) 遊休農地利用増進整備計画は、運用第４の２の(1)の整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。

３　共通事項

(1) 運用第５の３の農業経営高度化計画は、別記様式第９号を用いて作成するものとする。

(2) 営農環境整備事業にあっては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。

ア　当該事業の目的

イ　費用負担予定者

ウ　工事計画

エ　費用の総額

オ　施設の整備を行う事業にあっては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ　資金計画

(3) (2) の計画を定めるにあたっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(2)のオの事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

4　通作条件整備

通作条件整備事業の実施に当たっては、以下に定めるところにより通作条件整備計画等を作成するものとする。

(1)　本事業（保全対策型を除く。）を実施する場合、都道府県知事は農道の整備計画や、関連する農業基盤整備等について別記様式第 10 号に定める通作条件整備計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

(2)　保全対策型のうち点検診断又は保全対策を実施する場合、実施する予定の既設の農道を管理する市町村長等（以下この別紙において「市町村長等」という。）は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について別記様式第 11 号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）を作成し、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

ただし、市町村長等の要請により、保全対策の対象区域、内容等を勘案し、都道府県知事が基本方針を作成する場合、作成後、都道府県知事が地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

なお、保全対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て基本方針を作成することができる。

(3)　保全対策型のうち緊急対策を実施する場合、市町村長等は、別記様式第 12 号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）を作成後、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

なお、緊急対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の

承認を得て施行申請書を作成することができる。

第５　事業の中間審査

１　運用第６の１の計画審査表の様式は、別記様式第 13 号又は別記様式第 14 号によるものとする。

２　運用第６の１の報告の期限は、運用第３の１の審査を行う年度の９月末日とする。

３　運用第６の２の報告の期限は、運用第３の１の審査を行う年度の翌年度の９月末日とする。

４　運用第６の２の「別に定める基準」は、計画審査表に定められた事項の達成率が 70％以上であることとする。

５　運用第６の３の「別に定める基準」は、計画審査表に定められた事項の達成率が 50％以上であることとする。

６　運用第６の３において、農村振興局長は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。

７　運用第６の５において、地方農政局長等は、評価を行うため、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置するものとする。

８　運用第６において、当該達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

第６　計画の変更等

１　運用第７の１の別に定める場合は、以下に掲げるいずれかの理由により促進計画、活性化計画又は基本計画を変更した場合とする。なお、その報告は、別記様式第 15 号によるものとする。

(1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

ア　担い手の追加

イ　担い手の交代

ウ　担い手の除外

(2) 事業計画の変更

(3) 目標年度の変更

(4) その他、整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合

２　運用第７の２の遊休農地利用増進整備計画の変更にあっては、別記様式第 16 号により報告するものとする。

第７　事業の達成状況報告等

１　運用第８に定める農地整備事業の達成状況報告は、生産基盤整備事業等の完了年度の３月末日までに、別記様式第 17 号、別記様式第 18 号、別記様式第 19 号又は別記様式第 20 号のいずれかにより行うものとする。

２　都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画、活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第 21 号、別記様式第 22 号又は別記様式第 23 号のいずれかにより作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年及び目標年度については翌年度の９月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

３　運用第４の１の(2)のウの要件による事業実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降５年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、別記様式第 24 号により作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年度及び生産基盤整備事業等の完了年度の５年後については翌年度の６月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

４　農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の５年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の５年後の年度並びに第３の２の(5)の確認を行う年度）に、整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、翌年度の６月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

５　４の結果、耕作放棄地が利用されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。

６　通作条件整備の保全対策型のうち、点検診断を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。

第８　助成

１　運用の別記の工事費には、非農用地に係る換地(換地上必要な工事を含む。)に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

(1) 農業近代化施設用地
(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
(3) 集落移転用地

2　運用の別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。

3　高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下に同じ。）までにおいて実施するものとする。

4　高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、５の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後までにおいて実施するものとする。

5　調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。
ア　60 ヘクタール未満の場合にあっては、1,500 千円
イ　60 ヘクタール以上 200 ヘクタール未満の場合にあっては、2,000 千円
ウ　200 ヘクタール以上の場合にあっては、4,000 千円

6　農業経営高度化促進事業の助成は、促進計画、活性化計画又は遊休農用地利用増進整備計画に定める目標年度までに運用第４の１の(3)又は第４の２の(3)若しくは第４の２の(4)に定める要件を満たしている場合に行うものとする。

7　農業経営高度化促進事業の助成は、８の限度額の範囲内において行うものとする。

8　農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
(1) 中心経営体農地集積促進事業
ア　中心経営体集積率が 35％以上 45％未満の場合にあっては、0.035
イ　中心経営体集積率が 45％以上 55％未満の場合にあっては、0.045

ウ　中心経営体集積率が 55%以上 65%未満の場合にあっては、0.055
エ　中心経営体集積率が 65%以上 75%未満の場合にあっては、0.065
オ　中心経営体集積率が 75%以上の場合にあっては、0.075

(2) 耕作放棄地解消・集積促進事業

ア　耕作放棄地集約化率が４％以上５％未満の場合にあっては、0.020
イ　耕作放棄地集約化率が５％以上６％未満の場合にあっては、0.030
ウ　耕作放棄地集約化率が６％以上７％未満の場合にあっては、0.040
エ　耕作放棄地集約化率が７％以上８％未満の場合にあっては、0.050
オ　耕作放棄地集約化率が８％以上９％未満の場合にあっては、0.060
カ　耕作放棄地集約化率が９％以上 10%未満の場合にあっては、0.070
キ　耕作放棄地集約化率が 10%以上の場合にあっては、0.075

9　耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の２％に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

10　耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の２％に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後の年度までにおいて実施するものとする。

第９　その他

1　運用別表の区分１から４までのうち生産基盤整備事業以外の事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

2　農地整備事業により整備された暗渠排水のうち、市町村または土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

3　第８の８及び９の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち、生産基盤整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定にあたっては留意されたい。

4　事業の実施にあたっては、都道府県は、可能な限り事業費の低減に努

めるものとする。

5　運用第３の２の(3)に定める単独施設整備及び(4)に定める単独土層改良に係る事業計画概要書の様式は、それぞれ別記様式第 25 号及び別記様式第 26 号によるものとする。

6　土地改良法第５条及び第７条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和 42 年 11 月６日付け 42 農地Ｃ第 375 号農林省農地局長通知）において示されているところであるが、単独施設整備については、その性格にかんがみ、別記様式第 27 号及び別記様式第 28 号により作成するものとする。

第 10　経過措置

1　運用第 12 の４の地区については、第８の８の(1)にかかわらず、高度経営体集積促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

(1) 高度経営体集積向上率が５％以上 10％未満の場合にあっては、0.005
(2) 高度経営体集積向上率が 10％以上 15％未満の場合にあっては、0.010
(3) 高度経営体集積向上率が 15％以上 20％未満の場合にあっては、0.015
(4) 高度経営体集積向上率が 20％以上 25％未満の場合にあっては、0.020
(5) 高度経営体集積向上率が 25％以上 30％未満の場合にあっては、0.025
(6) 高度経営体集積向上率が 30％以上 35％未満の場合にあっては、0.030
(7) 高度経営体集積向上率が 35％以上 40％未満の場合にあっては、0.035
(8) 高度経営体集積向上率が 40％以上 45％未満の場合にあっては、0.040
(9) 高度経営体集積向上率が 45％以上 50％未満の場合にあっては、0.045
(10) 高度経営体集積向上率が 50％以上の場合にあっては、0.050

2　運用第 12 の４の地区については、第７の２の報告のうち農業経営高度化計画の達成状況に係る部分について、目標年度の翌年度から農業経営高度化支援事業の完了年度までにおいても行うこととする。

3　「経営体育成促進事業実施要領の一部改正について」（平成 17 年４月１日付け 16 農振第 2015 号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の経営体育成促進事業実施要領に規定する事業を平成 16 年度までに実施し、かつ、同要領の第９の１の(2)の報告を平成 18 年度以降に行うこととしていた地区については、第３の４の(1)のイの規定はなお従前の例による。

4　運用第 12 の５の担い手農地利用集積増加率とは、促進計画に明記された担い手全体の事業開始時の経営等農用地の面積に対する、事業開始時

から事業完了時までにかけて事業地区内において増加する経営等農用地の面積の割合をいう。

5　運用第 12 の８の別に定める方法とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県知事は、事業計画概要書に加え、畑地帯担い手育成型にあっては活性化計画及び農用地整備計画、畑地帯担い手支援型（単独土層改良、単独営農用水を除く。）にあっては基本計画及び高度化整備計画、単独土層改良にあっては保全計画、基本計画及び高度化整備計画を添付した認定申請書を、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請するものとし、農林水産大臣は所要の審査の上、これを認める場合にあっては認定通知書を送付する。

(2) (1)の申請にあたり、既に土地改良法の手続きを経た土地改良事業以外の土地改良事業を当該地区に追加又は変更して申請する場合にあっては、追加又は変更する部分に相当する土地改良事業は、所要の土地改良法の手続きを必要とすることに留意するものとし、土地改良事業以外の事業種類についても、当該地区に追加又は変更して申請する場合にあっては、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。

6　「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 26 年４月１日付け 25 生畜第 2095 号農林水産省生産局長、25 農振第 2128 号農林水産省農村振興局長、25 林整計第 960 号林野庁長官、25 水港第 2975 号水産庁長官通知）」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施していた地区にあっては、第８の８の規定にかかわらず、改正前の農業経営高度化促進事業の助成の限度額とすることができる。

（別記様式第１号）

集 約 化 を 進 め る 基 本 的 な 方 針

<table>
<tr><td>都道府県</td><td colspan="2"></td><td>市町村名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">１．集約化の実施に関する基本的な事項</td><td colspan="2">農用地の集約化をめぐる現状の分析</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">集約化に関する目標</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">２．集約化を進める区域</td><td colspan="2" rowspan="2">集約化促進区域（面積）</td><td colspan="2">（　　ｈａ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（　　ｈａ）</td></tr>
<tr><td>３．集約化の推進体制に関する事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>４．農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注１：「集約化を進める区域」は大字単位とする。

注２：「集約化の推進体制に関する事項」は当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第２章の９．推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注３：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

（別記様式第２号）

○○地区農用地集積加速化整備構想	
事　　項	内　　容
１．事業実施区域の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
２．事業実施区域における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現状及び課題 ・整備状況（前歴事業等）
３．地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
４．整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	・地区設定理由 ・全体整備量 ・全体整備（受益）面積 ・営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・整備による効果 ・全営農区面積 ・担い手への集約化率の増加見込み
５．各営農区の概要	
①○○営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
②○○営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

○○地区農用地集積加速化整備構想

事　　項	内　　容
６．営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針：
７．農地集積加速化整備構想図	別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①前歴事業の地区範囲 ②地区範囲、営農区範囲 ③各営農区の整備内容 ④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） ・○○事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（○○地区） 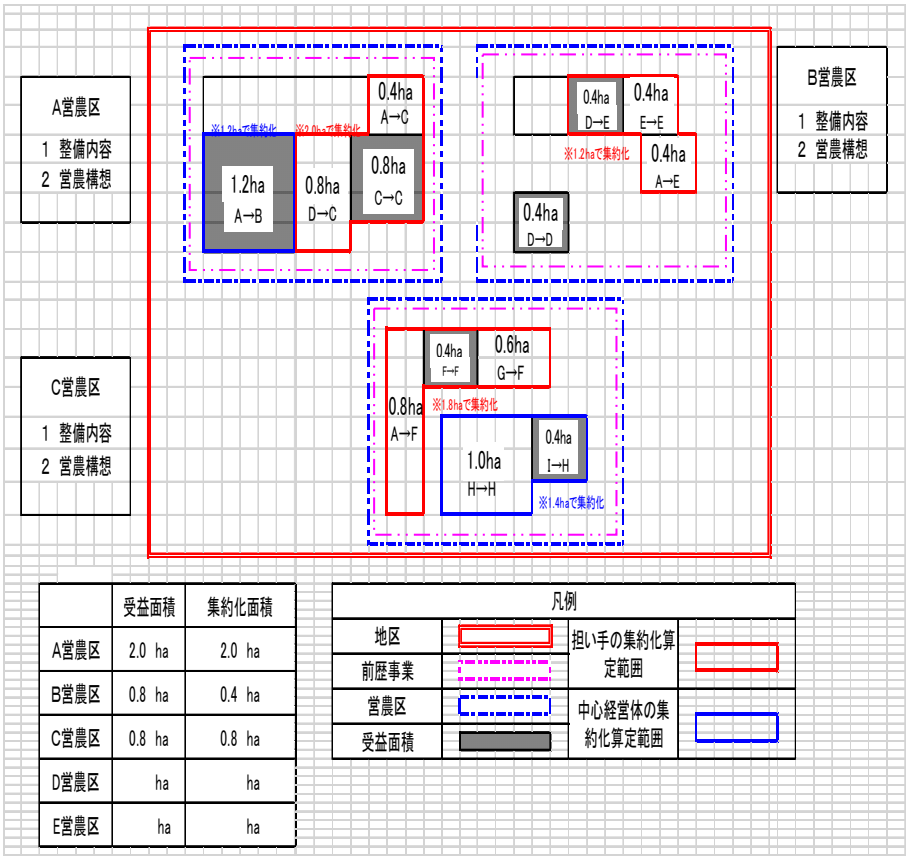 受益面積　集約化面積 A営農区　2.0 ha　2.0 ha B営農区　0.8 ha　0.4 ha C営農区　0.8 ha　0.8 ha D営農区　ha　ha E営農区　ha　ha
８．その他	取扱いの第３の１の(4)に従い1ha（北海道にあっては3ha）を越えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ①　都道府県知事が認めた集約化要件 ②　①を認めた理由及び概要

（別記様式第３号）

○○地区　耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事　　項	内　　容
１．事業実施区域の概要	・地区名： ・所在地： ・地区設定理由： ・受益面積：
２．事業実施区域内の農地の現況と課題	・地区農地の現況及び課題
３．事業実施区域内の耕作放棄地の現況	・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： 　うち受益地内の面積： ・耕作放棄地の発生理由： ・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： 　うち受益地内の面積： ・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由：
４．事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
５．整備基本構想の実現のための整備方針	・整備内容 ・整備による効果
６．営農区の概要	営農区数： 営農区面積の合計：
①○営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：
②○営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：

○○地区　耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事　　項	内　　容
７．営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針：
８．耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	別に添付すること。 （図面スケール：1/25,000 又は1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①地区範囲、（営農区範囲） （②各営農区の整備内容） （③各営農区の整備目的） 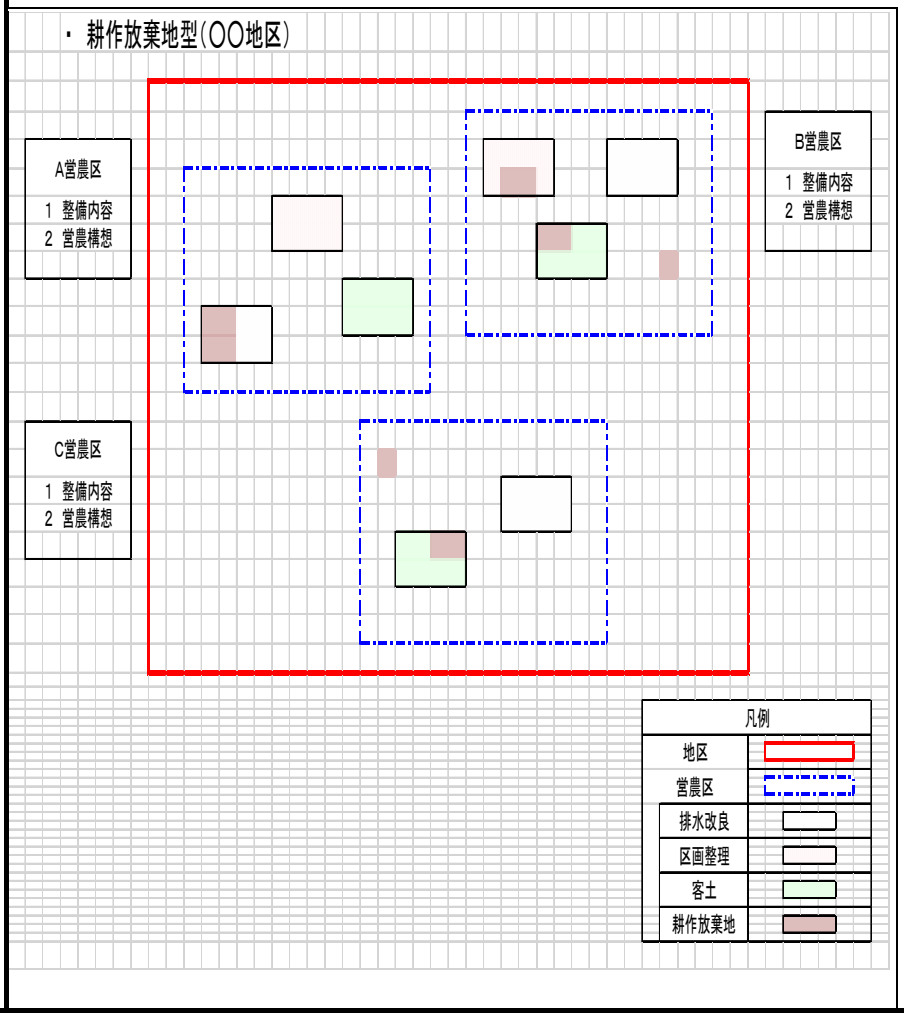

※　６及び７については、取扱い第３の３の(2)ただし書に該当する場合のみ記入すること。

（別記様式第４号）

都道府県名	地　区　名	所　在　地	受益戸数

地目	水　田	普通畑	果樹園	その他	計	備考
面　積（農用地区域外）	ha	ha	ha	ha	ha	

地域農業の概況	

地域指定等	

農業経営改善の目標

基本方針	

基本構想	

営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	経営規模の目標	農家数の目標	その他

作物名 / 項目											試算条件
		現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
10a当たり	収量（kg）											
	労働時間（時間）											
	費用（円）											

農家数及び経営規模

区分	専業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸　数（就業人口）	標準経営規模	戸　数（就業人口）	標準経営規模	戸　数（就業人口）	標準経営規模	戸　数（就業人口）	標準経営規模
現況								
計画								

担い手の見通し

	担い手農家	農地所得適格法人	生産組織	その他（経営受託）	計
現況					
計画					

担い手シェアの見通し

	担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア
現況						
計画						

農業生産基盤整備計画

基盤整備の方向	

事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算事業費	主要工事概要	予定負担率		予定工期
						市町村	農家	

推進体制	
備考	

（別記様式第５号）

県	地区
作成年月	

畑地帯営農促進基本計画書
○　○　地区

令和　年　月　日
○○県○○市町村

＜目　次＞

1　畑地帯 営農促進基本計画総括表
2　農業構造の目標
(1) 経営改善の基本方針
(2) 担い手等の見通し（目標年度における農業就業人口）
(3) 担い手農家の概要
(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要
(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）
(6) コスト低減目標
3　土地利用計画
(1) 土地利用構想
(2) 土地利用計画
4　農業生産基盤の整備目標
(1) 基盤整備の基本方針
(2) 基盤整備の概要
① 農業用用排水施設
② 農道
③ 区画整理
(3) 土地改良施設の管理計画
5　基盤整備等事業計画
(1) 基盤整備事業
(2) 関連事業
6　推進体制
7　その他必要な事項

1　畑地帯営農促進基本計画総括表

都道府県	地区名	所在地	受益戸数

地目	水田	普通畑	果樹園	その他	計	備考
面積（農用地区域外）	ha	ha	ha	ha	ha	

地域農業の概況	
地域指定等	

農業経営改善の目標	
基本方針	
基本構想	

営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	経営規模の目標	農家数の目標	その他

農家数及び経営規模

区分	専業 戸数（就業人口）	専業 標準経営規模	第一種兼業 戸数（就業人口）	第一種兼業 標準経営規模	第二種兼業 戸数（就業人口）	第二種兼業 標準経営規模	計 戸数（就業人口）	計 標準経営規模
現況								
計画								

担い手の見通し

	担い手農家	農地所得適格法人	生産組織	その他（経営受託）	計
現況					
計画					

担い手シェアの見通し

	担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア
現況						
計画						

農業生産基盤整備計画

その他必要事項

土地利用計画図
○○県○○地区

（位 置 図）

凡　　例			
担い手の農用地			黒
区分	農用地	水 田	赤
		畑	黄
		飼料畑	黄緑
		樹園地	茶
	農地転用区域		青
	非農用地区域		緑

注１：３土地利用計画に従って区分する。
注２：計画内容が分かる適当な縮尺とし、Ａ４版折り込みとする。

２　農業構造の目標

(1)　経営改善の基本方針

（農業の現状と課題を示し、これに対応した経営改善のための具体的な方針を示す。）

(2)　担い手等の見通し（目標年度における農業就業人口）

① 農家数及び経営規模

区　分	専　　業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸　数（就業人口）	標　準経営規模	戸　数（就業人口）	標　準経営規模	戸　数（就業人口）	標　準経営規模	戸　数（就業人口）	標　準経営規模
現　在（R年）	戸	ha／ 戸	戸	ha／ 戸	戸	ha／ 戸	戸	ha／ 戸
計　画（R年）								

注1：上段（ ）は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。
注2：計画は、事業完了後について記載する。
注3：計画欄［　］は、生産組織数で外数。

② 担い手の見通し

区　分	担い手農家数	農地所有適格法人数	生産組織数	その他(経営受託)	計
現　在（R年）					
計　画（R年）					

注：担い手農家及び生産組織等の現在数についても要件に合致するものについて記入する。

③ 地区に占める担い手のシェア見通し

区　分	担い手農家数	受益農家数	シェア	担い手経営面積	受益面積	シェア
現　在 （R年）						
計　画 （R年）						

(3)　担い手農家の概要

整理番号	担い手農家名	年　齢	後継者の有無	営　農　の　目　標		備　考
				現　況	目　標	

注：営農の目標は、営農類型ごとの経営等農用地面積（基幹２作業等の受託作業を含む面積で所有、権利（利用権を含む）設定、受託面積の合計面積）又は主たる従事者一人当たり年間労働時間を記載する。

(4)　農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所有適格法人及び生産組織等名（組織ごとに整理）	設置年月日（予定を含む）	対象作物名	参加農家戸数（戸）		常時従事者数（人）		オペレータ数（人）		経営等農用地面積規模（ha）	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5)　市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）

営　農　類　型	経営規模の目標	農家戸数の目標	そ　の　他

(6)　コスト低減目標

① 都道府県における農作物生産向上指針

項目 ＼ 作物名										試算条件
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
10a当たり	収量　(kg)									① 作付体系、経営規模 ② 労働力 ③ 主要機械装備 ④ ほ場条件 ⑤ 営農技術水準
	労働時間　(時間) (参考)県平均労働時間 費用合計　(円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考)一次資材費									
単位収量当たり費用合計 (円)										

② 当該市町村の農作物生産向上指針

項目 ＼ 作物名										試算条件
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
10a当たり	収量　(kg)									① 作付体系、経営規模 ② 労働力 ③ 主要機械装備 ④ ほ場条件 ⑤ 営農技術水準
	労働時間　(時間) (参考)県平均労働時間 費用合計　(円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考)一次資材費									
単位収量当たり費用合計 (円)										

3　土地利用計画

(1)　土地利用構想

換地工区	地区面積	土地利用の区分								担い手等					農業生産集積率 (C)=(B)/(A)
		受益地					非農用地	その他	計	農家	農地所有適格法人	生産組織	その他	計	
		畑	飼料畑	樹園地	施設	小計									

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2)　土地利用計画

農作業主体 ＼ 権利の種類	担い手等								合計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

4　農業生産基盤の整備目標

(1)　基盤整備の基本方針

（農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等をふまえ農業用用排水施設、農道、畑の 区画規模等について整備方針を示す。）

(2)　基盤整備の概要

① 農業用用排水施設

項　　目	現　　況	計　　画
幹線用水路 幹線排水路 支線用水路 支線排水路 　水路総延長 　うち改良済み		

② 農　道

項　　目	現　　況	計　　画
幹線道路 幹線道路 支線道路 支線道路 　道路総延長 　うち改良済み		

③ 区画整理

項　　目		現　　況		計　　画	
		面　積	比　率	面　積	比　率
畑	総　面　積				
	整　備　済				
水田	総　面　積				
	整　備　済				

(3)　土地改良施設等の管理計画

① 農業水利費に関する事項

内　容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ①－(②＋③)	備　考
計					

② 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

③ その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

5　基盤整備等事業計画

(1)　基盤整備事業

導入事業名	主要工事概要	予　定　工　期		事業主体	受益面積	概算総事業費	予定負担率	
		導入年度	完了年度				市町村	農　家

(2)　関連事業

導入事業名	事業の内容	予　定　工　期		畑地帯総合整備事業(担い手支援型)との関連(生産基盤整備による経営の合理化)	備　考
		導入年度	完了年度		

例1：農業農村活性化農業構造改善事業
例2：新農業構造改善事業
例3：集合的利用権等調整事業
例4：その他

6　推進体制

（事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成。）

7　その他必要な事項

（別記様式第６号）

不良土層関連保全計画書

都道府県		（フリガナ） 地区名		所在地	

地目	水田	普通畑	牧草畑	樹園地	採草放牧地	その他	計
面積（ha） （農用地区域外）							

計画区域の農業状況	

現況

土層の状況

土壌統（区）名	面積（ha）	阻害要因			改良済み及び不要面積(ha	要改良面積（ha）	改良対策
		級位	要因	内容			
合計							

基盤整備状況

事業名	年次	事業量	事業内容

地域指定

名称				
指定年				

基本構造

整備の基本方向	

作付計画

表裏	作物名	作付面積（ha）		作付率（%）		輪作大系
		現況	計画	現況	計画	

地域資源需給計画

年間需要量（t）				年間供給量（t）			備考
作物名	面積	10a当たり	投入量	施設名	管理団体	供給量	
計				計			

土層管理計画

推進・支援体制

備考	

（別記様式第７号）

麦生産関連保全計画書

都道府県		（フリガナ） 地区名		所在地	

地目	水田	普通畑	牧草畑	樹園地	採草放牧地	その他	計
面積（ha） （農用地区域外）							

計画区域の農業状況	

現況

土層の状況

土壌統（区）名	面積（ha）	阻害要因			改良済み及び不要面積(ha	要改良面積（ha）	改良対策
		級位	要因	内容			
合計							

基盤整備状況

事業名	年次	事業量	事業内容

良品質麦生産における現状と課題	①土壌改良	②排水対策

基本構造

良品質麦生産計画に基づく、整備の基本方向と改善対策(土壌改善・排水対策)

作付計画

表裏	作物名	作付面積（ha）		作付率（%）		輪作大系
		現況	計画	現況	計画	

地域資源需給計画

年間需要量（t）				年間供給量（t）			備考
作物名	面積	10a当たり	投入量	施設名	管理団体	供給量	
計				計			

土層管理計画

推進・支援体制

備考	

（別記様式第８号）

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

1　計画区域の現況

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>地区名</td><td></td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>地　目</td><td>田</td><td>普通畑</td><td>樹園地</td><td>その他</td><td>計</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>農用地面積（ha）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">受益地内の耕作放棄地面積</td><td colspan="2">ha</td><td rowspan="2">耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地を含む割合</td><td colspan="2" rowspan="2">%</td></tr>
<tr><td colspan="2">受益地内の耕作放棄地となるおそれがある農地面積</td><td colspan="2">ha</td></tr>
<tr><td>地形・地質・土壌・気象</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">地域農業概要</td><td colspan="2" rowspan="2">専兼業別農家戸数</td><td>専業</td><td>１種兼業</td><td>２種兼業</td><td colspan="2">計</td><td colspan="2">平均農家所得（令和　　年）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>農業所得</td><td>千円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">１戸当たり平均耕地面積（ha）</td><td>水田</td><td>普通畑</td><td>樹園地</td><td>その他</td><td>計</td><td>農外所得</td><td>千円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td><td>千円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主要作物作付面積</td><td>作物名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>延作付面積（ha）</td><td>土地利用率（%）</td></tr>
<tr><td>作付面積（ha）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>単位収量（kg/10a）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域指定等</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

2　課題及び整備方針

地域農業の現状と課題	
地域農業の振興方向	
整備方針	

３　耕作放棄地解消 ・ 利用増進計画

耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の所在地	面積（ha）	耕作放棄地の発生要因又は、耕作放棄地となるおそれがあるとした理由	活用方針	担い手への集積面積

※ 取扱い第３の３の(3)及び(4)により、耕作放棄地となるおそれがあると都道府県知事が判断した理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見通し、地域内の担い手の状況、当該農地の生産性等）等を踏まえ、具体的に記入すること。また、一筆ごとの耕作放棄地となるおそれがあるとした理由、現況写真等の資料を添付するものとする。

４　担い手への農地の利用集積等計画

	事業実施前	１年度目	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	事業完了時
農業者	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
うち認定農業者数	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
農地所有適格法人	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
うち認定農業者数	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
生産組織	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
特定農業団体	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
その他法人	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
今後育成する農業者	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
〈合計〉 担い手数 《事業前　　》 《事業完了　　》	（　　） ［　　］	（　　） ［　　］	（　　） ［　　］	（　　） ［　　］	（　　） ［　　］	（　　） ［　　］	（　　） ［　　］
うち認定農業者数	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

※（ ）内に各担い手の集積面積（ha）を記載（合計欄の［ ］内には地区内農地面積に占めるシェアを記載）
※ 合計欄の《 》内には地区内農地面積（ha）を記載

5　整備計画（取扱い第３の３の(2)に該当する場合のみ記入すること）

営農区名 所在地	農地面積 (ha)	営農計画、 営農活動方針 等	耕作放棄地等面積		解消方針	整備計画		
				うち 受益地内		工種名	事業量	受益 面積

区分 事業名		面　　積　(ha)					備　　考
		田	普通畑	樹園地	その他	計	
基幹事業							
併せ行う事業							

6　耕作放棄地解消支援計画
（運用別表の区分の欄の４の(2)の事業を実施する場合のみ記入すること）

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

7　耕作放棄地解消・集積促進計画
（運用別表の区分の欄の４の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入すること）

（１）耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

（２）耕作放棄地集約化計画

	事業実施前 （○年度）	事業完了時 （○年度）	目標年度 （○年度）
農業者			
うち認定農業者数			
農地所有適格法人			
うち認定農業者数			
生産組織			
特定農業団体			
その他法人			
今後育成する農業者			
<合計>	（耕作放棄地面積） （地区内農用地面積）	[　　] （地区内農用地面積）	[　　] （地区内農用地面積）

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積（ha）を記載（合計欄の[ ]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載）。
※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

８　耕作放棄地活用推進計画
（運用別表の区分の欄の４の(5)の事業を実施する場合のみ記入すること）

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

（別記様式第９号）

農業経営高度化計画

１．生産基盤整備事業等の概要

都道 府県名	市町村名	土地改良区名	地区名	事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積(ha)	総事業費（百万円）

２．高度化支援事業の概要

（１）全体計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注２：計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

（２）中心経営体への農地利用集積計画

区分	農用地面積(ha) A	中心経営体の利用集積面積(ha) B=C+D+E	中心経営体の所有面積(ha) C	中心経営体の使用収益権面積(ha) D	中心経営体の基幹３作業受託面積(ha) E	中心経営体集積率(%) B/A	助成割合(%)
事業実施前（○年度）							
生産基盤整備事業等完了時（○年度）							
要件達成確認時（○年度）							
目標年度（○年度）							

（別記様式第10号）

○○地域通作条件整備計画

＜整備区域概要図＞ （整備済み及び整備予定の農道路線、農業振興地域、農用地区域、関連事業等を記載）	
事項	内容
１．整備区域の概要	（地域概況を記載）
２．整備区域における農業構造の現況及び問題点	（地域農業の現状、整備状況及び課題等を記載）
３．地域における農業の振興方向	（作付作物及び土地利用体系等を記載）
４．整備構想実現のために必要な通作条件整備等の内容	（個別地区毎に地区名、整備の必要性、整備期間、総事業費、整備（受益）面積等を記載）
５．関連事業の概要	（関連事業地区（施設）毎に、事業名、事業主体、事業概要等を記載）

注）変更の場合の記載方法は二段書きとし、変更前を上段（）書きとすること。

（別記様式第11号）

保全対策基本方針

策定年度：令和 年度
策定主体：
知事認定：令和 年 月 日

1．施設の現状と対策の基本方針
（既設農道の利用状況、管理状況等を通じた課題、解決手法、将来の管理方針等を記載）

2．地域の概要
①地域状況
② 地 域 の 農 地 面 積　　単 位 ： ha

地域名	水　田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合　計

③ 主 要 農 作 物 の 作 付 状 況

作物名	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(千円)	備　考

④ 地 区 の 農 家 状 況

集落名	戸数			人口				備　考
	総戸数（戸）	農家戸数（戸）	農家率（%）	総戸数（人）	農家人口（人）	農業就業人口（人）	農業就業人口比率（%）	
合　計								

3．整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴			備考
	延長（m）	車道幅員（m）	全幅員（m）	管理者			事業名	地区名	実施年度	

4．施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名（施設名）	予定管理者	予定管理方法	備　考

5．位置図等
（施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付）

（別記様式第12号）

緊急対策施行申請書

策定年度：令和 年度
策定主体：
知事認定：令和 年 月 日

１．整備施設の概要
（農道の被災状況、路線の利用形態、被災の影響、対策の必要性、事業の内容等について記載）

２．地域の概況
① 地 域 の 農 地 面 積

地域名	水　田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合　計

３． 整 備 対 象 施 設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴			備考
	延長（m）	車道幅員（m）	全幅員（m）	管理者			事業名	地区名	実施年度	

４． 施 設 の 予 定 管 理 者 及 び 予 定 管 理 方 法

路線名（施設名）	予定管理者	予定管理方法	備　考

５．位置図等
（施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付）

（別記様式第13号）

令和〇年度　農地整備事業（経営体育成型）　計画審査表
（第〇年度目）

１．事業実施状況

都道府県名	○○県	市町村名	○○市、◇◇郡△△町	地 区 名	□ □ □

受益面積　ha		総事業費　百万円		R〇年度の主な工事内容
うち区画整理　ha		R〇年度事業費　百万円		整地工 A=〇ha　揚水機場〇式
R〇年度まで区画整理累計面積　ha		R〇年度まで累計　百万円		道路工 L=〇km
進捗率（区画整理面積ベース）％		進捗率（事業費ベース）％		

着工年度	R〇	完了年度	R〇	備 考	

２．経営体育成等の状況

（１）総括表

事　項	事　業 実施前	事　業 完了時	経営体育成等の状況					達成状況 （評価）
				２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	
担い手への 農地利用集積 （ha （　）は集積率、 ［　］は集積増加率で％）	(〇.〇) 〇.〇	(〇.〇) ［〇.〇］ 〇.〇	計画	(〇.〇) ［〇.〇］ 〇.〇	(〇.〇) ［〇.〇］ 〇.〇	(〇.〇) ［〇.〇］ 〇.〇	(〇.〇) ［〇.〇］ 〇.〇	
			実績	(〇.〇) ［〇.〇］ 〇.〇	(　　) ［　　］	(　　) ［　　］	(　　) ［　　］	
			達成率	〇％				
認定農業者の育成 （人）	〇	〇	計画	〇	〇	〇	〇	
			実績	〇				
			達成率	〇％				

注：促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

（２）担い手への農地利用集積の状況

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の使用 収益権面積 (ha) D	担い手の基幹３ 作業受託面積 (ha) E	農用地面積に占める担い手の利用集積率 (%) B/A
事 業 実 施 前						
１ 年 度 目						
２ 年 度 目						
３ 年 度 目						
４ 年 度 目						
５ 年 度 目						
事 業 完 了 時						

（注）上段：計画、下段：実績

３．所見及び改善措置等

担い手への農地利用集積

４．その他

担い手育成の実績

	事業実施前	１年度目	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	事業完了時	目 標
農業者（人）								
うち認定農業者数								
農地所有適格法人（法人）								
うち認定農業者数								
生産組織（組織）								
特定農業団体等（団体）								
その他法人								
今後育成すべき農業者（人等）								

（別記様式第14号）

令和〇年度　農地整備事業（経営体育成型）　計画審査表
（第〇年度目）

１．事業実施状況

都道府県名	○○県	市 町 村 名	○○市、◇◇郡△△町	地区名	□□□

受益面積　ha		総事業費　百万円		R〇年度の主な工事内容
うち区画整理　ha		R〇年度事業費　百万円		整地工 A=〇ha
R〇年度まで区画整理累計面積 ha		R〇年度まで累計　百万円		揚水機場〇式
進捗率（区画整理面積ベース）％		進捗率（事業費ベース）％		道路工 L=〇km

着工年度	R〇	完了年度	R〇	備 考	

２．経営体育成等の状況

（１）総括表

事　項	事　業 実施前	事　業 完了時	経営体育成等の状況					達成状況 （評価）
				２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	
担い手への 農用地集約化 ha 〔( )は集約化率 〕	(〇.〇) 〇.〇	(〇.〇) 〇.〇	計画	(〇.〇) 〇.〇	(〇.〇) 〇.〇	(〇.〇) 〇.〇	(〇.〇) 〇.〇	
			実績	(〇.〇) 〇.〇	(　　)	(　　)	(　　)	
			達成率	〇%				

注１：促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

（２）担い手への農用地集約化の状況

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積のうち集約化面積 (ha) C	担い手の使用収益権面積のうち集約化面積 (ha) D	担い手の基幹３作業受託面積のうち集約化面積 (ha) E	農用地面積に占める担い手の集約化率 (%) B/A
事 業 実 施 前						
1 年 度 目						
2 年 度 目						
3 年 度 目						
4 年 度 目						
5 年 度 目						
事業完了時						

（注）上段：計画、下段：実績

３．所見及び改善措置等

担い手への農用地集約化

（別記様式第15号）

番　　号
年　月　日

○○計画変更報告書

農林水産省○○農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局）

都道府県知事名

○○地区について、○○計画及び○○計画の変更を行ったので、農地整備事業に係る運用第８の規 程により、下記資料を添付して報告します。

記

１．農地整備事業計画概要書

［経営体育成型の場合］
２．基盤整備関連経営体育成等促進計画書
３．農用地利用集積促進土地改良整備計画書

［畑地帯担い手育成型の場合］
２．農業農村活性化計画
３．畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画

［畑地帯担い手支援型の場合］
２．畑地帯営農促進基本計画
３．畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

事業型	都道府県　名	地 区 名	所　在　地	受 益 面 積（区画整理面積）	総事業費	備　考
型				ha	百万円	

（別記様式第16号）

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

遊休農地利用増進土地改良整備計画変更報告書

遊休農地利用増進土地改良整備計画の変更を行ったので、運用第８に基づき、下記書類を添付して報告します。

記

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

都道府県　名	ﾌﾘｶﾞﾅ 地区名	所　在　地	受益面積	総事業費	備　　考
			ha	百万円	

（別記様式第17号）

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

達成状況報告書

農地整備事業に係る運用の第９の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 （ha）	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注１：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、　　経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

２　生産基盤整備事業等の達成状況

（１）担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益権 面積 (ha) D	担い手の基幹 ３作業受託 面積 (ha) E	農用地面積に 占める 担い手の 利用集積率 (%) B/A
事 業 実 施 前						
計　　画	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
○○ 年度まで						

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

（２）担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注１：担い手の区分欄については、運用の第２の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（３）担い手育成の実績

区　　分	農業者（人）	うち認定農業者	農地所有適格法人（法人）	うち認定農業者	生産組織（組織）	特定農業団体等（団体）	その他法人	今後育成すべき農業者（人等）
計画時								
目　　標								
実績(○○年度まで)								

３　担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法							
					農業者		農地所有適格法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者
						うち認定農業者		うち認定農業者				
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35						
小 計		5.01			5.01	5.01						
計												

注１：一覧表は担い手別に整理する。

注２：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場３作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はＡ等と表記する。

（別記様式第18号）

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第９の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 （ha）	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注:「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

２　生産基盤整備事業等の達成状況

（１）担い手への農用地集約化の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積のうち集約化面積 (ha) C	担い手の使用収益権面積のうち集約化面積 (ha) D	担い手の基幹３作業受託面積のうち集約化面積 (ha) E	農用地面積に占める担い手の集約化率 (%) B/A
事 業 実 施 前						
計　　画	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
○○ 年度まで						

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

（２）担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注１：担い手の区分欄については、運用の第２の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

注３：その他法人とは、運用の第２の３の(4)に該当するものとする。

３　担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別面的集積方法							
					農業者	うち認定農業者	農地所有適格法人	うち認定農業者	生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑	⑥	(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35						
小計		5.01			5.01	5.01						
計												

注１：一覧表は担い手別に整理する。

注２：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場３作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はＡ等と表記する。

（別記様式第19号）

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第９の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1　生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 農業経営高度化支援事業	実施した農業経営高度化支援 事業の内容	備考

2　生産基盤整備事業等の達成状況

（１）農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	農地所有適格法人等の数	農地所有適格法人等の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	農地所有適格法人等の所有面積 (ha) C	農地所有適格法人等の使用収益権面積 (ha) D	農地所有適格法人等の基幹３作業受託面積 (ha) E	農用地面積に占める農地所有適格法人等の利用集積率 (%) B/A
事業実施前							
計画	(　　)		(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
〇〇年度まで							

上段( )： 生産基盤整備事業等の完了時、下段[ ]： 目標年度

注１：運用第２の１に該当する農地所有適格法人等について記載する。
注２：本表の基礎資料として、①農地所有適格法人等地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（２）農地所有適格法人等地番別土地利用調整結果一覧表

農地所有適格法人等番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	農地所有適格法人等区分別集積方法
Ⓐ	0001	1.20	田	6	(所)Ⓐ 1.20
	0002	1.06	畑	6	(所)Ⓐ 1.06
	0103	1.40	田	2	(賃)Ⓐ 1.40
	0205	1.35	〃	4	(受)Ⓐ 1.35
小　計		5.01			5.01
計					

注1:集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場３作業以上の受託によるものとして記入する。

３　農地所有適格法人等の育成状況

農地所有適格法人等の名称	経営面積（ｈａ）	うち地区内	農地所有適格法人となった日	特定農業法人となった日（予定含む）	認定農業者認定日	経営所得安定対策加入日	法人形態	構成員数（人）	常時従事者数（人）	経営方針

注１:「法人形態」欄は、農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社・株式会社のいずれかを記入する。
注２:常時従事者数とは農地法第２条第３項第２号ホに規定するものをいう。（以下同じ。）

（別記様式第20号）

番　　号
年　月　日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

農地整備事業に係る運用第９の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用状況に関する評価を行ったので報告します。

記

１　地区概要

都道府県　名	地 区 名	所　在　地	受 益 面 積	総事業費	備　考
			ha	百万円	

２　耕作放棄地活用状況の概要

耕作放棄地所在地	耕作放棄地等面積（ha）	活用状況	今後の取組方針
	（　　）		
	（　　）		
	（　　）		
計	（　　）	耕作放棄地等を含む割合　　％	

※　（　　）は、うち担い手に集積された面積

３　耕作放棄地集約化の実績
（運用別表の区分の欄の４の(3)イの事業を実施する場合のみ記入する。）

	事業実施前 （○年度）	事業完了時 （○年度）	要件達成確認年度 （○年度）	完了後５年度目 （○年度）
農業者				
うち認定農業者数				
農地所有適格法人				
うち認定農業者数				
生産組織				
特定農業団体				
その他法人				
今後育成する農業者				
<合計>	（耕作放棄地面積） （地区内農用地面積）	[　　] （地区内農用地面積）	[　　] （地区内農用地面積）	[　　] （地区内農用地面積）

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積（ha）を記載（合計欄の[ ]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載）。
※「要件達成確認年度」とは、取扱い第８の６の確認を行う年度である。

４　特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

（別記様式第21号）

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画（又は農業農村活性化計画）達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第９の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1　事業実施状況

（１）生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 （ha）	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注１：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、　　経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

（２）高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注：１高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
注：２「事業名」は、運用別表の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名を記入する。
注：３「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

２　事業達成状況

（１）農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益権 面積 (ha) D	担い手の基幹 ３作業受託 面積 (ha) E	農用地面積に 占める担い手 の利用集積率 (%) B/A
事 業 実 施 前						
計　　画	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
○ ○ 年 度 ま で						

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

イ　中心経営体への農地利用集積の実績

区　分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の 所有面積 (ha) C	中心経営体の 使用収益権 面積 (ha) D	中心経営体の 基幹３作業 受託面積 (ha) E	中心経営体 集積率 (%) B/A	助成割合 (%)
事業実施前							
計　　画	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	
○○ 年度まで							

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

ウ　農業経営高度化促進事業の実

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積 ・ 集約化の促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。

平成○○年度

工事工程計画

事業名	○○事業	
地区名	○○地区	
工期	H○○～H○○	
市町村	○○町	
事業主体名	○○土地改良区	
受益面積	○○.○ ha	
総事業費（千円）	○,○○○,○○○	
補助率	○○ %	
中心経営体集積率(%)	○○.○ %	
助成割合（限度額）	○.○ %	
交付限度額（事業費）	○○○,○○○ 千円	
面工事面積	全体面積	○○ ha
	うち夏期施工面積	○○ ha

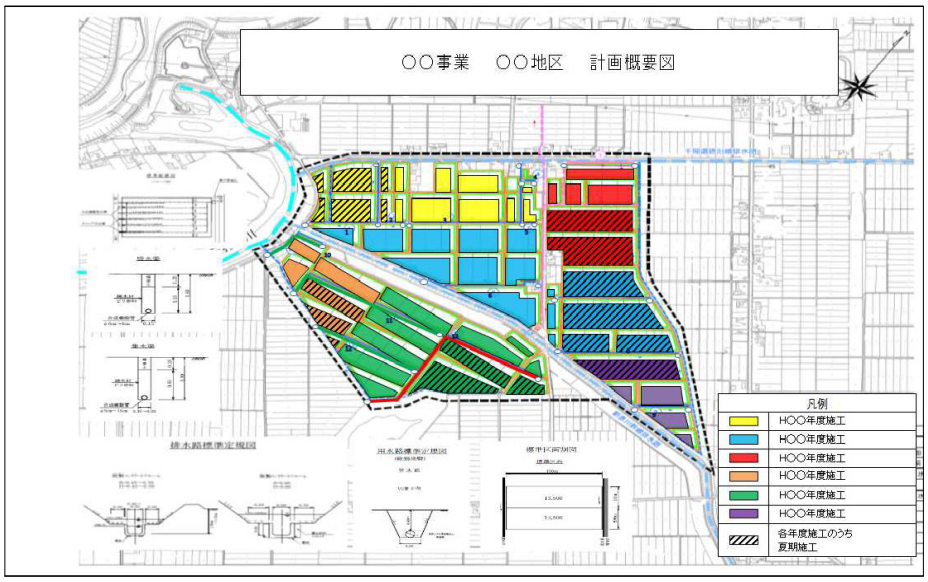

全体事業計画及び実績

対象工事		H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	合計
面工事面積 (ha)	計画															
	実施															
うち夏期施工面積 (ha)	計画															
	実施															
交付対象面積(ha)																
交付単価(千円／10a)																
交付金額(千円)																
うち国費(千円)																
地元負担(千円)																

（２）担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担　い　手　区　分															
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注１：担い手の区分欄については、運用の第２の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（３）担い手育成の実績

区　　分	農業者（人）	うち認定農業者	農地所有適格法人（法人）	うち認定農業者	生産組織（組織）	特定農業団体等（団体）	その他法人	今後育成すべき農業者（人等）
計 画 時								
目　　標								
実績(○○年度まで)								

（別記様式第22号）

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第９の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　事業実施状況

（１）生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 （ha）	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注１：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

（２）高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
注２：「事業名」は、運用別表の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名を記入する。
注３：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

２　事業達成状況

（１）農用地集約化の実績

ア　担い手への農用地集約化の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積のうち集約化面積 (ha) C	担い手の使用収益権面積のうち集約化面積 (ha) D	担い手の基幹３作業受託面積のうち集約化面積 (ha) E	農用地面積に占める担い手の集約化率 (%) B/A
事 業 実 施 前						
計　　画	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
○○年度まで						

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

イ　中心経営体への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の所有面積 (ha) C	中心経営体の使用収益権面積 (ha) D	中心経営体の基幹３作業受託面積 (ha) E	中心経営体集積率 (%) B/A	助成割合 (%)
事業実施前							
計　　画	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	
○○年度まで							

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

ウ　農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。

平成○○年度
工事工程計画

事業名	○○事業	
地区名	○○地区	
工期	H○○～H○○	
市町村	○○町	
事業主体名	○○土地改良区	
受益面積	○○.○ ha	
総事業費（千円）	○,○○○,○○○	
補助率	○○ %	
中心経営体集積率(%)	○○.○ %	
助成割合（限度額）	○.○ %	
交付限度額（事業費）	○○○,○○○ 千円	
面工事面積	全体面積	○○ ha
	うち夏期施工面積	○○ ha

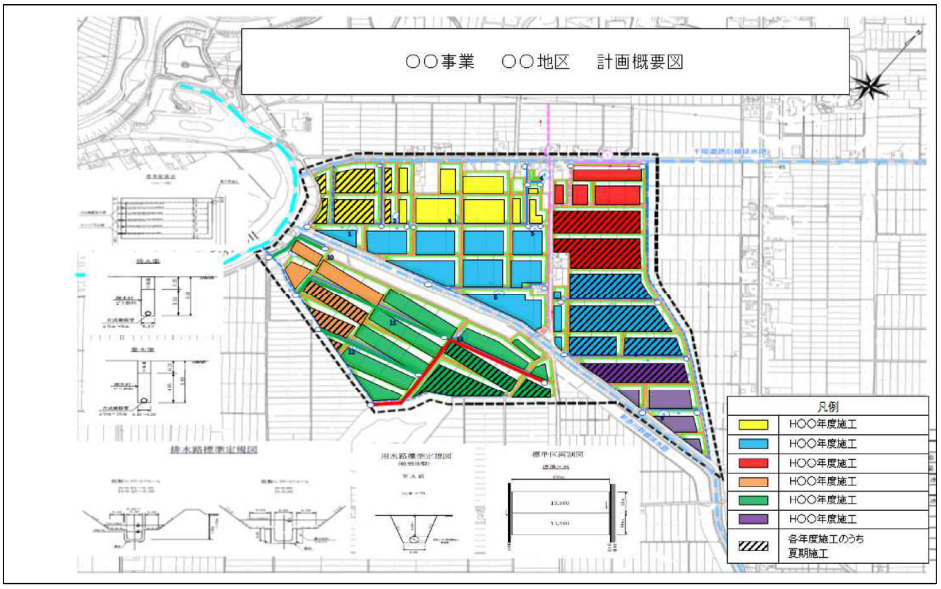

全体事業計画及び実績

対象工事		H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	合計
面工事面積（ha）	計画															
	実施															
うち夏期施工面積（ha）	計画															
	実施															
交付対象面積(ha)																
交付単価(千円／10a)																
交付金額(千円)																
うち国費(千円)																
地元負担(千円)																

（２）担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注１：担い手の区分欄については、運用の第２の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

（参考）担い手別農用地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注１：担い手区分の欄については、運用の第２の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

（別記様式第23号）

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第９の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　事業実施状況

（１）生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 （ha）	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

（２）高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
注２：「事業名」は、運用別表の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名を記入する。
注３：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

２　事業達成状況

（１）農地利用集積の実績

ア　農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	農地所有適格法人等の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	農地所有適格法人等の所有面積 (ha) C	農地所有適格法人等の使用収益権面積 (ha) D	農地所有適格法人等の基幹３作業受託面積 (ha) E	農用地面積に占める農地所有適格法人等の利用集積率 (%) B/A
事 業 実 施 前						
計　　画	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
○ ○ 年 度 ま で						

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注１：運用第２の１に該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ　中心経営体への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の所有面積 (ha) C	中心経営体の使用収益権面積 (ha) D	中心経営体の基幹３作業受託面積 (ha) E	中心経営体集積率 (%) B/A	助成割合 (%)
事業実施前							
計　　画	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	
○○年度まで							

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

ウ　農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。

平成○○年度
工事工程計画

事業名	○○事業	
地区名	○○地区	
工期	H○○～H○○	
市町村	○○町	
事業主体名	○○土地改良区	
受益面積	○○.○ ha	
総事業費（千円）	○,○○○,○○○	
補助率	○○ %	
中心経営体集積率（%）	○○.○ %	
助成割合（限度額）	○.○ %	
交付限度額（事業費）	○○○,○○○ 千円	
面工事面積	全体面積	○○ ha
	うち夏期施工面積	○○ ha

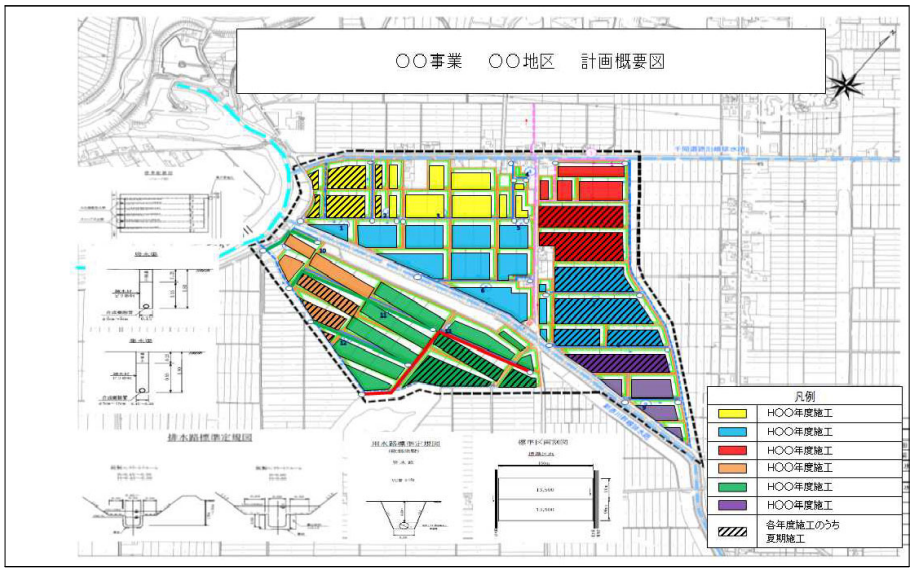

全体事業計画及び実績

対象工事		H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	合計
面工事面積(ha)	計画															
	実施															
うち夏期施工面積(ha)	計画															
	実施															
交付対象面積(ha)																
交付単価(千円／10a)																
交付金額(千円)																
うち国費(千円)																
地元負担(千円)																

（２）経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注１：農地所有適格法人等①には運用第５の１の(２)のウの（ア）に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注２：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

（３）経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区　分	個別農業者	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織
	（人）	（法人数）	うち特定農業法人	（法人数）	うち特定農業法人	（組織数）
計　画　時						
完　了　時						
目標年度						
実績(○○年度まで)						

注１：農地所有適格法人等①には運用第５の１の（２）のウの（ア）に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注２：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。
注３：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

3　農地所有適格法人等の状況

（１）農地所有適格法人等の経営状況

農地所有適格法人等の名称	経営面積（ｈａ）	うち地区内	農地所有適格法人となった日（予定含む）	特定農業法人となった日（予定含む）	認定農業者認定日（予定含む）	経営所得安定対策加入経営体となった日（予定含む）	構成員数（人）	常時従事者数（人）	経営方針
○○法人									
△△法人									
××法人									

法人区分			○○法人	△△法人	××法人	
経営面積（ha）		田				
		畑				
		採草放牧地				
法人形態						
事業の種類	農畜産物名					
	関連事業等名					
	その他事業名					
売上高（円）	農業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報　　告				
		合　　計				
	その他事業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報　　告				
		合　　計				
構成員数	総　　数					
		農地提供者①				
		農業常時従事者②				
		農地保有合理化法人③				
		市町村・農協等④				
		承認会社⑤				
		議決権の状況（うち市町村・農協系統の有するもの）	（　　）	（　　）	（　　）	
		法人と取引関係等にある者⑥	（　　（　）））	（　　（　）））	（　　（　）））	
業務執行役員数	総　　数					
	農業に常時従事する構成員数					
		うち農作業に従事する者数				
備　　考						

注１：運用の第２の１に該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注２：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

（２）農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】 １年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
２年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
３年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
４年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
５年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
【完了時】 ６年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
【完了後】 完了後 １年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
完了後 ２年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
完了後 ３年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
完了後 ４年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				
完了後 ５年度目	令和　年　月				
	令和　年　月				
	令和　年　月				

注１：農地所有適格法人等が複数設立した場合は、設立した法人毎に作成する。

注２：運用別表の区分の欄の４の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注３：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

（別記様式第24号）

番　　号
年　月　日

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農林水産省○○農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

農地整備事業に係る取扱い第７の３の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

１　地区概要

都道府県　名	地 区 名	所　在　地	受 益 面 積	総事業費	備　考
			ha	百万円	

２　農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等名 （法人形態）	農地所有適格法人になった日	特定農業法人になった日	認定農業者になった日	経営所得安定対策加入経営体になった日
（　　）				

経営面積		営農状況			構成員数		常時従事者数
	うち地区内	作　目	作付面積	生産量		構成戸数	
田： ha	ha		ha	kg			
畑： ha	ha		ha	kg			
その他： ha	ha		ha	kg			
			ha	kg			

3　農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4　農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売　上　高		常時従事者 １人当たり所得
	農　業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5　農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6　農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経　営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7　特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

（別記様式第25号）

農地整備事業（畑地帯担い手支援型（単独施設整備））計画概要書

第１章　目　　的

事業の目的を簡潔に記載する。

第２章　地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積，補強工事の対象となる施設の状況並びに補強工事の必要性について 記載する。

第３章　施設整備計画

補強工事の内容について記載する。

第４章　費用の概算

総額のみ記載する。

第５章　効　　用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

第６章　他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

第７章　計画概要図

５万分の１地形図に記載する。

（別記様式第26号）

令和　　年度

高生産性土層改良事業計画概要書

地区
（　　県）

農　政　局

高生産性土層改良事業計画概要書　　目　次

Ⅰ．事業の目的
　１．地域開発の方向と本地区の位置付け
　　（1）地域の自然的・社会的立地条件
　　（2）地域農業の動向と開発方向
　２．地区の設定と事業の必要性
　　（1）地区の設定
　　（2）事業の必要性
　　（3）事業の緊急性
Ⅱ．地域の所在及び現況
　１．地域の所在
　２．地積
　３．現況
　　（1）地形及び土壌
　　（2）気象
　　（3）受益農家の実態
Ⅲ．営農計画及び土地利用計画
　１．営農計画
　２．土地利用計画
　３．作付方式
Ⅳ．整備計画
　１．土層改良計画
　　（1）客　　土
　　（2）混層耕
　　（3）除礫
　　（4）心土耕
　　（5）心土破砕
　　（6）土壌改良
　２．暗渠排水計画
　３．農地保全計画
　　（1）侵食状況
　　（2）排水路
　　（3）防風林
　　（4）侵食防止工
　４．堆肥盤の整備
　５．農業集落環境管理施設
Ⅴ．事業費
　１．総括
　２．施工計画
Ⅵ．効用
　１．投資効率及び所得償還率総括
　２．年総効果額及び年総増加所得総括表
　３．農家負担年償還額
　４．総合耐用年数
　５．面積関係の算定
　　（1）地目別面積及び本地面積一覧
　６．効果の算定
　　（1）農業生産向上効果
　　（2）農業経営向上効果
　７．効果等指標算出基礎
Ⅶ．関連事業
　１．本事業との関連
　２．事業の概要
　３．計画の諸元
Ⅷ．添付図面
　１．計画一般図
　２．計画平面図
　３．基盤整備状況図

Ⅰ．事業の目的

１．地域開発の方向と本地区の位置付け

(1) 地域の自然的・社会的立地条件

(2) 地域農業の動向と開発方向

２．地区の設定と事業の必要性

(1) 地区の設定

(2) 事業の必要性

(3) 事業の緊急性

Ⅱ．地域の所在及び現況

１．地域の所在

県　　郡　　町

２．地　　積

（単位：ｈａ）

事項		水田	畑	樹園地	小計	山林 原野	道水路	その他	計	農振指定等の内訳		
										農振内農用地	（農振内白地）	（市街化区域）
現況		（　）	（　）	（　）	（　）				（　）			
計画		（　）	（　）	（　）	（　）				（　）			

（　　）は不可避受益地で内数

３．現　　況

(1) 地形及び土壌

① 地　　形

地目	水田						畑・その他							受益地標高		備考
傾斜区分	1/1,000以下	1/1,000～1/500	1/500～1/300	1/300～1/100	1/100以上	計	3°以下	3°～8°	8°～10°	10°～15°	15°～20°	20°以上	計	最高	最低	平均傾斜
面積(ha)														m	m	
比率(%)																

② 土 壌

ア．畑　地

項目		土壌断面							堆積様式	母材	乾湿	面積(ha)		地目	土壌柱状図（粘土含有量記入）	要改良対策
土壌統(区)名	同左番号	土色	腐植	礫	酸化沈積物	土性		泥岩層 黒泥層 ｸﾞﾗｲ層				現況	計画			
						表層	下層									
				(地表下m)				(地表下m)			透水性					

イ．水　田

項目		土壌断面				乾湿（地下水位）	計画地目	面積(ha)	土壌柱状図（粘土含有量記入）	要改良対策
土壌統(区)名	同左番号	泥岩層 黒泥層 ｸﾞﾗｲ層	土性		礫層					
			表層	下層						

(2) 気　象

① 一般気象

項目＼期間		かんがい期（　月　日～　月　日）	非かんがい期（　月　日～　月　日）	年間	観測所名	
平均気温					観測期間	年　～　年
降水量(mm)	平均				根雪期間	日（　月　日～　月　日）
	基準年				無霜期間	日（　月　日～　月　日）
降水日数(日)	平均				最多風向	
	基準年				平均風速	m/s

②特殊気象

観測期間：　　年～　年

順位 / 項目	第１位			第２位			第３位			第４位			第５位			備考（採用値）
	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	
最大日雨量（mm）																
最大時間雨量（mm）																
最大連続雨量（mm）																
連続干天日数（日）																

(3) 受益農家の実態

年度	令和　年（A）					令和　年（B）					動　向				
専兼別農家数		専業	第一種兼業	第２種兼業	計		専業	第一種兼業	第２種兼業	計	増減率（B/A）×100				
	戸数（戸）					戸数（戸）						専業	第１種兼業	第２種兼業	計
	比率（%）				100	比率（%）				100	比率（%）				
階層別農家数		1.0ha 未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha 以上		1.0ha 未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha 以上	増減率（B/A）×100				
	戸数（戸）					戸数（戸）						1.0ha 未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha 以上
	比率（%）					比率（%）					比率（%）				
農業就業者数		農業人口	農業就業者	基幹的農業従事者	非恒常的従事者		農業人口	農業就業者	基幹的農業従事者	非恒常的従事者	増減率（B/A）×100				
	戸数（戸）					戸数（戸）						農業人口	農業就業者	基幹的農業従事者	非恒常的従事者
	比率（%）					比率（%）					比率（%）				
耕地面積		水田	畑	樹園地	計		水田	畑	樹園地	計	増減率（B/A）×100				
	戸数（戸）					戸数（戸）						水田	畑	樹園地	計
	比率（%）					比率（%）					比率（%） 面積				
	うち事業地区内分布率					うち事業地区内分布率					比率（%） 戸当たり				
主要産物作付け状況	作物名					作物名					増減率（B/A）×100 作物名				
	作付面積（ha）					作付面積（ha）					比率（%）				
農用機械		トラクター	田植機	コンバイン	動力防除機		トラクター	田植機	コンバイン	動力防除機	増減率（B/A）×100				
	台数（台）					台数（台）						トラクター	田植機	コンバイン	動力防除機
	普及率（%）					普及率（%）					比率（%）				
戸当たり農業所得		農業	うち販売第１位農山物作物	農外	計		農業	うち販売第１位農山物作物	農外	計	増減率（B/A）×100				
	金額（千円）					金額（千円）						農業	うち販売第１位農山物作物	農外	計
	比率（%）				100	比率（%）				100	比率（%）				

指標																
		農業就業人口増加率	基幹的農業就業者増減率	基幹的農業就業者増減率	項目	農業就業者１人当たり耕地面積		基幹的農業就業者１人当たり耕地面積		トラクター１台当たり耕地面積		生産力水準 代表作物の生産力				土地利用率（%）
		農家戸数増減率	農家戸数増減率	農業就業人口増減率	年次	実数（ha）	係数	実数（ha）	係数	実数（ha）	係数	主要作物	作付面積（ha）	単収（kg/10a）	対県比率	
	地区分					(ha)	100	(ha)	100	(ha)	100		(ha)	(kg/10a)		地区
	県平均															県平均

Ⅲ．営農計画及び土地利用計画

１．営農計画

２．土地利用計画

（単位：ｈａ、％）

作物名 ＼ 地目	田					畑					樹園地					計					備考
時点	現況		計画		増減	現況		計画		増減	現況		計画		増減	現況		計画		増減	
項目	作付面積	作付率	作付面積	作付率	作付面積	作付面積	作付率	作付面積	作付率	作付面積	作付面積	作付率	作付面積	作付率	作付面積	作付面積	作付率	作付面積	作付率	作付面積	（土地利用率） 地区現況 % 地区計画 % 県平均

３．作付方式

項目 ＼ 区分	経営	1年目												2年目												3年目												備考
地目名	類型	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
現況																																						
計画																																						

Ⅳ．整備計画

１．土層改良計画

(1)　客　土

土壌区分		土性		作土深		作土の粘土含有率		改良目的	改良目標	ha当たり客土量	面積	総客土量	運搬方法	平均運搬距離	備考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	現況	計画								
				(cm)	(cm)	(%)	(%)			(m³)	(ha)	(m³)		(km)	＜投入量算出根拠＞

(2)　混層耕

土壌区分		土性		作土深		ち密度		改良目的	面積	工法	使用機械	施工深	土壌改良資材	備考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	表層	下層							
				(cm)	(cm)				(ha)			(cm)		

(3)　除　礫

土壌区分		作土深		礫含有率	除礫施工深	面積	(除礫効率)除礫量	(土砂付着率)土砂付着量	計画作土深	(計画礫含有率)残礫量	使用機械	排礫運搬距離	備考
土壌統(区)名	番号	現況	計画										
		(cm)	(cm)	(%)	(cm)	(ha)	(　%) (m³)	(　%) (m³)	(cm)	(　%) (m³)		(km)	

(4)　心土耕

土壌区分		土性		ち密度		作土深		改良目的	面積	使用機械	施工深	疏水材	土壌改良資材	備考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	表層	下層	現況	計画							
							(cm)	(cm)		(ha)		(ha)		

(5)　心土破砕

土壌区分		作 土 深		ち密度	改良深	面積	使用機械	破砕間隔	備 考
土壌統(区)名	番号	現況	計画						
					(m)	(ha)		(m)	

(6)　土壌改良

石灰質資材						りん酸質資材					有機質資材					備 考
区分	現況 pH	計画 pH	面積	ha当たり投入量	総投入量	区分	燐酸吸収係数	面積	ha当たり投入量	総投入量	区分	腐植含有率	面積	ha当たり投入量	総投入量	
			(ha)	(t)	(t)			(ha)	(t)	(t)		(%)	(ha)	(t)	(t)	

2．暗渠排水計画

土壌区分		面積	吸　水　渠						集 水 渠				地下水位		単 位 排水量	集水渠出口以下の排水施設		備 考
土壌統(区)名	番号		深さ	間隔	勾配	管種	管径	被覆材	延長	勾配	管種	管径	現況	計画		名称	構造	
		(ha)	(m)	(m)			(mm)		(m)			(mm)	(m)	(m)	(m^3/s)			単位排水量の決定

3．農地保全計画

(1)　侵食状況

地目	条 件 傾斜等	土性 土質	面積 (ha)	層　状　侵 食					ガ リ ー 侵 食		
				0 0	0～25% 1	25～50% 2	50%以上 3	小 計	中程度のもの 4	大きなもの 5	小 計

(2)　排水路

① 排水諸元

区分	計画基準雨量		流出率	排水量計算方式	単位排水量 (m^3/s/km^2)
	雨量	確率			
	(mm)	(%)	(%)		

② 対　　策

路線名	区間	延長 (m)	流域番号	集水面積(ha)					計 画 洪水量 (m^3/s)	勾配	水利特性				断面			構造・材料形状	主要構造物
				田	畑	山林原野	宅地	計			流速 (m/s)	水深 (m)	余裕高 (m)	Fr数	底幅 (m)	上幅 (m)	壁高 (m)		

(3)　防風林

項　目 / 区　分	幅 (m)	延　長 (m)	面　積 (ha)	樹　種	植栽本数 (本)	備　考

(4)　侵食防止工

項　目 / 名　称	構　造	数　量	備　考

４．堆肥盤の整備

(1)　　経営の目標

現況営農体系	計画営農体系	現 況 施 設	施設の必要性	肥培管理方法	堆 肥 の 必 要 性				
					対象作物	面積	ha当り散布量	原材料の手当	備考

(2)　　施　　設

均　等	対象面積	規模決定根拠	規　模	構　造	施設の利用・管理方法	備　考

５．農業集落環境管理施設

施設の種類・名称	施設の目的・内容・数量	規模・数量・構造等決定根拠	管理者及び管理方法	備　考

Ⅴ．事業費

１．総　括　表

区分																事業費計
事業名																
事業種別	工種	事業量	事業費	工種	事業量	事業費	工種	事業量	事業費	工種	事業量	事業費	工種	事業量	事業費	
工　事　費			(千円)			(千円)			(千円)			(千円)			(千円)	(千円)
測量設計費																
機械器具費																
用地及補償費																
換　地　費																
計																
交換分合事業費																
合　計																

２．施工計画

年度 事業種目	年	年	年	年	年	年	年	年	年	計	備 考
事業費　（千円）											
同上百分率(%)										100	

Ⅶ．効　　用

１．投資効率及び所得償還率総括

区　分	算　式	数　値	備 考
総事業費	①	(千円)	
当該事業費		(千円)	
関連事業費		(千円)	
年償還額	②	(千円/年)	
年総効果額	③	(千円/年)	
年総増加所得額	④	(千円/年)	
廃用損失額	⑤	(千円)	
総合耐用年数	⑥	(年)	
還元率×（１＋建設利息率)	⑦		
妥当投資額	⑧＝③÷⑦－⑤	(千円)	
投資効率	⑨＝⑧÷①		
所得償還率	⑩＝②÷④×100	(%)	

２．年総効果額及び年総増加所得総括表

区分 効果項目	年効果額 （千円）	年総増加所得額 （千円）	備　考
農業生産向上効果			作物生産・品質向上
農業経営向上効果			営農経費・維持管理
生産基盤保存効果			更新・災害防止
計			
廃用損失額			

３．農家負担年償還額

事業名		事業主体	事業費（百万円）	負担区分(%)						農家負担額（千円）	年賦金率	地元負担年償還額（千円）	関係面積(ha)	10a当たり年償還額（円）
				国	県	地元								
						市町村	農家	その他	計					
関連事業														
	計													
合　計														

４．総合耐用年数

区分 種別	工種等 （施設名）	耐用年数 ① （年）	工事費 ② （千円）	年工事費（減価額） ③ ＝ ② ÷ ① （千円）
計				

５．面積関係の算定

(1) 地目別面積及び本地面積一覧

① 受益面積（全体）

（単位：ha）

現況＼計画		農用地						非農用地		合計	うち本地面積
		田	輪換耕地	普通畑	樹園地	牧草地	計	農道・用排水路	その他		
農用地	田										
	輪換耕地										
	普通畑										
	樹園地										
	牧草地										
	計										
非農用地	山林原野										
	クリーク湖沼										
	農道用排水路										
	その他										
合計											
内本地面積											

②

（単位：ha）

現況＼計画		農用地						非農用地		合計	うち本地面積
		田	輪換耕地	普通畑	樹園地	牧草地	計	農道・用排水路	その他		
農用地	田										
	輪換耕地										
	普通畑										
	樹園地										
	牧草地										
	計										
非農用地	山林原野										
	クリーク湖沼										
	農道用排水路										
	その他										
合計											
内本地面積											

６．効果の算定

(1)　農業生産向上効果

①　作物生産効果

地帯区分	計画地目	作物名	作付面積(ha)			効果要因	効果発生面積(ha)	単収						生産増減量		生産物単価(千円/t)	増加粗収益額(千円)	年効果額		年増加所得額	
			現況	計画	増減			現況単収(kg/10a)	10a当たり被害防止量(kg)	無被害単収(kg/10a)	増収率(%)	10a当たり増加量(kg)	計画単収(kg/10a)	単収増(t)	作付増(t)			純益率(%)	増加純益額(千円)	所得率(%)	増加所得額(千円)
						被害防止															
						立地条件好転															
						作付増減															

②　品質向上効果

地帯区分	計画地目	作物名	効果要因	効果発生面積(ha)	計画単収(kg/10a)	効果発生量(t)	生産物単価(千円/t)			年効果額(千円)
							現況	計画	上昇額	
	計									

③　農業生産向上効果の総括

効果／項目	年効果額(千円)	年増加所得額(千円)	備考
作物生産効果			
品質向上効果			
計			

(2)　農業経営向上効果

①　営農経費節減効果

効果要因別	作物名	労働時間(hr)						現況区分名	計画機械化体系名	単位面積当たり営農経費節減額			効果発生面積④(ha)	年効果額⑤=③×④(千円)
		現況			計画									
		人力		機械力	人力		機械力			現況①(円)	計画②(円)	節減額①−②=③(円)		
		基幹	補助		基幹	補助								
計														

②　農業経営向上効果の総括

効果／項目	年効果額(千円)	年増加所得額(千円)	備考
営農経費節減効果			
計			

７．効果等指標算出基礎

10a当たり指標	① 事業費		｛当該事業費（　　千円）＋関連事業費（　　千円）｝／受益面積（　　ha）	円
	② 地元負担額		地元負担額合計（　　千円）／受益面積（　　ha）	円
	③ 年償還額（平均）		地元負担年償還額合計（　　千円）／受益面積（　　ha）	円
	④ 〃（本事業）		地元負担年償還額（　　千円）／受益面積（　　ha）	円
	効果額	⑤ 農業生産向上	年効果額（　　千円）／受益面積（　　ha）	円
		⑥ 農業経営向上	年効果額（　　千円）／受益面積（　　ha）	円
		⑦	年効果額（　　千円）／受益面積（　　ha）	円
		⑧ 計		円
	所得額	⑨ 農業生産向上	年増加所得額（　　千円）／受益面積（　　ha）	円
		⑩ 農業経営向上	年増加所得額（　　千円）／受益面積（　　ha）	円
		⑪	年増加所得額（　　千円）／受益面積（　　ha）	円
		⑫ 計		円
⑬ 所得償還率（平均）			年償還額合計（　　千円）／年総増加所得額（　　千円）	%
⑭ 〃（本事業）			年償還額（　　千円）／年総増加所得額（　　千円）	%
⑮ 年総効果額			農業生産向上　農業経営向上　生産基盤保全 （　　千円）＋（　　千円）＋（　　千円）	千円
⑯ 年総増加所得額			農業生産向上　農業経営向上　生産基盤保全 （　　千円）＋（　　千円）＋（　　千円）	千円
⑰ 妥当投資額			年総効果額　資本還元率　１＋建設利息率　廃用損失額 （　　千円）／｛（　　）×（　　）｝－（　　千円）	千円
⑱ 投資効率			妥当投資額　本事業費　関連事業費 （　　千円）／｛（　　千円）＋（　　千円）｝	

Ⅶ．関連事業

１．本事業との関連

２．事業の概要

３．計画の諸元

Ⅷ．添付図面

１．計画一般図　　（縮　尺：　　）

２．計画平面図　　（縮　尺：　　）

３．基盤整備状況図　（縮　尺：　　）

（別記様式第27号）

事業計画の概要

地区名		局名	
都道府県名		事業主体	

関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期
	水田	畑	計			
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～

現況（事業の必要性）	（対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。）

対象施設概要	名称	主要諸元	受益面積	基本事業計画		
				造成工期	造成工事費	受益面積
	畑かん施設	構造（形式）、規模（延長）、数量等	ha	年度 ～	千円	ha
	○○機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等				
	○○幹線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等				
	○○ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等				
	○○頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等				

施設整備計画	（補強工事等の規模、工法等について記載する。）

事業費	種目	数量	金額	備考

基本事業の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
			水田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
	計画の概要						

対象施設の管理状況	施設名	管理費（最近10ヵ年平均）			管理事業計画の概要
		水管理費	整備補修費	計	
		千円	千円	千円	計画確定年月日 管理受託者 費用負担区分

関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性

法手続予定表	
図面等	1　一般計画平面図（５万分の１地形図） 2　主要補強工事図面 3　基本事業概要図

注：　基本事業とは本事業による補強工事等の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。以下同じ。

（別記様式第28号）

事業計画書

第１章　目　　的
第２章　地域及び地積
　第１節　地　域
　第２節　地　積
第３章　対象施設の状況
　　１　畑地かんがい施設
　　２　揚水機場
　　３　幹線用水路
　　４　その他かんがい施設
　　４－１　ダム
　　４－２　頭首工
第４章　施設整備計画
　第１節　要　旨
　第２節　用水施設
　　１　畑地かんがい施設
　　２　揚水機場
　　３　幹線用水路
　　４　その他かんがい施設
　　４－１　ダム
　　４－２　頭首工
第５章　工事の着手及び完了の予定時期
第６章　工事費の総額及び内訳
第７章　効　用
第８章　関連する事業
　　１　基本事業
　　２　維持管理事業
　　３　その他の関連事業
第９章　計画図面
　　１　現況平面図
　　２　計画平面図
　　３　主要工事図面

第１章　目　　的

第２章　地域及び地積

第１節　地　域

第２節　地　積

（　年　　月現在）（第１表）

現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考
	ha	ha	ha	

第３章　対象施設の状況

第１節　用水施設

１　畑地かんがい施設

（第２表－１）

施設	構 造	規 模	管 理 受託者	管理受託 年 月 日	数 量	基本事業計画		備 考
						造 成 工 期	造 成 工事費	
						年度	千円	
補強工事を必要とする理由								

2　揚水機場

（第２表－２）

機場名		関係河川名		位置		管理受託者	管理受託年月日	受益面積	基本事業計画			備考
ポンプ				原動機					造成工期	造成工事費	受益面積	
形式	台数	口径	揚水量	実揚程	運転時間	種類	馬力	その他の施設				
		m/m	m^3/s	m	hr/日		KW PS				ha	年度	千円	ha	
補強工事を必要とする理由												

3　幹線用水路

（第２表－３）

水路名	最大通水量	延長			構造		管理受託者	管理受託年月日	受益面積	末端支配面積	基本事業計画				備考
		開渠	その他	計	開渠	その他					造成工期	造成工事費	受益面積	末端支配面積	
	m^3/s	m	m	m	m	m			ha	ha	年度	千円	ha	ha	
補強工事を必要とする理由															

4　その他かんがい施設

4－1ダム　（第２表－４－１）

名称				位置					管理受託者	管理受託年月日	受益面積	基本事業計画			備考
ダム本体	形式	堤高	堤長	堤体積	有効貯水量	年間利用水量	集水面積	満水面積				造成工期	造成工事費	受益面積	
		m	m	千m^3	千m^3	千m^3	km^2	km^2			ha	年度	千円	ha	
余水吐	形式	設計洪水流量	取水設備	形式	最大取水量	その他の施設									
補強工事を必要とする理由															

4－2頭首工

（第２表－４－２）

名称			タイプ		河川名		位置				基本事業計画			備考
河川状況（セキ地点）			堤長		洪水吐		取水施設		管理受託者	管理受託年月日	受益面積	造成工期	造成工事費	受益面積	
流域面積	計画高水量	平均河床標高	固定部	可動部	型式	ゲート H*L*ｽﾊﾟﾝ	型式	取水量							
km^2	m^3/s	ELm	m	m				m^3/s			ha	年度	千円	ha	
土砂吐			護床工		その他の施設										
排砂流量	ゲート H*L*スパン		延長	構造											
m^3/s			m												
補強工事を必要とする理由															

第４章　施設整備計画

第１節　要旨

第２節　　用水施設

１　畑地かんがい施設　（第４表－１）

水　路	補強（整備）箇所	補強工事の内容		備　考
		構　造	数　量	

２　揚水機場　（第４表－２）

補強（整備）箇所	補強工事の内容		備　考
	構　造	数　量	
ポ　ン　プ			
原　動　機			
吸　水　槽			

３　幹線用水路　（第４表－３）

水　路	補強(整備)箇所	補強工事の内容		備　考
		構　造	数　量	

４　その他かんがい施設

４－１　ダ　ム　（第４表－４－１）

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備　考
	構　造	数　量	
堤　　体			
余　水　吐			
取水設備			

４－２　頭首工　（第４表－４－２）

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備　考
	構　造	数　量	
堤　　体			
取水設備			
護　床　工			

第５章　工事の着手及び完了の予定工期

第６章　事業費の総額及び内訳

第７章　効　　用

第８章　関連する事業

１　基本事業

２　維持管理事業

３　その他の関連事業

第９章　計画図面

１　現況平面図

２　計画平面図

３　主要工事図面

別紙２（水利施設整備に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のアの(ｲ)に掲げる水利施設整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用１から運用５までに定めるところによる。

第２　事業の内容

１　水利施設等整備事業

水田及び畑地帯における基幹的な農業用用排水施設の整備等を行う事業であり、運用１に掲げる事業（ただし、畑地帯総合整備型にあっては、運用２に掲げる事業）

２　農業水利施設保全合理化事業

水管理の省力化や農業水利施設の長寿命化のための整備等を行う事業であり、運用３に掲げる事業

３　広域農業用水適正管理対策事業

国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後においても残存し、農業用水管理又は河川管理上支障となっている施設の撤去を行う事業であり、運用４に掲げる事業

４　地域用水環境整備事業

農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備等を行う事業であり、運用５に掲げる事業

第３　事業の実施区域

第２の１及び２に掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、同一の用排水系統に属する農用地区域以外の農用地の現況用水量の確保のため不可避的に一体として事業の受益とせざるを得ない場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができるものとする。

第４　事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他運用１第２、運用２第３、運用３第３、運用４第２又は運用５第２に定める者とする。

第５　計画の提出

都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、運用１第４、運用２第５、運用３第５、運用４第４又は運用５第４に定める計画を地方農政局長等（北海道に

あっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合にあっては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに別に定める書類を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを基に書類を地方農政局長等に提出するものとする。

第６　計画の変更

１　都道府県知事は、運用１第５、運用２第６、運用３第６、運用４第５又は運用５第５に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業を変更したい旨を都道府県知事に報告するものとする。

２　都道府県知事は、１の変更を行ったとき又は都道府県以外が実施する事業の計画の変更の報告を受けたときは、変更計画報告書及び変更した計画を地方農政局長等に提出するものとする。

３　２の変更計画報告書は、様式１により作成するものとする。

第７　事業の達成状況報告

都道府県知事は、運用１第６、運用２第７又は運用３第８に定めるところにより、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業実施主体は事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に報告するものとする。

第８　助成

要綱第４の農村振興局が別に定める経費とは、別記に掲げる費用とする。

第９　発電施設における固定価格買取制度との調整等

１　本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年４月１日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

２　本事業で整備する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和２年 11 月末日までに交付要綱第４に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第10　その他

1　本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村、土地改良区又は公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第22号）第42条に規定する市町村地域防災計画（市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第５条第５号に掲げる公共施設に当たる。

2　本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。

3　都道府県知事は、都道府県以外が事業実施主体である場合には事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整、技術的な助言・指導等を行うものとする。

4　本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

5　土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第５条及び第７条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月６日付け42農地Ｃ第375号農林省農地局通知）によるものとする。

6　本事業により農業用ため池を対象とした整備を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第２条第１項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものは除く。）の届出又は同法第４条第３項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。

第11　経過措置

農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成30年３月30日付け29生畜第1501号農林水産省生産局長、29農振第2962号農林水産省農村振興局長、29林整計第579号林野庁長官、29水港第3354号水産庁長官通知）による改正前の実施要綱及び実施要領に基づき事業を実施している地区の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別記

1　工事費

ア　純工事費（請負工事にあっては、工事費とする。）

イ　測量設計費

ウ　用地費及び補償費

エ　船舶機械器具費

オ　全体実施設計費

カ　換地費

2　促進費

3　調査・調整費

別記様式第１号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事名

水利施設等整備事業（○○○型）（又は農業水利施設保全合理化事業）
計画変更報告書

○○地区について、○○計画の変更を行ったので、別紙２の第６に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

１．○○計画
２．その他

事業型	都道府県　名	事業実施主　　体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備　考 (別表の番号)
水利施設等整備事業 （基幹水利施設整備型）					ha	百万円	

運用１（水利施設等整備事業）

第１　事業の内容

水利施設等整備事業の内容は、次に掲げるものとする。

１　基幹水利施設整備型

別表の事業種類の欄の(1)（以下「用排水施設整備事業」という。）を実施するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。）

２　農業用水再編対策型

用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの

３　地域用水機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水等をいう。）を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの

４　流域水質保全機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの

５　排水対策特別型

(1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの

(2) (1)の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものとを併せて一体的に実施するもの

ア　排水施設と一体としての機能を有するもの

イ　排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの

ウ　排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの

６　基幹水利施設保全型

(1) 国営土地改良事業により造成された農業用用排水施設等（以下「国営造成施設」という。）及び都道府県営土地改良事業により造成された農業用用排水施

設等（以下「都道府県営造成施設」という。）に関する別記様式第１号により次に掲げる事項を定めた機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

ア　施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

イ　施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

ウ　劣化原因究明のための構造物の監視

エ　機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

(2) 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施

(3) 国営造成施設又は都道府県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む。）の実施

７　地域農業水利施設保全型

(1) 団体営事業等で造成された農業用用排水施設等（以下「団体営造成施設等」という。）に関する、別記様式第１号により６の(1)のアからエまでに掲げる事項を定めた機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

(2) 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施

(3) 団体営造成施設等において発生した不測の事態に対する緊急工事の実施

(4) (2)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項についての調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの

第２　事業実施主体

水利施設等整備事業の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

１　水利施設等整備事業の実施主体は、２及び３に定める場合を除き、都道府県とする。

２　第１の６の(2)及び(3)の事業については、都道府県、市町村又は事業対象である施設を管理する者とする。

３　１にかかわらず、第１の７の(1)から(3)までに掲げる事業については、市町村又は事業対象である施設を管理する者、第１の７の(4)の事業については、市町村、土地改良区、農業協同組合その他の団体であって都道府県知事が適当と認める者とする。

第３　事業の実施要件

水利施設等整備事業に係る要綱第２の２の(2)の③の農村振興局長等が別に定める実施要件とは、次に定めるとおりとする。

１　基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと

(1) 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

(2) 現に農業用用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用用排水施設（以下「畑地を受益地とする農業用用排水施設」という。）の新設又は変更（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 50 条第１項に基づく事業によって新設された畑地を受益地とする農業用用排水施設の変更に限る。）であって、受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

(3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね 200 ヘクタール以上のもの

(4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであって、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタールのものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

(5) 畑地を受益地とする農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む。）を伴う農業用用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

(6) 河川に設置されている取水施設（農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね３分の２以下であるものをいう。）が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね５千万円以上のもの

　ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあっては、受益者負担金の額を当該費用の 15%以内とする。

２　農業用水再編対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であって、かつ、末端支配面積が５ヘクタール以上のものであること。ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限を設けないものとする。

(2) 実施地域内に 100 ヘクタール以上の農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第８条第２項第１号の農用地区域が含まれること。

(3) 次に定める要件のいずれかに該当すること。

ア　次の算式により算定される再編水量が毎秒 0.5 立方メートル以上であるこ

と。

再編水量＝許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）－更新水利権水量

イ　次の算式により算出される再編水量の比率が 10 パーセント以上であること。

許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）－更新水利権水量×100

許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）

(4) 都道府県知事は、農業用水再編対策協議会（以下「再編協議会」という。）を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。なお、再編協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次に掲げる者の中から都道府県知事が選定する者をもって構成されるものとする。

ア　かんがい施設の整備の事業主体及び土地改良区等受益者団体

イ　新規利水事業の事業主体

ウ　都市開発事業計画等が第４の１の農業用水再編対策基本計画（以下「再編計画」という。）の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体

エ　関係市町村

オ　その他都道府県知事が必要と認める者

3　地域用水機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね５ヘクタール以上のものであること。

(2) 当該地区内の末端支配面積５ヘクタール以上の全ての農業用用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用用排水路の延長の割合が原則として 10 パーセント以上であること。

(3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね５パーセント以上であること。

(4) 土地改良区又は市町村は、地域用水機能増進型の区域に１つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会（以下「地域用水協議会」という。）を設置すること。

ア　事業実施主体

イ　市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）

ウ　土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）

エ　都道府県土地改良事業団体連合会

オ　その他土地改良区又は市町村が必要と認める者

(5) 地域用水協議会の活動は、次に掲げる内容を主たるものとすること。

ア　地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整

イ　土地改良区又は市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

4　流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であること。

(2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上の施設（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね５ヘクタール以上であるものを含む。）に係るものであること。

(3) 農業農村整備事業の計画的・重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。

(4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。

(5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成５年法律第 91 号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。

(6) 土地改良区又は市町村は、流域水質保全機能増進型の区域に１つ、３の(4)のアからオまでに掲げる者から構成される地域用水協議会を設置すること。また、地域用水協議会の活動は、３の(5)のア及びイに掲げる内容を主たるものとすること。

5　排水対策特別型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね 50%以上であること。

ア　降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分にないために湛水を来す水田

イ　常時地下水位が高い（田面から夏期においておおむね 50 センチメートル未満又は冬期においておおむね 70 センチメートル未満の位置をいう。）水田

ウ　ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田

(2) 受益面積がおおむね 20 ヘクタール（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道又は奄美群島に属するものを除く。）の地域内において行うものにあっては、おおむね 10 ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね５ヘクタール以上であること。

6　基幹水利施設保全型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

(2) 第１の６の(1)の事業の対象となる都道府県営造成施設は、都道府県が別記様式第２号により作成する実施方針に位置づけられたものとする。なお、実施方針は、策定後５年以内に見直しを行うものとし、新たなに基幹水利施設保全型を開始する場合においては、事業採択の申請時に実施方針を併せて提出する

ものとする。

(3) 第１の６の(2)については、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。

(4) 第１の６の(2)について、令第 50 条第１項第１号の２に掲げる都道府県営事業として実施する場合（以下「法律補助」という。）にあっては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの）であること。

(5) 都道府県営造成施設について第１の６の(3)を実施するときは、(2)により都道府県知事が選定した施設であること。

７　地域農業水利施設保全型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 施設機能の向上を主な目的としないこと。

(2) 第１の７の事業の対象となる団体営造成施設等は、都道府県が別記様式第３号により作成する実施方針に位置付けられたものとする。なお、実施方針は、都道府県土地改良事業団体連合会の知見を活かしつつ作成するものとし、毎年度更新を行い、計画的な事業実施に努めるものとする。ただし、６の(2)により都道府県知事が選定した施設は本事業の対象外とする。

(3) 第１の７の(1)の事業を実施するときは、末端支配面積が 100 ヘクタール以上の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。

(4) 第１の７の(2)の事業を実施するときは、受益面積が 100 ヘクタール以上（第１の７の(1)の事業を実施していない場合であって、別記様式第４号により機能保全計画を策定した場合にあっては、10 ヘクタール以上）であること。

(5) 第１の７の(3)の事業を実施するときは、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。

(6) 第１の７の(4)の事業を実施するときは、策定期間を１年以内とする。

第４　計画の作成

水利施設等整備事業の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。

１　農業用水再編対策型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した再編計画を別記様式第５号により作成するものとする。なお、再編計画を策定する場合にあっては、都道府県知事は第３の２の(4)の再編協議会の助言を得るものとする。

(1) 地域の現在の利水状況

(2) 地域の利水に関する将来構想

(3) 農業用水の再編構想
(4) 施設整備の概要
(5) その他関連する事項

2　地域用水機能増進型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を別記様式第６号により作成するものとする。なお、環境整備計画を作成するに当たっては、第３の３の(4)の地域用水協議会の意見を聴くものとする。

(1) 地区の概要
(2) 地域の所在及び現況
(3) 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
(4) 施設の整備等の構想及び基本計画
(5) 関連事業
(6) その他必要な事項

3　排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び林間畑への転換計画をいう。）を策定するものとする。

4　基幹水利施設保全型

(1) 都道府県知事は、第１の６の(1)及び(3)の事業を実施する場合には、別記様式第７号により保全整備事業計画書を作成するものとする。
(2) 都道府県知事は、第１の６の(2)の事業を実施する場合には、別記様式第８号により機能保全計画の概要を作成するものとする。また、これに加え、法律補助として実施する場合には、別記様式第９号により事業計画の概要を作成するものとし、それ以外（以下「予算補助」という。）として実施する場合には、別記様式第７号により保全整備事業計画書を作成するものとする。
(3) 事業実施主体は、第１の６の(2)及び第１の７の(2)の事業を法律補助として実施する場合には、 別紙２第 10 の５の規定に関わらず、土地改良事業計画の概要及び土地改良事業計画は、別記様式第 10 号及び別記様式第 11 号によるものとする。

5　地域農業水利施設保全型

(1) 事業実施主体は、第１の７の(1)から(3)までの事業を予算補助として実施する場合には、別記様式第 12 号により地域農業水利施設保全整備事業計画書を作するものとする。
(2) 事業実施主体は、第１の７の(4)の事業を実施する場合には、別記様式第 13 号により農業農村基盤整備実施計画地区概要表を作成するものとする。

第５　計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

１　都道府県知事は、農業用水再編対策型において、次に定めるいずれかに該当する場合は第５の１の再編計画を変更すること。

(1) 受益面積の 10 パーセント以上の増減

(2) 主要工事計画又は合理化水量の著しい増減

(3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の 10 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

２　都道府県知事は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれか該当する場合は第４の４の(1)の保全整備事業計画書を変更すること。

(1) 第１の６の(1)に規定する機能保全計画の策定における、水路延長の 20 パーセント以上の増減又はダム、頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設数の 20 パーセント以上の増減

(2) 第１の６の(2)の事業における、新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合

(3) 当初計画にない緊急対応を実施する場合

(4) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の 10 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

３　事業実施主体は、地域農業水利施設保全型において、次に定めるいずれかに該当する場合は、第４の５の(1)の地域農業水利施設保全整備事業計画書を変更すること。なお、これらの変更を行った場合には、別記様式第 14 号により地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書を都道府県知事に提出し、別記様式第 15 号により都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 第１の７の(1)に規定する機能保全計画の策定における、水路延長の 20 パーセント以上の増減又はダム、頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設数の 20 パーセント以上の増減

(2) 第１の７の(2)の事業における、水路延長の 20 パーセント以上の増減又は頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設を新たに追加する場合若しくは対象外とする場合

(3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の 10 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第６　事業の達成状況報告

水利施設等整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

１　都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第16号により水田利活用の実績について報告するものとする。

２　都道府県知事は、基幹水利施設保全型（法事業を除く。）においては、別紙２第７に関わらず、事業実施年度の翌年度の６月末日までに別記様式第17号により事業実施結果を取りまとめるものとする。また、必要に応じて地方農政局長等に報告するものとする。

３　事業実施主体は、地域農業水利施設保全型においては、別紙２第７に関わらず、各年度毎に別記様式第 18 号により本事業の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。また、地方農政局長等は、必要に応じて都道府県知事に報告を求めるものとする。

第７　その他

１　第１の６及び７の事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるので留意されたい。

２　第１の６の(2)及び７の(2)の「機能保全計画等」とは、次に掲げるいずれかに該当するもののほか、第１の６の(1)、７の(1)及び運用３第２の３の(5)に基づいて策定する機能保全計画とする（ただし、第１の６の(2)の「機能保全計画等」には、第１の７の(1)の機能保全計画は含まない。）。

(1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2774 号農林水産事務次官依命通知）第２に掲げる機能保全計画

(2) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）第３に掲げる広域基盤整備計画

(3) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）第４に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画

(4) 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産省農村振興局長通知別紙１の第２の６の基幹水利施設保全型及び別紙４の第２の４の機能保全計画策定事業に掲げる機能保全計画

(5) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成 24 年１月 16 日付け 23 予 635 号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成 24 年１月 16 日付け 23 予 636 号農林水産事務次官依命通知）別添１－４第１の２の(7)に掲げる機能保全計画

(6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画

３　次に掲げる計画は、２の「機能保全計画等」とみなすものとする。

(1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について（平成30年３月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）により廃止される国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年４月１日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第２に掲げる機能保全計画

(2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について（平成30年３月30日付け29農振第2234号農林水産事務次官依命通知）により廃止される国営施設機能保全事業実施要綱（平成23年４月１日付け22農振第2220号農林水産事務次官依命通知）第２の１に掲げる施設の長寿命化に関する計画

(3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてにより廃止される国営施設応急対策事業実施要綱（平成24年４月６日付け23農振第2685号農林水産事務次官依命通知）第３の２の(2)に掲げる長寿命化に関する計画

(4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について（平成30年３月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）により廃止される戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年４月１日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙４第１の２の(7)に掲げる機能保全計画

(5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止される特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年４月１日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙４第１の２の(7)に掲げる機能保全計画

(6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止される農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年２月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長通知及び、24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙３－１第２の７の(1)に掲げる機能保全計画

(7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について（平成30年３月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）により廃止される農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年２月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第２の12に掲げる機能保全計画

４　別表に掲げる事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表

区分	事業種類	事業内容
生産基盤整備事業	(1) 用排水施設整備事業	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破砕工
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
	(4) 区画整理事業	農用地等の区画形質の変更

別記様式第１号

地区名	地区

機能保全計画

令和　　年　　月

○○県、○○市、○○町、○○村

＜機能保全計画　目次＞

１．施設現況調書
（１）事業の状況
①完了地区、②実施中の地区
（２）施設管理状況及び課題
２．施設機能診断
（１）施設機能診断調査
（２）施設機能診断評価
３．対策工事
（１）対策工法
（２）対策時期
（３）機能保全コスト算定
（４）施設機能監視計画

別記様式第２号

○○県　基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

１．事業実施期間　R○○年度～R○○年度

２．対象施設

(1)選定の基準、根拠

(2)対象施設一覧※1

地区名※2	施設名	造成年度	種類※3	規模※4	水路延長※5	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること。

※２：地区とは、事業申請を行う（予定の）地区等

※３：種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

※４：規模とは、貯水池は貯水量（千m^3）、頭首工は取水量（m^3／ｓ）、揚水機及び排水機は揚水量（m^3／ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3／ｓ）

※５：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

(3)施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延　長						km		km

３．事業の進め方

※地区設定の方法、年度計画、方針策定後５年間の計画策定の推進目標（最低でも５０％とする）等について記載すること。

別記様式第３号

○○県　地域農業水利施設保全対策実施方針

１．対象期間　R○○年度～R○○年度（５年間）

２．対象施設

(1)選定にあたっての基本的考え方

(2)機能保全計画策定施設一覧

施設名	所在地	造成年度	受益面積	種類	規模	対象延長	管理主体	実施主体	実施年度

(3)対策工事施設一覧

施設名	所在地	造成年度	種類	規模	対象延長	実施主体	実施年度	対策工事の概要

注１：種類とは、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設
注２：規模とは、頭首工は取水量（m^3／ｓ）、揚水機及び排水機は揚水量（m^3／ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3／ｓ）
注３：対象延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

(4)施設数計

種類	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
(施設数)	個所	個所	個所	個所	個所(km)	個所	個所
H○○年度							
H○○年度							
H○○年度							
H○○年度							
H○○年度							
実施済み							

３．事後保全に関する実施方針

(1)対象とする施設

(2)事後保全の必要が生じた際の調整方針

別記様式第４号

機能保全計画（〇〇地区）

施設No.〇〇

<table>
<tr><td rowspan="4">施設現況</td><td>施設名称</td><td colspan="2">造成工期</td><td>受益面積</td><td>造成事業</td><td>施設管理者</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>着工</td><td>完成</td><td>ｈａ</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>構造等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td>規格・規模</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能診断調査</td><td>文献等の調査</td><td colspan="5">（経過年数やこれまでの補修履歴、日常管理の内容等を記載）</td></tr>
<tr><td>現地の調査</td><td colspan="5">（目視調査、ひび割れ調査、圧縮強度調査等のその内容及び結果を記載）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">機能診断評価</td><td>劣化の要因</td><td colspan="5">（劣化が認められる箇所について、どのような要因が考えられるか推測）</td></tr>
<tr><td>健全度の評価</td><td colspan="5">（診断箇所毎に、S5～S1の評価や採点結果を記載）</td></tr>
<tr><td>劣化の見込み</td><td colspan="5">（健全度が異なる箇所毎に、このままでは何年後に下の健全度に劣化するかを、周辺施設の状況や劣化曲線等から予測）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">機能保全対策</td><td>対策工法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策時期</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策工法の選定根拠</td><td colspan="5">（検討した対策案の中から、どうしてその対策を選定したかをストックマネジメントの観点を踏まえて記載）
※この対策が一番有効であるという根拠が分かるように</td></tr>
<tr><td>今後の監視計画</td><td colspan="5">（機能診断や対策工事を経て、今後、どの箇所のどこに注目して、どれくらいの頻度で施設の監視を行っていくかを記載）</td></tr>
</table>

別記様式第５号

農業用水再編対策基本計画

１　地域の利水をめぐる状況

２　地域の利水に関する将来構想
（１）基本方針
（２）水需要の将来予測
（３）水源開発及び水利権取得計画

３　農業用水の再編構想
（１）基本方針
（２）現況の農業用水の利水状況
（３）農業用水需要の将来予測
（４）必要水量の検討
（５）水利調整計画

４　施設整備の概要
（１）農業水利施設の整備状況
（２）必要水量の確保に必要な施設の整備計画
（３）費用負担の考え方
（４）施設の管理の考え方
（５）関連事業計画等

５　その他関連する事項

別記様式第６号

地 区 名	地区
作成年月	年　　月

地域用水環境整備計画

○　○　地　区

令和　　年　　月

○○県○○土地改良区（市町村）

＜地域用水環境整備計画　目次＞

１　地区概要表

２　地域の所在及び現況

（1）所　　在

（2）地域の概要

① 地域の地勢及び社会条件

② 市町村等における地域開発等の方向

（3）農業用水の成立過程

① 農業用水の歴史的経緯

② 整備状況

（4）現況の地域用水機能

① 地域用水機能の概要

② 施設タイプごとの地域用水機能の概況

③ 管理体制

３　地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

（1）基本方針

（2）高度化する機能ごとの基本的考え方

４　施設の整備等の構想及び基本計画

５　事業実施計画

（1）事業実施計画

（2）指標等

① 地域用水機能存在指標（現況）

② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）

６　関連事業

７　添付図面

（1）地域用水環境整備現況図

（2）地域用水整備構想図

（3）地域用水機能効果算定図（現況）

（4）地域用水機能効果算定図（計画）

地域用水環境整備計画

1　地区概要表

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td colspan="2"></td><td>地区名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域の概要</td><td>地理的条件</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>農業状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">計画対象面積</td><td>全体</td><td>水田</td><td>畑</td><td>その他農用地</td><td>農用地以外</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">人口・戸数</td><td></td><td>総人口</td><td colspan="2">農家人口</td><td>総戸数</td><td>農家戸数</td></tr>
<tr><td>実　数</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>構成比</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農業基盤整備状況</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8">地域用水機能の増進のための方策</td><td rowspan="2">地域用水機能</td><td>現況</td><td></td></tr>
<tr><td>目標</td><td></td></tr>
<tr><td>施設整備</td><td></td></tr>
<tr><td>配水操作</td><td></td></tr>
<tr><td>維持管理</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能の増進</td><td>存在要件</td><td></td></tr>
<tr><td>増進効果</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

2　地域の所在及び現況

(1) 所　在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

① 地域の地勢及び社会条件

② 市町村等における地域開発等の方向

(3) 農業用水の成立過程

① 農業用水の歴史的経緯

② 整備状況

事　業　名	工　期	受益面積	整　備　内　容

(4) 現況の地域用水機能

① 地域用水機能の概要

② 施設タイプ毎の地域用水機能の概況

1) 景観・生態系保全機能または親水機能を有する施設

2) 流雪用水機能を有する施設

3) 防火用水機能を有する施設

4) 生活用水機能を有する施設

施　設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備　考
	施設構造	状　況	ｱｸｾｽ	水路状況	水位変動	水質	管理者	状　況	

③ 管理体制

3　地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機　　能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観保全機能 消流雪用水機能			

4　施設の整備等の構想及び基本計画

施　設	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備　考
		現　況	目　標	構　造	数　量		

5　事業実施計画

(1) 事業実施計画

ア．事業実施主体

イ．総事業費

ウ．予定工期

エ．予定費用負担割合

(2) 指標等

① 地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長	存在割合（%）	地域用水機能存在延長（m）					備　考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
○○○用水路	○○○支線	1,000	40	100	200	150	100	400	（記入例）
合　　計									

注１：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。

注２：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹･支線名	地域用水機能名	機能番号	現況（計画）における地域用水機能発揮に係る指標別評価													備考
				評　価　値				係　数				算　定　値					
				ｱｸｾｽ指標 A	水路状況指標 B	水位変動指標 C	水質指標 D	延 長 a	戸 数 n	密 度 a’	換 算 距 離 a*a	ｱｸｾｽ指標 A*a*a’	水路状況指標 B*a*a’	水位変動指標 C*a*a’	水 質 指 標 D*a*a’	計	
○○幹線	○○支線	防火用水	防-1	1	1	5	－	200	4	0.1	20	20	20	100	－	140	記入例
○○幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
○○幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合　　計																	
		景観保全															
		流雪用水															
		防火用水															
		生活用水															

6　関連事業

7　添付図面

(1) 地域用水環境整備現況図

(2) 地域用水環境整備構想図

(3) 地域用水機能効果算定図（現況）

(4) 地域用水機能効果算定図（計画）

別記様式第７号

保全整備事業計画書（〇〇地区）

１．機能保全計画の策定

(1)対象施設一覧※1

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること。

※２：種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

※３：規模とは、貯水池は貯水量(千m^3)、頭首工は取水量（m^3／ｓ）、揚水機及び排水機は揚水量（m^3／ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3／ｓ）

※４：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

(2)施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数 延長	個所	個所	個所	個所	個所	個所 ｋｍ	個所	個所 ｋｍ

２．対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要

３．緊急対応の実施

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要

４．事業費

区　　分	事　業　費	備　　考
１．機能保全計画の策定	千円	
２．対策工事	千円	
３．緊急対応の実施	千円	
計	千円	

５．計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注１）実施方針（別記様式第２号）を添付すること。
注２）対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画等の概要（別記様式第８号）を添付すること。

別記様式第８号

機能保全計画の概要

<table>
<tr><td rowspan="6">１施設の概要</td><td>施設名称</td><td colspan="2">造成工期</td><td>受益面積</td><td>造成事業</td><td>施設管理者</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>着工</td><td>完成</td><td>ｈａ</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施設構造</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>施設規模</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業実施理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">２調査結果概要</td><td>予備調査結果概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>一般調査結果概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>詳細調査結果概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>診断結果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">３機能保全対策概要</td><td>対策工法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策時期</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策費用</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">４機能保全コスト</td><td>機能保全コスト</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>コスト削減効果※</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

※コスト削減効果については、従来の対応を採った時と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別記様式第９号

○○地区　事業計画の概要

地　区　名				局　　名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受　益　面　積			受益戸数	事 業 費	予 定 工 期	
	水　田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～	
現　況 （事業の必要性）	（対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。）						
対象施設概　要	名　称	主　要　諸　元		受益面積	基 本 事 業 計 画		
					造成工期	造成工事費	受益面積
	○○ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等		ha	年度 ～	千円	ha
	○○頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等					
	○○機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等					
	○○幹線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等					
施設整備計　画	（機能保全対策工事の規模、工法等について記載する。）						
事 業 費	種　目	数　量	金　額	備　考			
基本事業の概要	事業種別	地 区 名	受　益　面　積			事業費	工　期
			水　田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
	計画の概要						
対象施設の管理状況	施　設　名	管理費（最近１０ヵ年平均）			管理事業計画の概要		
		水管理費	整備補修費	計			
		千円	千円	千円	計画確定年月日 管理受託者 費用負担区分		

<table>
<tr><td rowspan="2">関連事業</td><td>事 業 名</td><td>工　期</td><td>受益面積</td><td>総事業費</td><td>前年度までの進捗率</td><td>本事業との関連性</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>法 手 続
予 定 表</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>図 面 等</td><td colspan="6">1　一般計画平面図（５万分の１地形図）
2　主要対策工事図面
3　基本事業概要図</td></tr>
</table>

（注）基本事業とは本事業による機能保全対策工事の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

別記様式第10号

事業計画概要書

第１章　目　　的

事業の目的を簡潔に記載する。

第２章　地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積、機能保全対策工事の対象となる施設の状況並びに機能保全対策工事の必要性について記載する。

第３章　施設整備計画

機能保全対策工事の内容について記載する。

第４章　費用の概算

総額のみ記載する。

第５章　効　　用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

第６章　他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

第７章　計画概要図

５万分の１地形図に記載する。

別記様式第 11 号

事業計画書

第１章　目　　的
第２章　地域及び地積
　第１節　地　域
　第２節　地　積
第３章　対象施設の状況
　第１節　用水施設
　　１　ダ　ム
　　２　頭首工
　　３　揚水機場
　　４　幹線用水路
　　５　その他かんがい施設
　第２節　排水施設
　　１　水　門
　　２　排水機場
　　３　幹線排水路
　　４　その他排水施設
　第３節　その他の施設
第４章　施設整備計画
　第１節　要　旨
　第２節　用水施設
　　１　ダ　ム
　　２　頭首工
　　３　揚水機場
　　４　幹線用水路
　　５　その他かんがい施設
　第３節　排水施設
　　１　水　門
　　２　排水機場
　　３　幹線排水路
　　４　その他排水施設
　第４節　その他の施設
第５章　工事の着手及び完了の予定時期
第６章　環境との調和への配慮
第７章　工事費の総額及び内訳
第８章　効　用
第９章　関連する事業
　　１　基本事業
　　２　維持管理事業
　　３　その他の関連事業
第 10 章　計画図面
　　１　現況平面図
　　２　計画平面図
　　３　主要工事図面

別記様式第 12 号

地域農業水利施設保全整備事業計画書（〇〇地区）

１．工期

２．機能保全計画の策定

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	実施年度

注１：種類とは、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

注２：規模とは、貯水量(千m^3)、頭首工は取水量（m^3/ｓ）、揚水機及び排水機は揚水量（m^3/ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3/ｓ）

注３：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

３．対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	実施年度

４．事業費

区　　分	事　　業　　費	備　　考
１．機能保全計画の策定	千円	
２．対策工事	千円	
計	千円	

５．計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注１）実施方針（別記様式第３号）を添付すること。

注２）対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画（別記様式第１号又は第４号）を添付すること。

別記様式第 13 号

農業農村基盤整備実施計画地区概要表

<table>
<tr><td>地 区 名</td><td colspan="2">○○第○地区(○○○○)</td><td>都道府県名</td><td>○○○県</td><td>計画主体</td><td>○○○県</td><td rowspan="5">計画構想</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="4">○○○県○○○○市○○○○町○○○○</td><td>調 査 費</td><td>24,000 千円</td></tr>
<tr><td>調査目的</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>地域の現況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">調査及び調査費</td><td colspan="2" rowspan="2">調 査 項 目</td><td rowspan="2">数 量</td><td colspan="4">調 査 費（千円）</td><td rowspan="4">概要図</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>国 費</td><td>県 費</td><td>市町村費他</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別記様式第 14 号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

事業実施主体の代表者

○○地区について、地域農業水利施設保全整備事業計画を変更したので、下記資料を添付して申請します。

記

地区名

1　事業計画書（変更）

2　機能保全計画（追加分）

※変更に係る項目については上段カッコ書きで変更前を記載する。

別記様式第15号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認書

番　　号
年　月　日

事業実施主体の代表者　殿

都道府県知事

令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で申請のあった下記地区について、事業計画の変更を承認する。

記

1　○○地区

別記様式第16号

農林水産省〇〇農政局長　　殿

（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事名

水田利活用実績報告書

別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。

別　紙

県　名	地　区　名	関係市町村名	工　期	受　益　面　積（ha）				水田の利活用	水田の利活用	備　　考
				田	畑	その他	計	計 画 面 積	実 績 面 積	
				(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	

別記様式第17号

令和〇〇年度　保全整備事業実績報告書

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

１．地区名　　〇〇地区

２．機能保全計画策定施設調書

（施設一覧※1）

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること

※２：種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

※３：規模とは、貯水池は貯水量(千m^3)、頭首工は取水量（m^3/ｓ）、揚水機及び排水機は揚水量（m^3/ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3/ｓ）

※４：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

（施設数計）

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						ｋｍ		ｋｍ

３．対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

４．緊急対応実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要	事業費

５．事業収支決算書

(1) 収入の部

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備　考
国庫補助金				
都道府県費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備　考
機能保全計画策定費				
対策工事費				
緊急対応費				
計				

別記様式第 18 号

地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書

番　　号
年　月　日

都道府県知事　　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
地方農政局長）　殿

事業実施主体の代表者
（都道府県知事）

下記のとおり事業を実施したので、報告します。

記

１．機能保全計画策定施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	備考

注１：種類とは、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

注２：規模とは、頭首工は取水量（m^3/ｓ）、揚水機及び排水機は揚水量（m^3/ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3/ｓ）

注３：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

２．対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

注４：都道府県知事の報告については、複数の地区をまとめて記載しても可

３．事後保全調書

事後保全調書

平成　○○　年度　　○○　　県

地区名	施設の所在地	施設の受益面積（ha）

〈対象施設の概要＞

施設名称（分類）	諸元（材種、寸法）	製造年	造成事業	施設管理者

＜事故の概要＞

事故の経緯（発見時期、事故の状況、影響、原因の推定）

施設位置図	施設状況写真

＜工事の概要＞

工　種	内　容	工事費（千円）
計		

＜負担区分内訳（千円）＞

国費	都道府県費	市町村費	受益者
６法指定地域等			
特記事項			

運用２（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第１　定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

１　農地所有適格法人等　農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第４項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）並びに３の（1）のウに定める生産基盤整備事業等の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者をいう。以下同じ。）をいう。

２　経営等農用地　所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第４条第３項第１号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（４に定める基幹ほ場３作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

３　担い手　次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第６条第１項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農の類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

(1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

認定農業者(農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア　専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる 16 歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ　その者が現に農業経営者として農業に従事している又は新規就農希望者（農業後継者を含む。）若しくは新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ　生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の１から３までの事業をいう。以下同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね 3.5 ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して

都道府県知事はあらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長。その他都府県にあっては地方農政局長）の意見を聴くものとする。

エ　事業実施地区について、第５の１により市町村が作成する農業農村活性化計画（以下「活性化計画」という。）の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

なお、活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の５年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア　農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ　主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場３作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ　活性化計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第４項に定める特定農業団体をいう。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織であることが確実と見込まれること。

ア　目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ　その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ｱ)　農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して５年を経過する日前であること。

(ｲ)　当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ｳ)　当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農

業所得額と同等以上の水準であること。

(ｴ)　当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ　その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担していること。

エ　その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

オ　市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業（農業経営基盤強化促進法第４条第３項第２号に規定する農用地利用改善事業をいう。）の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して５年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の３分の２以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稲については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、２分の１以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。)の場合

活性化計画の目標年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第２条第４項第１号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。（以下この別紙において「中心経営体」という。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

４　２の「基幹ほ場３作業」とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する３つの作業とし、畑作にあっては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する２つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

(1) 耕起

(2) 代かき

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

５　中山間地域等　以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

(1) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島

(2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された地域

(3) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された地域

(4) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された地域

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

(6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域

(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第３条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）

(8) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

第２　事業の内容

畑地帯総合整備型の内容は、次に掲げるものとする。

１　畑地帯総合整備型

(1) 令第 50 条第４項に規定する畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「畑地帯集積促進整備計画」という。）に基づき事業を実施する場合（以下「担い手育成対策」という。

ア　生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち１以上を実施するもの

イ　アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の２から４までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(2) 令 50 条第１項第 11 号に基づく、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」をいう。）により事業を実施する場合（以下「担い手支援対策」という。

ア　生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち１以上を実施するもの

イ　アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の２及び３の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

ウ　生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（以下「単独施設整備」という。）

エ　次に掲げる(ｱ)又は(ｲ)のいずれかを行う事業（以下「単独土層改良」という。）

(ｱ)　生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(6)、別表の区分の欄の２の事業の事業種類の欄の(1)に掲げる事業並びにこれを補完するための生産基盤整備事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業、同表の区分の欄の２の事業の事業種類の欄の(3)に掲げる事業、同表の区分の欄の３の事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業

(ｲ)　生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業

オ　別表の区分の欄の３の事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業のみを行う事業（以下「単独営農用水」という。

２　畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第２の１（1）に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

(2) 担い手支援対策

第２の１（2）に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

３　共通事項

(1) 埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財調査事業とは、別表の区分欄の１の（3）～（7）までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表の区分の欄の１の（1）及び（2）に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業

ア　農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区

内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ　農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ　農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ　用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ｱ) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(ｲ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ｳ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(ｴ) 営農施設の撤去又は移転であって、事業の効率が高められ、かつ、事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ　営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね３戸以上、かつ、末端の受益戸数が２戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(3) 農業経営高度化支援事業

ア　高度土地利用調整事業のうち指導事業（別表の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(1)のアの指導事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ｱ) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(ｲ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ｳ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(ｴ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

イ　指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ　高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業（別表の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(1)のイの調査・調整事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ｱ) 関係農家の意向調査活動

(ｲ) 土地利用調整活動

(ｳ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

(ｴ) 農業機械の利用再編に関する活動

(ｵ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する関する活動

(ｶ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(ｷ) その他農用地流動化に関係する調査・調整活動

エ　調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ　中心経営体農地集積促進事業（別表の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(2)の中心経営体農地集積促進事業をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、中心経営体への農用地の集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ　耕地利用高度化推進事業（別表の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(3)の耕地利用高度化推進事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ｱ) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(ｲ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ｳ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(ｴ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(ｵ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(ｶ) 転作後に必要な田面整地作業

(ｷ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ｸ) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

キ　耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

第３　事業実施主体

畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

１　畑地帯総合整備型の事業実施主体は、２から４までに定める場合を除き、都道

府県とする。

２　指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区とする。

３　調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

４　中心経営体農地集積促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

第４　採択要件

畑地帯総合整備型に係る要綱第２の２の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、次に定めるとおりとする。

１ 畑地帯総合整備型

（１）担い手育成対策

ア　受益面積の合計が 20 ヘクタール（北海道にあっては 100 ヘクタール、奄美群島にあっては 10 ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあっては、都道府県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手育成対策で実施することの妥当性について十分検討した結果、担い手育成対策で実施することがやむを得ないと判断したものについては、おおむね５ヘクタール以上の団地の合計が 10 ヘクタール以上であることとする（１の（2）のアにおいて同じ）。

イ　調査・調整事業を実施する場合にあっては、(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの要件を満たすこと

(ｱ)　①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

① 事業完了時に、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが見込まれること。

(a)　事業採択時 20％未満の場合にあっては、30％以上となること。

(b)　事業採択時 20％以上 50％未満の場合にあっては、10 パーセントポイント以上増加すること。

(c)　事業採択時 50％以上 55％未満の場合にあっては、60％以上となること。

(d)　事業採択時 55％以上 90％未満の場合にあっては、５パーセントポイント以上増加すること。

(e)　事業採択時 90％以上 95％未満の場合にあっては、95％以上となること。

(f)　事業採択時 95％以上の場合にあっては、これらの担い手への利用集積が図られていること。

② 事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

(a) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協

議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。

(b) 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること

(ｲ) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置付けた場合にあっては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。

ウ　中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が35%以上となること

（２）担い手支援対策

ア 受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上であること。

イ　単独施設整備を行う場合にあっては、(ｱ)に関わらず、次の全ての要件を満たすこと。

(ｱ) 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設を対象とするものであること。

(ｲ) 受益面積がおおむね30ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であって、かつ、総事業費が３千５百万円以上であること

(ｳ) 次に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確実と見込まれる地域（以下「畑作物の生産を振興すべき地域」という。）において行うものであること

① 野菜指定産地（野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第４条第１項の規定に基づき指定された地域）

② 果樹濃密生産団地（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第２条の３第３項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域）

③ 高能率生産団地（農業団地育成対策基本要綱（昭和47年5月29日付け47企第 187 号農林事務次官依命通知)に定める地域）であって畑作物が生産される地域

④ 寒冷地畑作振興地域（北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和34年法律第91号）第２条第１項の規定により指定された地域）

⑤ 気象、土壌その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 19 条第１項の規定により指定された地域）

⑥ 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和 29 年法律第182 号。以下「酪農肉用牛生産振興法」という。）第３条第１項の規定により指定された地域）であって畑作物が生産される地域

⑦ 活動火山周辺地域（活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第13 条第１項の規定により指定された避難施設緊急整備地域若しくはその周辺の地域）であって畑作物が生産される地域

⑧ 輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地としてかんきつ、りんご、ぶどう、

パインアップル、もも、トマト、甘しょ、ばれいしょ、飼料作物、らっかせい、豆類、さとうきび、麦類、てんさい、こんにゃく及びくわ（以下「特定畑作物」という。）のいずれかの作物を作付しており、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域

(a) 事業実施地区に係る町村合併促進法（昭和 28 年法律第 258 号）施行以前の市町村の畑面積に対する特定畑作物の作付け面積の割合が 30 パーセント以上又は特定畑作物の作付面積がおおむね 300 ヘクタール以上であること

(b) 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が 50 パーセント以上であること

ウ　単独土層改良を行う場合にあっては、アにかかわらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画（以下「不良土層関連保全計画」という。）に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次の全ての要件を満たすこと。

(ｱ)　受益面積がおおむね 30 ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上であること。

(ｲ)　畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。

(ｳ)　以下のいずれかに該当する地域で実施すること。

① 泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マージ等の不良土層地帯

② 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）第２条第１項の規定に基づき指定された地域

③ 特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域

(ｴ)　営農上一定のまとまりを有する地域であって、かつ、農道、農業用用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。

(ｵ)　作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね５割以上を占めること。

(ｶ)　(ｵ)の不良土層の基準は、旧土壌保全対策要綱（昭和 46 年７月９日付け 46 農政第 2915 号農林事務次官依命通知）に基づく地力保全基本調査（以下「地力調査」という。）における土壌生産力可能性等級のⅢ又はⅣ等級に相当するものに該当すること。なお、不良土層の分布状況の把握に当たっては、地力調査等土壌の性質に関する調査の結果を活用するものとし、このような調査が行われていない場合及び特に調査を必要とする場合にあっては、地力調査に準じて新たに土壌の調査を実施するものとする。

エ　単独営農用水を行う場合にあっては、受益農家が７戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第２条の３第１項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が 150 ヘクタール以上のものであって、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

(ｱ) 受益農家が酪農経営農家である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第２条の４第１項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。

(ｲ) 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第２条の４第１項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。

２ 畑地帯総合整備中山間地域型

（１）担い手育成対策

受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。ただし、事業の申請時に担い手が１戸以上あること。また、樹園地にあっては、都道府県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手育成対策で実施することの妥当性について十分検討した結果、担い手育成対策で実施することがやむを得ないと判断したものについては、おおむね５ヘクタール以上の団地の合計が 10 ヘクタール以上であることとする（２の (2) において同じ）。

その他の要件については、第４の１ (1) に準ずるものとする。

（２）担い手支援対策

受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール以上であること。

その他の要件については、第４の１ (2) に準ずるものとする。

第５　計画の作成

畑地帯総合整備型の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。

１　畑地帯総合整備型

（１）担い手育成対策

都道府県知事は、担い手育成対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイの活性化計画の提出を受けた上で、畑地帯集積促進整備計画を作成するものとする。

ア 畑地帯集積促進整備計画

(ｱ) 令第 50 条第４項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

① 計画区域の現況を明らかにするとともに、その地域における担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。

② 事業の実施により、借地等を活用した担い手による連担的ほ場の形成等に向け、将来担い手の育成を図るため農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかなものであること。

(ｲ) 畑地帯集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

①　農業構造改善目標

② 担い手等の見通し
③ 農地の流動化計画
④ 土地利用計画
⑤ 農業生産基盤整備計画

(ｳ) 畑地帯集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2492 号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする

イ 活性化計画

(ｱ) 活性化計画は、市町村基本構想に基づき、市町村が策定するものとする。

(ｲ) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1 から数集落を対象とする。

(ｳ) 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度における農業就業人口、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標等について定める。

② 農地の流動化計画

①に基づき、所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

③ 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、良好な生産集落環境の施設等の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を策定する。

④ 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化・生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について策定する。

⑤ 推進体制整備計画

担い手に農地の利用集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を策定する。

⑥ 農業生産基盤及び生産・集落環境の整備目標

農業生産基盤整備、営農環境整備等の整備目標を策定する。

⑦ その他必要な事項

⑧ 市町村は、活性化計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他農業団体等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする

(ｴ) 市町村は、活性化計画を策定するに当たっては、必要に応じて次に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

① 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の

代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する

② 集落懇談会の開催

③ その他必要な活動

ウ 農業経営高度化計画

農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は、別記様式第１号により農業経営高度化計画を作成するものとする。

（２）担い手支援対策

都道府県知事は、担い手支援対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイに定める畑地帯営農促進基本計画（以下「基本計画」という。）を受けた上で、高度化整備計画を作成するものとする。ただし、単独営農用水を行う場合にあっては、この限りではない。

ア　高度化整備計画

(ｱ)　令第 50 条第１項第 11 号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

① 計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手の見通し、当該区域における農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備等が明らかであること。

② 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が 10 パーセント以上である地域において定められる計画であること。

③ 受益面積のうち３戸以上が担い手であること（ただし、農業経営基盤強化促進法第 12 条の規定に基づく市町村の認定を受けた農地所有適格法人等生産者組織にあっては、１経営体以上とする。）。

④ 事業の実施地区に占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること。

(ｲ) 高度化整備計画の作成に当たっては、基本計画と整合を図るものとする。

(ｳ) 高度化整備計画の様式は、別記様式第２号のとおりとする。

イ　基本計画

(ｱ) 基本計画は、市町村基本構想に基づき市町村が策定するものとする。

(ｲ) 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 農業構造の目標

② 土地利用計画

③ 農業生産基盤の整備目標

④ 基盤整備等事業計画

⑤ 推進体制

⑥ その他必要な事項

(ｳ) 市町村は、基本計画の策定に当たり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

(ｴ) 基本計画の様式は、別記様式第３号によるものとする。

ウ　市町村は、担い手支援対策において、単独土層改良を行うときは、次に定める

要件を満たす不良土層関連保全計画（以下「保全計画」という。）を作成するものとする。

(ｱ) 不良土層関連保全計画においては、地域の営農の状況、農業生産基盤の整備の状況、土層構造の状況、有機資材等の地域資源需給状況等を踏まえ、高生産性畑作農業を展開するために必要な輪作体系の確立や新規作物導入等のための作付計画、地域資源の需給計画、中長期的に良好な土層構造を持続するための管理計画及び土層改良の基本方向並びにこのために必要な推進・支援体制等を地域の実情に応じて定めるものとする。

(ｲ) 市町村は、不良土層関連保全計画の策定に当たり、必要に応じて、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、畜産団体、農業試験研究機関その他関係団体の意見を聴くものとし、計画区域内に存する農業者以外の者も含めた合意形成及び推進・支援体制づくりが確実となるよう努めるものとする。

(ｳ) 不良土層関連保全計画の様式は、別記様式第４号によるものとする。

エ　単独施設整備､単独土層改良及び単独営農用水に係る事業計画概要書の様式は、別記様式第５号によるものとする。

２　畑地帯総合整備中山間地域型

（１）担い手育成対策

第５の１（１）に準ずるものとする。

（２）担い手支援対策

第５の１（２）に準ずるものとする。

３　共通事項

(1) 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表の区分の欄の２の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア　高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

(ｱ) 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

(ｲ) 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

(ｳ) 農作物の加工を通じた地域特産物の開発

(ｴ) その他適当と認められる手法

イ　高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ｱ) 農業振興の構想

①　農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

(ｲ) 高付加価値農業形成計画

① 高付加価値農業に関する営農計画

② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

③ 農用地の権利移動状況

④ 各種計画との調整

(2) 営農環境整備事業にあっては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。なお、計画を定める場合に当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続き及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。オの事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあっては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

第６ 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

１ 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）において、第５の１の（1）のイに定める活性化計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては、農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

２ 都道府県知事は、畑地帯総合整備事業（担い手支援対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手支援対策）（単独土層改良及び単独営農用水を除く。）において、以下に掲げるいずれかの理由により第５の１の（2）のイに定める基本計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

ア 担い手の追加

イ 担い手の交代

ウ 担い手の除外

(2) 事業計画の変更

(3) 目標年度の変更

(4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画に変更が生じた場合

第７　事業の達成状況報告

畑地帯総合整備型に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

１　都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の３月末日までに、別記様式第６号により行うものとする。

２　都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の９月末日までに、別記様式第７号により地方農政局長等に報告するものとする。

第８　助成

１　別紙２別記の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

(1) 農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

２　別紙２別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。

３　指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

４　調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

５　調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

(1) 60 ヘクタール未満の場合にあっては、1,500 千円

(2) 60 ヘクタール以上 200 ヘクタール未満の場合にあっては、2,000 千円

(3) 200 ヘクタール以上の場合にあっては、4,000 千円

６　中心経営体農地集積促進事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度の翌々年度までにおいて行うものとする。

７　中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

(1) 中心経営体集積率が 35%以上 45%未満の場合にあっては 0.035
(2) 中心経営体集積率が 45%以上 55%未満の場合にあっては 0.045
(3) 中心経営体集積率が 55%以上 65%未満の場合にあっては 0.055
(4) 中心経営体集積率が 65%以上 75%未満の場合にあっては 0.065
(5) 中心経営体集積率が 75%以上にあっては 0.075

8　耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の２％に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

第９　その他

1　別表の区分１から４までのうち生産基盤整備事業以外の事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

2　第８の７及び８の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

3　令和２年度以前に採択された地区で令和３年度以降も実施する地区のうち、「畑地帯総合整備中山間地域型」の要件に合致する地区については、「畑地帯総合整備中山間地域型」として第５に定める計画の提出が行われたものとみなす。

4　別表の区分１の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

5　４に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は４の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表

区　　分	事業種類	事　業　内　容	備　　考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用用排水施設整備事業	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更	
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更	
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等	
	(4) 暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破砕工	
	(5) 区画整理事業	農用地等の区画形質の変更	
	(6) 除礫	除礫	
	(7) 農用地造成	農用地の造成	
	(8) 農地保全	農用地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業	土壌改良資材の投入等	
	(2) 高付加価値農業施設移転等事業	事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業	
	(3) 交換分合	農用地等の交換分合	
	(4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置等	
	(5) 埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備	
	(2) 農業集落排水施設整備事業	農業用用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備	

	(3) 農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備	
	(4) 農業集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備	
	(5) 用地整備事業	区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備	
	(6) 環境整備事業	親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	
	(7) 生態系保全空間整備事業	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備	
	(8) 営農用水施設	農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの	
	(9) 農作業準備休憩施設	農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備	
	(10) 地域資源利活用基盤	地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	
	(2) 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体への農用地の集積に向けた促進支援	

	(3) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査	
5　特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別記様式第１号

農業経営高度化計画

１．生産基盤整備事業等の概要

都道府県名	市町村名	土地改良区名	地区名	事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積(ha)	総事業費（百万円）

２．高度化支援事業の概要

（１）全体計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注２：計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

注３：国営かん排事業（農地集積促進型）にあっては、「総事業費」は、①農業用水の再編に伴い、施設規模の変更を行うもの、又は②末端施設まで一貫してパイプライン化等が可能となるものに係る事業費について記入する。

（２）中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積(ha) A	中心経営体の利用集積面積(ha) B=C+D+E	中心経営体の所有面積(ha) C	中心経営体の使用収益権面積(ha) D	中心経営体の基幹３作業受託面積(ha) E	中心経営体の集約化面積(ha) F	中心経営体集積率(%) B/A	中心経営体利用集積面積に占める集約化率(%) F/B	助成割合(%)
事業実施前（○年度）									
生産基盤整備事業等完了時（○年度）									
要件達成確認時（○年度）									
目標年度（○年度）									

別記様式第２号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

都道府県名	地区名	所在地	受益戸数

経営体数及び経営規模								
区分	個人経営体		団体経営体（法人）		団体経営体（非法人）		計	
	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模
現況								
計画								

地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考
面積（農用地区域外）	ha	ha	ha	ha	ha	

地域農業の概況	

担い手の見通し					
	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	その他（経営受託）	計
現況					
計画					

地域指定等	

担い手シェアの見通し						
	担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア
現況						
計画						

農業経営改善の目標	
基本方針	
基本構想	

農業生産基盤整備計画	
基盤整備の方向	

営農類型	経営規模目標	農家数の目標	その他	営農類型	経営規模目標	農家数の目標	その他

事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算総事業費	主要工事概要	予定負担率 市町村	予定負担率 農家	予定工期

項目＼作物名			現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	試算条件
10a当たり	収量（kg）												
	労働時間（時間）												
	費用（(円)）												

推進体制	
備考	

別記様式第３号

県	地区
作成年月	

畑地帯営農促進基本計画書

○　○　地区

令和　年　月　日

○○県○○市町村

＜目　次＞

１　畑地帯 営農促進基本計画総括表

２　農業構造の目標

(1) 経営改善の基本方針

(2) 担い手等の見通し（目標年度における農業就業人口）

(3) 担い手農家の概要

(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）

(6) コスト低減目標

３　土地利用計画

(1) 土地利用構想

(2) 土地利用計画

４　農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

(2) 基盤整備の概要

① 農業用用排水施設

② 農道

③ 区画整理

(3) 土地改良施設の管理計画

５　基盤整備等事業計画

(1) 基盤整備事業

(2) 関連事業

６　推進体制

７　その他必要な事項

1　畑地帯営農促進基本計画総括表

都道府県名	地区名	所在地	受益戸数

地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考
面積(農用地区域外)	ha	ha	ha	ha	ha	

地勢及び社会経済条件	

農地の整備状況	

	農業経営改善目標
基本方針	
基本構想	

営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他

経営体数及び経営規模

区分	個人経営体		団体経営体（法人）		団体経営体（非法人）		計	
	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模
現況								
計画								

担い手の見通し

	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	その他(経営受託)	計
現況					
計画					

担い手シェアの見通し

	担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア
現況						
計画						

農業生産基盤整備計画

その他必要事項

土地利用計画図

○○県○○地区

（位　置　図）

凡　例			
担い手の農用地			黒
区分	農用地	水　田	赤
		畑	黄
		飼料畑	黄緑
		樹園地	茶
	農地転用区域		青
	非農用地区域		緑

注１：３土地利用計画に従って区分する。

注２：計画内容が分かる適当な縮尺とし、Ａ４版折り込みとする。

２　農業構造の目標

(1) 経営改善の基本方針

（農業の現状と課題を示し、これに対応した経営改善のための具体的な方針を示す。）

(2) 担い手等の見通し（目標年度における経営体数）

① 経営体数及び経営規模

区　分	個人経営体		団体経営体（法人）		団体経営体（非法人）		計	
	経営体数	標　準 経営規模	経営体数	標　準 経営規模	経営体数	標　準 経営規模	経営体数	標　準 経営規模
現　在 (H年)	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体
計　画 (H年)								

注１：上段（　）は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

注２：計画は、事業完了後について記載する。

注３：計画欄［　］は、生産組織数で外数。

② 担い手の見通し

区　分	担い手農家数	農地所有適格法人数	生産組織数	その他（経営受託）	計
現　在 (H年)					
計　画 (H年)					

注：担い手農家及び生産組織等の現在数についても要件に合致するものについて記入する。

③ 地区に占める担い手のシェア見通し

区　分	担い手農家数	受益農家数	シェア	担い手経営面積	受益面積	シェア
現　在 （Ｈ年）						
計　　画 （Ｈ年）						

(3) 担い手農家の概要

整理番号	担い手農家名	年　齢	後継者の有無	営　農　の　目　標		備　考
				現　況	目　標	

注：営農の目標は、営農類型ごとの経営等農用地面積（基幹２作業等の受託作業を含む面積で所有、権利（利用権を含む）設定、受託面積の合計面積）又は主たる従事者一人当たり年間労働時間を記載する。

(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所有適格法人及び生産組織等名（組織ごとに整理）	設置年月日（予定を含む）	対象作物名	参加経営体数（経営体）		常時従事者数（人）		オペレータ数（人）		経営等農用地面積規模(ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）

営　農　類　型	経営規模の目標	経営体数の目標	そ　の　他

(6) コスト低減目標

① 都道府県における農作物生産向上指針

項目 ＼ 作物名										試算条件
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
10a当たり	収量 (kg)									①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考)県平均労働時間費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考)一次資材費									
単位収量当たり費用合計 (円)										

② 当該市町村の農作物生産向上指針

項目 ＼ 作物名										試算条件
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
10a当たり	収量 (kg)									①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考)県平均労働時間費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考)一次資材費									
単位収量当たり費用合計 (円)										

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

換地工区	地区面積	土地利用の区分								担い手等					農業生産集積率 (C)=(B)/(A)
		受益地					非農用地	その他	計	農家	農地所有適格法人	生産組織	その他	計	
		畑	飼料畑	樹園地	施設	小計									

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

農作業主体 ＼ 権利の種類	担い手等								合計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		その他			
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
自己所有地	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

4　農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

（農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等をふまえ農業用用排水施設、農道、畑の区画規模等について整備方針を示す。）

(2) 基盤整備の概要

① 農業用用排水施設

項　　目	現　　況	計　　画
幹線用水路 幹線排水路 支線用水路 支線排水路 水路総延長 うち改良済み		

② 農　道

項　　目	現　　況	計　　画
幹線道路 幹線道路 支線道路 支線道路 道路総延長 うち改良済み		

③ 区画整理

項　　目		現　　況		計　　画	
		面　積	比　率	面　積	比　率
畑	総　面　積				
	整　備　済				
水田	総　面　積				
	整　備　済				

(3) 土地改良施設等の管理計画

① 農業水利費に関する事項

内　容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ①－(②＋③)	備　考
計					

② 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

③ その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

5　基盤整備等事業計画

（1）基盤整備事業

導入事業名	主要工事概要	予　定　工　期		事業主体	受益面積	概算総事業費	予定負担率	
		導入年度	完了年度				市町村	農　家

（2）関連事業

導入事業名	事業の内容	予　定　工　期		畑地帯総合整備事業（担い手支援型）との関連（生産基盤整備による経営の合理化）	備　考
		導入年度	完了年度		

例１：農業農村活性化農業構造改善事業

例２：新農業構造改善事業

例３：集合的利用権等調整事業

例４：その他

6　推進体制

（事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成。）

7　その他必要な事項

別記様式第４号

不良土層関連保全計画書

都道府県名		(ﾌﾘｶﾞﾅ) 地区名			所　在　地		
地　　目	水　田	普通畑	牧草畑	樹園地	採草放牧地	その他	合　計
面 積(ha) (農用地外)							

計画区域の農業状況	

現況									
土層の状況	土壌統（区）名	面積(ha)	阻害要因			改良済み及び不要面積(ha)	要改良面積(ha)	改良対策
			級位	要因	内容			
	合　計							
基盤整備状況	事業名	年次	事業量	事　業　内　容				
地域指定	名　称							
	指定年							

基本構想								
整備の基本方向								
作付計画	表裏	作物名	作付面積(ha)		作付率(%)		輪　作　体　系	
			現況	計画	現況	計画		
地域資源需給計画	年間需要量　(t)				年間供給量（t）			備考
	作物名	面積	10a 当たり	投入量	施設名	管理団体	供給量	
	計				計			
土層管理計画								
推進・支援体制								
備考								

別記様式第５号

畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）単独整備　事業計画概要書

都道府県名		事業実施主体		地区名		受益面積		所在地	
事業種類	単独施設整備、単独土層改良、単独営農用水のいずれかを記載。								
地域の概況及び現状	整備の対象となる施設の状況並びに整備の必要性について記載する。								
目的	事業の目的を簡潔に記載する								
整備計画	整備の内容について記載する。								

対象施設概要※	名称	主要諸元	受益面積	基本事業計画		
				造成事業	造成工期	造成工事費
	畑かん施設	構造（形式）、規模（延長）、数量等	ha		年　度 ～	千円
	○○機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等				
	○○幹線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等				
	○○ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等				
	○○頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等				
	営農用水施設	構造（形式）、流量、流速、附帯工、規模、数量等				

施設整備計画※	施設名	整備内容（整備の規模、工法等について記載する。）	事業費（千円）	予定工期（○年度～○年度）
	畑かん施設			
	○○機場			
	○○幹線水路			
	○○ダム			
	○○頭首工			
	営農用水施設			

効用	事業の施行によって生ずる効果について記述する。
図面等	１一般計画平面図（５万分の１地形図） ２ 主要対策工事図面 ３基本事業概要図

※単独土層改良の場合は以下について記載。

1　現　況

(1) 地形及び土壌

① 地　形

地　目	水　田						畑・その他							受益地標高		備　考
傾　斜 区　分	1/1,000 以 下	1/1,000 ～ 1/500	1/500～ 1/300	1/300～ 1/100	1/100 以 上	計	3° 以 下	3° ～8 °	8° ～ 10°	10° ～ 15°	15° ～ 20°	20° 以上	計	最 高	最 低	平均傾斜
面積(ha)														m	m	
比率(%)																

② 土　壌

ア．畑　地

項　目		土壌断面							堆積 様式	母材	乾湿	面積(ha)		地目	土壌柱状図 (粘土含有 量記入)	要改良 対　策
土　壌 統(区)名	同左 番号	土色	腐植	礫	酸　化 沈積物	土　性 表層	土　性 下層	泥岩層 黒泥層 ｸﾞﾗｲ層				現況	計画			
				(地表下m)				(地表下m)			透水性					

イ．水　田

項　目		土壌断面				乾　湿 (地下水位)	計　画 地　目	面　積 (ha)	土壌柱状図 (粘土含有量記入)	要改良 対　策
土　壌 統(区)名	同左 番号	泥岩層 黒泥層 ｸﾞﾗｲ層	土　性 表層	土　性 下層	礫層					

2．土層改良計画

(1) 客　土

土壌区分		土　性		作 土 深		作土の粘土含有		改良 目的	改良 目標	ha 当たり 客土量	面積	総客 土量	運搬 方法	平　均 運搬距離	備　考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	現況	計画								
				(cm)	(cm)	(%)	(%)			(m^3)	(ha)	(m^3)		(km)	<投入量算出根拠>

(2) 混層耕

土壌区分		土　性		作 土 深		ち 密 度		改良目的	面　積	工法	使用機械	施工深	土壌改 良資材	備　考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	表層	下層							
				(cm)	(cm)				(ha)			(cm)		

(3) 除　礫

土壌区分		作 土 深		礫含有率	除　礫 施工深	面積	(除礫効率) 除礫量	(土砂付着率) 土砂付着量	計　画 作土深	(計画礫含有率) 残 礫 量	使用機械	排　礫 運搬距離	備　考
土壌統(区)名	番号	現況	計画										
		(cm)	(cm)	(%)	(cm)	(ha)	(　%) (m_3)	(　%) (m_3)	(cm)	(　%) (m_3)		(km)	

(4) 心土耕

土壌区分		土　性		ち 密 度		作 土 深		改良目的	面積	使用機械	施工深	疏水材	土壌改 良資材	備　考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	表層	下層	現況	計画							
						(cm)	(cm)		(ha)		(ha)			

(5) 心土破砕

土壌区分		作土深		ち密度	改良深	面積	使用機械	破砕間隔	備考
土壌統(区)名	番号	現況	計画						
					(m)	(ha)		(m)	

(6) 土壌改良

石灰質資材						りん酸質資材					有機質資材					備考
区分	現況pH	計画pH	面積	ha当たり投入量	総投入量	区分	燐酸吸収係数	面積	ha当たり投入量	総投入量	区分	腐植含有率	面積	ha当たり投入量	総投入量	
			(ha)	(t)	(t)			(ha)	(t)	(t)		(%)	(ha)	(t)	(t)	

3．暗渠排水計画

土壌区分		面積	吸水渠						集水渠				地下水位		単位排水量	集水渠出口以下の排水施設		備考
土壌統(区)名	番号		深さ	間隔	勾配	管種	管径	被覆材	延長	勾配	管種	管径	現況	計画		名称	構造	
		(ha)	(m)	(m)			(mm)		(m)			(mm)	(m)	(m)	(m^3/s)			単位排水量の決定

4．農地保全計画

(1) 侵食状況

地目	条件傾斜等	土性土質	面積(ha)	層状侵食					ガリー侵食		
				0 0	0～25% 1	25～50% 2	50%以上 3	小計	中程度のもの 4	大きなもの 5	小計

(2) 排水路

① 排水諸元

区分	計画基準雨量		流出率	排水量計算方式	単位排水量 ($m^3/s/km^2$)
	雨量	確率			
	(mm)	(%)	(%)		

② 対策

路線名	区間	延長(m)	流域番号	集水面積(ha)					計画洪水量 (m^3/s)	勾配	水利特性				断面			構造・材料形状	主要構造物
				田	畑	山林原野	宅地	計			流速(m/s	水深(m)	余裕高(m)	Fr数	底幅(m)	上幅(m)	壁高(m)		

(3) 防風林

項　目 区　分	幅(m)	延　長(m)	面　積 (ha)	樹　種	植栽本数 (本)	備　考

(4) 侵食防止工

項　目 名　称	構　造	数　量	備　考

5．堆肥盤の整備

(1) 経営の目標

現況営農体系	計画営農体系	現 況 施 設	施設の必要性	肥培管理方法	堆　肥　の　必　要　性				
					対象作物	面積	ha当り散布量	原材料の手当	備考

(2) 施　　設

均　等	対象面積	規模決定根拠	規　模	構　造	施設の利用・管理方法	備　考

6．農業集落環境管理施設

施設の種類・名称	施設の目的・内容・数量	規模・数量・構造等決定根拠	管理者及び管理方法	備　考

別記様式第６号

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長）

都道府県知事名

畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い手育成対策）達成状況報告書

畑地帯総合整備型に係る別紙２の第７の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注１：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

２　生産基盤整備事業等の達成状況

（１）担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹３作業 受託面積 (ha) E	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計画	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
〇〇年度 まで						

上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：活性化計画目標年度

（２）担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担　い　手　区　分																	
	農業者				農地所有適格法人				生産組織		特定農業団体		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
			うち認定農業者				うち認定農業者											
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注１：担い手の区分欄については、運用２の第１の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（３）担い手育成の実績

区　　分	農業者（人）	うち認定農業者	農地所有適格法人（法人）	うち認定農業者	生産組織（組織）	特定農業団体等（団体）	その他法人	今後育成すべき農業者（人等）
計画時								
目　　標								
実績（○○年度まで）								

３　担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法							
					農業者		農地所有適格法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者
						うち認定農業者		うち認定農業者				
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35						
小 計		5.01			5.01	5.01						
計												

注１：一覧表は担い手別に整理する。

注２：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場３作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はＡ等と表記する。

別記様式第７号

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事名

農業農村活性化計画達成状況報告書

畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）に係る別紙２の第７の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　事業実施状況

（１）生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名及び土地改良区名	総事業費（百万円）	受益面積（ha）	着工年度	完了年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注１：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

（２）高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注：１高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注：２「事業名」は、別表の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名を記入する。

注：３「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

２　事業達成状況

（１）農地利用集積の実績

ア　担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積(ha) C	担い手の使用収益権面積(ha) D	担い手の基幹３作業受託面積(ha) E	農用地面積に占める担い手の利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計画	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
○○年度まで						

上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：活性化計画目標年度

イ　中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の所有面積 (ha) C	中心経営体の使用収益権面積 (ha) D	中心経営体の基幹３作業受託面積 (ha) E	中心経営体の集約化面積(ha) F	中心経営体集積率 (%) B/A	中心経営体利用集積面積に占める集約化率（%） F/B	助成割合 (%)
事業実施前									
計画	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	
○○年度まで									

上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：活性化計画目標年度

ウ　農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。

平成○○年度

工事工程計画

事業名		
地区名		
工期		
市町村		
事業主体名		
受益面積		
総事業（千円）		
補助率		
中心経営帯集積率（%）		
助成割合（限度額）		
交付限度額（事業費）		
面工事面積	全体面積	
	うち夏期施工面積	

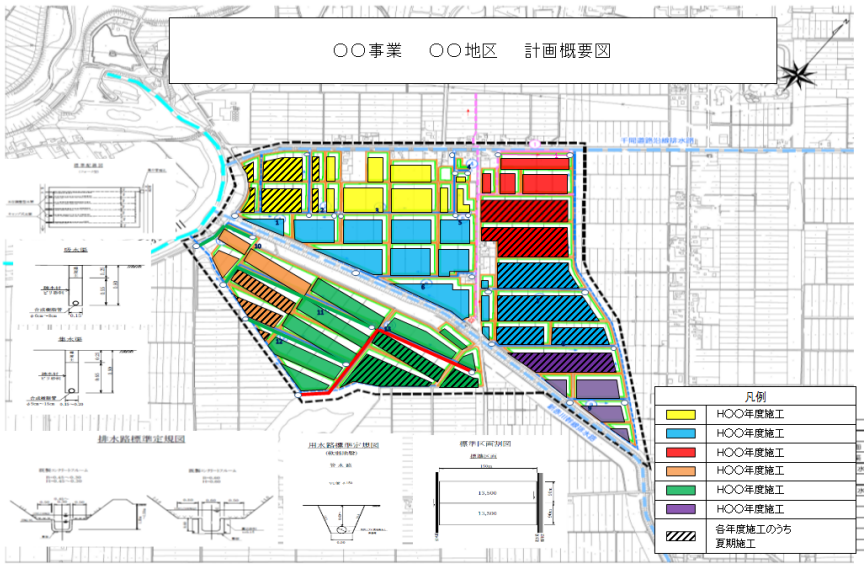

全体事業計画及び実績

対象工事		H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	H○○	合計
面工事面積（ha）	計画															
	実施															
うち夏期施工面積（ha）	計画															
	実施															
交付対象面積（ha）																
交付単価（千円／10a）																
交付金額（千円）																
うち国費（千円）																
地元負担（千円）																

（２）担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担　い　手　区　分																	
	農業者				農地所有適格法人				生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
			うち認定農業者				うち認定農業者											
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注１：担い手の区分欄については、運用２の第１の３の規定に基づいて記載するものとする。

注２：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

（３）担い手育成の実績

区　　分	農業者（人）	うち認定農業者	農地所有適格法人（法人）	うち認定農業者	生産組織（組織）	特定農業団体等（団体）	その他法人	今後育成すべき農業者（人等）
計画時								
目　　標								
実績（○○年度まで）								

運用３　（農業水利施設保全合理化事業）

第１　定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、運用２の第１に掲げる内容に準ずるものとする。ただし、運用２の第１の１の「特定農業法人」は３の（1）のウに定める農業水利施設等整備事業の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者を含めることとし、「活性化計画」は「施設整備計画」と読み替えるものとする。

１　農地所有適格法人等

２　経営等農用地

３　担い手

４　基幹ほ場３作業

第２　事業の内容

農業水施設保全合理化事業の内容は、次に掲げるものとする。

１　農業水利施設等整備事業

農業用用排水施設の整備等を行う事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 別表の区分の欄の１の事業種類の欄の(1)に掲げる事業に該当するもの。

(2) (1)と別表の区分の欄の１の事業種類の欄の(2)、(3)又は(4)に掲げる事業を併せて一体的に実施するもの。

２　農地集積促進事業

別表の区分の欄の２の事業種類の欄に掲げる以下の事業（１の(1)又は１の(2)の事業と関連して行うものに限る）を実施するもの。

(1) 高度土地利用調整事業（別表の区分の欄の２の事業種類の欄の(1)の事業をいう。以下同じ。）

ア　別表の区分の欄の２の事業種類の欄の(1)のアに掲げる事業（以下「指導事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

(ｱ) 農地集積促進事業の啓発普及

(ｲ) 農地集積促進事業の実施状況の確認及び報告

(ｳ) 農地集積促進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(ｴ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行う調査・調整事業（別表の区分の欄の２の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）又は市町村が行う中心経営体農地集積促進事業(別表の区分の欄の２の事業種類の欄の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）若しくは耕地利用高度化推進事業（別表の区分の欄の２の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

イ　別表の区分の欄の２の事業種類の欄の(1)のアに掲げる事業(以下「指導事業」という。）指導事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の前々年度から第６の１の農用地利用集積促進用排水施設整備計画（以下この別紙において「集積施設整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ただし、農業水利施設等整備事業の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ　調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(ｱ) 関係農家の意向調査活動

(ｲ) 土地利用調整活動

(ｳ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

(ｴ) 農業機械の利用再編に関する活動

(ｵ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(ｶ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(ｷ) その他農用地流動化に関係する調査・調整活動

エ　調査・調整事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の前々年度から集積施設整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(2) 中心経営体農地集積促進事業は、中心経営体への農用地の集積の促進に資するものになるよう配慮するものとする。

(3) 耕地利用高度化推進事業

ア　耕地利用高度化推進事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(ｱ) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(ｲ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ｳ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(ｴ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(ｵ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(ｶ) 転作後に必要な田面整地作業

(ｷ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

イ　耕地利用高度化推進事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の翌年度から集積施設整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

３　水利用再編促進事業

別表の区分の欄の３に掲げる以下の事業を実施するもの

(1) 水利用調整事業（別表の区分の欄の３の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水を示すものとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。なお、次に掲げる(ｲ)及び(ｳ)にあっては、(ｱ)と併せて一体的に実施するものとする。

ア　用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備

(ｱ) 用水の需要調査

(ｲ) 試験通水等による協議、操作管理等調整

(ｳ) 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備

(ｴ) 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備

イ　農業用用排水路等の水質浄化を図る施設整備

(ｱ) 浄化水路整備

(ｲ) 曝気施設等の浄化施設整備

ウ　用水の利活用に必要な施設整備

(ｱ) 環境との調和に配慮した水路整備

(ｲ) 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備

(ｳ) その他用水の利活用に必要な施設整備

(2) 水利用高度化推進事業（別表の区分の欄の３の事業種類の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア　地域用水機能増進計画の策定

地域用水機能増進計画は、次に掲げる事項について別記様式第６号により作成するものとする。

(ｱ) 地域の概要

(ｲ) 地域用水機能を増進させるための配水計画、維持管理計画

(ｳ) 関係機関との連絡調整や啓蒙普及活動等の内容を定めた地域用水機能増進支援体制整備計画

(ｴ) 地域用水機能増進支援活動計画

イ　地域用水機能増進支援活動

事業内容は、地域用水対策協議会の運営、地域用水機能増進情報整備、関係機関との連絡調整、事業推進活動等とする。

ウ　地域用水機能増進活動

事業内容は、地域用水機能の増進のために行う配水操作、維持管理、水質管理等とする。

エ　ウを補完する施設等の改修整備

事業内容は、チェックゲートの設置、農業用用排水施設の補修その他地域用水機能の増進に必要な施設等の改修整備とする。

(3) 施設計画策定事業（別表の区分の欄の３の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア　実施計画策定

農業用用排水施設､農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

イ　水管理方法の技術的検討

ウ　農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び、魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成

エ　その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等

(4) 管理省力化施設整備事業（別表の区分の欄の３の事業種類の(4)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用用排水施設に附帯する施設の整備

(5) 機能保全計画策定事業（別表の区分の欄の３の事業種類の(5)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア　農業用用排水施設等に関する機能保全計画を策定する（機能保全計画の策定に

必要な当該施設の機能診断を含む。）。機能保全計画は次に掲げる事項について別記様式第９号により作成するものとする。

(ｱ) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

(ｲ) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

(ｳ) 劣化原因究明のための構造物の監視

(ｴ) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

イ　事業実施主体が都道府県である場合は、策定された機能保全計画内容に関する情報の集約の推進を図るとともに、当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系下にある施設に係るものについては、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。）に情報提供を行うものとする。

第３　事業実施主体

農業水利施設保全合理化事業の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

１　農業水利施設等整備事業の事業実施主体は、２から５に定める場合を除き、都道府県とする。

２　指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区とする。

３　調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

４　中心経営体農地集積促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

５　水利用再編促進事業の事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区、その他都道府県知事が適当と認める者とする。

第４　事業の実施要件

農業水利施設保全合理化事業に係る要綱第２の２の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、実施要綱に基づき平成30年度以前に採択され事業に着手していることとする。

第５　計画の作成

農業水利施設保全合理化事業に係る別紙２の第５の別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

１　農業水利施設等整備事業及び農地集積促進事業

都道府県知事は、事業を実施しようとするときは、別記様式第１号により集積施設整備計画を作成するものとする。

２　水利用再編促進事業

(1) 事業実施主体は、水利用調整事業を実施しようとするときは、水利用調整事業計画及び事業計画概要書を作成するものとする。水利用調整事業計画は別記様式第２

号、事業計画概要書は別記様式第３号によるものとする。

(2) 事業実施主体は、水利用高度化推進事業を実施しようとするときは、水利用高度化推進事業計画及び地域用水機能増進基本計画を作成するものとする。水利用高度化推進事業計画は別記様式第４号、地域用水機能増進基本計画は別記様式第５号によるものとする。

(3) 事業実施主体は、施設計画策定事業を実施しようとするときは、施設計画策定事業計画を作成するものとする。施設計画策定事業計画は別記様式第７号によるものとする。

(4) 事業実施主体は、管理省力化施設整備事業を実施しようとするときは、管理省力化施設整備事業計画を作成するものとする。管理省力化施設整備事業計画は別記様式第８号によるものとする。

第６　計画の変更

農業水利施設保全合理化事業に係る別紙２の第４の別に定める計画及び変更とは、物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の 30 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）に該当する場合は第５の計画の変更を行うものとする。

第７　事業達成状況の報告

農業水利施設保全合理化事業に係る別紙２の第５の別に定めるところとは、次に定めるとおりとする。

１　農業水利施設等整備事業の達成状況の報告は、集積施設整備計画に定める目標年度の３月末日までに、別記様式第 10 号により行うものとする。

２　水利用調整事業の達成状況の報告は、事業実施年度の次年度の６月末日までに、別記様式第 11 号により行うものとする

３　水利用高度化推進事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の６月末日までに、別記様式第 12 号により行うものとする。

４　施設計画策定事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の６月末日までに、別記様式第 13 号により行うものとする。

５　管理省力化施設整備事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の６月末日までに、別記様式第 14 号により行うものとする。

６　機能保全計画策定事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の６月末日までに、別記様式第 15 号により行うものとする。

第８　助成

１　指導事業の助成は、農業水利施設等整備事業の開始年度から集積施設整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

２　調査・調整事業の助成は、３の限度額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度から集積施設整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

３　調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。

(1) 60 ヘクタール未満の場合にあっては、1,500 千円

(2) 60 ヘクタール以上 200 ヘクタール未満の場合にあっては、2,000 千円

(3) 200 ヘクタール以上の場合にあっては、4,000 千円

４　中心経営体農地集積促進事業の助成は、農業水利施設等整備事業の開始年度から集積施設整備計画に定める目標年度の翌々年度までにおいて行うものとする。

５　中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は、農業水利施設等整備事業の総事業費に次に掲げる助成割合を乗じて得た額とする。

(1) 中心経営体農地集積率が 35％以上 45％未満の場合にあっては、0.035

(2) 中心経営体農地集積率が 45％以上 55％未満の場合にあっては、0.045

(3) 中心経営体農地集積率が 55％以上 65％未満の場合にあっては、0.055

(4) 中心経営体農地集積率が 65％以上 75％未満の場合にあっては、0.065

(5) 中心経営体農地集積率が 75％以上の場合にあっては、0.075

６　耕地利用高度化推進事業の助成は、農業水利施設等整備事業の総事業費の２％に相当する額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度の翌年度から集積施設整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

第９　その他

１　別表の区分１の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

２　１に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は１の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表

区分	事業種類	事業内容
１ 農業水利施設等整備事　業	(1) 用排水施設整備事業	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠、補助暗渠若しくは補水渠の新設若しくは変更又は心土破砕
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
	(4) 区画整理事業	農用地の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業
２ 農地集積促進事　業	(1) 高度土地利用調整事業 ア　指導事業 イ　調査・調整事業	 土地利用調整及び農用地の集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動
	(2) 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成 24 年２月８日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第２の１に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記１の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記１に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第２の１に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。）への農用地の集積に向けた促進支援
	(3) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動等
３ 水利用再編促進事業	(1) 水利用調整事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
	(2) 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等
	(3) 施設計画策定事業	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等
	(4) 管理省力化施設整備事業	水管理を合理化・省力化する農業用用排水施設に附帯する施設の整備
	(5) 機能保全計画策定事業	農業用用排水施設等の機能診断結果に基づき当該

		施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定

（別記様式第１号）

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

1　地区の現況

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>地区名</td><td></td><td>受益面積</td><td></td><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地形・地質・土壌・気象</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">地域農業概要</td><td colspan="2" rowspan="2">農業経営体数</td><td>個人経営体</td><td>団体経営体（法人）</td><td>団体経営体（非法人）</td><td colspan="2">計</td><td colspan="2">平均農家所得（平成　　年）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>農業所得</td><td>千円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">１戸当たり平均耕地面積（ha）</td><td>水田</td><td>普通畑</td><td>樹園地</td><td>その他</td><td>計</td><td>農外所得</td><td>千円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td><td>千円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主要作物作付面積</td><td>作物名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>延作付面積（ha）</td><td>土地利用率（%）</td></tr>
<tr><td>作付面積（ha）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>単位収量（kg/10a）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域指定等</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

2　課題及び整備方針

<table>
<tr><td rowspan="2">関連基幹事業の概要</td><td>事業実施主体</td><td>事業実施期間</td><td>事業内容</td><td>総事業費</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域農業の現状と課題</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>農用地の集積目標等</td><td colspan="4">利用集積率　○○%→○○%
集積団地要件の定義：○ha 以上</td></tr>
<tr><td>地域農業の振興方向と整備方針</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

3　生産基盤整備事業の概要

区　分 事業名	整備内容	備　　考

区　分 事業名	面　積　(ha)					備　　考
	田	普通畑	樹園地	その他	計	

4　担い手への農用地集積計画

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 (ha) C	担い手の使用収益権 面積 (ha) D	担い手の基幹３作 業受託面積 (ha) E	農用地面積に占める 担い手の利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計画	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
○○年度まで						

上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：集積施設整備計画等目標年度

5　担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担　い　手　区　分																	
	農業者				農地所有適格法人				生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
			うち認定農業者				うち認定農業者											
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

6　農地集積促進事業の概要

運用別表の区分の欄の２の事業種類の欄の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：別表の区分の欄の２の農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。
注２：「別表の区分の欄の２の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合は各々について記入する。
注３：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

7　中心経営体への農地集積計画

区　　分	農用地面積(ha) A	中心経営体の利用集積面積（ha）				中心経営体集積率(%) B/A	助成割合(%)
		B	中心経営体の所有面積(ha) C	中心経営体の使用収益権面積(ha) D	中心経営体の基幹３作業受託面積(ha) E		
事業実施前 (○年度)							
整備事業完了時 (○年度)							
要件達成確認時 (○年度)							
目標年度 (○年度)							

注１：別表の区分の欄の２の(2)中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注２：複数の中心経営体に集積する場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

（別記様式第２号）

水利用調整事業計画

第１章　地域と農業水利施設等の概要

第１節　地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。

事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

第２節　地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

第３節　農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等）等を記載する。

第２章　事業の基本方針

第１節　地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

第２節　地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第１節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

第３節　整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整及び施設整備の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

第３章　事業計画の内容

第１節　事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

第２節　事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

第３節　費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

第４節　費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

第５節　施設等の予定管理方法

本事業及び関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

第６節　事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

（別記様式第３号）

水利用調整事業計画概要書

都道府県名	地 区 名	関係市町村	事業実施主体

事業概要	

水系河川名		工　　期		総事業費	千円

現況土地改良施設の整備状況

事業名	
事業主体	
工　　期	

受益面積（ha）	水 田	畑	樹園地	その他	計

受益戸数	

農用水利施設

施設名	数 量	財産者	管理者	諸元

既得水利権

水利権者	
水利施設	
許可期間	
最大通水量(m³/s)	
水利権調整状況	

図 面 等	
	１．計画位置図 ２．一般計画平図 ３．計画用排水系統図

取得・再生する用水（想定）

目的	
水利権者	
水利施設	
施設財産所有者	
施設管理者	
その他事項（通水量、期間等）	

負 担 区 分（千円）

区分	国費	県費	市町村	その他	計
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備					
農業用用排水路等の水質浄化を図るための施設整備					
用水の利活用に必要な施設整備					
計					

施設整備内容

施設名	数 量	事業費(千円)	諸 元 等

注：水利用調整事業計画概要書と併せて、下記のア、イに該当する書類を添付するものとする。

ア　環境用水、冬期湛水用水の取得にあっては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画

イ　消流雪用水の取得にあっては、地方公共団体が定める除雪計画

（別記様式第４号）水利用高度化推進事業計画

		農政局名		都道府県名	

土地改良区名	所　在　地	受益面積	関係市町村名

現況の地域用水機能の概要		
目標とする地域用水機能の概要		
事業内容	①地域用水機能増進計画策定	
	②地域用水機能増進支援活動	
	③地域用水機能増進活動	
	④施設等の補修整備	
備　　考		

（別記様式第５号）

地 区 名	地区
作成年月	年　月

地域用水機能増進基本計画
○○地区

令　和　　年　　月

○○県○○土地改良区（市町村）

＜地域用水機能増進基本計画　目次＞

1　地区概要表

2　地域の所在及び現況
（1）所　　在
（2）地域の概要
①地域の地勢及び社会条件
②市町村等における地域開発等の方向
（3）農業用水の成立過程
①農業用水の歴史的経緯
②整備状況
（4）現況の地域用水機能
①地域用水機能の概要
②施設タイプごとの地域用水機能の概況
③管理体制

3　地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
（1）基本方針
（2）高度化する機能ごとの基本的考え方

4　施設の整備及び維持管理等の方策
（1）施設の整備計画
（2）配水操作計画
①基本的考え方
②配水操作計画
（3）施設の維持管理
①基本的考え方
②維持管理計画
（4）水質管理
①基本的考え方
②水質管理計画
（5）目標とする管理体制
（6）支援体制の確立
①地域用水対策協議会
②地域用水機能の啓蒙普及の考え方
③支援組織の考え方
④その他

5　事業実施計画
（1）事業実施計画
（2）指標等
①地域用水機能存在指標（現況）
②地域用水機能増進指標（現況及び計画）

6　関連事業

7　添付図面
（1）地域用水環境整備現況図
（2）地域用水機能増進構想図
（3）地域用水機能効果算定図（現況）
（4）地域用水機能効果算定図（計画）

1　地区概要表

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td colspan="2"></td><td>地区名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域の概要</td><td>地理的条件</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>農業状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">計画対象面積</td><td>全体</td><td>水田</td><td>畑</td><td>その他農用地</td><td>農用地以外</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">人口・戸数</td><td></td><td>総人口</td><td>農家人口</td><td>総戸数</td><td>農家戸数</td><td></td></tr>
<tr><td>実 数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>構成比</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農業基盤
整備状況</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8">地域用水機能の活性化のための方策</td><td rowspan="2">地域用水機能</td><td>現況</td><td></td></tr>
<tr><td>目標</td><td></td></tr>
<tr><td>施設整備</td><td></td></tr>
<tr><td>配水操作</td><td></td></tr>
<tr><td>維持管理</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能の増進</td><td>存在要件</td><td></td></tr>
<tr><td>増進効果</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

2 地域の所在及び現況

（1）所　　在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

（2）地域の概要

①地域の地勢及び社会条件

②市町村等における地域開発等の方向

（3）農業用水の成立過程

①農業用水の歴史的経緯

②整備状況

事　業　名	工　期	受益面積	整　備　内　容

（4）現況の地域用水機能

①地域用水機能の概要

②施設タイプ毎の地域用水機能の概況

1) 景観 ・ 生態系保全機能または親水機能を有する施設
2) 流雪用水機能を有する施設
3) 防火用水機能を有する施設
4) 生活用水機能を有する施設

施　　設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備 考
	施設構造	状況	ｱｸｾｽ	水路状況	水位変動	水質	管理者	状　況	

③管理体制

3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

（1）基本方針

（2）高度化する機能ごとの基本的考え方

機　能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観保全機能消 流雪用水機能			

4 施設の整備及び維持管理等の方策

（1）施設の整備計画

施設ﾀｲﾌﾟ	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備 考
		現 況	目 標	構　造	数　量		

（2）配水操作計画

①基本的考え方

区　分	配　水　体　制	配　水　操　作
平 水 年		
渇 水 年		

②配水操作計画

施設ﾀｲﾌﾟ	機能の類別	機能の増進目標		配 水 操 作 の 概 要			配水管理者	備 考
		現 況	目 標	施設の概要	操 作 内 容			
					平 水 年	渇 水 年		

（3）施設の維持管理

①基本的考え方

②維持管理計画

施設ﾀｲﾌﾟ	機能の類別	機能の増進目標		維 持 管 理 計 画		維持管理者	備 考
		現 況	目 標	施設の概要	管理内容		

（4）水質管理

①基本的考え方

②水質管理計画

施　　設	機能の増進目標		水 質 管 理 計 画		水質管理者	備 考
	現 況	目 標	施設の概要	管理内容		

（5）目標とする管理体制

（6）支援体制の確立

①地域用水対策協議会

②地域用水機能の啓蒙普及の考え方

③支援組織の考え方

④その他

5　事業実施計画

（１）事業実施計画

ア．事業実施主体

イ．総事業費

ウ．予定工期

エ．予定費用負担割合

（２）指標等

①地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長（m）	存在割合（%）	地域用水機能存在延長（m）					備　　考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
○○用水路	○○○支線	1,000	40	100	200	150	100	400	（記入例）
合　　計									

注１：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。
注２：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

②地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹･支線名	地域用水機能名	機能番号	現況（計画）における地域用水機能発揮に係る指標別評価													備考
				評価値				係数				算定値					
				ｱｸｾｽ指標 A	水路状況指標 B	水位変動指標 C	水質指標 D	延長 a	戸数 n	密度 a'	換算距離 a*a'	ｱｸｾｽ指標 A*a*a'	水路状況指標 B*a*a'	水位変動指標 C*a*a'	水質指標 D*a*a'	計	
○○幹線	○○支線	防火用水	防-1	1	1	5	-	200	4	0.1	20	20	20	100	-	140	記入例
○○幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
○○幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合　　計																	
		景観保全															
		流雪用水															
		防火用水															
		生活用水															

６　関連事業

７　添付図面

（１）地域用水環境整備現況図

（２）地域用水機能増進構想図

（３）地域用水機能効果算定図（現況）

（４）地域用水機能効果算定図（計画）

（別記様式第６号）

地区 名	地区
作成年月	年　月

地域用水機能増進計画
○○地区

令　和　　年　　月

○○県○○土地改良区（市町村）

＜地域用水機能増進計画　目次＞

1　地域の概要

（1）関係市町村

（2）地域の概要

（3）地域用水機能の現況

2　地域用水機能を増進させるための活動計画

（1）農業用水節水計画

（2）地域用水配水計画

（3）地域用水管理計画

①施設維持管理

②水質管理計画

3　地域用水増進支援体制整備計画

（1）地域用水対策協議会

①連絡調整

②啓蒙普及

（2）活動支援

4　その他

地域用水機能増進計画

1　地域の概要

（1）関係市町村

（2）地域の概要

（3）地域用水機能の現況

2　地域用水機能を増進させるための活動計画

（1）農業用水節水計画

（2）地域用水配水計画

①基本的考え方

区　分	配　水　体　制	配　水　操　作
平水年		
渇水年		

②配水操作計画

整理番号	機能の類別	機能の増進目標		配　水　操　作　計　画			配水管理者
		現　況	目　標	施設の概要	操作内容		
					平水年	渇水年	

③配水操作体制

平　水　年	渇　水　年

（3）地域用水管理計画

①施設維持管理

ア．基本的な考え方

イ．施設維持管理計画

整理番号	機能の類別	機能の増進目標		維持管理計画		維持管理者
		現　況	目　標	施設の概要	管理内容	

ウ．管理体制

②水質管理計画

3　地域用水機能増進体制

（1）地域用水対策協議会

①組織構成

②連絡調整活動

③支援活動

④その他

（2）活動支援

4　その他

（別記様式第７号）

施設計画策定事業計画

<table>
<tr><td colspan="2">地区名</td><td></td><td>県名</td><td></td><td>計画主体</td><td></td><td>備考</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td></td><td>工期</td><td colspan="3"></td><td rowspan="8">※注３</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">調査概要</td><td colspan="5">※注１</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域等の状況</td><td colspan="5">※注２</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業内容及び費用負担</td><td rowspan="2">事業内容</td><td rowspan="2">数量</td><td colspan="4">費用負担（千円）</td></tr>
<tr><td>国費</td><td>県費</td><td>市町村費</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※注１）第２の３の(3)のウについては、実施する項目毎について記載するとともに、魚道の概略設計、協議会、啓蒙普及等を行う場合はその内容についても記載する。

※注２）第２の３の(3)のウについては、対象となる河川や農業水利施設の状況やその規模、また魚道に関する河川管理者等からの要請がある場合はその内容も記載する。

※注３）第２の３の(3)のア～エの番号を記載する。

（別記様式第８号）

管理省力化施設整備事業計画

<table>
<tr><td>地区名</td><td>事業実施主体</td><td>関係都道府県
関係市町村</td><td>工期</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農用地の集積方針</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業の必要性</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業の内容</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">全 体 額（千円）</td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（別記様式第９号）

	地区名	地区

機能保全計画

令和　　年　　月

○○県、○○市、○○町、○○村

＜機能保全計画　目次＞

１．施設現況調書
　（１）事業の状況
　　①完了地区、②実施中の地区
　（２）施設管理状況及び課題
２．施設機能診断
　（１）施設機能診断調査
　（２）施設機能診断評価
３．対策工事
　（１）対策工法
　（２）対策時期
　（３）機能保全コスト算定
　（４）施設機能監視計画

（別記様式第 10 号）

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事名

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

運用３（農業水利施設保全合理化事業）第８の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１　事業実施状況

(1) 整備事業の実施状況

地区名	関係市町村名及び土地改良区名	総事業費（百万円）	受益面積（ha）	着工年度	完了年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注１：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、農地集積促進事業及び農山漁村地域振興交付金等の名称を記入する。

(2) 農地集積促進事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注２：「事業名」は、運用別表の区分の欄の２の事業種類の欄の事業名を記入する。

注３：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2　事業達成状況

(1) 担い手への農用地集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 (ha) C	担い手の使用収益権面積 (ha) D	担い手の基幹３作業受託面積 (ha) E	農用地面積に占める担い手の利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計画	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
○○年度まで						

上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：集積施設整備計画等目標年度

(2) 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担　い　手　区　分																	
	農業者				農地所有適格法人				生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
			うち認定農業者				うち認定農業者											
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

(3) 中心経営体への農地集積の実績

区分	農用地面積（ha） A	中心経営体の利用集積面積（ha） B=C+D+E				中心経営体集積率（%） B/A	助成割合（%）
			中心経営体の所有面積（ha） C	中心経営体の使用収益権面積（ha） D	中心経営体の基幹３作業受託面積（ha） E		
事業実施前							
計画	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
○○年度まで							

上段（　）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：集積施設整備計画等目標年度

注１：中心経営体農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し実施しない場合は斜線を引く。

注２：複数の中心経営体を育成している場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

（別記様式第 11 号）

番　　号

年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿

（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事名

令和〇〇年度　水利用調整事業達成状況報告書

運用３（農業水利施設保全合理化事業）第８の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１．事業実施主体名及び地区名

２．事業実施内容及び水利用調整事業計画の変更事項

３．用水の水利使用に係る調整状況

４．事業収支決算書

(1) 収入の部

区　分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備　考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区　分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
計				

（別記様式第 12 号）

番　　号
年　月　日

（都道府県知事経由）
農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

〇〇土地改良区理事長　名
〇〇　市　町　村　長　名

水利用高度化推進事業達成状況報告書

運用３（農業水利施設保全合理化事業）第８の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１．事業実施主体名及び地区名

２．地域用水機能増進割合の達成状況

	当初	計画	現況	達成率
地域用水機能増進割合(%)				

３．諸活動等実施状況の概要

活動項目	活　動　内　容	備　　考

（別記様式第 13 号）

番　　号
年　月　日

（都道府県知事経由）
農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事　名
市　町　村　長　名
土地改良区理事長　名

施設計画策定事業達成状況報告書

運用３（農業水利施設保全合理化事業）第８の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１．事業実施主体名及び地区名

２．事業達成状況の概要

事業の種類	実　施　結　果	備　　考

※調査範囲に変更があった際は、位置図を添付すること。

（別記様式第 14 号）

番　　号
年　月　日

（都道府県知事経由）
農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事　名
市　町　村　長　名
土地改良区理事長　名

管理省力化施設整備事業達成状況報告書

運用３（農業水利施設保全合理化事業）第８の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１．事業実施主体名及び地区名

２．事業達成状況の概要

事業の内容	実　施　結　果	備　　考

（別記様式第 15 号）

番　　号
年　月　日

（都道府県知事経由）
農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事　名
市　町　村　長　名
土地改良区理事長　名

機能保全計画策定事業達成状況報告書

運用３（農業水利施設保全合理化事業）第８の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

１．地区名　　〇〇地区

２．機能保全計画策定施設調書

（施設一覧※1）

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること
※２：種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設
※３：規模とは、貯水池は貯水量(千m^3)、頭首工は取水量（m^3/ｓ）、用水機及び排水機は揚水量（m^3/ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3/ｓ）
※４：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

（施設数計）

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						ｋｍ		ｋｍ

運用４（広域農業用水適正管理対策事業）

第１　事業の内容

広域農業用水適正管理対策事業の事業内容は、次の１及び２に該当する農業水利施設の撤去を行うものとする。

１　国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの

２　農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

第２　事業実施主体

広域農業用水適正管理対策事業に係る別紙２の第４の別に定める者とは、都道府県、市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認める者とする。

第３　事業の実施要件

広域農業用水適正管理対策事業に係る要綱第２の３の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、次のすべての要件に該当するものであることとする。

１　国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第 87 条､同法第 87 条の２及び同法第 87 条の３のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設。

２　次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去

(1) 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

(2) 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設

第４　計画の作成

都道府県知事は、広域農業用水適正管理対策事業の実施に当たっては、事業計画書（別記様式第１号）及び事業計画概要書（別記様式第２号）（以下この別紙において「事業計画概要書等」という。）を次に定めるところにより作成するものとする。

１　事業計画においては、事業目的、事業実施主体、工事計画、費用の総額及びその内容、費用負担の方法その他必要な事項を定めるものとする。

２　事業実施主体は、事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、撤去する施設の所有及びその管理者と協議調整を図るものとする。

第５　計画の変更

１　次に定める変更があった場合は、第４の事業計画概要書等を変更するものとする。

(1) 工事計画の著しい変更

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 20％以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の

事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

２　１の変更を行ったときは、別記様式第３号により変更計画報告書を作成するものとする。

第６　助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。

費　目	工　種	事　業　内　容
工事費	純 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下この別紙において「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費，材料費，役務費，仮設損料，土地の借料等とする。 ただし，請負施行の場合にあっては，これらの費用のほか，船舶及び機械器具損料，営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	附帯工事費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし，前号に規定する本工事費の内容に相当する経費とする。
	用地費及び補　償　費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損害を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及び機械 器 具 費	工事の施行に直接必要な船舶機械器具，車輌（乗用車を除く。）等の購入費，借料，運搬費又は据付，撤去，修理若しくは製作に要する費用とする。
調査設計費	調査設計費	調査及び実施設計に要する経費とする。

第７　国の助成を除いた額の取扱い

本事業は、当該流域の農業用水管理の適正化、水利使用者としての義務の履行、災害の未然防止等のためのものであることから、国の助成を除いた額については、都道府県及び市町村の費用をもって充当するよう、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）は、都道府県知事、市町村を指導するものとする。

第８　その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別記様式第１号

広域農業用水適正管理対策事業計画書

第１章　事業目的

事業の目的及び対象とする農業水利施設撤去する必要性について簡潔に記載する。

第２章　事業主体

事業を実施する者を記載する。

第３章　従前の国営土地改良事業

従前の国営土地改良事業の地区名，事業制度，事業年度及び国庫負担率（基本）について記載する。

第４章　施設の撤去状況

従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった農業水利施設名及び本事業により撤去する農業水利施設名，施設規模を記載する。

第５章　工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

第６章　事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況

事業で撤去する農業水利施設の利用及び管理状況について簡潔に記載するとともに，その施設を残存した場合，農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれがある内容について簡潔に記載する。

第７章　河川法等に基づく農業水利施設の用途廃止の義務

農業水利施設の用途廃止を河川管理者から求められている場合は，その内容を簡潔に記載する。

第８章　工事に関する河川管理者との協議状況

工事に関して，河川管理者と協議を行っている場合は，その内容について記載する。

第９章　総事業費及びその内容

事業に要する費用の総額及び内訳等について記載する。

第 10 章　費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合等について記載する。

第 11 章　予定工期

工事の着手及び完了の予定工期を記載する。

第 12 章　計画図面

１．位置図（５万分の１地形図）

２．計画平面図

別記様式第２号

広域農業用水適正管理対策事業計画概要書

１．事業概要表

<table>
<tr><td>県　名</td><td colspan="2"></td><td>地　区　名</td><td></td><td>関係市町村名</td><td></td><td>予 定 工 期</td><td>年度
～</td><td>事業主体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の目的（必要性）</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td colspan="3">事　業　の　概　要</td><td colspan="4">事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">従前の国営土地改良事業</td><td colspan="2">従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった施設</td><td colspan="3" rowspan="4"></td><td colspan="4" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>事業制度</td><td></td><td rowspan="2">全施設数</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>地区名</td><td></td></tr>
<tr><td>事業年度</td><td>～</td><td>未撤去施設数</td><td></td><td colspan="3">河川法等に基づく施設の用途廃止の義務</td><td colspan="4">工事に関する河川管理者との協議状況</td></tr>
<tr><td>国庫負担率
（基本）</td><td></td><td>本事業により撤去する施設数</td><td></td><td colspan="3" rowspan="4"></td><td colspan="4" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">総事業費</td><td colspan="4">負担区分　　（千円）</td></tr>
<tr><td>国　費</td><td>県　費</td><td>市町村</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

２．計画概要図

(1) 位置図

(2) 計画平面図

別記様式第３号

事業計画変更手続報告書

番　　号

年　月　日

農林水産省○○農政局長　　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事名

広域農業用水適正管理対策事業○○地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行ったので報告する。

（別記様式第３号の別紙）

<table>
<tr><td>地区名</td><td></td><td>局　名</td><td></td><td rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の経緯</td><td>採択年度</td><td>着工年度</td><td>変更計画確定年月日</td><td colspan="2">○年までの進捗率変更事業費ベース）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

項　目	現 計 画	変更計画	増△減	備　考
事業費				
工　期				
投資効率				
変更の要旨				

変更項目及び要件	項　目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

運用５（地域用水環境整備事業）

第１　事業の内容

地域用水環境整備事業の内容は、次に掲げるものとする。

１　地域用水環境整備事業（以下「地域用水等事業」という。）

(1) 水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する以下に掲げる施設の整備を地域用水事業計画に基づき総合的に行うものとする。

ア　親水・景観保全施設整備

親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備

イ　生態系保全施設整備

蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路、魚道等の整備

ウ　地域防災施設整備

地震等の災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての、防火水槽、吸水枡、給水栓及びアクセス施設等の整備

エ　渇水対策施設整備

渇水時に必要となる次に掲げる施設の整備

(ｱ) 農業排水を再利用するための堰、揚水機、送水管等

(ｲ) 緊急水源の確保のためのファームポンド、ため池及び簡易井戸等

(ｳ) 各水源間で相互に農業用水を融通するための連絡水路等

オ　利用保全整備

造成された施設の適切な利用と保全を図るためのベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、消雪施設、便所、水飲場、休憩所、駐車場、管理道、遊歩道、案内板、照明、安全施設等の整備

カ　地域用水機能増進施設整備

地域用水機能の増進のための施設としての共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等の整備

キ　小水力発電整備

農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備（新設・更新・部分改修）

(2) 特に必要とする場合にあっては、次の施設の整備を単独で行うことができるものとする。

ア　(1)のイに掲げる生態系保全施設のうちの魚道にあって、河川に設置された農業水利施設からの適正な放流量の確保等を目的として都道府県が実施するもの（以下「単独魚道整備」という。）

イ　(1)のウに掲げる地域防災施設であって、地震時の災害発生時に消防水利又は生活水利の機能が停止した場合等に地域防災を支援することを目的として実施するもの（以下「単独地域防災施設整備」という。）

ウ　(1)のエに掲げる渇水対策施設であって、農業水利施設の渇水時における節水

能力を向上させることにより、地域の渇水調整の円滑化を図ることを目的として実施するもの（以下「単独渇水対策施設整備」という。）

エ　(1)のキに掲げる小水力発電施設であって、土地改良施設等の維持管理費の節減及び二酸化炭素の排出削減を図ることを目的として実施するもの（以下「小水力発電整備」という。）

２　歴史的施設保全事業

歴史的土地改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該施設の適切な保全・管理のために当該工事と一体的に行う必要のある次に掲げる施設の整備等を行うものとする。

なお、(3)を行う場合は、１地区最大３年間を限度として実施するものとする。

(1)　当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備

(2)　管理道及び駐車場の整備

(3)　当該施設の維持補修に必要な技術の習得等

第２　事業実施主体

地域用水環境整備事業に係る別紙２の第４の別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

１　第１の１の地域用水等事業にあっては、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事が認める者（ただし、単独魚道整備にあっては都道府県、単独地域防災施設整備及び単独渇水対策施設整備にあっては都府県とする。）

２　第１の２の歴史的施設保全事業については、都道府県、市町村、又は土地改良区その他都道府県知事が認める者（ただし、文化財以外を対象とする場合の事業実施主体は、都道府県、市町村とする。）

第３　事業の実施要件

１　地域用水等事業

(1)　次に定める要件を満たすこと。

ア　事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。

イ　事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

ウ　総事業費が５千万円以上であること。

エ　第１の１の(1)のカの地域用水機能増進施設整備を行う場合にあっては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。

(2)　第１の１の(2)に掲げる以下の事業を行う場合にあっては、(1)に定めるところにかかわらず次の要件に該当するものであること。

ア　単独魚道整備

次に掲げるいずれかの施設を対象に行われる施設整備であること。

(ｱ)　国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設で次のいずれかに該当するもの。

① 魚道が未整備又は現に設置されているが魚道の通水能力が小さいために、常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設

② 河川の流水による魚道の損傷若しくは施設下流部の河床低下部等より、魚族の遡上の障害となっている施設又は常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設

③ 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）、河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設

(ｲ) 取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼす恐れのある都道府県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設として次に定める要件を満たすこと。

① (ｱ)のいずれかに該当するもの。

② １級河川又は２級河川に設置された農業水利施設のうち、河川を横断する大規模な工作物で当該施設の取水能力が 0.3㎥/s 以上の施設。

(ｳ) 前後一連の区間の魚道が整備され、又は整備が予定されている農業水利施設で、当該施設の魚道が整備されていないため、魚類の遡上の障害となっていることが明らかであるもの。

イ 単独地域防災施設整備

(ｱ) 地域防災の観点から実効性が高く、地域防災事業を実施することが適当と認められるものとして次のいずれかに該当するとともに、整備しようとする施設につき、消防関係部局との調整を行い、また消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第７号）に照らした結果、整備することが適当であると認められること。

① 第４の１の(1)のウの地域防災整備事業計画が、地域防災計画（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条により作成される都道府県地域防災計画及び第 42 条により作成される市町村地域防災計画）を踏まえたものであること。

② 整備しようとする施設が、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第２条により作成される計画）において定められ、又は定められる見込みであること。

(ｲ) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

(ｳ) 総事業費が３千万円以上であること。

ウ 単独渇水対策施設整備

(ｱ) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

(ｲ) 総事業費が３千万円以上であること。

(ｳ) 近年、渇水に伴う取水制限が行われている地域として、次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。

① 直近 10 年間において、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。

② 直近 10 年間において、他種利水者等関係機関からの申し入れ等を踏まえ、渇水調整に係る活動を行ったことがあること。

エ　小水力発電整備

次に定める要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備であること。

(ｱ) 施設整備

①　土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるものとして、以下に該当すること。

次に掲げる施設（以下「電力供給対象施設」という。）を対象に電力を供給する小水力発電施設であること。

(a) 土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設（発電事業主体が土地改良区である場合は当該土地改良区が管理する施設に限る。）

(b) 農業農村振興に資する公的施設（発電事業主体が都道府県及び市町村の場合に限る。）

②　事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。

③　整備する施設の費用が以下を満足すること。

［建設費×発電事業者費用負担率］÷［年間売電収入－年間維持管理費］
≦　総合耐用年数×１／２

２　歴史的施設保全事業

次に定める要件を満たすこと。

(1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第１項、第 57 条第１項、第 78 条第１項、第 109 条第１項又は第 182 条第２項の規定に基づき文化財として指定され若しくは登録され、又は指定され若しくは登録されることが確実と認められる土地改良施設又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第５条第８項に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に位置付けられた土地改良施設であること。

(2) 当該施設の支配面積又は一連の群として関連性を持つ複数の施設の支配面積の合計が 20 ヘクタール以上であること。

(3) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

(4) 総事業費が３千万円（ため池にあっては８百万円）以上であること。

第４　計画の作成

地域用水環境整備事業の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。

１　地域用水等事業

(1) 事業実施主体となる者は、事業を早急に実施することが適当と認められる区域を対象として、地域用水環境整備事業計画概要書（別記様式第１号）及び次の事業計画（以下この別紙において「地域用水等事業計画」という。）を作成するものとする。

ア　第１の１の(1)に掲げる事業を実施する場合にあっては、地域用水事業計画（別記様式第２号）を作成するものとする。

イ　単独魚道整備を実施する場合にあっては、魚道整備事業計画（別記様式第５号）

を作成するものとする。

ウ　単独地域防災施設整備を実施する場合にあっては、地域防災施設整備事業計画（別記様式第３号）を作成するものとする。

エ　単独渇水対策施設整備を実施する場合にあっては、渇水対策施設整備事業計画（別記様式第４号）を作成するものとする。

（単独魚道整備を実施する場合にあっては、魚道整備事業計画（別記様式第５号）

オ　小水力発電整備を実施する場合にあっては、小水力発電整備事業計画（別記様式第６号）を作成するものとする。

(2) 地域用水等事業計画においては、事業の目的、事業計画区域、事業実施主体、工事計画、費用の総額及びその内容、費用負担の方法、施設の予定管理者及び予定管理方法その他必要な事項を定めるものとする。

(3) 地域用水等事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、現況施設の所有者及び管理者、施設の予定管理者、関係行政機関等と調整を図るものとする。

２　歴史的施設保全事業

(1) 歴史的施設保全事業計画は、事業を実施することが適当と認められる区域を対象として、事業実施主体が作成するものとする。

(2) 歴史的施設保全事業計画においては、事業の目的、施設の所在及び現況、工事計画、費用の総額及びその内訳、施設の予定管理者及び予定管理方法、施設の予定公開方法、関連事業その他必要な事項を定めるものとする。

(3) 歴史的施設保全事業計画の様式は、別記様式第７号とする。

第５　計画の変更

１　次に定める変更があった場合は、第４の計画の変更を行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業計画区域の著しい変更

(3) 物価又は労賃の変動によるものを除く総事業費の 30 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

２　都道府県知事は、１の変更を行ったときは、別紙２の第６の３にかかわらず、別記様式第８号により変更計画報告書を作成するものとする。

第６　国の助成を除いた額の取扱い

本事業は、農業用水及び農業水利施設が有する景観・生態系保全、親水、防火、水質浄化などの地域用水機能の維持増進に資する施設及び二酸化炭素の排出削減に資するための小水力発電施設の整備を通じ、農村地域の生活空間の質的向上及び低炭素社会づくりの促進を図るものであり、その効用は地域全体に広く及ぶことから、国の助成を除いた額については、当該都道府県等の費用をもって充当し、農業者等の負担とならないよう地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあって

は地方農政局長をいう。）は都道府県知事に要請するものとする。

第７　小水力発電施設の管理運営の取扱い

本事業で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。

１　国庫への納付

小水力発電施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（別紙２第９の調整を除いた額）が、必要電力の買電に係る費用、発電施設の運営経費、土地改良施設の維持管理費、土地改良施設の更新費及び再生可能エネルギー施設の建設費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。

２　小水力発電施設の管理者の報告

小水力発電施設の管理者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第９条第４項に基づく認定を受けたとき、電気事業者との電力受給契約を締結したときは、直ちに次に掲げる資料を都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）に提出するものとする。

ア　再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し

イ　電気事業者との電力受給契約書の写し

ウ　小水力発電施設に関する収支計算書（別記様式第９号）

第８　その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別記様式第１号

地域用水環境整備事業計画概要書

（1）地域用水環境整備事業の場合

<table>
<tr><td>地区名</td><td></td><td>県名</td><td></td><td>事業主体</td><td></td><td rowspan="2">概　算　工　事　費</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村</td><td colspan="2">事業費</td><td colspan="2">予定工期</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">千円</td><td colspan="2">年度　　年度
～</td><td>費用の負担方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の目的
（必要性）</td><td colspan="4"></td><td>施設等の予算管理者
及び予定管理方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域の現況</td><td colspan="4"></td><td rowspan="2">関　連　事　項</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事　業　計　画
区域の範囲</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事の概要</td><td colspan="4"></td><td>備　考</td><td></td></tr>
</table>

（2）単独地域防災施設整備の場合

<table>
<tr><td>地区名</td><td></td><td>都府県</td><td></td><td>事業主体</td><td></td><td rowspan="2">概　算　事　業　費</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村</td><td colspan="2">総事業費</td><td colspan="2">予定工期</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">千円</td><td colspan="2">年度　　年度
～</td><td>費用の負担方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の目的
（必要性）</td><td colspan="4"></td><td>施設等の予算管理者
及び予定管理方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域の現況</td><td colspan="4"></td><td rowspan="2">地域防災計画と
の関連</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事　業　計　画
区域の範囲</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事の概要</td><td colspan="4"></td><td>備　考</td><td></td></tr>
</table>

（3）単独渇水対策施設整備の場合

<table>
<tr><td>地区名</td><td></td><td>都府県</td><td></td><td>事業主体</td><td></td><td>水系名・河川名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村</td><td colspan="2">総事業費</td><td colspan="2">予定工期</td><td rowspan="2">概　算　事　業　費</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">千円</td><td colspan="2">年度　　年度
～</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の目的
（必要性）</td><td colspan="4"></td><td rowspan="2">費用の負担方法</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">渇水による
影響</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事　業　計　画
区域の範囲</td><td colspan="4"></td><td>施設等の予算管理者
及び予定管理方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td><td>既存農業水利施設の
概要</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事の概要</td><td colspan="4"></td><td>備　考</td><td></td></tr>
</table>

(4) 単独魚道整備の場合

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>地区名</td><td></td><td>施設名</td><td></td><td>関係市町村名</td><td></td><td>予定工期</td><td></td></tr>
<tr><td>現況事業の必要正</td><td colspan="3">（対象施設の状況、魚道整備の必要性について記載する）</td><td>施設の整備計画</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">対象施設の概要</td><td>施設の主要諸元</td><td colspan="2">堤高、堤長、取水量（施設の取水能力）等</td><td rowspan="3">総事業費</td><td colspan="5">負担区分（千円）</td></tr>
<tr><td>受益面積</td><td colspan="2">施設造成時の受益面積(ha)</td><td>国</td><td>都道府県</td><td>市町村</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>魚道の諸元</td><td colspan="2">魚道の形式、延長、勾配、幅等</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">河川の状況</td><td>水系及び河川名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">施設利用の状況</td><td colspan="5" rowspan="2">１．取水期間、期別最大取水量
２．施設の所有者名
３．施設の管理者名
４．管理状況</td></tr>
<tr><td>河川区分</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>河川流況</td><td colspan="2">施設の設置地点における基準渇水流量が求められている場合は記載する。</td><td>魚関道す整る備要に請</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>関係漁協名及び生息魚種</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">工事に関する河川管理者との協議状況</td><td colspan="5" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>下流放流の義務</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

(5) 小水力発電整備の場合

<table>
<tr><td>地区名</td><td></td><td>県名</td><td></td><td>事業主体</td><td></td><td rowspan="2">工事の計画</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>関係市町村</td><td colspan="2">事業費</td><td colspan="2">予定工期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">千円</td><td colspan="2">年度　　年度
～</td><td>概算工事費</td><td></td></tr>
<tr><td>事業の目的（必要性）</td><td colspan="4"></td><td>費用の負担方法</td><td></td></tr>
<tr><td>地域の現況</td><td colspan="4"></td><td>各種協議状況</td><td></td></tr>
<tr><td>事業計画区域の範囲</td><td colspan="4"></td><td>施設等の予定管理者及び予定管理方法</td><td></td></tr>
<tr><td>農業水利施設の概要</td><td colspan="4"></td><td>関連事項</td><td></td></tr>
<tr><td>小水力発電計画の概要</td><td colspan="4">施設の諸元及び電力供給対象施設などを記載する。</td><td>備考</td><td></td></tr>
</table>

(6) 歴史的施設保全事業の場合

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td>地区名</td><td>所在地</td><td>事業主体</td><td>予定工期</td><td colspan="2">施設の受益面積</td><td rowspan="3">費用の負担</td><td>区分</td><td>国</td><td>都道府県</td><td>市町村</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>割合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>金額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の目的</td><td colspan="6"></td><td>施設及びの予定管理者</td><td colspan="6">予定管理方法</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設及びの現所在況</td><td colspan="6"></td><td>施設の公開方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事の概要</td><td colspan="6"></td><td>関連事業等</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">工事内容</td><td colspan="2">工　種</td><td colspan="2">内　容</td><td colspan="2">事業費</td><td rowspan="7">指定又は登録状況</td><td colspan="6" rowspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事費</td><td>補修工事</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>保全施設管理施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">用地補償費</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">測量試験費</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事雑費</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

２．計画概要図

(1)　計画平面図

(2)　主要工事計画図

別記様式第２号

地域用水事業計画

第１章　地域と土地改良施設等の概要

第１節　地域の社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、交通、観光、風俗、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要、市町村の抱えている課題等を簡潔に記載する。

第２節　地域の自然環境等

整備計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況を簡潔に記載する。

第３節　土地改良施設等の概要

整備計画の対象区域及びその周辺地域の土地改良施設の位置、概要、築造年、経緯及び管理者、整備計画の対象区域の農業水利施設が必要としている保全管理又は整備上の措置、水利慣行等地域の慣習、実施中の土地改良事業等の状況等を簡潔に記載する。

第４節　地域と農業水利施設の関わり

整備計画区域及びその周辺地域において農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設を利用したレクリエーション活動、農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事、風俗等）を簡潔に記載する。

第２章　整備の基本方針

第１節　地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的施策等の概要を記載する。

第２節　地域における水環境整備の役割

整備の対象とする農業水利施設の役割、第１節における整備計画区域及び整備する施設等の位置付け、水環境整備に期待されている機能、効果、役割、整備の緊急性等を記載する。

第３節　整備の基本方針

整備の目的及び必要性、整備計画区域の範囲、整備の対象とする農業水利施設の保全管理又は整備上の措置並びに土地利用、自然保護、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

第３章　事業計画内容

第１節　事業の目的

事業の目的及び対象とする農業水利施設の保全・管理又は整備上の必要性等について簡潔に記載する。

第２節　地域の所在地及び現況

地域の所在、事業の対象とする農業水利施設の状況等について記載する。

第３節　事業計画区域の範囲

事業計画区域の範囲、設定の考え方等を記載する。

第４節　事業主体

事業を実施する者を記載する。

第５節　工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

第６節　費用の総額及びその内容

事業に要する費用の総額、その内訳等について記載する。

第７節　費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者、その負担割合等について記載する。

第８節　関連事業の概要

事業に隣接又は関連して実施する他の事業の概要を記載する。

第９節　施設の予定管理者及び予定管理方法

事業で整備した施設の予定管理者及び予定管理方法について記載する。

第 10 節　工事の着手及び完了の予定時期

第 11 節　計画図面

１　現況図

２　計画平面図

３　主要工事計画図

別記様式第３号

地域防災施設整備事業計画

第１章　事業の目的

事業の目的、対象とする農業水利施設に防災用施設を整備する必要性等について簡潔に記載する。

第２章　地域の所在及び現況

地域の所在、対象とする農業水利施設の状況等について記載する。

第３章　事業計画区域の範囲

事業計画区域の範囲、その設定の考え方等を記載する。

第４章　事業の実施主体

事業を実施する者を記載する。

第５章　工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

第６章　費用の総額及びその内容

事業に要する費用の総額、その内訳等について記載する。

第７章　費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者、その負担割合等について記載する。

第８章　関連事業の概要

事業を実施する地区に隣接し又は事業に関連して実施する他の事業の概要を記載する。

第９章　地域防災計画との関連

事業で整備する施設と地域防災計画との関連について記載する。

第 10 章　施設の予定管理者及び予定管理方法

事業で整備した施設の予定管理者及び予定管理方法について記載する。

第 11 章　工事の着手及び完了の予定時期

第 12 章　計画図面

１　現況図

２　計画平面図

３　主要工事計画図

別記様式第４号

渇水対策施設整備事業計画

第１章　事業の目的

事業の目的及び対象とする農業水利施設に渇水対策施設を整備する必要性等について簡潔に記載する。

第２章　地域の所在及び現況

地域の所在、対象とする農業水利施設の状況等について記載する。

第３章　事業計画区域の範囲

事業計画区域の範囲、その設定の考え方等を記載する。

第４章　事業の実施主体

事業を実施する者を記載する。

第５章　工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

第６章　費用の総額及びその内容

事業に要する費用の総額、その内訳等について記載する。

第７章　費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者、その負担割合等について記載する。

第８章　関連事業の概要

事業を実施する地区に隣接し又は事業に関連して実施する他の事業の概要を記載する。

第９章　水利の現況

事業を実施する地区の水源名、水量、当該水源を利用している他種利水の状況等について記載する。

第 10 章　渇水に伴う取水制限等の概要

事業を実施する地区において、直近 10 年間の渇水の発生状況、取水制限等渇水に対する取組、渇水による被害等について記載する。

第 11 章　施設の予定管理者及び予定管理方法

事業で整備した施設の予定管理者及び予定管理方法について記載する。

第 12 章　工事の着手及び完了の予定時期

第 13 章　計画図面

1　現況図

2　計画平面図

3　主要工事計画図

別記様式第５号

魚道整備事業計画

第１章　事業目的

事業の対象とする農業水利施設の魚道を整備する必要性について簡潔に記載する。

第２章　河川法等に基づく下流への放流の確保義務、河川流況、多種利水も含めた河川の利用状況、ダム等による水資源開発の状況を記載するとともに、当該施設に魚道を整備しない場合、河川管理や多種利水に及ぶ恐れのある影響について記載する。

第３章　河川に生息する魚種等

河川に生息する魚種及び関係漁業協同組合名を記載する。

第４章　事業の対象とする農業水利施設の利用状況等

当該農業水利施設の利用状況、管理状況、施設規模等について記載する。

1　施設の所有者名

2　施設の管理者名

3　水利権の内容（取水期間、期別最大取水等取水の形態）

4　管理方法

5　施設規模（取水能力についても記載する）

6　魚道の状況

第５章　魚道の整備に関する河川管理者等からの要請の内容

水産庁（都道府県の水産部を含む）、河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている場合は、その要請者名、要請年月日、要請内容を記載する。

第６章　工事計画

事業で実施する工事の内容について記載する。

第７章　工事に関する河川管理者等との協議調整状況

工事に関して、河川管理者、費用の負担予定者、施設の所有者及びその管理者並びに漁業協同組合と協議調整を行っている場合は、その内容について記載する。

第８章　総事業費及びその内容

地形に要する費用の総額及びその内訳について記載する。

第９章　費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合について記載する。

第 10 章　予定工期

工事の着手及び完了工期を記載する。

第 11 章　計画図面

1　計画平面図等

魚道の縦、横断面図もあわせて記載する。

別記様式第６号

小水力発電整備事業計画

第１章　事業の目的

事業の対象とする農業水利施設を活用する小水力発電施設を整備する必要性を簡潔に記載する。

第２章　地域の所在地及び現況

地域の所在、事業の対象とする農業水利施設の状況等について記載する。

第３章　事業計画区域の範囲等

事業計画区域の範囲、設定等の考え方等を記載する。

第４章　小水力発電施設を設置する農業水利施設の概要

当該農業水利施設の利用状況、管理状況、施設規模、水利権の内容等について、記載する。

第５章　小水力発電計画の概要

発電施設の諸元（発電水量、落差、出力、年間発生電力量等）、二酸化炭素排出削減量及び維持管理費等について記載する。

第６章　事業主体

事業を実施する者を記載する。

第７章　工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

第８章　工事に関する河川管理者及び電気事業者等との協議調整状況

発電水利権の内容及び取得見込みに関する河川管理者との協議状況並びに余剰電力を電気事業者等へ売電する場合の協議調整状況について記載する。

第９章　費用の総額及びその内容

事業に要する費用の総額、その内訳等について記載する。

第 10 章　費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者、その負担割合等について記載する。

第 11 章　関連事業の概要

事業に隣接又は関連して実施する他の事業の概要を記載する。

第 12 章　施設の予定管理者及び予定管理方法

事業で整備した施設の予定管理者及び予定管理方法について記載する。

第 13 章　工事の着手及び完了の予定時期

第 14 章　計画図面

1　現況図

2　計画平面図

3　主要工事計画図

別記様式第７号

歴史的施設保全事業計画

第１章　地域及び土地改良施設の概要

第１節　地域の概要

地域における自然、社会、農業等の概要について簡潔に記載する。

第２節　土地改良施設の概要

施設の構造、施設の履歴、登録（指定）の経緯、文化財としての評価、現在の状況（施設、施設周辺、受益地の状況及び管理）等を簡潔に記載する

第３節　地域と当該施設等との関わり

景観における施設の役割、教育の場としての役割、歌謡・絵画・伝説との関連、住民の利用状況等を簡潔に記載する。

第２章　保全の基本方針

第１節　地域全体の文化財等の保全構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープランに沿った具体的施策等の概要を簡潔に記載する。

第２節　地域における施設の保全の意義

施設に期待されている機能、役割等について簡潔に記載する。

第３節　保全の基本方針

保全・整備区域の範囲、保全・整備の方向、当該施設の保全の位置づけ、関連する計画との関係等を簡潔に記載する。

第３章　事業計画内容

第１節　事業の目的

第２節　施設の所在及び現況

１　施設の所在及び現況

２　施設の指定又は登録状況

第３節　工事計画

第４節　費用の総額及びその内訳

第５節　費用の負担方法

第６節　施設の予定管理者及び予定管理方法

第７節　施設の予定公開方法

第８節　関連事業等

第９節　添付図面

１　現況図

２　計画平面図

３　主要工事計画図

４　その他

別記様式第８号

事業計画変更手続報告書

番　　号

年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　　殿
（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由　農林水産省農村振興局長　殿）

都道府県知事名

地域用水環境整備〇〇地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行ったので報告する。

（別記様式第８号の別紙）

<table>
<tr><td>地　区　名</td><td colspan="2"></td><td>局　名</td><td></td><td rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事　業　の　経　緯</td><td colspan="2">採択年度</td><td>着工年度</td><td colspan="2">変更計画確定年月日</td><td>〇年までの進捗率
（変更事業費ベース）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td colspan="2">現 計 画</td><td>変更計画</td><td colspan="2">増△減</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td>事　業　費</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>変更の要旨</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>変更項目及び要件</td><td>項　目</td><td>現計画</td><td>変更計画</td><td>増△減</td><td colspan="2">増△減の内訳又は理由</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別記様式第９号

発電施設に関する収支計算書

１　施 設 名

２　管理主体

３　所 在 地

４　仕　　様

標高差　　m（有効　　m）

最大発電出力　　kW

最大使用水量　　m^3/s

年間発生可能電力量　　kWh

水　車　　(型式)　　機

発電機　　(型式)　　機

５　事　　業

当該施設設置事業名　　営　　事業　　地区（令和　年度～令和　年度）

運転開始日　　令和　年　月　日

６　管理方法

７　収　　入

年　度	総発電電力量 (MWh)	総売電電力量 (MWh)	売電単価 (円/kWh)	総収入 (千円)	備　考

８　支　　出

年　度	事　項	直接費 (千円)	資本費 (千円)	管理部門費 (千円)	合計 (千円)	発電原価 (円/kWh)	備　考
	自己消費 売　　電 計						
	自己消費 売　　電 計						

注１　前回報告を行った最終年度の次年度より現在までの各年度毎に記載すること。

２　最大使用水量、売電単価及び発電原価については小数点以下第２位まで、他については整数で表示するものとする。

３　直接費には、人件費、修繕費、水利使用費及び諸費が含まれるものとする。

４　資本費には、減価償却費及び借入金利息が含まれるものとする。

５　管理部門費には、土地改良施設維持管理費及び発電所維持管理費が含まれるものとする。

６　自己消費とは、発電した電力を振替供給等により電力供給対象施設の操作のために利用することをいい、売電とは、余剰電力の売電をいうものとする。

別紙３－１（農地防災に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のアの(ｳ)に掲げる農地防災の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用１及び運用２に定めるところによる。

第２　農地防災の実施事業

農地防災において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

１.農地防災事業

農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業であり、運用１に掲げる事業

２.水質保全対策事業

農業用用排水の水質汚濁に起因する障害の除去により良質な農業用水を確保、又は農業用用排水施設内の水質浄化あるいは農業用用排水施設から公共用水域に排出される水質の浄化を行うために農業用用排水施設の整備等を行う事業であり、運用２に掲げる事業

運用１（農地防災事業）

第１　定義

この運用において「事業」とは、運用１別紙１に掲げる事業であって都道府県が行うもの（以下この別紙において「県営事業」という。）と市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下この別紙において「団体」という。）が行うもの（以下この別紙において「団体営事業」という。）をいう。

第２　事業の実施

１　都道府県知事は、新たに農山漁村地域整備交付金（以下この別紙において「交付金」という。）を充当して本事業を実施するとき、又は団体から新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、実施要綱第３に掲げる農山漁村地域整備計画とあわせて、事業計画概要書（別紙様式第１号、ただし、地域ため池総合整備事業、ため池等農地災害危機管理対策事業、農業用河川工作物応急対策等事業、土地改良施設耐震対策事業及び土地改良施設豪雨対策事業を除く。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

(1) 運用１別紙１の農地保全整備事業のうち特殊農地保全工事における、ほ場整備、畑地かんがい又は農地開発については別紙様式第１号のほか、別紙様式第２号を提出するものとする。

(2) 運用１別紙１の農地保全整備事業のうち特殊自然災害対策工事を実施する場合は、別紙様式第１号のほか、別紙様式第３号を提出するものとする。

(3) 運用１別紙１のため池等整備事業のうち、ため池緊急防災体制整備促進事業を実施する場合は別紙様式第１号のほか、別紙様式第４号を提出するものとする。

(4) 運用１別紙１のため池等整備事業のうち、ため池等農地災害危機管理対策事業を実施する場合は別紙様式第１号のほか、別紙様式第５号を提出するものとする。

(5) 運用１別紙１の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事を併せて実施する場合は別紙様式第１号のほか、別紙様式第６号を提出するものとする。

(6) 運用１別紙１のため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事又は用排水施設等利活用保全整備工事を併せて実施する場合は別紙様式第１号のほか、別紙様式第６号を提出するものとする。

(7) 運用１別紙１の地域ため池総合整備事業のうち調査計画事業を実施する場合は別紙様式第７号を、総合整備事業を実施する場合は別紙様式第８号を提出するものとする。

(8) 運用１別紙１の農業用河川工作物応急対策等事業を実施する場合は別紙様式第９号を提出するものとする。

(9) 運用１別紙１の土地改良施設耐震対策事業のうち点検事業を実施する場合は別紙様式第 10 号を、整備事業を実施する場合は別紙様式第 10 号のほか、別紙様式第 11 号を提出するものとする。

(10) 運用１別紙１の農村災害対策整備事業のうち調査計画事業を実施する場合は別紙様式第 12 号を、整備事業を実施する場合は、別紙様式第 13 号を提出するものとする。

(11)運用１別紙１のため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業を実施する場合は別紙様式第１号を提出するものとする。
(12)施設長寿命化計画等に基づく施設機能保全対策を実施するに当たっては、(1)から(10)までに定められているもののほか、別紙様式第 14 号を提出するものとする
(13)運用１別紙１のため池群整備事業のうちため池群整備工事又はため池群管理体制整備事業を実施する場合には、別紙様式第 15 号を提出するものとする。
(14)運用１別紙１の土地改良施設豪雨対策事業のうち調査計画事業を実施する場合は別紙様式第 16 号を、整備事業を実施する場合は別紙様式第 17 号及び別紙様式第 18 号を提出するものとする。

２　実施要綱第３の１の(6)の規定による費用便益費を算出する事業は運用１別紙１で掲げる事業のうち以下のとおりとする。
(1) 防災ダム事業
(2) ため池等整備事業（ため池等農地災害危機管理対策事業のうちウ及びエ、ため池緊急防災対策事業、実施計画策定事業、ため池緊急防災体制整備促進事業のうちア、イ、ウ、オを除く。）
(3) 湛水防除事業
(4) 農地保全整備事業（実施計画策定事業を除く。）
(5) 農村地域環境保全整備事業
(6) 地盤沈下対策事業
(7) 地域ため池総合整備事業（調査計画事業、総合整備事業の防災・減災対策（ハザードマップの作成）及び保全対策（地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動）を除く。）
(8) 農業用河川工作物応急対策等事業
(9) 土地改良施設耐震対策事業（点検事業を除く。）
(10) 農村災害対策整備事業（調査計画事業を除く。）
(11) ため池群整備事業（調査計画事業及びため池群管理体制整備事業を除く。）
(12) 土地改良施設豪雨対策事業（調査計画事業を除く。）

３　土地改良法第 87 条の４及び第 96 条の２（第 96 条の４において準用する第 87 条の４第１項、第２項及び第４項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、運用１別紙１のⅠの１（３）及び運用１別紙１のⅨのうち運用１別紙４の第２の２に掲げるものとする。

４　運用１別紙１の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事、ため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事、ため池緊急防災体制整備促進事業、ため池整備工事（特別対策型）のウに掲げる工事及び用排水施設等利活用保全整備工事の事業計画の作成に当たっては、事業実施主体となる者は、あらかじめ費用負担予定者及び施設予定管理者の同意を得るとともに、関係行政機関その他関係団体の意見を聴くものとする。

５　土地改良法に基づき新たに交付金を充当して本事業を行おうとする者は、土地改良事業計画を定めるものとする。

６　前項の規定にかかわらず、土地改良法第 87 条の４及び第 96 条の２（第 96 条の４において準用する第 87 条の４第１項、第２項及び第４項に関するものに限る。）に基づき本事業を行おうとする者は、緊急防災工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和 42 年 11 月６日付け 42 農地Ｃ第 375 号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。）」を準用するものとする。

7　土地改良法の手続によらずに本事業を行おうとする者にあっても計画を定めるものとし、当該計画の作成に当たっては、農地局長通達を準用するものとする。

第３　事業計画の変更

1　都道府県知事は、土地改良法に基づき実施する県営事業の計画変更については、「補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」（平成 12 年 11 月 30 日付 12 構改Ｃ第 704 号農林水産事務次官依命通知）により行うものとする。

2　団体営事業の事業実施主体は、土地改良法に基づき実施する団体営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の施行に係る地域についての次に掲げる変更

ア　事業の施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農地開発を伴う事業にあっては造成農地面積をいう。）の増又は減が 10 パーセント以上となる変更

イ　事業別目的面積又は造成面積の利用区分別面積のそれぞれの増減が 20 パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の 10 パーセントに満たない場合は、この限りではない。

(2) 主要工事計画について、平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号（土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第 1 号（一）イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、（四）イ並びに（五）イに掲げる変更

(3) 事業費であって告示第 2 号に規定されているものについての変更

3　運用 1 別紙 1 に掲げる事業（地域ため池総合整備事業、農業用河川工作物応急対策等整備事業、土地改良施設耐震対策事業、農村災害対策整備事業、ため池群整備事業及び土地改良施設豪雨対策事業を除く。）のうち土地改良事業以外の事業として実施するものについて、次の各号のいずれかに該当する変更を行なったときは、事業実施主体は、県営事業にあっては変更を行った旨を地方農政局長等に報告し、団体営事業にあっては都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 受益面積の 10 パーセント以上に及ぶ増又は減

(2) 主要工事計画であって、次に掲げるもの

ア　用排水系統の著しい変更

イ　ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新設又は廃止

ウ　イに掲げる施設の設置位置の大幅な変更

エ　水路延長の 20 パーセント以上に及ぶ増又は減

オ　そのほかアからエまでに準ずる主要工事計画の変更

(3) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

4　都道府県知事は、団体営事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、地方農政局長等にその旨報告するものとする。

第４　助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。ただし、運用１別紙１に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。

都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

１　工事費

(1) 本工事費

(2) 附帯工事費

(3) 測量設計費

(4) 用地費及び補償費（ため池緊急防災対策事業及びため池緊急防災体制整備促進事業については、補償費に限る。）

(5) 船舶及び機械器具費（ため池緊急防災対策事業及びため池緊急防災体制整備促進事業については、機械器具費に限る。）

(6) 換地費

(7) システム整備費（ため池等農地災害危機管理対策事業、ため池緊急防災体制整備促進事業及びため池群整備事業に限る。）

(8) 実施設計費

(9) 調査費（ため池等農地災害危機管理対策事業、ため池緊急防災体制整備促進事業及びため池群整備事業に限る。）

(10) 調査及び台帳作成費（ため池緊急防災対策事業に限る。）

２　実施計画策定費（ため池等整備事業若しくは農地保全整備事業の実施計画を策定するための調査及び計画作成費、ため池群整備事業の調査計画事業を行うための調査及び計画作成費又は、土地改良施設豪雨対策事業の調査計画事業を行うための調査及び計画作成費に限る。）

第５　発電施設における固定価格買取制度との調整等

１　本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年４月１日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

２　本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和２年 11 月末日までに交付要綱第４に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接、供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第６　その他

１　事業の実施は、この運用に定めるもののほか、別紙３－２に定めるところによる。

２　この事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令に定めるところによる。

３　本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

４　本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）附則第２条第１項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第４条第３項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。

５　浸水想定区域図（ため池が決壊した場合の浸水想定範囲を明示した図をいう。以下同じ。）を作成した場合は、当該浸水想定区域図の電子データを地方農政局長等に速やかに提出すること。

６　本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

　この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第７　経過措置

１　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成２３年４月１日付け 22 農振第 2185 号）別紙９の第３の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

２　「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について」（平成 27 年４月９日付け 26 生畜第 1968 号・26 農振第 1939 号・26 林整計第 840 号・26 水港第 3629 号）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に規定するため池等整備事業を平成 26 年度までに実施している地区については、なお従前の例による。

別紙様式第１号（第２関係）

○ ○ 事 業 計 画 概 要 書

<table>
<tr><td>県　名</td><td></td><td>地区名</td><td></td><td>所在地</td><td colspan="4"></td><td>着手年度</td><td></td><td>事業実施主体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">受　益
面　積</td><td rowspan="3">総　事
業　費</td><td colspan="4">効　　果</td><td rowspan="3">ｔ当たり
事 業 費</td><td rowspan="3">10 アール
当 た り
事 業 費</td><td colspan="5">負　担　区　分</td><td rowspan="3">備　考</td></tr>
<tr><td colspan="3">農　業　関　係</td><td rowspan="2">その他</td><td rowspan="2">国　費</td><td rowspan="2">県　費</td><td colspan="3">地　元　負　担　金</td></tr>
<tr><td>農作物</td><td>農地・
施設</td><td>計</td><td>市町村</td><td>賦課金</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>ha</td><td>円</td><td>ｔ
円</td><td>か所
円</td><td>円</td><td>か所
円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td>現　況</td><td colspan="5"></td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>計　画</td><td colspan="5"></td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>主　要
工　事</td><td colspan="5"></td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>ため池
基　本
台　帳</td><td>登　録
年　度</td><td colspan="4"></td><td>更　新
年　度</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

（注）　１　５万分の１の位置図を添付すること。
２　ため池等整備事業及びため池群整備事業にあっては、受益面積は、かんがい面積とし、被害防止面積を括弧外書きで併記すること。
３　農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）にあっては、効果の欄を削除すること。
４　ため池緊急防災対策事業の事業計画概要書にあっては、地区名、所在地、受益面積、効果、ｔ当たり事業費、10 アール当たり事業費及び主要工事の欄を削除すること。
５　農村環境施設整備及び支援事業並びに農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）にあっては、受益面積、効果、ｔ当たり事業費及び 10 アール当たり事業費の欄を削除すること。
６　農地保全整備事業のうち農地機能保全対策工事を実施する場合にあっては、農地機能保全対策工事と事業名の欄に括弧書で併記すること。
７　ため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業又はため池群整備事業のうち調査計画事業にあっては、効果、ｔ当たり事業費、10 アール当たり事業費、現況、計画、主要工事、ため池基本台帳の欄を削除すること。また、備考欄に実施計画の対象事業を記入すること。

別紙様式第２号（第２関係）

ほ場整備（畑地かんがい、農地開発）事業計画概要書

<table>
<tr><td rowspan="2">受益面積
(ha)</td><td>現　　況</td><td>移動経緯</td><td>計　　画</td><td rowspan="2">総事業費
(円)</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">t 当 た り
事業費
(円)</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">10 a 当たり
事業費
(円)</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>畑
樹園地
その他
計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>現　　況</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>計　　画</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>主 要 工 事</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>換地計画の
概　　要</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">効　果
(円)</td><td>作物純益額</td><td>営農労力節減</td><td>維持管理費節減</td><td>計</td><td>妥当投資</td><td>投資効率</td><td>所得償還</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="5">負　担　区　分</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">国　費</td><td rowspan="2">県　費</td><td colspan="3">地　元　負　担　金</td><td rowspan="3">備　考</td></tr>
<tr><td>市町村費</td><td>賦 課 金</td><td>そ の 他</td></tr>
<tr><td>(円)
(%)</td><td>(円)
(%)</td><td>(円)
(%)</td><td>(円)
(%)</td><td>(円)
(%)</td></tr>
</table>

別紙様式第３号（第２関係）

農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）整備計画概要書

１　計画概要書

<table>
<tr><td>農政局名</td><td></td><td>県　名</td><td></td><td>地区名</td><td></td></tr>
<tr><td>関係市町村</td><td colspan="2"></td><td>事業実施主体</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施主体が法人の場合</td><td rowspan="2">代表者</td><td rowspan="2"></td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設立年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特殊自然災害の被害状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>工事の必要性</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策計画名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>計画策定者</td><td colspan="2"></td><td>策定年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">受益面積
（　　）は重複受益</td><td>水田</td><td>畑</td><td>樹園地</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>予定工期</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負担割合</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td><td colspan="2">地元</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施設の予定管理方法</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

位置平面図（２万５千分の１程度）

計画平面図

別紙様式第４号（第２関係）

ため池緊急防災体制整備促進事業計画概要書

１　計画概要書

<table>
<tr><td colspan="2">地区名</td><td></td><td>局名</td><td></td><td>県名</td><td></td><td rowspan="3">関連工事の概要</td><td colspan="2">工事名</td><td>地区名</td><td>受益面積</td><td>総事業費</td><td>工期</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村</td><td colspan="2"></td><td>事業実施主体</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td>ha</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ため池の名称</td><td colspan="2"></td><td>被害想定面積</td><td>ha</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">概算事業費</td><td colspan="5">（千円）</td><td rowspan="6">事業の概要</td><td rowspan="2">1年目</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の必要性</td><td colspan="5"></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">実施内容</td><td>監視・管理体制の強化</td><td colspan="5"></td><td>2年目</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>緊急的な防災対策</td><td colspan="5"></td><td>3年目</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>減災対策の実施</td><td colspan="5"></td><td>4年目</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>ハード整備の着手促進</td><td colspan="5"></td><td>5年目</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>地域防災上のリスク除去</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">費用の負担方法</td><td colspan="5"></td><td>備　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（注１）関連工事とは、ため池緊急防災体制整備促進事業と関連して実施予定の工事又は併せて行う工事をいう。
（注２）関連工事が実施予定の場合には、関連工事の概要は分かっている範囲で記入すること。
（注３）施設が決壊した場合に想定される被害区域が分かる図面を添付すること。
（注４）地域防災上のリスク除去を行う場合には、計画平面図及び断面図を添付すること。

別紙様式第５号（第２関係）

ため池等農地災害危機管理対策事業計画概要書

１　計画概要書

<table>
<tr><td>県　　名</td><td></td><td>地 区 名</td><td colspan="3"></td><td>着手年度</td><td></td><td>事業実施主体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">総事業費</td><td rowspan="3">被害想定
面　　積</td><td colspan="4">想　定　被　害　額　等</td><td colspan="4">負　担　区　分</td><td rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td colspan="3">農　業　関　係</td><td rowspan="2">その他</td><td rowspan="2">国</td><td rowspan="2">県</td><td rowspan="2">市町村</td><td rowspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>農地</td><td>施設</td><td>計</td></tr>
<tr><td>千円</td><td>ha</td><td>ha
千円</td><td>か所
千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>現　　況</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>計　　画</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>主要工事</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>農地災害
危機管理
対策計画</td><td>策定年度</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

（注）１　５万分の１の位置図を添付すること。
２　防災情報管理システム整備のみを行う場合にあっては、「被害想定面積」は、当該システムの対象となる範囲における農業振興地域内の「農用地面積」とし、想定被害額等の欄を削除すること。

別紙様式第６号（第２関係）

利　活　用　保　全　施　設　整　備　工　事　計　画　概　要　書

１　計画概要書

<table>
<tr><td>地　区　名</td><td></td><td>局　名</td><td></td><td>県　名</td><td></td></tr>
<tr><td>関係市町村</td><td colspan="3"></td><td>事業実施主体</td><td></td></tr>
<tr><td>工事の必要性</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>工事の概要</td><td colspan="5">１　利活用保全施設

２　関連施設</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">本体工事の概要</td><td>工事名</td><td>地区名</td><td>受益面積</td><td>総事業費</td><td>工　期</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ha</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>概算工事費</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>費用の負担の方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>施設の予定管理方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>関連事業等の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

２　計画概要図
　１）位置図（２万５千分の１程度）
　２）計画平面図
　（注）本体工事とは、利活用保全施設工事を併せて行う工事をいう。

別紙様式第７号（第２及び運用１別紙２第７関係）

地域ため池総合整備事業（調査計画事業）計画概要書

１　地区概要

①地区名	
②事業実施主体	
③関係市町村名	
④計画対象面積	（ｈａ）
⑤対象ため池名	
⑥事業実施内容	
⑦総事業費（調査計画事業）	
⑧事業実施期間（調査計画事業）	

注１）「対象ため池名」について、ため池等の数が多い場合は「○○池ほか○箇所」のような記載可。

注２）第２、運用１別紙２第７に該当する場合は、変更に係る項目については上段（　）書きで変更前を記載する。

２　添付図面

(1) 位置図

(2) 計画平面図

別紙様式第８号（第２及び運用１別紙２第７関係）

地域ため池総合整備事業（総合整備事業）計画概要書

１　地区概要

<table>
<tr><td colspan="2">①地区名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②事業実施主体</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③関係市町村名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">④事業実施内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤対象ため池（水路）名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥受益面積</td><td></td><td>全　体</td><td>水　田</td><td>畑</td><td>その他農用地</td><td>農用地以外</td></tr>
<tr><td>受益面積の内訳</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦総事業費</td><td colspan="5">千円　（　　千円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧事業実施期間</td><td colspan="5">（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑨条件不利地域に関する指定</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注１）「総事業費」及び「事業実施期間」欄の（　）には、調査計画事業を含む総事業費及び工期を記載する。

注２）事業実施内容ごとに対象ため池（水路）名、受益面積（運用１別紙２別記１の１の(5)から(7)までの事業にあっては被害想定面積をいう。）を記載する。

注３）第２、運用１別紙２第７に該当する場合は、変更に係る項目については上段（　）書きで変更前を記載する。

２　添付資料

地域ため池総合整備計画

３　添付図面

(1) 位置図

(2) 計画平面図

別紙様式第９号（第２関係）

農業用河川工作物応急対策事業計画概要書

<table>
<tr><td>県名</td><td></td><td>地区名</td><td></td><td>関係市
町村名</td><td></td><td>区分</td><td></td><td>着手年度</td><td></td><td>事業主体</td><td></td></tr>
<tr><td>工作物の種類</td><td colspan="2"></td><td>所在地</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">工作物の管理者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>水　系　名</td><td colspan="2"></td><td>河川名</td><td colspan="2"></td><td>級数</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">河川管理者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">受益面積</td><td rowspan="3">総事業費</td><td colspan="6">負担区分</td><td colspan="4" rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国費</td><td rowspan="2">県費</td><td colspan="4">地元負担</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td colspan="2">賦課金</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>ha</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td colspan="2">千円</td><td>千円</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>現況</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td>計画</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td>主要工事</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">河川管理者
との協議</td><td colspan="6" rowspan="3"></td><td rowspan="2">全体事業費</td><td colspan="3">負担区分</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林側</td><td>建設側</td></tr>
<tr><td>千円</td><td colspan="2">千円</td><td>千円</td></tr>
</table>

（注）１．区分欄には、大規模、小規模の別を記入すること。
　　２．農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業の場合は、表中「河川」を「道路」に改めることとする。

別紙様式第10号（第２関係）

土地改良施設耐震対策事業計画概要書

<table>
<tr><td>地　区　名</td><td colspan="2"></td><td>所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="2"></td><td>受 益 面 積</td><td colspan="2">ｈａ</td><td>事 業 主 体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">総 事 業 費</td><td colspan="4">負　担　区　分</td><td colspan="3">備　　考</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国</td><td rowspan="2">都道府県</td><td colspan="3">地元負担金</td><td colspan="3" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>賦課金</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr>
<tr><td>事業の種類</td><td colspan="2"></td><td>施設の種類</td><td colspan="2"></td><td>事業の管理者</td><td></td></tr>
<tr><td>事 業 内 容</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>施設の諸元</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>当該地域及び当該施設の特徴並びに事業の必要性</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>採 択 要 件</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

注１）位置図及び計画平面図を添付すること
注２）事業の種類については、点検事業又は整備事業のいずれかを記入すること
注３）採択要件については、運用１別紙４における該当箇所を記入すること

別紙様式第 11 号（第２関係）

耐震対策事業計画書

第１　地区の概要

地区内の農業や生活環境に係る現状、当該施設周辺の土地利用状況、今後目指す地区の姿等について記載する。

第２　想定される地震

当該地域で発生するおそれのある地震の規模及び可能性や発生した際の地区内の想定被害等について記載する。

第３　施設の現状

点検の結果をもとに当該施設や基礎地盤の現状等について記載する。また、必要に応じて図面や写真の添付を行う。

第４　耐震補強計画

整備事業の主要工事計画について記載する。

第５　工　期

整備事業の工期について記載する。

第６　費　用

整備事業の実施に要する費用について記載する。

第７　効　用

整備事業の実施により生ずる災害防止効果等について記載する。

第８　位置図及び一般計画平面図

別紙様式第 12 号（第２関係）

農村災害対策整備事業（調査計画事業）計画書

１　地区概要

<table>
<tr><td>①地区名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>②事業実施主体</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>③都道府県名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>④関係市町村名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑤関係土地改良区名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑥計画対象面積</td><td colspan="3">（ｈａ）</td></tr>
<tr><td>⑦事業実施内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑧総事業費（調査計画事業）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑨事業実施期間（調査計画事業）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑩災害防除に関する地域指定</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑪甚大な災害諸元</td><td>発生日</td><td>災害名</td><td>被害額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>激甚災害指定状況</td><td>局激基準被害状況</td><td>災害救助法適用基準</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

２　添付図面
（1）位置図
（2）計画平面図
（3）現況施設の点検結果

別紙様式第 13 号（第２関係）

農村災害対策整備事業（整備事業）計画書

1　地区概要

<table>
<tr><td colspan="2">①地区名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②事業実施主体</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③都道府県名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">④関係市町村名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤関係土地改良区名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">⑥整備事業対象面積</td><td>全　体</td><td>水　田</td><td>畑</td><td>その他農用地</td><td>農用地以外</td></tr>
<tr><td>対象面積の内訳</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦事業実施内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧総事業費</td><td colspan="5">千円　（　　千円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑨事業実施期間</td><td colspan="5">（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑩条件不利地域に関する指定</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑪災害防除に関する地域指定</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">⑫甚大な災害諸元</td><td>発生日</td><td colspan="2">災害名</td><td colspan="2">被害額</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>激甚災害
指定状況</td><td>局激基準
被害状況</td><td colspan="2">災害救助法
適用基準</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注１）「総事業費」には、事業費を記載する。
注２）「総事業費」及び「事業実施期間」欄の（　）には、調査計画事業を含む総事業費及び工期を記載する。

2　添付資料
農村災害対策整備計画

3　添付図面
(1) 位置図
(2) 計画平面図

別紙様式第 14 号（第２関係）

施設長寿命化計画の概要

<table>
<tr><td rowspan="6">1
施設の概要</td><td>施設名称</td><td colspan="2">造成工期</td><td>受益面積</td><td>造成事業</td><td>施設管理者</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>着工</td><td>完成</td><td>ha</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施設構造</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>施設規模</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業実施理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">2
調査結果概要</td><td>予備調査結果概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>一般調査結果概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>詳細調査結果概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>診断結果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3
機能保全対策
概要</td><td>対策工法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策時期</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策費用</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4
機能保全
コスト</td><td>機能保全コスト</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>コスト削減効果
※</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>5
備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※コスト削減効果については、従来の対応を行った場合と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別紙様式第 15 号（第２関係）

農用地災害防止ため池整備計画

１　地区の現況

都道府県名		地区名		所在地	
地形・地質 土質・気象					
地域農業 の現状					
既往の 災害状況					
地域防災計画 等における 位置付け					
地域指定等					

２　課題及び整備方針

地域農業の 課題と振興方 向	
地域防災の 現状と課題	
地域防災の 取組方向と 整備方針	

3　ため池群整備工事の概要

<table>
<tr><td colspan="2">整備の必要性</td><td colspan="8">※ため池が群である理由を記載。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">整備内容</td><td colspan="4">対象施設</td><td colspan="4">事業量</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施主体</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">事業実施期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">受益面積（ha）</td><td colspan="4">防災受益面積（ha）</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>田</td><td>畑</td><td>樹園地</td><td>その他</td><td>計</td><td>水田</td><td>畑</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">被害額（千円）</td><td rowspan="2">人命
（人）</td><td colspan="2" rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>作物</td><td>農地</td><td>農業用
施設</td><td>公共施設</td><td>家屋
その他</td><td>計</td><td>うち
農外分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">総事業費（千円）</td><td colspan="8">負担区分（%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">国</td><td colspan="2">県</td><td colspan="2">市町村</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="10">関連事業等の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業名・地区名</td><td>事業実施
主体</td><td colspan="2">事業実施期間</td><td colspan="4">事業内容</td><td colspan="2">総事業費（千円）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注）ため池群整備工事の事業計画の対象とするため池の一覧を添付すること。

４　ため池群管理体制整備事業の概要

<table>
<tr><td>管理体制の現状</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>管理の今後の
基本方針</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>関係者の合意状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業実施内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="2"></td><td>事業実施期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">総事業費（千円）</td><td colspan="5">負担区分（%）</td></tr>
<tr><td>国</td><td>県</td><td colspan="2">市町村</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

注１）ため池群管理体制整備事業の事業計画の対象とするため池の一覧を添付すること。

注２）ため池群整備工事のみを実施する場合は記載しない。

5　ため池群整備工事の実施により発生する災害防止効果

（千円）

要因別＼被害区分		作物	農地	農業用施設	農漁家	公共資産	一般資産	効果額
湛水被害	事業なかりせば年被害額①							
	現況年被害額②							
	事業ありせば年被害額③							
	年被害軽減額④（更新分）							
	年被害軽減額⑤（新設･機能向上分）							
・・・	事業なかりせば年被害額①							
	現況年被害額②							
	事業ありせば年被害額③							
	年被害軽減額④（更新分）							
	年被害軽減額⑤（新設･機能向上分）							
計	事業なかりせば年被害額①							
	現況年被害額②							
	事業ありせば年被害額③							
	年被害軽減額④（更新分）							
	年被害軽減額⑤（新設･機能向上分）							

別紙様式第 16 号（第２関係）

土地改良施設豪雨対策事業（調査計画事業）計画概要書

<table>
<tr><td>実施年度</td><td colspan="2"></td><td>県　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>地 区 名</td><td colspan="2"></td><td>事業実施主体</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域の現況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">採択要件</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">項目及び総事業費</td><td rowspan="3">項　目</td><td rowspan="3">数量</td><td colspan="6">総　事　業　費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国　費</td><td rowspan="2">県　費</td><td colspan="4">地元負担金</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>賦課金</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>合　計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）１　総事業費の積算の基礎資料を添付すること。

２　事業予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。

別紙様式第 17 号（第２関係）

土地改良施設豪雨対策事業（整備事業）計画概要書

<table>
<tr><td>地　区　名</td><td colspan="2"></td><td>所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="2"></td><td>防災受益面積</td><td colspan="2">ｈａ</td><td>事業実施主体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">総 事 業 費</td><td colspan="5">負　担　区　分</td><td colspan="2">備考</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国</td><td rowspan="2">都道府県</td><td colspan="3">地元負担金</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>賦課金</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr>
<tr><td>当該地域及び当該施設の特徴並びに事業の必要性</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>当該地域の整備方針</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>採 択 要 件</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">整 備 内 容</td><td colspan="2">対象施設</td><td>事業量</td><td>事業費（内訳）</td><td colspan="2">事業内容</td><td>施設管理者</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

注）位置図及び計画平面図を添付すること。

別紙様式第18号（第２関係）

地域排水機能強化計画

第１　地域概要

農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）、排水状況（土地利用の変動状況）等について記載する。

第２　想定される被害

既往の豪雨災害状況や築造後における自然的・社会的状況の変化による湛水被害を生ずるおそれの有無、被害が発生した際の地区内の想定被害状況、想定被害額等について記載する。

第３　施設の現状

土地改良施設の現状、周辺の住宅や公共施設の状況、豪雨に対する機能評価結果等について記載する。

第４　課題及び整備方針

豪雨災害に対する地域の課題、排水機能を総合的に強化するために必要となる整備事業の実施方針及びその費用、期待される効果等について記載する。

第５　土地改良施設豪雨対策事業の内容

１．事　業　概　要

<table>
<tr><td colspan="2">地　区　名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">所　在　地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工　期</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">事業実施主体</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="4">防災受益面積（ha）</td><td rowspan="2">総事業費
（千円）</td><td colspan="4">負担区分（%）</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>水田</td><td>畑</td><td>その他</td><td>計</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">想定被害額（千円）</td><td colspan="3">備　考</td></tr>
<tr><td>作物</td><td>農地</td><td>農業用
施設</td><td>公共
施設</td><td>家屋
その他</td><td>計</td><td>うち
農外分</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

２．整　備　内　容

対象施設名	事業内容	事業量	概算事業費	予定工期	施設管理者	受益面積	備考
計	－	－			－		

注）位置図及び計画平面図を添付すること。

運用１別紙１

Ⅰ．防災ダム事業
Ⅱ．ため池等整備事業
Ⅲ．湛水防除事業
Ⅳ．農地保全整備事業
Ⅴ．農村地域環境保全整備事業
Ⅵ．地盤沈下対策事業
Ⅶ．地域ため池総合整備事業
Ⅷ．農業用河川工作物応急対策等事業
Ⅸ．土地改良施設耐震対策事業
Ⅹ．農村災害対策整備事業
Ⅺ．ため池群整備事業
Ⅻ．土地改良施設豪雨対策事業

Ⅰ.防災ダム事業

１　事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修（以下この運用１別紙において「防災ダム工事」という。）

(2) 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な農業用ため池等の改修（(1)に掲げるものに該当するものを除く。）、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備（以下この運用１別紙において「防災ため池工事」という。）

(3) 耐震性の向上のための農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修（以下この運用１別紙において「地震対策ため池防災工事」という。）

(4) 防災ダム等の保全、管理及び利活用上必要な施設の新設又は改修であって、(1)又は(2)の工事と併せて行うもの（以下この運用１別紙において「防災ダム等利活用保全施設整備工事」という。）

２　要件

１の(1)から(3)までの事業にあっては、次の要件に該当するものとする。

(1) 防災ダム工事

受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの。ただし、台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第７号）第３条第１項の規定に基づき指定された地域をいう。）、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第１項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された地域をいう。）であって、次に掲げる要件のすべてに該当する地域（以下この運用１別紙において「特例地域」という。）において行うものの受益面積については、おおむね 70 ヘクタール以上とする。

ア　当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去 10 か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第５条第１項の規定に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域であること。

イ　将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。

(2) 防災ため池工事

ア　豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な農業用ため池の改修、附帯施設の整備にあっては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあっては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。

(ｱ)　大規模事業

a　受益面積がおおむね 100 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 70 ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの。ただし、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項に基づく指定地域（以下この運用１別紙において「離島」という。）にあっては、受益面積がおおむね 40 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 30 ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの

b　洪水調節容量が 10 万立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が１億円以上のものであって、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの

(ｲ)　小規模事業

a　受益面積がおおむね 10 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね７ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね５ヘクタール（運用１別紙１別表第１に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね 3,000 万円以上のもののかんがい受益面積については、おおむね２ヘクタール）以上のものであって、総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

b　洪水調節容量が５千立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が 1,000 万円以上のものであり、かんがい受益面積がおおむね５ヘクタール（運用１別紙１別表第１に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね 3,000 万円以上のもののかんがい受益面積については、おおむね２ヘクタール）以上のものであって、総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

イ　アと併せ行う農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあっては、対策の対象となる農地面積が 10 ヘクタール以上であり、次に掲げるもの

(ｱ)　対象農地の排水先にあたる排水施設の整備

(ｲ)　対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備

(ｳ)　対象農地の関連整備

(3) 地震対策ため池防災工事

大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池の改修であって、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第２条第１項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があり、かつ、総事業費がおおむね 800 万円以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

ア　大規模事業

次のいずれかに該当するもの

(ｱ)　受益面積がおおむね 70 ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの

(ｲ)　受益面積がおおむね７ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね２ヘクタール以上であって、想定被害額（農外）が３億円以上

のもの

イ　小規模事業

受益面積がおおむね７ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね２ヘクタール以上のもの

３　事業実施主体

都道府県又は市町村（防災ダム工事、防災ため池工事及び防災ダム等利活用保全施設整備工事にあっては、都道府県に限る。）

Ⅱ.ため池等整備事業

１　事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) ため池整備工事

ア　築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下この運用１別紙において「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備

イ　築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する複数の農業用ため池の多面的な整備を図ることを目的として都道府県又は市町村が策定する総合的なため池総合整備計画（以下この運用１別紙において「ため池再編総合整備計画」という。）に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

ウ　災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ（以下この運用１別紙において「ため池機能保全工事」という。）

エ　ため池の水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農作業の効率の低下を防止するために必要な農業用用排水施設の新設、廃止又は変更（以下この運用１別紙において「農作物等の生育阻害等を防止する工事」という。）であってア又はイと併せ行うもの

オ　洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更（以下この運用１別紙において「管理施設の整備」という。）であってア又はイと併せ行うもの

カ　ため池の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更（以下この運用１別紙において「ため池利活用保全整備工事」という。）であって、次のいずれかに該当するもの

ａ　アと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更並びに過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号。以下「過疎法」という。）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限

り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）、振興山村及び半島振興地域（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された地域をいう。）において行う地域の活性化を図る施設（以下この運用１別紙において「地域活性化施設」という。）のための用地造成又は整備

b　イと併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設若しくは変更

c　地域防災の観点から緊急時における有効活用を図るためのため池の変更又は附帯する取水施設、管理施設等利活用上必要な施設等の新設若しくは変更（以下この運用１別紙において「地域防災のための施設の整備」という。）であって、ア若しくはイと併せ行うもの

d　ア又はイと併せ行う地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用するための処理

(2) ため池整備工事（特別対策型）

ア　災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備

イ　ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備

ウ　中山間地域において、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する単一又は複数の旧農業用ため池の廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備

エ　ア又はイ及びウと併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事

オ　ア又はイ及びウと併せ行う管理施設の整備

カ　ため池利活用保全整備工事であって、次のいずれかに該当するもの

a　ア又はウと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設若しくは変更

b　イ又はウと併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設若しくは変更

c　地域防災のための施設の整備であって、ア、イ又はウと併せ行うもの

d　ア、イ又はウと併せ行う地域資源の有効活用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用するための処理

(3) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）

ア　災害発生の防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害が生ずるおそれがあるものの新設、廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備

イ　とりわけ甚大な被害を生ずるおそれがある農業用ため池を対象とする「ため池再編総合整備計画」に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

ウ　ア及びイと併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事

エ　ア及びイと併せ行う管理施設の整備

オ　ため池利活用保全整備工事であって、次のいずれかに該当するもの

a　ア又はイ（イのうち農業用用排水路を除く。）と併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設若しくは変更

b　地域防災のための施設の整備であって、ア若しくはイと併せ行うもの又はア若しくはイを過去に実施したため池において行うもの

(4) ため池水質改善工事

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えてい

るため池の水質を改善するために必要な工事

(5) 用排水施設整備工事

ア　築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

イ　流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用用排水施設の新設又は変更

ウ　風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ダメ堰堤、水路等の新設又は変更（以下この運用１別紙において「土砂の崩壊を防止する工事」という。）

エ　ため池以外の農業用用排水施設等の保全、利活用上必要な施設の新設若しくは変更又は地域活性化施設の用地造成若しくは整備（以下この運用１別紙において「用排水施設等利活用保全整備工事」という。）であって、ア、イ又はウ（地域活性化施設の用地造成、整備にあってはア及びイを除く。）と併せ行うもの

(6) 湖岸堤防工事

ア　湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防、樋門の新設、変更等

イ　用排水施設等利活用保全整備工事であって、アと併せ行うもの

(7) ため池等農地災害危機管理対策事業

災害発生のおそれがあるため池、農業用用排水施設及び農用地の保全上必要な施設その他の農業用施設及び農用地（以下この運用１別紙において「農業施設等」という。）について、その防災・減災又は当該農業施設等の被災による被害の程度が大きいと想定される地域についての一体的な防災・減災を目的として都道府県、市町村等が定める危機管理対策計画（以下この運用１別紙において「農地災害危機管理対策計画」という。）に基づき実施する事業であって、次に掲げる内容のいずれかに該当するもの

ア　農業施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステム（以下この運用１別紙において「防災情報管理システム」という。）の整備

イ　農業施設等の危機管理機能を向上させるための施設の整備

ウ　農業施設等に係るハザードマップ作成のための調査、試験、測量等の実施

エ　農業施設等の防災・減災のために必要な計画及び体制の整備並びに当該計画及び体制に基づいて行う活動

(8) ため池緊急防災対策事業

人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)まで及び(10)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調査及び検討を行い実施計画を策定する。

(10)ため池緊急防災体制整備促進事業

ア　監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置、監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等の実施

イ　緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施

ウ　減災対策の実施

地域における減災の意識を醸成するために必要な、ハザードマップの作成及びこれを活用した防災訓練の実施

エ　地域防災上のリスク除去

農業用又は旧農業用ため池の廃止

オ　ハード整備の着手促進

ハード整備の着手に必要な、ため池敷地の所有者を確定させる上で必要な相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

2　要件

(1) 大規模事業（１の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)、(8)、(9)並びに(10)に掲げる場合を除く。）

ア　都道府県が行うもの

a　受益面積がおおむね 400 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね 100 ヘクタール）以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあってはイの a の基準による

b　総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの

イ　ア以外のものが行うもの

a　受益面積がおおむね 200 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね 60 ヘクタール）以上のもの

b　総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの

ウ　ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね 3,500 万円以上のもの

(2) 小規模事業（１の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)、(8)、(9)並びに(10)に掲げる場合を除く。）

ア　都道府県が行うもの

a　受益面積がおおむね 20 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね 10 ヘクタール（運用１別紙１別表第１に掲げる地域において行われるものにあっては、おおむね５ヘクタール）、高度な技術を要する場合にあっては、２ヘクタール）以上のもの

b　総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

イ　ア以外のものが行うもの

a　受益面積がおおむね 20 ヘクタール（運用１別紙１別表第１に掲げる地域において行われるものにあっては、おおむね５ヘクタール）以上のもの

ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあっては、おおむね 10 ヘクタール未満のもの

b　総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

ウ　ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね 3,500 万円以上のもの

(3) 中山間地域において行うため池整備工事（１の (1)のア及び(2)のアの工事）、ため池整備工事（都市型緊急整備事業）（１の(3)のアの工事）及びため池水質改善工事（１の(4)の工事）

ア　大規模事業

(ｱ)　都道府県が行うもの

ａ　受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの

ただし、奄美群島及び離島において行うものにあっては、(ｲ)のａの基準による

ｂ　総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

(ｲ)　(ｱ)以外のものが行うもの

ａ　受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの

ｂ　総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ　小規模事業

(ｱ)　都道府県が行うもの

受益面積がおおむね５ヘクタール（高度な技術を要する場合にあっては、２ヘクタール）以上で、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(ｲ)　(ｱ)以外のものが行うもの

受益面積がおおむね10ヘクタール以上で、総事業費がおおむね800万円以上のもの

ウ　ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

(4) 中山間地域において行う用排水施設整備工事

ア　大規模工事

(ｱ)　都道府県が行うもの

ａ　受益面積がおおむね200ヘクタール以上のもの

ただし、奄美群島及び離島において行うものにあっては、(ｲ)のａの基準による

ｂ　総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

(ｲ)　(ｱ)以外のものが行うもの

ａ　受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの

ｂ　総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ　小規模事業

(ｱ)　都道府県が行うもの

受益面積がおおむね20ヘクタール以上で、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(ｲ)　(ｱ)以外のものが行うもの

受益面積がおおむね10ヘクタール以上で、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(5) 湖岸堤防工事及び土砂の崩壊を防止する工事

ア　都道府県が行うもの

ただし、奄美群島及び離島で行うものにあってはイの基準による

(ｱ)

ａ　湖岸堤防工事にあっては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの

ｂ　土砂の崩壊を防止する工事にあっては、受益面積がおおむね５ヘクタール以上のもの

(ｲ)　総事業費がおおむね800万円以上のもの

イ　ア以外のものが行うもの

(ｱ)　大規模事業

ａ　受益面積がおおむね200ヘクタール以上のもの（土砂の崩壊を防止す

る工事に係るものを除く。）

b　総事業費がおおむね8,000万円以上のもの

(ｲ)　小規模事業

a　受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの（土砂の崩壊を防止する工事に係るものを除く。）

b　総事業費がおおむね800万円以上のもの

(6) ため池整備工事（１の(1)のア又は(2)のア若しくはウに掲げる場合を除く。）及び都市型緊急整備事業（１の(3)のアに掲げる場合を除く。）

ア　受益面積がおおむね５ヘクタール（中山間地域で行われるものにあっては、おおむね２ヘクタール）以上のもの

イ　総事業費がおおむね800万円以上のもの

ウ　ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費が3,500万円以上のもの

(7) ため池等農地災害危機管理対策事業

災害の発生するおそれが高く、若しくは周辺への影響が著しく大きい農業施設等又は同一市町村若しくは関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積（以下この運用１別紙において「被害想定面積」という。）の合計がおおむね10ヘクタール以上（中山間地域又は地震対策上緊急性の高い地域にあってはおおむね５ヘクタール以上）である地域の一体的な防災・減災を目的とした、当該農業施設等についての農地災害危機管理対策計画を事業実施主体が策定していること。

(8) ため池緊急防災対策事業

貯水量がおおむね1,000立方メートル以上又は受益面積0.5ヘクタール以上のため池を対象とするものであること。

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)まで及び(10)に掲げる事業においては団体が行うものであり、実施期間は１年以内とする。

(10)ため池緊急防災体制整備促進事業

ア　１の(10)のアからウまでの事業にあっては次に該当するもの

a　施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池であって、受益面積がおおむね２ヘクタール以上のもの

b　事業の完了までに運用１に規定しているため池の整備を実施する見込みがあるもの又は実施しているもの

イ　１の(10)のエの事業にあっては、施設が決壊した場合に下流へ影響を与えるおそれがある等のため池であること。

ウ　１の(10)のオの事業にあっては、次のいずれかに該当するもの

a　１の(10)のエの事業を実施するために行うものにあってはイの要件

b　a以外の場合はアの要件

３　事業実施主体

都道府県又は団体（市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものをいう）。（ただし、ため池整備工事（特別対策型）において旧農業用ため池の整備・改修を行う場合は、都道府県又は市町村に限る。ため池等農地災害危機管理対策事業にあっては災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき防災に関する責務を有する都道府県、市町村及び土地改良区に限る。ため池緊急防災対策事業にあっては、都道府県に限る。ため池整備工事のうち、アの工事であって受益面積が10ヘクタール以上のもの及び流域開発等の他動的要因による溢水被害防止のための農業用用排水施設の新設・改修を行う場合の大

規模事業にあっては、都道府県に限る。実施計画策定にあっては、団体に限る。１の(10)のエ及びオ（農業用又は旧農業ため池の廃止に係るものに限る。）を行う場合は、都道府県又は市町村に限る。）

Ⅲ.湛水防除事業

１　事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 排水施設整備対策工事

ア　既存の農業用用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修（以下この運用別紙において「排水施設整備工事」という。

イ　同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用用排水施設により排水される河川等をいう。）に係る地域である等、排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）（以下この運用１別紙において「排水管理施設整備工事」という。）

ウ　アにより整備された農業用用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更（以下この運用１別紙において「湛水防除施設改修工事」という。）

(2) クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網（以下この運用１別紙において「クリーク」という。）の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地

２　要件

(1) 大規模事業

ア　排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

a　受益面積がおおむね 400 ヘクタール（離島にあっては、受益面積がおおむね 300 ヘクタール）以上のもの

b　総事業費がおおむね５億円以上のもの

イ　排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね 1,000 ヘクタール以上のもの

ウ　クリーク防災機能保全対策工事

受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

(2) 小規模事業

ア　排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

a　受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

b　総事業費がおおむね 5,000 万円以上のもの

イ　排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

ウ　クリーク防災機能保全対策工事

受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

３　事業実施主体

都道府県又は市町村（クリーク防災機能保全対策工事にあっては、都道府県に限る。）

4　その他

(1) 1の(1)のア及びウの事業にあっては、次のいずれかに該当するものに、1の(1)のイ及び(2)の事業にあっては、次のアに該当するものに限る。

ア　農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50パーセント未満のもの

イ　受益面積の50パーセント以上が農用地であるもの

(2) 1の事業のうち、国営総合農地防災事業（国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）第1の1に規定する事業をいう。）の受益に係る地域において、当該国営総合農地防災事業と一体となってその効果を発現するのに必要なものについては、(1)を適用しないものとし、小規模事業については、20ヘクタール以上、大規模事業については、400ヘクタール以上のものとする。

Ⅳ.農地保全整備事業

1　事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯（侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。）における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備（以下この運用1別紙において「本工事」という。）

(2) 本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる次に掲げる工事（以下この運用1別紙において「関連工事」という。）

ア　本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修

イ　農道の新設又は改修

ウ　農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修

エ　本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用用排水路、土留工等の新設又は改修（以下この運用1別紙において「シラス地域等保全対策工事」という）

オ　農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修（以下この運用1別紙において「農村地域防災施設整備工事」という。）

(3) 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除（以下この運用1別紙において「排除工事」という。）

(4) 本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発（以下この運用1別紙において「特殊農地保全整備工事」という。）

(5) 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗きょ排水若しくは整地（以下この運用1別紙において「農地機能保全対策工事」という。）

(6) 耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した「国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの（以下この運用１別紙において「国土保全機能持続対策工事」という。）

(7) 特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備（以下この運用１別紙において「特殊自然災害対策工事」という。）

(8) 実施計画策定事業

(1)から(4)、(7)から(8)に掲げる工事について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調整及び検討を行い実施計画を策定する。

２　要件

(1) 農地侵食防止工事（本工事、関連工事及び排除工事をいう。以下この運用１別紙において同じ。）にあっては次の基準による。

ア　県営事業

(ｱ)　本工事にあっては、受益面積がおおむね 50 ヘクタール（畑地等にあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上

(ｲ)　関連工事にあっては、それぞれの受益面積がおおむね５ヘクタール以上

(ｳ)　北海道が行う排除工事にあっては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上

イ　団体営事業

(ｱ)　本工事及び排除工事にあっては、それぞれの受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上

(ｲ)　関連工事にあっては、受益面積の制限は設けないものとする。

(2) 特殊農地保全整備工事（受益面積がおおむね 40 ヘクタール（優良農用地の確保に資するための農用地の整備と地域の実情に即した高付加価値農業の推進に関する計画（以下この運用１別紙において「農地保全地域高付加価値農業推進計画」という。）に基づいて行うものにあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあっては、次の基準による。（(3)に掲げる場合を除く。）

ア　ほ場整備については、受益面積がおおむね 30 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの

イ　畑地かんがいについては、受益面積がおおむね 50 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの

ウ　農地開発については、造成農用地面積がおおむね 30 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあっては、おおむね 20 ヘクタール)以上のもの

(3) 農地機能保全対策工事にあっては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

(4) 特殊自然災害対策工事にあっては、次の基準による。

ア　活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 19 条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること。

イ　土壌改良にあっては、アのほか、取扱第５の(23)の要件を満たしていること。

(5) 実施計画策定にあっては、(1)、(2)、及び(4)に掲げる工事において団体が

行うものであり、実施期間は１年以内とする。

３　事業実施主体

都道府県又は団体（農村地域防災施設整備工事にあっては、都道府県に限る。排除工事にあっては、団体に限る。（北海道の石れきの排除にあっては、道又は団体。）特殊農地保全整備工事にあっては、都道府県に限る。農地機能保全対策工事にあっては、都道府県に限る。特殊自然災害対策工事にあっては、都道府県又は団体に限る。実施計画策定にあっては、団体に限る。）

Ⅴ.農村地域環境保全整備事業

１　事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 農村地域の防災安全度の向上及び地域環境の保全を目指した農村地域環境保全計画に基づき、各種農地防災事業等を総合的かつ緊急的に実施するもの（以下この運用１別紙において「農村地域環境保全総合整備事業」という。）であって、２の要件に該当するもの

ア　複合・錯綜化した災害による農用地及び農業用施設の被害を未然に防止し、又は解消するため、防災ダム事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地保全整備事業、水質保全対策事業（一般型）又は地盤沈下対策事業を併せて行うもの（以下この運用１別紙において「農地等防災保全対策工事」という。）

イ　アの工事（農地保全整備事業のうち農地侵食防止工事以外の工事及び地盤沈下対策事業にあっては、ため池等整備事業と併せ行う場合に限る。)と併せて行うことが技術的・経済的に適当と認められる農業用用排水施設若しくは農業用道路の変更、客土又は暗渠排水（以下この運用１別紙において「関連工事」という。）

ウ　地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るために行う防災安全施設及び農地防災施設管理連絡道の整備並びに保全管理・利活用を考慮した施設の新設又は改修であってアの工事と併せて行うもの（以下この運用１別紙において「地域環境保全対策工事」という。）

(2) 石綿等（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第２条第１項第１号に規定する石綿等をいう。以下この運用１別紙において同じ。）による影響を防止するために行う次に掲げるもの（以下この運用１別紙において「特定農業用管水路等特別対策事業」という。）

ア　石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用用排水路の変更

イ　アの農業用用排水路と一体となって機能を発揮する農業用用排水路の変更

ウ　石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

２　要件

(1) 農村地域環境保全総合整備事業

ア　農地等防災保全対策工事は事業種類のうち２以上の事業を併せ行うこと

ただし、ため池等整備事業のうち、ため池工事、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設整備工事及び湖岸堤防工事を各々一の事業として扱うものとする。

イ　農地等防災保全対策工事に係る合計受益面積がおおむね 60 ヘクタール以上で、かつ、総事業費がおおむね２億円以上のもの

(2) 特定農業用管水路等特別対策事業

ア　都道府県営事業

受益面積がおおむね20ヘクタール以上であり、かつ１の(2)のア及びイを対象とするものにあっては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50パーセント以上のもの

イ　団体営事業

受益面積がおおむね10ヘクタール以上であり、かつ１の(2)のア及びイを対象とするものにあっては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50パーセント以上のもの

３　事業実施主体

都道府県（特定農業用管水路等特別対策事業にあっては、都道府県又は団体。）

Ⅵ.地盤沈下対策事業

１　事業内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う次に掲げる事業であって、２の要件に該当するもの

(1) 地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために行う農業用用排水施設の新設又は改修、農道の改修、客土又は整地

ただし、その機能低下率がおおむね30パーセント以上のものに限る。

(2) 水源を転換するために行う農業用用排水施設の新設又は改修

(3) (1)又は(2)により整備された農業用用排水施設であって、自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更

２　要件

(1) 大規模事業にあっては、受益面積がおおむね400ヘクタール以上のもの

(2) 小規模事業にあっては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの

３　事業実施主体

都道府県

Ⅶ. 地域ため池総合整備事業

地域ため池総合整備事業の運用については、運用１別紙２（地域ため池総合整備事業）によるものとする。

Ⅷ. 農業用河川工作物応急対策等事業

農業用河川工作物応急対策等事業の運用については、運用１別紙３（農業用河川応急対策等事業）によるものとする。

Ⅸ　土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設耐震対策事業の運用については、運用１別紙４（土地改良施設耐震事業）によるものとする。

Ⅹ. 農村災害対策整備事業

農村災害対策整備事業の運用については、運用１別紙５（農村災害対策整備事業）によるものとする。

Ⅺ. ため池群整備事業

ため池群整備事業の運用については、運用１別紙６（ため池群整備事業）による

ものとする。

Ⅻ．土地改良施設豪雨対策事業

土地改良施設豪雨対策事業の運用については、運用１別紙７（土地改良施設豪雨対策事業）によるものとする。

運用１別紙１別表第１（防災ダム事業、ため池等整備事業、地域ため池総合整備事業、及び農村災害対策整備事業関係）

番号	地　　域
1	地震防災対策強化地域（大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第３条第１項の規定に基づき指定された地域）
2	南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第３条第１項の規定に基づき指定された地域）（１に掲げる地域を除く。）
3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第３条第１項の規定に基づき指定された地域）
4	首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第３条に基づき指定された首都直下地震緊急対策区域（１及び２に掲げる地域を除く。）
5	旧観測強化地域及び旧特定観測地域（地震予知連絡会の今後の活動展開の検討ワーキンググループ報告書（平成 20 年２月 18 日地震予知連絡会了承）による廃止前の観測強化地域及び特定観測地域（１から４までに掲げる地域を除く。）をいう。） ①南関東及び東海地域 茨城県のうち 龍ヶ崎市　取手市　鹿嶋市　潮来市　守谷市　稲敷市　神栖市　稲敷郡（美浦村及び阿見町を除く。）　つくばみらい市（旧伊那町に限る。）　北相馬郡 埼玉県のうち さいたま市　川越市　川口市　秩父市　所沢市　飯能市　春日部市　狭山市　上尾市　草加市　越谷市　蕨市　戸田市　入間市　鳩ヶ谷市　朝霞市　志木市　和光市　新座市　八潮市　富士見市　三郷市　坂戸市　ふじみ野市　入間郡　秩父郡（横瀬町に限る。）　北葛飾郡（松伏町に限る。） 千葉県　全域 東京都　全域（新島村、神津島村、御蔵島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く。） 神奈川県　全域 山梨県のうち 甲府市　富士吉田市　都留市　山梨市　大月市　韮崎市　南アルプス市　北杜市　甲斐市　笛吹市　上野原市　甲州市　中央市　西八代郡　南巨摩郡　中巨摩郡　南都留郡　北都留郡（丹波山村を除く。）

番号	地　　域
	長野県のうち 　下伊那郡（松川町、高森町、清内路村、豊丘村及び大鹿村を除く。） 静岡県　全域 岐阜県のうち 　中津川市　恵那市 愛知県のうち 　豊橋市　豊川市　新城市　豊田市　北設楽郡 ②北海道東部 北海道のうち 　根室市　釧路郡　厚岸郡　川上郡　野付郡　標津郡(中標津町に限る。) ③秋田県西部、山形県西北部 秋田県のうち 　秋田市　能代市　由利本荘市　男鹿市　にかほ市　潟上市　山本郡　南秋田郡 山形県のうち 　酒田市　最上郡（真室川町及び鮭川村に限る。）　東田川郡（庄内町に限る。）　飽海郡 ④宮城県東部、福島県東部 岩手県のうち 　一関市　東磐井郡 宮城県のうち 　仙台市　石巻市　塩釜市　大崎市（旧鳴子町を除く。）　名取市　多賀城市　岩沼市　東松島市　栗原市　登米市　亘理郡　宮城郡　黒川郡　加美郡　遠田郡　牡鹿郡　本吉郡 福島県のうち 　いわき市　南相馬市　相馬市　双葉郡（葛尾村を除く。）　相馬郡（飯舘村を除く。） ⑤新潟県南西部、長野県北部 新潟県のうち 　長岡市　柏崎市　小千谷市　十日町市　糸魚川市　妙高市　上越市　魚沼市　南魚沼市　三島郡　南魚沼郡　中魚沼郡　刈羽郡 富山県のうち 　富山市　魚津市　滑川市　黒部市　中新川郡　下新川郡 長野県のうち 　長野市　須坂市　中野市　大町市　飯山市　千曲市　安曇野市　東筑摩郡　（旧坂北村、麻積村及び生坂村に限る。）　北安曇郡　上高井郡　下高井郡　上水内郡　下水内郡

番号	地　　域
	⑥長野県西部、岐阜県東部 長野県のうち 松本市　岡谷市　飯田市　諏訪市　伊那市　駒ヶ根市　塩尻市　上伊那郡　下伊那郡（松川町、高森町、豊丘村及び大鹿村に限る。）　木曽郡　東筑摩郡（波田町、山形村及び朝日村に限る。） 岐阜県のうち 高山市　関市　郡上市　中津川市　飛騨市　下呂市　加茂郡（七宗町、白川町及び東白川村に限る。） ⑦名古屋、京都、大阪、神戸地区 福井県のうち 敦賀市　小浜市　三方郡　三方上中郡　大飯郡 岐阜県のうち 岐阜市　大垣市　羽島市　瑞穂市　本巣市　海津市　羽島郡　養老郡　不破郡　安八郡　揖斐郡　本巣郡 愛知県のうち 名古屋市　一宮市　半田市　津島市　碧南市　西尾市　常滑市　稲沢市　東海市　大府市　知多市　高浜市　愛西市　清須市　北名古屋市　西春日井郡　海部郡　知多郡（南知多町を除く。） 三重県のうち 津市　四日市市　桑名市　鈴鹿市　名張市　亀山市　いなべ市　伊賀市　桑名郡　員弁郡　三重郡 滋賀県　全域 京都府のうち 京都市　福知山市　綾部市　宇治市　亀岡市　城陽市　向日市　長岡京市　八幡市　南丹市　乙訓郡　久世郡　綴喜郡　相楽郡 大阪府　全域 兵庫県のうち 神戸市　尼崎市　明石市　西宮市　芦屋市　伊丹市　加古川市　西脇市　宝塚市　三木市　川西市　小野市　三田市　加西市　篠山市　加東市　朝来市　丹波市　淡路市　川辺郡　多可郡　加古郡　神崎郡 奈良県のうち 奈良市　大和高田市　大和郡山市　天理市　橿原市　桜井市　御所市　生駒市　香芝市　宇蛇市　葛城市　山辺郡（山添村に限る。）　生駒郡　磯城郡　高市郡　北葛城郡

番号	地　　域
	和歌山県のうち 　　和歌山市　紀の川市　伊都郡（かつらぎ町に限る。） ⑧島根県東部 鳥取県のうち 　米子市　境港市　西伯郡　日野郡 島根県のうち 　松江市　出雲市　大田市　安来市　雲南市　八束郡　仁多郡　飯石郡　簸川郡 ⑨伊予灘及び日向灘周辺 島根県のうち 　鹿足郡（吉賀町に限る。） 広島県のうち 　広島市　呉市　大竹市　江田島市　廿日市市　東広島市　安芸郡（府中町及び海田町を除く。）　豊田郡（大崎上島町に限る。） 山口県のうち 　周南市　下松市　岩国市　光市　柳井市　大島郡　玖珂郡　熊毛郡 愛媛県のうち 　松山市　宇和島市　八幡浜市　大洲市　伊予市　西予市　伊予郡（松前町に限る。）　喜多郡　西宇和郡　北宇和郡（鬼北町に限る。）　南宇和郡 大分県のうち 　大分市　佐伯市　臼杵市　津久見市　杵築市　豊後大野市　国東市（旧国見町を除く。） 宮崎県のうち 　宮崎市（旧高岡町を除く。）　延岡市　日南市　日向市　串間市　西都市　東諸県郡（国富町に限る。）　児湯郡（西米良村を除く。）　東臼杵郡（諸塚村及び椎葉村を除く。）
6	（１）地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第十条に基づく地震調査委員会が選定した主要な活断層が通過する市町村 （２）活断層研究会編「新編日本の活断層」によるＡ級活断層が通過する市町村

運用１別紙２（地域ため池総合整備事業）

第１　趣旨

この事業は、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて地域全体の活性化に資するよう、地域に所在する複数のため池を対象に、地域ため池総合整備計画（以下この運用１別紙において「総合整備計画」という。）を策定し、同計画に基づき、防災・減災を核とし、併せて環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施するものである。

第２　総合整備計画

１　総合整備計画は、原則としておおむね10年間を計画期間とするものであり、次に掲げる事項について作成するものとする。なお、１の(1)のア、イ及びオ並びに(2)のア及びエは必ず作成するものとする。

(1) 全体基本計画

ア　地区概要

イ　防災・減災対策

(ｱ)　安全度等評価

(ｲ)　対策の種類

(ｳ)　対策の種類別の対応方針

ウ　環境・利活用対策

(ｱ)　現状と課題

(ｲ)　基本方針

エ　保全対策

(ｱ)　現状と課題

(ｲ)　基本方針

オ　添付図面

(2) 整備事業計画

ア　防災・減災事業計画

イ　環境・利活用事業計画

ウ　保全体制整備事業計画

エ　添付図面

２　１の(1)のイの(ｱ)については、ため池の安全度、想定被害等の観点から評価した結果を記載すること。

３　総合整備計画の作成に当たっては、ワークショップ等により市町村、ため池管理者、地域住民等との意見交換を行うよう努めること。

第３　事業内容

本事業を構成する調査計画事業及び総合整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

１　調査計画事業

総合整備計画を構成する全体基本計画及び整備事業計画の策定並びにこれらの計画の策定に係る調査

２　総合整備事業

総合整備計画に基づき実施する次に掲げる事業

(1) 農用地、農業用施設等の災害を防止、又は軽減するために行う運用１別紙２別記１の１の事業

(2) ため池の環境保全又は利活用を図るために行う運用１別紙２別記１の２の事業

(3) ため池の保全を図るために行う運用１別紙２別記１の３の事業

第４　事業実施主体

都道府県

第５　事業の実施

事業実施主体は、総合整備事業のうち運用１別紙２別記１の(1)から(3)までの実施に関しては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。

第６　交付要件

本事業を構成する調査計画事業及び総合整備事業の交付要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

１　調査計画事業

地域に所在する複数のため池を対象とする全体基本計画及び総合整備事業のための整備事業計画が策定される見込みがあること。

２　総合整備事業

総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業であって、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 総事業費がおおむね 3,000 万円以上であること。

(2) 運用１別紙２別記１の１の(1)のアの事業を１箇所以上実施すること。

(3) 運用１別紙２別記１の１の(1)のア、(2)及び(3)並びに２の(2)の事業にあっては、次の要件を満たすこと。

ア　大規模事業

(ｱ) 運用１別紙２別記１の１の(1)のア及び(2)並びに２の(2)の事業にあっては、受益面積がおおむね 100 ヘクタール（奄美諸島において行うものにあっては、おおむね 60 ヘクタール）以上であること。

(ｲ) 運用１別紙２別記１の１の(3)の事業にあっては、受益面積がおおむね 400 ヘクタール（奄美諸島において行うものにあっては、おおむね 200 ヘクタール）以上であること。

イ　小規模事業

(ｱ) 運用１別紙２別記１の１の(1)のア及び(2)並びに２の(2)の事業にあっては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール（運用１別紙１別表第１に掲げる地域において行うものにあっては、おおむね５ヘクタール。高度な技術を要する場合にあっては、おおむね２ヘクタール）以上であること。

(ｲ) 運用１別紙２別記１の１の(3)の事業にあっては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上であること。

(4) 運用１別紙２別記１の１の(1)のイの事業にあっては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール（高度な技術を要する場合にあっては、おおむね５ヘクタール）以上であること。

(5) 運用１別紙２別記１の１の(5)から(7)までの事業にあっては、災害の発生するおそれが高い若しくは周辺への影響が著しく大きいため池等又は同一市町村若しくは関連する流域の地域においてため池等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積（以下この運用１別紙において「被害想定面積」という。）の合計がおおむね 10 ヘクタール（地震対策上緊要性の高い地域にあっては、おおむね５ヘクタール）以上であること。

(6) 運用１別紙２別記１の２の(2)の事業にあっては、運用１別紙２別記２の３

の(2)のエの条件に該当する地域で行うこと。

(7) 運用１別紙２別記１の２の(4)の事業にあっては、農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となりうる施設、市町村が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設、防災対策上必要な施設等の用に供する土地が対象であること。

(8) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であって、運用１別紙２別記２の１の(5)の要件を満たす地域で実施する場合においては、(3)、(4)及び(5)に掲げる要件に代えて次に掲げる要件を満たすことをもって足りること。

ア　運用１別紙２別記１の１の(1)から(3)までの事業にあっては、これらの事業の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。

イ　運用１別紙２別記１の１の(5)から(7)までの事業にあっては、これらの事業の被害想定面積の合計がおおむね５ヘクタール以上であること。

ウ　運用１別紙２別記１の２の(2)の事業にあっては、受益面積がおおむね５ヘクタール（高度な技術を要する場合にあっては、おおむね２ヘクタール）以上であること。

(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、運用１別紙２別記２に掲げる事項とする。

第７　事業計画の変更

運用１別紙２別記１の１の(1)から(3)までの事業以外の事業について、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、都道府県知事は、別紙様式第７号または別紙様式第８号により地方農政局長等へ提出するものとする。

(1) 調査計画事業

ア　地区概要の変更

イ　物価又は労賃の変動によるものを除く調査計画事業の事業費の 30 パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の調査計画事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(2) 総合整備事業

ア　受益面積の 10 パーセント以上の増加又は減少

イ　事業種類の追加又は廃止

ウ　物価又は労賃の変動によるものを除く総合整備事業の事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の総合整備事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

エ　その他主な工事の著しい変更

運用１別紙２別記１（第３及び第６関係）

１　防災・減災対策

(1) 農業用ため池の改修

ア　築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下この運用１別紙２別記１において「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の改修及び附帯施設の整備

イ　築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する複数の農業用ため池の再編を図ることを目的として実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用用排水施設の新設、廃止又は改修及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

(2) ため池機能保全工事

災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ

(3) ため池下流水路整備

ため池下流にあり、老朽化又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因する脆弱化のため災害を生じるおそれのある農業用用排水路の新設又は改修及び附帯施設の整備

(4) 旧農業用ため池の廃止

旧農業用ため池の廃止及び附帯施設の整備

(5) 防災情報管理システムの整備

ため池等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備

(6) ハザードマップの作成

ため池等に係るハザードマップ作成及び作成のために必要な調査、試験、測量等の実施

(7) 危機管理向上施設の整備

ため池等の危機管理機能を向上させるための施設の整備

２　環境・利活用対策

(1) 環境保全・利活用施設の整備

ため池の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更

(2) 水質改善対策

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

(3) 安全施設の設置

ため池への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備

(4) 旧農業用ため池の廃止後の用地整備

旧農業ため池の廃止後の埋立及び池敷内又は埋立後の土地造成に係る整備

３　保全対策

(1) 地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動

ため池の防災・減災、環境保全等に資する地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動の実施

運用１別紙２別記２（第６関係）

１ 共通事項

(1) 第６の２の(3)のアの大規模事業の対象とするため池にあっては、第６の２の(3)のアに掲げる要件のほか、次の要件を満たすこと。

ア　堤高がおおむね 10 メートル以上又は貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上のもの

イ　当該ため池の決壊による想定被害額（以下この運用１別紙２別記２において「想定被害額」という。）がおおむね１億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等）以外の想定被害額が 5,000 万円以上を占め、さらに、関係市町村住民 100 名以上の生命に危険が予測されるもの

(2) 運用１別紙２別記１に掲げる事業のうちため池の整備に係る事業の対象となるため池にあっては、ため池に関係する農家が２戸以上であること。

(3) 運用１別紙２別記１の１の(4)から(7)までの事業を実施する場合の事業費のうち国の補助金を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(4) 「地震対策上緊要性の高い地域」（第６の２の(5)の「地震対策上緊要性の高い地域」をいう。以下この運用１別紙２別記２において同じ。）とは、運用１別紙１別表第１に掲げる地域をいう。

(5) 第６の２の(8)の自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域とは、ア及びイの要件を満たす市町村をいう。

ア　次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

(ｱ) 過疎法第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域

(ｲ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村

(ｳ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(ｴ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(ｵ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定農山村地域

(ｶ) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ　次に掲げる要件のいずれかを満たす地域を含む市町村

(ｱ) 傾斜度が 20 分の１以上の水田面積が当該市町村の全水田面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること

(ｲ) 傾斜度が８度以上の畑面積が当該市町村の全畑面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること

(ｳ) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条第１項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべり危険地が存すること

(ｴ) 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止する必要がある地域が存すること

ウ　この(5)でいう市町村とは、2005 農林業センサス調査で区分する市町村とする。

2 防災・減災対策

(1) 農業用ため池の改修

運用１別紙２別記１の１の(1)のイにあっては、ため池の農業的利用を基本としつつ、地域の防災安全度の向上、水利用の合理化、ため池管理の効率化並びに水辺環境の保全及び活用に資すること。

(2) ため池機能保全工事

運用１別紙２別記１の１の(2)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア　貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上であること。

イ　ため池の安全性を損なわないこと。

(3) 旧農業用ため池の廃止

運用１別紙２別記１の１の(4)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア　廃止する旧農業用ため池の貯水量の合計がおおむね 1,000 立方メートル以上であること。

イ　廃止する旧農業用ため池について埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共・公益的施設、地域活性化施設（市町村、農協等が地域の活性化を図るために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、運動広場等をいう。以下同じ。）等に供されるものであること。

ウ　事業完了後の維持管理計画が作成されていること。

(4) ハザードマップの作成

運用１別紙２別記１の１の(6)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア　ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知するものとする。

イ　ハザードマップの作成に当たっては、ワークショップを開催する等により関係住民等との意見交換を行うよう努めること。

(5) 危機管理向上施設の整備

運用１別紙２別記１の１の(7)の危機管理向上施設は、雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等をいう。

3 環境・利活用対策

(1) 環境保全・利活用施設の整備

運用１別紙２別記１の２の(1)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア　対象となるため池は、運用１別紙２別記１の１の(1)又は(2)であって本事業で整備されるもの、過去に整備（他事業による整備を含む。）が行われたもの等とする。

イ　環境保全・利活用施設は、次に掲げるものとする。

(ｱ) 親水・景観保護のための施設

親水護岸又はこれらに類するもの

(ｲ) 生態系保全のための施設

蛍ブロック、魚巣ブロック、草生又はこれらに類するもの

(ｳ) 適切な利用と保全を図るための施設

安全管理上必要な巡回用道路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。

(ｴ) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路、遊水池等の整備

(ｵ) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備
(ｶ) (ｴ)又は(ｵ)と併せ行う土砂ダメ堰堤等の管理施設の整備
ウ　しゅんせつを行う場合にあっては、次のいずれかに該当するものとする（代替工事として嵩上げ工事を含む）。
(ｱ) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要件に該当するもの
a　貯水量がおおむね 30 万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上のもの
b　貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上 30 万立方メートル未満、堤高がおおむね 10 メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね３万立方メートル以上のもの
(ｲ) 池敷池内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの
(2) 水質改善対策
運用１別紙２別記１の２の(2)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。
ア　水質改善対策は、次に掲げるものとする。
(ｱ) 水質を改善するために必要な農業用用排水施設の新設又は改修
(ｲ) 水質浄化施設整備
a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備
(ｳ) ため池のしゅんせつ
イ　ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること
ウ　農家・地域住民・行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること
エ　第６の２の(6)を満たしているかどうかの判定は、運用２（水質保全対策事業）第１の２の(1)に掲げる条件を準用するものとする。
(3) 旧農業用ため池の廃止後の用地整備
運用１別紙２別記１の２の(4)にあっては、次に掲げる事項に該当すること。
ア　全体基本計画に位置づけられ、かつ、総合整備事業で廃止されるため池において行うことができるものとする。
イ　用地整備は、次に掲げるものとする。
(ｱ) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設であって本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地
(ｲ) 市町村が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地
(ｳ) 市町村が実施主体となって、過疎法第８条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）
(ｴ) 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地
(ｵ) がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）
4 保全対策
地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動
運用 1別紙 2別記１の３にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

(1) 対象となるため池において、ため池の受益農家、地域住民等で構成されるため池の防災･減災、生態系･景観等の環境保全等に資するための協議会（以下この運用１別紙２別記２において「ため池保全協議会」という。）が組織されていること又は本事業の完了までに組織されることが見込まれること

(2) 事業の内容は、ため池保全協議会の設立、ため池の受益農家、地域住民等で行うため池の防災･減災、希少種の移植・外来生物の駆除等のため池の生態系・景観等の保全のための活動、パンフレットの作成、防災･減災、希少種・景観・環境配慮工法等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催等とする。

運用１別紙３　（農業用河川工作物応急対策等事業）

第１　趣旨

農業用河川工作物の構造が不適当若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物(道路を横断する水管橋、水路橋及び農道橋等をいう。以下同じ。)について整備補強等の改善措置を講じ、洪水、高潮及び地震等による災害の未然防止を図るため、農業用河川工作物応急対策等事業（以下この運用１別紙において「事業」という。）を実施する。

第２　事業の内容、交付要件及び事業実施主体

本事業の種類毎の事業の内容、交付要件及び事業実施主体は次のとおりとする。

１　農業用河川工作物応急対策事業

(1) 大規模事業

ア　事業の内容

農業用河川工作物（頭首工、水門。樋門、樋管、橋梁等をいう。以下この運用１別紙において「工作物」という。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備（以下この運用１別紙において「整備補強等」という。）であって、その総事業費がおおむね１億円以上のものをいう。ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく指定地域（以下この運用１別紙において「離島」という。）にあっては、5,000 万円以上のものをいう。

イ　事業実施主体

都道府県

(2) 小規模事業

ア　事業の内容

工作物の整備補強等であって、その総事業費がおおむね 800 万円以上１億円未満のものをいう。ただし、都道府県又は市町村以外のものが行うもの並びに離島及び奄美群島にあっては、800 万円以上 5,000 万円未満のものをいう。

イ　事業実施主体

(ｱ) 都道府県

(ｲ) 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下この運用１別紙において「団体」という。）

２　農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

(1) 事業の内容

農業用道路横断工作物の耐震補強整備であって、その総事業費がおおむね 800 万円以上のものをいう。

(2) 事業実施主体

都道府県又は団体

第３　事業の実施

新たに交付金を充当して本事業を行おうとする者は、事業計画書を作成するものとしその作成に当たり土地改良法の手続きによらない場合にあっても「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地Ｃ第 375 号農地局長通達）」及び「団体営土地改良事業または数人が共同して行う土地改良事業の計画の作成について（昭和 42 年 11 月 7 日付け 42 農地Ｃ第 446 号農地局長通達）」の土地改良事業計画書の取扱いに係る規定を準用するものとする。

第４　事業の対象工作物

本事業の対象とする工作物は次のとおりとする。

１　農業用河川工作物応急対策事業

(1) 工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。

(2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。

(3) (1)の対策基準とは、「農業用河川工作物の応急対策について（昭和 52 年７月 19 日付け 52 構改Ｄ第 516 号（設）構造改善局長通知）」の別添覚書の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、当該通知の適用に当たっては、当該通知の別添覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。

２　農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。）。

第５　事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、運用１別紙３別記様式により、地方農政局長に報告するものとする。なお、団体が行う事業にあっては、都道府県を通じて報告するものとする。

１　主要な工事計画の著しい変更

２　物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 20 パーセント以上の変動(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

第６　助成

１　助成経費

国は、別に定めるところにより本事業に関連して必要となる運用１第４に掲げる経費について､予算の範囲内において事業実施主体に助成するものとする。

２　その他

国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

ただし、工事費に対して次に示す割合以上は都道府県において負担するものとする。

総　事　業　費	都道府県	奄　　美	離　　島
１億円以上	37/100	26/100	36/100
５千万円以上１億円未満	42/100	26/100	36/100
８百万円以上５千万円未満	32/100	24.4/100	34/100

注：「都道府県」には、離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。）の区域は含まないものとする。

運用１別紙３別記様式（第５関係）

事業計画変更手続報告書

番　号

年月日

農林水産省農村振興局長

地　方　農　政　局　長　殿

都道府県知事

（注１）農業用河川工作物応急対策等事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。（注１）

（注２）農業用河川工作物応急対策等事業〇〇地区の事業計画の変更について、別紙のとおり〇〇〇長より提出があったので、報告する。（注２）

（注１）都道府県が事業計画の変更を報告する場合

（注２）都道府県が団体からの事業計画の変更提出書類を報告する場合

運用１別紙３別記様式の別紙

<table>
<tr><td>地　区　名</td><td></td><td>局　名</td><td></td><td rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の経緯</td><td>採択年度</td><td>着工年度</td><td colspan="2">○年までの進捗率（事業費ベース）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td>現　計　画</td><td>変 更 計 画</td><td>増△減</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td>事　業　費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>投 資 効 率</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>所得償還率</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>変更の要旨</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>変 更 項 目
及 び 要 件</td><td>項　目</td><td>現計画</td><td>変更計画</td><td>増△減</td><td>増△減の内訳又は理由</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

運用１別紙４（土地改良施設耐震対策事業）

第１　趣旨

環太平洋地震帯に位置し、地殻変動が激しい我が国は、世界でも有数の地震大国である。一方、農業用用排水施設をはじめとする土地改良施設が、大規模地震による被害を受けると、復旧するまでその使用が不可能となり農業生産に悪影響を与えるだけでなく、施設の損傷等により周辺の農用地や宅地等にも甚大な被害を与えるおそれがある。

このため、土地改良施設耐震対策事業（以下この運用１別紙において「本事業」という。）により、土地改良施設の耐震点検を行い、必要に応じ当該施設について耐震改修を実施し、地震による被害の未然防止を図るものとする。

第２　事業の内容

本事業の種類及び事業の内容は、次のとおりとする。

１　点検事業

土地改良施設の耐震点検及び必要に応じた耐震対策事業計画の策定

２　整備事業

耐震対策事業計画に基づく耐震改修の実施

第３　事業実施主体

都道府県

第４　交付要件

本事業の対象は、下記のすべてを満たす土地改良施設とする。

１　地域

次のいずれかの地域に存在するもの

(1) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年６月 15 日法律第 73 号）に基づく地震防災対策強化地域

(2) 地震に係る特別措置法に基づく地震防災対策推進地域

(3) 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域

２　対象施設

地震による被害が生じた場合に、次のいずれかに被害を与えるおそれがある土地改良施設

(1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道若しくは迂回路のないもの、受益面積 100 ヘクタール以上の農道又はその他公共施設のうち重要なもの

(2) 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なもの

(3) 人家 10 戸以上

(4) 農地 10 ヘクタール以上（農地５ヘクタール以上 10 ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地 10 ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの（人家１戸が農地１ヘクタールに相当するとみなして算定）を含む。

３　総事業費

整備事業に係る総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

第５　事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったとき

は、運用１別紙４別記様式により、地方農政局長等に報告するものとする。

１　主要な工事計画の著しい変更

２　物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 20 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第６　助成

１　助成経費

国は、本事業に関連して必要となる次の費用につき、別に定めるところにより予算の範囲内において都道府県に助成するものとする。

(1) 点検事業

運用１別紙４別表１に掲げる工事費及び効果促進事業

(2) 整備事業

運用１別紙４別表２に掲げる工事費及び効果促進事業

２　その他

本事業の実施に要する費用のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

運用１別紙４別表１（第６の１の(1)関係）

費　目	工　　種	事　　業　　内　　容
工事費	点検及計画作成費	事業の施行に必要な調査、試験、測量及び計画の作成に要する費用
	補　　償　　費	事業の施行に必要な補償に要する費用
	機　械　器　具　費	事業の施行に必要な器具等の購入に要する費用

運用１別紙４別表２（第６の１の(2)関係）

費　目	工　　種	事　　業　　内　　容
工事費	工　　事　　費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。 ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	補　　償　　費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費とする。
	測　量　設　計　費	工事の施行に必要な調査、測量設計に要する費用とする。
	用地費及補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶機械器具、車輌（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

運用１別紙４別記様式（第５関係）

事業計画変更手続報告書

番　号

年月日

農林水産省農村振興局長

地　方　農　政　局　長　殿

都道府県知事

土地改良施設耐震対策事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。

運用１別紙４別記様式の別紙

<table>
<tr><td>地区名</td><td></td><td>局　名</td><td></td><td rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の経緯</td><td>採択年度</td><td>着工年度</td><td>変更計画確定
年月日</td><td>○年までの進捗率
（変更事業費ベース）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>項　目</td><td>現計画</td><td>変更計画</td><td>増△減</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td>事業費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工　期</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>投資効率</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>変更の要旨</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>変更項目及び
要件</td><td>項目</td><td>現計画</td><td>変更計画</td><td>増△減</td><td>増△減の内訳又は理由</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

運用１別紙５　（農村災害対策整備事業）

（目的及び趣旨）

第１　農村地域には老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被災が発生するおそれが高く、大型化・頻発化している自然災害によって、多くの農村が被災し、貴重な人命や財産等が失われる被害が発生している。

特に土壌条件等が悪い等の条件不利地域で、地域の防災力が低下している中山間地域等は、大規模な地震や台風の際、孤立する危険性が高まっており、避難対策の強化など早急な防災・減災対策の推進が望まれている。

農村災害対策整備事業（以下この運用１別紙において「本事業」という。）は、地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な災害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業生産基盤の整備と農村生活維持施設の整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

（定義）

第２　この運用において「事業」とは、運用１別紙５別表１に掲げる事業であって都道府県が行うもの（以下この運用１別紙において「県営事業」という。）と市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが行うもの（以下この運用１別紙において「団体営事業」という。）をいう。

（事業内容）

第３　本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

１　調査計画事業

(1) 災害防除対策を推進する地域に指定されている地域及び災害に対して脆弱な中山間地域等として農林水産省農村振興局長（以下この運用１別紙において「農村振興局長」という。）が定める要件を満たす地域（以下この運用１別紙において「災害防除対策推進地域等」という。）においては、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため、農村災害対策整備計画（以下この運用１別紙において「整備計画」という。）を作成する。

ア　農村振興局長が定める要件を満たす地域とは、次のいずれかに該当する地域を含む市町村とする。

(ｱ) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第３条に基づき指定された地震防災対策強化地域

(ｲ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第３条に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域

(ｳ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第３条に基づき指定された日本

海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

(ｴ) 首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第３条に基づき指定された首都直下地震緊急対策区域

(ｵ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条に基づき指定された豪雪地帯

(ｶ) 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）第３条に基づき指定された台風常襲地帯

(ｷ) 第５の２の(1)のウに示す災害に対して脆弱な中山間地域

(ｸ) その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域

イ　整備計画は、次に掲げる事項について運用１別紙５別紙様式１号により作成するものとする。

(ｱ) 地区概要

(ｲ) 地区の所在及び現況

(ｳ) 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果

(ｴ) 施設等の安全度評価

(ｵ) 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（ただし、特に甚大な被害を受けた地域の場合のみ）

(ｶ) 全体基本計画

(ｷ) 整備事業計画

(ｸ) 添付図面

ウ　調査計画事業の実施に当たって留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(ｱ) 災害防除対策推進地域等において行う施設の安全度評価は、農業用施設や農村防災施設（現在は存在しないが、地域住民の安全確保の観点から新たに設置することを検討する必要があるとされた農村防災施設を含む。）等の点検結果を踏まえ、地域住民の安全性確保の観点から農業用施設や農村防災施設等の被災時の想定被害を考慮しつつ、当該施設の安全対策の必要性及び緊急性を評価する。

(ｲ) 甚大な被害発生地域（第３の１の(2)の「甚大な被害発生地域」をいう。）において行う安全度評価は、農用地・農業用施設や農村防災施設（現在は存在しないが、再度災害防止の観点から新たに設置することを検討する必要があるとされた農村防災施設を含む。）等の点検結果を踏まえ、再度災害防止の観点から農業用施設や農村防災施設等の再度災害時の想定被害を考慮しつつ、安全対策の必要性及び緊急性を評価する

(ｳ) 安全対策が必要な施設の整備の優先度の判断にあたっては、地域住民との意見交換を行い、また、安全対策に係る普及・啓発活動を行うよう努める。

(ｴ) 整備事業計画は、安全度評価の結果、整備事業で安全対策等を行うこととするものに限り作成する。また、安全度評価の結果、整備事業で安全対策等を行うこととするものがない場合は作成しない。

(2) 特に甚大な被害を受けた地域として農村振興局長が定める要件を満たす地域（以下この運用１別紙において「甚大な災害発生地域」という。）においては、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに再度災害防止の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うとともに、併せて持続的に営農を継続するために必要な農業生産性の向上に資する農業生産基盤及び農村生活維持に必要な対策を行うため、整備計画を作成する。

ア　農村振興局長が別に定める要件を満たす地域とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第２条に基づき指定された激甚災害に係る事象による被害（以下この運用１別紙において「激甚災害」という。）を受けた地域であって、次のすべてを満たす市町村内にあるものとする。

(ｱ) 局地激甚災害指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）第１又は第２に相当する被害を受けた市町村

(ｲ) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第１条第１項に相当する被害を受けた市町村

２　整備事業

整備計画に位置付けられた、次に掲げる事業を実施する。

(1) 災害防除対策推進地域等においては運用１別紙５別表１の１の(1)から(5)までの事業

(2) 甚大な災害発生地域においては運用１別紙５別表第１の１の(1)から(10)までの事業

(3) (1)又は(2)の事業と併せて行う運用１別紙５別表第１の２及び３の事業（ただし、運用１別紙５別表第１の３の事業にあっては甚大な災害発生地域に限る。）

（事業実施主体）

第４

１　第３の１の調査計画事業の事業実施主体は都道府県又は市町村とする。また、第３の２の整備事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものとする。

２　本事業のうち都道府県が実施するものを「県営事業」といい、市町村、一部事務組合、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが実施するものを「団体営事業」という。

調査計画事業と整備事業の事業実施主体が異なる場合にあっては、整備事業を実施する者は、調査計画事業の事業実施主体と十分調整の上、事業を実施するものとする。

（交付要件）

第５　本事業の交付要件は、次に掲げるとおりとする。

１　調査計画事業

(1) 災害防除対策推進地域等又は甚大な災害発生地域であること。

(2) 事業実施主体等による地域の農業用施設や農村防災施設等の点検がなされていること。

２　整備事業

整備事業は、整備計画に記載されている事業であって、次の要件を満たすこと。

(1) 県営事業

ア　災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあっては、運用１別紙５別表１の１の(1)から(5)までの事業のうち、少なくとも一つを実施すること。また、それぞれの事業はオの受益面積要件(ｱ)から(ｵ)までにそれぞれ定める当該受益面積要件を満たすこと。ただし、ウの要件に該当する場合はこの限りではない。

イ　甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあっては、運用１別紙５別表１の１の(1)から(10)までの事業のうち、少なくとも一つを実施すること。

また、それぞれの事業はオの受益面積要件(ｱ)から(ｺ)までにそれぞれ定める当該受益面積を満たすこと。ただし、運用１別紙５別表１の１の(6)から（10)までの事業であって、運用１別紙５別表１の１の(2)又は(6)から(10)までの事業のうち２以上の事業と併せ行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるものにあっては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上であること。ただし、ウの要件に該当する場合はこの限りではない。

ウ　自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であって、農村振興局長が定める要件を満たす地域で実施する場合、災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあっては運用１別紙５別表１の１の(1)から(5)までの事業の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上、甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあっては運用１別紙５別表１の１の(1)から(10)までの事業の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であって、農村振興局長が定める要件を満たす地域とは、次の(ｱ)のいずれかに該当する市町村のうち、以下の(ｲ)の要件をいずれかを満たす市町村をいう。

(ｱ) 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

a　過疎法第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域

b　山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村

c　離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

d　半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

e　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定農山村地域

f　棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(ｲ) 次に掲げる要件をいずれかを満たす地域を含む市町村

a　傾斜度が 20 分の１以上の水田面積が当該市町村の全水田面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること

b　傾斜度が８度以上の畑面積が当該市町村の全畑面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること

c　地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条第１項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべり危険地が存すること

d　地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止する必要がある地域が存在すること

(ｳ) この第５でいう市町村とは、2005 農林業センサス調査で区分する市町村とする。

エ　災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあっては総事業費がおおむね１億円以上であること。

オ　受益面積要件

(ｱ) 運用１別紙５別表１の１の(1)の事業　おおむね２ヘクタール以上

(ｲ) 運用１別紙５別表１の１の(2)の事業　おおむね 20 ヘクタール以上

(ｳ) 運用１別紙５別表１の１の(3)の事業　おおむね５ヘクタール以上

(ｴ) 運用１別紙５別表１の１の(4)の事業　おおむね 10 ヘクタール以上

(ｵ) 運用１別紙５別表１の１の(5)の事業　おおむね 10 ヘクタール以上

(ｶ) 運用１別紙５別表１の１の(6)の事業　おおむね 60 ヘクタール以上

(ｷ) 運用１別紙５別表１の１の(7)の事業　おおむね 60 ヘクタール以上

(ｸ) 運用１別紙５別表１の１の(8)の事業　おおむね 40 ヘクタール以上

(ｹ) 運用１別紙５別表１の１の(9)の事業　おおむね 50 ヘクタール以上

(ｺ) 運用１別紙５別表１の１の(10)の事業 おおむね 20 ヘクタール以上

(2) 団体営事業

ア　災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあっては運用１別紙５別表１の１の (1)から(5)までの事業の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。また、甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあっては運用１別紙５別表１の１の(1)から(10)までの事業の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。

イ　災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあっては、総事業費がおおむね３千万円以上であること。

（計画書の変更）

第６

１　団体営事業の事業実施主体は、土地改良事業に基づき実施する団体営事業について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の執行に係る地域についての次に掲げる変更

ア　事業の執行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農用地造成にあっては造成する農用地面積）の増又は減が 10 パーセント以上となる変更

イ　事業別目的面積又は造成面積の利用区分面積のそれぞれの増減が 20 パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の 10 パーセントに満たない場合は、この限りでない。

(2) 主要工事計画について、「土地改良法施行規則第 38 条の２等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定める件」（平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号。以下「告示」という。）第一号の（一）のイの(ア)から(ウ)まで、（二）のイの(ア)及び(イ)、（三）のイの(ア)及び(イ)、（四）のイ並びに（五）のイに掲げる変更

(3) 事業費であって告示第２号に規定されているものについての変更

２　１に定める事業以外の事業について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、団体営事業の事業実施主体は、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の新設又は廃止

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の縮減であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られる場合を除く。）

３　都道府県知事は、県営事業について手続き通知による報告を行った場合及び１に定める事業以外の事業について２の(1)又は(2)のいずれかに該当する変更

を行った場合並びに団体営事業について変更を承認した場合には地方農政局長にその旨運用１別紙５別紙様式第２号により報告するものとする。

第７　事業着手時期

１　甚大な災害発生地域での事業実施に当たっては、災害復旧事業計画との関係を調整のうえ事業を行うものとする。

２　甚大な災害発生地域において調査計画事業を実施する時期は、第３の１の(2)に掲げる要件を満たす災害が発生した年より３ヵ年以内に着手することとする。

３　甚大な災害発生地域において整備事業を実施する時期は、第３の１の(2)に掲げる要件を満たす災害が発生した年より５ヵ年以内に着手することとする。

運用１別紙５別表１

整備事業の事業種類及び内容

区　　分	事業種類	事業内容	備　考
１　農業生産基盤整備	(1) 農業用ため池整備	決壊のおそれのある農業用ため池の廃止又は変更（洪水調節機能の賦与・増進を行うための農業用ため池の改修、ため池の浚渫工事含む）	
	(2) 農業用用排水施設整備	災害発生のおそれのある農業用用排水施設の新設、廃止又は変更	
	(3) 土砂崩壊防止施設	土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留工その他の施設	
	(4) 水抜工等	長大な水田法面の保護を目的とする水抜工の設置及び水抜工設置に併せて行う水田の整地	
	(5) 農地機能保全対策工事	火山性土壌等に起因する土壌浸食等の災害の未然防止を図るための農業用施設、土留工等の改修	
	(6)※農業用用排水施設整備	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更する事業であって(2)に該当するもの以外	
	(7)※区画整理	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連のある工事を一体として行う事業	
	(8)※農用地造成	農用地以外の土地の畑地への地目転換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更	
	(9)※農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設又は変更	
	(10)※農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全上必要な事業であって、(3)に該当するもの以外	
2 農村防災施設整備	(1) 緊急避難路整備	集落の防災安全のために必要な道路の整備であって農道を補完するもの。	
	(2) 緊急避難施設整備	集落の防災安全のために必要な避難施設その他の避難場所の整備	
	(3) 防火水槽整備	集落の防災安全のために必要な防火水槽及び附帯施設の整備	

	(4) 緊急避難施設の耐震化	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設のうち避難場所となっているものの耐震化	
	(5) 情報基盤施設整備	土地改良施設等の維持管理やこれに関する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な情報基盤施設の整備	
	(6) 雪崩防止施設整備	雪崩予防柵、防雪柵等の整備	
	(7) 防護柵等安全設備	集落の防災安全のために必要な土留工、安全柵等の整備	
	(8) 災害防除林	台風常襲地帯等で、風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて特に必要と認めるものの整備	
3 農村生活維持施設整備	(1)※農業集落道路整備	農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完する農業集落道の整備	
	(2)※営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備	
	(3)※農業集落排水施設整備	農業用用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の整備	
	(4)※農業施設等用地整備	区画整理により創設された非農用地の整備及び農業施設用地その他公共施設用地等に供するものの整備	

事業種類の「※」は甚大な災害発生地域に該当する地域においてのみ対象となる。

運用１別紙５別表１の事業種類のうち、留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水抜工等

地下水位が高く、水田畦畔の法面が長大な地域で、法面の地すべり発生のおそれのある地域で実施するものとする。

(2) 農地機能保全対策工事

泥炭土に起因する地盤の沈下や、火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物の生育等が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地及び農業用施設の機能回復及び火山性土壌等に起因する土壌侵食等の災害の未然防止を図るための農業用用排水施設、土留工その他の施設の新設又は改修、農業用道路の改修等を行う工事とする。

(3) 緊急避難路整備及び農業集落道路整備

ア　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第３条第１号から第３号までの道路及び同条第４号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。

イ　道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設とし農業集落道整備にあっては周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

ウ　修景施設は植樹、芝生、水飲場、便所、遊歩道等とする。

エ　緊急避難路整備においては、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

(4) 営農飲雑用水施設整備

ア　受益戸数は、おおむね 10 戸以上の施設とする。ただし、末端受益戸数は、２戸以上とする。

イ　営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

(5) 農業集落排水施設整備

ア　受益戸数は、おおむね 20 戸（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあっては１　０戸、集落排水路にあっては 10 戸）以上とする。ただし、末端受益戸数は、２戸　以上とする

イ　農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備に当たっては、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成 14 年３月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知)及びこれと関連する規定に準ずるものとする。

(6) 農業施設等用地整備

区画整理等により創出された非農用地の整備にあっては、次に掲げる用地の整備を実施できるものとする。

ア　農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設

イ　地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する公用・公共施設

ウ　防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

エ　がけ地の崩壊、土石流及び地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地

(7) 情報基盤施設整備

整備する施設の内容は次に掲げるとおりとする。

ア　土地改良施設等の維持管理に必要な遠隔監視操作システムの設置又は改造・更新

イ　災害時に住民及び関係機関の間で相互に緊急通知に係る情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造

(8) 災害防除林

台風常襲地帯等の農地及び農村集落の風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて必要と認められるものの整備を実施するものである。

運用１別紙５別紙様式第１号（第３関係）

農村災害対策整備計画 ○○地区 令和　　年　　月 ○○県○○市（計画作成主体）

農村災害対策整備計画　目次

＜全体基本計画＞

１　地区概要表

２　地区の所在及び現況
(1) 所在
(2) 地域の地勢、社会条件及び農業状況
(3) 既往の災害状況
(4) 農業生産基盤整備状況

３　地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果
(1) 農業用施設
(2) 農村防災施設
(3) 新たに設置することを検討する必要がある農村防災施設

４　施設等の安全度評価
(1) 調査から判明した施設の安全性
(2) 被災時の想定被害
(3) 安全度評価

５　農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（ただし、甚大な災害発生地域の場合のみ）
(1) 農業生産基盤の必要性及び整備の概要
(2) 農村生活維持施設の整備の概要

６　全体基本計画
(1) 整備が必要な施設の優先度
(2) 整備の優先度が高い施設の整備予定事業及び整備予定時期等

＜整備事業計画＞

７　整備事業計画
(1) 整備事業の対象となる施設の整備内容
(2) 事業費及び事業効果の概算額
(3) 整備事業の工期

８　添付図面
(1) 農村災害対策整備計画対象施設配置状況図
(2) 被害想定図
(3) 整備事業の対象となる施設の整備計画図

農村災害対策整備計画

＜全体基本計画＞

1　地区概要表

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td colspan="2"></td><td>地　区　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村名</td><td colspan="2"></td><td>計画作成
主　　体</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域の概要</td><td>地勢等</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>社会的条件</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>農業状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>既往の主な災害</td><td colspan="6">注１）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">計画対象区域
集落諸元</td><td rowspan="2">集落数</td><td colspan="2">世帯数</td><td colspan="2">人口</td><td rowspan="2">主な
公共施設</td><td rowspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td>全体</td><td>農家</td><td>全体</td><td>農家</td></tr>
<tr><td>集落</td><td>戸</td><td>戸</td><td>人</td><td>人</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">計画対象区域
農用地等面積</td><td>全　体</td><td>水　田</td><td>畑</td><td colspan="2">その他農用地</td><td>農用地以外</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td colspan="2">ha</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">整備対象施設
の受益面積</td><td>全　体</td><td>水　田</td><td>畑</td><td colspan="2">その他農用地</td><td>農用地以外</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td colspan="2">ha</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農業生産基盤
整備状況</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

注１）地域に大きな災害をもたらした既往の災害について、災害名、農業被害額、被害面積等について記載する。

2　地区の所在及び現況

(1) 所在

都道府県名	市町村名	関係土地改良区等

(2) 地域の地勢、社会条件及び農業状況

(3) 既往の災害状況

発生年月日	災　害　名	主な被害状況			備　考
		農業	公共土木	その他	

※「農業」には農用地・農業用施設を含む。

(4) 農業生産基盤整備状況

事　　業　　名	地区名	実施期間	受益面積	整 備 内 容
			ha	

3　地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果

(1) 農業用施設

施 設 名	施設の現況		管理の状況		点検結果	点検者	点検手法	安全度評価の要否
	施設構造	数量	管理者	状況				

(2) 農村防災施設

施 設 名	施設の状況		管理の状況		点検結果	点検者	点検手法	安全度評価の要否
	施設構造	数量	管理者	状況				

(3) 新たに設置することを検討する必要がある農村防災施設

施 設 名	既存施設			点検結果		点検者
	施設構造	数量	管理者	新設又は増設の必要性	構造	

4　施設等の安全度評価

施設名	施設の状況		調査から判明した施設の安全性	被災時の想定被害			安全度評価		
	施設の構造	数量		人的被害	農業被害	公共被害	安全対策の必要性	安全対策の緊急性	評価

5　農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（甚大な災害発生地域の場合のみ）

(1)農業生産基盤の必要性および整備の概要

事業種類	安全度評価	施設概要		受益面積				概算工事費
		構造	数量	計	水田	畑	農地外	

(2)農村生活維持施設の整備の概要

事業種類	施設概要			対象戸数	概算工事費	施設の管理予定者
	構造	規模	数量			

6　全体基本計画

事業種類	施設名	優先度	事業名	事業実施主体	概算総事業費	予定時期

＜整備事業計画＞

7　整備事業計画

事業種類	施設名	整備内容		計画の概要				
		構造規格	数量	整備内容	受益面積	概算額		工期
						事業費	効果額	

8　添付図面

(1) 農村災害対策整備計画対象地域施設配置状況図

(2) 被害想定図

(3) 整備事業の対象となる施設の整備計画図

運用１別紙５別紙様式第２号（第６関係）

変　更　手　続　報　告　書

番　　号
年　月　日

地方農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事

事業計画書を変更したので、報告します。

記

１　地区名

２　事業計画書（変更）

※別紙様式第１２号または別紙様式第１３号により、変更に係る項目については上段（　）書きで変更前を記載する。

運用１別紙６（ため池群整備事業）

第１　事業内容

本事業を構成する調査計画事業、ため池群整備工事及びため池群管理体制整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

１　調査計画事業

(1) 調査

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査をするものとする。

(2) 計画策定

調査結果から、別紙様式第 15 号の農用地災害防止ため池整備計画を策定するものとする。

２　ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備

３　ため池群管理体制整備事業

２の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

第２　事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県の知事が適当と認める者（ため池群整備工事を行う場合は、都道府県に限る。）

第３　事業の実施

１　事業実施主体は、ため池群整備工事の実施に関しては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。

２　事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

３　農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）別表の区分の欄の「ため池群整備事業」における国費率の欄の農村振興局長が別に定める地域とは、次のとおりとする。

(1) 次の市町村又は次の地域を含む市町村の区域

ア　過疎法第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

イ　山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村

ウ　離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基

づき指定された離島振興対策実施地域（以下この運用１別紙において「離島」という。）

エ　半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定農山村地域

カ　棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(2) (1)に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認めた市町村の区域

第４　要件

本事業を構成する調査計画事業、ため池群整備工事及びため池群管理体制整備事業の要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

１　調査計画事業

(1) 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

(2) 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にある見込みのあるものであり、次のいずれかに該当する見込みのある２か所以上のため池を対象とするもの

ア　ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

イ　ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

ウ　決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

(3) 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

２　ため池群整備工事

次の要件を満たすこと。

(1) 大規模事業

ア　施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ　防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する２か所以上のため池を対象とするもの

(ｱ) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(ｲ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ｳ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ　農業用ため池の受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上の

もの

エ　農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの

オ　運用１別紙１のＩの２の(1)に定める特例地域（以下この運用１別紙において「特例地域」という。）において行うものにあっては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が７億円以上のもの

カ　離島において行うものにあっては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が４億円以上のもの

キ　特例地域であって、かつ、離島である地域において行うものにあっては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が３億円以上のもの

ク　別紙様式第15号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

(2) 小規模事業

ア　施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ　防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する２か所以上のため池を対象とするもの

(ｱ) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(ｲ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ｳ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ　農業用ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

エ　農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が１億円以上のもの

オ　特例地域において行うものにあっては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの

カ　別紙様式第15号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

３　ため池群管理体制整備事業

第１の２の事業と併せ行うもの

第５　事業計画の変更

調査計画事業及びため池群管理体制整備事業について、次のいずれか

に該当する変更を行ったときは、都道府県知事は、調査計画事業にあっては別紙様式第１号、ため池群管理体制整備事業にあっては別紙様式第15号により地方農政局長等へ提出するものとする。

1　地区概要の変更

2　物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の30パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

運用１別紙７（土地改良施設豪雨対策事業）

第１　事業内容

本事業を構成する調査計画事業及び整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

１　調査計画事業

地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、別紙様式第 18 号の地域排水機能強化計画を策定するものとする。

２　整備事業

地域排水機能強化計画に基づき土地改良施設の豪雨対策を行う。

第２　事業実施主体

都道府県又は市町村

第３　交付要件

本事業を構成する調査計画事業及び整備事業の要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

１　調査計画事業

(1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。

(2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。

２　整備事業

本事業の対象は、下記のすべてを満たす土地改良施設とする。

(1) 地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設

ア　築造後における自然的・社会的状況の変化による湛水被害を防止するために整備が必要な施設

イ　既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設

ウ　災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設

(2) 別紙様式第 18 号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア　総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの

イ　防災受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

第４　事業計画の変更

事業実施主体は、調査計画事業及び整備事業について、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、運用１別紙７別記様式により地方農政局長等へ提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあっては、都道府県を通じて報告するものとする。

１　調査計画事業

(1)地区概要の変更

(2)物価又は労賃の変動によるものを除く調査計画事業の事業費の 10 パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による

事業費の減額であって、変更前の調査計画事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2　整備事業

(1)主要な工事計画の著しい変更

(2)物価又は労賃の変動によるものを除く整備事業の事業費の 30 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の整備事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

運用１別紙７別記様式（第４関係）

変　更　手　続　報　告　書

番　　号
年　月　日

地方農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事

事業計画書を変更したので、報告します。

記

１　地区名

２　事業計画概要書（変更）

※調査計画事業にあっては別紙様式第 16 号、整備事業にあっては別紙様式第 17 号の事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（）書きで変更前を記載する。

運用２（水質保全対策事業）

第１　事業内容

１　事業メニュー

水質保全対策事業のメニューは、次表に記載されているとおりとする。

区分	工　　種	内　　容
１ 農業用用排水施設整備	(1)水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土	ア　次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 （ア）人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること （イ）農作物等の生育が阻害されていること （ウ）農作業の能率の低下を来していること （エ）施設の管理に支障を来していること イ　アと併せて行う客土 ウ　現にアの（ア）から（エ）までに掲げる障害は生じていないが、応急的な防止措置を実施しなければ容易にそれら障害が発生すると推定される程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 エ　ウと併せて行う客土
	(2)水質浄化施設整備	ア　水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ　接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ　その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ　水路及び貯水池のしゅんせつ オ　水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(3)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(4)併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用用排水施設、その他の施設整備
２ 水質保全施設整備	(1)水質浄化施設整備	ア　水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ　接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ　その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ　水路及び貯水池のしゅんせつ オ　水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐

		車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(2)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(3)環境保全施設整備	水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備
	(4)面源負荷抑制施設整備	非特定汚染源となる農地や農業用用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設、漏水防止シート、浄化型暗渠排水、自動給水栓、節水かんがい施設、土層改良のための施設、その他負荷抑制に資する施設の整備
	(5)併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(4)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用用排水施設、その他の施設整備
3　支援事業		湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管理を普及させるための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成であって、次のアからウまでの条件をみたすもの ア　区分２の水質保全施設整備と併せて行うもの イ　支援事業実施期間は、原則として区分２の水質保全施設整備の完了予定の年の２年前から３年間とする ウ　支援事業費は区分２の水質保全施設整備の費用の５パーセント以内とする
4　先導的モデル事業		農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去するための新技術を導入した水質浄化施設、維持管理施設、処理施設等の施設整備であって、区分１の工種(1)のア又はイに掲げる要件に該当する地域において、新技術を導入した工事を実施し、当該技術の活用と普及を行うもの
5 耕土流出防止施設整備	(1)流出水対策施設整備	農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路、排水施設及び沈砂施設等の整備
	(2)発生源対策施設整備	農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事
	(3)保全対策施設整備	既存の土砂流出防止施設の土砂補足能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上させるための軽微な変更
	(4)営農連携事業	水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であって、次のア及びイを満たすもの

		ア　上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うもの イ　上記の工種(1)から(3)までの費用の合計の５パーセント以内とする
６　水質保全施設改修工事		区分１、２又は５の事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更

２　実施主体

水質保全対策事業の実施主体は、下記のとおりとする。

(1) 第１の１の事業メニューの区分１、４及び６の実施主体は都道府県又は団体とする。

(2) 第１の１の事業メニューの区分２及び３の実施主体は都道府県又は市町村とする。

(3) 第１の１の事業メニューの区分５の実施主体は鹿児島県又は鹿児島県下の市町村に限る。

３　対象地区

第１の１の事業メニューの区分１を実施するにあたっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第８条第１項の農業振興地域整備計画が定められた農用地区域（農業振興地域整備計画が定められていない市町村にあっては同法第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域、農業振興地域の指定が行われていない市町村にあっては同法第４条第１項の農業振興地域整備基本方針に定められた農業振興地域として指定することを相当とする地域）を主たる受益地とすること。

第２　事業の実施等

１　事業計画

実施主体は、要綱第７の２に定める実施要件確認に必要な資料として、第１の１の事業メニューの区分１及び４については次の(1)及び(2)、区分２及び３については(1)、(2)及び(3)、区分５については(1)、(2)及び(4)、区分６については(5)の書類を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。

なお、第２の２の交付要件の(1)に基づいて、都道府県農業用水基準を定めた場合は、次の(6)の書類を提出するものとする。

(1) 事業計画概要書（様式１、様式２）

(2) 事業計画平面図

(3) 農村地域水質保全計画

農村地域水質保全計画は、次に定めるところによるものとする。

ア　都道府県知事は、農村地域及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第２条に規定するものをいう。）における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象として、農村の現状、公共用水域の水質保全計画等（湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第４条第１項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第４条の３第１項に規定する総量削減計画及び環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第１項の規定に基づき定められた水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下この別紙において「環境基準」という。））を勘案して農村地域水質保全計画を作成するものとする。

イ　農村地域水質保全計画の内容は次のとおりとする。なお、この計画を作成する場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。

（ア）農村地域水質保全計画の目的

（イ）流域内の水質の現状

（ウ）汚濁の原因

（エ）水質保全の目標

a. 水質保全の目標

b. 水質基準

c. 環境に対する影響及び効果

（オ）水質保全を図るための施設整備の概要

（カ）附帯施設整備の概要

（キ）関連他事業の内容

（ク）施設維持管理予定者

（ケ）施設維持管理方法

ウ　イの（エ）のｂの水質基準は、環境基準その他都道府県知事が必要と認める事項を基本とするとともに、次に掲げる事項に十分留意して作成するものとする。

（ア）当該農業水利施設の現在の利用目的及び将来の利用目的の推移に配慮すること。

（イ）当該農業水利施設の水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

（ウ）当該農業水利施設の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

（エ）水質保全の目標達成のための施策との関連に注意すること。

（オ）当該農業水利施設からの排出先である公共用水域において指定されている水域類型の環境基準を考慮すること。

(4) 耕土流出防止環境保全管理計画（以下この別紙において「保全管理計画」という。）

ア　保全管理計画は、次に掲げる事項を内容として作成すること。

（ア）耕土流出防止対策実施計画

a. 計画地域内の土地利用計画

b. 農地の整備状況及び整備計画

c. 計画地域内において有効な流出防止対策の概要

（イ）営農的対策実施計画

a. 環境保全営農計画

b. 土づくり計画

c. 推進体制

（ウ）施設維持管理計画

a. 施設ごとの管理主体

b. 施設の維持管理計画

（エ）事業実施計画

a. 主要施設計画

b. 事業費の総額及び内訳

イ　県営事業の場合にあっては、県知事は、保全管理計画を作成するにあたり、実施区域に係る市町村長と協議するものとする。

ウ　実施主体が市町村の場合にあっては、市町村長は、保全管理計画を作成するにあたり、県知事の承認を得るものとする。

(5) 事業計画概要書（様式３）

(6) 都道府県農業用水基準

都道府県知事が策定する都道府県農業用水基準の内容は次のとおりとする。

ア　農村振興局長が別に定める条件によらない理由

イ　水質基準及びその根拠

２　交付要件

第１の１の事業メニューの区分１から４までを実施しようとするときは次の(1)、(2)いずれかを満たすこと。なお、区分３を実施しようとするときには加えて次の(3)も満たすこと。区分５を実施しようとするときは次の(4)を、区分６の事業を実施しようとするときは次の(5)を満たすこととする。

(1) 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業であって、次のア又はイの受益面積を満たすもの。農村振興局長が別に定める条件を満たしているかどうかの判定は、次の基準値及び測定法により行うものとする。ただし、次のウ及びエに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下この別紙において「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、「農村振興局長が別に定める条件」に代えることができるものとする。

ア　大規模事業

受益面積の合計がおおむね 400 ヘクタール以上のものであって、次のいずれ

かに該当するもの

（ア）老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの

（イ）農用地のたん水を排除するため必要があるもの

（ウ）地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの

イ　小規模事業

受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

ウ　農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項　　目	基準値	測　　定　　法
水素イオン濃度（ｐＨ）	6.0 以下又は 7.5 以上	日本工業規格Ｋ0102（以下「規格」という）12･１に掲げる方法
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	6 mg/1 以上	規格 17 に掲げる方法
無機浮遊物質（ＳＳ）	100 mg/1 以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表６に掲げる方法
溶存酸素（ＤＯ）	5 mg/1 以下	規格 32 に掲げる方法
全窒素濃度（Ｔ－Ｎ）	1 mg/1 以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表７に掲げる方法
砒　素	0.05 mg/1 以上	規格 61 に掲げる方法
シアン	検出されること	規格 38･１・２及び 38･２又は 38･１・２及び 38･３に掲げる方法
アルキル水銀	〃	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表４の第１及び第２に掲げる方法
有機リン	〃	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表１及び２又は規格 31･１に掲げる方法
カドミウム	0.01 mg/1 以上	規格 55･２に掲げる方法
鉛	0.1 mg/1 以上	〃 54･２　〃
ク　ロ　ム	0.05 mg/1 以上	〃 65･２　〃

エ　農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項　　目	基準値	測　　定　　法
水素イオン濃度（ｐＨ）	6.0 以下又は 8.5 以上	規格 12･１に掲げる方法

生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	10 mg/1 以上	規格 21 に掲げる方法
浮遊物質量　（ＳＳ）	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表６に掲げる方法
溶存酸素量　（ＤＯ）	2 mg/1 以下	規格 32 に掲げる方法

(2) 農業用用排水施設内の水質及び農業用用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上のもの。

(3) 指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第３条第１項により指定される湖沼をいう。）の流域内で行うもの。

(4) 奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条に定める地域をいう。）の受食性の高い土壌（国頭マージ、島尻マージ、ジャーガル等）に覆われた地帯であること。

ア　実施主体が県の場合は、保全管理計画内の農用地面積が 20 ヘクタール以上であること。

イ　実施主体が市町村の場合は、保全管理計画内の農用地面積が 10 ヘクタール以上であること。

(5) 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること。

ア　２の(1)の地域で整備した施設

（ア）大規模事業

受益面積の合計がおおむね 400 ヘクタール以上のものであって、（１）のアの（ア）から（ウ）のいずれかに該当するもの。

（イ）小規模事業

受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

イ　２の(2)の地域で整備した施設

受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

ウ　２の(4)の地域で整備した施設

（ア）県営事業　保全管理区域内の農用地面積が 20 ヘクタール以上のもの

（イ）市町村営事業　保全管理区域内の農用地面積が 10 ヘクタール以上のもの

３　事業の実施

(1) 第２の１の(3)のアの「農村地域及び公共用水域における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域」とは、次に掲げるアからウまでのいずれかの地域であって、第１の１の事業メニューの区分１の工種(2)から(4)までの施設整備を行う場合は、エ又はオの要件を満たしている地域とする。

ア　住民及び地方公共団体から水質汚濁について苦情や改善要望等が寄せられている地域

イ　農業用用排水の水質が排水先の公共用水域の水質環境基準等を満足していない地域

ウ　その他農村地域の環境保全について農村振興局長が特に必要と認める地域

エ　農業用用排水の水質汚濁により農作物に被害等が生じているか又は生ずるおそれのある地域

オ　農業用用排水の水質汚濁により農業用用排水施設の維持管理費の増嵩等農作業に支障が生じているか又は生ずる恐れのある地域

(2) 第１の１の事業メニューの区分１の工種(1)のアに掲げる要件に該当する場合であっても、障害発生につき原因者による補償が可能であるもの又は通常の維持管理を怠ったことがその障害の発生の原因となっていることが明らかであるものについては、水質保全対策事業としては実施しないこととする。

(3) 第１の１の事業メニューの区分４の実施にあたっては、次に掲げる内容に留意することとする。

ア　新技術とは、水質浄化に係る工事の新技術のうち近年開発されつつある新しい工法、設計等又は他分野では技術的に確立されているものの、農業分野では全国レベルの技術が確立されていない工法、設計等で、次のいずれかに該当するものをいう。

（ア）経済的な事業執行に資すると認められるもの

（イ）農業の生産性向上に資すると認められるもの

（ウ）自然環境の保全に資すると認められるもの

イ　地方農政局長等は、水質浄化に係る工事の技術であってアに規定する技術に準ずるものを、実施しようとする都道府県における当該技術の普及の程度を勘案して新技術として認めることができるものとする。

ウ　都道府県知事は、次に掲げる事項を内容とする先導的モデル地区計画を策定し、提出書類とするものとする。なお、この計画を策定する場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。

（ア）新技術導入計画

a. 新技術の概要

b. 新技術の導入理由

c. 予想される適用効果

d. 従来技術との比較等

（イ）水質浄化施設整備計画

a. 水質浄化施設工事計画

b. 水質浄化施設維持管理計画

c. 水質浄化施設の工事及び維持管理に係る費用負担

エ　事業費のうち国の交付金を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(4) 第１の１の事業メニューの区分２の工種(4)及び区分５の工種(2)に掲げる暗渠排水のうち、市町村または土地改良区が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

4　事業計画の変更

(1) 事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

ア　第１の１の事業メニューの区分１から４又は区分６までの事業計画を変更する場合

（ア）受益面積の 10 パーセント以上に及ぶ増又は減

（イ）物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

（ウ）主要工事計画であって、次に掲げるもの

a. 用排水系統の著しい変更

b. ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤整備の新設又は廃止

c. b に掲げる施設の設置位置の大幅な変更

d. 水路延長の 20 パーセント以上に及ぶ増又は減

e. そのほか a から d までに準ずる主要工事計画の変更

イ　第１の１の事業メニューの区分５の事業計画を変更する場合

（ア）事業実施主体の変更

（イ）事業実施区域の著しい変更

（ウ）施設管理主体の大幅な変更

（エ）物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 30 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

ウ　第１の１の事業メニューの区分１、４又は区分６を土地改良法に基づいた団体営事業として実施する場合、実施主体は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

（ア）事業の施行に係る地域についての次に掲げる変更

a. 事業の施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農地開発を伴う事業にあっては造成農地面積をいう。）の増又は減が 10 パーセント以上となる変更。

b. 事業別目的面積又は造成面積の利用区分別面積のそれぞれの増減が 20 パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の 10 パーセントに満たない場合は、この限りではない。

（イ）主要工事計画について、平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示 1272 号（土地改良法施行規則第 38 条の２等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、

（四）イ並びに（五）イに掲げる変更

（ウ）事業費であって告示第２号に規定されているものについての変更

(2) 実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、様式１、様式２又は様式３により地方農政局長等へ提出するものとする。

第３　助成

１　国は、予算の範囲内で水質保全対策事業に関連して必要となる経費について、実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。

なお、本事業により整備された発電施設により再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。

(1) 工事費

①　本工事費

②　附帯工事費

③　測量設計費

④　用地費及び補償費

⑤　船舶及び機械器具費

⑥　換地費

⑦　実施設計費

⑧　調査費（第１の１の事業メニューの区分３及び５の工種(4)にかかるもの）

⑨　技術指導費

⑩　システム整備費

第４　発電施設における固定価格買取制度との調整等

１　本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年４月１日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

２　本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和２年 11 月末日までに交付要綱第４に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第５　その他

第１の１の事業メニューの区分１及び４は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林水産省令第 75 号）その他の法令に定めるところによる。

第１の１の事業メニューの区分２、３及び５は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

第６　経過措置

１　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号）に基づき採択された事業が水質保全対策事業に移行する場合における採択要件の取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。

２　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号）番号 16 水質保全対策事業に係る運用の第２の規定に基づいて、平成 24 年度及び平成 25 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

水質保全対策事業　事業計画概要書

＜様式１＞

都道府県名		地区名（チクメイ）		水系		事業実施主体
所在地				工期		関係市町村
目的及び必要性						
事業計画の概要						
事業対象地区の設定						

受益(流域)面積(ha)	水田	畑	樹園地	その他	合計	受益農家数（戸）
地域指定	農振指定	特農	過疎			

現況主要施設	施設名	型式・種類	規模・規格(高,幅,延長等)	整備時期

関連事業	事業名	工　期	受　益	総事業費	進捗率	本事業との関連
				千円	%	

水質保全の目標	水質項目	現　況	目　標	対策の内容

法続	公　告	・	申請		公告事業費	千円
	同意率	人／　人×100＝　%			申請事業費	千円

農業農村基盤整備事業（①）	工　種	内　容	事　業　費
工事費			千円
	小　計		千円
	その他経費		
	合　計		千円
	支援事業・先導的モデル事業の内容（※実施する場合）		

効果促進事業（②）	内　容	事業費
		千円
	合　計	千円
総事業費（①＋②）		千円

事業効果	効果区分	効果額	10aあたり	投資効率
	○○効果	千円	千円	
	合　計	千円	千円	

施設の予定管理者及び予定管理方法	

事業費負担区分	区　分	国	都道府県	市町村	受益者	備　考
	割　合	%	%	%	%	

アロケ	共同事業者		算定方式	
	事業内容		負担率	

備考	

※本様式は、事業メニューの区分１から４までを実施するときに作成するもの。

水質保全対策事業　事業計画概要書

＜様式２＞

都道府県名		地区名（チクメイ）		水系		事業実施主体
所在地				工期		関係市町村

地区概要	
排水状況	
営農状況（営農的対策）	
事業対象地区の設定	

受益面積(ha)	水田	畑	樹園地	その他	合計	受益農家数（戸）	流域面積(ha)

地域指定	農振指定	特農	過疎	その他	

現況主要施設	施設名	型式・種類	規模・規格(高,幅,延長等)	整備時期

関連事業	事業名	地区名	工期	総事業費	進捗率	本事業との関連
				千円	%	

目標	項　目	現況	目標	対策内容

農業農村基盤整備事業（①）	工　種	内　容	事業費
工事費			千円
	小　計		千円
	その他経費		
	合　計		千円

営農連携事業の内容（※実施する場合）

効果促進事業（②）	内　容	事業費
		千円
	合　計	千円
総事業費（①＋②）		千円

事業効果	効果区分	効果額	10aあたり	投資効率
	○○効果	千円	千円	
	合　計	千円	千円	

施設の予定管理者及び予定管理方法	

事業費負担区分	区　分	国	都道府県	市町村	受益者	備　考
	割　合	%	%	%	%	

アロケ	共同事業者		算定方式	
	事業内容		負担率	

備考	

※本様式は、事業メニューの区分５を実施するときに作成するもの。

（様式３）

水 質 保 全 対 策 事 業　事 業 計 画 概 要 書

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>地区名</td><td></td><td>所在地</td><td colspan="4"></td><td>着手年度</td><td></td><td>事業実施主体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">受　益
面　積</td><td rowspan="3">総　事
業　費</td><td colspan="4">効　　果</td><td rowspan="3">t 当たり
事 業 費</td><td rowspan="3">10 アール
当 た り
事 業 費</td><td colspan="6">負　担　区　分</td><td rowspan="3">備　考</td></tr>
<tr><td colspan="3">農　業　関　係</td><td rowspan="2">その他</td><td rowspan="2">国　費</td><td rowspan="2">県　費</td><td colspan="4">地　元　負　担　金</td></tr>
<tr><td>農作物</td><td>農地・
施設</td><td>計</td><td>市町村</td><td>賦課金</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>ha</td><td>円</td><td>t
円</td><td>か所
円</td><td>円</td><td>か所
円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td>現　況</td><td colspan="5"></td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>計　画</td><td colspan="5"></td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>主　要
工　事</td><td colspan="5"></td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>ため池
基　本
台　帳</td><td>登　録
年　度</td><td colspan="4"></td><td>更　新
年　度</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

（注）　５万分の１の位置図を添付すること。

別紙３－２（農地防災に係る取扱い）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のアの(ｳ)に掲げる農地防災の取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、別紙３－１及びこの取扱いの定めによるところによる。

第２　防災ダム事業

(1) 運用１別紙１のＩの１の(3)の地震対策ため池防災工事のうち管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにするとともに、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(2) 防災ダム等利活用保全施設整備工事（運用１別紙１のＩの１の(4)の防災ダム等利活用保全施設整備工事をいう。以下この別紙において同じ。）は、運用１別紙１のＩに掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

ア　防災ダム等の保全・管理向上、周辺環境の保全及び利活用を図る上で、必要と認められるものであること。

イ　防災ダム等利活用保全施設整備工事の実施につき、地元の農業者その他住民、市町村及び農業団体の意欲が高い地域において行われるものであること。

(3) 防災ダム等利活用保全施設整備工事の内容は、次に定めるものとする。

ただし、貯水池内で行う工事については、防災ダム等の機能及び管理上支障を与えないものに限るものとする。

ア　景観の保持及び管理のための貯水池内の整備

イ　親水のための石積護岸、ブロック積等の整備

ウ　防災ダム等の利活用を考慮した管理用道路、防護柵、管理棟の整備、法面整形・保護工、侵食防止工

(4) 防災ダム等利活用保全整備工事は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業以外の事業として実施する。

(5) 運用１別紙１のＩの１の(1)の防災ダム工事及び２の(2)の防災ため池工事のうち２の(2)のアの(ｱ)のａ並びに(ｲ)のａ（ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事であって、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を除く。）により農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の 50％未満のものに限る。

(6) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあっては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。

(7) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあっては、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第３　ため池等整備事業

(1) 大規模事業の対象とする施設は、運用１別紙１のⅡに掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

ただし、維持管理に係るものは除くものとする。

ア　ため池（災害防止用のダムを含む。以下この別紙において同じ。）にあっては、次の要件を満たすもの

(ｱ) 堤高がおおむね 10 メートル以上又は貯水量がおおむね 10 万立方メートル（中山間地域（運用１別紙１のⅡの２の(3)の中山間地域をいう。以下同じ。）にあっては、おおむね５万立方メートル）以上のもの

(ｲ) 当該ため池の決壊による想定被害額（以下この別紙において「想定被害額」という。）がおおむね１億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等）以外の被害額が 5,000 万円以上を占め、更に、関係市町村住民 100 名以上の生命に危険が予測されるもの（中山間地域にあっては、想定被害額が 5,000 万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの）

イ　頭首工、樋門、用排水機場及び水路にあっては、次の要件を満たすもの

(ｱ) 頭首工（集水渠を含む。以下この別紙において同じ。）にあっては、流域又は河状の変化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるものであって、次のいずれかに該当するもの

ａ　決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの

ｂ　流木、土砂堆積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの

(ｲ) 樋門（水門、樋管を含む。以下この別紙において同じ。）にあっては、堤防と一体となっている樋門であって、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺の農用地、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの

(ｳ) 用水又は排水の機場にあっては、次のいずれかに該当するもの

ａ　排水機場で施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じているもの

ｂ　用水又は排水の機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの

(ｴ) 水路にあっては、次のいずれかに該当するもの

ａ　山腹部に築造された水路であって、土砂崩壊、山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設、人家等に被害を与えるおそれのあるもの

ｂ　盛土又は軟弱基盤上に築造された水路であって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設、人家等に被害を与えるおそれのあるもの

ｃ　一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの

ｄ　サイホン、水路橋、暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの

ｅ　ａ～ｄと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの

(2) 小規模事業の対象とするもののうち頭首工、樋門、用排水機場及び水路は、運用１別紙１のⅡに掲げる要件を満たすほか、流域又は河状の変化、土砂崩壊、施設の脆弱化等により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの

ただし、維持管理に係るものは除くものとする。

(3) ため池整備工事（運用１別紙１のⅡの１の(1)のため池整備工事をいう。以下この別紙において同じ。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用１別紙１のⅡの１の(2)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下この別紙において同

じ。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用１別紙１のⅡの１の(3)のため池整備工事（都市型緊急整備事業をいう。以下この別紙において同じ。）で実施するため池等の廃止は、ため池等の安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、当該ため池等の周辺のため池等の整備と一体的に行うものに限るものとする。

(4) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）の対象となるため池は、公共施設、周辺人家等の想定被害額がおおむね１億円以上であるものに限るものとする。

(5) 利活用保全整備工事（ため池利活用保全整備工事（運用１別紙１のⅡの１の(1)のカ、(2)のカ及び(3)のオのため池利活用保全整備工事をいう。以下同じ。）及び用排水施設等利活用保全整備工事（運用１別紙１のⅡの１の(5)のエ及び(6)のイの用排水施設等利活用保全整備工事をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるものとする。

ア　用排水施設等利活用保全整備工事により実施するもの

(ｱ) 親水のための石積護岸、ブロック積等及び利用者の安全のための防護柵等の整備

(ｲ) 特認施設（利活用を考慮した照明設備、放送設備その他農村振興局長が特に必要と認める施設）整備

イ　ため池利活用保全整備工事で、当該工事以外の整備と併せて行うもの

(ｱ) 親水・景観保護のための施設

親水護岸又はこれらに類するもの

(ｲ) 生態系保全のための施設

蛍ブロック、魚巣ブロック、草生又はこれらに類するもの

(ｳ) 造成された施設の適切な利用と保全を図るための施設

安全管理上必要な巡回用道路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む）・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。

ただし、運用１別紙１のⅡの１の(1)のア、(2)のア及びウの工事と併せて行う場合にあっては、巡回用道路、安全施設又はこれらに類するものに限ることとする。

(ｴ) a　ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防災用水として利用するために必要な取水施設、導水路、遊水池等の整備

b　しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備

c　a又はbと併せ行う安全施設、土砂ダメ堰堤等の管理施設の整備

ウ　ため池利活用保全整備工事で、イの他に行うもの

(ｱ) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防災用水として利用するために必要な貯水機能等の整備

(ｲ) (ｱ)と併せ行う安全施設及び巡回道路等の整備

(6) 管理施設の新設のみの場合にあっては、法律の規定等によりその設置を義務付けられ、又は設置の指示のあったもので、洪水等から安全を確保するために必要なものに限るものとする。

(7) ため池のしゅんせつ工事は、次のア又はイの要件を満たすものとする。

ア　ため池機能保全工事(運用１別紙１のⅡの１の(1)のウのため池機能保全工事をいう。以下この別紙において同じ。）で行うため池のしゅんせつ工事であって次のすべてに該当するものであること。

(ｱ) 貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの

(ｲ) 地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土

等として利用するもの

(ｳ) ため池の安全性を損なわないもの

イ　ため池機能保全工事以外で行うため池のしゅんせつ工事のうち、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものであって、次のいずれかに該当するものであること（代替工事として嵩上げ工事を含む。）

(ｱ) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要件に該当するもの。

a　貯水量がおおむね30万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの

b　貯水量がおおむね10万立方メートル以上30万立方メートル未満、堤高がおおむね10メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね３万立方メートル以上のもの

(ｲ) 池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの

(8) ため池整備工事、ため池整備工事（特別対策型）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）として実施する土砂ダメ堰堤工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものに限るものとする。

(9) 運用１別紙１のⅡの１の(1)、(2)及び(3)の旧農業用ため池を対象に行う場合にあっては土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

(10)運用１別紙１のⅡの１の(2)並びに２の(3)、(4)、(6)及び(7)の「中山間地域」とは、次のとおりとする。

ア　次の市町村又は地域を含む市町村の区域

(ｱ) 過疎法第２条第１項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

(ｲ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村

(ｳ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(ｴ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(ｵ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定農山村地域

イ　アに準じる地域であって地方農政局長が特に必要と認めた市町村の区域

(11)ため池整備工事（運用１別紙１のⅡの１の(1)のイを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用１別紙１のⅡの１の(2)のイを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用１別紙１のⅡの１の(3)のイを除く。）の対象とするため池のうち、受益面積が10ヘクタール未満のものにあっては、次の要件のすべてに該当するもの

ア　ため池の貯水量がおおむね 1,000 立方メートル以上であること。
イ　ため池に関係する農家が２戸以上であること。
ウ　ため池周辺の住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予測されること。
エ　災害防止のため、応急工事等を実施したものであること。
オ　ため池の廃止の場合にあっては、当該ため池の用水の転換が可能であること。

(12)ため池整備工事（運用１別紙１のⅡの１の(1)のイを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用１別紙１のⅡの１の(2)のイを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用１別紙１のⅡの１の(3)のイを除く。）の対象とするため池のうち、受益面積が 10 ヘクタール未満のものの事業実施主体は、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下この別紙において「団体」という。）とする。

ただし、高度な技術を要するものであって、受益面積がおおむね２ヘクタール以上のものについては、都道府県を事業実施主体とすることができる。

(13)ため池整備工事（運用１別紙１のⅡの１の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用１別紙１のⅡの１の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用１別紙１のⅡの１の(3)のアを除く。）のうち、農業用ため池を対象として行われる場合の事業実施主体は、受益面積がおおむね 10 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあっては、おおむね５ヘクタール）以上のものにあっては、都道府県、受益面積がおおむね５ヘクタール（中山間地域において行われるものにあっては、おおむね２ヘクタール）以上 10 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあっては、５ヘクタール）未満のものにあっては原則として団体とする。ただし、高度な技術を要するものについては、都道府県とすることができる。

(14)運用１別紙１のⅡの１の(5)のイを行う場合にあっては、当該事業内容の欄に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。
ア　現に農業用水利施設としての機能を有しているもの
イ　過去に溢水等により周辺地域に被害をもたらしたことのある施設であり、現に農業被害をもたらしているもの
ウ　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に掲げる防災計画に定められている施設又は定められる予定の施設であること。

(15)ため池整備工事（運用１別紙１のⅡの１の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用１別紙１のⅡの１の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用１別紙１のⅡの１の(3)のアを除く。）の「ため池再編総合整備計画」は次に定めるところによるものとする。
ア　ため池の農業的利用を基本としつつ、ため池の多面的な活用を図り、地域の防災安全度の向上、水利用の合理化、ため池管理の効率化並びに水辺環境の保全及び活用に資するものとする。
イ　同一水系又は受益地の重複した複数のため池の存在する地域を対象とする。

(16)都道府県知事は、運用１第２の規定によりため池整備工事、ため池整備工事（特別対策型）、ため池整備工事（都市型緊急整備事業）及び利活用保全整備工事を実施するときは、当該ため池再編総合整備計画書を、別紙様式第１号の事業計画概要書に添付するものとする。

(17)ため池整備工事（運用１別紙１のⅡの１の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用１別紙１のⅡの１の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用１別紙１のⅡの１の(3)のアを除く。）で実施するため池のしゅんせつ工事は、次のいずれかに該当するものとする。

ア　廃止するため池の埋立並びに池敷内又は池敷周辺の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供されるもの

イ　新たに容量増加を行うため池に係るしゅんせつであって、防災安全度の向上、水利用の合理化等に資するもの

(18)ため池整備工事（特別対策型）を旧農業用ため池で行う場合に対象とするため池は、次の要件のすべてに該当するものとする。

ア　旧農業用のため池であること。

イ　ため池の貯水量がおおむね 1,000 立方メートル以上であること。

ウ　ため池の廃止の場合にあっては、埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。

エ　市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。

オ　従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。

(19)ため池整備工事（特別対策型）を旧農業用ため池で実施した場合の事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(20)ため池緊急防災対策事業（運用１別紙１のⅡの１の(8)のため池緊急防災対策事業をいう。以下この別紙において同じ。）の実施に当たっては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画に位置付けられているため池については、原則としてその対象とするものとする。また、事業実施主体は、事業の成果が地域防災計画に反映されるよう配慮するものとする。

(21)計画的に防災対策を推進するため、ため池緊急防災対策事業により整備される台帳（以下この別紙において「ため池基本台帳」という。）の記載事項について、変更、追加又は削除等の必要が生じた場合には所要の更新が行われるよう、事業実施主体はため池基本台帳の管理体制を整備するものとする。

(22)ため池緊急防災対策事業の実施に当たって、事業費のうち国の助成を除いた残額は事業実施主体の費用を持って充当するよう努めるものとする。

(23)「地震対策上緊急性の高い地域」（運用１別紙１のⅡの２の(7)の「地震対策上緊急性の高い地域」をいう。以下この別紙において同じ。）とは、運用１別紙１別表第１に掲げる地域をいう。

(24)ため池整備工事のうち、地震対策上緊急性の高い地域における、地震発生時にため池の水を放流するための工事の内容は、次に定めるものとする。

ア　ため池の水を迅速かつ安全に放流するための底樋、下流側水路等の新設又は改修

イ　アの施設の機能を発揮させるための堆砂土のしゅんせつ又は放水バルブを遠隔操作するための施設等の整備

ウ　ア又はイと併せ行う管理用道路、安全施設、土砂ダメ堰堤等の附帯施設の整備

(25)ため池整備工事のうち、地震対策上緊急性の高い地域における、地震発生時にため池の水を放流するための工事を土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するに当たっては、事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(26)地域防災のための施設の整備（運用１別紙１のⅡの１の(1)のカのｃの地域防災のための施設の整備をいう。以下この別紙において同じ。）に当たっては、次の要件のすべてに該当するものとする。

ア　緊急時の防災用水量がおおむね 400 立方メートル以上であること。

イ　災害対策基本法に掲げる都道府県等の防災計画に定められた又は定められ

る予定がある施設であること。

(27)地域防災のための施設の整備に当たっては、事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(28)運用１別紙１のⅡの１の(1)のエ、(2)のエ及び(3)のウを行うに当たって留意すべき事項及び事業内容については次のとおりとする。

ア　ため池の水質汚濁に起因する農作物の生育阻害又は農作業の効率の低下等を防止するために必要な農業用用排水施設の新設又は変更

イ　水質浄化施設整備

ａ　接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

ｂ　その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

ウ　ため池のしゅんせつ

(29)ため池水質改善工事(運用１別紙１のⅡの１の(4)のため池水質改善工事をいう。以下この別紙において同じ。）の内容及び留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア　工事の内容

(ｱ) 水質を改善するために必要な農業用用排水施設の新設又は変更

(ｲ) 水質浄化施設整備

ａ　接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

ｂ　その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

(ｳ) ため池のしゅんせつ

イ　留意すべき事項

都道府県が行う工事のうち、受益面積２ヘクタール以上 20 ヘクタール未満のものについては、しゅんせつした底泥土の活用等により、ため池の堤体又は周辺法面の補強等に資するものに限る。

(30)運用１別紙１のⅡのため池等整備事業の２の(1)のウ、(2)のウ、(3)のウ及び(6)のウの「農村振興局長が別に定める条件」については、運用２（水質保全対策事業）第１の２の(1)に掲げる条件を準用するものとする。ただし、ため池水質改善工事については、次に掲げる要件も満たすものとする。

ア　ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。

イ　農家・地域住民・行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。

(31)ため池機能保全工事、運用１別紙１のⅡの１の(1)のカのｄ及び(2)のカのｄの実施に当たって留意すべき事項は次のとおりとする。

ア　ため池のしゅんせつ土を耕土として利用する場合で、ため池のしゅんせつ土に重金属等有害な物質を含む場合は、事業で使用しないものとする。

イ　耕土、基盤土等の受入れに係る合意が形成されているため池に限る。

(32)ため池等農地災害危機管理対策事業(運用１別紙１のⅡの１の(7)のため池等農地災害危機管理対策事業をいう。以下この別紙において同じ。）において、土地改良区が事業実施主体となる場合は、当該土地改良区が、災害対策基本法第２条第６号に掲げる指定地方公共機関として指定された、又は指定される予定の場合に限るものとする。

(33)ため池等農地災害危機管理対策事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとし、事業費のうち国の助成を除いた残額は、災害対策基本法に基づき防災に関する責任を有する都道府県、市町村等の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(34)農地災害危機管理対策計画(運用１別紙１のⅡの１の(7)の農地災害危機管理

対策計画をいう。以下この別紙において同じ。）は、防災情報管理システム整備計画及び地域危機管理整備計画に区分され、それぞれの計画の記載事項については、以下に掲げるとおりとし、当該計画及び当該計画中の事項のうちため池等農地災害危機管理対策事業に係る整備に必要な計画を策定し、及び当該整備に必要な計画中の事項を記載するものとする。なお、農地災害危機管理対策計画の策定に当たっては、防災情報管理システム整備計画については運用１別紙１のⅡの１の(7)のアに関する事項、地域危機管理整備計画については運用１別紙１のⅡの１の(7)のイ、ウ又はエに関する事項を記載するものとする。

ア　防災情報管理システム整備計画

(ｱ) 防災情報管理システム整備の基本構想

(ｲ) 整備実施期間

(ｳ) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容

(ｴ) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

(ｵ) 他の防災関連システムとの連携等

イ　地域危機管理整備計画

(ｱ) 地域危機管理整備の基本構想

(ｲ) 整備実施期間

(ｳ) 地域基礎情報

(ｴ) 地域危機管理整備の内容

(35)農地災害危機管理対策計画のうち防災情報管理システム整備計画の対象範囲は、運用１別紙１のⅡの２の(7)の基準、災害対策基本法に基づく防災業務計画等を踏まえつつ、都道府県又は市町村が事業実施主体の場合はそれぞれ当該都道府県又は当該市町村の地域、土地改良区が事業実施主体の場合は当該土地改良区が災害対策基本法に基づき作成する防災業務計画に位置づけられた業務地域とするよう努めるものとする。

(36)運用１別紙１のⅡの１の(7)のイの危機管理機能を向上させるための施設は、雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等とする。

(37)運用１別紙１のⅡの１の(7)のウの支援を受けてハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを公表するものとする。

(38)運用１別紙１のⅡの１の(7)のエの防災・減災のために必要な活動、計画の策定及び体制の整備に当たっては、施設管理者又は受益農家のみならず関係住民等が参画するよう努めるものとする。

(39)ため池等農地災害危機管理対策事業の取扱については、取扱別紙１（ため池等農地災害危機管理対策事業）によるものとする。

(40)ため池緊急防災体制整備促進事業（運用１別紙１のⅡの１の(10)のため池緊急防災体制整備促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）の地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動とは、防災・減災等の文献・事例の収集、ワークショップの開催、パンフレットの作成及び生態系・景観等の保全等とする。

(41)ため池緊急防災体制整備促進事業の実施は、平成 27 年度から平成 31 年度までに着手する地区に限るものとし、おおむね５年間又は併せて行うため池に係る整備事業の完了までの期間のいずれか短い期間とする。ただし、運用１別紙１のⅡの２の(10)のエにあっては、平成 27 年度から平成 29 年度までに着手する地区に限る。

(42)ため池緊急防災体制整備促進事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

(43)ため池緊急防災体制整備促進事業の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。

(44)ため池緊急防災体制整備促進事業において行う、農業用又は旧農業用ため池の廃止にあっては、農業者等が管理するものであって、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件の全てに該当するものとする。

ア　埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。

イ　市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかとなっていること。

ウ　旧農業用ため池で実施する場合には、従前に農業用水を貯留する施設として使用されていたものであり、かつ、他の用途に使用していないもの

(45)用排水施設整備事業（別紙３－１の運用１別紙１のⅡ．ため池等整備事業の１の(5)の事業をいう。）において施設長寿命化計画等に基づく施設機能保全対策を実施することができるのは、次のいずれかを満たすものに限る。

ア　湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であって、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じるおそれがあるもの

イ　農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路と一連の施設であって、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの

第４　湛水防除事業

湛水防除事業の取扱については、取扱別紙２（湛水防除事業）によるものとする。

第５　農地保全整備事業

(1) 運用１別紙１のⅣの１の(3)に掲げる排除工事の実施地区は、富士マサ、ボラ、コラ等の特殊土壌層又は農耕に特に支障のあるさんご若しくは石れきが存在する地域（石れきにあっては、れき含量おおむね５パーセント以上の地域）とする。

(2) 運用１別紙１のⅣの１の(2)のアに掲げるもの（以下この別紙において「関連排水路」という。）及び(2)のイに掲げるもの（以下この別紙において「関連農道」という。）に要する経費と(2)のウに掲げるもの（以下この別紙において「水路兼用農道」という。）に要する経費の 50 パーセントの合計額は、総事業費のおおむね 50 パーセントの範囲内であるものとする。

(3) 関連農道及び水路兼用農道は、原則として本工事（運用１別紙１のⅣの１の(1)の本工事をいう。以下この別紙において同じ。）の受益地域内で施工するものとする。

ただし、本工事及び水路兼用農道施工の結果、流域面積の増加等の原因により洪水量が増大し、排水不良となる場合には、地域外の排水路も本工事とする。

(4) 関連農道及び水路兼用農道の有効幅員は、原則として２メートル以上とする。

(5) 工事完了後農道網の一環として使用される資材運搬道路は、関連農道とする。

(6) 関連排水路は、本工事の排水路又は水路兼用農道の末端に接続し、本工事の地域内の排水を安定した河川に導くとともに、地域外の農用地の排水改良に資するものとする。

(7) 承水路、集水路、排水路等に附帯する溝畔は、水路安全上必要な最小幅員と

する。
(8) 本工事の排水路と当該水路に接して同時に施行される関連農道との費用の振分けは、原則として断面上における農道部分と水路構造物との境界線により分割して積算したところによるものとする。
(9) 特殊農地保全整備工事(運用１別紙１のⅣの１の(4)の特殊農地保全整備工事をいう。以下この別紙において同じ。）の実施地区は、南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和 43 年法律第 17 号）第２条により指定された南九州畑作振興地域とする。
(10)南九州畑作振興地域における農地侵食防止工事(運用１別紙１のⅣの２の(1)の農地侵食防止工事(排除工事を除く。)をいう。以下この別紙において同じ。)とほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の各工事が競合する部分の排水路の取扱いについては、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタール以上の部分は、農地侵食防止工事の費用とし、それ未満の場合にあっては、各工事費の費用とする。
(11)運用１別紙１のⅣの１の(1)に掲げる「これに準じる地帯」とは、普通畑であって土地の平均傾斜度が 10 度以上の地域をいう。
(12)運用１別紙１のⅣの１の(2)のエの「土留工等」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、土砂吐等をいう。
(13)運用１別紙１のⅣの１の(2)のエのシラス地域等保全対策工事を実施する用排水施設にあっては、その始点の両側 50m 及び下方 100m の範囲に 10 戸以上の人家又は公共施設が存することを要するものとする。
(14)特殊農地保全整備工事のうち農地保全地域高付加価値農業推進計画（運用１別紙１のⅣの２の(2)の農地保全地域高付加価値農業推進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づいて行うものにあっては、当該事業区域内において、主として高付加価値農業を営む中核的担い手農家（恒常的に農業を営み今後とも区域内の農業を担っていく個別経営農家）がおおむね５戸以上見込まれることを要するものとする。
　なお、高付加価値農業とは、消費者のニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。
ア　当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘り起こし
イ　優良品種、特別な販売方式の導入
ウ　農作物の加工を通じた地域特産物の開発
エ　その他地方農政局長が適当と認める手法
(15)都道府県知事は、農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて農地保全整備事業を行う場合、次に掲げる事項を内容とする農地保全地域高付加価値農業推進計画を策定し、別紙様式第１号の事業計画概要書に添付するものとする。
ア　基本構想
(ｱ)　当該地域の農業振興構想及び同構想の中で位置づけられる当該地区の高付加価値農業推進構想
(ｲ)　当該地区の高付加価値農業の振興が地域の活性化等に与える効果
イ　高付加価値農業促進営農計画
(ｱ)　当該地区の高付加価値農業に関する営農計画
(ｲ)　当該地区の高付加価値農業区域に係る土地利用計画
(16)運用１別紙１のⅣの１の(1)に掲げる「防風施設の整備」とは、農用地を風食、風害又は潮害から守る防風林、防風垣、防風ネット及びこれらの施設の管理に必要な管理用道路の設置をいう。
(17)運用１別紙１のⅣの１の(5)の「土留工その他の施設」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、水路等をいう。
(18)運用１別紙１のⅣの１の(6)の「国土保全機能持続対策計画」の内容は次のと

おりとする。
ア　農地防災施設工等の設置理由
イ　農地防災施設工等の維持管理方法
(19)運用１別紙１のⅣの１の(6)の「農地防災施設工」とは、沈砂池等をいう。
(20)運用１別紙１のⅣの１の(7)の「土壌改良」とは、降灰による農地又は果樹等樹体の酸度の矯正等を行うための土壌改良資材の投入とする。
(21)運用１別紙１のⅣの１の(7)の「栽培管理用施設」とは、農業用水の確保、降灰の除去等を行うための畑地かんがい用施設とする。
(22)運用１別紙１のⅣの１の(7)の「農地被覆施設」とは、降灰による農地又は農作物の被害を防止するための農地を覆う施設とする。
(23)運用１別紙１のⅣの２の(4)の(ｲ)の要件とは、降灰による農地又は果樹等樹体への影響について、公共の試験研究機関等に次のとおり認められたものであることとする。
ア　農地にあっては、その地域において通常栽培される農作物又は果樹等樹体の生育が著しく阻害されることが確実であること。
イ　果樹等樹体にあっては、当該樹体に対する降灰により、その地域における通常の生育状態に比べ、生育が著しく阻害されることが確実であること。
(24)運用１別紙１のⅣの１の(7)及び(8)の事業は土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

第６　地盤沈下対策事業
(1) この事業でいう地盤沈下とは、地下水（水溶性天然ガスを含む。）の採取に起因して生じた地盤沈下をいう。
(2) 地下水採取の規制に関する法令等には、地方公共団体の条例を含むものとする。

第７　農村地域環境保全整備事業
(1)　農村地域環境保全総合整備事業
ア　都道府県知事は、運用１別紙１のⅤにより農村地域環境保全整備事業を実施するときは、次に掲げる事項を内容とする農村地域環境保全計画を策定し、別紙様式第１号の事業計画概要書に添付するものとする。
(ｱ) 基本構想
ａ　防災安全度の向上を図るために整備を行うことが必要な地区の設定理由及び整備構想
ｂ　地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るためにａと一体として併せ行う施設の整備構想
(ｲ) 保全管理計画
ａ　(ｱ)の整備構想を達成するための工事計画
ｂ　地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るための整備内容
ｃ　農地等防災保全対策工事及び地域環境保全対策工事で整備される施設の費用負担、予定管理者及び予定管理方法
イ　関連工事の内容は、次に定めるものとする。
(ｱ) 農業用用排水施設の変更
農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した水路の底張り、法張り等
(ｲ) 農道の変更
農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農道の舗装等

(ｳ) 客土

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農用地において、流亡した耕土の復元等を行うための客土

(ｴ) 暗きょ排水

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農用地の乾田化を図るために行う暗きょ排水

ウ　運用１別紙１のＶの１の(2)のウの事業は土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

第８　その他

(1) ため池等利活用保全施設整備工事のうち、関連施設の整備は第３の規定に関わらず新たに実施しない。

(2) 利活用保全整備工事のうち、利活用保全施設の整備で、運用１別紙１のⅡの１の(1)のア及び(2)のア（受益面積が５ヘクタール（中山間地域において行われるものにあっては、２ヘクタール）以上のものに限る。）と併せ行う特認施設の整備については、第３の規定に関わらず新たに実施しない。

取扱別紙１（ため池等農地災害危機管理対策事業）

ため池等農地災害危機管理対策事業について

農地災害危機管理対策計画（以下この取扱別紙において「本計画」という。）は、防災情報管理システム整備計画（取扱別紙１別記様式１）と地域危機管理整備計画（取扱別紙１別記様式２）に区分され、以下に掲げる計画及び事項のうち必要なものを記載するものとする。

なお、本計画の策定に当たっては、防災情報管理システム整備計画は運用１別紙１のⅡの１の(7)のアに関するもの及び地域危機管理整備計画は運用１別紙１のⅡの１の(7)のイ、ウ又はエに関するものを記載するものとする。

１．防災情報管理システム整備計画

(1) 防災情報管理システム整備の基本構想

防災情報管理システム整備の目的、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法、期待される効果等を記載するものとする。

(2) 整備実施期間

(3) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容

防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容について記載するとともに、それらの位置が明示された平面図（５万分の１程度）を添付するものとする。

(4) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

ア　災害を予測するシステムの整備及び運用計画

防災情報管理システムのうち災害を予測するシステムの整備及び運用計画について記載するものとする。

イ　防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画

防災情報管理システムのうち防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画について記載するものとする。運用計画にあっては、都道府県からため池管理者等の末端受達者までの防災情報の伝達体制について伝達体系図及びその伝達方法等について別途記載するものとする。

ウ　防災情報管理システムの予定管理者

防災情報管理システムの維持管理等について、責任を有する予定の者の所属及び役職について記載するものとする。

(5) 他の防災関連システムとの連携等

防災情報管理システムを導入する事業主体に既に設置され、又は設置される予定の他の防災関連システムとの連携等について記載するものとする。

２．地域危機管理整備計画

(1) 地域危機管理整備の基本構想

危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針、期待される効果等を記載するものとする。

(2) 整備実施期間

(3) 地域基礎情報

危機管理区域ごとに以下の事項について記載するものとする。

ア　地形・地質・気象

(ｱ)　地形

地形については、危機管理区域ごとに地形図（５万分の１程度）を添付するものとする。

(ｲ)　地質

地質については、地質調査所刊や県内地質図等の既存資料を利用して作成するものとし、危機管理区域ごとに地質図（５万分の１程度）を添付するものとする。なお、可能な限り断層、地すべり区域、土砂崩壊危険箇所等の防災情報について図示するものとする。

(ｳ)　気象

気象については、一般気象、特別気象、地震及び地すべりに区分されるものとし、危機管理区域ごとに記載するものとする。

一般気象については､最近 10 か年の記録を基に年平均気温及び平均降水量（年降水量及び年降水日数）、特別気象については既往最大時間雨量、既往最大連続雨量及び時間雨量が最近 30 か年の記録のうち上位５位までについての時間雨量、連続雨量及び日雨量を記載するものとする。また、地震については､既往最大の地震の規模及び最近 30 か年の記録のうち上位５位までの地震を記載するものとする。なお、危機管理区域に地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第２条に規定する地すべり区域が含まれる場合は、地すべり区域及びその代表箇所の間隙水圧を記した地形図（２万５千分の１程度）を添付するものとする。

イ　排水状況

危機管理区域を単位として、排水施設、排水河川等の位置及び各排水施設の支配流域を記した排水系統図（２万５千分の１程度）を添付するものとする。なお、ため池にあっては、下流の被害想定区域も記すものとする。

地域開発等により排水施設の支配流域に著しい土地利用等の変動がある地域を含む危機管理区域においては、危機管理区域単位で旧況及び現況の土地利用の変動経緯を記載するものとする。なお、旧況とは既存施設が設置された年代とするが、不明の場合はおおむね 10 年前の土地利用の状況をいう。また、排水河川については危機管理区域の排水が到達する直近の河川における河川名、河川管理者、流域面積、洪水量（1/20 年確率）、洪水位（1/20 年確率）、河道の状況、改修計画の有無について記載するものとする。

ウ　被害状況

危機管理区域が存在する市町村又は旧市町村を単位として過去 30 か年の台風、豪雨、地震等の自然災害による農用地、農業用施設、作物、民家、住民等の被害額の合計の大きさが上位３位までの災害について被害量及び被害額を記載するものとする。なお、危機管理区域内で発生した既往災害について、特記すべき事項があれば必要に応じて記載するものとする。

エ　危機管理区域内の施設管理状況

危機管理区域内で危機管理の対象とすべき施設ごとの管理状況について記載するものとする。

(4) 地域危機管理整備の内容

危機管理区域ごとに以下の事項について記載するとともに、危機管理区域及び対象施設の位置が明示された平面図（２万５千分の１程度）を添付するものとする。

ア　運用１別紙１のⅡの１の(7)のイに関する整備計画

(ｱ)　対象施設の名称

(ｲ)　対象施設ごとの整備内容及び総事業費

(ｳ)　対象施設ごとの被害想定面積及び想定被害額

なお、想定被害額の算定方法にあっては、ため池等整備事業の効果算定方法に準ずるものとし、被害想定面積を図示した平面図（２万５千分の１程度）を添付するものとする。

(ｴ) 対象施設がため池の場合にあっては、「農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画の策定について（平成 17 年８月９日付け 17 農振第 771 号農村振興局通知）」による農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画との関係を記載するとともに、「農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について(平成 25 年３月 29 日付け 24 農振第 2656 号防災課長通知)」の点検結果を記載したため池点検個票を添付、又は、農業用ため池緊急点検（平成 17 年４月 15 日付け 17 農振第 105 号防災課長通知）の点検結果を記載した様式１を添付するものとする。

イ　運用１別紙１のⅡの１の(7)のウに関する整備計画

(ｱ) ハザードマップの対象となる危機管理区域及び施設の被害想定面積並びに想定被害額

(ｲ) ハザードマップ作成のための調査等の内容

(ｳ) ハザードマップの活用構想

ウ　運用１別紙１のⅡの１の(7)のエに関する整備計画

(ｱ) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備の対象となる危機管理区域及び施設の被害想定面積並びに想定被害額

(ｲ) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備に必要となる啓発・研修等の活動内容、機材等の整備内容

(ｳ) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備に参画する者及び今後の防災・減災活動方針

取扱別紙１別記様式１

防災情報管理システム整備計画

（１）防災情報管理システム整備の基本構想

（２）整備実施期間

令和　　年度　～ 令和　　年度　（　　年間）

（３）防災情報管理システムの対象となる地域及び施設等の内容

対象地域					
対象施設	No	施　設　名	区　　分	諸　　元	対象とした理由

※「区分」には「ダム」、「ため池」、「頭首工」、「用水路」、「排水路」、「用排水路」、「排水機場」、「樋門」、「地すべり防止施設」等を記載するものとする。

（４）防災情報管理システムの整備及び運用計画

①災害を予測するシステムの整備及び運用計画

②防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画

伝 達 系 統 図	情 報 発 信 者 等				
（例）	No	発 信 者（組織）	受 信 者（組織）	内　　容	伝達方法
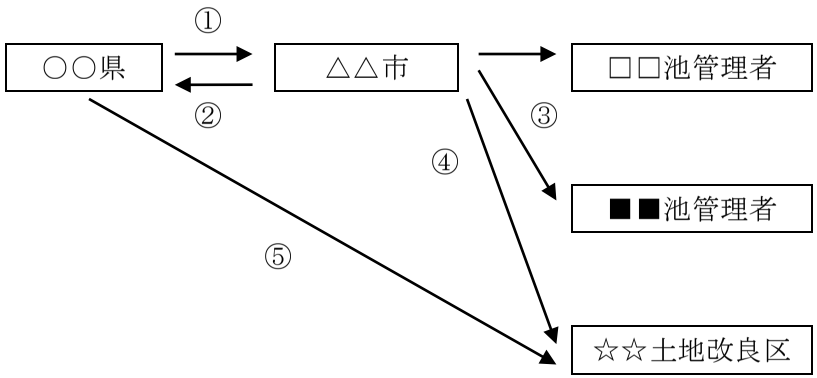	①	県	市	防災・減災活動の要請	電話、Fax
	②	市	県	防災・減災活動の報告	電話、Fax
	③	市	管理者	雨量、水位情報	メール
				防災・減災活動の要請	電話
	④	市	改良区	雨量、水位情報	メール
				防災・減災活動の要請	電話
	⑤	県	改良区	雨量、水位情報	メール

③防災情報管理システムの予定管理者

	所　　属　・　役　　職
システム予定管理者	

（５）他の防災情報システムとの連携関係等

（例）

連　携　図	連　携　内　容	
（例） 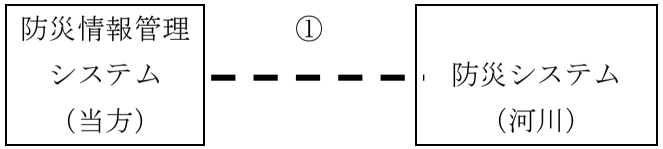 	No	内　容
	①	河川担当部局で管理する雨量データを共有する。

取扱別紙１別記様式２

地域危機管理整備計画

１．地域危機管理整備の基本構想

番号	区域名	基本構想（危機管理区域の設定の考え方、整備方針、期待される効果等）

２．整備実施期間

令和　　年度　～ 令和　　年度　（　　年間）

３．地域基礎情報（危機管理区域ごとに記載するものとする。）

①地形、地質、気象

（ｱ）地形

別添

（ｲ）地質

別添

（ｳ）気象

区域名	一般気象	観測所名		観測期間	
		年平均気温（℃）		年平均降水量（mm）	

区域名	特別気象	順位	観測年月日	時間雨量（mm）	日雨量（mm）	連続雨量（mm）
		既往最大				
		1位				
		2位				
		3位				
		4 位				
		5位				

区域名	地震	順位	地震名	観測年月	震源地（都道府県・市町村名）	深さ（km）	地震の規模	震度
		既往最大						
		1位						
		2位						
		3位						
		4位						
		5位						

②－１排水状況（土地利用の変動状況）　（単位：ha）

区域名		田	畑	山　林	市　街　地	そ　の　他	計
	旧　　況						
	現　　況						
	差引増減						

②－２排水状況（排水河川）

区域名	河川名	河川管理者	流域（ha）	洪水量（m3/s）	洪水位(m)）	河　道　の　状　況	改修計画の有無

③被害状況

区域名	順位	災害名等	年月日	危機管理区域が存在する市町村又は旧市町村単位の災害状況							
					農用地	農業用施設	作物	人家	公共施設	道路	合計
	1 位			被害量（ｈａ、箇所等）							－
				被害額（千円）							
	2 位			被害量（ｈａ，箇所等）							－
				被害額（千円）							
	3 位			被害量（ｈａ、箇所等）							－
				被害額（千円）							
	特記事項										

④危機管理区域内の施設管理状況

区域名	番号	施 設 名	区　分	管　理　者	平常時の管理内容	異常時の管理内容

※「区分」には「ダム」、「ため池」、「頭首工」、「用水路」、「排水路」、「用排水路」、「排水機場」、「樋門」、「地すべり防止施設」等を記載するものとする。

４．地域危機管理整備の内容

①運用１別紙１のⅡの１の(7)のイに関する整備計画

区域名	番号	施設名	総事業費 （千円）	被害想定 面積（ｈａ）	想定被害額 （千円）	整　備　内　容
区域計						
区域計						
合計						

※「番号」及び「施設名」は３．地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

②運用１別紙１のⅡの１の(7)のウに関する整備計画

区域名	番号	施設名	被害想定 面積（ｈａ）	被害総定額 （千円）	ハザードマップ作成のための 調査内容	活　用　構　想
区域計						
区域計						
合計						

※「番号」及び「施設名」は３．地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

③運用１別紙１のⅡの１の(7)のエに関する整備計画

区域名	番号	施設名	被害想定面積（ｈａ）	被害総定額（千円）	防災・減災活動の内容、体制整備の内容	関係者、防災・減災活動方針
区域計						
区域計						
合計						

※「番号」及び「施設名」は３．地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

取扱別紙２（湛水防除事業）

湛水防除事業について

１　要旨

(1) 湛水防除事業とは、原則として、かつて応急湛水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施工して、予想される被害を未然に防止する事業をいい、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を主要工事とする事業である。

ただし、クリーク防災機能保全対策工事については、クリーク密度又は貯留容量が一定以上である地域で、溢水被害及び水路機能被害を防止するものであり、排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地を実施する事業とする。

(2) 国の助成を除いた残額は、都道府県費、市町村費等地方公共団体の費用をもって充当するものとする。ただし、受益の限度に従い受益者に負担させることは妨げない。

(3) 完了後の施設（クリーク防災機能保全対策工事に係るものを除く。）の維持管理には、都道府県、市町村等地方公共団体が当たるものとする。

２　実施基準

(1) 排水施設整備工事

原則として応急湛水排除事業が実施された地域において実施される次の各号の要件を満たすものであって、当該対象地域は既に排水施設が整っているも、立地条件等の変化により必要となった最小限度の事業とする。

ア　面　　積　１地区おおむね 30 ヘクタール以上

イ　事 業 費　１地区おおむね 50,000 千円以上

ウ　事業効果　予想被害額が事業費に等しいか、より大きい場合であり、かつ、予想被害のうち農業部門の比率が 50 パーセント以上の地区

エ　次の条件のいずれかに該当する地区

(ｱ)　排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区

(ｲ)　事業の施行に係る地域において、受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が５分の１以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域

(ｳ)　地盤沈下等により湛水被害の著しい地域

(ｴ)　受益面積と流域面積との比が著しく大きく（流域面積が受益面積の３倍以上）、負担に耐えないもの

オ　排水調整池を事業の対象とする場合にあっては、耕作放棄地を利用することとする。

また、自然環境を保全するための工事は、植生工、親水及び護岸の整備のみとする。

(2) 排水管理施設整備工事

次に掲げる各号の要件を満たす事業とする。

ア　面積　１地区おおむね１００ヘクタール以上

イ　排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの

ウ　同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設によって排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの

エ　防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの

(3) クリーク防災機能保全対策工事

次に掲げる各号の要件を満たす事業とする。

ア　面積　１地区おおむね 20 ヘクタール以上

イ　運用１別紙１のⅢの１の(2)に掲げる農業用の水路密度又はクリークの貯留容量が一定以上である地域として、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。

(ｱ)　市町村を単位として、クリークの排水受益である農用地（以下「受益農用地」という。）に占める貯留容量を有するクリークの面積の割合が6．7パーセント以上であること

(ｲ)　市町村を単位として、受益農用地１００ヘクタール当たり 67,000 立方メートル以上の貯留容量を有すること

3　事業区分及び事業主体

(1) 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事のうち地区面積が４００ヘクタール（離島にあっては３００ヘクタール）以上であり、かつ、事業費が５億円以上のもの及び排水管理施設整備工事のうち地区面積が1,000ヘクタール以上のもの及びクリーク防災機能保全対策工事のうち地区面積が１００ヘクタール以上のものについては大規模地区とし、その他の地区は小規模地区とする。

(2) 事業主体は都道府県を原則とするが、小規模地区については、市町村又は市町村組合を事業主体とすることができる。

ただし、クリーク防災機能保全対策工事については、都府県に限る。

4　基本計画

運用１別紙１のⅢの１の(2)に掲げる「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」は次に定めるものとする。

(1)　地域の溢水被害及び水路機能被害を防止するための整備計画

(2)　地域の環境に配慮した整備の基本的な考え方

(3)　他事業との関連

(4)　施設管理予定者

(5)　施設の運用方法

5　工事の内容等

運用１別紙１のⅢの１の(2)に掲げるクリーク防災機能保全対策工事の内容等は、次に定めるものとする。

(1) 排水施設の新設、廃止又は改修

排水施設のうち排水路については、耐用年数が経過する以前において水路機能被害が生じているか又は生じるおそれがあるものの改修に限る

(2) 農業用道路の改修

上記(1)の排水路に隣接し、侵食被害が発生している農業用道路の改修

(3) 暗渠排水

上記(1)の排水路の侵食被害の発生に伴い機能低下した暗渠排水の機能回復

なお、暗渠排水のうち、市町村または土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

また、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

(4)　整地

上記(1)の排水路内に堆積した土砂を利用した整地

別紙４－１（農村整備に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の（２）の①のアの(ｴ)に掲げる農村整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用１から運用４までに定めるところによる。

第２　農村整備の実施事業

農村整備において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

１．農村集落基盤再編・整備事業

農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に行う事業であり、運用１及び取扱い１に掲げる事業

２．農業集落排水事業

農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を行う事業であり、運用２及び取扱い２に掲げる事業

３．畜産環境総合整備事業

畜産経営に起因する環境汚染の防止や草地景観の多面的活用の推進に資する基盤整備等を行う事業であり、運用３に掲げる事業

４．農道整備事業

農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道の整備を行う事業であり、運用４に掲げる事業

運用１（農村集落基盤再編・整備事業）

第１　事業の内容

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の内容は次に掲げる事業とする。

１　集落基盤再編型

集落（農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第２条第４項に定める農業集落をいう。以下この別紙において同じ。）の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するものとする。

２　中山間地域総合整備型

農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するものであり、次に掲げる事業とする。

（１）集落型事業

一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図る事業であって、次に掲げるもの。

ア　一般型事業

農業生産基盤及び農村生活環境又はこれらと併せて保全管理等の一体的整備を実施するもの。

イ　生産基盤型事業

農業生産基盤整備のみを実施するもの。

ウ　生活環境型事業

農村生活環境整備等のみを実施するもの。

（２）広域連携型事業

市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。

３　農地環境整備型

農地環境整備計画（以下この別紙において「整備計画」という。）に即して作成される事業計画に基づき、農業生産条件等が不利な中山間地域において耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全及び優良農地の保全を図るものであり、次に掲げる事業とする。

（１）一般型事業

（２）緊急耕作放棄地特別対策型事業

耕地面積の小さな集落において緊急的に耕作放棄地を解消するため、平成２３年度までの申請に限り実施する事業

４　実施計画策定型

農業生産基盤のみの再編・整備の実施、農業生産基盤と併せ行う農村生活環境若しくは保全管理等のいずれかの再編・整備の実施又は農業生産基盤と併せ行う農村生活環境及び保全管理等の再編・整備の実施に際し、計画を策定する事業（以下「計画策定事業」という。）及び換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業（以下「経営体育成促進換地等調整」という。）とする。

第２　事業実施主体

１　集落基盤再編型の事業実施主体は、２に定める場合を除き、都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農林業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が事業実施主体として適当と認められる団体とする。ただし、実施計画策定型にあっては、一部事務組合を除くものとする。

なお、法人でない団体にあっては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

（１）　団体の代表者及び代表権の範囲

（２）　団体の意志決定の機関及びその決定方法

（３）　団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

２　中山間地域総合整備型及び第３の２の（５）による事業を行う場合の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

３　中山間地域総合整備型を行うに当たっては、一の地区につき一の事業計画を作成し、事業の種類に応じて、一の事業計画につき一の事業実施主体が実施するものとする。

４　農地環境整備型の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。ただし、都道府県が実施する事業（以下この別紙において「県営事業」という。）において、土地改良区等交換分合事業の実施を希望する者から申請があった場合は、当該土地改良区等が都道府県知事と協議して実施するものとする。

第３　実施要件

本事業に係る実施要綱第２の２の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

１　共通事項

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）を対象としていること。

2　集落基盤再編型

（1）以下のいずれかに該当する事業とする。

ア　別表区分の欄1に掲げる事業（以下「農業生産基盤整備事業」という。）及び別表区分の欄2に掲げる事業（以下「農村生活環境整備事業」という。）（別表区分の欄2の事業種類の欄(6)及び(9)に掲げる事業を除く。）を一体的に実施する事業。

イ　農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(6)及び(9)に掲げる事業を除く。）のみを実施する事業。

ウ　ア又はイと併せて（5）による事業を実施する事業。

（2）別表区分の欄1の事業種類の欄(3)に掲げるほ場整備事業を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項第5号の2に掲げる土地改良事業として行う場合にあっては、おおむね20ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とすること。

（3）別表区分の欄2の事業種類の欄(16)に掲げる歴史的土地改良施設保全整備事業にあっては、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第98条の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設又は同法第56条の2の規定に基づき登録され、若しくは登録されることが確実であると認められる土地改良施設であること。

イ　当該施設の支配面積が20ヘクタール以上であること。

（4）別表区分の欄2の事業種類の欄(11)に掲げる市民農園等整備事業にあっては、「農業振興地域整備の推進について（平成14年11月1日付け14農振第1179号農林水産事務次官依命通知）」の記の2の規定にかかわらず、農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象として実施することができるものとする。

（5）自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域を事業対象地域とする場合には、当該地域においては、次のいずれかに掲げるところにより、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び別表区分の欄5に掲げる事業（以下「特認事業」という。）を実施することができるものとする。

ア　農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）を一体的に行うものであり、かつ、別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち2以上の

事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、都道府県が実施する事業（以下この別紙において「県営事業」という。）にあってはおおむね60ヘクタール以上、市町村が実施する事業（以下この別紙において「市町村営事業」という。）にあってはおおむね20ヘクタール以上（本事業の実施地域のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が75パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね20分の１以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50パーセント以上を占める地域においては、県営事業にあってはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね10ヘクタール以上）であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して農業生産基盤整備事業を実施する場合にあっては、おおむね10ヘクタール以上であること。

イ　別表区分の欄１の(3)に掲げるほ場整備事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね10ヘクタール以上であること又はほ場整備事業と別表区分の欄１の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うものであって、ほ場整備事業に係る受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して事業を実施する場合にあっては、おおむね10ヘクタール以上であること。

ウ　農村生活環境整備事業（別表区分の欄２の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び特認事業のうち２以上の事業を行うものであること。

３　中山間地域総合整備型

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域であって、集落型事業のうち一般型事業及び生活環境型事業にあっては一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落、広域連携型事業にあっては市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域的な地域を事業対象地域とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄２の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）、別表区分の欄３に掲げる事業（以下「保全管理等事業」という。）及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること。

ア　集落型事業のうち一般型事業にあっては、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（別表区分の欄２の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）、又はこれらと併せて保全管理等事業を一体的に行うものであり、かつ、別表区分の欄１の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち２以上の事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね60ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね20ヘ

クタール以上（本事業の実施地域のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が 75 パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 20 分の１以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の 50 パーセント以上を占める地域においては、県営事業にあってはおおむね 20 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 10 ヘクタール以上）であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して農業生産基盤整備事業を実施する場合にあっては、おおむね 10 ヘクタール以上であること。

なお､保全管理等事業を実施する場合には以下の要件を満たすものとする。

① 事業計画の対象区域（以下この別紙において「事業計画区域」という。）の農地面積に対して、本事業の受益地となる、本事業により農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域（以下この別紙において「生産区域」という。）の農地面積の割合が、おおむね７割程度は確保できる見通しのあること。

② 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

イ 集落型事業のうち生産基盤型事業にあっては、別表区分の欄１の事業種類の欄(3)に掲げるほ場整備事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね 20 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 10 ヘクタール以上であること又はほ場整備事業と別表区分の欄１の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うものであって、ほ場整備事業に係る受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が、県営事業にあってはおおむね 20 ヘクタール以上、市町村営事業にあってはおおむね 10 ヘクタール以上であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して事業を実施する場合にあっては、おおむね 10 ヘクタール以上であること。

ウ 集落型事業のうち生活環境型事業にあっては、農村生活環境整備事業（別表区分の欄２の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び特認事業のうち２以上の事業を行うものであること。

エ 広域連携型事業にあっては、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業（別表区分の欄２の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）を一体的に行うものであり、かつ、別表区分の欄１の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち２以上の事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計がおおむね 60 ヘクタール以上であること又は農村生活環境整備事業(別表区分の欄２の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び特認事業のうち２以上の事業を行うものであって、中山間地域広域連携整備促進対策事業実施要綱（平成８年５月１０日付け８構改Ｄ第１８２号農林水産事務次官依命通達）に定める中山間地域広域連携整備促進計画若しくは中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進対策事業実施要綱（平成９年４月１日付け９構改

Ｃ第１３６号農林水産事務次官依命通達）に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられたものであること。

（２）集落型事業のうち一般型事業及び広域連携型事業にあっては、農業の生産条件及び生活環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わされており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。

（３）集落型事業にあっては、県営事業を実施する場合、別に定める要件を満たすこと。

４　農地環境整備型

（１）自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域において、農業生産基盤整備事業（別表区分の欄１の事業種類の欄(5)及び(6)に掲げる事業を除く。）、保全管理等事業及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること。

ア　一般型事業

①　事業計画区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね７割程度は確保できる見通しのあること。

②　本事業を実施する生産区域における農業生産基盤整備事業（別表区分の欄１の事業種類の欄(5)及び(6)に掲げる事業を除く。）の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。

③　事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

イ　緊急耕作放棄地特別対策型事業

①　事業計画区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね５割程度は確保できる見通しのあること。

②　本事業を実施する事業計画区域がおおむね 10 ヘクタール以上であること。

③　事業計画区域に占める耕作放棄地及び別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が６％以上であること。

④　事業計画区域は、耕作放棄地全体調査要領(平成 20 年４月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知)に基づく耕作放棄地解消計画が策定された地域であって、別に定める要件を満たす地域であること。

（２）県営事業を実施する場合、別に定める要件を満たすこと。

５　実施計画策定型

（１）計画策定事業にあっては、別表区分の欄１の事業種類の欄(1)から(8)まで、別表区分の欄２の事業種類の欄(17)（第４の４により実施する場合に限る。）

及び別表区分の欄３の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業について、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、事業計画及び第４の４に規定する集落基盤再編計画の策定に必要な事項についての調査及び検討を行うものであること。また、経営体育成促進換地等調整にあっては、別表区分の欄１の事業種類の欄(3)のほ場整備事業を予定している地区であって、実施内容については、経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成６年６月 23 日付け６構改Ｂ第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。)の４に掲げる業務を行うものであること。

（２）計画策定事業の実施期間は、１年以内とする。また、経営体育成促進換地等調整の実施時期及び実施期間は、調整要領の５に定めるところによる。

（３）経営体育成促進換地等調整の実施に当たっては、この別紙によるもののほか、調整要領に定めるところによる。

第４　計画の作成

１　事業計画は、次のとおり定めるものとする。

（１）中山間地域総合整備型の集落型事業のうち生産基盤型事業の場合

事業対象地域を中心とした活性化の基本方向、土地状況に応じた整備の基本方向及び活性化の推進方策についての構想（以下「活性化構想」という。）並びに当該構想に基づく事業の計画を定めるものとする。

（２）中山間地域総合整備型の集落型事業のうち一般型事業において保全管理等事業を実施する場合及び農地環境整備型の場合

ア　事業実施主体は、別紙 4-2 取扱い１の第３の５の（６）により承認された整備計画に基づき事業計画を作成するものとする。

イ　事業計画区域は、整備計画を作成した区域のうち、本事業の受益地となる生産区域及び長期的な営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む区域（以下この別紙において「保全管理区域」という。）とする。

ウ　本事業を実施する生産区域は、農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象として作成するものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて対象とせざるを得ない場合には、当該農用地区域以外の区域を対象とするものとする。

エ　事業目的、事業実施主体、事業計画区域の範囲、工事計画、施設の予定管理者及び予定管理方法、費用及びその負担方法、資金計画等を定めるものとする。

オ　都道府県知事が事業計画を作成する場合には、あらかじめ関係市町村長と十分連絡調整を図るとともに、都道府県知事は、事業計画を作成した場合には当該計画を当該市町村長に通知するものとする。

（３）（１）及び農地環境整備型以外の場合

農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成 13 年８月３日付 13 農振第 1194 号農林水産事務次官、国総事第 35 号国土交通事務次官依命通知）に基づき作成される農村振興基本計画（以下この別紙において「基本計画」という。）又は基本計画に準ずる計画（以下この別紙において「準ずる計画」という。）及び第４の４に規定する集落基盤再編計画（別表区分の欄２の事業種類の欄(17)に掲げる事業を実施する場合に限る。）に即した内容となっており、地元住民等の意向が十分に反映され、農村振興の関連施策を総合的に講じることに配慮された事業計画を定めるものとし、本事業を実施することにより、地域の活力向上と個性ある地域づくりに資するよう定めるものであって、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下この別紙において「法」という。）に基づく事業（別表区分の欄１に掲げる事業をいう。ただし、事業種類の欄（２）の事業のうち農道橋等の保全対策を除く。）が本事業の中で実施される場合には、事業実施主体は、当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、法第７条及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）第 14 条の２に掲げる事項を定めるものとする。

ア　基本計画等における事業計画の位置付け
イ　事業の目的
ウ　事業の目標及び指標
エ　事業計画区域の範囲
オ　工事計画
カ　費用の総額及びその内容
キ　工事の着手及び完了予定時期
ク　事業実施主体
ケ　効用
コ　費用負担の方法及び資金計画
サ　施設の予定管理者及び（予定）管理方法
シ　地域住民活動の計画
ス　関連事業
セ　農村振興の関連施策（第３の２の（５）及び第３の３による事業の場合）

中山間地域総合整備型の広域連携型事業については、上記の内容に加え、地域内の役割分担と地方単独事業等との連携方策等について明らかにするものとする。

２　事業計画の作成に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律第８条及び第９条に規定する農業振興地域整備計画その他の農業・農村の活性化に関する振興計画等との調和に配慮するとともに、地元関係者及び関係団体等の意向を十分考慮しなければならない。

３　事業計画は、中山間地域総合整備型の集落型事業のうち一般型事業及び広域連

携型事業にあっては、当該計画に定められた農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的かつ集中的に施行することにより、その区域における農業生産活動の活性化と農村の健全な発展に寄与することが明らかなものでなければならない。

4　別表区分の欄２の事業種類の欄(17)に掲げる事業においては、事業計画の他、集落基盤再編計画を定めるものとし、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）計画の概要

（２）事業で撤去する農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設（以下この別紙において「農業農村施設」という。）の概要

（３）農業農村施設の撤去に附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道、農道その他農業生産基盤施設（以下この別紙において「農業集落道等」という。）の概要

（４）撤去施設の機能の集約先施設の概要及び利用計画

（５）撤去された農業農村施設用地の跡地利用計画

（６）その他必要な事項

第５　事業の実施

1　都道府県知事は、都道府県が新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第７の２に定める実施要件確認に必要な資料として別紙 4-2 取扱い１に定める様式により、事業計画の概要表等（以下この別紙において「計画概要表等」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。

2　道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体から、計画概要表等を添付して新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、計画概要表等を地方農政局長等に提出するものとする。

3　都道府県知事は、新たに交付金を充当して計画策定事業を実施しようとするときは、別紙 4-2 取扱い１に定める様式により農業農村基盤整備実施計画地区概要表を地方農政局長等に提出するものとする。

4　都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体から新たに交付金を充当して計画策定事業を実施したい旨の報告があったときは、別紙 4-2 取扱い１に定める様式により当該農業農村基盤整備実施計画地区概要表を地方農政局長等に提出するものとする。

5　都道府県知事は、調整要領の３に掲げる者から新たに交付金を充当して経営体育成促進換地等調整を実施したい旨の報告があったときは、別紙 4-2 取扱い１に定める様式により当該経営体育成促進換地等調整調書を地方農政局長等に提出するものとする。

第６　計画の変更等

1　都道府県知事は、事業実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、別紙 4-2 取扱い１に定める様式により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等へ提出するものとする。

2　都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体が事業計画の重要な部分の変更を行った旨の報告があったときは、別紙 4-2 取扱い１に定める様式により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

第７　事業の達成状況報告等

1　事業実施主体は、集落基盤再編型の達成状況を以下のとおり報告するものとする。

（１）事業計画に定める事業の目標について、達成状況を検証し、事業完了年度から５年度後の３月 31 日までに別紙 4-2 取扱い１に定める様式により、当該検証結果を地方農政局長等に報告するものとする。

（２）平成 17 年度までに採択され、かつ、平成 18 年度において実施中の事業に係る地区については、基本計画又は第４の１の（３）の事業計画の策定に際して基本とした農村振興基本計画と同等の計画において掲げた目標に対する達成状況を検証し、当該検証結果を（１）に準じて報告するものとする。

第８　事業の推進

1　本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

2　都道府県知事は、事業計画の作成及び本事業の実施の適正かつ円滑な推進のために必要な助言、指導その他所要の措置を講ずるものとする。

3　都道府県知事及び市町村長は、農業・農村の活性化のために必要な他事業との調整を図り、本事業の実施の効率的な推進に努めるものとする。

4　都道府県及び市町村は、本事業の趣旨に即し、当該事業に係る農家等の負担額

の軽減が図られるよう所要の措置を講ずるものとする。

第９　助成

１　国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙 4-2 取扱い１に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

２　本事業の実施に関し必要な資金の融資

本事業の実施に関し必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。ただし、実施計画を策定するための事業にあっては、この限りではない。

（１）日本政策金融公庫資金の貸付条件は、日本政策金融公庫の業務方法書に定めるところによるものとする。

（２）農業近代化資金の貸付条件は、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）に定めるところによるものとする。

第 10　発電施設における固定価格買取制度との調整等

１　本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年４月１日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

２　本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和２年 11 月末日までに交付要綱第４に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

（１）停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

（２）農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第 11　その他

1　本事業の実施については、法、土地改良法施行令及び土地改良法施行規則その他の法令に定めるところによる。

2　本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）附則第２条第１項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第４条第３項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。

3　運用別表区分の欄１の事業種類の欄（１）～（８）の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

4　３に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は３の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第 12　経過措置

1　農地環境整備事業実施要綱（平成４年７月 15 日付構改 D 第 457 号）の第５の１及び２に基づいて採択された地区であって、平成 24 年度以降も継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。

2　農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2454 号農林水産事務次官依命通知)別紙１の農地環境整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。

3　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別紙 19（集落基盤整備事業）、別紙 20（中山間地域総合整備事業に係る運用）、別紙 22（農地環境整備事業に係る運用）の規定に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も農山漁村地域整備交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。

4　３により移行された地区の取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。ただし、同交付要綱の別紙 19 の第３の１の助成経費については、第１０の１によるものとする。

5　地域自主戦略交付金交付要綱別紙 19 の第２、別紙 20 の第４、別紙 22 の第５の規定に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本運用に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

6　農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第２の１の（２）の①のアのうち(ｻ)（集落基盤整備事業）及び(ｼ)（中山間地域総合整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本運用の規定を適用するものとする。

7　農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第２の１の（２）の①のアのうち（ｼ）（農村集落基盤再編・整備事業）及び(ｽ)（農地環境整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本運用の規定を適用するものとする。

8　農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 27 年４月９日付け 26 生畜第 1968 号、26 農振第 1939 号、26 林整計第 840 号、26 水港第 3629 号）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号）に基づき事業を実施している地区であって、平成 27 年度以降も継続して事業を実施する地区については、第３の４の（１）のアの③の別に定める要件を満たす地域であるとみなす。

9　令和４年度までに採択された地区であって令和５年度に別表区分の欄４に掲げる事業を新設する場合又は令和５年度に新規採択された地区であって令和６年度に別表区分の欄４に掲げる事業を新設する場合にあっては、当該事業の新設は第６に定める事業計画の重要な部分の変更に該当しないものとする。

別表 農村集落基盤再編・整備事業の事業種類及び内容

区分	事業種類	事業内容
１農業生産基盤整備事業	（１）農業用用排水施設整備事業	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）
	（２）農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）、並びに農道橋等の保全対策
	（３）ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	（４）農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	（５）農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	（６）客土事業	農用地につき行う客土
	（７）暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	（８）農用地の改良又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業
２農村生活環境整備事業	（１）農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
	（２）営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	（３）農業集落排水施設整備事業	農業用用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備
	（４）農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
	（５）用地整備事業	ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備
	（６）活性化施設整備事業	農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備
	（７）地域農業活動拠点施設整備事業	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備
	（８）集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農山廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備

	(９)交流施設基盤整備事業	農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備
	(10)情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(11)市民農園等整備事業	ほ場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするもの ① 市民農園整備促進法（平成２年法律第 44 号)第２条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ③ ①又は②に附帯する都市との交流のために必要な施設の整備
	(12)生態系保全施設等整備事業	① 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設 ② 農地及び土地改良施設の国土保全機能を強化し、土砂流出等による下流域の生態系への悪影響を低減するために行う整備（離島又は奄美群島において行うものに限る。）
	(13)地域資源利活用施設整備事業	農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備
	(14)施設補強整備事業	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強
	(15)施設環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
	(16)歴史的土地改良施設保全整備事業	歴史的土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備
	(17)施設集約整備事業	集落基盤再編計画に基づく、農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去及び撤去跡地の整備
	(18)交換分合事業	農用地等の交換分合
	(19)集落土地基盤整備事業	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
３保全管理等事業	(1)高付加価値農業基盤整備事業	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水対策等
	(2)附帯事業	本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転
	(3)用地整備事業	耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の

		用地、森林等として利活用するために必要な用地の整備
	(4)市民農園等整備事業	①　耕作放棄地等をア又はイに掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良若しくは保全のために必要な施設の整備 ア　市民農園整備促進法(平成２年法律第 44 号)第２条第２項に規定する市民農園の用に供する農用地 イ　集落農園の用に供する農用地 ②　①に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
	(5)生態系保全施設整備事業	耕作放棄地等に係る土地における自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設及びこれに附帯する施設の整備
	(6)遊水池整備事業	耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地又は土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設及びこれに附帯する施設の整備
	(7)土地改良施設の撤去及び跡地整備	保全管理区域において営農上不要になった土地改良施設の撤去及び跡地の整地等の整備
	(8)交換分合事業	農用地等の交換分合
４農業生産基盤整備附帯事業	埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査
５特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に必要と認める事業

注）「離島」とは離島振興法（昭和 28 年法律 72 号）に基づく指定地域とする。
「奄美群島」とは奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域とする。

運用２（農業集落排水事業）

第１　農業集落排水事業の内容等

１　事業実施主体は、都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業者等が組織する団体であって、別紙４－２取扱い２第１に定める要件を満たしているものとする。ただし、２の(2)及び(3)の事業実施主体は、市町村に限るものとする。

２　事業の内容は、以下のとおりとする。

(1)　汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（以下この別紙において「農業集落排水施設等」という。）の整備又は改築

(2)　(1)の事業の施行に必要な調査及び計画の策定

(3)　農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画（以下この別紙において「最適整備構想」という。）の策定

３　２の(1)の事業実施主体は、市町村が作成する農業集落排水資源循環促進計画に即して、農業集落排水事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）を作成し、これに基づき事業を実施するものとする。

第２　資源循環促進計画

１　農業集落排水資源循環促進計画（以下この別紙において「資源循環促進計画」という。）は、市町村長が作成するものとする。

２　資源循環促進計画は、原則として、市町村のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）全域を対象として作成するものとする。

３　資源循環促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 農業集落排水汚泥処理の現状

(2) その他の有機物資材の処理の現状

(3) 農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針

(4) 対象となる農業集落排水汚泥等

(5) 農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画

(6) 再生資源の利用に関する計画

(7) 再生資源の利用促進方策

(8) 農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール

(9) 農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方

第３　第１の２の(1)の事業計画

１　事業計画は、原則として、事業実施主体となる者が作成するものとする。ただし、事業実施主体となる者の要請により、事業の規模、内容等を勘案し、都道府県知事が作成する場合は、この限りでない。

２　事業計画は、主として連続した農業集落の領域であって、社会的・歴史的・地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域（以下この別紙において「集落圏」という。）を対象として作成するものとする。

３　事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的

(2) 事業計画区域の範囲
(3) 工事計画
(4) 費用の総額及びその内容
(5) 事業実施主体
(6) 費用負担の方法
(7) 施設の予定管理者及び予定管理方法
(8) 資金計画
(9) 工期

4　事業計画は、集落圏における農業生産基盤、農村生活環境基盤等との調和に配慮して定めるものとする。

5　当該事業計画の作成に当たり必要がある場合には、農業集落排水事業の実施に関する施設の管理者及び関係都道府県の担当部局と協議調整を図るよう努めるものとする。

6　当該事業計画の作成に当たり、環境省所管の公共浄化槽等整備推進事業又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施することが効率的と認められる場合には、連携計画を作成するものとする。

7　連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 対象地域の範囲
(2) 事業の概要
(3) 公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業の概要
(4) 費用の総額及び負担方法
(5) 施設の予定管理者
(6) 家屋間の最大距離

第４　第１の２の(1)の事業実施手続き

1　都道府県知事は新たに交付金を充当して第１の２の(1)の事業を実施しようとするときは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第２の２の(2)の③に定める要件の確認に必要な資料として別紙４－２取扱い２に定める様式による事業計画（第３の６の規定に基づき連携計画が策定された場合には、事業計画の概要表及び連携計画。以下この別紙において同じ。）及び資源循環促進計画の概要表を添付し、事業実施計画報告書を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長。その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。

2　都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第１に定める農業者等が組織する団体から、別紙４－２取扱い２に定める様式による資源循環促進計画及び事業計画の概要表並びに事業計画書を添付して新たに交付金を充当して第１の２の(1)の事業を実施したい旨の申請があったときは、事業計画について承認を行った上で、資源循環促進計画及び事業計画の概要表を地方農政局長等に提出するものとする。

3　市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第１に定める農業者等が組織する団体が事業計画の重要な部分の変更を行うときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。なお、この場合、従前の地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業にあっても、事業計画において新たに工期

を定めるものとする。

４　都道府県知事は、重要な部分の変更を行った際及び３の承認を行った際には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第５　第１の２の(2)の事業実施手続き

都道府県知事は、市町村長から、別紙４－２取扱い２に定める様式による事業実施申請書により､新たに交付金を充当して第１の２の(2)の事業を実施したい旨の申請があり、事業実施が適当であると認めるときは、事業実施申請報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

第６　第１の２の(3)の事業実施手続き

１　都道府県知事は、市町村長から、別紙４－２取扱い２に定める様式による事業計画書を添付して新たに交付金を充当して第１の２の(3)の事業を実施したい旨の申請があり、事業実施が適当であると認めるときは、当該事業計画書を添付した事業実施計画報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

２　市町村長は、当該事業計画において施設を追加又は対象外とする変更を行うときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

３　都道府県知事は、２の承認を行った際には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第７　指導推進

都道府県知事は、農業集落排水事業の実施の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導その他の所要の援助を講ずるものとする。

第８　助成

１　国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙４－２取扱い２第８に定めるところにより、事業実施主体などに助成する。

２　農業集落排水事業の実施に関し、必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

(1)　日本政策金融公庫資金の貸付条件は農林漁業金融公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

(2)　農業近代化資金の貸付条件は農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）に定めるところによるものとする。

第９　第１の２の(3)の事業の実施結果の報告

事業実施主体は、別紙４－２取扱い２に定めるところにより、本事業の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。また、地方農政局長等は必要に応じて都道府県知事に報告を求めるものとする。

第 10　経過措置

１　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の規定に基づいて事業実施の申請を行っている農業集落排水事業については、本要綱に基づき事業計画等が提出されたものとみなす。

２　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）別表１の１の(1)のクに基づき農業集落排水単独事業を実施してきた地区であって、平成 24

年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

第11　附則

1　従前の農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年３月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成21年３月31日付け20農振第2137号）又は地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）に基づく事業の実施に当たっては、本要綱を準用するものとする。

2　交付要綱の改正に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年３月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱(平成21年３月31日付け20農振第2137号農林水産事務次官依命通知）」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年４月１日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産事務次官依命通知以外の農林水産事務次官依命通知にあっては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年３月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱(平成21年３月31日付け20農振第2137号農林水産事務次官依命通知）」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年４月１日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年４月１日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要綱」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要綱」と読み替えるものとする。

運用３（畜産環境総合整備事業）

第１　用語の定義

畜産環境総合整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において肥育豚換算頭数、環境負荷脆弱地域、草地景域活用活性化施設、新技術、農業協同組合等、農地所有適格法人等、養畜の業務を営む者とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

１　肥育豚換算頭数

肥育豚換算頭数とは、各家畜の頭数を排せつ物の量を勘案して次の換算係数により肥育豚の頭数に換算して合計したものをいう。

ア　成牛１頭につき　5.0 頭
イ　育成牛１頭につき（24 カ月未満）　2.5 頭
ウ　繁殖豚１頭につき　2.0 頭
エ　鶏１羽につき　0.02 頭

２　環境負荷脆弱地域

環境負荷脆弱地域とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

ア　水質等規制地域

(ｱ)　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法（平成６年法律第９号）第４条第１項の規定に基づく水質保全に係る指定地域

(ｲ)　水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第３条第１項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第４条の２第１項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

(ｳ)　悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第３条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

(ｴ)　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第５条第１項の規定に基づく関係府県の区域

(ｵ)　湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第３条第２項の規定に基づく指定地域

(ｶ)　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年条約第 28 号（ラムサール条約））の指定湿地に流入する地域（湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。）

(ｷ)　都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域

イ　水道水源の上流域

ウ　クリプトスポリジウム等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

３　草地景域活用活性化施設

草地景域活用活性化施設とは都市住民との交流及び草地景観の適切な利用と保全を図るための施設並びに畜産施設周辺の環境美化を図るために必要な施設をいう。

４　新技術

新技術とは、悪臭の主な発生源である畜舎及び家畜ふん尿処理施設における臭気及び粉じんを除去し得る新技術（近年開発・改良されたか、又はされつつある技術に限る。）であって、次のいずれかに該当する技術をいう。

ア　ヤシガラ等の生物資材又は濾過材に増殖した生物により悪臭成分を減少させる技術

イ　光触媒、オゾン等の酸化作用により悪臭成分を減少させる技術

ウ　活性炭、イオン交換樹脂等に臭気を吸着させ悪臭成分を減少させる技術

エ　その他次に掲げる基準をすべて満たす技術であって地域における波及効果等の観点から事業執行上特に必要と認められる技術

(ｱ)　脱臭方式の基礎的技術が試験研究機関や異分野産業で確立されていること。

(ｲ)　新規性または独創性に優れた、新たな技術であること。

(ｳ)　畜産経営に適合する技術であり、普及の可能性が高いこと。

5　農業協同組合等

農業協同組合等とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。

6　農地所有適格法人等

農地所有適格法人等とは、農地所有適格法人又はこれに準ずる法人をいう。なお、「農地所有適格法人」とは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいい、「これに準ずる法人」とは、養畜の業務を営む農事組合法人、持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第１項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が 50 人以下であって、かつ公開会社（会社法第２条第５号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

ア　その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあっては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第１項第１号の事業を含む。以下この別紙において同じ。）及びこれに附帯する事業に限られること。

イ　その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること

7　養畜の業務を営む者

第３の１の表の１(4)及び(5)に定める「養畜の業務を営む者」とは、養畜の業務を営む個人又は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は１人として取り扱うものとする。

第２　事業の実施方針

1　本事業の実施については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令に定めるところによる。

2　本事業の実施に当たっては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）の規定に即するよう十分留意するとともに、「環境保全型畜産確立対策の総合的な推進について」（平成５年７月５日付け５畜Ａ第 1074 号農林水産事務次官依命通知）に配慮するものとする。

なお、本事業の推進に当たっては、水質汚濁、悪臭等各種の畜産経営に起因する環境汚染についての規制が遵守されるよう十分配慮するものとする。

3　本事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域において実施するものとする。なお、家畜排せつ物処理施設整備、地域有機質残さ等一体高度処理施設の整備、エネルギー等副産物利用処理施設整備、家畜排せつ物燃焼処理施設整備（以下この別紙において「家畜排せつ物処理施設の整備」という。）及び臭気対策施設の整備に限っては、農業振興地域以外の区域を対象とすることができるものとする。

4　本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。(以下この別紙において「ＰＦＩ法」という。)の活用に努めるものとする。

5　本事業(第6の表の事業実施計画策定事業及びストックマネジメント事業並びに牧場用機械施設整備のうち農機具等を除く。)による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第３　事業の内容及び実施要件

本事業では、次の各号に掲げる種類の事業を実施できるものとし、その実施要件は次の表に掲げるとおりとする。

1　事業の種類

(1) 資源リサイクル事業

畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進するため、基本施設整備事業、利用施設整備事業及び家畜排せつ物処理施設の機能保全（以下この別紙において「ストックマネジメント」という。）事業を行う事業

(2) 草地畜産活性化事業

草地（飼料畑を含む。以下この別紙において同じ。）の持つ多面的機能を活用し、地域の環境整備を行うため、基本施設整備事業及び利用施設整備事業を行う事業

(3) 新技術活用地域環境改善事業

畜産経営に起因する悪臭発生を防止するため、基本施設整備事業及び利施設整備事業を行う事業

種類	事業実施要件
1 資源リサイクル事業	(1)　将来にわたり畜産主産地として発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。 (2)　事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき家畜排せつ物の利用の促進が図られるものであること。 (3)　本事業の参加資格者（以下この別紙において「事業参加資格者」という。）の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね1,000頭（環境負荷脆弱地域の場合にあっては、おおむね500頭）以上であること。 なお、事業参加資格者に養豚又は養鶏の業務を営む者を含む場合にあっては、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（環境負荷脆弱地域の場合にあっては、おおむね1,000頭）以上であること。 (4)　事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として３人（環境負荷脆弱地域の場合にあって、かつ、農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあっては１法人）以上であること。 (5)　基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね10ha(た

	だし、事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、おおむね５ha）以上であること。 (6) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。 (7) 家畜排せつ物処理施設のストックマネジメントを実施する場合は、あらかじめ(1)から(6)の要件を満たしており、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ａ　地方公共団体、農業協同組合等が所有しており、地域において重要な機能を担う施設であること。 ｂ　老朽化により施設の機能低下が認められること。 ｃ　既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。 ｄ　都道府県により施設保全対策実施方針が策定されていること。 ｅ　機能保全計画を策定し、それに基づく機能保全対策を実施すること。
２ 草地畜産活性化事業	(1) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。 (2) 草地景域活用活性化施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。 (3) 基本施設整備事業に係る受益面積がおおむね 30ha 以上であること。 (4) 事業実施地区における事業完了後の草地面積が都府県にあっては、おおむね 100ha 以上、北海道にあっては、おおむね 300ha 以上が見込まれる地域であること。 (5) 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭以上であること。 (6) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。
３ 新技術活用地域環境改善事業	(1) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であって、畜産経営に起因する悪臭発生防止対策を緊急に実施する必要がある地域のうち、その地域が属する都道府県の家畜飼養頭羽数（肥育豚換算頭数）が中位の都道府県の飼養頭数を上回っていること。 (2) 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭以上であること。 (3) 事業参加資格者（農地所有適格法人等にあっては、その構成員）が原則としておおむね 10 人以上であって、このうち新技術を用いる畜産経営の担い手(認定農業者等)が半数以上であること。 なお、ここに定める畜産経営の担い手（認定農業者等）とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた畜産経営者又は認定を受けることが確実と見込まれる畜産経営者(畜産経営を行おうとする者を含む。)をいうものとする。 (4) 本事業により実施する基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積がおおむね 30 ha 以上であること。 (5) 新技術の導入により地域の環境改善が図られ、畜産主産地の育成により地域の飼料基盤面積が増加すること。 (6) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。

２　受益面積

上記の表に定める受益面積は、事業の種類ごとに次の表に掲げる面積を合算して算定するものとする。ただし、重複して算定してはならない。

種類	項目	受益面積の範囲
1 資源リサイクル事業	(1) 基本施設整備事業	①　草地の造成整備面積 ②　家畜排せつ物土地還元施設の整備に係る受益農用地面積 ③　水質汚染防止基盤の整備に係る面積 ア　水質浄化林の整備に係る面積及びこれに連担する家畜排せつ物還元用草地の面積 イ　浄化水路の整備に係る面積及びこれに流入する畜産施設用地の面積 ウ　浄化池、汚水処理池の整備改良に係る面積 エ　畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良に係る面積 ④　畜産施設用地の造成面積 ⑤　道路整備に係る受益面積 ア　草地の造成整備に係る道路の受益農用地面積 イ　家畜排せつ物の土地還元のために造成整備される道路の受益農用地面積 ⑥　移転跡地の復元整備に係る面積 ⑦　周辺環境基盤の整備に係る面積
	(2) 利用施設整備事業	本事業により整備される家畜排せつ物処理施設の整備により処理される家畜排せつ物を土地還元するための農用地面積（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）
2 草地畜産活性化事業	基本施設整備事業	①　草地の造成整備面積及び野草地の整備面積 ②　水質浄化林・浄化水路の整備に係る面積 ア　水質浄化林の造成に係る面積及びこれに連担する家畜排せつ物還元用草地の面積 イ　浄化水路の整備に係る面積及びこれに流入する畜産施設用地の面積 ③　草地景域活用活性化施設用地の造成整備面積 ④　施設周辺の環境整備に係る造成整備面積 ⑤　家畜排せつ物土地還元施設の整備に係る受益農用地面積 ⑥　用排水施設整備に係る受益面積 ⑦　道路整備に係る受益面積 ア　草地の造成整備に係る道路の受益農用地面積 イ　家畜排せつ物の土地還元のために造成整備される道路の受益農用地面積
3 新技術活用地	(1) 基本施設整備	①　草地の造成整備面積 ②　臭気対策施設用地の造成整備面積 ③　用排水施設の整備に係る受益面積 ④　雑用水施設の整備に係る受益面積 ⑤　防災施設の整備に係る受益面積

域環境改善事業	事業	
	(2)利用施設整備事業	本事業により整備される臭気対策施設から発生する家畜排せつ物を土地還元するための農用地面積（書面等により、その旨が確認 できるものに限る。）

第４　事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県とする。ただし、次に掲げる事業を除き都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその氏名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、都道府県知事が事業実施主体として適当と認める法人、又はＰＦＩ法第６条の規定に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとする。

(1)　第６の表の区分欄１、２及び３の工種欄(1)の事業実施計画策定事業

(2)　第６の表の区分欄１の工種欄(3)の⑬のストックマネジメント事業のうちアの機能保全計画策定

第５　事業参加資格者

本事業の参加資格者は、事業の種類ごとに次の表に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

種類	事業参加資格者の要件
１資源リサイクル事業	(1)　草地、水質汚染防止基盤又は畜産施設用地の造成整備改良を希望する場合にあっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年３月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知。以下この別紙において「農業環境規範」という。）を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者、農業協同組合等であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者 なお、ここに定める「農業者」とは、農業を営む個人又は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は１人として取り扱うものとする（以下３の(1)において同じ）。 (2)　家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設の整備を希望する場合にあっては、農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者、地方公共団体、農業協同組合等 なお、株式会社（(3)に定める株式会社を除く。）については、地域の畜産環境の整備を図るうえで、その経営する施設についても一体として事業を実施することが適当であると認められる場合には、当該施設をも含めて事業実施計画を作成しても差し支えないが、事業参加資格者としては認めないものとする。したがって、第３の１の表１(3)から(5)までの要件の適用に当たっては、受益面積又は養畜の業務を営む者には当該株式会社に係る受益面積又は養畜の業務を営む者を算入しないものとし、補助金の交付に当たっては、当該

	株式会社に係る事業費は対象経費から除外して取り扱うものとする。ただし、地方公共団体、農業協同組合等が過半数を出資している株式会社等であって、地域の畜産環境の整備を図るうえで、事業を実施することが適当であると認められる場合には、事業参加資格者とすることができるものとする（以下３の(2)において同じ）。 (3)　(1)又は(2)に掲げる要件のうち、いずれかを満たす農地所有適格法人等、農事組合法人又は株式会社（地方公共団体、農業協同組合等が過半数を出資している場合に限る。以下２の(3)又は３の(3)において同じ。）
２ 草地畜産活性化事業	(1)　草地又は草地景域活用活性化施設用地の造成整備改良を希望する場合にあっては、農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者(公共牧場の管理経営を行う者及び農業協同組合等を含む。以下(2)において同じ。）であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者 (2)　草地景域活用活性化施設、家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設整備を希望する場合にあっては、農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者 (3)　(1)又は(2)に掲げる要件のうち、いずれかを満たす農地所有適格法人等、農事組合法人又は株式会社
３ 新技術活用地域環境改善事業	(1)　草地又は臭気対策施設用地の造成整備改良を希望する場合にあっては、農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者、農業協同組合等であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなると見込まれる者 (2)　臭気対策施設の整備を希望する者のうち、農業環境規範を実践し又は実践することが確実と見込まれる農業者、地方公共団体、農業協同組合等 (3)　(1)又は(2)に掲げる要件のうち、いずれかを満たす農地所有適格法人等、農事組合法人又は株式会社

第６　事業工種等

１　工種

本事業で実施できる工種については、次の表に掲げるとおりとする。

区分	工　　種	内　　容
１ 資源リサイクル事業	(1)　事業実施計画策定事業	都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2)　基本施設整備事業 ①　草地造成改良	草地の造成改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	②　草地整備改良	草地(既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。)の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	③　家畜排せつ物土地還元施設整備	家畜排せつ物の肥培かんがい施設又はこれに類する土地還元施設の新設又は改良

	家畜排せつ物土地還元施設の整備は、家畜排せつ物の土地還元を行うための肥培かんがい用に供される畜舎外の固定施設（家畜排せつ物調製利用施設を含む。）又はこれに類する施設とし、当該施設の規模は、事業の効果を十分勘案したものでなければならない。
④　水質汚染防止基盤整備	ア　水質浄化林・浄化水路の造成整備 水質汚染の防止に必要な水質浄化林・浄化水の造成整備、浄化池・汚水処理池等の整備改良、畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止施設等の整備改良 水質浄化林の植栽は２列以上、その幅は概ね３メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならない。 浄化水路の造成整備は、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する水路の造成改良とするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 イ　浄化池、汚水処理池の整備改良 浄化池、汚水処理池の浚渫、埋め戻し及び防漏処理 ウ　畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良 整備される畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備改良に限るものとし、住宅地内のものについては対象としない。
⑤　畜産施設用地造成整備	整備される畜産施設用地の造成整備
⑥　道路整備	整備される草地及び畜産施設の管理利用に必要な道路（家畜排せつ物土地還元の用に供する道路を含む。）の整備
⑦　用排水施設整備	整備される草地又は家畜排せつ物土地還元施設用地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の整備
⑧　隔障物整備	整備改良又は造成された草地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良
⑨　移転跡地の復元整備	畜産経営の移転が行われた跡地に係る復元整備 この場合の対象用地は、公共の用に供することが書面等により確認できるものでなければならない。
⑩　周辺環境基盤整備	ア　環境保全基盤の造成整備 (ｱ) 環境保全林の造成整備 畜産経営に起因する環境汚染を防止し、畜産経営の環境保全に必要な樹林地の造成整備。植栽は２列以上、その幅はおおむね３メートル以上植栽するものとし、樹種、樹齢は環境保全機能及び経済性を考慮したものでなければならない。 (ｲ) 緑地帯の造成整備 主として景観の改善のために、畜産施設周辺にシバ等の植物（販売用のものを除く。）を植栽するものとするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 (ｳ) 広場、浄化池等の造成整備

	原則として畜産施設周辺の環境整備に資するものの整備に限る。 (ｴ) 花壇、構内舗装の造成整備 畜産施設又は環境保全施設の敷地内又はその敷地周辺に限るものとし、住宅地内のものについては対象としない。また、単年性の植物等の種子についても対象としない。 イ　交流基盤の造成整備 堆きゅう肥実証圃を兼ねたふれあい農園及びふれあい牧場、広場、浄化池、駐車場、管理道路、かん排水施設、交流施設に係る基盤造成とする。
(3)　利用施設整備事業 ①　家畜排せつ物処理施設整備	家畜排せつ物処理施設整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、計画処理量、処理方法、機種、台数が家畜排せつ物の処理量からみて妥当なものでなければならない。
②　地域有機質残さ等一体高度処理施設整備	地域有機質残さ等一体高度処理施設の整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、家畜排せつ物と地域の有機質残さ（生ゴミ、食品加工残さ等たい肥又は飼料原料に利用可能なものをいう。）を一体的に処理し、地域におけるリサイクル利用が図られるものする。
③　エネルギー等副産物利用処理施設整備	エネルギー等副産物利用処理施設の整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、当該施設導入の必要性が高く、エネルギー又は浄化処理水が有効に利用されると見込まれるものとする。 なお、対象地域は、環境負荷脆弱地域であって、かつ畜産高密度地域とする。
④　家畜排せつ物燃焼処理施設整備	家畜排せつ物燃焼処理施設整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、当該施設導入の必要性が高く、家畜排せつ物を炭化処理することにより減容化を図るため、燃焼灰の全量を肥料として農用地に還元する等循環利用するものであり、かつ、燃焼熱を利用したバイオマス発電（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく新エネルギーを電気として売電する場合を含む。）を行うものとする。 なお、対象地域は、環境負荷脆弱地域であって、かつ畜産高密度地域とする。
⑤　地域有機質残さ飼料化施設整備	地域の有機質残さに係る飼料化施設の整備
⑥　水質汚染防止施設整備	畜産経営により排出される排水の処理施設の整備
⑦　バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備	家畜ふん尿の処理過程で発生するメタンガス等を利用するための施設整備 売電を主目的とする施設は対象としない。
⑧　たい肥土壌分析施設整備	たい肥又は土壌の分析に係る施設の整備
⑨　水分調整資材収集製造施設整備	水分調整資材収集製造施設及び水分調整資材収集製造等機械の整備（敷料の収集製造等に係る施設機械の整備を含む。）
⑩　サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整	サイレージ用ラップフィルムの廃棄物処理施設の整備（都道府県が樹立する処理計画に基づき、廃ラップフ

	備	ィルムの広域収集・処理の推進に資するものに限る。）
	⑪　電気導入施設整備	整備される畜産施設に必要な電気を導入する施設の整備
	⑫　その他施設整備	その他施設整備は、家畜排せつ物処理施設の整備と一体的に行うものとする。 ア　農機具庫整備 家畜排せつ物の運搬等機械を格納するものに限るものとし、家畜排せつ物の運搬等機械を格納するのに必要最小限の規模とする。 イ　家畜保護施設整備 畜産経営に起因する環境問題が現に発生しているか又は今後発生する恐れが強いと認められる場所から畜舎を移転することにより、移転跡地において環境問題が解消され、かつ、移転先地において環境問題が発生しないと見込まれるものであって、畜産経営の健全な発展のために必要である場合に限る。 ウ　周辺環境施設 (ｱ) 環境保全施設の整備 休憩所、便所、水飲場、ベンチ、藤棚、ゴミ処理施設とする。この場合において、当該施設の造成整備は、周辺環境基盤の造成整備と一体的に行うものとし、原則として畜産施設周辺の環境整備に資するものの整備に限る。 (ｲ) 交流施設の整備 休憩所、便所、水飲場、ベンチ、藤棚、ゴミ処理施設、管理施設、農機具収納施設、育種苗施設、農畜産物展示施設とする。この場合において、当該施設の整備は、周辺環境基盤の造成整備と一体的に行うものに限る。
	⑬　ストックマネジメント事業	ア　機能保全計画策定 機能保全計画作成に必要な家畜排せつ物処理施設の機能診断を含む。 イ　機能保全対策工事 家畜排せつ物処理施設に係る機能保全計画に基づく対策工事
２ 草地畜産活性化事業	(1)　事業実施計画策定事業	都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2)　基本施設整備事業 ①　草地造成改良	草地の造成改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	②　草地整備改良	草地（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	③　野草地整備改良	野草地整備改良（牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材の購入及び牧草種子の購入及び散布を含む。）及び家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地の整備改良
	④　牧野樹林整備	家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良
	⑤　水質浄化林・浄化水路造成整備	水質浄化林及び浄化水路の造成整備 水質浄化林の植栽は２列以上、その幅はおおむね３メ

	ートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならない。 浄化水路の造成整備は、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する機能を有する水路の造成改良とするが、単年性の植物の種子は対象としない。
⑥　草地景域活用活性化施設用地造成整備	草地景域活用活性化施設の用地（牧場広場、遊歩道、生態環境保全・展示園、駐車場、牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地等）の造成整備 ア　牧場広場の造成整備は、緑資源及び景観を直接的に活用できる場合に限る。 イ　遊歩道の整備は、整備される草地景観を活用した交流拠点と密接に関連ある区域内に限る。 ウ　生態環境の保全・展示園の造成整備は、他の関連事業との調整に留意し、大規模な造成整備にならないようにする。 エ　駐車場の造成整備は、都市住民や地域住民への緑資源の提供に供する施設の適切な利用の促進を図るため施設整備される場合に限る。 オ　整備される草地景域活用活性化施設に必要な用排水施設は、この用地整備に含めて取り扱うものとする。
⑦　施設周辺環境整備	環境保全林、緑地帯及び花壇、構内舗装の造成整備 ア　環境保全林の造成整備は、環境保全に必要な樹林地の造成整備 イ　緑地帯の造成整備は、主として景観の改善のために、畜産施設周辺にシバ等の植物（販売用のものを除く。）を植栽するものとするが、単年性の植物等の種子については対象としない。 ウ　花壇、構内舗装の造成整備 畜産施設又は環境保全施設の敷地内又はその敷地周辺に限るものとし、住宅地内のものについては対象としない。また、単年性の植物等の種子についても対象としない。
⑧　家畜排せつ物土地還元施設整備	家畜排せつ物の肥培かんがい施設又はこれに類する土地還元施設の整備又は改良 家畜排せつ物土地還元施設の整備は、家畜排せつ物の土地還元を行うための肥培かんがい用に供される畜舎外の固定施設（家畜排せつ物調製利用施設を含む。）又はこれに類する施設とし、当該施設の規模は、事業の効果を十分勘案したものでなければならない。
⑨　用排水施設整備	整備される草地、野草地、家畜排せつ物土地還元施設用地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の新設又は改良
⑩　防災施設整備	草地及び野草地の造成改良、整備改良若しくは保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良 防災施設の整備は、現地の地形や地物のもつ防災効用を最大限に活用するために、草地及び施設用地の造成整備並びにその管理利用に当たって必要な地表水の排除、

	土壌の浸食防止、土砂流出のかん止、のり面の保護、風雪、霜害等の防止軽減等のほか、家畜の放牧や家畜排せつ物の土地還元に伴う水質問題の検討結果を踏まえたものとする。
⑪ 道路整備	整備される草地及び畜産施設の管理利用に必要な道路（家畜排せつ物土地還元の用に供する道路を含む。）の新設又は改良
(3)　利用施設整備事業 ①　草地景域活用活性化施設整備	草地景域活用活性化施設の新設又は改良 ア　草地景域活用活性化施設は、地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模及び利用者の安全衛生に留意したものとする。 イ　自然観察・調査施設（遠隔観察施設を含む。）は、自然の生態系を直接・間接的に調査・観察するための施設を対象とするが、他の関連事業との調整に留意し、大規模な施設整備にならないようにする。 ウ　体験実習加工施設は、規模、性能等は利用計画、耐用年数からみて適切なものでなければならない。なお、加工施設を整備する場合は、加工体験実習が行える設備を備えるものとし、他の関連事業との調整に留意し、大規模な施設整備にならないようにする。
②　家畜排せつ物処理施設整備	家畜排せつ物処理施設整備及び家畜排せつ物の運搬等機械の整備は、計画処理量、処理方法、機種、台数が家畜排せつ物の処理量からみて妥当なものでなければならない。
③　電気導入施設整備	整備される施設に必要な電気を導入する施設の新設又は改良（自然エネルギー利用発電施設を含む。） ア　本事業により整備される家畜保護施設、家畜排せつ物処理施設等の利用に必要なものとし、各施設の立地条件、経営方式、施設の配置、規模、容量を十分検討して行うものとする。 イ　自然エネルギー利用発電施設について、自然条件の変動により、余剰電力（発電施設により発生した電力のうち、利用施設に必要な電気相当量を差し引いた電力。）が生じた場合においては売電を行うこともできるものとするが、売電を主目的とする施設については対象としない。
④　隔障物整備	整備改良又は造成された草地、野草地、牧野林における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良
⑤　家畜保護施設整備	家畜の飼養に必要な避難舎、看視舎、増飼施設の新設又は改良 家畜保護施設の整備における規模・構造については、畜産経営の負担とならないように努めるものとする。
⑥　飼料調製貯蔵施設整備	草地の利用に必要な飼料乾燥施設又は飼料貯蔵施設の新設及び改良
⑦　衛生管理施設整備	家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎薬浴、牛衡等の施設の新設又は改良
⑧　放牧馴致施設整備	家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良
⑨　牧場用機械施設整備	牧場の管理利用に必要な機械施設の整備 牧場用機械施設の整備は、畜産経営に必要な農機具

		庫、草地の利用に必要な農機具等とし、能力、機種及び台数は管理経営規模からみて妥当なものでなければならない。
	⑩　防護柵整備	牧場への来訪者の安全を図るための防護柵の新設又は改良
3 新技術活用地域環境改善事業	(1)　事業実施計画策定事業	都道府県が行う事業実施計画の作成及びこのために必要な調査
	(2)　基本施設整備事業 ①　草地造成改良	草地の造成改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	②　草地整備改良	草地（既耕地を飼料基盤として整備する土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）
	③　家畜排せつ物還元農用地造成整備	家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良
	④　臭気対策施設用地造成整備	牧場の管理経営を行うための基地となる臭気対策施設用地の造成整備
	⑤　④に附帯する施設整備	臭気対策施設の整備に伴い必要な基盤の整備
	⑥　用排施設整備	整備される草地、畜産施設用地及びその周辺環境基盤に係る用排水施設（飲雑用排水施設を含む。）の新設又は改良
	⑦　雑用水施設整備	草地に係る経営に必要な水資源取水施設及び導配水施設の新設又は改良
	⑧　防災施設整備	草地の造成改良、整備改良若しくは保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良
	(3)　利用施設整備事業 ①　臭気対策施設の整備（臭気対策を行う牧場に係る施設整備）	臭気対策を行う家畜の飼養に必要な施設又は家畜排せつ物の処理に必要な施設の新設又は改良 ア　家畜飼養管理施設の整備改良 イ　家畜排せつ物処理施設整備
	②　①の附帯施設整備	臭気対策施設に附帯する施設の新設又は改良

2　効果促進事業

上記の工種欄に掲げる事業のほか、実施要綱第3に定める農山漁村地域整備計画の目標を達成するため本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な場合に限り効果促進事業を実施することができる。この必要な場合とは、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進に資する場合をいう。

3　草地造成改良及び整備改良

草地の造成改良及び整備改良については、上記の表に定めるほか次に定めるところによるものとする。

(1)　通常の作業の他に、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破砕等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該事業に要する経費（人夫費、機械施工料等）を補助の対象とする。

(2)　除草に用いる除草剤並びに抜根及び除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

(3)　有機質資材は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限るものとする。

(4)　土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等をい

う。）及び燐酸質資材（溶性燐肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業主体が独自に混合するものは含まない。））とする。

(5)　牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

(6)　飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜又は飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に係る種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

(7)　蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

4　畜産高密度地域の計算方法

高度処理施設を設置する市町村について、下記の計算式により算出された単位耕地面積当たり畜産由来窒素産出量がおおむね 30kgN/10a（水質等規制地域にあってはおおむね 10kgN/10a）以上となる地域を畜産高密度地域とする。なお、高度処理施設において家畜排せつ物を処理しようとする養畜の業務を営む者が複数市町村にまたがる場合には、当該市町村の全体を一つの地域として計算すること。

【計算式】

畜産由来窒素産出量（kgN）

＝Σ※｛原単位（kgN／頭(羽)／(日)）×家畜頭数(頭)×365(日)｝

※処理対象家畜について合計する。

単位面積あたり畜産由来窒素産出量（kgN／10ａ）

＝畜産由来窒素産出量（kgN）／耕地面積（ha）×10

・原　単　位：以下の表のとおり

・家畜頭数：畜産統計（農林水産省統計情報部）等の公的機関が作成した数値を用いるものとする。

・耕地面積：耕地及び作付け面積統計（農林水産省統計情報部）等の公的機関が作成した数値を用いるものとする。

（留意事項）

(1)　統計資料は最新のものを用いること。

(2)　耕地面積は、けい畔を除く田畑の合計面積とすること。

家畜の窒素排せつ量の原単位　　kgＮ／頭(羽)／日

家畜の種類	畜排せつ量の原単
乳用牛(生後２年以上を経過したもの)	0.31
乳用牛(生後２年未満のもの)	0.16
肉用牛(生後２年以上を経過したもの)	0.15
肉用牛(生後２年未満のもの)	0.13
豚（生後６ヶ月以上を経過した繁殖用のもの）	0.051
豚（上記以外のもの）	0.034
鶏（採卵鶏）	0.0015
鶏（ブロイラー）	0.0026

資料：家畜ふん尿処理・利用の手引き（平成９年 12 月）、(財)畜産環境整備機構

第７　事業実施計画

1　事業実施計画の樹立主体

都道府県知事は、本事業を実施することが可能と見込まれる地区について、本事業の的確かつ効率的な遂行を図るため、事業実施計画を樹立するものとする。

2　事業実施計画の樹立手続

(1)　事業実施地区の選定

ア　市町村長は、事業実施を希望する場合は、別記様式１の事業実施地区選定申請書により事業実施地区の選定申請を都道府県知事に行うものとする。

なお、別記様式１の事業実施地区選定申請書には、あらかじめ事業参加資格者（事業参加資格者となることが確実と見込まれる者を含む。以下この項において同じ。）が予定されている場合は、別記様式２の畜産環境総合整備事業参加申出書を添付するものとする。この場合において、事業参加予定者からの申出があった場合には、次に掲げる書面（地方公共団体、農業協同組合等が事業参加者である場合にあっては、(ｱ)及び(ｲ)に掲げる書面に限る。）を添付するものとする。

(ｱ)　事業参加資格者（予定者）が当該事業の施工に係る土地につき、所有権その他の使用収益権（以下この別紙において「所有権等」という。）を有することを証する書面又は所有権等を取得することが確実であることを証する書面

(ｲ)　第５の表１(2)又は２(2)に係る事業参加資格者の場合は、養畜の業務を営む者と施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元等による処理についての合意を証する書面又は施設の管理予定者と家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む。以下この項において同じ。）の土地還元を行うことを希望する者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

(ｳ)　農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面（以下この別紙において「農業環境規範の点検シート等」という。）

イ　都道府県知事は、アの申請があったときは、当該申請に係る地区について事業実施計画の樹立の可否を判定し、その結果を関係市町村長に通知するものとする。

(2)　事業実施計画の樹立の可否の判定基準

第７の２の(1)のイの規定による事業実施計画の樹立の可否については、次の基準に準拠して判定するものとする。

ア　事業実施計画対象予定地域が第８の２の(1)並びに、資源リサイクル事業にあっては第３の１の表の１、草地畜産活性化事業にあっては同表の２、新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては同表の３の要件に適合すること。

イ　用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分であること。

３　事業実施計画の樹立又は作成

都道府県知事は、本事業を実施することが可能と見込まれる地区について、本事業の的確かつ効率的な遂行を図るため、事業実施計画を作成するものとし、その事業実施計画の樹立又は作成にあたっては次の点に留意して行うとともに、公共事業として畜産生産基盤の整備に重点を置いたものとなるよう努めるものとする。

(1)　事業主体は、あらかじめ、関係市町村等関係機関、関係農業者等との協議を十分行うとともに、地区内住民の理解と協力を得るように努め、用地確保の円滑化、家畜排せつ物処理の適正化を図るものとする。さらに、資源リサイクル事業にあっては、環境基準の達成、畜産施設周辺の環境の適正な整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、家畜排せつ物や地域有機質残さ等の循環利用を推進するよう努めるものとする。草地畜産活性化事業にあっては、周辺地域の環境の整備等総合的な畜産環境の整備を図るものとする。新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては、地

域の一体的な臭気対策の整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、飼料基盤の整備を推進するよう努めるものとする。

(2) 事業を円滑に進めるため地元関係者により組織される推進体制の整備を図ることが望ましい。この場合、耕種農家等の参加を積極的に求め、家畜排せつ物の土地還元が円滑に実施できるよう努めるものとする。

(3) 都道府県以外が事業主体となる場合は、事業実施計画の樹立又は作成時から都道府県と緊密な連絡を保ち、必要に応じ所要の指導を受けるものとする。

(4) 資源リサイクル事業

ア 事業実施計画地区の一部に市街化区域又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分を行わない都市計画区域における用途地域を含むことはやむを得ないが、この場合は、当該部分における事業内容については、原則として環境汚染防止のための家畜排せつ物処理施設の整備に限るものとし、畜産経営が継続されると見込まれる期間を十分考慮して計画するものとする。

イ 事業実施計画に経営移転を伴う農家が含まれる場合には、移転先の経営用地又は家畜排せつ物処理施設等の用地について所有権又は使用収益権（地上権、賃借権、永小作権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この別紙において同じ）の設定が迅速に行われるよう措置するものとし、事業実施時に問題が生じないように努めるものとする。

ウ 事業実施計画の内容に草地の造成整備、道路等の造成整備又は用排水施設の整備が含まれるものについては、他の関連事業等との調整に留意して行うものとする。

エ 家畜排せつ物の土地還元に係る農用地の造成整備計画に水田の整備を含める場合は、家畜排せつ物の土地還元が肥培かんがいの用に供される固定施設又はこれに類する施設の整備を併せて行い家畜排せつ物が確実に土地還元されるものに限り、その地区の農用地の実態を考慮し、家畜排せつ物の土地還元上整備が必要なものについて行うものとする。

この場合、他の関連事業との調整に留意し、大規模な整備にならないようにするものとする。

オ 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭に満たない場合にあっては、事業実施計画地区の所在する市町村又は農業協同組合において、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね 2,000 頭（環境負荷脆弱地域にあっては、おおむね 1,000 頭）以上であること又は前記の家畜飼養頭羽数を目標とする計画を有することを確認するものとする。なお、事業実施計画地区が複数市町村にまたがる場合には、当該市町村の家畜飼養頭羽数を合計する。

カ 事業参加資格者のうち、養畜の業務を営む者が 10 人未満の場合にあっては、以下の（ア）及び（イ）について確認するものとする。ただし、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合は除くものとする。

(ｱ) 事業実施計画地区のある地域の 10 人以上の養畜の業務を営む者（事業参加資格者を含む。）と、市町村、農業協同組合等その他関係団体とが連携し、技術研修、飼料の共同購入、地域住民との交流を図る催しの開催等の地域の畜産の発展を図るための取組の計画を有すること。

(ｲ) 家畜排せつ物処理施設整備を行う場合にあっては、本事業で整備する家畜排せつ物処理施設に係る事業費及び運営収支に関して以下のａとｂとを比較し、ｂの方が経済合理性があると認められること。

a　事業実施計画地区における事業参加資格者１人当たりの家畜排せつ物の発生量を事業参加資格者 10 人当たりの量に換算し、当該発生量を処理するのに適切な規模である家畜排せつ物処理施設を１か所整備する場合の 10 分の１の事業費及び 10 分の１の運営収支。なお、事業費は地域の同様な施設における建設単価等を参考に算出すること。

b　本事業で整備する家畜排せつ物処理施設の事業参加者１人当たりの事業費及び運営収支

キ　受益面積が 30ha 未満（事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、10ha 未満）の場合にあっては、当該施設で生産されるたい肥等について、30ha（事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、10ha）から受益面積を差し引いた面積相当分に標準的な施用量のたい肥等の利用方法の計画を確認するものとする（ただし、たい肥等の生産量が受益面積を差し引いた面積相当分に施用する標準的な施用量に満たない場合、たい肥等の生産量の全量について利用方法の計画を確認すること。）。

なお、当該施設で生産されるたい肥等の生産量が上記の面積相当分に標準的な施用量を大幅に上回る場合は、生産量を勘案した妥当な施肥先等の計画を確認するものとする。

(5)　草地畜産活性化事業

ア　事業の計画及び設計に当たっては、極力地元関係者の創意工夫を反映するとともに、地域条件に適合した工法等を採用し事業の経済的施行に努めるものとする。

イ　事業実施計画を作成しようとする者は、あらかじめ市町村教育委員会等関係機関の意見を聴くものとする。

ウ　事業実施計画の作成に当たっては、事業実施地域において草地を中心とした景域保全のための基本構想を作成することとする。

エ　事業実施計画の作成に当たっては、他の関連事業等との調整に留意するとともに、事業実施地域以外の地域との連携に十分配慮するものとする。

(6)　新技術活用地域環境改善事業

ア　事業実施計画に経営移転を伴う農家が含まれる場合には、移転先の経営用地又は家畜排せつ物処理施設等の用地について所有権又は使用収益権の設定が迅速に行われるよう措置するものとし、事業実施時に問題が生じないように努めるものとする。

イ　事業実施計画の内容に草地の造成整備又は用排水施設の整備が含まれるものについては、他の関連事業等との調整に留意して行うものとする。

ウ　家畜排せつ物の土地還元が円滑に実施できるよう耕種農家等の参加を積極的に求め、事業の円滑な推進に努めるものとする。

エ　家畜排せつ物の土地還元に係る農用地の造成整備計画に水田の整備を含める場合は、家畜排せつ物が確実に土地還元されるものに限り、その地区の農用地の実態を考慮し、家畜排せつ物の土地還元上整備が必要なものについて行うものとする。この場合、他の関連事業との調整に留意し、大規模な整備にならないようにするものとする。

4　事業実施計画の内容

(1)　事業実施計画樹立のための調査の期間は、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、計画樹立に係る事業費の上限は 1,000 万円以内とする。

(2)　都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の作成に必要な調査の一部を市町村その他適当と認めるものに委託することができるものとする。

(3)　事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和２年６月 11 日付け２生畜第 431 号農林水産省生産局長通知。）に留意して都道府県が作成するものとし、あらかじめ、関係市町村等関係機関、関係農業者等との調整・協議を十分行うとともに、地区内住民の理解と協力を得るように努め、用地確保の円滑化、畜産経営の環境整備を図るものとする。

(4)　作成する事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は畜産環境総合整備事業実施計画書により取りまとめるものとする。

第８　事業実施計画の提出

１　事業実施計画の提出

(1)　都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要領第３に定める農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第７の２に定める実施要件確認に必要な資料として事業実施計画概要表等（事業実施計画概要表（別記様式３）、事業実施計画書（別記様式４））を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。

(2)　都道府県知事は、提出にあたって、以下のことを確認した後に提出するものとする。

①　事業の実施が技術的に可能であること。

②　事業の効果が費用を償うものであること。

③　土地の権利関係その他関連する各種権利関係が調整される見通しであること。

④　道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること

２　事業実施計画の要件

事業実施計画は、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

(1)　本事業が適正かつ効率的に行われる体制が整っており、かつ、事業費の調達等からみて本事事業の実施が可能なものであること。

(2)　事業の種類ごとに第３の１の表に掲げる要件のすべてを満たしているものであること。

(3)　家畜飼養頭羽数

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認される者に限る。）の家畜飼養頭羽数が第３の１の表の１(3)又は同表の３(2)に規定する数以上である場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第７の２(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面及び農業環境規範の点検シート等を添付するものとする。

(4)　養畜の業務を営む者

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せ

つ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）が第３の１の表の１(4)又は３(3)に規定する人数以上存在する場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第７の２(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面及び農業環境規範の点検シート等を添付するものとする。

(5)　ストックマネジメント事業

第３の１の表の１(7)に定めるストックマネジメントを実施する場合に必要な計画等は、次に掲げるとおりとする。なお、施設保全対策実施方針の作成に当たっては、地域内にある各々の家畜排せつ物処理施設の利用状況の整理によりその役割を明確にした上で、行うものとする。また、機能保全計画に基づく機能保全対策工事の実施は、施設管理者による日常の適切な施設運用と管理により性能維持に努めるとともに、管理情報を保管している施設について行うものとする。

ア　施設保全対策実施方針

都道府県は、機能保全計画を作成するときは、事前に次に掲げる事項を含む施設保全対策実施方針を作成し、計画的な事業実施に努めるものとする。

(ｱ)　対象期間

(ｲ)　基本的考え方（調査地区、支障の発生状況、対策の必要性）

(ｳ)　機能保全計画作成の対象施設（所在地、竣工年度、処理量）

イ　機能保全計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ｱ)　施設状況（施設の環境条件、変状、仕様状況）の調査の概要及び結果

(ｲ)　機能診断評価の概要及び結果

(ｳ)　機能保全対策（対策工法、対策時期）の概要

(6)　新技術

新技術を用いるに当たっては、試験研究機関と連携するように努めるものとする。

第９　事業の実施

１　事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画書を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

２　事業の実施

事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加資格者の申請又は委託に基づき事業を実施するものとする。

３　契約の締結

(1)　事業主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から１の通知を受けたときは、本事業に係る地区の市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加資格者との間に必要な契約を締結していなければならない。

ただし、事業指定法人は、事業参加資格者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整っているものについては事業参加資格者と契約できるものとする。

(2)　(1)の契約においては、本事業に係る交付金の交付に関し付される条件の遵守及びこの要綱の実施のために必要な事項が規定されていなければならない。

(3)　事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

4　各年度の事業承認協議

(1)　事業主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施計画を作成し、その実施計画について申請又は契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

(2)　事業主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度都道府県知事の承認を受けるものとする。

5　事業の区分経理

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

6　事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむねね５年以内で事業完了が図られるよう努めるものとする。

第 10　事業実施計画の変更

1　都道府県知事は次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、事業実施計画の変更を行うものとする。

(1)　事業実施主体の変更

(2)　事業実施計画の要件に定める受益面積の 20 パーセント以上の増減

(3)　総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く 10 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業実施計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

なお、「公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額」とは、予定価格よりも安価に落札し、差額（請負差額）が生じることによるもののほか、農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム（平成 20 年４月２日農林水産省生産局長・農村振興局長策定）等による事業費の減額をいう。

(4)　家畜排せつ物土地還元施設及び家畜排せつ物処理施設の処理能力の 20 パーセント以上の増減

(5)　家畜排せつ物の処理方法又は主要工種の著しい変更

2　都道府県知事は、事業実施主体が事業実施計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式５の事業実施計画変更手続き報告書に変更後の事業実施計画書を添付して地方農政局長等に報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

第 11　事業完了報告

1　都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式６の畜産環境総合整備事業完了報告書により遅滞なく地方農政局長等に報告するものとする。

2　都道府県知事は、実施要綱第５の１に基づき、整備計画を自主的・主体的に検証を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

3　都道府県知事は、第７の３の（４）のオ、カの（ア）及びキで確認した計画の達成状況について、事業完了年度の翌年度の３月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4　地方農政局長等は、３の計画の達成状況が十分でない場合は、必要に応じて都道府県知事に対し改善指導等を行うとともに、改善計画の提出を求め

るものとする。

第 12　施設の引渡し

本事業により造成整備された施設の引渡しについては、次に定めるところによるものとする。

1　事業実施主体が地方公共団体である場合は、当該地方公共団体の長が当該施設の引渡しを適当と認める市町村、農業協同組合等、その他当該地方公共団体の長が適当と認めるものに対し、所定の手続により引渡しを行うものとする。

2　事業実施主体が事業指定法人である場合は、当該事業実施主体と事業参加者との間に締結した事業実施に関する委託契約の定めるところにより当該施設の引渡しを行うものとする。

第 13　施設等の維持管理

1　都道府県知事及び関係市町村長は、本事業により造成整備改良された草地、飼料畑その他家畜排せつ物の土地還元に必要な農用地及び畜産施設用地その他草地景観等の活用・活性化に必要な用地並びに施設の管理が、事業の完了した年度の翌年度から８年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下この別紙において「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間）以上の期間、本事業の目的に即して適正に行われるよう指導監督等の措置を講ずるものとする。

2　本事業により整備された施設のうち事業参加者が共同で利用するものについては、都道府県、市町村、農業協同組合等又は事業参加者の全部若しくは一部が出資し、若しくは構成する団体であって、次に掲げる要件のすべてを満たし、都道府県知事が適当と認めるものが管理するものとする。

(1)　事業参加者が主たる出資者又は構成員となっていること。

(2)　代表者の定めがあること。

(3)　組織の管理及び施設の維持管理に関する規約が定められていること。

3　事業完了後の施設の管理

２の事業参加者が共同で利用する施設は、資源リサイクル事業にあっては、家畜排せつ物処理施設の整備、地域有機質残さ飼料化施設整備、水質汚染防止施設整備、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備、たい肥土壌等分析施設整備、水分調整資材収集製造施設整備、サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備、農機具庫整備及び家畜保護施設整備とする。また、草地畜産活性化事業にあっては、家畜排せつ物土地還元施設整備、家畜排せつ物処理施設整備及び牧場用機械施設整備とする。

4　施設管理者は、その管理することとなる施設の維持管理については、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記した管理規程（２に規定する都道府県知事が適当と認める団体にあっては規約。以下この別紙において同じ。）を定めるものとする。

(1)　管理の目的、管理施設及び管理者

(2)　管理のための組織体制に関する事項

(3)　管理施設の維持管理の方法に関する事項

(4)　管理施設の使用方法に関する事項

(5)　管理施設の使用料等

(6)　償却に関する事項

(7)　必要な資金の積立に関する事項

(8)　管理運営の収支計画に関する事項

(9)　管理規程の変更に関する事項

(10) その他必要な事項

5　本事業により整備された施設については、定められた管理規定をもとに適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に交付金を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

6　事業実施主体は、事業完了後速やかに本事業により整備された施設の維持管理が行われるよう措置するものとする。

7　事業費の積算

畜産環境総合整備事業の事業費の積算は、草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜Ｂ第 945 号畜産局長通知）により行うものとする。

第 14　指導体制

公共牧場を対象に草地畜産活性化事業による整備を実施する場合の指導体制は、次によるものとする。

(1)　都道府県知事は、草地畜産活性化事業にかかる事業実施計画の策定及び事業の実施に当たり、当該事業の主務課と普及指導センター等指導機関との連携体制の確立に努めるものとする。

(2)　普及指導センター等指導機関は、草地畜産活性化事業にかかる事業実施計画の策定及び事業の遂行に努力するとともに、事業の効果が的確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。

(3)　都道府県知事は、普及指導センター等指導機関が現地においてこの事業の指導活動を適切に行いうるよう活動経費につき配慮するものとする。

(4)　都道府県知事、事業主体は、草地畜産活性化事業が完了したときは、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地（野草地を含む。）及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第 15　助成

1　助成経費

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる以下の経費の一部を予算の範囲内において、都道府県に対して交付するものとする。

また、その国費率は交付要綱に定めるものとする。

(1)　事業実施計画策定事業費

(2)　草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜Ｂ第 945 号農林水産省生産局長通知）に規定する事業費

(3)　効果促進事業費

2　本事業の実施に関し必要な資金の融資

本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

第 16　補足

1　本事業に係る国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知に定めるところによるものとする。

2　計画策定事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

第 17　経過措置

1　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）（以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。

2　地域自主戦略交付金交付要綱別紙 25 畜産環境総合整備事業に係る運用第２の１に基づいて、平成 24 年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。

3　新技術活用地域環境改善事業については、平成 22 年度までに計画策定した地区に限り整備を行うこととする。

別記様式1

畜産環境総合整備事業実施地区選定申請書

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

市町村長

令和○○年度畜産環境総合整備事業（○○事業）実施地区として下記地区を選定されたく、別紙書類（事業参加資格者からの申請書の写し）を添えて畜産環境総合整備事業の運用の第7の2の(1)のアの規定に基づき申請します。

記

1　地区の概要

(1)地区名

(2)事業実施（予定）の概要

事業種目	事業量	事業費	受益面積	事業参加資格者(場、戸)				備考
基盤整備	ha、m	千円	ha			全体	うち移転	
○○○○○				公共牧場				
○○○○○								
小計				畜産農家	酪農			
施設整備	ヶ所				肉用牛			
○○○○○					養豚			
○○○○○					養鶏			
					その他小計			
				耕種農家				
合計				合計				

（注）事業参加資格者に法人、地方公共団体、農業協同組合等（農業協同組合連合会を含む）を含む場合は備考欄にその旨記入すること。また、受益面積の算定、記入に当たっては、畜産環境総合整備事業の運用の第3の2を参照し、それぞれの項目について重複して算入しないこと。

(3)事業参加資格（予定）者の家畜飼養状況

区　分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	その他	肥育豚換算頭数
現　況	頭	頭	頭	千羽	頭	頭
計　画						

（注）市町村の合計を記入すること。

(4)課題の現状と改善方向

（資源リサイクル事業の場合）

ア　畜産環境問題の発生状況（苦情の発生状況等）

イ　畜産環境の改善方向とその効果（予測）

ウ　地域資源リサイクルの方向性とその効果（予測）

（草地畜産活性化事業の場合）

ア　草地景域活用活性化施設等の整備構想

イ　関係市町村の活性化の方向とその効果（予測）

ウ　畜産環境の改善方向とその効果（予測）

(5)権利調整等の見込み（用地買収、開発・転用等の許可、住民の事業同意見込み等）

2 市町村の概要

(1)畜産振興計画の概要

集約酪農地域指定			指定の有無	有・無	指定年度	年度	地域名		備考		
畜産振興計画	市町村酪農・肉用牛生産近代化計画		樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	草地開発計画		
			改善目標						備考		
	そ振の興他計の画		樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	関連事業計画		
			改善目標						備考		
			樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～	関連事業計画		
			改善目標						備考		

(注)改善目標欄は、戸数、頭羽数、1戸当たりの畜産所得額、飼料自給率、1戸当たり頭羽数規模等を記載のこと。

⑵家畜の飼養状況

区分	全農家戸数	乳用牛				肉用牛				豚				鶏				その他				肥育豚換算頭数	備考
		飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	戸当頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	戸当頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	戸当頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	戸当頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	戸当頭数		
	戸	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭		
○年 ×年 △年 直近年																							

⑵1 「畜産統計」等により、直近年の15年前から5年毎の数値を記入すること。
2 その他の欄には馬等その他の畜種について事業実施が想定される場合に記入すること。
3 飼養農家率=飼養戸数／全農家戸数
4 戸当頭数=飼養頭数／飼養戸数

(3)市町村の財政状況

歳入	市町村税	地方交付税	財産収入	公営企業及び	負担金	分担金及び	手数料	使用料及び	国庫支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	市町村費	合計	自主財源の割合	備考
																%	

歳出	議会費	総務費	消防費	土木費	教育費		保険衛生費	産業経済費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	合計	産業経済費の割合	備考
																%	

(4)関連事業の実施状況

農業農村整備関連事業	事業名	地区名	事業主体	事業期間	地区面積	造成整備面積	主要作物	備考
				～	km²	ha		
				～				
				～				
構造改善事業	指定年度	年度	事業期間 ～			基幹作物		
	主要事業内容							
その他畜産関連事業	事業名	実施期間	事業内容					
		～ ～						

(注)1 調査計画、事業実施中の事業について記入のこと。
2 事業実施申請地区において、関連事業が計画又は実施中である場合には備考欄にその旨記載すること。

(5)環境規制等の状況

根拠となる法令・条例等	(例示)水質汚濁防止法第4条第2項に定める地域	○ ○	○ ○	備 考
規制を受ける地域等、規制基準等				

(注) 資源リサイクル事業で事業実施申請地区に運用第1の2に掲げる環境負荷脆弱地域が含まれる場合、その根拠となる法令・条例ごとに対象地域等、規制基準等を記載すること。

3市町村の意見
(1)事業参加予定者の負担能力と意欲
(2)当該事業の可能性(立地条件、土地の権利調整等からみて記入する。)
(3)当該事業の必要性(畜産環境問題の現況、混住化の現況、地域資源リサイクルの現況、農家経営、畜産経営の状況等からみて記入すること。)
(4)当該事業の緊急性(畜産環境問題の動向、混住化の動向、地域資源リサイクルの動向、農業の動向、畜産の動向、関連事業の実施状況等からみて記入すること。)
(5)当該事業の実施上の課題及び対応方針

添付書類
(1)計画概要図(略図)
(2)位置図
(別に国土地理院発行5万分の1地形図に造成整備対象地を薄緑色に着色し、事業種目ごとに造成整備面積等を記入するとともに、家畜排せつ物還元用農地を斜線表示し、その面積を記入する。また、当該造成整備及び家畜排せつ物土地還元に関係のある自動車の通行可能な既存道路を茶色で示し、その路線名、幅員等を記入すること。なお、経営移転する者が確定している場合は、現所在地と移転地とを記入した位置図を添付すること。)

別記様式2

畜産環境総合整備事業参加申出書

年　月　日

住　所
氏　名

○○地区畜産環境総合整備事業（○○事業）に関する事業に参加したいので、畜産環境総合整備事業の運用第7の2の（1）のアの規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

記

1　申出書に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積(ha)					家畜飼養頭羽数（頭、千羽）					家畜排せつ物の処理方法	経営移転の有無	経営土地の造成整備希望面積(ha)	備考
		田	畑			計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	その他				
現在													有・無		
計画															
増減															

2　申出の対象たる土地の概要

所在地	台帳地目	面積(ha)	現況用途	所有者		予定する使用収益権	予定する用途	予定する面積(ha)	権利調整状況
				住所	氏名又は名称				

3　希望する事業の内容

事業内容	事業予定地	事業量
基盤整備 ○　○　○ 施設整備 ○　○　○		(ha、㎡) (ヶ所)

4　申し出の理由

5　その他必要な事項

添付資料
畜産環境総合整備事業の運用第7の2の（1）のアの（ア）から（ウ）までに掲げる書面

別記様式3

平成○○年度新規希望地区　畜産環境総合整備事業（○○型事業）　事業実施計画概要表

都道府県名		地区名		所在地	
事業期間	計画策定　平成　年度	事業実施	平成　年度　～　年度　（　ヵ年）		
事業の目的		事業主体			
		事業の目標及び指標			

受益面積	区分	草地等	土地還元施設	水質汚染防止基盤	施設用地	道路	周辺環境整備	用排水整備	その他	①計	② 施設整備等に係る受益面積（還元用農地面積）	受益面積合計 ①＋②
	面積											

土地利用	区分	牧草地	野草地	飼料畑	その他	計	土地権利	利用権利別面積	
	現況							権利調整の見込み	
	計画							開発制限等の指定状況	

家畜飼養計画	区分	乳用牛			肉用牛			豚			鶏			肥育豚換算頭数
		頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	
	現況													
	計画													

事業参加者	区分	畜産農家等（養畜の業務を営む者）								耕種農家	公共牧場	計
		個人					法人	うち移転	移転率			
			酪農	肉用牛	養豚	養鶏						
	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地域の農業概況	市町村	総戸数	農家戸数	耕地面積								
				うち畜産	田	普通畑	飼料畑	草地	樹園地	その他	計	戸当たり
	地域計											

家畜飼養の現況	市町村	乳用牛			肉用牛			豚			鶏			肥育豚換算頭数
		頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	
	地域計													

地域指定	酪農・肉用牛生産近代化計画		計画年度	飼養頭数目標		飼料作物作付面積目標					飼料自給率目標
				乳用牛	肉用牛	水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	
		現況									
		計画									
	環境負荷脆弱地域等	1．環境負荷脆弱地域　　2．一般地域									
		畜産高密度地域（該当市町村名）：									
	その他	農振計画 地域指定	農振計画 整備計画	山村振興	過疎	その他					
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月	年　月				

年度別事業費	区分	平成　年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度
	基本施設整備事業				
	利用施設整備事業				
	その他				
	合計				

事業費		事業種目	事業量	単位	単価	事業費	主要工事諸元
	基本施設整備事業						
		小計					
	利用施設整備事業						
		小計					
		合計					

費用負担等	事業種目	負担区分					受益戸数	事業主体
		国	県	市町村	その他	受益者		
	基本施設整備事業							
	利用施設整備事業							

工事の着手時期及び完了予定時期	～				
効用 効果項目	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	総費用総便益比
効用 効果額	千円	千円	千円	千円	

関連事業	事業名	工　期	受益面積	総事業費	進捗率	本事業との関連
			ha	千円	%	

一般計画図

位置図

凡例	
草地等造成改良	
草地等整備改良	
家畜排せつ物土地還元施設整備	

事業計画概要表の記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
都道府県名	北海道の場合は支庁名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は郡名から記入し、大字○○、○○集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
事 業 期 間	事業の開始年度、終了年度及び要する年数について記入。
事業主体	都道府県又は事業指定法人名を記入。
事業の目的	地域の現状をふまえ、事業の目的を簡潔に記述。
事業の目標及び指標	各事業メニューごとに、現状と改善構想等について記述。
受益面積	表示単位はヘクタールとする。(小数点第1位以下四捨五入。以下同じ。) 事業メニューのうち、資源リサイクル事業を実施する場合、移転跡地復元整備面積はその他の欄に記入する。
土地利用	事業メニューのうち、草地畜産活性化事業を実施する場合、土地利用の現況及び計画面積を区分毎に記入する。
土地権利	事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、利用権の種類(所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等)ごとに面積及び調整状況を記入し、開発制限等指定状況の欄については、自然公園法、文化財保護法等による指定、保安林の指定等について記入する。
家畜飼養計画	当該事業参加者に係る現況と計画の飼養頭羽数及び肥育豚換算頭数を記入する。
事業参加者	該当欄に事業参加者の人数を記入。法人については法人数とし、(　)内に構成人数を記入する。 事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、経営移転に係る戸数及び移転率を記入する。
農業の概況 家畜飼養の現況	最近年における関係市町村の概要について農業センサス等を基礎に該当欄に記入する。

地 域 指 定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
環境負荷脆弱地域等	事業メニューのうち、資源リサイクル事業を実施する場合、 (1) 地区が所在する市町村のすべてが環境負荷脆弱地域である場合は、1を〇で囲み、それ以外は2を〇で囲む。 (2) 畜産高密度地域の欄については、該当する市町村名を記入する。対象地域が複数の市町村にまたがる場合には、当該市町村の全体を一つの地域として計算する。なお、地区全体が畜産高密度地域の場合は「全体」と記入。
そ の 他	農振計画地域の指定状況及び山村振興法、過疎法等地域振興関係法の指定状況について記入する。
事 業 費	年度別事業費については、年度別に計画事業費を記入する。 各事業区分に応じた事業種目毎に記入する。
費用負担等	(1) 各事業種目毎に内訳金額を記入し、上段( )に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の 団体をいう。
関 連 事 業	本事業の実施地域に関し、本事業と一体的に実施する計画のあるものについて記入する。
受 益 面 積	本事業と重複する場合、重複する分を( )書きで上段に併記する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりを考慮して作成する。

別記様式４

畜産環境総合整備事業（○○事業）実施計画書

○○地区
年月日
○○（計画作成主体名）

目　次

第１章　目　的

第２章　関係市町村の概要
第１節　地区の所在地
第２節　関係市町村の一般概要
１　概　要
２　人口及び産業別戸数
３　気象概況
第３節　関係市町村の農業概況及び動向
１　農業の特色及び振興方針
２　農業の動向
第４節　関係市町村の畜産概況
１　畜産の特色
２　家畜飼養の動向
３　家畜飼養規模別飼養戸数
４　畜産物出荷の動向
第５節　畜産環境の現況
１　畜産環境汚染に対する苦情発生状況
２　環境保全基準指定状況
３　家畜排せつ物処理の現況
４　畜産由来窒素産出量の算定
５　環境負荷脆弱地域の調査
６　地域資源リサイクルの現況
７　廃棄物処理の現況
８　畜産施設周辺の状況

第３章　地区の現況
第１節　地区の沿革
第２節　土地の権利関係等
１　土地の権利関係
２　開発制限等
第３節　土地の現況
第４節　水利現況等
１　一般概況
２　水利現況及び水利権調査調整
第５節　道路現況

第４章　事業計画の概要
第１節　基本構想
第２節　土地利用計画
第３節　家畜飼養計画
第４節　生産計画
第５節　移転計画
第６節　家畜排せつ物処理計画
第７節　地域資源リサイクル計画

第８節　廃棄物等処理計画
第９節　畜産施設周辺環境整備計画
第10節　畜産環境保全に配慮した整備計画の内容
第 11 節　草地を中心とした景域保全のための基本構想
第 12 節　草地景域活用活性化施設利用計画

第５章　事業計画
第１節　資源リサイクル事業
１　実施計画概要表
２　事業費総括表
３　処理のフローチャート
４　基本施設整備事業計画
（１）　草地造成改良計画
（２）　草地整備改良計画
（３）　家畜排せつ物土地還元施設整備計画
（４）　水質汚染防止基盤整備計画
（５）　畜産施設用地造成整備計画
（６）　道路整備計画
（７）　用排水施設整備計画
（８）　隔障物整備計画
（９）　移転跡地復元整備計画
(10)　周辺環境基盤整備計画
５　利用施設整備事業計画
（１）　家畜排せつ物処理施設整備計画
（２）　地域有機質残さ飼料化施設整備計画
（３）　水質汚染防止施設整備計画
（４）　バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備計画
（５）　たい肥土壌分析施設整備計画
（６）　水分調整資材収集製造施設整備計画
（７）　サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備計画
（８）　電気導入施設整備計画
（９）　その他施設整備計画
６　家畜排せつ物処理施設の建設単価調査
７　施設運営収支計画
第２節　草地畜産活性化事業
１　実施計画概要表
２　事業費総括表
３　基本施設整備事業計画
（１）　草地造成改良計画
（２）　草地整備改良計画
（３）　野草地整備改良計画
（４）　牧野樹林整備計画
（５）　水質浄化林・浄化水路造成整備計画
（６）　草地景域活用活性化施設用地造成整備計画
（７）　施設周辺環境基盤整備計画
（８）　家畜排せつ物土地還元施設整備計画
（９）　用排水施設整備計画
(10)　防災施設整備計画
(11)　道路整備計画
４　利用施設整備事業計画
（１）　草地景域活用活性化施設整備計画
（２）　家畜排せつ物処理施設整備計画
（３）　電気導入施設整備計画
（４）　隔障物整備計画
（５）　家畜保護施設整備計画

（６）　飼料調製貯蔵施設整備計画
（７）　衛生管理施設整備計画
（８）　放牧馴致施設整備計画
（９）　牧場用機械施設整備計画
(10)　防護柵整備計画
５　草地景域活用活性化施設の管理経営計画
（１）　管理経営の基本方針
（２）　施設管理計画
第３節　新技術活用地域環境改善モデル事業
１　事業計画概要表
２　事業費総括表
３　処理のフローチャート
脱臭施設の概要
４　基本施設整備事業計画
（１）　草地造成改良計画
（２）　草地整備改良計画
（３）　家畜排せつ物還元農用地造成整備計画
（４）　臭気対策施設用地造成整備計画
（５）　附帯施設整備計画
（６）　用排水施設整備計画
（７）　雑用水施設整備計画
（８）　防災施設整備計画
５　利用施設整備事業計画
（１）　臭気対策施設整備計画
（２）　附帯施設整備計画
６　新技術導入円滑化事業計画
７　臭気対策施設の建設単価調査
８　家畜排せつ物処理施設運営収支計画

第６章　事業参加予定者等
第１節　事業参加予定者総括表
第２節　事業参加予定者個別明細表
第３節　受益見込面積
１　総括表
２　基盤整備費に係る受益面積
３　施設整備費に係る受益面積

第７章　事業費負担計画等
第１節　事業費負担区分
第２節　経営体別負担額
第３節　資金計画

第８章　事業効果

第９章　添付資料
１　添付図
２　積算資料及び参考資料等
附表

第１章　目的

（事業全体の目的について記述する。）

第２章　関係市町村の概要

第１節　地区の所在地

○○県○○郡○○市町村（注：「○○市ほか何ヶ市町村」とはしないこと。）

第２節　関係市町村の一般概要

１　概要

（地域の位置、風土、経済地帯別区分及び他産業等についての特色を簡潔に記入する。）

２　人口及び産業別戸数

区分		世帯数（戸）	人口（人）	人口密度（人/km）	産業別就業人口（構成比%）			備考（資料名等）
					一次	二次	三次	
市町村名	○年							
	△年							
	×年							
	最近年							
市町村名	○年							
	△年							
	×年							
	最近年							

（注）　最近年の１５年前から５年ごとの数値を記載すること。

３　気象概況

月	気温(℃)				降水量(mm)	平均風速(m/s)	最大風速(m/s)	最多風向	旱天日数	霧日数	無霜日数:　日 初霜:　月　日 晩霜:　月　日
	9時	最高	最低	平均							
1月～ 12月											最大積雪深　m 期日:　年月日 根雪日数:　日 根雪始:　月　日 融雪:　月　日
年平均											最大連続 旱天日数:　日 年月日～年月日
○月 ～○月 平均											最大降雨量: mm/日 期日:　年月日

（注）１　最寄りの観測機関の既存資料（おおむね過去 10 年間のもの）に基づき記入すること。

２　最大根雪深、最長連続旱天日数、最大降雨量は、既往の最大又は最長を記入し、その他の項目は平均を記入する。

３　○月～○月平均は、農耕期間の平均（降雨量は合計）とする。

４　年平均旱天日数は、雨量０㎜以下の平均日数とする。

第３節　関係市町村の農業概況及び動向

１　農業の特色及び振興方針

（概要を記述すること。）

２　農業の動向　　（単位：戸、ha、頭、千羽、人、％）

市町村名	変化の内容	農家数等(戸、人)					農用地面積(ha)				備考
		区分		A 年度	B 年度	C 年度	区分	A 年度	B 年度	C 年度	
		農家数	専業	(100)	(　)	(　)	田	(100)	(　)	(　)	
			第1種兼業	(100)	(　)	(　)	普通畑	(100)	(　)	(　)	
			第2種兼業	(100)	(　)	(　)	樹園地	(100)	(　)	(　)	
			計	(100)	(　)	(　)	牧草地	(100)	(　)	(　)	
		農業従事者数		(100)	(　)	(　)		(100)	(　)	(　)	
	変化の事由										
	変化の内容	主要作物作付面積(ha)					家畜飼養等羽数(頭、羽)				備考
		区分		A 年度	B 年度	C 年度	区分	A 年度	B 年度	C 年度	
		飼料作物		(100)	(　)	(　)		(100)	(　)	(　)	
				(100)	(　)	(　)		(100)	(　)	(　)	
				(100)	(　)	(　)		(100)	(　)	(　)	
				(100)	(　)	(　)		(100)	(　)	(　)	
				(100)	(　)	(　)		(100)	(　)	(　)	
	変化の事由										

（注）変化の状況は、現在（最近年）をＣ、最近時農業センサスをＢ、Ｂの１期前の農業センサスをＡとして記入し、（ ）内にＡを基準年とした指数を記入すること。

第４節　関係市町村の畜産概況

１　畜産の特色

（関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。）

２　家畜飼養の動向

（資料名：　年　月）

市町村名	乳用牛				肉用牛				豚			
	飼養戸数	飼養頭数			飼養戸数	飼養頭数			飼養戸数	飼養頭数		
		2才未満	2才以上	計		乳用種	肉用種	計		6ヶ月未満	6ヶ月以上	計
計				(　) (　)				(　) (　)				(　) (　)
	採卵鶏				ブロイラー				その他			
	飼養戸数	飼養羽数			飼養戸数	飼養羽数			飼養戸数	飼養頭数		
計		(　) (　)				(　) (　)				(　) (　)		

（注）１　農林統計等により記入すること。頭数の（ ）内は戸当たり頭数を記入すること。
２　その他欄は、馬等その他の畜種に係る事業を実施する場合に記入すること。

３　家畜飼養規模別飼養戸数

家畜種別　○○○

市町村名	計	子畜のみ	成畜飼養頭数規模									頭数	戸当頭数	備考
			1～2	3～4	5～6	7～9	10～14	15～19	20～29	30～49	50頭以上			
計	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	

（注）１　最近年について記入のこと。
２　当該地域の計画において取り上げている家畜について作成のこと。
３　上表の規模区分は例示であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

４　畜産物出荷の動向

市町村名	年次	生乳			家畜												備考
		飲用乳等向け	乳製品等向け	計	肉用牛				子牛			豚		鶏		鶏卵	
					肉用牛	乳用種肥育牛	乳廃牛	計	肉用牛	乳用牛	肥育素牛	成豚	子豚	成鶏	ブロイラー		
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	t	
計																	

（注）１　地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。
２　農林統計、農協等の資料により作成のこと。

第５節　畜産環境の現況

（草地畜産活性化事業の場合は３～５について、新技術活用地域環境改善事業の場合は１、２及び８について、作成すること。）

１　畜産環境汚染に対する苦情発生状況（平成○○年）

市町村名	畜種	苦情		苦情内容内訳								対策別経営体数					
		無	有	水質汚濁(A)	悪臭(B)	害虫発生(C)	AとB	AとC	BとC	AとBとC	その他	処理施設助成	処理技術指導	移転の斡旋	紛争の仲介	その他	計
	乳用牛 肉用牛 豚 鶏 その他																
	計																
地区計	乳用牛 肉用牛 豚 鶏 その他																
	計																

（注）１　過去３年間の実績について作成すること。
２　苦情の無の欄には、当該年に苦情のなかった戸数を、有の欄には苦情のあった戸　数を記入するとともに、その内訳を苦情内容内訳欄に記入するほか、市町村が実施した対策別戸数を対策別経営体数欄に記入すること。
３　畜種欄のその他には、馬など他の畜種にかかる事業を実施する場合に記入すること。

２　環境保全基準指定状況

（１）水質規制基準

対象水域	対象地域	届出施設		適用施設		排水基準の内容						備考
		種類	規模	種類	規模	BOD	SS	pH	窒素	リン	大腸菌群数	

（注）１　畜産に関する基準のみを記入すること。
２　総量規制地域にあってはCODを記入すること。
３　備考欄には規制基準の根拠となる法令、条例等を記入すること。

（２）悪臭物質規制基準　　（単位：ppm）

対象地域	基準の内容												備考
	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	スチレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	

（注）１　畜産に関する基準のみを記入すること。
２　備考欄には規制基準の根拠となる法令、条例等を記入すること。

（３）大気汚染規制基準

対象地域	煤煙の種類	備　考
		規制基準の根拠となる法令、条例等

（４）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１１条の規定による処理計画

処理施設設置についての基本的事項	産業廃棄物の運搬についての基本的事項	処分の場所についての基本的事項	その他の基本的事項

3　家畜排せつ物処理の現況

				乳用牛			肉用牛			豚			鶏			その他	計	備考
				2才以上	2才未満	計	2才以上	2才未満	計	繁殖	肥育	計	採卵鶏	ﾌﾞﾛｲﾗｰ	計			
頭数(羽数)																		
1頭当たり排せつ量(kg/日)			ふん尿															
総排せつ量(ﾄﾝ/年) ①			ふん尿															
			計															
処理方法別処理量	土地還元	自己有地	ふん尿															
		その他	ふん尿															
	その他処理		ふん尿															
	計②		ふん尿															
(①－②)			ふん尿															

（注）１　処理方法別処理量は、総排せつ量について記入することとし、土地還元の自己有地には事業参加者の使用する農地に還元する量を、その他には自己有地以外の用地に還元する量を記入する。

２　備考欄の１頭当たり排せつ量の項についてはその算定根拠を、処理方法別処理量の項については各々、既存処理施設で今後とも対応可能なものについての施設名、処理方式、ヶ所数（台数）及び処理能力等を記入する。

4　畜産由来窒素産出量の算定

地区名：　　（耕地面積　　ha）

畜　種	原単位（kgN/頭羽・日）	家畜頭羽数	年間日数	窒素排出量	10a当たり窒素排出量（kg/日）
乳用牛(2才以上)	0.31		365		
乳用牛(2才未満)	0.16		365		
肉用牛(2才以上)	0.15		365		
肉用牛(2才未満)	0.13		365		
豚(6ヶ月以上の繁殖用)	0.051		365		
豚(上記以外のもの)	0.034		365		
採卵鶏	0.0015		365		
ブロイラー	0.0026		365		
計					

（注）１　１０ａ当たり窒素排出量は、総窒素排出量を耕地面積で除して得る。

２　耕地面積は畦畔を除く本地面積とする。

３　家畜頭羽数は、「畜産統計」の値を用いること。

5　環境負荷脆弱地域の調査

地区名	団地名（市町村名）	環境負荷脆弱地域								
		(1)水道水源	(2)ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ	(3)水質等規制地域						
				①水質	②水濁	③悪臭	④瀬戸	⑤湖沼	⑥条例	⑦ﾗﾑｻｰﾙ

（記入方法）１．環境負荷脆弱地域の欄は、下記の（参考）を勘案し該当欄に○を付けること。
２．新規地区にあっては、根拠となる資料、図面を添付すること。

（参考）(1) 水道水源の上流域に流入する区域

(2) ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

(3) 水質等規制地域

①水質　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成６年法律第８号）第４条第１項の規程に基づく水質保全に係る指定地域

②水濁　水質汚濁防止法（昭和４５年法律第 138 号）第３条第１項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第４条の２第１項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

③悪臭　悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第３条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

④瀬戸　瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号）第５条第１項の規定に基づく関係府県の区域

⑤湖沼　湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第３条第２項の規定に基づく指定地

⑥条例　都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域

⑦ﾗﾑｻｰﾙ　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年条約第 28 号（ラムサール条約）の指定湿地に流入する地域（湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。）

6　地域資源リサイクルの現況

（１）エネルギー等副産物活用の現況　　（単位：㎥、t/年）

区分	生成量	リサイクル方法	備　考
メタンガス 浄化処理水 ○　○ 計			

（２）地域有機質残さ活用の現況　　（単位：t/年）

区分	排出量	処理･リサイクル方法	備　考
生ゴミ 農場残さ 食品加工残さ モミガラ オガクズ ○　○ 計			

７　廃棄物処理の現況　　（単位：t/年）

区分	排出量	活用方法	備　考
排ラップフィルム ○　○ 計			

８　畜産施設周辺の状況

（畜産周辺施設への民家の進出状況、既存環境保全林の有無等を踏まえ現経営地での経営存続の可否等について記述する。）

第３章　地区の現況

第１節　地区の沿革

（地区の存在する周辺地域の地形、地質の概略、関係市町村の主要作目及び農用地面積並びに開発して農用地とすることの可能な土地面積等を述べ、畜産開発の可能性を畜産の動向及び開発可能資源等の畜産立地上から簡潔に記述する。）

第２節　土地の権利関係等

１　土地の権利関係

団地名	面積(農用地造成)	事業着手前の土地所有		事業着手前の所有権以外の権限により使用収益する権利			事業参加予定者	参加予定者が当該土地について有する権利(予定を含む)	権利調整の概要
		所有権者	面積	権利者	種類	面積			
計			ha			ha			

（注）１　土地台帳等から本調査後に調査される前の土地所有につき、なるべく詳細に、例えば国有林野、開拓財産、その他の国有・都道府県有・市町村有とし、民有地については農地保有合理化法人（先行取得があった場合）・株式会社等法人有・個人有等のように記入する。

２　所有権以外の権限により使用収益する権利の種類には入会権を含む。

２　開発制限等

関係団体名	開発制限の種類	開発制限の内容	開発制限面積	許可等見込み	許可等条件見込み	調整の概況	代替施設計画		
							種類	数量	構造
			ha						

（注）開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても記入する。

第３節　土地の現況

団地名	地形標高(最高最低)	地質	土壌	面積(農用地造成)	土地の現況								草地分級				
					牧草地	飼料畑	野草地	田	普通畑	樹園地	山林原野	その他	1級	2級	3級	4級	主要制限因子

（注）　１　普通畑には、飼料畑を含めないこと。

第４節　水利現況等

１　一般概況

（注）地下水利用を計画している場合には別に記入すること。以下２についても同じ。

２　水利現況及び水利権調査調整

所在地	水系名	計画取水点	河川管理者	集水面積	流量(l/sec)		比流量(l/sec/km²)		取水量(l/sec)		既存水利権の状況					水利権調整状況
											権利者名	水利使用の目的	受益面積等	取水量(l/sec)		
					平水	渇水	平水	渇水	最大	平均				最大	平均	
				ha									ha			

第５節　道路現況

（本事業計画道路と接続する道路及び畜産経営に密接する主要道路名、連絡先、整備状況等を記入する。）

第４章　事業計画の概要

（草地畜産活性化事業の場合は、第１節～第４節、第６節及び第 10 節～第 12 節について、新技術活用地域環境改善モデル事業の場合は第１節～第４節、第６節及び第 10 節について、作成する。）

第１節　基本構想

どういう場所で（所在地等）、どういう事業目的、内容（基盤整備及び施設整備の主な内容）で計画しているのかを簡潔に記述する。

第２節　土地利用計画

1　計画の概要

（傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。）

2　土地利用計画

（1）総括表（現況と計画の対比）

現況 計画	山林	原野	田	普通畑	飼料畑	牧草地	施設用地	その他	計
牧草地 飼料畑 家畜排せつ物還元用草地等 水質汚染防止基盤 畜産施設用地 周辺環境基盤 その他									
計									

（注）1　本事業により造成整備を行う土地について記入する。
2　普通畑からは、飼料畑を除くこと。
3　現況の各地目のうち耕作放棄地については（ ）書き内数で併記すること。
4　本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。

（2）市町村別表

（総括表と同様の様式で作成すること。）

（3）集積土地の計画

団地名	番号	農地保有合理化事業				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基づくもの				土地改良法に基づくもの			合計
		所有権移転	移転又は設定		計	所有権移転	移転又は設定		計	所有権移転	移転又は設定		計	交換分合	換地	計	
			貸借権	左以外の使用収益権			貸借権	左以外の使用収益権			貸借権	左以外の使用収益権					

団地名	未墾地等からの造成に係る土地	その他（特認）	合　計	土地集積が行われる（予定） 年　月　日	備考
計					

（注）1　本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。
2　1団地において、集積土地を2以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

（4）団地別土地利用

団地名	区分	牧草地				飼料畑				農業用施設用地				放牧林地	野草地	その他	計	備考
		個別	共同	公共利用	計	個別	共同	公共利用	計	個別	共同	公共利用	計					

（注）牧草地のうち採草地専用面積については（　）書きとすること。

第３節　家畜飼養計画　　（単位：頭、羽、戸）

市町村名	区分	乳用牛			肉用牛			豚			鶏			その他			肥育豚換算頭数	備考
		区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数		
	現況	成牛			繁殖			繁殖			採卵							
		育成			肥育			肥育			肉用							
					育成													
					子畜													
	計画																	
計	現況																	
	計画																	

（注）　事業参加予定者の家畜飼養計画について記入する。

第４節　生産計画

1　粗飼料及び畜産物の生産量

（1）粗飼料の生産量及び畜産物の生産量について、面積、頭数、ha 当たり収量等の諸元を記入すること。

（2）豚、鶏等についても同様に諸元を記入すること

第５節　移転計画

移転予定者	区分	経営所在地	経営土地面積		飼養家畜		移転予定年度	移転要因	移転跡地の活用計画	備考
			○○	○○	○○	○○				
	現況		ha	ha	頭	羽				
	計画									

（注）1　経営所在地の欄には、本事業により移転する畜舎の現在の所在地を現況に、移転後の所在地を計画に記入すること。

2　経営土地面積の欄は、田、畑、飼料畑、牧草地、樹園地等に、飼養家畜の欄は乳用牛、肉用牛、豚、鶏等に区分し、それぞれの現況と計画の面積と頭羽数を記入すること。

3　移転要因の欄には、現在の所在地においては畜産経営の継続又は規模拡大が困難になっている具体的な事由を記入すること。

4　移転跡地の活用計画の欄は、移転後の跡地についての活用計画を記入するものとし、公

共の用に供する計画がある場合には、売却先、具体的な活用内容（公園、広場等）、管理予定者等を記入し、それ以外の売却（予定）の場合は、一般売却と記入すること。

第６節　家畜排せつ物処理計画

１　要処理量

畜種等		区分	頭羽数	1頭羽当たり排せつ量(kg/日･頭)	家畜排せつ物等量合計(t/年)	敷量等(t/年)	計(t/年)	既存施設処理対応量(t/年)	その他処理対応量(t/年)	事業計画処理量(t/年)
乳用牛	成牛(2才以上)	ふん 尿 計								
	育成牛(2才未満)	ふん 尿 計								
肉用牛	成牛(2才以上)	ふん 尿 計								
	育成牛(2才未満)	ふん 尿 計								
豚	繁殖豚	ふん 尿 計								
	肥育豚	ふん 尿 計								
鶏	採卵鶏									
	ブロイラー									
その他家畜										
生ゴミ等										
計		ふん 尿 生ｺﾞﾐ等 計								

（注）浄化処理等で発生する汚泥については敷料等に含めること。

２　事業計画処理量の内訳

処理方法等	事業計画処理量					水分調整資材量					施設処理量計(①+②)	製品量計
	ふん量	尿量	生ｺﾞﾐ等	敷料等	計	ｵｶﾞｸｽﾞ	籾殻	ﾊﾞｰｸ	その他	計		

3　製品利用計画

利用計画	たい肥		液肥		その他（　）	
	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)
草地還元						
飼料畑還元						
それ以外の 田･畑への還元						
その他（　）						
計						

（注）１　事業参加者の計画について記入すること。
２　その他は、具体的な利用方法を記入すること。
３　第７の３の(4)のキの受益面積の条件に該当する場合、受益面積に係らない分についても区分して記載すること。

第７節　地域資源リサイクル計画

1　エネルギー等副産物　（単位：㎥、t/年）

	生成量						備考
	現状			施設整備後			
	廃棄量	活用量	合　計	廃棄量	活用量	合　計	
メタンガス 浄化処理水 ○　○							
計							

（注）エネルギー等副産物利用処理施設整備を計画している場合のみ記入する。

2　地域有機質残さ等　（単位：t/年）

	排出量	現状		施設整備後		備　考
		廃棄量	ﾘｻｲｸﾙ量	廃棄量	ﾘｻｲｸﾙ量	
生ゴミ 農場残さ 食品加工残さ モミガラ オガクズ ○　○						
計						

（注）地域有機質残さ等一体高度処理施設整備を計画している場合のみ記入する。

第８節　廃棄物等処理計画　（単位：t/年）

	排出量	既存施設処理量	要処理量	備考
廃ﾗｯﾌﾟﾌｨﾙﾑ ○　○				
計				

（注）サイレージ用ラップ等廃棄物処理施設整備を計画している場合のみ記入する。

第９節　畜産施設周辺環境整備計画

市町村名	団地名	既存の畜産施設		整備する畜産施設		周辺環境整備計画		周辺環境整備の目的、必要性等	備考
		区分	面積	区分	面積	区分	事業量		
		牛舎 豚舎 鶏舎 処理施設	㎡	牛舎 豚舎 鶏舎 処理施設	㎡				

（注）１　団地ごとに各項目を記入のこと。
　　２　周辺環境整備の区分の欄には、当該施設において計画している周辺環境整備の内容（環境保全林、遊歩道、花壇、構内舗装、広場等）を記入すること。

第 10 節　畜産環境保全に配慮した整備計画の内容

第 11 節　草地を中心とした景域保全のための基本構想

第 12 節　草地景域活用活性化施設利用計画

場所	施設名	施設利用数（人）		行事計画			備考
		現況	計画	行事名	現況	計画	

（注）地区内で複数の活性化施設を整備する場合は、施設ごとに記入すること。

第５章　事業計画

第１節　資源リサイクル事業

１　実施計画概要表

別記様式３

２　事業費総括表

地区名：

整備項目	単位	全体事業		各年度事業	
		事業量	事業費	事業量	事業費
１　基本施設整備事業					
(1)草地造成改良 (2)草地整備改良 ・ ・ ・					
小計					
測量設計費 用地費及び補償費					
小計					
合計					
２　利用施設整備事業					
(1)家畜排せつ物処理施設 (2)地域有機質残さ飼料化施設 ・ ・ ・					
小計					
測量設計費 用地費及び補償費					
小計					
合計					
事業費合計					

（注）１　単位の欄には、計画内容を反映した単位を記載すること。

２　事業量の欄は、箇所数と単位に対応する数値をそれぞれ記入すること。

３　各年度事業の欄は、第１年度から最終年度まで区分し、それぞれ記入すること。

４　家畜排せつ物処理施設の中核施設又は小規模施設に該当があるときは、一般処理施設と同様の項目について記入すること。

５　地区が団地に区分されるときは、各年度事業の欄を団地別事業に置き換えた表を作成し添付すること。

３　処理のフローチャート

附表１

４　基本施設整備事業計画

（１）草地造成改良計画

ア　計画基本方針

（工法の採用理由等について簡潔に記述すること。）

イ　全体計画

造成予定地	区分	事業計画			工　法					有機質資材	土壌改良資材及び牧草種子			
		事業量	単価	事業費	山成工			改良山成	階段工		石灰質	リン酸質		牧草種子量
					耕起法	蹄耕法	直播火入れ					計	草地化成	
		ha	千円	千円	ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	kg
計														

（注）区分欄には草地、飼料畑、普通畑、樹園地、野草地等を記入すること。

ウ　内容

(ｱ) 工法

（工法ごとにその工程を説明し、工法ごとの傾斜、ha 当たり土壌改良資材の種類及び投入量、耕起深及び ha 当たり造成単価等を記述すること。）

(ｲ) 牧草種子の組み合わせ

（牧草の利用目的に計画草種及び品種の組合せと ha 当たり播種量を記述する。）

(ｳ) 家畜の種類ごとの利用面積

(ｴ) その他

（造成地に含めることが適当な牧草地内作業用道路（幹支線を除く）、防災施設、排水施設等について、その事業量、単価、内容等を記述すること。）

（２）草地整備改良計画

ア　計画基本方針

（工法の採用理由等について簡潔に記述すること。）

イ　全体計画

整備予定地	区分	区画整理			排根線除去			起伏修正			障害物除去			耕起整地			土壌改良資材散布及び牧草種子播種		
		面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
	草地 飼料畑 ○　○	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円
計																			

有機質資材				土壌改良資材								牧草種子				雑費計	事業費計
				石灰質資材				燐酸質資材									
種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	数量	ha 当たり	事業費	種類	品種	数量	事業費		
	t	t	千円		t	t	千円		t	T	千円			kg	千円	千円	千円

（注）飼料畑として整備の場合は、牧草種子購入費及び牧草種子播種経費は含まない。

（３）家畜排せつ物土地還元施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	事業量･事業費			貯留施設				散布施設				付帯する施設	備考
	土地還元施設	単価	事業費	排せつ物土地還元量	型式	数量	総貯留量	ほ場までの運搬方法	ほ場内の散布方法	延長			
										ほ場まで	ほ場内		
	ha	千円/ha	千円	㎥/年		ヶ所	㎥			m	m		
計													

（注）付帯する施設には電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

（４）水質汚染防止基盤整備計画

ア　水質浄化林・浄化水路造成整備計画

(ｱ)　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ)　用地造成整備計画

整備予定地	事業計画			工法等	備考
	事業量	単価	事業費		
	㎡	千円/10a	千円		
計					

（注）工法等の欄には植栽床の保護枠（ブロック、石組み）等を記入

(ｳ)　植栽等計画

整　備予定地	植栽計画						浄化用骨材			備考
	植栽面積	植栽本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、列数、樹高等	面積	単価	事業費	
	㎡	本	千円/㎡	千円			㎡	千円/㎡	千円	
計										

（注）１　水質浄化林の樹種にあっては、地域の実情に応じたものとし、その効果についての知見データ等を添付すること。

２　浄化水路の整備にあっては、用いる効果についての知見データ等を添付すること。

イ　浄化池、汚水処理池整備改良計画

(ｱ)　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ) 全体計画

整備改良予定地	区分	事業計画			工 法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円/ha	千円	ha	ha	ha	
計								

（注）工法のその他欄にあっては、具体的な工法を記入すること。

ウ 畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設整備改良計画

(ｱ) 計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ) 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

（注）工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法（構内舗装、防漏処理集水池等）について記入すること。

（5）畜産施設用地造成整備計画

ア 計画基本方針

（造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ 全体計画

整備予定地	事業計画			内 容
	事業量	単価	事業費	
	ha	千円/ha	千円	
計				

（注）用地面積は平面分のみでなく、法面を含むものとして記入すること。

ウ 施設用地配置計画

（模式図により施設の配置を示す。）

（6）道路整備計画

ア 計画基本方針

（下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記入すること。）

イ 全体計画

路線名	事業計画			復員（有効）	構造	主要構造物			既存道路との連絡	備考
	事業量	単価	事業費			橋梁				
幹線　号 ： 支線　号 ：		千円	千円	m		ヶ所				うち改修部分は○○道
計　幹線条 支線条										

（注）改修する部分がある場合は、（ ）書きで内数として記入すること。また備考には市町村道、林道等の別を記入すること。

ウ　路線配置図

（模式図により、既存道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道府県道、市町村道の種別延長等を示すこと。）

（７）用排水施設整備計画

ア　計画基本方針

（用排水計画に係る基本的事項についての考え方を記入すること。）

イ　計画用排水系統図

（模式図により、既設の幹線用排水路との関係、既設及び計画の用排水路（施設）の名称、関連用地銘（施設、草地等）等を付記すること。

用排水路名	構造	単位排水量	関連用地	事業計画			管理予定者	備考
				延長	単価	事業費		
用水路		㎥/sec		m	円/m	千円		
計								
排水路								
計								

（注）１　構造の欄には、用水路の場合は、導入する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設（浄水、消毒施設等）を付設する場合はその型式を併せて記入すること。また、排水路の場合は、水路の種類（保護水路、コルゲートＵ字フレーム水路、コンクリート水路等）規格及び枡の種類（合流枡、落差枡、減勢枡等）について記入し、排水路等の構造図を添付すること。

２　関連用地の欄には、この事業により造成整備される畜産施設用地、家畜排せつ物土地還元施設用地、草地等の別を記入すること。

３　備考の欄には、計画給水量（㍑／日）及び単位排水量の算定根拠を記入すること。

（８）隔障物整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	事業量	木戸の数	柵　柱			張　線		受益面積	受益頭数	単価	事業費
			種類	規格	間隔	種類	段数				
	m	ヶ所			m			ha	頭	円/m	千円
計											

（９）移転跡地復元整備計画

ア　計画基本方針

（復元整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	現況	整備内容	整備後の用途	管理予定者	備考
	㎡	円/㎡	千円					

計								

（注）１　現況の欄には、畜舎敷地、ラグーン等、現況の利用内容を記入すること。
　　２　整備内容の欄には、埋め戻し、整地、施設取り壊し等を記入すること。

(10) 周辺環境基盤整備計画

ア　環境保全基盤造成整備計画

(ｱ) 環境保全林造成整備計画

a　計画基本方針

（造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

b　用地造成整備計画

造成整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	㎡	千円/10a	千円		
計					

（注）工法等の欄には、造成工、整備工等の工法、植栽床の保護枠（ブロック、石組み、法面等）について記入すること。

c　植栽計画

整備予定地	植栽面積	植栽本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、列数、樹高等	備考
	㎡	本	千円/㎡	千円			
計							

(ｲ) 緑地帯造成整備計画

a　計画基本方針

（造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

b　全体計画

造成整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	管理予定者	備考
	㎡	千円	千円			

注）工法等の欄には、緑地化する方法（芝張り、種子の播種、種苗の移植等）、植物名、単位当たり播種量又は移植量を記入すること。

(ｳ) 広場、浄化池等造成整備計画

a　計画基本方針

（造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

b　全体計画

造成整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
		㎡	千円	千円			
計							

（注）施設名の欄には、広場、浄化池の別を記入すること。

(ｴ) 花壇、構内舗装造成整備計画

a　計画基本方針

（造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

b　全体計画

造成整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
		㎡	千円	千円			
計							

（注）施設名の欄には、広場、浄化池の別を記入すること。

イ　交流基盤造成整備計画

(ｱ)　計画基本方針

（造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ)　全体計画

造成整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
		㎡	千円	千円			
計							

（注）施設名の欄には、ふれあい農園、ふれあい牧場、広場等の別を記入すること。

5　利用施設整備事業計画

（1）家畜排せつ物処理施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t	戸	ヶ所台	千円/ヶ所・台	千円		
計									

（注）1　施設・機械名の欄は、一般施設（一般処理施設、中核処理施設及び小規模処理施設）、地域有機質残さ等一体高度処理施設、エネルギー等副産物利用処理施設、家畜排せつ物運搬等機械の別を記入すること。

2　地域有機質残さ等一体高度処理施設については、市町村が樹立する一般廃棄物処理計画書を添付すること。

3　エネルギー等副産物利用処理施設については、エネルギー等副産物の利用計画書を添付すること。

（2）地域有機質残さ飼料化施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
	ヶ所	千円	千円			

計						

（注）内容欄には、原料となる地域有機質残さの名称及び製品化される飼料名等について記入すること。

（３）水質汚染防止施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

（４）バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

（５）たい肥土壌分析施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
	ヶ所	千円	千円			
計						

（注）内容欄には、分析対象、分析方法等について記入すること。

（６）水分調整資材収集製造施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
	ヶ所	千円	千円			

計						

（注）内容欄には、水分調整資材の名称等について記入すること。

（7）サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

（注）都道府県が樹立する処理計画書を添付すること。

（8）電気導入施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	構造・型式・規模等	事業費	利用施設	備考
		千円		
計				

（注）利用施設の欄には、当該施設により電気を導入し利用する施設名（家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設等）を記入すること。

（9）その他施設整備計画

ア　農機具庫整備計画

(ｱ)　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ)　全体計画

整備予定地	農機具の種類	構造	規模	単価	事業費	管理予定者	備考
			棟、㎡	千円	千円		
計							

（注）構造の欄には、木造、鉄骨等の別等について記入すること。

イ　家畜保護施設整備計画（環境移転に限る）

(ｱ)　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ) 全体計画

整備予定地	飼養家畜	構造	規模	飼養頭数	単価	事業費	管理予定者	備考
			棟、㎡	頭	千円/㎡	千円		
計								

（注）１　飼養家畜の欄には、畜種の別、繁殖、育成、肥育等の別を記入すること。
２　構造の欄には、平屋、２階建て等の別、木造、鉄骨等の別、無窓、開放等の別等について記入すること。
３　飼養頭数の欄には、飼養する実頭数を記入すること。

ウ　周辺環境施設整備計画

(ｱ) 環境保全施設整備計画

a　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

b　全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
			千円	千円			
計							

（注）施設名の欄には、休憩所、便所等の別を記入すること。

(ｲ)　交流施設整備計画

a　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

b　全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
			千円	千円			
計							

（注）施設名の欄には、休憩所、便所等の別を記入すること。

6　家畜排せつ物処理施設の建設単価調査

地区名：

施設名			処理施設の種類	処理方式	処理対象頭羽数							年間処理量(t)
市町村名	団地名	管理者名			肥育豚換算頭数	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ﾌﾞﾛｲﾗｰ	馬	
			堆肥舎	ローダーによる攪拌								

柱の種類	屋根形式	送風の有無	軒高(m)	柱芯面積(㎡)	建築費（工事費、千円）			㎡当たり単価(千円/㎡)	備考(特筆点)
					計	建築工事費 A	機械施設等工事費 B		
木造	片流れ	無	4.8					39	

（注）１　表中の文字、数値は記載例

2　建築工事費Aは、設計費、基礎工事費、上屋工事、内装、外装工事及び電気配線工事等で、諸経費、消費税を含む。
3　機械施設等工事費Bは、処理施設の建築物に付帯する機械購入及び機械の設置に係る諸経費とする。

7　施設運営収支計画

地区名：

科　目			金額	変動費	固定費	備　考
歳入	堆肥販売 ふん処理料 尿処理料 堆肥運搬料 堆肥散布料 その他処理料 組合員負担金 助成金 雑収入					
	計					
歳出	直接運営費	水分調整材 その他原材料 燃料費 薬品費等 包装資材費 労務費 水道光熱費 販売促進費 検査料 その他				
		計				
	運営管理費	修繕費 消耗品費 通信費 保険料 租税公課 維持管理費 減価償却費 借地代 リース代 雑費				
		計				
	管理費	役員報酬 共通管理費 借入償還金(利子含む) 法人税・住民税等				
		計				
	合計					
収支						

（注）1　固定費とは、堆肥販売額等の売上高に関係なく常に一定して生じる費用であり、変動費とは売上高に応じて減少する経費
2　全ての項目について固定費か変動費かを区分し、当該欄に○を記入すること。また、計の行にはそれぞれの合計を記入すること。
3　地区が団地に区分されるときは、団地ごとに作成すること。

第２節　草地畜産活性化事業

１　実施計画概要表

別紙様式３

２　事業費総括表

地区名：

整備項目			単位	全体事業		各年度事業	
				事業量	事業費	事業量	事業費
工事費	１ 基本施設整備事業						
		(1)草地造成改良 (2)草地整備改良 ・ ・ ・					
		小計					
		測量設計費 用地費及び補償費					
		小計					
	合計						
	２ 利用施設整備事業						
		(1)草地景域活用活性化施設整備 (2)家畜排せつ物処理施設 ア たい肥舎 イ 発酵処理施設 ウ 尿溜(曝気槽を含む) ・ ・ ・					
		小計					
		測量設計費 用地費及び補償費					
		小計					
	合計						
事業費合計							

(注)　１　単位の欄には、計画内容を反映した単位を記載すること。

２　事業量の欄は、箇所数と単位に対応する数値をそれぞれ記入すること。

３　各年度事業の欄は、第１年度から最終年度まで区分し、それぞれ記入すること。

４　地区が団地に区分されるときは、各年度事業の欄を団地別事業に置き換えた表を作成し添付すること。

３　基本施設整備事業計画

（１）草地造成改良計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（１）で規定した様式等を準用する。

（２）草地整備改良計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（２）で規定した様式等を準用する。

（３）野草地整備改良計画

ア　計画基本方針

（注）工法の採用理由等について簡潔に記入すること。

イ　全体計画

(ｱ)　野草地整備改良

整備予定地	整備面積 野草地	立木等の除伐						隔障物除去			耕起整地			土地改良資材散布及び牧草種子播種		
		樹種	樹齢	本数	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
	ha				ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円

土壌改良資材								牧草種子				雑費計	事業費計
石灰質資材				燐酸質資材									
種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	品種	数量	事業費		
	t	t	千円		t	t	千円			kg	千円	千円	千円

(ｲ)　家畜排せつ物土地還元農用地整備改良

整備予定地	家畜排せつ物土地還元農用地整備改良面積	排根線除去			障害物除去			起伏修正			区画整理			耕起整地		
		面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
	ha	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円

土壌改良資材								雑費計	事業費計
石灰質資材				燐酸質資材					
種類	数量	ha当り	事業費	種類	数量	ha当り	事業費		
	t	t	千円		t	t	千円		千円

（４）牧野樹林整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	新設・改良別	規格	事業量	単価	事業費	改良の場合の主な内容	備考

（５）水質浄化林・浄化水路造成整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（４）のアで規定した様式等を準用する。

（６）草地景域活用活性化施設用地造成整備計画

ア　牧場広場、生態環境保全・展示園等造成整備

(ｱ)　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ)　用地造成整備計画

造成整備予定地	供用する施設名	事業量	単価	事業費	内容及び必要性
		ha	千円/ha	千円	

（注）１　用地面積は平面分のみではなく法面を含むものとする。

２　供用する施設名の欄には、牧場広場、生態環境保全・展示園等の別を記入すること。

(ｳ)　施設用地配置設計図

（注）　模式図により施設の配置を示す。

イ　遊歩道造成整備計画

(ｱ)　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ)　用地造成整備計画

造成整備予定地	事業量	単価	事業費	幅員	構造	主要構造物	連絡する既存道路	管理予定者	備考
	m	千円/ha	千円	m					
計									

（注）１　構造の欄には、砂砂利、アスファルト舗装、コンクリート舗装等の別を記入すること。

２　主要構造物の欄には、橋梁のカ所数、道柵の延長等について記入すること。

３　備考欄に新設、既存道路の別を記入すること。

（７）施設周辺環境基盤整備計画

ア　環境保全林造成整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（10）のアの(ｱ) で規定した様式等を準用する。

イ　緑地帯造成整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（10）のアの(ｳ) で規定した様式等を準用する。

ウ　花壇、構内舗装等造成整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（10）のアの(ｴ) で規定した様式等を準用する。

（８）家畜排せつ物土地還元施設整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（３）で規定した様式等を準用する。

（９）用排水施設整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（７）で規定した様式等を準用する。

(10) 防災施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	種類	規模	事業量	単価	事業費	関連団地	備考
		ヶ所、基	㎡, ha	千円	千円		

(11) 道路整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（６）で規定した様式等を準用する。

４　利用施設整備事業計画

（１）草地景域活用活性化施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	施設名	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
					千円	千円		

（注）備考欄には、当該施設を整備する目的、必要性、効果等について記入すること。

（２）家畜排せつ物処理施設整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の５の（１）で規定した様式等を準用する。

（３）電気導入施設整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の５の（８）で規定した様式等を準用する。

（4）隔障物整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（８）で規定した様式等を準用する。

（5）家畜保護施設整備計画

ア　計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ　全体計画

整備予定地	施設名	新設･改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

（注）付帯する施設は、内数で上段（　）内に搾乳・牛乳処理施設、給餌用施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

（6）飼料調製貯蔵施設整備計画

ア　計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ　全体計画

整備予定地	施設名	新設･改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

（7）衛生管理施設整備計画

ア　計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ　全体計画

整備予定地	施設名	新設･改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

（8）放牧馴致施設整備計画

ア　計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ　全体計画

整備予定地	施設名	新設･改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

（９）牧場用機械施設整備計画

ア　牧場用機械導入計画

(ｱ)　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ)　全体計画

機械名	規格形式	所要数量			年間作業計画		単価	事業費	管理予定者	備考
		既存	新規	計	主な作業	稼働日数				
		台	台	台		日	千円/台	千円		

イ　牧場用機械施設整備計画

(ｱ)　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ)　全体計画

整備予定地	施設名	構造	規模	数量	利用者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
					戸	ヶ所・台	千円/ヶ所・台			

(10) 防護柵整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	新設・改良	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
				m	千円/m	千円		

５　草地景域活用活性化施設の管理経営計画

（１）管理経営の基本方針

（注）草地景域活用における管理経営の基本方針を簡潔に記入すること。

（２）施設管理計画

（注）草地景域活用における施設の運営管理及び経営方法を具体的に記入すること。

第３節　新技術活用地域環境改善モデル事業

１　実施計画概要表

別紙様式３

２　事業費総括表

地区名：

整備項目			単位	全体事業		各年度事業	
				事業量	事業費	事業量	事業費
	１　基盤施設整備事業						
		(1)草地造成改良 (2)草地整備改良 ・ ・ ・					
		小計					
		測量設計費 用地費及び補償費					
		小計					
		合計					
	２　利用施設整備事業						
		(1)臭気対策施設 ア家畜飼養管理施設 イ家畜排せつ物処理施設 (ｱ)たい肥舎 (ｲ)発酵処理施設 ・ ・ ・					
		小計					
		測量設計費 用地費及び補償費					
		小計					
		合計					
	３　新技術導入円滑化費						
事業費合計							

（注）１　単位の欄には、計画内容を反映した単位を記載すること。

２　事業量の欄は、箇所数と単位に対応する数値をそれぞれ記入すること。

３　各年度事業の欄は、第１年度から最終年度まで区分し、それぞれ記入すること。

４　地区が団地に区分されるときは、各年度事業の欄を団地別事業に置き換えた表を作成し添付すること。

３　処理のフローチャート附表１

脱臭施設の概要　　附表２

４　基本施設整備事業計画

（１）草地造成改良計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（１）で規定した様式等を準用する。

（２）草地整備改良計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（２）で規定した様式等を準用する。

（３）家畜排せつ物還元農用地造成整備計画

ア　計画基本方針

（工法の採用理由等について簡潔に記述すること。）

イ　全体計画

団地名	家畜排せつ物還元農用地整備改良面積	区画整理			排根線除去			起伏修正			障害物除去			耕起整地			土壌改良資材散布及び牧草種子播種		
		面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
		ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円
計																			

有機質資材				土壌改良資材								牧草種子				雑費計	事業費計
				石灰質資材				燐酸質資材									
種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	品種	数量	事業費		
	t	t	千円		t	t	千円		t	t	千円			kg	千円	千円	千円

（４）臭気対策施設用地造成整備計画

ア　計画基本方針

（造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	事業計画			内　容
	事業量	単価	事業費	
	ha	千円/ha	千円	
計				

（注）用地面積は平面分のみでなく、法面を含むものとして記入すること。

ウ　施設用地配置計画

（模式図により施設の配置を示す。）

（５）（４）に附帯する施設の整備計画

（６）用排水施設整備計画

第１節「資源リサイクル事業」の４の（７）で規定した様式等を準用する。

（７）雑用水施設整備計画

ア　計画基本方針

イ　事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費		
		頭	m^3		ヶ所	千円		ヶ所	千円		ヶ所	千円		ヶ所	千円	千円	

（８）防災施設整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

第２節「草地畜産活性化事業」の３の（10）で規定した様式等を準用する。

５　利用施設整備事業計画

（１）臭気対策施設整備計画

ア　家畜飼養管理施設整備計画

(ｱ) 計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ) 全体計画

整備予定地	施設名	新設改良	構造	規模	改良の場合の主な内容	畜舎等主たる施設			付帯施設単価				事業費計	管理予定者	備考
						数量	単位	事業費	内容	数量	単価	事業費			
							千円	千円			千円	千円			

イ　家畜排せつ物処理設施設備計画

(ｱ) 計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

(ｲ) 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t	戸	ヶ所台	千円/ヶ所・台	千円		

計									

（注）１　施設・機械名の欄は、施設、家畜排せつ物運搬等機械の別を記入すること。

ウ　臭気対策施設の概要

脱臭方式	施設・機械名	構造型式	処理能力	資材・薬剤	通気装置	型式台数	設定通気量	モータ出力	送気配管
					ヶ所	千円/ヶ所・台			
計									

新たな脱臭技術について記述

（２）（１）に附帯する施設の整備計画

ア　計画基本方針

（整備の必要性と基本的考え方について記入すること。）

イ　全体計画

整備予定地	構造･型式･規模等	事業費	利用施設	備考
		千円		
計				

（注）利用施設の欄には、当該施設により電気を導入し利用する施設名（家畜飼養管施設、家畜排せつ物処理施設等）を記入すること。

6　新技術導入円滑化事業計画

（１）計画基本方針

（２）全体計画

事業計画･		内　　容	備考
事業費	対象団地名	（研修、データ収集･分析及び指導の内容並びに回数）	
千円			

7　臭気対策施設の建設単価調査

第１節「資源リサイクル事業」の７で規定した様式等を準用する。

8　家畜排せつ物処理施設運営収支計画

第１節「資源リサイクル事業」の８で規定した様式等を準用する。

第６章　事業参加予定者等

第１節　事業参加予定者総括表

区　分		参加農家数(戸)	うち移転農家(戸)
畜産農家	酪農		
	肉用牛		
	養豚		
	採卵鶏		
	ブロイラー		
	その他(畜種名)		
耕種農家			
計			

（注）事業参加予定者に農地所有適格法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること

第２節　事業参加予定者個別明細表

事業参加者名	経営類型	現経営所在地	事業完了後経営所在予定地	事業参加内容		肥育豚換算頭数	管理農地		家畜排せつ物処理の現状	備考
				基盤整備	施設整備		種類	面積(ha)		
計										

（注）１　経営類型の欄には、酪農、肉用牛繁殖、養豚一貫、稲作当と記入する。
２　現経営所在地及び事業完了後経営所在地の欄には、経営の基幹となる施設等の所在地を地番まで記入すること。
３　事業参加内容の欄には、参加する事業内容（草地造成、飼料畑整備、家畜排せつ物処理施設整備等）及び事業量を記入すること。なお、共同利用施設の場合は、○○、△△／×（○○：事業内容、△△：事業量、×：参加者数、(例)家畜排せつ物処理施設、２００㎡／３）と記入すること。
４　管理農地とは、事業参加者が所有または使用権を持っている農地で、その種類の欄には、草地、飼料畑、水田等と記入すること。
５　家畜排せつ物処理の現状欄には、自己堆肥化、堆肥センター利用などと記入すること。

第３節　受益見込面積

草地畜産活性化の場合は作成の必要がない。

１　総括表

市町村名	受益面積(㎡)		
	基盤整備費関係	施設整備費関係	計

（注）次の２及び３から転記することとし、施設整備費の欄には基盤整備費と重複しない面積のみを記入すること。

２　基盤整備費に係る受益面積

受益地の所在地	受益面積(㎡)	受益内容(㎡)							
		草地等の造成整備	家畜排せつ物土地還元施設の整備	水質浄化林･浄化水路の整備	浄化池、汚水処理池の整備	畜産施設用地の造成整備	道路の造成整備	移転跡地の復元整備	環境保全林の造成整備
計									

受益内容(㎡)							
緑地帯の造成整備	遊歩道の造成整備	広場、浄化池等の造成整備	花壇、構内舗装等の造成整備	交流基盤の造成整備	家畜排せつ物処理基幹施設整備		

（注）１　受益地について１筆ごと（まとまりがある受益内容が同じ土地は、ひとまとめにしても差し支えない。）にその面積を記入し、受益内容欄の該当する全てにその面積を記入すること。

２　１筆の土地のうちの一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を受益内容の欄に記入すること。

３　市町村ごとに小計を作成すること。

３　施設整備費に係る受益面積

受益地の所在地	受益面積	左のうち基盤整備費の受益を受けない面積	関係する家畜排せつ物処理施設の所在地
	㎡	㎡	

（注）１　基盤整備費の受益を受けない面積とは、２の基盤整備費に係る受益面積に算入されない面積をいう。

２　関係する家畜排せつ物処理施設とは、その受益地に還元される家畜排せつ物を処理する施設をいう。

第７章　事業費負担計画等

第１節　事業費負担区分

区分		事業費	負担率				負担額				備考
			国	県	市町村	受益者	国	県	市町村	受益者	
基盤整備	工事雑費等	千円	％	％	％	％	千円	千円	千円	千円	
	小計										
施設整備	工事雑費等										
	小計										
事業費計											
付帯事務費											
合計											

（注）１　区分の内容は、要綱別表第５の１又は２の区分により行うこと。
　　２　工事雑費等とは、工事雑費及び一般管理費とする。
　　３　市町村により補助率が異なる場合は、市町村別に作成し総括表を付すること。

第２節　経営体別負担額

経営体名	所要投資額			受益者負担額			備考
	基盤整備	施設整備	計	基盤整備	施設整備	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計							

（注）所要投資額は、受益者負担に係る事業種目のみを記入する。

第３節　資金計画

経営者別	制度別	償還条件					償還額			備考
		資金の種類	借入元金	据置期間	利率	年賦金利	年償還額	最大年償還額	平年償還額	
	農林漁業金融公庫資金						千円	千円	千円	
	農業近代化資金									
	農業改良									

	資金									
	○○○									
計										

（注）最大年償還額、平年償還額は、経営者別に計の欄のみ記入すること。

第８章　事業効果

都道府県名：
地区名：
事業実施年度：

1　費用便益比の総括

区　　分	数　　値
総費用　①	千円
評価期間（当該事業の工事期間＋20 年又は 40 年）　②	年
総便益　③	千円
総費用総便益比　③÷①	

2　費用便益費の内訳

			総費用										総便益		
経過期間	年度	割引係数 (1＋割引率) (x)	初期投資額 (建設費等) (i)	再建設費(cr) 計	○○	○○	○○	○○	事業開始時点の既存施設の資産価額 (α)(道路・水利施設等)	評価期間最終年での施設の資産価額 (β)	年費用	年費用現在価値	年便益	年便益 (現在価値)	備考
①		②= (1+0.04)^①	③	④=ア＋イ＋ウ＋エ	ア	イ	ウ	エ	⑤	⑥	⑦＝③＋④＋⑤＋⑥	⑧=⑦/②	⑨	⑩=⑨/②	
－	H														評価年
1	H														
2	H														
3	H														
4	H														
5	H														
－	H														
合計															

第９章 添付資料

１ 添付図

（１）位置図

基　図： 国土地理院発行の地形図（1/50,000）

記入事項： 地区界、草地の造成整備、家畜排せつ物土地還元施設の整備、水質浄化林・浄化水路の造成整備、浄化池、汚水処理池の整備、畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備、畜産施設用地の造成整備、道路の整備、用排水施設の整備、隔障物の整備、移転跡地の復元整備、環境保全林の造成整備、緑地帯の造成整備、広場、浄化池の造成整備、花壇、構内舗装等の造成整備、交流基盤の造成整備、家畜排せつ物処理施設の整備、地域有機質残さ飼料化施設の整備、水質汚染防止施設の整備、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設の整備、たい肥土壌分析施設の整備、水分調整資材収集製造施設の整備、サイレージ用ラップ廃棄物処理施設の整備、電気導入施設の整備、農機具庫の整備、家畜保護施設の整備、環境保全施設の整備、交流施設の整備、土地利用円滑化等事業実施の位置及び範囲

（２）計画概要図

基　図： 地区全体が一葉の図面に入るような縮尺の図面（1/10,000～1/25,000）

記入事項： 位置図の記入事項を必要に応じて細分（草地等の造成整備にあっては草地造成、飼料畑造成、水田整備等に細分し、団地（施設）の名称又は番号を附してその実施位置、範囲を記入するとともに、事業参加者の所在地（移転農家にあっては移転前後両方の位置）を畜産農家（畜種別 乳用牛：緑、肉用牛：黄緑、豚：橙、鶏：赤）と耕種農家（黄）に色分けした○印で記入する。また、受益地について斜線等により明示する。さらに、環境負荷脆弱地域のうち、水道水源の上流域に該当する場合は、水道水源の位置を記入すること。クリプトスポリジウム等の病原性微生物が確認された河川等に流入する区域に該当する場合は、当該河川等を示すこと。

（３）計画平面図

基　図： 原則として 1/5,000

記入事項： 計画概要図と同じ

２ 積算資料及び参考資料等

（１）計画策定の基礎資料

（２）施設等の積算設計計算書及び設計図

（３）第７の３の（４）のオに該当する場合、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の４第１項に規定する市町村計画又はこれに準ずる地域の家畜飼養頭羽数に関する計画

（４）第７の３の（４）のカに該当する場合、以下の資料

・地域畜産の発展を図る取組計画

・整備する家畜排せつ物処理施設の経済合理性についての説明資料

（５）畜産由来窒素産出量の計算書（畜産高密度地域においてエネルギー等副産物利用処理施設整備を行う場合に限る。）

（６）その他参考資料

別記様式５

事業実施計画変更手続報告書

番　　号

年　月　日

地　方　農　政　局　長　殿
（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長）
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都　道　府　県　知　事

畜産環境総合整備事業（○○事業）△△地区の事業計画について、畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき、下記のとおり変更したので報告します。

記

注）事業実施計画概要表及び変更の内容を記入した書類を添付すること。
なお、その記載は二段書きとし、変更前を上段（　）書きとすること。

別記様式６

畜産環境総合整備事業完了報告書

番　　号

年　月　日

地　方　農　政　局　長　殿
（北海道にあっては農林水産省畜産局長）
（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）

都　道　府　県　知　事

畜産環境層総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき、下記地区に係る畜産環境総合整備事業（○○事業）が完了したことを報告します。

記

地区名	関係市町村	事業主体	受益面積	事業費	実施期間	摘要
					年度 ～ 年度	

運用４（農道整備事業）

第１　事業内容

１　対象地区

（１）　本事業は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとする。

（２）　広域営農団地農道整備事業及び基幹農道整備事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、広域営農団地農道整備事業及び基幹農道整備事業以外の事業は、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

２　事業メニュー

本事業は、農道整備事業並びにこれと併せ行う用地整備事業、駐車場整備事業、ライフライン収容施設整備事業及び生態系保全施設整備事業とし、事業の内容は次のとおりとする。

（１）　農道整備事業

ア　広域営農団地農道整備事業

広域営農団地農道整備事業とは次のとおりとする。

（ア）　広域営農団地農道型

広域営農団地育成対策の一環として、広域営農団地における農道網の基幹となる農道の整備

（イ）　中山間活性化ふれあい支援農道型

中山間・都市ふれあいの郷づくり連携対策実施要綱（平成９年４月１日付け９構改Ｃ第 136 号農林水産事務次官依命通知）の第２の１に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画及び都道府県が策定する「中山間活性化・都市交流促進モデル事業計画」に位置付けられた農道であって、中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進すると認められるものの整備

イ　基幹農道整備事業

ア、ウ及びエ以外の農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備

ウ　一般農道整備事業

ア、イ及びエ以外の農道の整備であって次のとおりとする。

（ア）　一般農道の整備

（イ）　経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第４条第１項の規定に基づき指定

された野菜指定産地（以下この別紙においては「野菜指定産地」という。）における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下この別紙においては「野菜指定産地における畑地帯」という。）、田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下この別紙においては「田畑輪換を行う水田地帯」という。）又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の４第１項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備

（ウ）　自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域又は、少なくとも一つが、林野率が 50 パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の１以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50 パーセント以上を占める地域に含まれる農業集落を結ぶ農道の整備又はこれと併せ行う附帯整備

エ　農道保全対策事業

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって次のとおりとする。

（ア）　点検診断事業

施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び保全対策計画の策定

（イ）　保全対策事業

①　施設機能保全対策

老朽化等により機能低下した施設の修繕、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事

②　交通安全及び物流効率化対策

交通の円滑化及び安全確保の観点から必要な防護柵の整備、交差点の改良、歩道、自転車道及び横断歩道橋の整備、踏切、標識及び照明施設の整備、積雪寒冷地域対策工の整備、路面（路体、路床及び路盤を含む。）の改良、勾配及び線形の改良並びに駐車場、ライフライン収容施設及び農業多目的広場の整備

③　環境保全対策

農道とその周辺環境の調和を図るための修景施設（農道沿道の並木、花壇等の施設用地、芝生、照明施設、農道の管理用として設置する遊歩道等を含む。）、農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止施設の整備

（ウ）　緊急対策事業

供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置

（エ）　都道府県知事は、第１の３の（１）のエの（ア）の事業を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた個別施設計画を作成するものとする。

（２）　用地整備事業

（１）のアからウまでの事業と併せ行う施設用地の整備であって、当該農道に隣接する土地（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下同じ。）又は半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙においては「振興山村等」という。）に限る。）、当該農道工事における土取場又は土捨場を活用して用地整備を行うもの。

（３）　駐車場整備事業

（１）のアからウまでの事業と併せ行う駐車場の整備であって、当該農道に隣接する土地（振興山村等に限る。）、当該農道工事における土取場又は土捨場を活用して整備を行うもの。

（４）　ライフライン収容施設整備事業

（１）のアからウまでの事業と併せ行う農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、ガス供給施設、電線、電話線等の公共施設の埋設工事に伴う不経済な農道の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための地下利用施設であって、農道の整備と一体的に整備を行うもの。

（５）　生態系保全施設整備事業

（１）のアからウまでの事業と併せ行う当該農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止柵等の施設であって、農道の整備と一体的に整備を行うもの。

３　事業計画

第１の２の（１）の事業の事業計画は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他土地改良事業に関する法令及び通知の規定に従い、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。ただし、第１の２の（１）のウの（ウ）及びエの事業についてはこの限りではない。

第２　事業の実施

1　交付要件

農道整備事業実施要綱（昭和52年４月16日付け52構改Ｄ第239号）に基づき平成21年度以前に採択され着手していること。

2　事業計画の変更

次の（１）及び（２）のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、採択され着手している区間を超える事業計画の変更を行うことはできない。

（１）　広域営農団地農道整備事業、基幹農道整備事業及び一般農道整備事業

ア　当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が10ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ　主要工事計画については、土地改良法施行規則第 38 条の２等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件（平成18年９月25日農林水産省告示第1272号。以下この別紙において「告示」という。）第１号の（３）のイの（ア）及び（イ）に掲げる変更

ウ　事業費であって告示第２号に規定されているものについての変更

（２）　農道保全対策事業

ア　当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が10ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ　主要工事計画の著しい変更

ウ　物価又は労賃の変動によるものを除く主要工事計画に係る事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

（３）　都道府県知事は、（１）又は（２）の計画変更を行ったときは、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長）にその旨を報告するものとする。

3　その他

（１）事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

（２）本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第191号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第３　助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおり。

1　純工事費
2　附帯工事費
3　測量設計費
4　船舶機械器具費
5　用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く。）

第４　経過措置

1　平成 21 年３月改正による廃止前の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱（昭和 41 年４月 23 日付け 41 農地Ｄ第 772 号農林水産事務次官依命通知）第２の２の団体営事業として実施され、平成 23 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

2　農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知)別紙１のタ農道整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成 23 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

3　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号）別表１のセ農道整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

附則

農道整備事業については、平成 22 年度からは、経過措置として既に国に事業計画が採択されて着手済みの農道に限定し整備を行うこととし、本運用については、その完了の翌年度に効力を失うこととする。

別紙４－２（農村整備に係る取扱い）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の（２）の①のアの(ｴ)に掲げる農村整備に係る取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、別紙 4-1 及びこの別紙本文並びに取扱い１及び取扱い２に定めるところによる。

取扱い１（農村集落基盤再編・整備事業）

第１　事業の内容

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、実施要領別紙 4-1 運用１（以下この別紙において「運用」という。）の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。

１　農業生産基盤整備事業

（１）運用別表の事業内容のうち「これに準ずる施設」とは、保全管理区域における農業用用排水施設整備事業にあっては排水路工、農道整備事業にあっては管理用道路とする。

（２）農道整備事業

農道橋等の保全対策については、農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設（以下この別紙において「農業農村施設」という。）の再編に必要なものであって、運用別表区分の欄２の事業種類の欄(17)と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るものであって、以下の条件に適合するものとする。

ア　原則として、整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施されているもので、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。

イ　１箇所当たりの事業費は 40 万円以上とする。ただし、点検診断についてはこの限りではない。

（３）ほ場整備事業

自然環境や生態系の保全に配慮した整備を総合的に実施する場合にあっては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体で地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。

（４）農用地開発事業

農地環境整備型において実施する場合にあっては、水田の地目転換を行う事業とする。

（５）暗渠排水事業

本事業で実施する暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図る

ことが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。
　なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

（６）農用地の改良又は保全事業
　保全管理区域において実施する場合にあっては、承水路工、法面保護工等とする。

２　農村生活環境整備事業
（１）農業集落道整備事業
ア　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第３条第１号から第３号までに掲げる道路及び同条第４号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。
イ　幹線市町村道以外の市町村道と路線（あるいは区間）が重複する場合は、道路法第 24 条の規定に基づく工事として実施するものとする。
　また、本事業の施行により、当該農業集落道が幹線市町村道以外の市長村道となる見込みのものについては、あらかじめ当該農業集落道に関する工事の設計、事業計画等について道路管理予定者と協議するものとする。
ウ　農業集落道の事業計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局の協議調整を了するよう努めるものとする。
エ　道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設及び周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。
オ　修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。
カ　当該施設を整備する場合に当たっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

（２）営農飲雑用水施設整備事業
　家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。
ア　受益戸数おおむね 10 戸以上の施設とする。ただし、末端受益は２戸以上とする。
イ　営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。
ウ　人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。

（３）農業集落排水施設整備事業
ア　農業集落内の排水路等の新設又は変更の事業で共同利用に係るものとする。
イ　当該施設を整備するに当たっては、深場、幅広水路、蛍ブロック、魚巣ブ

ロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。

ウ　河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第４条及び第５条に規定する１級河川及び２級河川に係る改良工事は、本事業の対象としないものとする。ただし、やむをえず１級河川又は２級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続きを踏み、あらかじめ事業主体が河川管理者に協議して許可の見通しがたった後に計画するものとする。

エ　河川法の規定による準用河川に係る農業集落排水施設の整備を計画する場合には都道府県知事経由の段階において都道府県の河川管理担当部局と農林担当部局との間で、あらかじめ十分協議するものとする。

オ　砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第２条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条及び第４条に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第３条に規定され急傾斜地崩壊危険区域に係る農業集落排水施設の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

（４）農業集落防災安全施設整備事業

（３）のオに掲げる区域に係る農業集落防災安全施設の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

（５）用地整備事業

次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。

ア　農林水産省所管事業に係る助成又は融資の対象となっている施設であって、本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地

イ　地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地

ウ　過疎地域の自立的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第 19 号。以下「過疎法」という。）第８条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

エ　市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地

オ　防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

カ　がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

（６）活性化施設整備事業

ア　農業・農村の活性化を図るための施設で、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理や地域保全活動の拠点として交流、集会、実習、普及展示その他の文化活動等多目的に利用する施設及びこれらに附帯する駐車場、植生等の施設の整備の事業とする。

なお、新たに施設の整備を行う場合は、事業地区内の既存施設の活用や他事業との合築を検討した上で、必要最小限にとどめるものとする。

イ　活性化施設は地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模のものとし、計画に当たっては関連事業との効率的な組み合わせを検討するものとする。特に、廃校等の有効活用できる施設が事業地区内にある場合には、当該施設を改築する等の工夫を積極的に行うものとする。

ウ　施設の主たる目的が農業生産活動、農業生産基盤の維持管理及び地域保全活動等の農業振興に関連するものとなるよう留意するものとする。

（７）地域農業活動拠点施設整備事業

ア　建物については、事業地区内の既存施設の有効活用を基本とし、新たに整備を行う場合についても既存施設の改築や他事業との合築を基本とする。

施設の新設については、必要最小限に止めるものとする。

イ　建物の整備規模は、延床面積でおおむね 500 平方メートル以内とする。

ウ　建物の整備については、別に定める基準を満たすものとする。

エ　用地の整備については、廃校の校庭、公共施設跡地等の改修を原則とし、かつ、用地取得費は事業対象としないものする。

オ　用地の整備の対象は、建物の整備と併せて行う場合にあっては敷地整備、駐車場、植樹、芝生等とし、用地の整備のみを行う場合にあっては整地、土留工、水飲場、便所、駐車場等とする。

（８）集落環境管理施設整備事業

ア　整備する施設は、家畜排せつ物又は農産廃棄物等の処理・再利用等の施設及びこれらに附帯する施設（敷地整備、構内整備、取付道路整備等）とする。

イ　対象資源及び生成物の取扱いは次のとおりとする。

①　処理、再利用等の対象は、農産廃棄物、家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ごみ等とする。

②　生ごみ又は家畜ふん尿を処理対象の過半とすることはできないこととする。

③　有機性資源の処理、再利用等の施設とは、高速堆肥化処理施設その他の堆肥化処理関連施設（たい肥舎、たい肥の成分分析に係る機器、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬等機械等）、ごみ燃料化施設（固形燃料化施設、炭化施設、ガス化施設等）等をいうものとする。

ウ　事業の実施により有機性地域資源等の循環利用等が行われ、持続的な農業の発展等に資するものとする。

エ　家畜排せつ物等をたい肥化する場合は、本事業を実施する市町村の農地（草地を除く）に、たい肥の過半を還元するものとする。

オ　家畜排せつ物又は農産廃棄物等の再利用等を行う場合には、関係者において循環利用に必要な体制を構築するものとする。

カ　有機性資源を取り扱う施設の整備に当たっては、大気の汚染、水質の汚濁、

騒音及び悪臭等の公害防止に十分留意するものとする。

（９）交流施設基盤整備事業

ア　農業振興活動及びこれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設（ベンチ、水飲み場、管理施設、便所、照明施設、植生、駐車場等）の整備を行う事業とする。

イ　５に定める計画等と連携を図り事業を実施する場合にあっては、農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設等の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修を行うことができるものとする。

(10) 情報基盤施設整備事業

ア　土地改良施設・集落排水施設等の維持管理に必要な遠隔監視システムの設置又は改造・更新及びこれに関係する情報の伝達に必要な通信線の整備とする。

イ　防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、アに掲げる施設に附帯するものであって、住民及び関係機関の間で緊急時の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造とする。

(11) 市民農園等整備事業

ア　市民農園又は集落農園の開設のために必要な用地、農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地の整備を行うものとする。

イ　附帯する施設の整備の対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。

ウ　保健休養施設の整備等高齢者・障害者の利用に資するための整備を実施できるものとする。

(12) 生態系保全施設等整備事業

ア　農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設とは、農村の自然環境を生物の生態系保全空間の拠点として整備するとともに、拠点をつなぐ生態系回廊として農業用用排水路、集落排水路、農道、集落道等を生態系に配慮した工法により整備し、自然環境ネットワークの形成を図るものとする。

イ　当該施設の整備に当たっては、リサイクルされた資源を利用した水質浄化のための農業用用排水路、農業用ため池等の施設、用排水路における除塵施設、自然環境に配慮した農業用用排水路及び農業用ため池等の施設の整備を実施できるものとする。

ウ　修景施設とは、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。

(13) 地域資源利活用施設整備事業

ア　農村地域の地域資源とは、農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び有機性資源とする。

イ　施設の整備は次のとおりとする。

①　農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等

②　農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設に地域資源

を供給する施設

③　ア及びイに付随して市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源を供給する施設

なお、附帯する施設の整備は上記②の施設の敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とする。

ウ　温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としないものとする。

(14) 施設補強整備事業

防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする。

(15) 施設環境整備事業

当該施設の整備にあっては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする。

(16) 歴史的土地改良施設保全整備事業

運用別表区分の欄２の事業種類の欄(16)の「緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、次の施設の整備を行うものとする。

ア　当該施設に関連する資料の収集・保管庫

イ　管理道及び駐車場

(17) 施設集約整備事業

以下に掲げる要件の全てに該当するものとする。

ア　撤去を行う施設の所有者が、運用第２に定める団体であること。

イ　撤去を行う施設の存する市町村が定める再編計画に基づいて実施される撤去であること。

ウ　撤去を行う農業農村施設の機能が、他施設に集約されること。

エ　撤去された農業農村施設の跡地において、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理又は地域保全活動等を目的とした利用が行われる見込みであること。

オ　施設の撤去跡地の整備の対象が、整地、土留め工等であること。

(18) 集落土地基盤整備事業

ア　非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号の農用地区域（以下この別紙において「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。

イ　アと一体的に整備することが重要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。

３　保全管理等事業

（１）運用の別表の事業内容のうち「耕作放棄地等に係る土地」とは、耕作放棄地等を従前の土地として非農用地区域内に換地された土地（保全管理区域内に換地されたものに限る。）、区画整理により創設された非農用地（耕作放棄地等を不換地又は特別減歩とし、それに見合う創設換地に係るものであって、保全管理区域内に創設されるものに限る。）又は保全管理区域内における耕作放棄地等とする。

（２）附帯事業

本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の移転については、移転後の施設配置計画の構想が施設の集団化及び土地利用の秩序化に資するものであること。

（３）用地整備事業

ア　運用の別表の事業内容のうち「農業近代化施設、公用・公共用施設」とは、次に掲げる施設とする。

①　農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設

②　地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善及び地域の活性化に資するために設置する公用・公共施設

イ　耕作放棄地等に係る土地を森林等として利活用するために必要な用地の整備とは、不透水層の破砕、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置等とする。ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係わるものを除く。

（４）市民農園等整備事業

整備の対象は、市民農園開設のため必要な農用地（これと一体的に整備する必要のある周辺農用地を含む）、農園道、かん水施設及びこれに附帯する施設等（整地、植生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等）とする。

（５）生態系保全施設整備事業

運用の別表の事業内容に掲げる施設の整備内容は、次のとおりとする。

ア　「自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設」とは、石積み、瀬・淵、そだ、捨て石、柵工、動植物保全施設（導水路横断工、透水性道路工等）、動物保育施設（蛍ブロック、魚巣ブロック、巣箱、植樹帯等）、緩傾斜護岸、植生、湿地保全等とする。

イ　「附帯する施設」とは、整備した施設の保全・管理上必要な施設（巡回・管理用道路、安全施設、案内施設等）等とする。

（６）遊水池整備事業

整備として行う工事は、掘削、護岸工、流入・流出工等とする。

運用の別表のうち、「附帯する施設」とは、管理施設、安全施設、修景施設等とする。

４　農業生産基盤整備附帯事業

埋蔵文化財調査事業の対象は、運用別表区分の欄１の事業種類の欄（３）、（４）、（６）及び（７）又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる運用別表区分の欄１の事業種類の欄（１）、（２）及び（５）の区域で行う埋蔵文化財調査とする。

５　特認事業

（１）中山間地域総合整備型及び運用第３の２の（５）による事業の場合

地域の農業生産条件及び農村生活環境の改善又は農業・農村の活性化に資する施設等で、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）が特に必要と認める事業及び農村の総合的な振興を図る上で必要なものであって、都道府県の調整を踏まえ、農村振興の観点から地方農政局長等が特に必要と認める事業とし、特に緊急度が高く事業効果が顕著であると認められる農作業準備休憩施設等の整備を行うものとする。

（２）農地環境整備型の場合

耕作放棄地等の利活用を図ることが地域の農業生産条件の改善に資する等、特に緊急度が高く事業効果が顕著であると認められる次に掲げる事業とする。

ア　３の（３）から（６）までのもの以外のものであって地方農政局長等が特に認める事業

イ　実施要綱第２の１の（２）の①のアの（オ）に掲げる農業用水保全の森づくり事業に係る運用の第２の２の事業

６　２の(９)のイの計画等とは、次のとおりとする。

（１）国土保全緊急支援プロジェクト整備計画（国土保全対策プロジェクト事業実施要領（平成 10 年 12 月 11 日付け 10 構改Ｄ第 696 号）第２に基づく計画をいう。）

（２）農山漁村高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成７年４月１日付け７農蚕第 1840 号農林水産事務次官依命通知）別表１の４の（３）のイに基づく市町村農山漁村地域高齢化ビジョンをいう。）

（３）（１)及び(２)に掲げるもののほか、上記に準ずる地方公共団体が策定した計画

７　運用第１の３の「耕作放棄地」とは、おおむね過去２年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。

第２　実施要件

１　集落基盤再編型の農村生活環境整備事業のみ実施する場合にあっては、周辺農用地の整備が完了している又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。

２　運用第３の２の（５）、第３の３及び第３の４の（１）の「自然的、経済的、

社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域」及び「別に定める要件を満たす地域」とは、次のとおりとする。

（１）自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域

ア　次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

①　過疎法第２条第１項(同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項(同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

②　山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村

③　離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域

④　半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

⑤　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域

⑥　棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ　運用第３の２の（５）及び第３の３においては、アに準ずる地域であり、次のいずれかに該当する地方農政局長等が特に必要と認める市町村

①　アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同等の自然的、社会的、経済的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村。なお、この場合において、自然的条件については、市町村単位で判断して、（２）に規定する林野率及び農用地の主傾斜の要件と同等であると認められる場合も含めることができるものとする。

②　株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）別表第 1 の第 11 号に定める指定地域を区域とするか、又は区域として含む市町村。

ウ　運用第３の４の（１）においては、今後とも営農の継続が見込まれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であって、アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同様に自然的、経済的、社会的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村

（２）別に定める要件を満たす地域

運用第３の２の（５）及び第３の３においては、次のア～オの要件を満たす地域とし、さらに、中山間地域総合整備型の集落型事業及び広域連携型事業のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域にあっては林野率が 50 パーセント

以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の１以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50 パーセント以上を占める地域とする。

ア　市町村において地域活性化の重点地区として位置付けられ、又は位置付けられることが見込まれる地域であること。

イ　農業生産基盤､農村生活環境等の整備が立ち遅れている地域であること。ただし、運用第３の２の（５）のウによる事業及び中山間地域総合整備型の集落型事業のうち生活環境型事業にあっては、農業生産基盤の整備をおおむね完了している又は近い将来農業生産基盤の整備をおおむね完了することが見込まれている地域であって、かつ、農村生活環境等の整備が立ち遅れている地域であること。

ウ　地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を生かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。

エ　農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。

オ　活性化について集落内及び集落間の協調が図られ、そのための推進組織が設立され、又は設立されることが見込まれる地域であること。

３　運用第３の３の（１）のエの中山間地域広域連携整備促進計画に位置付けられた広域連携型事業とは、運用第５の１に定める計画概要表等の提出時点において、中山間地域広域連携整備促進対策事業実施要綱（平成８年５月１０日付け８構改Ｄ第 182 号農林水産事務次官依命通知）の第６に定めるところにより認定を受けた中山間地域広域連携整備促進計画に係る広域連携型事業をいう。

４　運用第３の３の（１）のエの中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画に位置付けられた広域連携型事業とは、運用第５の１に定める計画概要表等の提出時点において、中山間・都市ふれあいの郷づくり連携対策事業実施要綱（平成９年４月１日付け９構改Ｄ第 136 号農林水産事務次官依命通知）の第４に定めるところにより認定を受けた中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画に係る広域連携型事業をいう。

５　運用第３の３の（３）及び第３の４の（２）の「別に定める要件」とは、次のいずれかとする。

（１）共通事項

事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入、地域の環境及び国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること。

（２）中山間地域総合整備型の場合

事業内容が、リゾート、観光、農村工業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること。

（３）農地環境整備型の場合

ア　地域の実情を勘案して、緊急性を要すること。

イ　市町村長の要請により、当該市町村の行財政事情等を勘案して、都道府県が事業実施主体となることが適当と認められること。

第３　計画の作成

１　実施地域の選定及び事業計画の作成に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

（１）運用第３の２の（５）による事業及び中山間地域総合整備型の集落型事業の事業実施地域は、農業生産活動、地域活動等の組織的つながりから判断して、本事業の総合的、効果的実施等が見込まれる一体的集落を単位とする地域とし、中山間地域総合整備型の広域連携型事業の事業実施地域は、土地利用や役割分担等により連携した一体的な構想の下で事業の実施が可能な市町村全域から複数市町村までにまたがる広域的な地域とする。

（２）関連する既存の他の事業（以下この別紙において「関連事業」という。）の実施地域において本事業を計画する場合は、両事業の間の趣旨、計画の整合性等に留意した上で関連事業との連携及びこれら事業の円滑な実施に努めるものとする。

（３）運用別表区分の欄１の事業種類の欄に掲げる事業のうち、事業規模等から他の都道府県営事業で単独に実施したほうが適切であると判断されるものについては、関連事業として計画し、本事業との一体的効果発現に努めるものとする。

（４）農用地再編パイロット事業等の国営土地改良事業を調査又は計画中の市町村にあっては、本事業を効率的に組み合わせて実施するよう配慮するものとする。

（５）本事業で実施する農業生産基盤整備事業の計画及び設計に当たっては、極力地元関係者の創意工夫を反映させるとともに、地域の条件に適合した工法等を採用し事業の経済的施行に努めるものとする。

（６）中山間地域の国土保全機能の維持及び良好な自然景観の保全に配慮した事業の弾力的な実施に努めるものとする。

（７）農業生産基盤整備事業の団地構成及び施設配置は、地域の地形等の立地条件、国土保全機能等を勘案し弾力的に設定することができるものとする。

ただし、各事業種類別の実施範囲及び規模は、複数の受益者のまとまりのある受益地を対象として決定することとする。

（８）本事業による施設の設置は、その管理者、維持管理方法及び費用の負担方法を明らかにし、関係者の同意を得た上で着手するものとする。

（９）中山間地域総合整備型の広域連携型事業と一体的な構想の下で整備する地方単独事業等による施設のうち、複数市町村が連携して活用する施設については、

単独市町村の施設とせず、県営の施設として実施できるよう努めることとする。

(10) 事業実施主体は、事業計画の作成に当たって必要がある場合には、本事業により整備される施設の予定管理者と協議調整を図るものとする。

(11) 本事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められ、必要に応じて予定施設管理者の同意が得られていること。ただし、実施計画策定型にあっては、この限りではない。

(12) 事業の規模が適正に計画されており、円滑な実施が見込まれること。

(13) 事業の実施について、地元関係者等の意欲が高いこと。

(14) 地域の実情に即し、等高線区画のほ場整備等を効果的に実施するものであること。

2　事業実施主体は、本事業を実施するに当たって必要があるときは、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の法令による所要の手続を経るものとする。「所要の手続」とは、例えば土地改良事業の計画概要の公告、法第３条に規定する資格を有する者の同意徴収、土地改良区を設立する場合にあってはその認可申請、換地を伴う場合にあっては換地計画の決定手続などとする。

なお、土地改良事業の計画概要は、集落基盤再編型（運用第３の２の（５）による事業を除く。）は別記様式第２号その１、運用第３の２の（５）による事業、中山間地域総合整備型及び農地環境整備型は別記様式第２号その２とすることができるものとする。

3　運用第３の２の（５）による事業及び中山間地域総合整備型にあっては、土地改良法に基づく土地改良事業を実施する場合には、事業計画と併せて、特定地域土地改良整備計画（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 50 条第６項に規定する計画をいう。）を別記様式第９号により作成するものとする。

4　運用第４の１の（１）の活性化構想については、次のとおりとする。

（１）「活性化の基本方向」とは、農業生産条件の改善等、地域の活性化のための基本的な方策とする。

（２）「土地状況に応じた整備の基本方向」とは、地域の地形、営農形態、農用地の管理保全状況、非農業的土地利用の状況等の地域の特色を生かした、秩序ある土地利用計画に基づく整備の方策とする。

（３）「活性化の推進方策」とは、関連組織の活動、施設等の管理運営等、地域の活性化のための具体的な方策とする。

（４）活性化構想は、別記様式第 10 号により作成するものとする。

５　運用第４の１の（２）の整備計画については、次のとおりとする。

（１）整備計画は、別記様式第 11 号により市町村長が作成するものとする。

（２）整備計画は、次に掲げるすべての要件を満たす地域に含まれる集落（複数の集落の場合にあっては連続する集落）の区域内を対象として作成するものとする。

ア　自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であること。

イ　農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）であること。

ウ　営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある農地に耕作放棄地等が介在する地域であること。

（３）整備計画においては、区域の設定、整備の方向等に関する基本的な事項を定めるものとする。なお、区域の設定は、生産区域と保全管理区域とに区分して設定するものとする。

（４）市町村長は、整備計画を作成しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律第８条及び第９条に規定する農業振興地域整備計画の達成に努めるとともに、その他の地域計画との調和に配慮するものとする。また、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第１項の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。以下この別紙において同じ。）その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

（５）市町村長は、整備計画を作成したときは、整備計画書を添付して、別記様式第 12 号により整備計画承認申請書を都道府県知事に提出するものとする。

（６）都道府県知事は、前項の規定による申請を審査し、整備計画が次の要件のすべてに該当するときは当該整備計画を承認し、別記様式第 13 号によりその旨を市町村長に通知するものとする。

ア　当該整備計画により整備することが耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全に資すると認められること。

イ　当該整備計画が優良農地の保全に資すると認められること。

ウ　当該整備計画が地権者その他土地利用の調整に関係する団体の意向を反映したものであり、当該整備計画に定められた事業が円滑に推進されると見込まれること。

（７）整備計画の変更を行うときは、（１）から（６）までの規定を準用するものとする。

（８）整備計画は、次の観点に即して作成するものとする。

ア　区域の設定

①　生産区域及び保全管理区域の設定については、地権者等の意向に基づいて行うものとする。

②　これら区域の設定に当たっては、優良農地の確保を図る観点から、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の協力を得て、その円滑な推進に努めるものとする。

イ　整備の方向

①　生産区域

農業の生産に係る土地の生産性の向上を目的とした整備方向を定めるものとする。

②　保全管理区域

耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全等の視点に立脚した施設等の整備方向を定めるものとする。

6　運用第４の３においては、農村活性化土地利用構想（「農村地域活性化のための土地利用調整の円滑化について」（平成元年３月 30 日付け元構改Ｃ第 59 号農林水産事務次官依命通達）第２の１の農村活性化土地利用構想をいう。）についても配慮するとともに、中山間地域総合整備型の集落型事業のうち一般型事業及び生産基盤型事業において、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用するものにあっては、利用する土石を発生させる工事の事業主体との間で土石の取扱い等に関し、本事業と当該災害復旧工事との間の施行区分及び費用負担について十分調整を図るものとする。

第４　事業の実施

1　運用第５の１の計画概要表等は、集落基盤再編型及び中山間地域総合整備型については別記様式第１号、別記様式第２号及び別記様式第３号、農地環境整備型については別記様式第２号によるものとする。ただし、運用別表区分の欄２の事業種類の欄（17）に掲げる事業を実施する場合は、これらに加え、別記様式第８号によるものとする。

2　運用第５の１により計画概要表等を提出する場合には、あらかじめ必要に応じて予定施設管理者の同意を得ておくものとする。

3　運用第５の３及び第５の４の農業農村基盤整備実施計画地区概要表の提出は別記様式第６号によるものとし、運用第５の５の経営体育成促進換地等調整調書の提出は別記様式第７号によるものとする。

4　第１の１の（２）により点検診断を実施した場合には、点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた個別施設計画を作成するものとする。

5　運用第３の３の（１）のアの②及び第３の４の（１）のアの③の「別に定める要件を満たす地域」とは、事業完了後、次に掲げる報告を行うことが予定されて

いる地域とする。

（１）事業完了後の経過報告

事業実施主体は、完了年度の翌年度及び完了年度の５年後の年度に、「整備計画」を踏まえ、計画地目に対する現況を調査し、翌年度の６月末日までに生産区域現況地目調査報告書（別記様式第 14 号）により、県営事業においては地方農政局長等に、市町村営事業においては都道府県知事を経由して地方農政局長等に現況を報告すること。

（２）改善計画の策定

（１）の結果、都道府県知事が第３の５の（６）のア及びイの要件に該当していないと判断される場合には、事業実施主体は、改善計画を策定し、関係機関との連携により改善を図ること。

6　運用第３の４の（１）のイの③の「別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地」とは、以下に掲げるいずれかに該当するものとし、別記様式第 15 号及び第 16 号に必要事項を記載の上、第３の５の（５）の整備計画承認申請書等と併せて提出するものとする。

（１）現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下この別紙において「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地

（２）現に耕作の目的に供されている農地であって、計画概要表等の提出時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止めることが見込まれる農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に替わる者によって耕作が行われる見込みのない農地

7　６の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

8　運用第３の４の（１）のイの④の「別に定める要件を満たす地域」とは、事業終了後の耕作放棄地の活用を担保するため、計画概要表等の提出時において次に掲げるすべての措置を講じることが予定されている地域とする。

（１）事業完了後の経過報告

都道府県知事は、緊急耕作放棄地特別対策型事業の完了年度及び完了年度の５年後の年度に、「整備計画」を踏まえて耕作放棄地の活用及び保全管理状況を調査し、翌年度の６月末日までに、耕作放棄地活用及び保全管理状況評価報告書（別記様式第 17 号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に事業の達成状況について報告すること。

（２）改善計画の策定

（１）の結果、耕作放棄地が活用又は保全管理されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地活用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の活用増進が図られること。

第５　計画の変更等

１　運用第６の１の「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

（１）運用別表事業種類の欄に掲げる事業の新設又は廃止

（２）総事業費の変動であって、物価又は労賃の変動によるものを除く 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

（３）その他主要工事の著しい変更

２　運用第６の１及び２による事業計画等変更手続報告書の提出は、別記様式第４号によるものとする。

第６　事業の達成状況報告等

運用第７の１による達成状況報告は、別記様式第５号によるものとする。

第７　指導推進

１　運用第８の２の「その他所要の措置」とは、事業計画の対象地域において、本事業を補完して活性化を促進するための各種事業の優先実施等の措置を含むものとする。

２　都道府県及び市町村は、事業計画の作成、事業の実施及び造成施設の維持管理に当たってその円滑な実施を図るため、事業の啓蒙、普及、指導、助言及び技術的援助を行う組織活動を推進するものとする。

第８　助成

運用第９の１の助成の対象となる経費は次のとおりとする。

１　本事業の実施に要する経費

①　工事費

ア　純工事費

イ　測量設計費

ウ　船舶機械器具費

エ　用地費及び補償費

オ　換地費

②　交換分合事業費

③　計画策定事業費（実施計画策定型の計画策定事業に限る。）

ア　調査旅費

イ　諸謝金
ウ　補償費
エ　請負費
オ　委託費

④　経営体育成促進換地等調整に要する経費（実施計画策定型の経営体育成促進換地等調整に限る。）

２　１の②の交換分合事業費とは、交換分合事業実施主体が要する事業費とする。

第９　その他

運用第４の１の（３）の「基本計画に準ずる計画」とは、次の事項が検討されている計画とする。

１　計画にかかる地域の情勢と診断
（１）地域の情勢
（２）地域の診断
２　計画に係る地域の将来像
（１）地域の将来の望ましい姿
（２）農村振興のテーマ
（３）農村振興の目標
３　農村振興に関する施策の基本方針
（１）計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策
（２）推進プログラム
（３）地域住民等の参加の方針
４　その他農村の振興に関連する事項

別記様式第１号

○　○　計　画　概　要　書

（１）計画に係る地域の情勢と診断

①　地域の情勢

②　地域の診断

（２）計画に係る地域の将来像

①　地域の将来の望ましい姿

②　農村振興のテーマ

③　農村振興の目標

（３）農村振興に関する施策の基本方針

①　計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策

②　推進プログラム

③　地域住民等の参加の方針

（４）その他農村の振興に関連する事項

別記様式第２号　その１

令和〇〇年度　農村集落再編・整備　事業計画概要表（集落基盤再編型）

都道府県名		地区名		所在地	

面積

区分＼地目		水田	畑	樹園地	採草放牧地	農用地計	宅地等	山林原野	その他	合計
計画区域										
事業計画区域	現況									
	計画									

事業別面積

区分＼地目	水田	畑	樹園地	採草放牧地	計
(1) ほ場整備	ha	ha	ha	ha	ha
(2) 農業用用排水施設整備					
(3) 農道整備					
(4) 農用地開発					
(5) 農用地の改良又は保全					
内訳					

地域指定

農振計画	地域指定	整備計画	①現況農用地等面積	②農用地区域農用地等面積	②/①
	年　月　日	年　月　日	ha	ha	%
都市計画	区域指定	年　月　日	線引き	年　月　日	
その他計画	振興山村	過疎	その他		
	年　月　日	年　月　日	年　月	年　月	

事業費

事業名	事業量	単価	事業費	主要工事諸元
			千円	
合計				

費用負担等

事業名	負担区分 国	県	市町村	その他	受益者	受益戸数	対象人口	事業主体	管理主体
	%	%	%	%	%	戸	人		

農業の概況

人口、戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農家戸数の内訳 専業	1種兼業	2種兼業
	実数	人	人	戸	戸	戸	戸	戸
	構成比	100		100				

集落		総集落数	集落の内訳 密居	集居	散居	散在	集落当たり平均 農家戸数	農家人口
	実数	集落	集落	集落	集落	集落	戸	人
	構成比	100						

土地基盤整備状況		ほ場整備 30a未満	30a以上	未整備	計	道路整備 総延長	整備済	未整備
	実数	ha	ha	ha	ha	m	m	m
	構成比				100	100		

農業地域類型	戸当たり平均農用地面積	主要作物	農家所得基準 農家	農業	農外
	ha/戸		千円	千円	千円

工事の着手時期及び完了予定時期　年度～　年度

効用

効果名＼事業名					費用便益比
	千円	千円	千円	千円	

関連事業

事業名	工期	受益面積	総事業費	進捗率	本事業との関連
		ha	千円	%	

法手続

事業名	公告年月日	申請年月日
	年　月　日	年　月　日

（注）整備される施設の管理を委託する場合には、予定管理方法を添付すること。

別記様式第２号　その２

令和〇〇年度　農村集落基盤再編・整備　事業計画概要表（中山間地域総合整備型、農地環境整備型）

都道府県名		地区名		所在地	

面積

区分＼地目			水田	畑	樹園地	採草放牧地	耕作放棄地※1,2	小計	宅地等	山林原野	その他	合計	生産区域の割合※2
計画区域													A+B= ha
事業計画区域	生産区域	現況											A/(A+B)=
		計画						A					
	保全管理区域※2	現況											
		計画						B					%

事業別面積

区分＼地目	水田	畑	樹園地	採草放牧地	計
(1) ほ場整備	ha	ha	ha	ha	ha
(2) 農業用用排水施設整備					
(3) 農道整備					
(4) 農用地開発					
(5) 農用地の改良又は保全					
内訳					

地域の概況

人口、戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	集落数	農家戸数の内訳 専業	1種兼業	2種兼業
	実数	人	人	戸	戸	集落	戸	戸	戸
	構成比	100		100					

林野率	%	傾斜度 1/100以上※3	%	平均傾斜度		耕地率※2	%	耕作放棄率※2	%
人口増減率	(　)%	若年構成比	(　)%	老人構成比	(　)%	財政力指数	(　)%	公債費比率	(　)%

土地基盤整備状況		ほ場整備 30a未満	30a以上	未整備	計	農道整備 総延長	整備済	未整備
	実数	ha	ha	ha	ha	m	m	m
	構成比				100	100		

農業地域類型	戸当たり平均農用地面積	主要作物	農家所得基準 農家	農業	農外
	ha/戸		千円	千円	千円

地域指定

農振計画	地域指定	整備計画	①現況農用地等面積	②農用地区域農用地等面積	②/①
	年　月　日	年　月　日	ha	ha	%

都市計画	区域指定	年　月　日	線引き	年　月　日
その他計画	振興山村	過疎	その他	
	年　月　日	年　月　日	年　月	年　月

事業費

事業名	事業量	単価	事業費	主要工事諸元
			千円	
合計				

費用負担等

事業名	負担区分 国	県	市町村	その他	受益者	受益戸数	対象人口	事業主体	管理主体	管理方法※2
	%	%	%	%	%	戸	人			

工事の着手時期及び完了予定時期　　年度～　　年度

効用

効果名＼事業名					費用便益比
	千円	千円	千円	千円	

推進

事業名	工期	受益面積	総事業費	推進率	本事業との関連
		ha	千円	%	

法手続

事業名	公告年月日	申請年月日
	年　月　日	年　月　日

※1：耕作放棄地となるおそれがある農地　※2：中山間地域総合整備型においては集落型事業のうち一般型事業において保全管理等事業を実施する場合以外は記載不要

※3：農地環境整備型においては記載不要

<table>
<tr><th colspan="4">地　域　活　性　化　構　想</th></tr>
<tr><td rowspan="4">活性化の基本方向</td><td>地域の設定</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">活性化構想</td><td>キャッチフレーズ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>整備構想</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※：農地環境整備型においては記載不要

、

<table>
<tr><td colspan="4">広　域　総　合　整　備　計　画</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村名</td><td colspan="2">全体の活性化構想における関係市町村の活性化構想の位置づけ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">広域連携事業の地域活性化構想に基づいた総合整備計画</td><td colspan="2">連携の方策</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">役割分担</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">整備施設の利用・管理計画</td><td>中山間事業</td><td></td></tr>
<tr><td>地方単独事業</td><td></td></tr>
</table>

※：農地環境整備型においては記載不要

土地状況に応じた整備の基本方向	土地利用目的		整備の基本方向
	生産	生産性向上	
		付加価値向上	
	生活	生活環境改善	
		公共用地等創設	
	地域防災安全		
	資源利活用		
	その他		

活性化の推進方策	

関連事業の概要	事業名	事業主体	所管等	工期	事業種目	事業量	進捗率(%)

※：農地環境整備型においては記載不要

農村集落基盤再編・整備　一般計画図

一般計画図

位置図

S＝1 ：

凡　　例	
ほ場整備	
農業用用排水施設整備	
・ ・ ・	
農業集落排水施設整備	

事業計画概要表の記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
都道府県名	北海道の場合は総合振興局・振興局名も記入する。
地　区　名	ふりがなをつける。
所　在　地	町村の場合は郡名から記入し、大字○○、○○集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
面　　積	表示単位はヘクタールまでとする。（小数点以下四捨五入。以下同じ。）
計 画 区 域	事業計画に定める区域をいう。
事業計画区域	本事業で対応する各事業の対象区域をいう。
地　　目	(1) 地目のうち宅地等とは、農業施設用地、公共施設用地（道水路、鉄道等の用地は除く）、公園緑地及び宅地等の面積をいう。 (2) 地目のうちその他とは、道水道、鉄道等の用地、湖沼荒地等をいう。 (3) 宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地、（あるいは共同減歩の対象）となった地積は(　)書きする。
事業別面積	(1) ほ場整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に(　)書きでその面積を記入する。 (2) 区分欄の内訳は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。
農業の概況	(1) 最近年における農業センサス等を基礎に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2) 数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に異なる場合には、これを(　)書きで併記する。 (3)「農家所得水準」は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経済調査及び市町村の所得推計等を参考に記入する。 (4) 道路整備は１、２級市町村道以下とし、整備済は、舗装済とする。
地 域 指 定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
そ　の　他	「その他」には、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地等の指定状況を記入する。
事　業　費	ほ場整備、農業用用排水施設整備、営農飲雑用水等各事業種毎に記入　する。
費用負担等負担区分	(1) 各工種毎に内訳金額を記入し、上段(　)に％を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。
対 象 人 口	営農飲雑用水の対象人口を記入する。
関 連 事 業	当該地区に関連する土地改良事業、構造改善事業等について記入する。
事　業　名	本事業と直接関連する事業を、国、県、団体営別と事業の種類を記入する。
受 益 面 積	本事業と重複する場合、重複する分を(　)書きで上段に併記する。
法　手　続	土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。
備　　考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	原則として２万５千分の１の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりを考慮して作成する。

別記様式第３号

事　業　計　画　概　要　書

第１章　目的

第２章　目標及び指標

第３章　地域の所在及び現況

（１）地　　域　（２）地　　積　（３）地　　形　（４）地質、土壌

（５）気　　象　（６）水利状況　（７）農地状況　（８）営農状況

（９）交通状況　（10）集落状況　（11）施設状況

第４章　基本計画

一般計画の概要

（１）営農計画の概要　（２）農業用用排水計画の概要

（３）農道計画の概要　（４）ほ場整備計画の概要

（５）農用地開発計画の概要　（６）農地防災計画の概要

（７）客土、暗渠排水その他農用地の改良又は保全計画の概要

（８）主要な関連事業計画の概要

第５章　管理要領

第６章　換地計画の要領

（１）換地計画樹立の必要性　（２）換地計画樹立の基本方針

第７章　費用の概要

第８章　効用

第９章　本事業で実施する農村生活環境整備事業等との関係

第10章　他事業との関係

第11章　計画概要図

事業計画概要書の記載要領

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th><th>記　　載　　要　　領</th></tr>
<tr><td>第１章　目的</td><td></td><td>施行しようとする事業の目的を具体的に記入する。</td></tr>
<tr><td>第２章　目標及び指標</td><td></td><td>農業生産活動の活性化に関する目標及び指標、農村生活環境の向上に関する目標及び指標を記載する。</td></tr>
<tr><td>第３章　地域の所在及び現況</td><td>（１）地域</td><td>○○県○○郡○○町大字○○まで記入、あわせて、地域の状況を記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）地積</td><td>地域の現況と計画面積を計画区域と土地改良事業受益区域別に記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">
<table>
<tr><th></th><th>水 田</th><th>畑</th><th>樹園地</th><th>採　草
放牧地</th><th>農用地
計</th><th>山　林
原　野</th><th>その他</th><th>計</th><th>合 計</th></tr>
<tr><td>現 況</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>）</td><td>（　）</td></tr>
<tr><td>計 画</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>（　）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（注）１．土地改良受益面積を下段に計画区域の面積を上段（　）に記載する。
２．その他とは、宅地、公共施設用地（例えば道水路、鉄道、公園等の用地、湖沼、荒地等をいう。）面積を記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（３）地形</td><td>事業計画区域の標高、河川状況等を記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（４）地質、土壌</td><td>地質、土壌の種類、分布状況及びその特性等を記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（５）気象</td><td>気候、気温、降雨等を中心にその数値、特性等をかんがい期を考慮し記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（６）水利状況</td><td>地域の主な水源、取水方法、水利施設整備状況等を記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（７）農地状況</td><td>農地の区画形状、規模、整備状況ならびに改良必要性の有無を記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（８）営農状況</td><td>地域の経営形態、経営規模、農業就業構造及び生産体制等を記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（９）交通状況</td><td>市町村道、農道等の道路網、舗装率等整備状況を記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>(10) 集落状況</td><td>集落の形態、排水施設、水道等の普及状況ならびに道路の状況等を記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>(11) 施設状況</td><td>営農施設、公共施設等の整備状況等を記載する。</td></tr>
<tr><td>第４章　基本計画</td><td>一般計画の概要</td><td>事業計画の内容及び事業の必要性を要約して説明する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（１）営農計画の概要</td><td>事業計画区域の主要作目、営農類型、生産流通体系及びこれらの営農のために整備を必要とする施設等について記載する。</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）農業用用排水計画の概要</td><td>かんがい、排水等に関する主要施設の名称、位置、規模、数量ならびにこれに関する支線用排水路等の配置、規模、延長等の概要を記載する。</td></tr>
</table>

	（３）農道計画の概要	幹･支線農道の配置、延長、舗装等の概要、地域の主要幹線道路等の接続ならびに生産流通条件等との関係について記載する。
	（４）ほ場整備計画の概要	面積、標準計画、ほ場内道水路等の考え方ならびに導入作物等について記載する。
	（５）農用地開発計画の概要	造成面積、造成方法、標準区画、道水路等の数量、規模、配置等を記載する。
	（６）農地保全または農地改良計画の概要	排水工、侵食崩壊防止工、防風防災林等の数量、規模、配置等を記載する。
	（７）主要関連事業計画の概要	本事業で計画する生産基盤と一体的に整備する生活環境基盤等についての計画概要を記載する。
第５章　管理要領		各施設の維持管理主体、方法について記載する。
第６章　換地計画の要領	（１）換地計画樹立の必要性	ほ場整備事業等により、権利関係の改編整備を図る可能性について記載する。
	（２）換地計画樹立の基本方針	従前地の地積の基準、農用地集団化の方法、創設換地等の換地方針、土地の評価、清算の方法等について記載する。
第７章　費用の概算		本事業で実施する土地改良事業ごとにそれぞれ事業費（純工事費＋諸経費）を別々に記載する。
第８章　効用		

効果名／事業名						費用便益比
	千円	千円	千円	千円	千円	

第９章　本事業で実施する農村生活境整備事業等との関係		各事業種類ならびにこれらの全体事業費を記載する。
第10章　他事業との関係		当該事業に関連する土地改良事業、構造改善事業等（完了及び実施中）の概要ならびに本事業との関連性等を記載する。

事　業　名	工　　期	受益面積	事 業 費	進 捗 率	本事業との関連性
		ha	千円	%	

第11章　計画概要図		２万５千分の１以上の地形図に各土地改良事業ごとの施行地域が明らかになるように記入する。

別記様式第４号

事業計画等変更手続報告書

番　号
年月日

農林水産省農村振興局長
地　方　農　政　局　長　殿

都道府県知事

〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。

（別記様式第４号の別紙）

<table>
<tr><td>地　区　名</td><td></td><td>局　名</td><td></td><td rowspan="2">所在地</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の経緯</td><td colspan="2">着工年度</td><td colspan="2">完了予定年度</td><td colspan="2">○年までの進捗率（事業費ベース）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td>現　計　画</td><td colspan="2">変更計画</td><td>増△減</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td>事　業　費</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>投資効率</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>所得償還率</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>変更の要旨</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>変更項目
及び要件</td><td>項　目</td><td>現計画</td><td>変更計画</td><td>増△減</td><td>増△減の内訳又は理由</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別記様式第５号

達成状況報告書

番　号
年月日

農林水産省農村振興局長
地　方　農　政　局　長　殿

事業実施主体名

集落基盤再編型〇〇地区は事業完了から５年度が経過したことから、実施要領別紙４－１運用１第７に基づき、下記のとおり、本事業実施による目標の達成状況を報告します。

記

１　目標の達成状況

都道府県名		市町村名		地区名	
農業生産活動の活性化に関する目標及び指標　※1					
計　　画： 達成状況：					
都道府県名		市町村名		地区名	
農村の生活環境の向上に関する目標及び指標　※2					
計　　画： 達成状況：					

２　目標及びその達成を確認する資料　※3

（注）(1) 平成 17 年度以前に採択された地区については、「農業生産活動の活性化に資する目標及び指標」※1 及び「農村の生活環境の向上に関する目標及び指標」※2 には、農村振興基本計画の目標とその達成状況を記入するものとする。
(2)「目標及びその達成を確認する資料」※3 については、目標及び目標の達成の成否を判断するための指標の達成状況が確認できる資料を添付すること。

別記様式第６号

農業農村基盤整備実施計画地区概要表の提出

農林水産省農村振興局長
地　方　農　政　局　長　殿

都道府県知事

○○地区について、農山漁村地域整備交付金実施要綱第７の２及び実施要領別紙４－１運用１第５の３〔第５の４〕に基づき、下記の資料を添付して提出します。

記

１．地区名
２．予定事業名
３．地区概要表（様式１）

別記様式第７号

経営体育成促進換地等調整調書の提出

農林水産省農村振興局長
地　方　農　政　局　長　殿

都道府県知事

○○地区について、農山漁村地域整備交付金実施要綱第７の２及び実施要領別紙４－１運用１第５の５に基づき、下記の資料を添付して提出します。

記

１．地区名
２．予定事業名
３．経営体育成促進換地等調整調書（様式２）

様式１

農業農村基盤整備実施計画地区概要表

<table>
<tr><td>地区名</td><td colspan="2"></td><td>都道府県名</td><td></td><td>計画主体</td><td></td><td rowspan="4">計画構想</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5"></td><td>調査費</td><td></td></tr>
<tr><td>調査目的</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>地域の現況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">調査及び調査費</td><td colspan="2" rowspan="2">調査項目</td><td rowspan="2">数量</td><td colspan="4">調査費（千円）</td><td rowspan="4">概要図</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>国費</td><td>県費</td><td>市町村費他</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式２

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県名	地区名	所在	経営体育成促進換地等調整対象面積	実施年度	実施機関名	左のスタッフの換地士資格の有無	業務内容		換地を伴う土地改良事業の内容（予定）							備考
							１年度	２年度	事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主体名	事業名	
			ha									ha				

（注　１　「業務内容」欄には、１から14までの業務の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「１年度」欄に、２カ年にわたって実施する場合は「１年度」及び「２年度」欄にそれぞれ記載する。

２　地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う土地改良事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

別記様式８号

集落基盤再編計画概要表

策定年月		地区名		作成者	
地域の概要					
再編計画の目的・概要					
撤去施設の概要					
施設区分	農業農村施設		農業集落道等		
施設名					
所在地					
整備状況					
施設所有者、管理者					
撤去事業費					
集約先施設の概要		跡地利用の概要			
施設名		施設名			
利用計画		利用計画			
所在地		整備概要			
施設所有者、管理者		施設所有者、管理者			
その他必要な事項					

集落基盤再編計画　一般計画図

一般計画図

位置図

Ｓ＝１：

凡　　例	
撤去施設（○○施設）	
撤去施設（○○施設）	
集落先施設（○○施設）	

※撤去施設及び集約先施設の存する集落名を記載すること。

別記様式第９号

特定地域土地改良整備計画

〈特総計画〉

都道府県名		地区名		所在地	

法指定状況						林野率	傾斜度率	平均傾斜
	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	%	%	1/

地域農業の現状		
地形		
地質・土壌		
気象		

土地の現状	面積(ha)							
	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農用地計	山林原野	その他	合計

就業の現状	人口（人）		戸数（戸）					集落数
	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	専業	一種兼業	二種兼業	（　）

経営の現状	平均農用地面積（a／戸）	主要農産物	平均農家所得（千円）		
			農業所得	農外所得	農家所得
	（　）		（　）	（　）	（　）

農地状況	
水利状況	
営農状況	

生産基盤整備状況	ほ場整備	同左整備済内訳	農業用水路	農業排水路	農道
	ha	30a 以上　%	km	km	km
	%	30a 未満　%	%	%	%

整備計画	
基本構想 地域設定	
基本構想 土地利用	
基本構想 営農計画	
基本構想 生産組織	

土地改良事業 事業種類	整備量	整備の考え方

別記様式第10号

地　域　活　性　化　構　想

［構－１］

都道府県名		地区名		所在地	

法指定状況							
	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月

林野率	%	傾斜度 1/100以上	%	平均傾斜度		人口増減率	（　）%
若年構成比	（　）	老人構成	（　）	財政力指	（　）	公債費比	（　）

市　町　村　の　現　況

１）位置、地理、地形、交通

２）気象、植生、土地利用

３）歴史、産業、観光、人口動態

４）農業、農村の現況

地　域　農　業　の　現　況

土地の現状	面積（ｈａ）							
	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農用地計	山林原野	その他	合計
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

就業の現状	人口（人）		戸数（戸）					集落数
	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	専業	一種兼業	二種兼業	
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

経営の現状	平均農用地面積	主要農産物	平均農家所得（千円）		
	(a/戸)（　）		農業所得	農外所得	農家所得
			（　）	（　）	（　）

土地基盤の整備状況	ほ場整備	農業用排水路	農道	環境基盤の整状況	集落道路	営農飲雑用水	集落排水路
	ha	km	km		km	戸	km
	%	%	%		%	%	%

し尿処理施設の整備状況	
戸	
%	

<table>
<tr><th colspan="3">地　域　活　性　化　構　想</th></tr>
<tr><td rowspan="3">活性化の基本方向</td><td>地域の設定</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">活性化構想</td><td>キャッチフレーズ</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>整備構想</td><td></td></tr>
</table>

［構－２－１］

<table>
<tr><td colspan="4">広　域　総　合　整　備　計　画</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村名</td><td colspan="2">全体の活性化構想における関係市町村の活性化構想の位置づけ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">広域連携事業の地域活性化構想に基づいた総合整備計画</td><td colspan="2">連携の方策</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">役割分担</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">整備施設の利用・管理計画</td><td>中山間事業</td><td></td></tr>
<tr><td>地方単独事業</td><td></td></tr>
</table>

［構－３］

土地状況に応じた整備の基本方向	土地利用目的		整備の基本的方向	整備の概要			
				事業種目	事業量		
					ヶ所数	数量	受益面積等
	生産	生産性向上					
		付加価値向上		１．農業生産基盤			
				農業用用排水			
	生活	生活環境改善		農道			
				ほ場整備			
		公共用地等創設		農用地開発			
				農地防災			
	地域防災保全			客土			
				暗きょ排水			
	資源利活用			その他改良保全			
	その他			２．農村生活環境			
活性化の推進方策				農業集落道			
				営農飲雑用水			
				農業集落排水			
				集落防災安全			
				用地整備			
				活性化施設			
				集落環境管理			
				交流施設基盤			
関連事業の概要				情報基盤施設			
				市民農園等			
				生態系保全施設等			
				交換分合			
				３．特認			

事業名	事業主体	所管等	工期	事業種目	事業量	進捗率（%）

別記様式第 11 号

農 地 環 境 整 備 計 画 書

県名		地区名		型名		所在地	

地域指定	農振	過疎	山振	離島	半島	特定農山村	農業地域類型
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

耕作放棄地	

人口戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数			
					専業	1種兼業	2種兼業	合計
	市町村							
	関係集落							

生産区域の営農構想	保全管理区域の保全管理構想

農家状況	平均農用地面積(a/戸)	平均農家所得(万円/戸)			主要農作物
		農業	農外	計	

地域の自然条件	地域の営農状況

土地基盤の整備状況	担い手等の状況

耕作放棄の原因とその影響	関係団体等の意見

区域の設定ha	農村振興地域全体	水田	畑	樹園地	採草樹園地	耕作放棄地※( )	合計	山林原野	その他	合計
	現況地目									
	計画地目									
	内訳 生産区域							生産区域の割合 %		
	内訳 保全管理区域									

事業構想		事業種類	整備量	受益	事業内容及び整備の考え方
	生産区域			Ha 計	
	保全管理区				

※( ) : 耕作放棄地となるおそれがある農地

別記様式第 12 号

農地環境整備計画承認申請書

都道府県知事　　殿

市町村長名

○○地区について、農地環境整備計画を承認されたく、実施要領別紙４－２取扱い１第３の５の（５）に基づき、下記の資料を添付して申請します。

記

地区名：

１．農地環境整備計画書（別記様式第 11 号）

別記様式第 13 号

農地環境整備計画承認通知書

市 町 村 長　　殿

都道府県知事

令和○○年○○月○○日付け○○第○○○号で申請のあった下記地区について、農地環境整備計画を承認したので通知する。

記

１．○○地区

別記様式第 14 号

番　　号
年　月　日

生産区域現況地目調査報告書

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局
農 林 水 産 省 ○ ○ 農 政 局
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局

都道府県名
（市町村名）

実施要領別紙４－２取扱い１第４の５の規定により、下記のとおり生産区域の現況地目に関する調査を行ったので報告します。

記

単位：ha

	水田	畑	樹園地	採草 樹園地	耕作放棄地	合計
計画地目						
現況地目 （完了翌年度）						
現況地目 （完了５年後）						

※耕作放棄地の定義は本取扱い第１の６による。

別記様式第 15 号

耕 作 放 棄 地 内 訳 書

<table>
<tr><td rowspan="3">耕作放棄地(耕作放棄地となるおそれがある農地)所在地(大字)</td><td rowspan="3">受益地内外</td><td rowspan="3"></td><td colspan="3">耕作放棄地及び耕作放棄となるおそれがある農地(ha)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">耕作放棄地(ha)</td><td colspan="2">耕作放棄地となるおそれがある農地</td></tr>
<tr><td>取扱第４の６の(１)の規定による耕作放棄地となるおそれがある農地(ha)</td><td>取扱第４の６の(２)の規定による耕作放棄地となるおそれがある農地(ha)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

注）耕作放棄地とは、おおむね過去２年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。

別記様式第 16 号

耕 作 放 棄 地 発 生 要 因 書

耕作放棄地(耕作放棄地となるおそれがある農地)所在地(大字)	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因 (耕作放棄地となるおそれがあるとした理由)

注）耕作放棄地となるおそれがあるとした理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見直し等）、経営状況等を踏まえ、具体的に記入する。

別記様式第 17 号

番　　号
年　月　日

耕作放棄地活用及び保全管理状況評価報告書

（農林水産省〇〇農政局長
国土交通省北海道開発局長　経由）

農 林 水 産 大 臣　　殿

都道府県知事名

実施要領別紙４－２取扱い１第４の８の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用及び保全管理状況に関する評価を行ったので報告します。

記

１　地区概要

都道府県　名	地 区 名	所　在　地	受 益 面 積	総事業費	備　考
			ha	百万円	

２　耕作放棄地活用及び保全管理状況の概要

耕作放棄地所在地	耕作放棄地面積（ha）	区分	活用及び保全管理状況	今後の取組方針
計		耕作放棄地を含む割合　％		

３　特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

取扱い２（農業集落排水事業）

第１　事業実施主体について

別紙４－１運用２第１の１の「農業者等が組織する団体であって別紙４－２取扱い２第１に定める要件を満たしているもの」は、土地改良区、農業協同組合等の農業法人及び農業者等が原則としてその構成員の過半を占め、又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資し、若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が農業集落排水事業の事業実施主体として適当と認められるものとする。

なお、法人でない団体にあっては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

（１）　団体の代表者及び代表権の範囲

（２）　団体の意思決定機関及びその決定方法

（３）　団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

第２　事業の内容等

１　別紙４－１運用２第１の２の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

（１）　受益戸数は、おおむね 20 戸（北海道、離島及び奄美群島にあっては 10 戸）以上を原則とする。

（２）　汚水処理施設は、原則として処理対象人口おおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位として計画し、施行するものとする。ただし、流域下水道又は公共下水道に農業集落の汚水を排出しようとする場合においては、下水道として計画し、施行することを原則とする。

以上の原則によりがたい場合には、関係市町村及び都道府県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行うものとする。

（３）　対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めないものとする。

（４）　本事業により農業集落排水施設等の整備又は改築にあっては、コスト縮減や経営改善に資する PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。

（５）　別紙４－１運用２第１の２の(1)の汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設には、汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度を活用して売電する施設は除く。）を含むものとする。

なお、太陽光発電施設については、停電時にも汚水処理施設等に電力を供給できる自立運転機能を有するものとする。

（６）　別紙４－１運用２第１の２の(1)の汚泥の循環利用を目的とした施設にお

いては、農業集落排水施設から発生する汚泥を優良な有機質肥料等として農地等へ還元利用することを促進する観点から、周辺地域から発生する有機物資源（食物残さを含む。）を活用することができるものとする。

なお、有機物資源として家庭及び事業所から発生する食物残さを活用する場合にあっては、市町村の廃棄物担当部局と所要の連絡調整を行うものとする。

（７）　別紙４－１運用２第１の２の（１）の処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設には、水需給の逼迫した地域にあっては、水資源の有効利用の観点から農業集落排水施設から発生する処理水を雑用水に利用するための配水施設を含むものとする。

（８）　別紙４－１運用２第１の２の（１）の「これらに附帯する施設」とは、一体的に施工することが本事業の推進上有効な農業集落道、水洗化用水施設（便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設をいう。）及び周辺環境配慮施設を含むものとする。

（９）　公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施する場合にあっては、その円滑かつ効率的な実施を図るため、市町村及び都道府県の浄化槽担当部局と所要の協議調整を行うものとする。

（１０）　改築の場合は、当該施設に係る別紙４－１運用２第１の２の(3)の「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が 200 万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするものとする。

①　維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後７年以上経過していること。

②　供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。

③　（５）の太陽光発電施設の整備のみを行う場合における当該太陽光発電施設であること。

（１１）　改築の対象施設には、農業集落排水施設等として、農村活性化住環境整備事業実施要綱（平成３年４月 12 日付け３構改Ｄ第 217 号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成５年４月１日付け５構改Ｄ第 41 号、自治準企第 90 号、農林水産事務次官、自治事務次官通知）、農村総合整備事業等実施要綱（平成７年４月１日付け７構改Ｄ第 281 号農林水産事務次官依命通知）、集落地域整備統合補助事業実施要綱（平成７年４月１日付け７構改Ｄ第 285 号農林水産事務次官依命通知）、集落基盤整備事業実施要綱（平成 12 年４月１日付け 12 構改Ｄ第 126 号農林水産事務次官依命通知）、農村振興総合整備事業実施要綱（平成 13 年３月 30 日付け 12 農振第 1963 号農林水産事務次官依命通知）、

むらづくり総合整備事業実施要綱（平成 15 年４月１日付け 14 農振第 2400 号農林水産事務次官依命通知）、美しい村づくり総合整備事業実施要綱（平成 16 年３月 30 日付け 15 農振第 2553 号農林水産事務次官依命通知）、村づくり交付金実施要綱（平成 16 年３月 30 日付け 15 農振第 2551 号農林水産事務次官依命通知）、農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱（昭和 47 年６月 30 日付け 47 農地Ｃ 219 号農林事務次官依命通知）、農村総合整備モデル事業実施要綱（昭和 48 年７月 28 日付け 48 構改Ａ第 1122 号農林事務次官依命通知）、農村基盤総合整備事業実施要綱（昭和 51 年５月 10 日付け 51 構改Ｄ第 344 号農林事務次官依命通知）、集落環境整備事業実施要綱（平成５年４月１日付け５構改Ｄ第 81 号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水事業等実施要綱（昭和 58 年４月４日付け 58 構改Ｄ第 271 号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年３月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）、農村整備事業実施要綱（令和３年４月１日付け２農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）及び地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業により又は地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第５条第 15 項により内閣総理大臣が認定した同条第１項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの又は国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むものとする。

２　別紙４－１運用２第１の２の(2)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

（１）　農業集落排水施設等の整備にあっては、その計画の概要を定める書類を作成する業務であること。

（２）　農業集落排水施設等の改築にあっては、第２の１の(11)に掲げる事業により造成された農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。

３　別紙４－１運用２第１の２の(3)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

（１）　既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。

（２）　「最適整備構想」は、次に掲げる事項について、別記様式 13 号により作成するものとする。

①　施設現況調査（構造物の環境条件、使用状況等）の概要及び結果

②　施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

③　劣化原因究明のための構造物の監視
④　機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

第３　資源循環促進計画

１　別紙４－１運用２第２の資源循環促進計画を定めるに当たっては、経済性、地域特性、地域住民・利用者・関係団体の意向等を踏まえ、総合的に検討を行うことに留意する。

２　別紙４－１運用２第２の２の「一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域」とは農業振興地域を受益の対象として別紙４－１運用２第１の２の（１）の事業を実施するに当たり、農業振興地域以外の一部区域を含めて当該事業を行わざるを得ない場合における当該一部の区域とする。

第４　別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業計画

１　別紙４－１運用２第３の２の「農業集落」とは、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）で定める農業集落とする。

２　別紙４－１運用２第３の３の事業計画を定めるに当たっては、次の点に留意する。

（１）　事業計画は、経済性、地域特性及び事業の効果等の観点から総合的に検討を行うこと。

（２）　事業計画は補助分及び単独分で構成する。

（３）　補助分は、別紙４－１運用２第１の２の(1)に掲げる施設で排水路末端の受益戸数２戸以上の部分及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（敷地面積0.3ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、１処理区あたり１か所を上限とし、敷地面積0.3ha以上1ha未満に該当する防災拠点又は避難地におけるマンホールトイレシステムの整備については、1地方公共団体あたり10か所を上限とする。）とする。

（４）　単独分は、受益戸数２戸未満の管路、ます等で、個人の宅地内配管等を含まない部分とする。

３　別紙４－１運用２第３の６の連携計画における対象区域は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏で実施する公共浄化槽等整備推進事業区域又は個別排水処理施設整備事業区域を併せたものとする。

なお、別紙４－１運用２第３の７の(6)に定める「家屋間の最大距離」は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏において本事業区域と公共浄化槽等整備推進事業区域又は個別排水処理施設整備事業区域を区分する指標であり、経済性、地域条件等を考慮して事業実施主体が決定するものとする。

第５　別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業の実施手続

1　別紙４－１運用２第４の１に定める「第１の２の(1)の事業を実施しようとする」場合及び別紙４－１運用２第４の２に定める「第１の２の(1)の事業を実施したい旨の申請」をする場合に留意すべき事項は次のとおりとする。

（１）事業実施主体は、管理主体、管理方法を事前に定めるとともに、これら及び当該施設の建設事業費に係る受益者負担について同意を得ておくものとする。

ただし、市町村が条例により受益者負担金の徴収方法を定めた場合には、この限りではない。

（２）　事業実施主体は、くみ取り便所から水洗便所への改造等、家庭内設備の整備については、施設供用開始の計画に合わせて、速やかに実施するよう受益者の同意を得ておくものとする。また、その改造に関し、必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

2　別紙４－１運用２第４の１に定める都道府県知事が別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業を実施しようとするときは、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は別紙４－１運用２第１の１に定める農業者等が組織する団体の申請により、都道府県知事が事業の規模、内容等を勘案し、別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業を実施することが適当と認める場合とする。

3　別紙４－１運用２第４に定める申請及び通知の様式は次に掲げるとおりとする。

（１）　別紙４－１運用２第４の１及び２に定める「資源循環促進計画の概要表」、「事業計画の概要表」、「事業実施計画報告書」及び「連携計画」は、それぞれ別記様式第１号、第２号の１及び第２号の２、第５号並びに第８号によるものとする。

（２）　２に定める都道府県知事が別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業を実施すべき旨の都道府県知事への申請は、別記様式第３号によるものとする。

（３）　別紙４－１運用２第４の２に定める「第１の２の(1)の事業を実施したい旨」の申請及び事業計画についての承認は別記様式第４号及び第４号の２によるものとする。

（４）　別紙４－１運用２第４の３及び４に定める事業計画の変更に伴う事業計画の概要、申請、通知及び報告の様式は、それぞれ別記様式第２号、第６号、第７号及び第７号の２とする。

別紙４－１運用２第４の３及び４の事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

①　事業実施主体の変更

②　事業計画区域の著しい変更

③　その他主要事項の変更

第６　別紙４－１運用２第１の２の(2)の事業の実施手続

1　別紙４－１運用２第５の「事業実施申請書」は、第２の２の(1)の実施においては別記様式第９号、第２の２の(2)の実施においては別記様式第 10 号による

ものとする。

２　別紙４－１運用２第５の「事業実施申請報告書」は、第２の２の(1)の実施においては別記様式第 11 号、第２の２の(2)の実施においては別記様式第 12 号によるものとする。

第７　別紙４－１運用２第１の２の(3)の事業の実施手続

１　別紙４－１運用２第６の１の「事業計画書」は、別記様式第 14 号によるものとする。

２　別紙４－１運用２第６の１の「事業実施計画報告書」は、別記様式第 15 号によるものとする。

３　別紙４－１運用２第６の３の地方農政局長等への報告は、別記様式第 16 号により報告するものとする。

第８　助成

１　別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業に係る別紙４－１運用２第８の１の国の助成の対象となる経費は、助成分に係る次のものとする。

（１）工事費

ア純工事費

イ測量設計費エ用地費及び補償費

ウ船舶機械器具費オ全体実施設計費

２　別紙４－１運用２第１の２の(2)及び(3)の事業に係る別紙４－１運用２第８の１の国の助成の対象となる経費は、次のものとする。

（１）賃金

（２）報償費

（３）旅費

（４）需用費

（５）役務費

（６）委託料

（７）使用料及び賃借料

（８）備品購入費

（９）給料、職員手当等

（１０）共済費

（１１）　補償費

（１２）資材購入費

（１３）機械賃料

第９　別紙４－１運用２第１の２の(3)の事業実施結果の報告

別紙４－１運用２第９に基づく、当該年度における事業実施結果の取りまとめは、別記様式第 17 号により行うものとする。

第１０　附則

１　「農山漁村地域整備交付金実施要綱の制定について」の改正に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について（平成 14 年３月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領（平成 21 年３月 31 日付け 20 農振第 2138 号農林水産省農村振興局長通知）」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産省農村振興局長通知以外の農林水産省農村振興局長通知にあっては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について（平成 14 年３月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領（平成21 年３月31 日付け20 農振第2138 号農林水産省農村振興局長通知）」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年４月１日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年４月１日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農振水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要領」と読み替えるものとする。

２　平成 30 年４月１日から令和３年３月 31 日までに改築に着手する場合であって、着手までに最適整備構想を策定することができないやむを得ない理由がある場合には、改築の実施と併せて令和３年３月 31 日までに最適整備構想を策定するものとする。

３　平成 30 年３月 31 日以前に改築に着手した事業の実施要件については、なお従前の例による。

４　取扱い２の第２の（５）の太陽光発電施設において、令和２年 11 月末日までに、運用２の第３及び第４の手続きを経た事業計画により、農山漁村地域整備交付金の交付を受けて整備された太陽光発電施設については、なお従前の例による。

様式第１号

農業集落排水資源循環促進計画概要表

都道府県名		市町村名	

農業集落排水汚泥処理の現状

処理区名	発生汚泥量（m３/年）	汚泥処理方法	汚泥運搬方法	農地還元面積(ha)				
				水田	畑	樹園地	その他	計
	（　）							
	（　）							
	（　）							
	（　）							
	（　）							

その他の有機物資材の処理の現状

有機物資材名	発生量(m３/年)	処理方式
	[　　](　　)	
	[　　](　　)	
	[　　](　　)	
	[　　](　　)	
	[　　](　　)	
	[　　](　　)	
	[　　](　　)	
	[　　](　　)	

農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針

対象となる農業集落排水汚泥等

処理区名	汚泥処理量	副資材（資材名、処理量）	処理形態

農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画

施設名(処理形態)	施設整備年次	製品量	事業名	資源化フロー

再生資源の利用に関する計画

再生資源の種類	供給量	流通主体（販売主体・運搬主体）	利用先

再生資源の利用促進方策

農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール

農業集落排水処理施設の循環促進に関する考え方

地区名	処理水再利用施設の種類	施設整備年次	利用先

※別紙４－１運用２第１の２の(1)において、太陽光発電施設の整備を単独で行う場合にあっては、資源循環促進計画の作成、資源循環促進計画の概要表の作成及び提出は省略できるものとする。

様式第○号

農業集落排水資源循環促進計画概要表

都道府県名		市町村名	

農業集落排水汚泥処理の現状

処理区名	発生汚泥量（m３/年）	汚泥処理方法	汚泥運搬方法	農地還元面積(ha)				
				水田	畑	樹園地	その他	計
○○	○△（○○%）	焼却埋立処分	バキュームカー					
△×	△△（○△%）	〃	〃					
	（　）							
	（　）							
	（　）							

その他有機物資材の処理の現状

有機物資材名	発生量(m３/年)	処理方式
浄化槽発生汚泥	○○m３/年[×m３/年](○△%)	焼却処分
その他汚水処理施設発生汚泥	○m３/年[○m３/年](○×%)	焼却処分
稲ワラ・モミガラ等	モミガラ○○m３/年	焼却又は農地還元
その他有機物資材	○×m３/年	〃
	[　　](　　)	
	[　　](　　)	
	[　　](　　)	

農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針

集排汚泥循環利用に関する基本方針

○全地区から発生する汚泥をメタン発酵し、発電・熱回収することにより有効活用を図るほか、コンポスト化による緑農地還元を行う。
○全地区から発生する汚泥を炭化し、土壌改良材として緑農地還元を行う。　　等

対象汚泥等

処理区名	汚泥処理量	副資材（資材名、処理量）	処理形態
○○地区	○○m３/年	生ゴミ○○m３/年	消化ガス発電
○○地区	○○m３/年	剪定枝□□m３/年	＋コンポスト
□□地区	□□m３/年	生ゴミ□□m３/年	炭化
××地区	××m３/年	－	焼却

農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画

施設名(処理形態)	施設整備年次	製品量	事業名	資源化フロー
消化ガス発電＋コンポスト施設	H○	○kg/日	本事業	○汚泥を資源化するまでのフローを記入（処理形態ごとにフローを整理）
炭化施設	H○○	○kg/日	○○事業	

再生資源の利用に関する計画

再生資源の種類	供給量	流通主体（販売主体・運搬主体）	利用先
コンポスト	○kg/日	○○農協	農地（畑地○○ha）公園
炭化	○kg/日	△△社	

再生資源の利用促進方策

○再生資源の利用促進に向けた施策を記入（利用促進体制、利用者の合意形成方法、安全確認方法等）

汚泥循環利用のスケジュール

○汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入
（再生資源の利用促進方策、資源循環施設整備、普通肥料登録等に係るスケジュール）

農業集落排水処理施設の循環促進に関する考え方

○処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入

地区名	処理水再利用施設の種類	施設整備年次	利用先
○○地区	貯留槽	H○年	農地

様式第１号

農業集落排水資源循環促進計画概要表

項　目	内　容	記　入　要　領
都道府県名、市町村名		都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。
農業集落排水汚泥処理の現状	農業集落排水施設	既に供用開始している農業集落排水施設について記入する。 発生汚泥量は、１年間に引き抜きを行った汚泥量を記入する。（　）には汚泥の含水率を記入する。 汚泥処理方法は、し尿処理施設での焼却処分、コンポスト化による農地還元等を簡潔に記入する。 農地還元面積は、汚泥処理方法が農地還元の場合に、対象となる農地面積を記入する。
その他の有機物資材の処理の現状	浄化槽発生汚泥	浄化槽等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。［　］には将来予測される発生汚泥量を記入する。（　）には汚泥の含水率を記入する。
	その他汚水処理施設発生汚泥	漁業集落排水施設、小規模集合排水処理施設等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。［　］には将来予測される発生汚泥量を記入する。（　）には汚泥の含水率を記入する。
	稲ワラ、モミガラ等	農業集落排水施設より発生する汚泥（以下、集排汚泥と言う。）の循環利用に当たって、活用可能な稲ワラ、モミガラ等の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	家畜ふん尿	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な家畜ふん尿の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	その他有機物資材	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な有機物資材（食物残さを含む。）の発生量及び現在の処理方法を記入する。

様式第１号

項　目	内　容	記　入　要　領
農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針		集排汚泥循環利用に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。
	対象となる農業集落排水汚泥等	集排汚泥の処理の将来構想について、対象となる地区ごとに、集排汚泥の処理形態及び処理量を記入する。 また、併せて処理する有機物資材名及び処理量を記入する。
	農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画	汚泥の循環利用を目的とした施設毎に、施設整備年次、再生資源の種類・量及び施設整備の事業名を記入する。 また、各農業集落排水施設からの汚泥を資源化するまでのフローを記入する。 他の有機物資材を併せて処理する場合には、そのフローも記入する。 複数市町村による広域な循環利用を行う場合には、当該市町村に係るもののみ記載することとする。 詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。
	再生資源の利用に関する計画	再生資源の利用に関する計画を記入する。記入に当たっては、再生資源の種類、供給量、流通主体（販売主体、運搬主体）及び利用先を記入する。 詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。
	再生資源の利用促進方策	再生資源の利用促進に向けた施策を記入する。記入に当たっては、利用促進体制、利用者の合意形成方法及び安全性確認方法等を明確にする。
	農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール	汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入する。記入に当たっては、再生資源の利用促進方策や資源循環施設整備及び普通肥料登録（農地還元する場合）に係るスケジュール等を明確にする。
農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方		処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。 処理水再利用施設を整備する場合には、地区毎に処理水再利用施設の種類、施設整備年次及び利用先を記入する。

様式第２号の１

令和　年度新規　　農業集落排水事業計画概要表（総括表）

地区名		所在地	
処理区名		該当集落名	
目的			

地区の現況

社会・経済の現況

事業計画区域面積	農用地面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農業地域類型	主要農産物

形態別集落数	密居	集居	散居	散在	計	ほ場整備率	上水道整備率
						％	
						道路整備率 ％	％

水需給状況	
し尿処理の現況	生活雑排水の放流経路の現況

集落排水の現況

処理方式	構成比率		放流経路パターン	構成比率
くみ取り	％	1	家庭 →集落内水路 →農業用水路 →河川，海	％
自家処理	％	2	家庭 →集落内水路 →農業用水路 →閉鎖性水域	％
水洗	％	3	家庭 →集落内水路 →公共用水域	％
その他	％	4	家庭（　　）	％

汚水放流先の水域類型	指定の有無	水域名	当該類型	達成期間	指定年月日
	有・無				

汚濁の状況	観測点	流量 m³/S	pH	BOD	COD	SS	DO	T-N	T-P	畜産排水の有無
										有・無
										有・無
										有・無

被害状況	農業生産被害		（被害面積率）	農業用施設被害	有・無
	有・無	ha	全農地面積の　％	生活環境被害	有・無

施設計画の概要

処理施設

敷地面積	処理計画量 計画人口	計画戸数	その他	処理水の放流先	高度処理の有無
m²	人	戸			有・無

計画日平均汚水量	計画流入水質 BOD	SS	T-N	T-P	計画放流水質 BOD	SS	T-N	T-P
m³/日								

資源循環施設

汚泥循環利用施設	利用目的	汚泥処理量	処理形態	再生資源量	施設名
		m³/年		m3/年	

処理水循環利用施設	利用目的	管路施設	ポンプ施設	その他循環利用のための施設	施設名
		ｋｍ	箇所		数量

その他の施設

管路施設		雨水排水施設	
概略延長	ポンプ必要箇所	路線数	概略延長
（　　）m	箇所	本	m

附帯施設

施設名	数量等		その他	
農業集落道	延長　m	幅員　m	施設名	数量
水洗化用　水	延長　m	供給水量　m3/日		
周辺環境配慮施設	箇所	面積　ｍ２		

汚泥処理計画及び処分計画

費用の概算

事業費

工種	事業費（百万円）	単価 千円/m，m³	事業主体	負担区分 国	都道府県	市町村	その他	受益者
処理施設				％	％	％	％	％
管路施設								
雨水排水施設								
ポンプ施設								
資源循環施設								
附帯施設								
その他								
小計 単独分(a)								
計　(b)								

維持管理費

区分	年間管理費（千円/年）	単価（円/人）	維持管理主体	負担区分 都道府県	市町村	その他	受益者
運転経費				％	％	％	％
償却費							
計							

資金計画

補助残	非補助分 単独分	家庭内施設	受益者負担金	建設費（千円/戸）	維持管理費（千円/戸）

効用

効果項目	年総効果額（千円）	費用対効果
作物生産効果等		
農業労働環境改善効果		
生活環境改善効果等		
公共用水域水質保全効果等		
合計		

工期

着工年度	完了予定年度	着工から完了までの期間

関連事業

事業名	事業主体	総事業費（千円）	工事進捗率	事業量及び本事業との関連
			％	

備考

(a)／(b)×100＝　　％

同意状況（　月　日現在）	別紙４－２取扱い２ 第５の１の(1)	％	別紙４－２取扱い２ 第５の１の(2)	％

＊BOD、COD、SS、DO、T-N、T-P の単位は ppm とする

農業集落排水事業計画概要表（総括表）

項　目	記　入　要　領	備　考
地区名、処理区名	処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。 本事業で整備する処理区がひとつの場合には最上段（　）内に総括表と記入し、複数の場合には処理区別と記入する。 地区名と処理区名にはふりがなをつける。	
所在地	都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。	
当該集落名	対象集落名を記入する。	
目的	各処理区における本事業を実施する必要性、緊急性及び効果を簡潔に記述する。	
地区の現況 社会・経済の現況	(1)　最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。 (2)　事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。 (3)　集落圏とは別紙４－１運用２第３の２に掲げる区域をいう。 (4)　ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。 (5)　道路整備率については、１、２級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。 (6)　上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。 (7)　配水施設を整備する場合にあっては、渇水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。	
集落排水の現況	(1)　し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。 (2)　生活雑排水の放流経路については、１から３までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（１から３までに該当しない場合には、４の（　）内にその経路を記入する。） (3)　汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路途上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。 (4)　汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。	

項　目	記　入　要　領	備　考
	(5)　畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。	
費用の概算 事業費	(1)　工種ごとの事業費を記入する。 (2)　工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設その他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。 (3)　m^3当たりの単価については、計画１日最大汚水量当たりの単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総 延長当たりの単価（千円／m）を記入する。 (4)　負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。	
維持管理費	(1)　運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。 (2)　単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。 (3)　負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分しその各々につき記入する。	
関連事業	宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要を記入する。	
同意状況	各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を％で記入する。	
施設計画の概要 処理施設	(1)　処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口（換算値）の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、１施設を１戸と算定する。 (2)　処理水の放流先については、「農業排水路を経て○○に放流する」等放流先を記入する。 (3)　高度処理（通常処理の BOD、SS を超える処理又は T-N、T-P 等についての処理）が必要な地区については、その有無を記入する。	
資源循環施設	汚泥循環利用施設を整備する場合にあっては、利用目的（農地還元、熱回収等）及び汚泥処理施設の概要を記入する。 処理水循環利用施設を整備する場合にあっては、処理水の利用目的（農業用水、水洗用水、環境用水等）及び循環利用施設の概要を記入する。	

様式第２号の１

項　目	記　入　要　領	備　考
その他の施設	(1)　管路施設については、管路及び暗渠の概略延長並びにポンプ施設の概略の必要箇所数を記入する。 （　）内に単独分の値を内数で記入する。 (2)　雨水排水施設については、その計画路線数及び概略延長について記入する。 (3)　附帯施設については、処理施設に附帯する農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設のほか、管理施設、放流施設、脱水施設等の施設名及びその数量等を記入する。	
汚泥処理及び処分計画	汚泥の処理・処分及び搬送方法を記入する。また、汚泥処理施設を導入する場合はその概略を記入する。	
資金計画 受益者負担	資金の借入れ先等を記入する。 単独分を含む全体の事業費に対する受益者負担額を記入する。	
効用	(1) 作物生産効果等 作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果（農業用用排水施設）、地域資源有効利用効果の合計を記入する。 (2) 生活環境改善効果等 生活環境改善効果、維持管理費節減効果（農業生産以外）の合計を記入する。 (3) 公共用水域水質保全効果等 公共用水域水質保全効果、農村空間快適性向上効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。	
工期	工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。	
備考	前項までに記載されていない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記入する。例えば、都道府県が条例で上乗せ、横乗せ排水基準を定めている場合にはその条例名及び排水基準を記入し、事業計画区域内の単独分及び各戸の個人負担となる排水施設の整備については、市町村、維持管理主体等がどのような普及活動又は助成措置を講ずるかを記入し、汚水の放流に際しての各種の協議調整については、その状況を簡潔に記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合［（ａ）／（ｂ）×１００％］を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。	

様式第２号の２

令和　年度新規　　農業集落排水事業計画概要表

地区の現況

地区名	処理区名	当該集落数	所在地

社会・経済の現況

事業計画区域面積	農用地面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農業地域類型	主要農産物

形態別集落数	密居	集居	散居	散在	計	ほ場整備率	上水道整備率
						％ 道路整備率　％	％

水需給状況	

農業集落排水の現状

し尿処理の現況		生活雑排水の放流経路の現況		
処理方式	構成比率	放流経路パターン		構成比率
くみ取り	％	1	家庭 →集落内水路 →農業用水路 →河川，海	％
自家処理	％	2	家庭 →集落内水路 →農業用水路 →閉鎖性水域	％
水洗	％	3	家庭 →集落内水路 →公共用水域	％
その他	％	4	家庭（　　）	％

汚水放流先の水域類型	指定の有無	水域名	当該類型	達成期間	指定年月日
	有・無				

汚濁の状況	処理区名	観測点	流量 m³/日	pH	BOD	COD	SS	DO	T-N	T-P

費用の概算

事業費

工種	事業費（百万円）	単価 千円/m,m³	事業主体	負担区分 国	都道府県	市町村	その他	受益者
処理施設				％	％	％	％	％
管路施設								
雨水排水施設								
ポンプ施設								
資源循環施設								
附帯施設								
その他								
小計								
単独分(a)								
計　(b)								

維持管理費

区分	年間管理費（千円/年）	単価（円/人）	維持管理主体	負担区分 都道府県	市町村	その他	受益者
運転経費 償却費				％	％	％	％
計							

関連事業

事業名	事業主体	総事業費（千円）	工事進捗率	事業量及び本事業との関連
			％ ％	

同意状況　（　月　日現在）	別紙４－２取扱い２ 第５の１の(1)	％	別紙４－２取扱い２ 第５の１の(2)	％

施設計画の概要

処理施設の概要

敷地面積	処理計画量 計画人口	計画戸数	その他	処理水の放流先	高度処理の有無
m²	人	戸			有・無

処理区名	計画日平均汚水量	計画流入水質 BOD	SS	T-N	T-P	計画放流水質 BOD	SS	T-N	T-P
	m³/日 m³/日 m³/日								

資源循環施設の概要

汚泥循環利用施設の概要 処理区名	処理形態	汚泥処理量	再生資源量	処理水循環利用の概要 処理区名	利用目的	管路施設	ポンプ施設

その他循環利用のための施設	施設名	数量

その他の施設の概要

管路施設 処理区名	概略延長	雨水排水 処理区名	概略延長	路線数
	（　　）m （　　）m （　　）m （　　）m （　　）m			

ポンプ施設 処理区名	必要箇所概数	付帯施設 施設名	処理区名	数量
	箇所 箇所 箇所 箇所	農業集落道 水洗化用水施設 周辺環境配慮施設 その他		

効用

効果項目	年総効果額（千円）	費用対効果
作物生産効果等 農業労働環境改善効果 生活環境改善効果等 公共用水域水質保全効果等 合計		

工期

着工年度	完了予定年度	着工から完了までの期間

備考

(a)／(b)×＝　　％

BOD、COD、SS、DO、T-N、T-P の単位は ppm とする

様式第２号の２

農業集落排水事業計画概要表

項　目	記　入　要　領	備　考
	本事業では、整備する処理区が複数ある場合に作成する。	
地区名、処理区名	処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。 地区名と処理区名にはふりがなをつける。	
当該集落名	対象集落名を記入する。	
所在地	都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。	
地区の現況 社会・経済の現況	(1)　最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。 (2)　事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。 (3)　集落圏とは別紙４－１運用２第３の２に掲げる区域をいう。 (4)　ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。 (5)　道路整備率については、１、２級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。 (6)　上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。 (7)　配水施設を整備する場合にあっては、渇水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。	
集落排水の現況	(1)　し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。 (2)　生活雑排水の放流経路については、１から３までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（１から３までに該当しない場合には、４の（　）内にその経路を記入する。） (3)　汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路途上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。 (4)　汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。	

様式第２号の２

項　目	記　入　要　領	備　考
	(5)　畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。	
費用の概算 事業費	(1)　各工種ごとの事業費を記入する。 (2)　工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。 (3)　m^3当たりの単価については、計画１日最大汚水量当たりの 単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総延長当たりの単価（千円／ｍ）を記入する。 (4)　負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。	
維持管理費	(1)　運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。 (2)　単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。 (3)　負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分しその各々につき記入する。	
関連事業	宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要及び関連する処理区名を記入する。	
同意状況	各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を％で記入する。	
施設計画の概要 処理施設	(1)　処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口（換算値）の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、１施設を１戸と算定する。 (2)　処理水の放流先については、「農業排水路を経て○○に放流する」等放流先を記入する。 (3)　高度処理（通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、T-P等についての処理）が必要な地区についてはその有無を記入する。	

様式第２の２

項　目	記　入　要　領	備　考
資源循環施設の概要	(1)　汚泥処理施設を整備する場合にあっては、汚泥処理施設の概要を記入する。 (2)　処理水循環利用施設を整備する場合にあっては、循環利用施設の概要を記入する。 (3)　ポンプ施設については、各処理区ごとにその概略の必要箇所数を記入する。	
その他の施設の概要	(1)　管路施設については、各処理区ごとに管路及び暗渠の概略延長を記入する。（　）内に単独分の値を内数で記入する。 (2)　雨水排水路については、各処理区ごとにその計画路線数及び概略延長について記入する。 (3)　附帯施設については、農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設の概要を記入する。	
効用	(1) 作物生産効果等 作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果（農業用用排水施設）、地域資源有効利用効果の合計を記入する。 (2) 生活環境改善効果等 生活環境改善効果、維持管理費節減効果（農業生産以外）の合計を記入する。 (3) 公共用水域水質保全効果等 公共用水域水質保全効果、農村空間快適性向上効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。	
工期	工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。	
備考	各処理区のなかで特に重要な事項がある場合にその内容を記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合［（ａ）／（ｂ）× １００％］を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。	

様式第２号の２の１

計　画　構　想　図

位置図

Ｓ＝１：

凡　　例		
集　　落　　圏		
事業計画区域		
施設計画	処理施設	
	管路施設	
	ポンプ施設	

様式第２号の２の２

令和　年度新規　　農業集落排水事業〔機能強化対策〕概要表

①既存農業集落排水施設の概要

地区名		所在地	
処理区名		該当集落名	
着手年度		完了年度	
処理形式		評定認定年月日	年　月　日

処理施設の概要

敷地面積（m²）	処理計画量			処理水の放流先	高度処理の有無
	計画人口	計画戸数	その他		
					有・無

計画日平均汚水量（m³/日）	処理計画量				計画放流水質			
	BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P

事業費（実績）・事業の内容

工種	事業量	事業費（百万円）
処理施設		
管路施設	m	
雨水排水施設	m	
ポンプ施設	基	
資源循環施設		
附帯施設		
その他		
小計		
単独分		
計		

分担金・使用料

条例制定年月日	年　月　日
分担金	
使用料	

維持管理の状況

供用開始年月日	年	月	日
使用率	計画人口比	%	
	計画戸数比	%	
維持管理条例制定年月日			

管理内容	実施回数（年）	管理者	年間費用（過去３年間の実績平均）
日常管理			
巡回管理			
その他			
計			

備考

②機能強化対策事業の概要

地区の状況

	事業計画区域面積	農用地面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数
現計画						
改築計画						

同意状況（　月　日現在）	別紙４－２取扱い２第５の１の(1)	%	別紙４－２取扱い２第５の１の(2)	%

処理施設改修の概要

敷地面積（m²）	処理計画量		
	計画人口	計画戸数	その他

計画日平均汚水量（m³/日）	計画流入水質				計画放流水質			
	BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P

本事業・事業の内容

工種	事業量	事業費	事業主体	
			実施予定期間	
処理施設			負担区分	
管路施設				事業費 / 負担割合
雨水排水施設			国	%
ポンプ施設			都道府県	%
資源循環施設			市町村	%
附帯施設			その他	%
その他			受益者	%
小計				
単独分				
計				

機能強化対策の概要

・BOD、COD、SS、DO、T-N、T-P の単位は ppm とする

様式第３号

事　業　施　行　申　請　書

都道府県知事　殿

○○○○

○○地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業を○○県（道、府、都）営事業として施行していただきたく申請します。

様式第４号

事　業　実　施　申　請　書

都道府県知事　殿

○○○○

○○地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業を実施いたしたく、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第４の２に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

地　区　名

（１）　資源循環促進計画概要表

（２）　事業計画概要表

（３）　事業計画書

様式第４号の２

事 業 計 画 承 認 通 知 書

○○○○　　殿

都 道 府 県 知 事

令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で申請のあった○○地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業の事業計画については、これを承認したので通知する。

様式第５号

事　業　実　施　計　画　報　告　書

農 村 振 興 局 長
地 方 農 政 局 長　　殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事

○○地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業を実施いたしたく、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第４の１［２］に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

地　区　名
　１　資源循環促進計画概要表
　２　事業計画概要表

（注）［　］は県営事業以外の場合

様式第６号

事　業　計　画　変　更　承　認　申　請　書

都道府県知事　殿

○○○○

○○地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業の事業計画を変更したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第４の３に基づき、下記調書を添えて申請します。

記

１　地　区　名
２　事業計画概要表（変更）
　事業計画概要表の様式により、変更に係る項目については、上段（　）　書きで変更前を記載する。

様式第７号

事　業　計　画　変　更　承　認　通　知　書

○○○○　　殿

都道府県知事

令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で申請のあった○○地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業の事業計画の変更については、これを承認したので通知する。

様式第７号の２

事　業　計　画　変　更　手　続　報　告　書

農村振興局長
地方農政局長　　殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事

○○地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(1)の事業の事業計画の変更については、今般別紙のとおり手続が完了したので報告する。

様式第７号の２の別紙

<table>
<tr><td>地区名</td><td></td><td>局　名</td><td></td><td rowspan="2">所在地</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の経緯</td><td>着手年度</td><td>着工年度</td><td colspan="2">変更計画確定
年月日</td><td colspan="2">○年までの進捗率
（変更事業費ベース）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

項　目	現計画	変更計画	増△減	備　　考
計画人口				
計画戸数				
事業費				
工　期				
投資効率				
変更の要旨				

変更項目 及び要件	項　目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

※事業計画概要表（変更）を添付する。

事業計画概要表（変更）は、事業計画概要表の様式により、変更に係る項目については、上段（　）書きで変更前を記載する。

様式第８号

農業集落排水事業・公共浄化槽等整備推進事業［個別排水処理施設整備事業］
連携計画

都道府県名		市町村名	
対象地域の考え方			

集落における し尿処理の現況	処理方式	くみ取り	自家処理	水洗	その他
	構成比率				

家屋間の最大距離	
最大距離の考え方	
汚泥処理計画	

事業名		農業集落排水事業	公共浄化槽等整備推進事業 ［個別排水処理施設整備事業］
地区名			
処理区名			
事業主体			
総事業費			
工期			
供用開始予定			
財源内訳	国		
	都道府県		
	市町村		
	その他		
	受益者		

事業費の内訳及び処理人口等

事業費の内訳

処理施設	
管路施設	
雨水排水施設	
資源循環施設	
附帯施設	
その他	
単独分	
計	

事業費の内訳

年度	基数	事業費

計画人口等

計画戸数	
計画人口	
現況人口	

処理人口等

全基数	
処理人口	

維持管理主体		

（注）〔　〕は個別排水処理施設整備事業の場合とする。

様式第８号

農業集落排水事業・公共浄化槽等整備推進事業［個別排水処理施設整備事業］
連携計画

項　　目	記　入　要　領	備　　考
対象地域の考え方	事業計画区域の経済性、地域性等の観点からの一体性について記入する。 なお、計画平面図を併せて添付すること。 計画平面図は、集合処理区域のほか、合併処理浄化槽への切替家屋を明示すること。	
家屋間の最大距離	農業集落排水施設と浄化槽の整備区域を区分するために基本となった家屋間の最大距離について記入する。	
最大距離の考え方	家屋間の最大距離決定の根拠について記入する。	
汚泥処理計画	農業集落排水施設及び浄化槽から発生する汚泥の処理計画について記入する。	
事業名	環境省所管の公共浄化槽等整備推進事業又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業のどちらかを記入する。	
供用開始予定	浄化槽については、連携事業計画に位置づけられている施設が全て設置済みになる時期を供用開始予定年度とする。	
財源内訳	金額（千円単位）で記入する。	
事業費の内訳	千円単位の事業費で記入する。	
処理人口	浄化槽の処理人口は、現況人口で記入する。	

様式第９号

都道府県知事　殿

○○○○

事業実施申請書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(2)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第５に基づき申請します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費（千円）	備　考

（注）調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第 10 号

都道府県知事　殿

○○○○

事業実施申請書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(2)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第５に基づき申請します。

記

市町村名	地区名 （処理区名）	建設工期	対象施設	事業費（千円）	備　考

（注）計画一般図（最終）を添付のこと。

様式第 11 号

農 村 振 興 局 長
○ ○ 農 政 局 長　殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事名

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(2)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第５に基づき報告します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費（千円）	備　考

（注）調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第 12 号

農 村 振 興 局 長
○ ○ 農 政 局 長　殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事名

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(2)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第５に基づき報告します。

記

市町村名	地区名 （処理区名）	建設工期	対象施設	事業費（千円）	備　考

（注）計画一般図（最終）を添付のこと。

様式第 13 号

最適整備構想

令和　　年　　月

○○県○○市、○○町、○○村

＜最適整備構想　目次＞

１．施設現況調書
（１）農業集落排水施設整備状況（平面図を添付すること）
①完了地区、②実施中の地区
（２）施設管理状況及び課題

２．施設機能診断
（１）施設機能診断調査
（２）施設機能診断評価

３．対策方法、工事内容
（１）対策工法
（２）機能保全コスト算定
（３）対策時期

様式第 14 号

事 業 計 画 書 （ 市 町 村 名 ）

１．最適整備構想（機能診断を含む）の策定

(1)対象地区一覧

（ふりがな） 地区名	（ふりがな） 処理区名	計画人口 （人）	建設工期 （経過年数）	備考

※１地区当たり複数の処理区がある場合は、１処理区当たり１行で記入

(2)対象施設数計

種類 処理区名	処理施設 （箇所）	管路施設 （ｋｍ）	ポンプ施設 （箇所）	その他 （箇所）	備考
計					

２．事業費等

機能診断に要する経費①　　：

最適整備構想策定に要する経費②：

計（①＋②）　：

事業実施期間　　：令和　年度～令和　年度（　か年）

３．計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

様式第 15 号

事業実施計画報告書

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

管内○○市において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(3)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第６の１に基づき、事業計画書を添付して報告します。

記

市町村名	事業内容	事　業　費	備　　考
		千円	

様式第 16 号

事業計画変更報告書

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(3)の事業の事業計画を変更したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第６の３により報告します。

記

１　地区名
２　事業計画書（変更）

※　変更に係る項目については、上段括弧書きで変更前を記載する。

様式第 17 号

令 和 ○ ○ 年 度　　事 業 実 施 結 果 報 告 書

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

市町村長

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(3)の事業について、下記のとおり事業を実施したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第９に基づき報告します。

記

１．市町村名

２．最適整備構想（機能診断を含む）対象施設調書

(1)対象地区一覧

（ふりがな） 地区名	（ふりがな） 処理区名	計画人口 （人）	建設工期 （経過年数）	備考

(2)対象施設数計

種類 処理区名	処理施設 （箇所）	管路施設 （ｋｍ）	ポンプ施設 （箇所）	その他 （箇所）	備考
計					

※　最適整備構想を添付すること。

別紙５（農業用水保全の森づくり事業に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のアの(ｵ)に掲げる農業用水保全の森づくり事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　事業内容

森林は、水源涵養機能や土砂流出防止機能等を有しており、農業用水の安定的な供給等に重要な役割を果たしていること、及び地球温暖化の防止に向け森林吸収量を最大限確保するためには森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にあることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、ダム、ため池、頭首工、揚水機等の農業用水の供給を目的に設置された農業用水を貯留又は取水する施設（以下この別紙において「貯水池等」という。）への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域（以下この別紙において「水源地域」という。）において行うもの（以下この別紙において「森林の整備事業等」という。）、及び貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、水源地域の森林の周辺農地に介在する耕作放棄地において行う植林等（以下この別紙において「耕作放棄地対策」という。）について、都道府県及び市町村に対し、国が助成を行う制度を定めるものである。

また、農業用水保全の森づくり事業（以下この別紙において「森づくり事業」という。）とは、次に掲げる農業用水関連特定森林整備事業（以下この別紙において「特定事業」という。）及び耕作放棄地対策をいう。

１　特定事業

ア　対象地域

特定事業の対象地域は、次に掲げるア及びイを満たす水源地域とする。

(ｱ) 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること。

(ｲ) 当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源涵養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること。

イ　事業内容

特定事業とは、アの地域において、別紙６（森林整備事業に係る運用（以下この別紙において「森林整備運用」という。））第２の１から４及び森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年３月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）の第２の２に規定する事業に準じて、造林及び林道の開設又は拡張を実施する森林の整備事業等とする。

２　耕作放棄地対策

ア　対象地域

耕作放棄地対策の対象地域は、別紙４-1農村整備に係る運用（以下この別紙において「農村整備運用」という。）の運用１第４の１の(2)のイに定める保全管理区域内における耕作放棄地及びそれと一体的な整備が必要な農地（以下この別紙において「耕作放棄地等」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(ｱ) 当該耕作放棄地等が水源地域内にあること。

(ｲ) 当該耕作放棄地等の転用が確実に行われる見込みであること。

(ｳ) 耕作放棄地対策の実施により造成される森林が、森林法（昭和26年法律第249号）第５条第１項の規定に基づき都道府県が策定する地域森林計画の対象となる森林の要件を満たすことが確実であると見込まれること。

イ　事業内容

耕作放棄地対策は、アの地域において農村整備運用の別表４の特認事業により、植林及びそれと一体的に行う必要がある取組を実施する事業とする。

第３　基本方針等

１　基本方針等の策定

(1) 都道府県知事は、特定事業を実施しようとするときは、第２の１のアの対象地域ごとに、別記様式第１号により特定事業の基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）を策定するものとする。

なお、基本方針の策定に当たっては、土地改良区、水利組合その他特定事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

(2) 都道府県知事又は市町村長が耕作放棄地対策を実施しようとするときは、当該耕作放棄地が水源地域内にあること、及び植林後に地域森林計画への編入が見込まれることについて確認するため、都道府県知事は当該耕作放棄地にかかる水源地域ごとに、別記様式第２号により耕作放棄地の利用計画（以下この別紙において「利用計画」という。）を策定するものとする。

(3) 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　水源地域の概要

イ　貯水池等と水源地域の状況

ウ　整備の基本方針等

(4) 利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　基本事項

イ　水源地域内の耕作放棄地の利用計画等

ウ　地域森林計画への編入の確実性の確認

２　基本方針等の提出

(1) 都道府県知事が特定事業の実施に当たって国の助成を受けようとするときは、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長。以下この別紙において同じ。）に別記様式第３号により基本方針を提出するものとする。

(2) 地方農政局長は、知事から基本方針の提出があったときは、別記様式第４号により農村振興局長に報告するものとする。

(3) 都道府県知事又は市町村長が耕作放棄地対策を実施するときは、農村整備運用の運用１第５の１の実施計画概要表等の提出に際して利用計画を添付するものとする。

第４　事業実施期間

本事業の実施期間は、令和９年度までとする。

第５　助成

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し森づくり事業に要する経費について助成することができるものとし、対象となる経費については次のとおりとする。

１　特定事業のうち森林整備運用第２の１から４に規定する事業に準じて実施するものについては、森林整備運用第６の１及び２の規定を準用するものとする。

２　特定事業のうち環境保全要綱第２の２に規定する事業に準じて実施するものについては、環境保全要綱第４の規定を準用するものとする。

３　耕作放棄地対策については、農村整備運用の運用１第９の規定を準用するものとする。

第６　実施要件

１　特定事業の実施に当っては、特定事業と同種の森林の整備及び保全に係る事業に係る実施要件に適合するものとする。

２　耕作放棄地対策の実施に当っては、農村整備運用に定める内容に適合するものとする。

第７　その他

１　事業計画の作成等森づくり事業の実施に必要な事項については、特別の定めがある場合を除くほか、第２において準ずることとされた事業のうち特定事業については森林整備運用及び環境保全要綱を、耕作放棄地対策については農村整備運用の規定を準用するものとする。

２　耕作放棄地対策において、市町村長は、農村整備運用の運用１第４(2)の整備計画を作成するときは、都道府県知事が作成する利用計画との整合について事前に十分な調整を図るものとする。

３　水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年４月３日付け17農振第201

5号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を図ること等により、本耕作放棄地対策を効率的かつ効果的に推進するものとする。

４　この事業の実施については、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に定めるところによる。

第８　経過措置

１　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年４月１日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別表１の１の(1)のシに基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

２　１により移行された地区の取扱いについては、別段の定めがあるものを除き、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。

３　地域自主戦略交付金交付要綱別紙24の第２の規定に基づいて、平成24年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

〔別記様式第１号〕

農業用水保全の森づくり事業の基本方針

１．水源地域の概要

１）地域名		２）都道府県名	
３）森林計画区名			
４）水源地域の関係市町村名			
５）貯水池等の概要			
名称（所在地）	構造等	利用水量	受益面積（受益地）
６）位置図	別添のとおり		

２．貯水池等と水源地域の状況

１）貯水池等の状況
２）水源地域の状況

３．整備の基本方針等

１）期待する効果
２）整備の方針

［記載要領］

１．水源地域の概要

１）地域名

貯水池及び頭首工等取水施設の集水地域及びその農業用水の受益地を包含する地域を総称する名称を記載する。（河川流域名、農業用水の名称等）

３）森林計画区名

当該地域を包含する森林計画区名（平成３年７月２５日農林水産省告示９７２号「森林法第の規定に基づき、森林計画を定める件」）を記載する。

４）水源地域の関係市町村名

水源地域の市町村名を記載する。

５）貯水池等の概要

水源地域からの水の供給を受ける貯水池及び頭首工等取水施設、それら施設の直接の水源となる河川等について以下の事項を記載する。

・貯水池や頭首工等

名称及び所在地、構造等、利用水量（最大取水量、年間利用水量等の利水状況を表す数値）、受益面積及び受益地の市町村名を記載する。

・施設の水源となる河川等

名称、河川等級（構造欄）を記載する。（利用水量、受益面積欄は記載不要）

６）位置図

水源地域として位置づけられる区域、水源地域を集水域とする河川、貯水池等、貯水池等の受益地の位置関係が判る図面を添付する。

２．貯水池等と水源地域の状況

１）貯水池等の状況

貯水池及び頭首工等取水施設の現況、利水に関する状況（取水実態、農業生産の動向、特性等）と課題等について、土地改良区等の特定事業と密接な関係を有する団体からの意見の聴き取り結果を踏まえて、簡潔に記載する。

２）水源地域の状況

上記施設に係る水源地域の森林の状況等（森林（保安林）面積）、自然的特性（地形、地質、気象）等について、簡潔に記載する。

３．整備の基本方針等

１）期待する効果

期待する効果（水源のかん養、土砂流出の防止等）について、簡潔に記載する。

２）整備の方針

上記を踏まえ、本事業の整備方針について、対象の貯水池等において農業農村整備事業が実施されている場合にはこれも含め、簡潔に記載する。

〔別記様式第２号〕

耕作放棄地の利用計画

１．基本事項

１）地域名		２）都道府県名	
３）森林計画区名			
４）水源地域の関係市町村名			
５）整備対象の耕作放棄地がある市町村名			
６）貯水池等の概要			
名称（所在地）	構造等	利用水量	受益面積（受益地）
７）位置図	別添のとおり		

２．水源地域内の耕作放棄地の利用計画等

１）耕作放棄地及び周辺地域・森林の概要	２）耕作放棄地周辺の地域の営農状況
３）耕作放棄の原因とその影響	４）耕作放棄地の全般的な利用計画
５）植林を通じた水源地域内の耕作放棄地の利用計画	
６）耕作放棄地周辺における土地利用計画	

（単位：ha）

	田	畑	樹園地	採草放牧	山林原野	計①	①のうち耕作放棄地面積②	②のうち植林実施面積	備考
現況地目 計画地目									

＊備考については、現況の耕作放棄地のうち、植林しない耕作放棄地についてその面積と利用概要を記載。

３．地域森林計画への編入の確実性の確認

１）　耕作放棄地周辺の森林に係る地域森林計画における位置づけ
２）　地域森林計画への編入を見据えた耕作放棄地における植林の実施内容
３）　土地利用の変更に係る必要な手続きについて ａ，土地所有者、周辺耕作者との調整状況 ｂ，行政機関との調整状況 ｃ，今後の各種必要な手続きの実施予定
４）地域森林計画への編入手続き等について ａ，地域森林計画に係る調整状況 ｂ，市町村森林整備計画に係る調整状況 ｃ，今後の各種必要な手続きの実施予定
５）　地域森林計画への編入に向けた今後の全体スケジュール

［記載要領］

１．基本事項

１）地域名

貯水池及び頭首工等取水施設の集水地域及びその農業用水の受益地を包含する地域を総称する名称を記載する。（河川流域名、農業用水の名称等）

３）森林計画区名

当該地域を包含する森林計画区名（平成３年７月２５日農林水産省告示９７２号「森林法の規定に基づき森林計画区を定める件」）を記載する。

４）水源地域の関係市町村名

水源地域の市町村名を記載する。

６）貯水池等の概要

水源地域からの水の供給を受ける貯水池及び頭首工等取水施設、それら施設の直接の水源となる河川等について以下の事項を記載する。

・貯水池や頭首工等

名称及び所在地、構造等、利用水量（最大取水量、年間利用水量等の利水状況を表す数値）、受益面積及び受益地の市町村名を記載する。

・施設の水源となる河川等

名称、河川等級（構造欄）を記載する。（利用水量、受益面積欄は記載不要）

７）位置図

水源地域として位置づけられる区域、耕作放棄地及びその周辺の森林の位置、水源地域を集水域とする河川、貯水池等、貯水池等の受益地等の位置関係が判る図面を添付する。

２．水源地域内の耕作放棄地の利用計画等

１）耕作放棄地及び周辺地域・森林の概要

耕作放棄地の各種緒元（位置、面積）、周辺での営農状況、周辺の森林の林況（面積、主な樹種等）の概要を記載する。

２）耕作放棄地周辺の地域の営農状況

耕作放棄地周辺における営農状況（面積、栽培作目、作付体系等）を記載する。

３）耕作放棄の原因とその影響

耕作放棄の状況が発生した時期やその要因、耕作放棄地が存在することによる周辺農地での営農に及ぼしている悪影響の概要を記載する。

４）耕作放棄地の全般的な利用計画

事業実施地区における耕作放棄地全体について、植林以外による対策も含めた全般的な利用計画を記載する。

５）植林を通じた水源地域内の耕作放棄地の利用計画

水源地域内の耕作放棄地対策として、当該耕作放棄地に植林を行うことについて、その背景や、有効性・必要性等を記載する。

６）耕作放棄地周辺における土地利用計画

農環事業運用に基づき実施する事業実施区域内の土地利用計画を記載する。

３．地域森林計画への編入の確実性の確認

１）耕作放棄地周辺の森林に係る地域森林計画における位置づけ

耕作放棄地周辺の森林が地域森林計画に位置づけられているか等について記載する。

２）地域森林計画への編入を見据えた耕作放棄地における植林の実施内容

１）との整合を踏まえ耕作放棄地における植林の実施に係る各種事項を記載する。

３）土地利用の変更に係る必要な手続きについて

a,土地所有者、周辺耕作者との調整状況

耕作放棄地を森林にするための植林の実施や地域森林計画への編入に当たって必要となる農地転用や農振除外等の手続きについて、土地所有者や周辺での営農者との調整状況について記載する。

b,行政機関との調整状況

各種手続きにおいて整理すべき事項、事務手続きに要する期間等についての確認・調整状況を記載する。

c,今後の各種必要な手続きの実施予定

上記 a,b に係る現在の調整状況を踏まえて、今後に把握・整理が必要な事項とその具体的な対処方針を箇条書きで整理して記載する。

４）地域森林計画への編入手続き等について

a,地域森林計画に係る調整状況

地域森林計画を取りまとめる林務担当との調整状況（植林をした耕作放棄地を地域森林計画に編入する際に整理が必要な事項や手続きの流れ等）を記載する。

b,市町村森林整備計画に係る調整状況

市町村森林整備計画を取りまとめる林務担当との調整状況（植林した耕作放棄地を地域森林計画に編入した後の市町村森林整備計画に係る整理が必要な事項や手続きの流れ等）を記載する。

c,今後の各種必要な手続きの実施予定

上記 a,b の現在の調整状況を踏まえ、今後、把握・整理が必要な事項とその具体的な対処方針を箇条書きで整理して記載する。

５）地域森林計画への編入に向けた今後の全体スケジュール

上記３）、４）の各ｃの事項を踏まえて、植林の実施、農地転用、農業振興地域の区域の変更、農業振興地域整備計画の変更（農用地区域の変更）等の必要な各種手続き、地域森林計画への編入時期等に係る今後の取組みスケジュールを整理して記載する。

〔別記様式第３号〕

番　　号
年　月　日

地方農政局長　殿
（北海道にあっては北海道開発局長）

都道府県知事名

農業用水保全の森づくり事業の基本方針（提出）

下記の地域において、農業用水保全の森づくり事業の基本方針を策定したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙５の第３の２に基づき提出します。

記

１．地域名

都道府県	地域名

２．基本方針　別添のとおり

〔別記様式第４号〕

番　　号
年　月　日

農村振興局長　殿

地方農政局長
（北海道にあっては北海道開発局長）

農業用水保全の森づくり事業の基本方針（報告）

下記の地域において、農業用水保全の森づくり事業の基本方針の提出があったので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙５の第３の２に基づき報告します。

記

１．地域名

都道府県	地域名

２．基本方針　別添のとおり

別紙６（森林整備事業に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のイの(ｱ)に掲げる森林整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　事業内容

森林は、国土の保全、水源の涵（かん）養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、より適切な整備を進める必要がある。

このため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

併せて、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行うものとし、森林基盤整備事業（森林整備事業）（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。

１　育成林整備事業

育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。

２　共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

(1) 森林空間総合整備事業

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の５第２項第５号に定める公益的機能別施業森林区域（以下同じ。）内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として森林法第 10 条の５に基づき策定された市町村森林整備計画（以下この別紙において同じ。）に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。

(2) 絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

３　機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

４　林道改良事業

林道の機能向上を図るため、林道の構造の一部を改良する。

５　林道点検診断・保全整備事業

既設林道について、トンネルや橋りょう等の点検診断、補修、更新、集約化等を実

施する。

6　フォレスト・コミュニティ総合整備事業

森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う。

7　山のみち地域づくり交付金事業

奥地森林地域の骨格的な林道等の整備を地域の創造力を活かしながら実施する。

第３　指導推進

森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知）第３に準ずる。

第４　事業区分、事業内容等

本事業の区分ごとの事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1　育成林整備事業

育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。

(1)　事業内容

恒久的な路網整備

恒久的な林内路網の整備については、次の各事業を効果的に組み合わせ、コスト縮減の実現等効率的な整備に努めること。

ア　森林管理道整備

森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

イ　林業専用道整備

継続的に使用され、かつ、森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道をいう。（以下この別紙において同じ。）等と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

ウ　森林施業道整備

森林管理道を補完し、専ら森林整備用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道を開設する。

エ　作業ポイント整備

国道、都道府県道、市町村道及び林道の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等に利用する用地及び取付道路を整備する。

オ　接続路整備

林道から、森林内の地形の変換点（緩傾斜部）まで、比較的急勾配で配置する

部分的な舗装された道等であって、これに接続することにより、森林作業道等の開設が容易になるもの（接続路）を整備する。

(2)　対象事業の範囲

森林管理道開設については(4)のアの(ｵ)に規定する森林の整備が、主として本事業及び本事業と同様の目的で行われる見込みの路線を対象とする。

(3)　事業主体

都道府県、市町村、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下この別紙において同じ。）とする。

(4)　事業規模等

ア　森林管理道開設については、次に掲げる要件のうち(ｶ)を除くすべての要件に該当するものであること。ただし、既設林道と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下この別紙において「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(ｵ)を除くすべての要件に該当するものであること。

(ｱ)　地域森林計画（森林法第５条に基づき策定された地域森林計画。以下この別紙において同じ。）に記載された林道であること。

(ｲ)　林道規程（昭和 48 年４月１日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）に規定する自動車道であること。

(ｳ)　森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条、第 12 条、別表第３及び別表第４の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。以下この別紙において「告示」という。）付録第１に定める算式により算出した数値（以下この別紙において「開設効果指数」という。）が 0.9 以上であること。ただし、峰越連絡林道の幹線林道にあっては 1.2 以上とする。

(ｴ)　当該路線の利用対象となる地域内の森林面積(以下この別紙において「利用区域内森林面積」という。)が 50 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね１キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあっては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。

a　次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が 30 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね 0.8 キロメートル以上であること。

(a)　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同

法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下単に「過疎地域」という。）又は昭和 55 年３月 31 日における過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年法律第 31 号）第２条第１項に規定する過疎地域、平成 12 年３月 31 日における過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第 15 号）第２条第１項に規定する過疎地域若しくは令和３年３月 31 日における過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第２条第１項に規定する過疎地域（同法第 33 条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの（以下この別紙において「旧過疎地域」という。）で整備される林道

(b)　特定市町村等の要件等について（平成 17 年３月 23 日付け林整計第 343 号林野庁長官通知）の第２の規定による特定市町村又は準特定市町村で整備される林道

(c)　水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第３条第１項に規定する水源地域で整備される林道

(d)　沖縄県で整備される林道

(e)　水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道

b　峰越連絡林道にあっては、幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道は当該林道とこれに直接接続する既設林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域（以下この別紙において「直接利用区域」という。）が 500 ヘクタール以上であること、その他の林道は直接利用区域が 100 ヘクタール以上であること。

(ｵ)　利用区域内森林面積に対し延べ面積で 10 パーセント以上に相当する森林において、森林の整備（地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。）が計画されていること。

(ｶ)　峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が２億４千万円以上であること。ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外する。

イ　林業専用道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。

(ｱ)　地域森林計画に記載された林道であること。

(ｲ)　林道規程に定める自動車道の２級であること。

(ｳ)　林業専用道作設指針の制定について（平成 22 年９月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した林業専用道作設指針に適

合すること。

(ｴ)　開設効果指数が 0.9 以上であること。

(ｵ)　利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が 10 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が 0.2 キロメートル以上であること。

ウ　森林施業道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、(ｴ)に掲げる森林が、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成 19 年３月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知）に基づき市町村、都道府県、地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱に基づく地域協議会をいう。）が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内に含まれ、かつ、１区域の面積が 50 ヘクタール以上（アの(ｴ)の a の(a)に該当するもの、森林法第 11 条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては 30 ヘクタール以上）である場合は、(ｲ)に掲げる要件のうち、「自動車道の３級」とあるのは「自動車道の２級又は３級」と読み替えるものとする。

(ｱ)　地域森林計画に記載された林道であること。

(ｲ)　林道規程に定める自動車道の３級であること。

(ｳ)　開設効果指数が 0.9 以上であること。

(ｴ)　利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が 10 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が 0.2 キロメートル以上であること。

エ　ア、イ及びウについて、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

オ　作業ポイント整備

１箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること。

カ　接続路整備

１箇所当たりの規模は、原則として、おおむね 50 メートル程度であること。

２　共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。

(1) 事業内容

ア　全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

イ　共生環境整備

(ｱ) 森林環境教育促進整備

森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(ｲ) 森林健康促進整備

医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(ｳ) 市民参加型森林整備

市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(ｴ) 野生生物共生林整備

野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

ウ　付帯施設整備

(ｱ) 森林環境教育促進整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに渓流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに環境教育促進施設整備として行う客土・整地等自然観察ゾーンの造成等とする。

(ｲ) 森林健康促進整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに健康増進広場及び間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等とする。

(ｳ) 市民参加型森林整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こ

し、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等とする。

(ｴ) 野生生物共生林整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに渓流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等とする。

エ　林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。

オ　用地等取得

有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。

カ　森林管理道整備

(ｱ) 開設

１の(1)のアに準ずる。

(ｲ) 改良

既設林道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。

a　橋りょう改良

架設後５年以上経過した橋りょうで、その機能が喪失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適当な場合において、これに変わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事

b　局部改良

開設後５年以上を経過した林道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改良する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改良する工事

c　作業ポイント

１の(1)のエに準ずる。

d　接続路

１の(1)のオに準ずる。

e　雪害防止

次に掲げる林道に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業５箇年計画において計画されていない施設をいう。）を新設する工事

(a)　冬山生産が行われている地域にある林道

(b)　雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道

(c)　沿道に人家又は公共施設がある林道

f　ずい道改良

施工後５年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを改良する工事

g　幅員拡張

開設後５年以上を経過した林道であって、林道規程に定める自動車道に該当するものについて、その全幅員（林道規程に定める車道幅員と路肩幅員を加えたものをいう。以下同じ。）4.0 メートル未満のものを 4.0 メートル以上とする工事及び全幅員 5.0 メートル未満のものを 5.0 メートル以上のものとする工事

h　のり面保全

林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事

i　山火事防止

前各号に掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事

j　ふれあい施設

林道周辺を修景する工事、林道沿線広場、簡易な休憩舎等の施設を新設又は改良する工事

k　交通安全施設

道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改良する工事

ただし、幹線林道以外の林道については(4)のイの(ｲ)の e に定める基準に該当するものに限る。

l　災害避難施設

自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改良する工事

m　林道情報伝達施設

気象情報、交通情報等を伝達するために必要な林道情報表示施設又は雨量計等の観測施設を新設又は改良する工事

n　自然共生施設

自然環境との共生を積極的に推進するため、郷土樹種の植栽、小動物の脱

出できるスロープ付き側溝等を整備する工事

o　舗装

林道の機能を向上し、当該路線の利用対象となる地域内の人家又は公共施設に対する環境改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、林道を舗装する工事

(2) 対象事業の範囲

ア　共生環境整備事業の対象とする事業の範囲は次表のとおりとする。

なお、絆の森整備事業の市民参加型整備は次のとおりタイプを細分する。

(ｱ)　行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業とする。

(ｲ)　市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等（森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる者をいう。以下この別紙において同じ。））等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

(ｳ)　市民開放タイプ

森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業とする。

区　　分	森林空間総合整備事業		絆の森整備事業			
			市民参加型森林整備			野生生物共生林整備
	森林環境教育促進整備	森林健康促進整備	行政支援ﾀｲﾌﾟ	市民主導ﾀｲﾌﾟ	市民開放ﾀｲﾌﾟ	
全体計画調査	○	○	○			
共生環境整備	○	○	○	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○	○	○
用地等取得	○	○	○			○
森林管理道整備						
開設	○	○	○	○	○	○
改良	○	○				

ただし、森林空間総合整備事業の森林管理道整備については、1 の(4)のアの(ｵ)に規定する森林の整備が、主として森林空間総合整備事業及び森林空間総合整備事業と同様の目的で行われる見込みの路線又は森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線のいずれかを対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

また、森林空間総合整備事業の森林管理道整備のうちの峰越連絡林道につ

いては、森林空間総合整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線を対象とすることとし、絆の森整備事業も同様とする。

(3) 事業主体

ア　森林空間総合整備事業

都道府県、市町村

イ　絆の森整備事業

(ｱ) 市民参加型森林整備

a　行政支援タイプ

都道府県、市町村

b　市民主導タイプ

森林経営計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

c　市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林経営計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者。

ただし、森林管理道整備については、上記の a から c すべてにおいて、都道府県、市町村、森林組合等とする。

(ｲ) 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第２条第１号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下この別紙において同じ。）、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（森林法施行令第 11 条第８号に規定する団体をいう。以下この別紙において同じ。）及び森林経営計画の認定を受けた者

ただし、(1)のオについては都道府県及び市町村に限るものとし、森林管理道整備については都道府県、市町村、森林組合等とする。

(4) 事業規模等

ア　森林の整備

森林空間総合整備事業にあってはおおむね 50 ヘクタール以上のまとまりがある森林、絆の森整備事業にあっては１施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上かつ５ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うものとする。

イ　森林管理道整備

(ｱ) 開設

１の(4)のア及びエに準ずる。

(ｲ) 改良

次に掲げるすべての要件（(1)のカの(ｲ)の c にあっては１の(4)のオを、(1)のカの(ｲ)の d にあっては１の(4)のカを準用するものとする。）に該当するものであること。

a　地域森林計画に記載された林道であること。

b　林道規程に規定する自動車道の改良であること。

c　１箇所の事業費が 900 万円以上であること。ただし、(1)のカの(ｲ)のｏについては舗装に要する総事業費が 2,400 万円以上であること。

d　対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道にあっては利用区域内森林面積が 500 ヘクタール（振興山村又は過疎地域にあっては 200 ヘクタール）以上かつ告示付録第４に定める算式により算出した数値（以下この別紙において「改良効果指数」という。）が 1.2 以上、その他の林道にあっては利用区域内森林面積が 50 ヘクタール（過疎地域及び旧過疎地域にあっては 30 ヘクタール）以上かつ改良効果指数が 0.9 以上であること。ただし、(1)のカの(ｲ)のｏにおいては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道（利用区域内森林面積が 500 ヘクタール以上であるもの）とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

e　(1)のカの(ｲ)のｋの基準については、以下のいずれかを満たすものであること。

(a)　過去に重大な交通事故が発生した路線

(b)　具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線

３　機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

(1)　事業内容

ア　人工造林

森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知。以下この別紙において「環境保全要領」という。）別表３のアに準ずる。

イ　樹下植栽等

環境保全要領別表３のイに準ずる。

ウ　下刈り

環境保全要領別表３のウに準ずる。

エ　雪起こし

環境保全要領別表３のエに準ずる。

オ　倒木起こし

環境保全要領別表３のオに準ずる。

カ　枝打ち

環境保全要領別表３のカに準ずる。

キ　除伐

環境保全要領別表３のキに準ずる。

ク　保育間伐

環境保全要領別表３のクに準ずる。

ケ　間伐

ⅩⅡ齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね５割上回る森林及び立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う、適正な密度管理等を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

コ　更新伐

ⅩⅧ齢級以下の林分（面的複層林施業の実施について（令和６年３月 29 日付け５林整整第 925 号林野庁長官通知）に定める面的複層林の一環として実施する場合はⅩ齢級以上の場合に限る。）で行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしとする。

サ　花粉発生源植替え

花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。

シ　特定林地改良

林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地拵え、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）とする。

なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）の第２条第１項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破砕、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を事業内容に加える。

ス　付帯施設等整備

アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

(ｱ)　林木被害防止施設等整備

多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。

(ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備

環境保全要領別表３のスの(2)に準ずる。

(ｳ)　生育環境補完整備

造林木の確実かつ早急な成長確保を図るために行う筋工及び伏工等簡易な工作物の設置とする。

(ｴ)　荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アからシまでのいずれかの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアからシまでの施業に係る事業量を超えないものとする。

セ　森林作業道整備

森林作業道の開設及び改良であって、アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。

区分		特定森林造成事業		
		特定林地改良	耕作放棄地等森林造成	花粉発生源対策促進事業
人工造林			○	
樹下植栽等			○	
下刈り			○	
雪起こし			○	
倒木起こし			○	
枝打ち			○	
除伐			○	
保育間伐			○	
間伐			○	
花粉発生源植替え				○
更新伐			○	
特定林地改良		○		
付帯施設等整備	林木被害防止施設等整備	○	○	○
	林内作業場及び林内かん水施設整備		○	○
	生育環境補完整備		○	
	荒廃竹林整備	○	○	○
森林作業道整備		○	○	○

(2)　対象事業の範囲

ア　特定林地改良

森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業とする。

イ　耕作放棄地等森林造成

耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業とする。

ウ　花粉発生源対策促進事業

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。

(3)　事業主体

ア　特定林地改良

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体

イ　耕作放棄地等森林造成

都道府県、市町村

ウ　花粉発生源対策促進事業

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(4)　事業規模等

１施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上の森林で行うものとする。

4　林道改良事業

林道の機能向上を図るため、既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

(1)　事業内容

２の(1)のカの(ｲ)に準ずる。

(2)　対象事業の範囲

４の(1)とする。

(3)　事業主体

都道府県、市町村、森林組合等

(4)　事業規模等

２の(4)のイの(ｲ)に準ずる。

5　林道点検診断・保全整備事業

既設林道について、トンネルや橋りょう等の点検診断、補修、更新、集約化等を実施する。

(1)　事業内容

ア　点検診断

林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に健全性や耐震性に係る点検診断を実施。

イ　保全整備

５の(1)のアに規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、施設の補修、更新等を実施（環境保全要領第２(8)の老朽化対策の対象となるものを除く。ただし、令和４年度までに測量・設計、施設の補修、更新等を実施したものはこの限

りではない）。

ウ　施設集約化（撤去）

当該交付を受けようとする撤去施設の概要、集約先施設の概要等を記載した計画（以下「施設集約化計画」という。）に基づく、既設林道における施設の集約化に伴うトンネル、橋りょう等の林道施設の撤去を実施。

(2)　事業対象の範囲

ア　個別施設計画を策定するための点検診断並びに個別施設計画等に基づき実施される点検診断、補修、更新、集約化等とする。

イ　施設集約化（撤去）については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ｱ)　林道施設の集約化に伴って実施する林道施設の撤去であること。

(ｲ)　民有林林道台帳について（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）に規定する林道台帳に登載された林道における林道施設であること。

(ｳ)　撤去対象の林道施設を含む林道又は集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能の集約化を目的とした林道の開設又は改良を併せて実施すること。

(ｴ)　撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること。

(3)　事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等

(4)　事業規模等

１箇所当たりの事業費は 40 万円以上、900 万円未満とする。ただし、点検診断及び施設集約化（撤去）についてはこの限りではない。

6　フォレスト・コミュニティ総合整備事業

森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う。

(1)　事業内容

ア　森林基幹道整備

森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する骨格的な林道を開設及び改良する。

イ　林業施設用地整備

森林整備の推進等に必要な林業用施設の用地整備とする。

ウ　作業ポイント整備

１の(1)のエに準ずる。

(2)　対象事業の範囲

ア　森林基幹道整備

(ｱ)　開設

次の要件のすべてに該当する林道の新設又は改築する事業とする。

a　地域森林計画に記載された林道であること。

b　林道規程に規定する自動車道であること。

c　森林法施行令別表第３及び別表第４の１の(1)に該当する林道であること。

d　全体計画延長がおおむね５キロメートル以上（利用区域面積が 1,000 ヘクタール以上の林道についてはおおむね７キロメートル以上）の林道であること

e　複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱う。

なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

(ｲ)　改良

既設の森林基幹道の局部的構造の改良等を行う事業とし、４の(1)及び(4)に準ずる。

イ　林業施設用地整備

(ｱ)　本事業の実施に併せて整備されることが確実な林業の用に供する公共施設（市町村又は森林組合等の団体が管理するもの。）の用地の整地及び付帯施設（取付道路、用排水路等）を整備する事業とする。

(ｲ)　１箇所当たりの用地の面積は、原則として 200 平方メートル以上とし、建物の用に供する場合の用地の面積は、建物敷のおおむね３倍以内とする。

ウ　作業ポイント整備

(ｱ)　１の(1)のエに準ずる。

(ｲ)　１の(4)のオに準ずる。

(3)　事業主体

ア　森林基幹道整備

(ｱ)　開設

１の(3)に準ずる。

(ｲ)　改良

４の(3)に準ずる。

イ　林業施設用地整備

都道府県、市町村、森林組合等及び林業者等の組織する団体とする。

なお、「林業者等の組織する団体」とは、林業者が原則としてその構成員の過半を占めているか又はその資本金(基本財産を含む。)の過半を出資若しくは拠出している団体であり、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が本事業の事業実施主体として林野庁長官が適当と認めるものとする。

また、法人でない団体にあっては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

(ｱ)　団体の代表者及び代表権の範囲

(ｲ)　団体の意思決定の機関及びその決定方法

(ｳ)　団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

ウ　作業ポイント整備

１の(3)に準ずる。

7　山のみち地域づくり交付金事業

奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施する。

(1)　山のみちの整備

ア　事業内容

(ｱ)　林道整備

林道網の枢要部分として森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備

a　開設

林道の新設又は改築の事業とする。

b　改良

既設林道等の局部的構造の改良等を行う事業とし、４の(1)及び(4)の規定を準用する。

c　舗装

既設林道の舗装を行う事業とする。

(ｲ)　森林作業道等の整備

a　森林作業道等

効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するために必要な森林作業道等の開設及び改良とする。

b　その他

道県道、幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される山のみちの区間又は機能とが重複しないこととし、事業内容については７の(1)のアの(ｱ)のｂ及びｃに準ずるものとする。

イ　対象事業の範囲

(ｱ)　林道整備

次の要件のすべてに該当する林道を対象とする。

a　森林法施行令別表第３の林道の開設に要する費用の項の６、同表林道の拡張に要する費用の１の(2)又は２の(3)に該当する林道であること。

b　地域森林計画に記載された林道であること。

c　林野庁が定める客観的な評価基準により、事前評価を実施し、林野庁に提出した林道であること。

また、透明性を確保する観点から、事前評価の結果については公表すること。

(ｲ)　森林作業道等整備

次の要件のすべてに該当する森林作業道等を対象とする。

a　旧緑資源幹線林道の見直しによって必要となるものであること。

b　利用区域内森林面積が５ヘクタール以上であること。

c　道県知事が定める森林作業道作設指針等に適合するものであること。

ウ　事業主体

(ｱ)　林道整備

道県及び市町村

(ｲ)　森林作業道等整備

道県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林所有者の団体

(2)　地域創造型整備

山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要な、計画策定主体の提案する地域の創造力を活かした整備であり対象は以下のとおり。交付の範囲は、総事業費の 20 パーセント以内とし、このうち以下のアの(ｲ)に掲げる地域の環境保全活動等には総事業費の 10 パーセントまで充当可能とする。

ア　事業内容

(ｱ)　山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、森林の多面的機能の維持・増進、林業の振興、地域の活性化など奥地森林地域の活性化に資するための森林及び施設の整備

(ｲ)　山のみち地域づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、森林の多面的機能の維持・増進、林業の振興、地域の活性化など奥地森林地域の活性化に資するための地域の環境保全活動等のソフト経費

イ　事業主体

道県、市町村、森林所有者、森林組合等、林業者等の組織する団体、森林整備法人、特定非営利活動法人等及び森林所有者の団体

8　市町村等事業推進

市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務とする。

9　その他

(1)　２及び３の事業内容における搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。

(2)　２及び３については、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の造林及び知事が補助することが適当でないと認める造林を除く。

３の(1)のサについては、以下によるものとする。

ア　立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね 70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

イ　当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、交付金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

ウ　当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、３の(1)のスの(ｱ)により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。

エ　当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年６月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）の別紙の１の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか当該施業実施箇所の都道府県知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。

(4)　２及び３の事業内容における林木被害防止施設等整備については、鳥獣の食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

(5)　２及び３の事業内容における森林作業道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。

(6)　２及び３の事業内容における森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を書面において明らかにすることとする。

第５　事業計画等

１　事業計画の作成

(1) 都道府県知事又は市町村長は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、地域森林計画又は市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式第１号により森林基盤整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）を作成するものとする。なお、林道の開設及び改良に当たっては、「林道技術基準の制定について（平成 10 年３月４日付け９林野基第 812 号）」の計画策定の基本方針に基づき、全体計画を策定するものとする。

(2) 都道府県知事又は市町村長は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くものとする。また、市町村長が事業計画を作成する場合は、必要に応じ、関係都道府県の担当部局と協議調整を図るものとする。

(3) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　事業主体及び事業計画地の現況

イ　事業内容及び事業量

ウ　その他事業の実施に必要な事項

(4) 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を作成するものとする。

２　事業計画の提出及び変更

(1) 都道府県知事又は市町村長は、都道府県知事に別記様式第２号により事業計画を提出するものとする。

(2)　都道府県知事は、当該事業計画を自ら作成したとき又は市町村長から(1)の申請を受理したときは、林野庁長官に別記様式第３号により事業計画を提出するものとする。なお、山のみち地域づくり交付金事業については、１の(4)に基づき作成した山のみち地域づくり計画を添付する。

(3) 事業計画の重要な部分の変更を行うときは、上記(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

なお、この場合、別記様式第４号により、その変更理由及び変更内容を記載した

変更理由書を添付するものとする。

(4) (3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

ア　事業計画地の変更

イ　林道の新設又は廃止

ウ　事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの３割を超える増減

(ｱ)　林道の開設延長

(ｲ)　森林作業道の開設延長

(ｳ)　上記以外の森林整備の面積

ただし、継続中の事業であって、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第５条第 15 項に基づき認定された地域再生計画に記載するとともに、同法第 13 条第１項に基づく交付金を充てて行う事業へ移行する場合にあっては、本規定による変更がなされたものと見なす。

３　事前計画の作成等

(1)　第４の３の(1)のサ及びサと一体的に実施するスの(ｱ)並びにセについて交付を受けようとする者は、あらかじめ当該交付を受けようとする事業の実施予定箇所、実施予定時期及び概算事業量等を記載した計画（以下この別紙において「事前計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとし、具体の内容については以下によるものとする。

ア　事前計画の計画期間は、少なくとも、交付を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

イ　事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ｱ)　事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種

(ｲ)　事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木被害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量（概数）

(ｳ)　事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状

(ｴ)　当該施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第 33 条第１号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

(2)　第４の３の(1)のサについて交付を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業

者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付しなければならない。

(3)　都道府県知事は、(1)により提出のあった事前計画の内容について、交付要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

４　施設集約化計画の作成等

(1)　第４の５の(1)のウについて交付を受けようとする者は、あらかじめ施設集約化計画を作成し、都道府県知事に別記様式第５号により提出するものとする。

(2)　都道府県知事は、(1)により提出のあった施設集約化計画に記載された内容が施設集約化（撤去）の事業内容、事業主体及び事業規模等となっていることを確認し、当該事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該施設集約化計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

(3)　施設集約化計画の作成に当たっては、別記様式第６号及び以下によるものとする。

ア　施設集約化計画の計画期間は、施設集約化に伴って実施する林道施設の撤去の実施予定年度を少なくとも含むものとする。

イ　施設集約化計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ｱ)　撤去施設の機能等が他の施設に集約されることが分かる施設集約化計画の概要

(ｲ)　事業により撤去する林道施設（ずい道、橋りょう等）の概要

(ｳ)　施設集約化を目的とした撤去に併せて開設、改良する林道施設等の概要

(ｴ)　その他必要な事項

エ　施設集約化計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

第６　国の助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおり。

１　第２の２から３に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第２の１から６まで（２及び３については林道整備に限る。）、第４の７の(1)のアの(ｱ)及び(ｲ)のｂに規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。））、第４の７の(1)のアの(ｲ)のａについては、事業費（実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））、第４の７の(2)に規定する事業については事業費（標準経費、実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））とする。

２　第４の８に規定する事業については、「林業関係公共事業の指導監督費の取扱いについて（平成 22 年３月 31 日付け 21 林政政第 622 号林野庁長官通知）」の表１を準用することとし、同通知の表２に掲げる費目を交付金の交付対象とする。ただし、事

業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする内容を除く。

第７　維持管理

本事業により整備した施設の維持管理については、環境保全要領第６の規定に準じて行うものとする。

第８　造林に係る特記事項

森林管理道整備、林業専用道整備、森林施業道整備、接続路整備、作業ポイント整備、及び林道改良を除く事業については、次の事項を適用する。

１　交付金の交付申請

環境保全要領第８を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

また、第４の３の(1)のサについて交付を受けようとする者は、以下の書類を交付金交付申請書に添付しなければならない。

(1)　林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 18 条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し（林業種苗法施行令（昭和 45 年政令第 194 号）第１条で定める樹種以外の樹種にあっては、樹種が確認出来る書類の写し）

(2)　第４の９の(3)のイに該当する場合は、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類（書類の様式については、「「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の１の(14)のウの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成 25 年９月４日付け 25 林整計第 499 号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）の別紙１を準用する。）

２　竣工検査

環境保全要領第９を準用する。

３　交付区分

(1) 特定森林造成事業を次のとおり区分する。

ア　耕作放棄地等森林造成

(ｱ)　施業実施協定造林

森林法第 10 条の 11 第１項の規定に基づく施業実施協定に基づいて行うもの（公益的機能別施業森林区域内に存する森林に限る。）

(ｲ)　保安林等造林

保安林、自然公園特別地域その他法令等により施業制限を受ける森林で行うもの

(ｳ)　分収林造林

分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第２条及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第９条に基づき、昭和 62 年度以降に

契約・設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が契約当事者かつ事業主体となって行うもの（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林に限る。）

(ｴ)　森林整備協定造林

森林法第 10 条の 13 の規定に基づく森林整備協定に基づいて行うもの

(ｵ)　普通造林

(ｱ)～(ｴ)以外のもの

イ　花粉発生源対策促進事業

第４の３の(2)のウに定めるもの

４　交付金の査定

都道府県知事は、検査（環境保全要領第９に規定するものをいう。）に基づいて交付金の査定を行う。交付金の査定は下記に基づいて都道府県知事の定めるところにより行う。

(1)　交付金額の算出

ア　標準経費

標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。

イ　交付金額

交付金の算定は次による。

(ｱ)　特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における交付金額は、標準経費に査定係数の百分の一と交付率を乗じて求める。

(ｲ)　絆の森整備事業(共生環境整備に限る。)、及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る。）における交付金額は、標準経費に交付率を乗じて求める。

(ｳ)　森林空間総合整備事業、及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）における交付金額は、実行経費に交付率を乗じて求める。

(2)　標準単価

第４の２の(1)のイの共生環境整備及び第４の３の機能回復整備事業にかかる標準単価は環境保全要領第 10 の(2)に準じるほか、特定森林造成事業のうち、花粉発生源対策促進事業については、次に掲げる内容を踏まえて定めるものとする。

ア　標準単価の構成因子は、支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費及び植付け費を基準とする。

イ　施行地の面積１ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積 300 立法メートルを上限として、その数量に応じて定める。

(3)　査定係数

査定係数は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>査定係数</th></tr>
<tr><td rowspan="6">特定森林造成事業</td><td colspan="2">花粉発生源対策促進事業</td><td>１８０</td></tr>
<tr><td rowspan="5">耕作放棄地等森林造成</td><td>施業実施協定造林</td><td>１８０</td></tr>
<tr><td>保安林等造成</td><td rowspan="3">１７０</td></tr>
<tr><td>分収林造成</td></tr>
<tr><td>森林整備協定造林</td></tr>
<tr><td>普通造林</td><td>１１０</td></tr>
</table>

5　交付金の交付決定等

環境保全要領第 11 を準用する。この場合、同要領中「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

6　交付金の交付に当たって付すべき条件等

(1) 都道府県知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

ア　本事業の完了年度の翌年度から起算して、５年以内に(ｱ)に掲げる行為又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に(ｲ)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下この別紙において同じ。）に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

(ｱ) 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。

(ｲ) 本事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為。

イ　森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該森林作業道につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

ただし、第４の９の(5)の規定に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付を受けた交付金相当額を返還すること。

ウ　第４の９の(3)のイの規定による場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあっては、交付を受けた交付金相当額を返還すること。

エ　環境保全要領第 12 の１の(7)に準ずる。

オ　更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る交付金相当額を返還すること。

ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

カ　環境保全要領第12の１の(3)に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

キ　環境保全要領第12の１の(6)に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

ク　補助事業の完了年度の翌年度から起算して、８年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

ケ　森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年間、農林水産大臣の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(2) 国への返還

環境保全要領第12の２に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。

7　その他

環境保全要領第７に準ずる。（(1)及び(2)を除く。）

第９　その他

1　環境保全要領第13に準ずる。（５～10までを除く。）

2　この事業の実施については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他の法令に定めるところによる。

第10　経過措置

1　山のみち地域づくり交付金実施要領（平成 20 年４月１日付け 19 林整整第 1149 号林野庁長官通知）第３に基づき林野庁長官の承認を受けている山のみち地域づくり計画により実施されてきた事業であって、平成 24 年度以降も継続して事業を実施する場合については、同計画を本事業の事業計画とみなす。

別記様式第１号

都道府県	
計画期間	

○○（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画

1　森林基盤整備事業（森林整備事業）の基本方針・目標

2　事業主体及び事業計画地の現況

3　事業量

（単位：ha, m, 個）

事業名 / 事業内容		育成林整備事業	共生環境整備事業		機能回復整備事業	林道改良事業	林道点検診断・保全整備事業	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	山のみち地域づくり交付金事業	備考
			森林空間総合整備事業	絆の森整備事業	特定森林造成事業					
人工造林、樹下植栽等										
間伐等										
花粉発生源植替え										
森林作業道整備										
その他保育										
施設等										
合計										
森林基幹道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林管理道開設	路線数									
	事業量(m)									
林業専用道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林施業道開設	路線数									
	事業量(m)									
林道改良	路線数									
	箇所数									
（うち舗装）	路線数									
	事業量(m)									
点検診断	路線数									
	箇所数									
保全整備	路線数									
	箇所数									
施設集約化（撤去）	路線数									
	箇所数									
作業ポイント整備	路線数									
	箇所数									
接続路整備	路線数									
	箇所数									
林業施設用地整備	箇所数									
森林作業道開設	路線数									
	事業量(m)									
地域創造型整備										

（注）１　共生環境整備事業の施設は、「施設等」の欄に列挙すること

２　「間伐等」には、間伐、除伐、保育間伐、更新伐を含む。

３　地域創造型整備については、備考欄に内容の詳細を記載し、その内容に応じた事業量を記載すること。

別記様式第２号

番　　号
年 月 日

都道府県知事　殿

市町村長

○○（市町村・地区）森林基盤整備事業計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙６の第５の２に基づき、○○（市町村・地区）森林基盤整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

１　○○（市町村・地区）森林基盤整備事業計画
２　参考資料

（注）　事業計画書の様式は、別記様式第１号による。

別記様式第３号

番　　号
年 月 日

林野庁長官　殿

都道府県知事

森林基盤整備事業計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙６の第５の２に基づき、○○（都道府県）に係る森林基盤整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

１　○○（都道府県）内の森林基盤整備事業計画
（○○都道府県・△△市町村・□□地区）

（注１）　該当する市町村の事業計画（別記様式第１号）を添付する。
（注２）　山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。

別記様式第４号

番　　号
年 月 日

都道府県知事　殿
（林 野 庁 長 官）

市 町 村 長
（都道府県知事）

○○（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画（変更）の提出について

○○年○○月○○日付け○○第○○号で提出した○○（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画について、内容を変更したので（別添のとおり○○市町村長から内容を変更した旨、提出があったので）、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙６の第５の２に基づき、下記のとおり提出します。

記

１　市町村名
２　関係資料（別添）
（１）（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画の変更の理由
（２）（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画の変更内容
（３）（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画表（変更計画）
（注１）　事業計画書の様式は、別記様式第１号による。
（注２）　山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。

別記様式第５号

番　　号
年 月 日

都道府県知事　殿

市町村長

施設集約化計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙６の第５の４に基づき、施設集約化計画を下記のとおり提出します。

記

１　施設集約化計画
２　参考資料

（注）　施設集約化計画書の様式は、別記様式第６号による。

別記様式第６号

施設集約化計画　概要表

策定年月日	年　　月　　日	市町村名		作成者	
施設集約化（撤去）の概要					
撤去施設の概要					
林道台帳索引番号		路線名		管理者	
個別施設整理番号		施設名		施設所有者	
所在地					
現況、利用状況等					
撤去事業費					
集約先施設の概要					
林道台帳索引番号		路線名		管理者	
個別施設整理番号		施設名		施設所有者	
所在地					
その他必要な事項					

施設集約化計画　一般計画図

一般計画図

位置図

Ｓ＝１：○○○

凡	例
撤去施設（○○橋りょう）	
撤去施設（○○橋りょう）	
集約先施設（○○橋りょう）	

※　撤去施設及び集約先施設の存する名を記市町村名を記載すること。

別紙７（治山事業に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のイの(ｲ)に掲げる治山事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　事業内容

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵（かん）養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

１　事業の内容

本要領における治山事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第４条第５項の規定により立てられた森林整備保全事業計画に基づき実施する同法第 10 条の 15 第４項第４号に規定する事業である。

２　事業実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする（ただし、沖縄県を除く。）。

３　治山事業の実施方針

都道府県知事は、森林法第４条第５項に規定する森林整備保全事業計画を踏まえ、この計画期間中における都道府県の実態に即した治山事業の実施方針（以下この別紙においては「実施方針」という。）を作成し、実施方針作成年度の１月 31 日までに林野庁長官に提出するものとする。

４　対象区域

本事業は、民有林補助治山事業実施要領（昭和 48 年 11 月 27 日林野庁長官通知）（以下この別紙において「補助要領」という。）に準じて知事が箇所別の事業計画（以下この別紙において「全体計画」という。）を作成した区域を対象とする。

５　事業メニュー及び実施要件

交付要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。

区分	事業名	内容及び実施要件
１ 治山事業	(1)予防治山	地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵（かん）養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防（治山施設の新設と併せて実施する、既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策、治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる渓流に堆積する危険木の除去や脆弱な渓畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの（以下この別紙において「流木防止総合対策」という。）、里山等の人

		家周辺にあって、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保全効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備（以下この別紙において「里山等保安林機能強化対策」という。）並びに火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林の造成等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「火山噴火緊急減災対策」という。）並びに激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「激甚災害緊急減災対策」という。）を含む。）、南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備（以下この別紙において「津波避難機能施設の整備」という。）並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の判定及び見直し（見直しを実施しようとする年度から起算して１年以内に、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、大雨警報のいずれかの対象とされ、又は震度５弱以上の地震を観測した地域においては、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の範囲外であっても見直しの対象として含む。）に必要な調査（以下この別紙において「山地災害危険地区等の調査」という。） 次の１から３までのいずれかに該当するものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、４の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、５及び６の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、７の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、８の条件を満たすものとする。）。 １　１級河川上流で行うもの ２　２級河川上流で行うもの ３　その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に判定されてお

り（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価である又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの並びに山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は２以上の山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地において実施するものを除く。）かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）

(1)　市街地又は集落（人家 10 戸以上）の保護

(2)　主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）、港湾等をいう。以下この別紙において同じ。）の保護

(3)　農地（10 ヘクタール以上のもの（農地５ヘクタール以上 10 ヘクタール未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地 10 ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）に限る。以下この別紙において同じ。）、ため池（貯水量３万立方メートル以上のものに限る。ただし、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和２年法律第 56 号）第４条第１項に基づく「防災重点農業用ため池」及び指定予定のため池については、この限りではない。以下この別紙において同じ。）、用排水施設（関係面積 100 ヘクタール以上のものに限る。以下この別紙において同じ。）、漁場（受益戸数 20 以上のものに限る。以下この別紙において同じ。）等の保護

(4)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

４　次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。た

だし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。

(1)　治山施設の設置

(2)　荒廃森林の整備

(3)　既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化

(4)　流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備

(5)　渓流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等

(6)　荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等

(7)　流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理

(8)　レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、渓流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査

(9)　流木対策に係る技術的課題の検証

5　治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保全機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの

6　市街地又は集落(人家等10戸以上)を保護するもの(人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当すると認められるものを含む。)

7　次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの

(1)　降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定

(2)　治山施設設置予定箇所と同一渓流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置

(3)　治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置

		(4)　治山施設の設置 (5)　火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等 ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。 ８　激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの (1)　崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査 (2)　既存治山施設の排土や渓流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置 (3)　治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置 （工事規模）次のア又はイのいずれかに該当するもの（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費） １施行箇所の事業費 ア　年度計画 山腹　800 万円以上（1,000 万円以上） 渓流 1,500 万円以上（1,700 万円以上） 法枠等既存施設が施工された区域において、津波避難機能施設の整備に限って実施する場合　200 万円以上 山地災害危険地区等の調査　200 万円以上 イ　全体計画 山腹 2,500 万円以上（3,000 万円以上） 渓流 4,500 万円以上（5,000 万円以上）
	(2)緊急防災減災対策総合治山	荒廃危険地等が集中している地域や火山地域において実施する総合的な治山対策（治山施設の新設と併せて実施する機能強化・老朽化対策に係るものを含む。）、津波避難機能施設の整備、地震又は火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において実施する緊急的な減災対策
		（通常対策タイプ） 大雨、地震、火山活動等に起因する山地災害を防止し、地域の生活環境基盤の整備に資するため、山腹崩壊対策、土石流・流木対策など総合的な対策（予防治山の４及び７

		の内容、津波避難機能施設の整備を含む。）を実施するものであって、次の１及び２の条件を全て満たすものとする。 １　山地災害危険地区又はなだれ危険箇所若しくは火山地域が存する一定地域であって、人家 25 戸以上（離島及び奄美群島にあっては、人家 10 戸以上とし、人家戸数の計算に当たっては、当該地域に存する道路等の被害により孤立等が発生した場合に想定される間接被害戸数も含む。）の集落、主要公共施設、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの ２　全体計画の工事規模が 7,000 万円以上（離島及び奄美群島にあっては 3,500 万円以上。）のもの （緊急減災対策タイプ） 通常対策タイプの１に該当する地域であり、次の１又は２の条件を満たし、山地災害発生リスクが高まった地域において、次期降雨等によって発生するおそれのある土石流、火山泥流、流木災害等からの被害を防止・軽減するため、緊急的に実施する既存治山施設及び渓流内に異常堆積している土砂・流木等の除去、渓流危険木の伐採・除去等やこれらと併せて監視・観測機器、土石流センサーの設置、応急対策資材の配備・備蓄等を実施するものであって、かつ、３の条件を満たすもの。 １　震度５弱以上の地震の観測 ２　噴火警戒レベル２以上 ３　年度計画の工事規模が 500 万円以上のもの
	(3)機能強化・老朽化対策	既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策（機能強化対策又は老朽化対策に必要な点検診断（以下この別紙において「点検診断」という。）、及び機能強化対策又は老朽化対策に必要な概成した地すべり防止事業地において行う地下水位変化等の調査（以下この別紙において「地下水位変化等の調査」という。）、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。）及び老朽化対策（点検診断、地下水位変化等の調査を含む。） 次の１から３までの全ての条件を満たすものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の１から４までの

条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の１、２、３、５及び６の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の１、２、３及び７の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の１、２、３及び８の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、１及び９の条件を満たすものとする。）。

１　個別施設計画が策定されている治山施設であるもの

２　山地災害危険地区等に判定されており（ただし、次の(1)及び(2)を除く。）、人家等10戸以上の集落又は主要公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの

(1)　山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの。

(2)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この別紙において「激甚災害法」という。）に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの。

３　全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）

４　次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。

(1)　治山施設の設置

(2)　荒廃森林の整備

(3)　既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化

(4)　流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理

道の整備
(5)　渓流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等
(6)　荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等
(7)　流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理
(8)　レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、渓流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査
(9)　流木対策に係る技術的課題の検証

5　治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保全機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの

6　人家等10戸以上を保護するもの（人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上に該当すると認められるものを含む。）

7　次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの
(1)　降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定
(2)　治山施設設置予定箇所と同一渓流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
(3)　治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置
(4)　治山施設の設置
(5)　火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等

ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。

8　激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施

		するもの (1)　崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査 (2)　既存治山施設の排土や渓流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置 (3)　治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置 9　次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当するものとする。 (1)　１級河川上流で行うもの (2)　２級河川上流で行うもの (3)　その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア　市街地又は集落（人家 10 戸以上）の保護 イ　主要公共施設の保護 ウ　農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 エ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護 (4)　年度計画の工事規模が 200 万円以上のもの（点検診断又は地下水変化等の調査のみで上記工事規模を満たす場合も含む。）
	(4)森林土木効率化等技術開発	水源の涵（かん）養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防に係るものであって、地域の自然的・社会的実態に即した省力機械化工法、自然環境の保全に留意した工法、建設費縮減を図る工法、新技術を活用した工法、木材利用の拡大を図る工法等の開発普及を図るモデル事業 「民有林補助治山事業実施要領」に定める復旧治山事業の採択基準を満たす地域で、全体計画の工事規模が３億５千万円以上のもの
	(5)林地荒廃防止	激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）（以下この別紙において「特土法」という。）に規定する特殊土壌地帯、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づき指定された特別豪雪地帯（以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。）又は地震

	若しくは火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において、風倒木、流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策（治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。） 激甚災害法に基づき指定された激甚災害により被災した地域、特土法に規定する特殊土壌地帯、特別豪雪地帯のうち災害関連緊急治山事業若しくは災害関連緊急地すべり防止事業又は治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域、震度５弱以上の地震を観測した地域又は噴火警戒レベルが２以上の地域において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民生安定上放置しがたいもので、次の１から４までのいずれかに該当するもの（ただし、流木防止総合対策については､次の１から４までのいずれかに該当し、かつ５の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ、６及び７の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ、８の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の１から４までのいずれかに該当し、かつ、９の条件を満たすものとする。）（集落の保護に係るものについては、山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）。ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山に準ずる。 １　人家５戸以上の保護 ２　主要公共施設の保護 ３　農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 ４　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護 ５　次の(1)から(9)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木防止総合対策計画に基づき必要な措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。 (1)　治山施設の設置

(2)　荒廃森林の整備
(3)　既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化
(4)　流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備
(5)　渓流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等
(6)　荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等
(7)　流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理
(8)　レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、渓流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査
(9)　流木対策に係る技術的課題の検証

6　治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保全機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの

7　人家等５戸以上を保護するもの（人家が３戸以上５戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等５戸以上に該当すると認められるものを含む。）

8　次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの
(1)　降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定
(2)　治山施設設置予定箇所と同一渓流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置
(3)　治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置
(4)　治山施設の設置
(5)　火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等

ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度に

		おいて(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。 9　激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの (1)　崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査 (2)　既存治山施設の排土や渓流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置 (3)　治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置 （工事規模）１施行箇所の事業費（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費） 年度計画　400 万円以上（600 万円以上）
	(6)共生保安林整備	（ア）　生活環境保全林整備 市街地等の周辺に存する森林法第 25 条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備 （イ）　自然環境保全治山 自然環境の優れた地域等において、景観、生態系等に配慮した工法や森林整備等により、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図る （ウ）　環境防災林整備 市街地若しくは集落又は主要公共施設の周辺に存する森林法第 25 条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するための森林の造成改良整備
		（生活環境保全林整備） 対象箇所は、次のいずれかに該当するものとする。 1　次の各号の全ての条件を満たす地域 (1)　次のア及びイの両方の種類の保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）である地域で実施するもの ア　森林法第 25 条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林 イ　森林法第 25 条第１項第 10 号又は第 11 号に掲げ

る目的を達成するための保安林

(2)　森林の有する多目的な機能を高度に発揮させるための森林整備等を総合的に実施する必要のあるもの

(3)　地方公共団体において当該事業の用地が確保されるもの

(4)　１箇所当たりの面積がおおむね３ヘクタール以上であるもの

２　生活環境を保全・形成のための森林の造成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号の全ての条件を満たすもの

(1)　上記１の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの

(2)　年度計画の工事規模が 1,500 万円以上のもの

（自然環境保全治山）

対象箇所は、次のいずれかに該当するものとする。

１　次のいずれかに該当する地域であって、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流及び天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地等のうち、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所であって、景観、生態系等に配慮した工法等により整備する必要があり、全体計画の工事規模が２億５千万円以上のもの

(1)　自然公園法に規定する自然公園、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域

(2)　自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物（場所を特定できるものに限る。）の周辺地域

２　次の全ての条件を満たす地域

(1)　治山機能が高く、自然環境の保全の見地からの効用発揮が期待されるものであって、次のア及びイの両方の種類の保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）

ア　森林法第 25 条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林

イ　森林法第 25 条第１項第 10 号又は第 11 号に掲げる目的を達成するための保安林

(2)　自然環境の保全のための効果が大きく、かつ、その効果が広域にわたるものであって緊急に整備を必要

		とするもの (3)　１箇所当たりの面積がおおむね 20 ヘクタール以上であるもの ３　自然環境保全機能等の高度発揮を図るための森林の造成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号の全ての条件を満たすもの (1)　上記１（事業規模の条件を除く。）又は２の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの (2)　年度計画の工事規模が 1,500 万円以上のもの （環境防災林整備） 次の各号の全ての条件を満たすもの １　森林法第 25 条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）で実施するもの ２　森林の防災機能と環境保全機能の両方の機能を高度に発揮する必要があるもの ３　市街地若しくは集落（人家 10 戸以上）、主要公共施設又は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの
	(7)保安林管理道整備	治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するために行う保安林管理道の開設・改良
		１　対象地域は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものとする。 (1)　緊急防災減災対策総合治山の事業対象区域（事業対象地域の周辺の荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効果的に行う必要のある地域を含む。） (2)　荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効率的に行う必要のある山地治山総合対策事業の重点実施地域で次の条件の全てを満たすもの ア　事業対象地域の面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの イ　当該地域の森林面積のおおむね 50 パーセント以上が森林法第 25 条第１項第１号から第７号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの ウ　全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの

		(3)　林況が粗悪で、伐採することにより土砂の崩壊・流出をまねくおそれがある森林又は成林が困難となるおそれのある森林であって、山地災害の防止、水源かん養等の見地から、適正な維持、管理を必要とする施業規制保安林の存する地域で次の全ての条件を満たすもの ア　事業対象地域の面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの イ　当該地域の森林面積のおおむね 50 パーセント以上が皆伐施業が許されていない森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの保安林に指定されているか又は指定されることが確実なもの ウ　全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの (4)　過密化し、表土が流出する等水土保全機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として保安林整備事業を実施する地域で次の条件の全てを満たすもの ア　事業対象地域の面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの イ　当該地域の森林面積のおおむね 50 パーセント以上が森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの ウ　全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの 2　全体計画の事業規模が 5,000 万円以上のもの

6　全体計画について

(1)　全体計画書

都道府県知事は、事業開始初年度の前年度の 1 月 31 日までに全体計画を作成し、林野庁長官へ提出するものとする。全体計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ｱ)　対象区域等の現況

(ｲ)　期待される森林の公益的機能

(ｳ)　事業量

(ｴ)　全体計画図

(ｵ)　施行予定期間

(ｶ)　事業評価の概要

(ｷ)　反映した地域の関係者の意向の内容

(2)　全体計画の変更

(ｱ)　全体計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

①　総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

②　その他必要があるとき

(ｲ)　事業実施主体が全体計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式３により林野庁長官へ提出するものとする。

7　年度計画について

(1)　年度計画書

都道府県知事は、実施方針に基づき、全体計画を踏まえ、毎年度、当該年度に実施する治山事業に関する計画書（以下この別紙において「年度計画書」という。）を前年度の１月31日までに作成し、林野庁長官へ提出するものとする。

年度計画書の内容は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ｱ)　治山事業の実施目標

(ｲ)　山地災害危険地区等における治山事業の計画等

(ｳ)　流域別の事業量

(ｴ)　事業実施箇所別の事業実施計画

(ｵ)　その他必要な事項

(2)　年度計画書の変更

都道府県知事は、年度途中において事業実施箇所を廃止し、又は事業実施箇所を追加する場合には年度計画書を変更するものとし、あらかじめ当該変更につき林野庁長官に提出するものとする。

8　設計について

(1)　設計書の作成

(ｱ)　都道府県知事は年度計画書に基づいて交付金の交付申請を行うにあたっては、あらかじめ設計書（設計総括書及び箇所別設計書）を作成するものとする。

(ｲ)　設計書は、「治山技術基準」（昭和46年３月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年３月31日付け12林野計138号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成11年４月１日付け11林野計第133号林野庁長官通知）及び「補助治山事業に伴う損失補償の取扱いについて」（昭和43年１月25日付け43林野治第１号林野庁長官通知）に準じて作成するものとする。

(2)　設計書の確認

都道府県知事は、(1)により設計書を作成する場合には、設計総括書にあっては、その全てを、箇所別設計書にあっては、次の各号の１に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に確認するものとする。

ア　１箇所の設計額が年度計画書の実施予定額に比較して30パーセント以上増

減するとき（増減額が 150 万円以下の場合又はＩＣＴ施工の導入に伴う場合を除く。）

イ　その他必要があるとき

第３　国の助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、都道府県に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。

(1)　工事費

(ｱ)　本工事費

(ｲ)　付帯工事費

(ｳ)　測量設計費

(ｴ)　用地費及び補償費

(ｵ)　機械器具費

(ｶ)　全体実施設計費

第４　治山事業連絡調整会議における調整

都道府県知事は、実施方針及び全体計画を作成する際には、治山事業連絡調整会議の設置について（平成 17 年 11 月 4 日付け 17 林整治第 836 号林野庁長官通知）に基づき森林管理局が開催する治山事業連絡調整会議における調整内容を踏まえて作成するものとする。

第５　維持管理・更新等

１　都道府県知事は、「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成 26 年８月 19 日付け 26 林整計第 292 号林野庁長官通知）に留意するとともに、自ら管理する治山施設について策定する個別施設計画を踏まえ、治山施設の維持管理・更新等を計画的に実施するなど、治山事業施行地の適正な機能の確保に努めるものとする。

２　都道府県知事は、事業実施年度の翌年度の４月 30 日までに事業区分ごと及び事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した台帳を作成し、保管するものとする。

第６　様式

治山事業実施方針の提出、年度計画書の提出及びその変更の確認、設計書及びその変更の確認並びに治山台帳は、別記様式によるものとする。

第７　その他

この事業の実施については、森林法その他の法令に定めるところによる。

第８　経過措置

平成 21 年度以前に補助要領に基づき全体計画を作成し、平成 23 年度以降も継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなし、改めて全体計

画を作成することを省くことができるものとする。

別記様式
様式１

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

治山事業実施方針の提出について

治山事業実施方針を別紙のとおり提出します。

（別紙）

治山事業実施方針
（○○年度～○○年度）

県（都道府）

項　　目	説　　明
基本方針	
他事業との関連	
その他	

記載注意
1　基本方針には、流域（森林計画区）概況・特性、整備の基本方針、実施目標等について記入する。
2　他事業との関連は、砂防、ダム、河川事業等との関連について記入する。
3　その他は、方針作成に当たっての特記事項、実施体制、計画実施上の問題点及びその対策について、記入する。

様式２

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

○○年度治山事業年度計画書の提出について

○○年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。

記

１　○○年度治山事業計画目標
２　○○年度治山事業計画総括表
３　○○年度治山事業計画経費区分表
４　○○年度治山事業流域別計画表
５　○○年度○○事業計画明細表
６　○○年度○○事業箇所別実施計画表
７(1)　○○年度主要労務資材アップ率算出基礎表
　(2)　○○年度治山事業単価表
８　○○年度治山事業計画位置図

１　○○年度治山事業計画目標

県（都道府）

項　　目	計　　画　　目　　標
計画規模 計画目標 (1) 重点事項 (2) 事業別目標 山地災害危険地区における治山事業の計画等 他事業との関連 そ　の　他	

記載注意
１　災害の発生状況、地域開発の状況、保全対象等からみた計画規模及び計画目標を簡潔に記入する。
２　他事業との関連は、砂防、ダム、河川事業等との関連について簡明に記入する。
３　その他は、実施体制、計画実施上の問題点について簡明に記入する。

２　〇〇年度治山事業計画総括表

（区分　　）　　県（都道府）

事　業　区　分	前年度当初予算 （Ａ）	〇〇年度計画 （Ｂ）	対前年比 （Ｂ/Ａ）	〇〇年度計画 箇　所　数	備　　考

記載注意

１　所管区分ごとに別葉とし、所管区分ごと合計した表も作成する。また、琵琶湖、水源地域に係る数値は〈　〉内書とする。
２　事業区分は、当該年度の予算費目に応じて最小の単位（目、目細、目細々、積算内訳までの区分を言う。）まで細分して記入する。
３　金額は工事費とし、単位千円で記入する。
４　対前年比は、小数点以下２位四捨五入１位止めとする。
５　国庫債務負担行為に係る数値は、歳出年度に含め上段（　）内書とする。

３　〇〇年度治山事業計画経費区分表

（区分　　）　　県（都道府）

事業区分	工事費					設計監督費	合計	備考
	本工事費	機械器具費	営繕費	工事雑費	計			
合計								
工事費に対する比率								

記載注意

１　所管区分ごとに別葉とする。
２　金額は、単位千円とする。
３　工事費に対する比率は％（小数点以下２位四捨五入１位止）で記入する。
４　備考には、機械器具費、営繕費の内訳を簡明に記入する。

４　〇〇年度治山事業流域別計画表

（区分　　）　　県（都道府）

事　業　区　分	流　　域	〇〇年度～〇〇年度 実　績　累　計	〇〇年度計画	備　　考

記載注意

１　その他の事項は「様式２－２　〇〇年度治山事業総括表」記載注意に準ずる。
２　流域欄には、森林計画名を記入する。

5　〇〇年度〇〇事業計画明細表

（区分　　）　　県（都道府）

流域	箇所		実施計画										＊事業実施状況							
	番号	郡(市)町(村)大字字	保安林	災害内容	特殊立法区分	新継別	計画 本工事費等	計画 計画内容	順位	実施区分	＊確認額	実施予定額	当初設計 確認月日	当初設計 設計額	当初設計 確認結果	当初設計 申請額	変更設計 確認月日	変更設計 設計額	変更設計 確認結果	変更申請額

記載注意

1　事業区分ごと、所管区分ごとに別様とする（ただし、共生保安林整備事業に係るものについては作成を要しない）。

2　番号は、事業区分ごと一連番号とし、「様式２－６　○○年度○○事業箇所別実施計画表」の番号と一致させる。

3　保安林は、保安林種を略号で記入する。（例　指定済･･･(水)、指定予定･･･水、指定済保安施設地区･･･(施)、指定保安施設地区･･･施）
なお、保安林編入年（指定予定のものは、指定予定年月日）を併記する。

4　災害内容は、災害の発生年を記入する。なお、山地災害危険地区（略号･･･(危)）、都市周辺及び集落（略号･･･(都)）に該当する場合は、その旨を併記する。

5　特殊立法等の区分は、次の特殊立法等について略号で記入することとし、同一箇所で重複するものは併記する。

(1) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第１項に規定する豪雪地帯･･････豪
同条第２項に規定する特別豪雪地帯･･･(豪)

(2) 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）･･･土

(3) 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和 47 年法律第 64 号）･･･琵

(4) 水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）･･･源

(5) 林業振興地域育成対策事業実施要領（昭和 55 年４月７日付け林野計第 139 号農林水産事務次官依命通知）･･･林

6　新継別は、新規着工の場合は、新、継続着工の場合は、継と略号で記入する。

7　金額は、単位千円とする。

8　計画内容は、主たる工種、数量を記入する。（例　コンクリート治山ダム１基 500 ㎥、山腹工 0.5ha、）

9　＊欄は空欄とする。（以下各様式も同様とする。）

10　実施予定額は、打ち合わせ終了後内示に基づいて記入する。

11　各事業の最終欄に「その他経費」欄を設け、機械器具費、営繕費、工事雑費を一括計上し、事業別の合計は、「様式２－２　○○年度治山事業計画総括表」の工事費と一致させる。

6　〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表

（1）ーア　　計画表（保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業を除く。）

県（都道府）

計画番号		流域名		事業名		施工予定期間		森林の機能区分	
箇　所				実施基準		新継別		事業評価	

全体計画			実施済		〇〇年度計画			協議額			次年度以降計画			保安林種及び指定年月日	地すべり防止区域指定年月日
工　種	数　量	本工事費等	数　量	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等		
														事業対象区域面積	荒廃地等面積
														整備対象区域面積	荒廃森林面積
														森林面積	地すべり地面積
														保安林面積	土砂量
														保安林率	既往の災害等
														主要樹種	災害の種類
														人天割合	災害発生年次
														林齢	被災状況
														疎密度	山地災害危険地区
														保全対象	山腹崩壊
														人　家	土砂流出
														工場・旅館等	地すべり
														（換算戸数）	なだれ
														学校	参考事項
														官公署	地質
														病院	年平均降水量
														鉄道	他事業との関連
														道路	
														港湾	備考
														田	
														畑	
														1・2級河川	
														その他	
														その他	
合計				（　　）											

記載要領

1 各記載欄は、全体計画作成等要領（平成14年6月12日付け14林整治409号。以下「全体計画」という。）第6の様式1及び2について（以下「全体計画様式」という。）の記載内容と一致させる。

2 予防治山事業における保全対象欄は、当該年度に該当するものを記載する。また、その他の欄には、山地災害危険地区の危険度（山腹崩壊危険度等及び被災危険度）及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合にあっては、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。

3 金額は、単価は、単位円、本工事費等は単位千円とし、実施済額本工事費等の合計の欄の下段（）内に進捗率を記入する。

4 測量設計費、付帯工事費、用地費及び補償費を必要とする箇所はその内容、必要額を記入する。

5 現場管理費、一般管理費等は、工種欄に「その他」の項を設け、一括して必要額を計上する。

6 事業評価の欄は、再評価の実施（予定）年度及びその内容を記入する。

7 その他の欄は、採択基準に係る事項等を記入し、必要に応じて関係資料を添付する。

8 緊急防災減災対策総合治山事業のうち緊急減災対策タイプについては、その他の欄に震度5弱以上の地震を観測した地域等の名称及び年月日又は火山活動が活発化している地域等の名称及び噴火警戒レベルが2以上の期間について

9 機能強化・老朽化対策事業については、その他の欄に山地災害危険地区の危険度（山腹崩壊危険度等及び被災危険度）及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合にあっては、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。

10 その他の事項については、全体計画様式１－１の記載要領に準ずる。

6－(1)－イ　森林土木効率化等技術開発事業計画表

県(都道府)

計画番号		流域名		施工予定期間		森林の機能区分	
箇　所		実施基準		新継別		事業評価	

実施する工法の内容		
○省力・機械化工法	○建設費縮減を図る工法	
○安全性を確保する工法	○緊急施工に対応して工期短縮が可能となる工法	
○自然環境の保全に留意した工法	○木材の利用の拡大を図る工法	
	○その他新技術を利用した工法	

保安林種及び指定年月日		荒廃地等面積	
		荒廃森林面積	
事業対象区域面積		地すべり地面積	
整備対象区域面積		土砂量	
森林面積		既往の災害等	
保安林面積		災害の種類	
保安林率		災害発生年次	
主要樹種		被災状況	

全体計画			実施済		○○年度計画			協議額			次年度以降計画		
工種	数量	本工事費等	数量	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等
合計				(　　)									

人天割合		山地災害危険地区	
林齢		山腹崩壊	
疎密度		土砂流出	
保全対象		地すべり	
人家		なだれ	
工場・旅館等		参考事項	
(換算戸数)		地質	
学校		年平均降水量	
官公署		他事業との関連	
病院			
鉄道			
道路			
港湾		備考	
田			
畑			
1・2級河川			
その他			
その他			

記載要領

1　様式(1)－アの記載要領に準ずる。

６－（１）－ウ　林地荒廃防止事業計画表

県（都道府）

計画番号		流域名		施工予定期間		森林の機能区分	
箇　所		実施基準		新継別		事業評価	

全体計画			実施済		○○　年　度　計　画			協　議　額			次年度以降計画			保安林種及び指定年月日		荒廃地等面積	
工　種	数　量	本工事費等	数　量	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等			荒廃森林面積	
														事業対象区域面積		土砂量	
														整備対象区域面積		既往の災害等	
														森林面積		災害の種類	
														保安林面積		災害発生年次	
														保安林率		被災状況	
														主要樹種		特殊立法区分	
														人天割合		災害名	
														林齢		市町村への委任有無	
														疎密度		激甚災害指定年月日	
														保　全　対　象		指定基準	
														人　家		実施した事業名	
														工場・旅館等		山地災害危険地区	
														（換算戸数）		山腹崩壊	
														学校		土砂流出	
														官公署		地すべり	
														病院		なだれ	
														鉄道		参　考　事　項	
														道路		地質	
														港湾		年平均降水量	
														田		備考	
														畑			
														1・2級河川			
														その他			
														その他			
合計				（　　）													

記載要領

1 指定基準欄は、「激甚災害指定基準」、「局地指定基準」の別を記載すること。

2 「激甚災害指定基準」に該当する場合は、林地荒廃防止事業の実施を計画している市町村で実施された次の事業を記載すること。

「林地荒廃防止施設災害復旧事業」、「災害関連緊急治山事業」、「林地崩壊防止事業」、「森林災害復旧事業」

3 「震度5弱以上の地震を観測した地域」に該当する場合は当該地域等の名称及び発生年月日を、「噴火警戒レベルが2以上の地域」に

該当する場合は火山活動が活発化している地域等の名称及び噴火警戒レベルが2以上の期間をその他の欄に記載すること。

4 防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合にあっては、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。

5 その他の事項については、様式（１）－アの記載要領に準ずる。

６－（１）－エ　共生保安林整備事業計画表

都道府県名：	計画期間	○○年度～○○年度

計画番号	事業箇所 郡（市）町（村）大字字	事業区分	事業計画 本工事費等	計画内容	施行予定年度	事業の必要性等	備考
		計					
		計					
		計					
		計					
合計							

注）１　事業区分は、生活環境保全林整備、環境防災林整備、自然環境保全治山の別を記入する。
２　金額は、単位千円とする。
３　計画内容は、主たる工種、数量を記入する。
４　事業の必要性等は、実施要件に係る事項、所管の別、特殊立法等の区分を記入する。
５　当年度に事業実施を予定する箇所はすべて記載する。
６　計画の変更を行う場合は、変更理由を記載した書面を添付の上、表中の上段に変更前の数値を、下段に変更後の数値を記載する。

６－（１）－オ　保安林管理道整備事業計画表

県（都道府）

計画番号		流域名		管理道名		施工予定期間		森林の機能区分	
箇　所				実施基準		新継別		事業評価	
事業対象地域の概要								備考	
事業対象区域面積		荒廃地面積		森林面積					
整備対象区域		荒廃森林面積		山地荒廃率					
保安林（予定）面積		指定予定年月日		保安林率					
非皆伐施業保安林（予定）面積		指定予定年月日		保安林率					
保安林種		所有形態	都道府県　％	市町村　％					
地質			財産区　％	共有　％					
山地災害危険地区数			個人　％	その他　％					

事業計画											
区分	全体計画		実施済額			○○年度計画			協議額		
	数量	工事費	数量	工事費	進度（％）	数量		進度（％）	数量	工事費	進度（％）
開設											
改良											
その他											
計		B									

事業対象地域の治山事業計画					事業計画概要	他事業との関連・その他
区分	全体計画		○○年度計画		事業対象地域の治山事業全体に占める割合（B／（A＋B））　％	
	数量	工事費	数量	工事費	全幅員　m　車道幅員　m	
渓間工	（　）	（　）			本事業対象地域外を通過する延長　m　全延長の　％	
山腹工						
保安林整備						
作業道						
その他						
計		A				

起終点に接続する道路等の実態	起点			終点		
	種類	延長	幅員	種類	延長	幅員

記載要領

1 所有形態欄は、都道府県、市町村、財産区、共有、個人その他に分けて、対象地域の森林面積に占める割合を記入する。

2 他事業との関連・その他欄は、本事業対象地域内における他事業（造林、林道事業等）の実施状況及び今後の計画概要、本事業との調整状況等について記入する。

3 事業対象地域の治山事業計画欄における全体計画には、本事業対象区域内の治山計画額を記入する。また、実施済額を上段（）に内数で記入する。

4 起終点に接続する道路等の実態欄における種類は、国道、都道府県道、市町村道等とする。

5 その他の事項については、様式（1）ーアの記載要領に準ずる。

(2)　計画図

計画図は計画平面図、縦横断図、構造図とし、次により作成する。

ただし、緊急防災減災対策総合治山、機能強化・老朽化対策及び森林土木効率化等技術開発にあっては、位置図（縮尺２万５千分の１から２０万分の１の地形図）、概況図（縮尺５千分の１から２万５千分の１）、計画平面図（縮尺２千５百分の１から２万５千分の１）、縦断面図、横断面図（20m間隔及びその他必要な点）、構造図とする。

ア　縮尺は適宜とする。

イ　計画平面図には、全体計画の工種配置、既設工事、当該年度の計画、他事業の実施状況、被災保安林の区域等を記入する。また、当該年度計画の主要工作物には、長さ、高さ、天端厚、下流法、体積等を記入する。

ウ　位置図には周辺の保安林の位置、被災保安林の区域、計画区域等を記入する。

エ　保安林管理道整備事業の位置図及び計画平面図には次の事項を記載する。

（ア）対象区域・・・・・・桃色線で周囲を囲む。
（イ）保安林区域・・・・・・淡青色線で周囲を囲む（非皆伐施業保安林は、淡青で塗る。）。
（ウ）治山施設の配置・・・・・・設計書作成要領の工種により、当該年度計画は赤、既設は緑、将来計画は黄で記入し、施工（予定）年度の数字を丸囲いをして記入する。
（エ）保安林整備区域等・・・・・・計画は赤、既設は緑で塗り、将来計画は黄緑で周囲を囲み、施工（予定）年度の数字を丸囲いをして記入する。
（オ）地区指定事業の区域・・・・・・地区指定事業区域を、計画は淡赤線、既設は淡緑線で周囲を囲む。
（カ）林道・・・・・・既設は黒実線、計画黒破線で記入する。
（キ）保安林管理道・・・・・・開設は赤実線、改良は赤破線で記入することとし、そのうち当該年度計画分と将来計画の区分がわかるようにする。

オ　緊急防災減災対策総合治山事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

（ア）対象区域・・・・・・桃色線で周囲を囲む。
（イ）山地災害危険地区等区域・・・・・・茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。
（ウ）整備対象区域・・・・・・赤色線で囲む。
（エ）直接保全対象区域・・・・・・黄色線で囲む。
（オ）保安林区域・・・・・・淡青色線で囲む。
（カ）治山施設の配置・・・・・・設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
（キ）山地災害予知施設又は火山活動等観測施設の配置・・・・・・それぞれの設置観測施設等について、頭文字を○で囲んで表示する。
（ク）防災拠点林整備区域・・・・・・淡紫色で塗る。
（ケ）森林の造成整備区域・・・・・・黄緑色で塗る。
（コ）土石流等拡散防備林・・・・・・橙色で塗る。
（サ）他所管事業・・・・・・区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。
（シ）その他保安林管理道等の計画がある場合には適宜記入する。

カ　森林土木効率化等技術開発事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

（ア）対象区域・・・・・・桃色線で周囲を囲む。
（イ）山地災害危険地区等区域・・・・・・茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。
（ウ）整備対象区域・・・・・・赤色線で囲む。
（エ）直接保全対象区域・・・・・・黄色線で囲む。
（オ）保安林区域・・・・・・淡青色線で囲む。
（カ）治山施設の配置・・・・・・設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
（キ）他所管事業・・・・・・区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

キ　生活環境保全林事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

（ア）対象区域・・・・・・桃色線で周囲を囲む。
（イ）整備対象区域・・・・・・赤色線で囲む。
（ウ）直接保全対象区域・・・・・・黄色線で囲む。

（エ）保安林区域・・・・・・淡青色線で囲む。
（オ）他法令関係・・・・・・自然公園法、自然環境保全法、文化保護法等の区域は、茶色で囲む。
（カ）治山施設の配置・・・・・・設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
（キ）森林の造成整備区域・・・・・・黄緑色で塗る。
（ク）他所管事業・・・・・・区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

(3)　状況写真

状況写真は、計画対象地の全景、荒廃状況、被害状況、保全対象、計画位置、既設工作物との関連状況等が判断できる写真とし、写真には主要工作物状況及び周辺の環境状況等が判別できるよう留意する。緊急防災減災対策総合治山事業にあっては航空写真を添付する。

7－(1)　　〇〇年度主要労務資材アップ率算出基礎表

県（都道府）

区　分	名　　称	単　　価					備　　考
		前　年　度		○○年度（C）	アップ率		
		当初（A）	最終（B）		C／A	C／B	
		円	円	円	%	%	

記載注意

1　主要労務及び主要資材について記入する。
2　アップ率の記入に当たっては、小数点以下２位四捨五入し、１位止めとする。

7－(2)　　〇〇年度治山事業単価表

県（都道府）

事業区分	工種	前年度単価		○○年度単価（C）	アップ率		算　出　根　拠									備考
							構成比			アップ率						
										対当初			対最終			
		当初（A）	最終（B）		C／A	C／B	労務	資材	その他	労務	資材	その他	労務	資材	その他	
		円	円	円	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

記載注意

1　都道府県内の標準的な単価について作成する。
2　アップ率、構成比の記入に当たっては、小数点以下２位四捨五入し、１位止めとする。

８　○○年度治山事業計画位置図

(1)都道府県全体図（20 万分の１地形図、北海道は 60 万分の１地形図）を用いて作成する。

(2)計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式２－５○○年度○○事業計画明細表」と同一番号を付する。

予防治山	黄	予
緊急防災減災対策総合治山	黄	防災
機能強化・老朽化対策	赤	機
森林土木効率化等技術開発	黄	森開
林地荒廃防止	黄	荒
生活環境保全林整備	紫	生
自然環境保全治山	紫	自
環境防災林整備	紫	環
保安林管理道整備	緑	管

なお、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）適用の計画にはリを付する。

(3)流域界は、赤太線（２㎜）で区画した流域名を付する。

(4)国有林は、淡緑色、砂防計画は黒色砂、既設保安林は淡青色、計画保安林は淡青ハッチとする。

(5)治山計画箇所は代表的な写真を添付する。

様式３

番　　号
年　　月　　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

治山事業における全体計画書の変更について

治山事業における全体計画書を別紙のとおり変更したいので提出します。

（別紙）

全体計画変更理由書　　県（都道府）

計画番号		流域名						
箇所名								
全体計画			実績			変更全体計画		
施行予定期間			施工期間			変更施行予定期間		
工種	数量	工事費	工種	数量	工事費	工種	数量	工事費
工事費計 設計監督費等 事業費								

変更の理由：	再評価実施状況：
	確認結果

記載要領

１．施行予定期間の欄は，当初計画の様式１－２の期間を転記し，施工期間の欄は，中断期間等を含んだ実施期間とする。また，変更施行予定期間は，変更後の施工期間を記載する。

２．変更理由は，必要に応じて別途資料を添付する。

３．様式１－１～１－４の変更が伴う場合は,変更全体計画と読み替えて各様式を添付する。

様式４

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名

○○年度治山事業年度計画書の変更について

○○年度治山事業年度計画書を下記のとおり変更したいので確認願います。

記

１．○○年度　治山事業変更計画総括表
２．○○年度　○○事業変更計画明細表（廃止の場合は提出を要しない。）
３．○○年度　○○事業変更箇所別実施計画表（廃止の場合は提出を要しない。）

記載注意

(1)「２．○○年度○○事業変更計画明細表」の様式は「様式２－５　○○年度○○事業計画明細表」を、「３．○○年度○○事業変更箇所別実施計画表」の様式は「様式２－６　○○年度○○事業箇所別実施計画表」を準用する。

１　○○年度治山事業変更計画総括表　　県（都道府）

事業区分	計画番号	変更区分	箇所				変更内容		変更理由	確認結果
			群(市)	町(村)	大字	字	本工事費等	計画内容		

記載注意

１　変更区分は、追加、廃止に区分して記入する。
２　追加の場合の計画番号は、当初計画の一連番号とする。
３　変更内容は、変更工事費等及び計画内容（例　谷止工　○基　○○○㎥）を記入する。
４　変更理由は、簡明に記入する。

様式５－１

索引番号	
流 域 名	

治　山　台　帳　箇所別表

施 行 年 度			事 業 名		工　種 （施設名）	
施行地の概要等	小流域（支流）及び地区名				位　置	県　市　町　字　番 郡　村
	施行面積等	渓間安定面積　ha 山腹工事面積　ha 保安林管理道　幅　m，延長　m	保安林種及び編入年月日	年　月　日	森林所有者	
	施行効果面積		竣　工　額		保全対象の概 要	人家（　戸），公共施設（除，道路） （　戸，m，㎡），鉄道（　km）， 国・県・市町村道・林道（　km）， その他（　）
	工事期間		登載月日			
備　考		〔現場担当者〕　〔検査員〕　〔請負者〕 〔その他参考事項〕				

事　業　の　内　容　（種類・構造・施工額等）							施　設　の　経　過　（点検整備状況）			
工　種	構　造	数　量	単位	単　価	金　額	備　考	年月日	点検整備の状況等	点検者	備　考

記載要領

１．治山台帳・箇所別表は、年度ごとに、事業の種類別、箇所別に作成する。１箇所の施行に２年度以上を要するものは、各年度ごとに記載し、竣工年度において一括表を付する。

２．繰り込み順序は、流域ごとに毎年度継続して一連の索引番号を付し、流域ごとに小流域、年度、索引番号に繰り込むものとする。（この場合、小流域区分ごと等に適宜見出し又は番号を設ける。）

３．小流域とは、一定のまとまりをもって治山事業を計画的・効率的に実施するのが適当な区域をいい、支流域を実態に応じて細分（おおむね 500ha 程度）したものとする。

４．改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する。（様式５－２及び５－３においても同様とする。）

なお、記載内容に誤りがあるときは、朱線を画して訂正の上、備考欄に訂正年月日を記入する。

５．工種（施設名）欄は、主たる工種（例えば、谷止工、山腹工等）をもって記入する。

６．施工地の概要等欄、施行面積等欄は、様式２－６の表中の施行面積等を記入する。

７．事業の内容欄、工種は、渓間工、保安林管理道は全ての工種を、山腹工は面積及び主たる工作物等について記入する。なお、現場管理費、一般管理費等間接経費については、工種欄に一括計上する。

８．施設の経過欄は、点検状況（施設の破壊、崩壊拡大の有無、植栽木の枯損等の状況及び機能発揮の状況等）又は整備・補修・保育等を行った場合の状況をそれぞれ簡明に記入する。

９．金額は千円単位で記入する。

様式５－２

索引番号	

治　山　台　帳	図 書 等

〔構造図・平面図〕

〔完成写真〕

記載要領

１．治山台帳・図書等は、治山台帳・箇所別表の裏面とし、当該箇所ごとに設計図（縮小した構造図及び平面図等）及び完成写真をちょう付する。なお、写真のちょう付が困難な場合は、別紙を用いて添付しても差し支えない。

様式５－３

流域名	
小領域（支流） （地　区　名）	

治　山　台　帳　　総 括 表

索引番号	施行年度	事 業 名	工　　種 （施設名）	数　　量	単位	竣　工　額	施行効果面積	備　　考
						千円	ha	

記載要領

１．治山台帳・総括表は、小流域ごとに作成し、治山台帳・箇所別表により毎年度当該年度の施行分を記入の上、流域ごとに絞り込むものとする。
　なお、地区を設定して実施する事業に係るもので、本総括表の小流域よりも当該地区の範囲が広汎な場合は、小流域欄（様式５－１記載要領３参照。）欄（右上）に地区名及び枝番号を付記する。例、（小流域）○○川、（地区名）水源地域○○地区３－１
２．箇所数（施設の数量）及び竣工額等について、毎年度の計及び累計実績を記入する。
３．本表の裏面に、施行位置図を添付し、主たる工作物について、位置、施行年度、索引番号等を簡明に記入する。

様式６　補助表

治 山 施 設 点 検 整 備 表

事　業　名		索引番号	
施　業　地		施行年度	

点　検　整　備　状　況		
点検年月日	点 検 状 況	整 備 状 況

記載注意

1　本表は、治山台帳の補助表として作成する。

2　事業名、索引番号、施業地、施行年度は、治山台帳と一致させる。

3　点検年月日は、施設の点検整備を行った年月日を記入する。

4　点検状況は、施設の破損状況、崩壊の有無、植栽木の枯損状況、機能発揮の状況等について簡明に記入する。

5　整備状況は、施設の補修状況、保育状況等について簡明に記入する。

別紙８（水産物供給基盤整備事業に係る運用）

第１　実施要綱第２の１の（２）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備事業（以下この別紙においては「本事業」という。）の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　事業内容

１　事業の区分と内容

事業の区分及び内容は、次のとおりとする。なお、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第１条の２に規定する要件に該当するものを除く。

（１）地域水産物供給基盤整備事業

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第４条に定める漁港漁場整備事業のうち、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第１種漁港又は第２種漁港（ただし、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成 13 年３月 30 日 12 水港第 4541 号）第２の２に基づいて都道府県知事が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画において位置付けられる流通拠点漁港及び生産拠点漁港を除く。以下同じ。）の整備を行う事業並びに漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 60 条に規定する共同漁業権（以下この別紙においては「共同漁業権」という。）の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設（水産動植物の増殖又は養殖を推進するために設置又は造成する魚礁及び増養殖場をいう。以下同じ。）の整備を行う事業とする。

漁港の整備を行う事業は、漁港の基本施設等（漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。））の整備を行う事業に限るものとする。

（２）水域環境保全創造事業

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善又は、漁場と連接する水域等における漁場への悪影響の未然防止を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、水質底質改善施設及び廃油処理施設の整備、清掃船（附属機械を含む。）の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業

（３）漁港関連道整備事業

漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために重要な道路の新設又は改良を行う事業とする。

（ア）主要漁港関連道

第二種漁港、第三種漁港、第四種漁港又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に定める特定漁港漁場整備事業若しくは特定漁港漁場整備事業以外の水産生産基盤整備事業若しくは水産流通基盤整備事業に採択された第一種漁港（以下この別紙においては「主要漁港」という。）と主要道路、他の関連主要漁港又

は主要漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道

（イ）附帯関連道

主要漁港関連道に関する事業と併せて改良する必要がある道

（ウ）一般漁港関連道

主要漁港以外の漁港（以下この別紙においては「一般漁港」という。）と主要道路、他の関連漁港又は一般漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道

２　事業メニュー

（１）実施要綱第２の１の（２）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備の事業内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。ただし、次の表の区分１の（１）、（２）、（３）、（４）（道路及び橋に限る。）、（５）（護岸及び人工地盤に限る）、（７）（消波施設等及び中間育成施設に限る。）及び（８）（消波施設等及び区画施設に限る。）の補修を除く。

区分	工　　種	内　　容
1 地域水産物供給基盤整備	(1) 外郭施設整備	（ア）漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第１号のイに掲げる防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 （イ）外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属施設として係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等、また自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業実施要領（平成６年６月23日付け６水港第1775号農林事務次官依命通知）第２の２の規定を満たす場合に限り砂輸送施設を設置することができる。また、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成７年４月１日付け７水港1070号）に基づく事業で、災害に強い漁業地域づくり事業の事業基本計画を策定した地区に限り、当該施設の附帯事業として、漂流防止施設を設置することができる（以下（２）の（イ）、（３）の（イ）、（４）の（エ）及び（５）の（カ）において同じ。）。
	(2) 水域施設整備	（ア）漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第１号の

		ハに掲げる航路、泊地及び漁具管理水域並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 （イ）水域施設には、当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、付属施設として床止め、潜堤、サンドポケット又は浮標灯を設置する事ができる。
	(3) 係留施設整備	（ア）漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第１号のロに掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 （イ）岸壁、物揚場、桟橋及び浮桟橋には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、防雪設備、防暑設備、電力供給設備、階段、はしご、防護柵、排水溝に附属する沈砂池又はスクリーン等を設置することができる。
	(4) 輸送施設整備	（ア）漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のイに掲げる鉄道、道路、駐車場、橋及び運河並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 （イ）道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 （ウ）道路には安全かつ円滑な交通を確保するため道路の附帯施設として自動車駐車場を設置することができる。 （エ）道路、駐車場及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。また、利用上必要と認められる場合に限り、電力供給設備を設置することができる。 （オ）漁獲物の水揚げから荷さばき所での選別・氷詰め・せり・出荷といった工程を総合的に衛生管理していく必要から荷さばき施設に隣接する範囲に限り、防暑設備を設置することができる。

	(5) 漁港施設用地整備	（ア）漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のハに掲げる漁港施設用地及び敷地に附属する施設で当該施設を構成するのに必要なものとする。 （イ）漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のへに掲げる「水産種苗生産施設」及び同号トに掲げる「蓄養施設」を漁港施設用地に代えて水面に設置する必要がある場合には、水面を確保するための設備を設置することができる。 （ウ）漁港施設用地（前号の水面を含む。以下本項において同じ。）の補助の範囲は、漁港施設用地等利用計画の策定について（平成２年３月 15 日付け２水港第 40 号水産庁長官通知）第３の規定により協議の整った漁港施設用地等利用計画に基づく公共施設用地とする。 （エ）漁港施設用地の附属設備は排水設備、境界標識及び法面保護のための設備、浸水対策としての胸壁等とし、用地の保全上又は管理上必要な設備を設置することができる。また、利用上必要と認められる場合に限り、防風設備及び電力供給設備を設置することができる。 （オ）漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のニに掲げる漁船漁具保全施設及び同号に掲げる増殖及び養殖用施設の漁港施設用地については、漁具並びに増殖及び養殖用資材の運搬のための昇降用斜路及びこれに附属する設備を設置することができる。 （カ）漁港施設用地について、砂塵による隣接地区への悪影響等特別の事由がある場合においては、覆土、砕石敷設、植栽、乳剤散布又は簡易舗装により用地の表面処理を行うことができる。 （キ）用地の地盤改良については、原則として交付金の交付対象外とする。なお、防災上必要と認められる場合に限り、用地のかさ上げを行うことができる。 （ク）人工地盤による漁港施設用地の造成については、以下の場合を交付金の交付対象とする。 a　背後地に利用できる用地が少ないなど用地の利用目的を達成する箇所に用地の確保が困難な場合 b　津波・高潮等が発生し迅速に避難できる避難用地として災害時の防災機能の確保を図る場合
	(6) 魚礁整備	（ア）主として魚類の蝟集、発生及び成育が効率的に行わ

		れ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物（コンクリートブロック等）の設置により整備される漁場の施設とし、共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域に設置するものであって５千空m3以上のものを交付金の交付対象とする。 （イ）浮魚礁システム（浮魚礁、位置センター、漁場環境調査システム及び送受信装置）及びこれに関連する施設の設置により整備される漁場の施設とし、計画事業規模が５千万円以上（事業主体が市町村、漁業協同組合等の場合は１千万円以上）のものを補助対象とする。
	(7) 増殖場整備	海域及びこれに連接する陸地において有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟（干潟及び区画施設）の造成）、消波施設等（消波堤、潜堤、離岸堤及び防氷堤）の設置、海水交流施設（導流堤、水路等）の設置、中間育成施設の設置及び用地（中間育成施設設置用、作業路等）の造成並びにこれらに関連する施設（ポンプ小屋等簡易な付随施設）の設置により整備される漁場の施設とし、計画事業規模が５千万円以上（市町村に係るものは３千万円以上）のものを交付金の交付対象とする。ただし、漁港に近接した施設を整備するものについては、計画事業規模３億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
	(8) 養殖場整備	海域及びこれに連接する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等（消波堤、潜堤、浮消波堤及び防氷堤）の設置、区画施設の設置、海水交流施設（導流堤、水門、水路、導水トンネル等）の設置、底質改善（しゅんせつ、客土、耕うん等）、作れい及び用地（養殖施設用）の造成並びにこれらに関連する施設の設置により整備される漁場の施設とし、計画事業規模が１億円以上（富裕団体（財政力指数が当該年度前３か年の平均が1.0以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）に係るものは１億５千万円以上）のものを交付金の交付対象とする。ただし、漁港に近接した施設を整備するものについては、計画事業規模３億円を超えるものを交付金の交付対象とする。

	(9) 市町村等事業推進	市町村又は水産業協同組合が行う地域水産物供給基盤整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
2 水域環境保全創造	(1) 水域環境保全	（ア）効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、又は漁場と連接する水域等において漁場への悪影響を未然に防止するために行うたい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善（しゅんせつ、耕うん、客土、覆土等）、作れい、海水交流施設（水路等）の設置、着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設））及びこれらに関連する事業（しゅんせつ残土処理のための埋立等）とする。 （イ）しゅんせつについては、以下の要件を満たす場合に限り、養殖場の汚泥を対象とすることができる。 a　当該水域に流入する河川等からの負荷が認められること。 b　持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づく漁場改善計画が認定され、当該計画に基づいた取組を確実に実施していること。 c　たい積物の影響により、当該養殖場以外の漁場にも赤潮等の悪影響が出ていること。 （ウ）漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する次に掲げるもの ア　水質底質改善施設整備 a　汚泥等による水質汚濁や悪臭が漁業活動上悪影響をもたらしている漁港の漁港区域内水域における汚泥、ヘドロのしゅんせつ、運搬及び処理 b　水質及び底質の改善を図る必要が認められる漁港において、覆砂及び藻場、干潟等の整備を行うために必要な土砂等の運搬及び整地等並びに突堤、離岸堤等の設置 c　水質及び底質の改善を図る必要が認められる漁港において、自然の浄化能力を活用して水域環境を改善するために必要な循環ポンプ、清浄海水導入装置、ろ過・排水装置等の水質浄化施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものの設置。なお、風力、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することが

		できる。 イ　廃油処理施設整備 漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条第２号のヲに掲げる廃油処理施設であって「廃油処理施設整備事業実施要領」（昭和 52 年 6 月 20 日付け 52 水港第 612 号農林事務次官依命通知）第２に掲げる集油設備、処理設備及び附帯設備とする。 ウ　清掃船建造 漁港の泊地等における浮遊物、ゴミ等を集積し廃棄するために必要な清掃船の建造、購入又は補修の事業とする。 エ　廃船処理 漁港区域内における廃船処理事業の取扱いについて（昭和 51 年 9 月 29 日付け 51 水港第 4117 号水産庁長官通知）に基づく廃船処理事業とする。 また、所有者等に代わり漁港管理者がやむを得ず放置座礁船を処理する場合においても、これを適用する。
	(2) 市町村等事業推進	市町村又は水産業協同組合が行う水域環境保全創造事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
３ 漁港関連道整備	(1) 漁港関連道	ア　第２の１（３）の（ア）に掲げる「主要漁港と主要漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道」は、当該漁港と当該漁場間の漁獲物又は漁業用資材等の運搬の用に供することを目的として設置するものに限るものとする。 イ　第２の１（３）の（ウ）に掲げる「一般漁港と一般漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶ道」は、当該漁港と当該漁場間の漁獲物又は漁業用資材等の運搬の用に供することを目的として設置するものに限るものとする。 ウ　主要漁港関連道及び一般漁港関連道として整備される道路は、漁業上必要な自動車の交通が可能な一車線又は二車線となるものであること。なお、ここでいう漁業上必要な自動車とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に定める自動車で漁業上必要な交通に供せられるものとする。

		エ　改良とは、現に交通の用に供されている道路の機能を増大させるための行為とし、次に掲げる維持管理相当の行為は含まないものとする。 a　散水、除草、除雪、砂利の補充等反復して行われる軽度の道路の保全行為 b　損傷された既存の道路の構造を保持回復する行為 オ　漁港関連道の全部又は大部分が当該漁港の区域外になるもの（当該事業の効果を確保するため当該漁港の区域外から区域内の一部にわたるもので漁港整備事業として行われるもの以外のものを含む。）であること。ただし、主要道路が当該漁港の区域内にあるか又は区域に接している場合にあっては、当該漁港の区域内で行われているものを含む。 カ　新設の場合にあっては、これに代わる漁業上必要な自動車の利用しうる道路がないか又は既存の道路では漁獲物の輸送上支障があり、かつ、地形の状況等により既存の道路を改良することが困難であること。 キ　改良の場合にあっては、既存の道路では漁業上必要な自動車の交通ができないか、又は漁獲物等の輸送上著しく支障があること。 ク　道路の有効幅員が３メートル以上のものであること。 ケ　この事業の実施に際しては、道路法第 24 条による承認を受けるほか、道路整備５箇年計画との調整等道路に関する施策との調整をはかるとともに、構造等につき当該道路の道路管理者との協議を行う等道路担当部局とも緊密な連絡をとるものとする。 コ　漁港関連道の構造は、道路構造令（昭和 33 年政令第 244 号）第２章に定める基準に準拠するものとする。
	(2) 市町村等事業推進	市町村が行う漁港関連道整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

（２）　共通事項

（ア）補償は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和 37 年６月 29 日閣議決定）及び公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和 42 年２月 21 日閣議決定）に基づくものとする。ただし漁業補償については補助対象外とする。

（イ）工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等近隣の住民に与える影響については、事前に十分な検討を加え対策を講じていたにもかかわらず、予測できなかった不可

抗力により損失を与えた場合で補助事業者等及び工事請負人がそれぞれ善良な管理者としての注意義務を果たしていたと認められる場合に限り補償費を計上することができる。

（ウ）漁港施設を周辺の環境と調和させる必要がある場合は、景観、生物の生態系等に配慮した構造とすることができる。

（エ）外郭施設の護岸等、係留施設の岸壁等、漁港施設用地、輸送施設の道路等、漁港関連道又は公有地造成護岸等整備施設の護岸等に、当該施設の機能上必要な排水設備が設置されている場合において、排水を浄化して放水するための簡易な沈澱槽、スクリーン等は、排水中にごみ等の固型物の混入することがあらかじめ予想される場合で、かつ当該施設と一体として築造されるものに限るものとする。

（オ）係留施設、輸送施設、漁港浄化施設の機能向上を図るための風力、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を当該施設と一体的に整備することができる。

（カ）漁港施設及び漁場の施設の整備に当たっては、漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の２に基づく漁港漁場整備基本方針を遵守するものとする。

（キ）漁港機能の維持・保全上特に必要と認められる場合に限り、外郭施設、係留施設、輸送施設、漁港施設用地に附属する保安設備を設置することができる。

（ク）１の（１）の事業において、２の（１）の区分１の（１）、（２）、（３）、（４）（道路及び橋に限る。）、及び（５）（護岸及び人工地盤に限る）の施設を整備する場合は、機能保全計画を策定するものとする。なお、機能保全計画の様式は、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水港第 4541 号水産庁長官通知）別紙様式第 14 号によるものとする。

（ケ）本事業により漁港施設等の整備を実施するに当たっては、コスト縮減に資するＰＦＩ（民間資金等活用事業）等の適用を検討するものとする。

（コ）整備に当たっては、水産資源管理の取組との連携や維持管理における環境負荷の削減（再生可能エネルギーの導入）などを通じて持続可能な水産物の生産体制の構築を図ることとし、その具体的内容について、第３の１の事業計画書に盛り込むものとする。

（サ）着底基質の設置に当たっては、効果発現に向けたソフト対策と連携するものに限る。

３　事業主体

第２の１の（１）及び（２）の事業の事業主体は、都道府県又は市町村とする。ただし、１の（１）の事業のうち、共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置並びに１の（２）に掲げる事業については、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。）が事業主体となることができる。

第２の１の（３）の事業主体は、漁港管理者である都道府県又は市町村とする。ただし、次の各号の場合であって特に必要があるときは、当該各号に掲げる地方公共団体が行うことができるものとする。

（ア）市町村が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が都道府県道である場合当該都道府県

（イ）都道府県が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が市町村道である場合当該市町村

なお、市町村が漁港管理者である漁港について都府県がその漁港につき整備事業を実施している場合には、上記の原則にかかわらず当該都府県が行うことができるものとする。

４　対象地区

（１）地域水産物供給基盤整備事業の対象地区

計画事業費が一事業につき３億円（漁港施設の整備が含まれる場合は５億円）を超えるものであって、次に掲げる区分により、それぞれの要件を満たしたものとする。

（ア）漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合又は漁港施設を単独で整備する場合においては、次の要件を満たすもの

ア　第１種漁港又は第２種漁港であって、１漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が５億円を超えるもの。

イ　次のいずれかの要件を満たすもの

a　１漁港あたりの利用漁船の実隻数による総数が 50 隻程度以上若しくは登録漁船隻数が 50 隻程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

b　１漁港あたりの陸揚金額が１億円程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

c　水産業の振興を図る上で、水産基盤の整備を行うことが特に必要と認められるもの

ウ　２の（１）の区分１の（１）、（２）、（３）、（４）（道路及び橋に限る。）、及び（５）（護岸及び人工地盤に限る。）の施設を整備するに当たっては、機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること

（イ）漁場の施設を整備する場合においては、共同漁業権の設定されている区域内の原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数の総数が 100 隻程度以上のもの

（２）水域環境保全創造事業の対象地区

以下の全ての要件を満たす地区とする。

ア　計画事業費が一事業につき５千万円以上（市町村、漁業協同組合等が行う事業は、１千万円以上）のもの。ただし、２の区分２の（１）の（ウ）については、計画事業費３億円を超えるもの。

イ　２の区分２の（ウ）のアについては、全体計画面積が 2,500m2 以上（第一種漁港及び第二種漁港については 1,200m2 以上）のもの。

ウ　放置座礁船の処理を行うにあたっては、船舶所有者等に代わり、都道

府県または市町村がやむを得ず放置座礁船を処理する場合に必要な経費とし、全体事業規模が５千万円以上の場合に限る。なお、都道府県または市町村は、船舶所有者等より、当該処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに水産庁長官に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

（３）漁港関連道整備事業の対象地区

（ア）　主要漁港関連道の新設、改良に要する計画事業費については、１億円以上６億円未満のものであること。ただし、特別の事情があるときは、６億円以上のものも認めることとする。

（イ）　附帯関連道の改良に要する事業費は主要漁港関連道に関する事業費の２分の１以内であって、５千万円以上のものとする。

（ウ）　一般漁港関連道の新設、改良に要する計画事業費については、５千万円以上６億円未満のものとする。ただし、特別の事情があるときは、12億円未満のものも認めることとする。

第３　事業の実施

実施要綱第７の２に規定する実施要件確認のために必要な資料については、以下のとおりとする。

１　事業計画書の作成及び提出

（１）事業計画書の作成及び提出

実施要綱第３に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、第２の１の（１）、（２）及び（３）ごとに、以下のとおり、事業計画書を作成し、都道府県知事は水産庁長官に提出（別記参考様式別紙８第１号）するものとする。

（ア）第２の１の（１）、（２）及び（３）の事業を実施しようとする場合には、次の区分により、当該事業に係る事業計画書を作成するものとする。

ア　事業主体が都道府県及び市町村又は水産業協同組合の場合
都道府県知事は、事業主体たる市町村長又は水産業協同組合の長の意見を聴取し事業計画書を作成するものとする。

イ　事業主体が都道府県のみの場合
都道府県知事が事業計画書を作成するものとする。

ウ　事業主体が市町村又は水産業協同組合のみの場合市町村長又は水産業協同組合の長は、関係都道府県知事と調整し、事業計画書を作成して都道府県知事に提出するものとする。

（イ）（ア）の規定により作成する事業計画書について、漁港施設の整備に係る事業主体と漁港管理者が異なる場合にあっては、漁港施設の整備に係る事業主体は、あらかじめ漁港管理者に協議するものとする。

（ウ）都道府県知事又は市町村長は、第２の１の（３）の事業について、この事業を現に地方道であるものにつき行う場合は、あらかじめ道路法による所要の調整をするものとする。この場合には、その対象は、現在未整備であって、当分の間、この事業によるほか整備される見込みのない市町村道を重点的に考慮するものとする。なお、ここでいう「現に地方道であるもの」には、次に掲げる道は含まないものとする。

（１）道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第５６条の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路

（２）道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第３２条の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路

（３）奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和 39 年法律第 115 号）第３条第１項の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路

（４）都道府県道

（５）国道、都道府県道と一体となって当該地域内の幹線的機能を有する市町村道であって道路管理者が整備する計画を有する道路

（６）離島振興法（昭和 28 年 7 月 22 日法律第 72 号）及び山村振興法（昭和 40 年 5 月 11 日法律第 64 号）に基づき道路管理者が整備しようとする道路

（７）都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第７条第２項の市街化区域になると見込まれる地域内の道路

（８）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第 16 条第１項の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路又は農道若しくは林道で同項の規定に基づき農林水産大臣が指定した道路

（２）事業計画書の内容

（ア）事業計画書は、第２の１の（１）及び（２）については、次に掲げる事項について定めるものとする。（別記参考様式別紙８第２号の１）

ア　地区名

イ　位置図等

ウ　地区の概要

エ　計画の基本方針

オ　計画内容

カ　その他事業の実施に当たって参考となる事項

（イ）事業計画書は、第２の１の（３）については、次に掲げる事項について定めるものとする。（別記参考様式別紙８第２号の２）

ア　計画策定漁港の所在地等

イ　漁港の現況（漁業、漁港整備等）

ウ　漁港関連道として実施する理由及び必要性

エ　計画の内容

オ　交通の現況

カ　関係省庁との協議内容
オ　その他特記事項
カ　添付図面等

２　年度別事業計画書
（１）年度別事業計画書の作成及び提出
１の（１）の（ア）の規定に準じて、事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙８第３号）を求めるものとする。
（２）年度別事業計画書（別記参考様式別紙８第４号）の内容
年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（ア）　計画内容
（イ）　計画内容を示す図面及び写真
（ウ）　その他事業の実施に当たって参考となる事項

３　事業計画書の変更
（１）第３の１の事業計画書の変更で提出を必要とするものは、次に掲げる場合とする。
（ア）工種の新設又は廃止
（イ）総事業費の変更であって 20%以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の効果が得られるものによる場合を除く）
（ウ）その他主要な工種の著しい変更

（２）変更の手続き
事業計画書を変更しようとする場合には、１及び２の手続に準じて行うものとする。

第４　助成
国は、第３の２の年度別事業計画書の事業に要する経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内で助成するものとする。ただし、市町村等事業推進に要する経費にあっては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成 13 年 4 月 13 日付け 12 水港第 4525 号水産庁長官通知）の第２の３の（２）の内容うち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他経常的な経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第２の３の（３）に準じて算定した額を上限とする。

第５　施設の管理、運営
事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適正な管理、運営に努めるものとする。

第６　その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第７　経過措置

１　水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成 13 年３月 30 日付け 12 水港第 4457 号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成 24 年度までに採択された地区であって、平成 25 年度以降、本交付金に移行して事業を実施する地区については、現事業の事業基本計画をもって、第３の１に規定する事業計画書と見なす。

２　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 22 年４月１日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別表１の１の(3)のアに基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものと見なす。

３　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）別紙 29 の第２の規定に基づいて、平成 24 年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

４　この通知の施行前に旧通知の規定に基づき提出された事業基本計画に基づき実施される事業で、平成 25 年度以前の年度の歳出予算にかかる国の補助で平成 26 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔別記参考様式別紙８第１号：提出様式〕

番　号
年月日

水産庁長官　　殿

都道府県知事

事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙８水産物供給基盤整備事業に係る運用の第３の１の（１）の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

１．農山漁村地域整備計画地区名：　○○地区

２．交付対象事業名
・△△事業
・××事業
・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙８水産物供給基盤整備事業に係る運用第２の１の（２）に基づき作成する事業計画書（別記参考様式別紙８第２号）

〔別記参考様式別紙８第２号の１：事業計画書〕

地域水産物供給基盤整備事業・水域環境保全創造事業

1　地区名

2　位置図等

都道府県名		所管名		関係市町村名	
地域指定					
整備対象漁港名			整備対象漁場名 (関係漁港名等)		
位　置　図					

3　地区の概要

漁港			
○○漁港	属地陸揚量　　ﾄﾝ	属人漁獲量　　ﾄﾝ	属地陸揚金額　　百万円
	登録漁船数　　隻	利用漁船数　　隻	利用遊漁船等　　隻
	主な漁業種類	主な魚種	
漁場			
受益戸数（受益者数） 戸 （　　人）		登録漁船隻数 ○○漁港（港）　隻　　総数 ××漁港（港）　隻　　隻	

4　計画の基本方針

農山漁村地域整備計画の目標との整合性	
整備に関する事項	

5　計画内容

（計画期間及び計画事業費）

	計画期間	計画事業費	備考
全　　体		百万円	
うち○○漁場		百万円	
うち○○漁場		百万円	

備考

増殖場の整備、養殖場の整備、放置座礁船の処理を行う場合は、その計画事業費を備考欄に記入する。

（漁港施設）

都道府県名	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体名	漁港管理者	漁港所在地

計画施設	計画工事種目	単位	計画数量	備考
外郭施設				
水域施設				
係留施設				
輸送施設				
漁港施設用地				
その他				

（漁場施設等）

都道府県名	漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物

計画施設	計画工事種目	単位	計画数量 (魚礁にあっては 空m3を併記)	漁場開発面積	備考
			(　　空m3)	ha	

6　計画平面図

7　写真

［記載要領］

1　地区名

複数の漁場及び漁港を示す名称とする。

2　位置図等

1）「整備対象漁港名」及び「整備対象漁場名」

整備対象漁港及び整備対象漁場が複数ある場合には、複数の名称を記入する。漁場のみを整備する地域水産物供給基盤整備事業にあっては、整備対象漁場と密接に関連する原則として同一市町村内の漁港及び港湾名をすべて「整備対象漁場名」の欄に下段括弧書で記入する。

2）「位置図」

整備対象漁港及び整備対象漁場全体の位置関係が分かる図。その他関係する周辺の整備対象漁港以外の漁港及び漁場についても、可能な限り位置図の中に記入することが望ましい。

3　地区の概要

1）「漁港」

整備対象漁港の漁港名及び港勢（基準年となるデータ）を記入する。また、当該地区で複数漁港の整備を行う地区については、適宜欄を追加し、漁港毎に港勢を記入する。

2）「漁場」

地域水産物供給基盤整備事業にあっては、「整備対象漁場名」の欄に下段括弧書で記入した漁港及び港湾の登録漁船隻数を記入する。なお、複数の漁場の整備を行う場合であってもまとめて記入する。

4　計画の基本方針

1）「農山漁村地域整備計画の目標との整合性」

農山漁村地域整備計画の「計画の目標」と本事業計画との整合性について具体的かつ簡潔に記述する。

2）「整備に関する事項」

次に掲げた項目について具体的かつ簡潔に記述する。

①　現在の問題点・課題
②　整備方針
③　財産処分計画
④　環境との調和に関する事項
⑤　他事業との連携・関係に関する事項

5　計画内容

複数の漁港及び漁場の整備を行う地区については、適宜表を追加し、各漁港及び各漁場毎に記入する。また、漁港又は漁場の整備のみの場合は、整備のない表を削除する。

1）「漁場施設等」

①　「計画施設」の欄には、「魚礁」、「増殖場」、「養殖場」又は「保全事業」を記入する。

②　「食害生物の駆除・廃棄処分・有効活用」、「食害防止に必要な構造物の設置」、「海藻類等の播種・移植」又は「モニタリングの実施」等の対策を行う場合には、その内容を備考欄に記入する。

6　計画平面図

漁港施設及び漁場施設等の計画内容が表示されている図面とする。漁場施設等については、計画造成範囲（当該事業を実施する予定の範囲をいう。）を記入する。

7　写真

各写真について、撮影時期、説明等を記述すること。

①　地区（漁港等）の全体写真

②　越波状況、港内混雑状況等当該地区の整備の必要性等を示す写真

〔別記様式第２号の２〕

漁港関連道整備事業基本計画書

１　計画策定漁港の所在地等

（１）漁港名及び種別

（２）所在位置

（３）位置図

（４）漁港事業及び関連道種別

２　漁港の現況（漁業、漁港整備等）

３　漁港関連道として実施する理由及び必要性

４　計画の内容

（１）工種種目、事業費等

工種種目	数量（延長）	事業費	備　考

（２）事業計画内容

（３）実施予定年度及び完了予定年度

５　交通の現況

６　関係省庁との協議内容

７　その他特記事項

８　添付図面等

［記載要領］

１　計画策定漁港の所在地

（１）漁港名及び種別

（２）所在地

（３）位置図

（４）漁港事業及び関連道種別

２　漁港の現況

当該漁港における漁業の現状（漁業生産量の推移、漁船の動向等）、漁港整備の経緯、漁港利用の現状、今後の課題等について記述する。

３　漁港関連道として実施する理由及び必要性

当該漁港において漁港関連道整備事業を実施する目的、効果等について具体的に記述する。

４　計画の内容

（１）当該漁港における漁港関連道整備事業を実施する工種種目、数量、事業費、実施予定年度及び完了予定年度を記述する。

（２）事業計画の具体的な内容について簡潔に記述する。

５　交通の現況

既存道路の現状と問題点、水産物等の運搬状況、交通量等について記述する。

６　関係省庁との協議内容

都道府県道路担当課及び国土交通省地方道・環境課との協議内容について記述する。（都道府県道路担当課の承諾書を添付のこと。）

７　その他特記事項

事業計画策定又は事業実施上特に必要な事項について記述する。

８　添付図面等

整備計画図、現況図、写真等

〔別記参考様式別紙８第３号：提出様式〕

番　号
年月日

水産庁長官　　殿

都道府県知事

年度別事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙８水産物供給基盤整備事業に係る運用の第３の２の（１）規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

１．農山漁村地域整備計画地区名：　○○地区

２．交付対象事業名
・△△事業
・××事業
・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙８水産物供給基盤整備事業に係る運用第３の２の（２）に基づき作成する年度別事業計画書（別記参考様式別紙８第４号）

〔別記参考様式別紙８第４号：年度別事業計画書〕

所管別	事業主体	着工年度

令和　年度　　年度別事業計画書

県　名	
整備計画名	
地区名	

（地域水産物供給基盤整備事業、水域環境保全創造事業）

千円

漁港・漁場名	工種種目	全体計画（Ｈ　～　Ｈ　）				平成　年度実施額（実施年度）				平成　年度以降残（翌年度以降）		備考
		全体数量	全体事業費	前年度までの数量	前年度までの事業費	数量	事業費	交付率	交付金	数量	事業費	
	合計											

備考
１　地区名は、「事業計画書（別記参考様式別紙８第２号）」の「１　地区名」と同様とする。
２　整備計画名は、農山漁村地域整備交付金要綱第３の１の（１）に定める整備計画の名称とする。
３　複数の漁港及び漁場の整備を行う地区については、各漁港及び各漁場毎に区切って記入し、それぞれ小計を設けることとする。
４　工種種目欄には、「事業計画書（別記参考様式別紙８第２号）」の「５　計画内容」の計画工事種目欄の内容を記入すること。
５　　全体計画欄には最新の数値を記入すること。また、事業期間（着工年度～完了予定年度）を記入すること。
６　　備考欄には、新設、改良、補修の別を記入すること。また、完了施設については完了年度を記入すること。

＜その他添付するもの＞
◆計画内容を示す図面及び写真
◆その他事業の実施に当たって参考となる事項

別紙９（漁場保全の森づくり事業に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のウの(ｲ)に掲げる漁場保全の森づくり事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　事業内容

沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの（以下この別紙において「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。

１　漁場保全の森づくり事業

漁場保全の森づくり事業（以下この別紙において「森づくり事業」という。）とは、以下の(1)の漁場を対象とし、(2)の実施箇所において実施する森林の整備事業等をいう。

(1) 次に掲げるイ及びロを満たす漁場が対象であること。

イ　磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること

ロ　栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること

(2)次に掲げるイ又はロのいずれかを満たす実施箇所であること。

イ　栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林

ロ　濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

２　森林の整備事業等

第２に定める森林の整備事業等とは、以下に掲げる事業とする。

(1) 造林及び林道の開設又は拡張であって、別紙６森林整備事業に係る運用（以下この別紙において「森林整備運用」という。）第２の１から４及び森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年３月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）の第２の２に規定する事業に準じて実施する事業

(2) 保安施設事業であって、別紙７治山事業に係る運用（以下この別紙において「治山事業運用」という。）第２の５に規定する予防治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）並びに民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知）第２に規定する復旧治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）、流域保全総合治山事業、保安林総合改良事業及び防

災林造成事業に準じて実施する事業

第３　森づくり事業の基本方針

１　森づくり事業を実施しようとするときは、都道府県知事は対象地区ごとに別記様式第１号により森づくり事業の基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）を策定するものとする。

２　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地区名

(2) 位置図等

(3) 地区の概要

(4) 整備の方針等

３　基本方針の提出

都道府県知事が国の助成を受けようとするときは、別記様式第２号により、水産庁長官に対し基本方針の提出を行うものとする。

第４　事業実施期間

本事業の実施期間は、令和９年度までとする。

第５　国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、森づくり事業に要する費用について助成することができるものとし、対象となる経費については次のとおり。

１　第２の２(1)に規定する事業のうち、森林整備運用第２の１から４に規定する事業に準じて実施するものについては、森林整備運用第６の１及び２の規定を準用するものとする。また、環境保全要綱第２の２に規定する事業に準じて実施するものについては、環境保全要綱第４の規定を準用するものとする。

２　第２の２(2)に規定する事業については、治山事業運用第３の(1)の規定を準用するものとする。

第６　実施要件

国庫補助の対象は、森づくり事業であって、これと同種の森林の整備及び保全に係る事業に係る実施要件に適合するものとする。

第７　その他

１　森づくり事業の実施に必要な事項については、特別の定めがある場合を除くほか、第２の２(1)に規定する事業については森林整備運用及び環境保全要綱を、第２の２(2)の事業については治山事業運用を準用するものとする。

２　この事業の実施については、森林法（昭和26年法律第249号）その他の

法令に定めるところによる。

第８　経過措置

１　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年４月１日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別表１の１の(3)のイに基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものと見なす。

２　１により移行された地区の取扱いについては、別段の定めがあるものを除き、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。

３　地域自主戦略交付金交付要綱別紙30の第２の規定に基づいて、平成24年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

〔別記様式第１号〕

漁場保全の森づくり事業の基本方針

１．地区名

２．位置図等

都道府県		所管名		関係市町村名	
関係する漁場名					
位置図					

３．地区の概要

４．整備の方針等

現状と課題・問題点	
期待する漁場保全の効果	
整備の方針	

［記載要領］

１．地区名

事業対象の森林又は河川流域等の名称とする。

２．位置図等

１）所管名

本土、北海道、離島、奄美又は沖縄のいずれかを記載。

２）関係する漁場名

関係する漁場が複数ある場合には、複数の名称を記入する。

３）「位置図」

事業対象の森林又は河川流域等と関係する漁場との位置関係が分かる図。その他関係する周辺の水産基盤整備事業計画・実施箇所についても、可能な限り位置図の中に記入することが望ましい。

３．地区の概要

林況（森林（保安林）面積）、自然的特性（地形、地質、気象）、水産業（漁業実態、水産資源の動向、漁場特性等）の状況等を簡潔に記述する。

４．整備の方針等

１）「現況と課題・問題点」

事業対象地区における漁場環境の現況と課題・問題点について、簡潔に記述する。

２）「期待する漁場保全の効果」

期待する漁場保全の効果（栄養塩類等の供給や濁水の緩和等）について、簡潔に記述する。

３）「整備の方針」

上記１）、２）を踏まえ、本事業の整備方針について、対象漁場において水産基盤整備事業が実施される場合にはこれも含め、簡潔に記述する。

〔別記様式第２号〕

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

都道府県知事名

漁場保全の森づくり事業の基本方針

○○地区において、別添漁場保全の森づくり事業の基本方針を策定したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙９の第３の３に基づき提出します。

別紙10（漁港漁村環境整備事業に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の（２）の①のウの（ウ）に掲げる漁港漁村環境整備事業（以下この別紙においては「本事業」という。）の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　事業内容

１　事業の内容

(1)　漁港環境整備事業

この事業の内容は、緑地、防災施設等漁港の環境向上、防災対策に必要な施設及び用地の整備とする。

(2)　漁業集落環境整備事業

この事業の内容は、原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第６条の規定により指定された漁港の背後に位置する漁業集落において実施する次に掲げるものとする。

ア　衛生関連施設

(ｱ)　漁業集落排水施設整備・・・漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設及びこれに付帯する処理施設の整備又は改築

(ｲ)　水産飲雑用水施設整備・・・船舶給水、漁獲物の洗浄、水産加工等を主体とする水産飲雑用水の供給に必要な施設の整備又は改築

(ｳ)　地域資源利活用基盤整備・・・地域資源を利活用して、漁業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備

(ｴ)　用地整備・・・漁村環境の改善に必要な施設用地の整備

イ　防災関連施設

(ｱ)　漁業集落道整備・・・漁業活動、漁港の利用の増進及び防災安全の確保を図るために行う臨港道路等の漁港施設若しくは漁港関連道、又は環境改善施設（防災安全に資する施設に限る。）と集落内とを結ぶ道路の整備

(ｲ)　防災安全施設整備・・・漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な施設の整備

(ｳ)　緑地・広場施設整備・・・快適にして潤いのある漁業集落の形成、その住民の健康増進及び防災安全の確保を図るために必要な施設の整備

(ｴ)　土地利用高度化再編整備・・・集落の生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保を図るために行う土地の再編整理及び施設の整備

(ｵ)　用地整備・・・漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備

(3)　漁村再生交付金事業

漁村再生交付金事業は、漁村再生計画に基づき、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤及び漁村の生活環境施設の総合的な整備を実施する事業とし、実施できる施設は漁港、漁場、漁港環境、漁業集落環境及び地域創造型による整備並びに水域の環境保全対策とする。

２　事業メニュー

（１）実施要綱第２の１の（２）の①のウの（ウ）に掲げる漁港漁村環境整備事業の内容は、次の表の事業名、区分、工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

事業名	区分	工　　種	内　　容
漁港環境整備事業	1 漁港環境整備	(1) 緑地	樹木、芝生等の施設
		(2) 防災施設	広場、駐車場、避難施設、防災情報提供施設（屋外拡声装置、警報装置、安全情報伝達施設等）等の施設
		(3) 用地整備	(ｱ) 対象となる用地は、災害時において避難又は緊急物資の一時保管場所等に利用される用地（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画（以下この別紙においては「地域防災計画等」という。）において定められたもの。）とする。 (ｲ) 上記用地の老朽化・機能強化対策が必要な場合は対象とするが、新たな用地造成は対象としない。
		(4) その他施設	防災施設のうち広場、避難施設に通じる避難経路、さく、通路、照明、水道、休憩所、便所、

			海浜、突堤、離岸堤等の施設
		(5) 市町村等事業推進	市町村が行う漁港環境整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
漁業集落環境整備事業	2 衛生関連施設整備	(1) 漁業集落排水施設整備	(ｱ) 漁業集落排水施設整備は、補助分及び単独分で構成する。 (ｲ) 補助分は、排水路及び排水管並びに附帯する処理施設を対象とするが、末端の排水路及び排水管等は受益戸数２戸未満の部分は含まないものとする。また、処理施設の門、柵及び塀並びに個人の宅地内配管等は対象としない。 (ｳ) 単独分は、受益戸数２戸未満の末端の排水路及び排水管等並びに処理施設の門、柵及び塀を対象とし、個人の宅地内配管等は含まないものとする。 (ｴ) 漁業集落排水施設整備に当たっては、排水の水質等について適切な処理がなされるよう留意するものとする。 (ｵ) 改築の場合は、維持管理が適切に行われており、原則として供用開始後７年以上経過し、老朽化その他やむを得ない事由により損傷し又はその機能が低下した機械及び設備等であること。なお、事業期間は、おおむね３年間とする。 (ｶ) 風力発電、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することができる。
		(2) 水産飲雑用水施設整備	(ｱ) 対象とする施設は取水、導水、浄水、送水又は配水等取水から配水までの施設とするが、配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管等は含まないものとする。 (ｲ) 水産飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に従って適切な水質を確保するよう留意するものとする。

			(ｳ)　改築の場合は、維持管理が適切に行われており、原則として供用開始後10年以上経過し、老朽化その他やむを得ない事由により損傷し又はその機能が低下した機械及び設備等であること。 (ｴ)　風力発電、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することができる。
		(3) 地域資源利活用基盤施設整備	対象とする施設は、漁村地域に存在する地域資源（海水・温水等の自然資源や水産物等の生産資源）を漁業集落道や漁業集落排水施設等の生活環境施設に供給又は利活用することにより、漁村の生活環境の効率的な改善を図るために必要な次の施設とする。 (ｱ)　海水、温水等を活用した漁業集落道や防火用水等の公共施設の消雪施設 (ｲ)　漁業集落排水処理施設から発生する汚泥と水産副産物を一体的に処理する堆肥化施設
		(4) 用地整備	漁村環境の改善に必要な施設用地の整備であり、漁業集落住民の生活改善のための共同利用施設、廃棄物処理施設、排水処理施設等を設置するための用地及び本事業の実施に伴い必要となる住宅等の代替用地とする。
		(5) 特認事業	上記のほか、本事業の目的を達成するため、水産庁長官が特に必要と認めた事業。
	３ 防災関連施設	(1) 漁業集落道整備	(ｱ)　漁業活動等及び漁港の利用の増進を図るために行う道路の整備にあっては、漁業者が漁獲物又は資材の運搬等に必要なものであり、かつ、多くの漁業者が利用できる公共性の高いものとする。 (ｲ)　防災安全の確保を図るために行う道路の整備にあっては、災害時において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路

	整備		となる漁業集落道（地域防災計画等において定められたもの。）とする。また、地震防災対策の強化を図るために整備する場合にあっては、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官通知）に基づく事業基本計画の承認を受けた地区に限り、当該施設の整備ができるものとする。 (ｳ)　構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める基準に準拠するものとする。 (ｴ)　道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。 (ｵ)　漁業集落道の事業基本計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局と協議し調整を図るよう努めるものとする。
		(2) 防災安全施設整備	(ｱ)　対象とする施設は、漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な土砂崩壊防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設及び防火施設等とする。 (ｲ)　砂防法（明治30年法律第29号）に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る本事業による防災安全施設を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。
		(3) 緑地・広場施設整備	(ｱ)　対象となる施設は、災害時において避難地となる緑地・広場施設（地域防災計画等において定められたもの。）又は快適にして潤い

			のある漁業集落の形成等を図るために必要な緑地、防災施設、これらに通じる避難経路及びこれらに附帯する施設とする。また、避難地となる緑地・広場施設は、当該漁業集落における避難地（公共空地）の面積を、避難地に避難すると見込まれる人数で除した場合に、計画避難人数一人につき１㎡未満の面積となる場合に限り対象とする。 (ｲ)　全体計画面積は、2,500㎡以上（第３の２の（1）のウに該当する集落の整備であって、当該面積が周辺の空地（災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられるものに限る。）と併せて2,500㎡以上となる場合については、1,000㎡以上）とする。ただし、第３の２の（1）のエに該当する集落の整備であって、津波からの避難路や避難タワー等と併せて津波避難地の整備を行う場合に限り、計画避難人数一人につき１㎡以上の面積を確保するための所要の面積を計画面積とする。
		(4) 土地利用高度化再編整備	(ｱ)　集落の一定規模の区画において生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保に必要な用地の確保のための土地の再編整理 (ｲ)　集落の円滑な交通及び景観の改善を図るため、電線、電話線、水道管等を地下に収容するための施設の整備 (ｳ)　津波、高潮等の常襲地帯において集落の安全性を確保するための移転等及びその跡地に水産関係の施設整備を行うための用地整備
		(5) 用地整備	漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備であり、漁村環境の改善に必要な施設用地とは、漁業集落住民の生活改善のための共同利用施設、防災安全施設、緑地・広場施設等を設置するための用地及び本事業の実施に伴い必要となる住宅等

			の代替用地とする。
		(6) 特認事業	上記のほか、本事業の目的を達成するため、水産庁長官が特に必要と認めた事業。
	市町村等事業推進		市町村が行う漁業集落環境整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
漁村再生交付金事業	4 漁港施設整備	外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設、及び漁港施設用地の整備	別紙８（水産物供給基盤整備事業に係る運用）第２の２（１）の工種(1)から(5)に規定する施設の整備。
	5 漁場造成	魚礁、増殖場、及び養殖場の整備	別紙８（水産物供給基盤整備事業に係る運用）第２の２（１）の工種(6)から(8)に規定する施設の整備。 ただし、増殖場及び養殖場の整備について、漁港に近接した施設を整備するものについては、計画事業規模３億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
	6 水域環境保全創造	水域環境保全	効用の低下している漁場の生産力の回復及び水産資源の生息場の環境改善を図るため、又は漁場と連接する水域等において漁場への悪影響を未然に防止するために行う堆積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善、作れい、海水交流施設の設置、着定基質の設置並びにこれらに関連する施設の設置及び漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船（付属機械を含む。）の建造、購入又は補修並びに廃船の処理 ただし、漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のための事業については、計画事業

		規模３億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
７ 漁港環境施設整備	緑地、防災施設、その他施設	区分１で規定する(1)から(4)までを対象とする。 ただし、用地造成を伴わない整備については、計画事業規模３億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
８ 漁業集落環境	漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、地域資源利活用基盤施設整備及び用地整備	区分２の(1)から(4)まで及び３の(1)から(5)までを対象とする。
９ 地域創造型整備	地域創造型整備	漁村再生計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備（区分４から８までの総事業費の10%以内）とする。
市町村等事業推進		市町村が行う漁村再生交付金事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

（２）機能保全対策等

上記事業メニューのうち機能保全対策（機能診断、機能保全計画の策定及び機能保全計画に基づいた保全工事）を実施できるものは、次に掲げるものとする。

ア　漁港環境整備事業のうち緑地、防災施設及び用地

イ　漁業集落環境整備事業のうち漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設及び用地

なお、緑地・広場施設整備及び用地整備において、機能保全対策及び機能強化を実施することが出来るものは、災害時において避難若しくは緊急物資の一時保管場所等に利用される用地（地域防災計画等において定められたもの。）又は漁業集落排水施設用地に限るものとする。

３　事業主体

この事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第３　事業の対象

１　漁港環境整備事業

この事業の対象は次の要件のいずれにも該当する漁港とする。

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の規定により指定された漁港区域内の漁港施設用地等において実施するものであって、この事業によって造成された施設を、原則として、漁港管理者が管理運営するもの。

(2)　この事業の実施につき、漁業者その他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高い地区であること。

(3)　全体計画面積について、2,500㎡以上であること。ただし、第１種漁港及び第２種漁港については1,200㎡以上とする。

(4)　当該事業の整備対象となる計画面積は、第２の２に掲げる漁港環境整備の施設を利用すると見込まれる人数（一日平均の当該施設利用者人数）で除した場合に、原則、計画利用者人数一人につき15㎡以下の面積となる場合に限るものとする。また、地域における防災対策上、災害時に機能を発揮する施設で、その構造、配置等が避難行動等を阻害しないものであること。

(5)　総事業費が5,000万円以上であること。ただし、用地造成を伴わない整備については、計画事業規模３億円を超えるものとする。

(6)　第２の２の(1)に掲げる防災施設及び用地整備で機能診断、機能保全計画策定及び保全工事のみを実施する場合は、5,000万円未満のものも実施できることとする。

２　漁業集落環境整備事業

(1)　この事業の対象となる集落は、次の要件のいずれかに該当する漁業集落であって、この事業の実施につき、漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いものとする。

ア　漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含める。）の割合とする。）又は漁家比率が第１位の漁業集落であること。なお、過去３年間で交流人口が増加している漁業集落については、漁業依存度の算出時、漁業生産額に交流人口増加に寄与する取組に係る生産額を加算できるものとする（交流人口増加に寄与する取組に係る生産額とは、①漁業体験における売上額、②農泊（渚泊）による売上額、③水産直売所の売上額、④集落内にある地域水産物を提供する食堂の売上額、⑤国内外の観光客における漁村のツアー売上額の総計（ただし、すでに計上されている漁業生産額を除く。）とする）。

ただし、資源回復計画作成要領（平成14年3月28日付け13水管第3882号水産庁長官通知）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年３月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき、漁獲努力量削減実施計画又は資源管理計画を策定し、さらに、資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第１条の規定による改正後の漁業法（昭和20年法律第267号）第124条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。）に令和５年度までに移行する又は移行した漁業団体の地区にある漁業集落については、当該計画策定時に漁業依存度又は漁家比率が第１位であったものも対象とする。

また、漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の規定により指定された漁港の背後以外に位置する漁業集落は、漁業集落排水施設の整備を実施する場合に限り対象とする。なお、この場合には都道府県関係部局、関係市町村との調整を了し、漁場等水域環境の保全、漁業集落の生活環境の改善の面から緊急性が認められる場合に限り実施するものとする。

イ　第２の１の(2)のアの(ｱ)に掲げる漁業集落排水施設のみを整備する場合には、漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の規定によ

り指定された漁港の背後（以下この別紙においては「漁港背後」という。）に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。

(ｱ)　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第３条の規定により定められた排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第２の備考６及び７の規定に基づき環境大臣が定める湖沼及び海域で、かつ、漁業が営まれる水域に面する集落

(ｲ)　漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第123条第２項ただし書きの規定に基づき異常な赤潮による養殖損害をてん補することが可能な水域に面する漁業集落（ただし、事業採択年度の直近５箇年間に赤潮が発生した海域に面する漁業集落、又は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表２の２のアのＡ類型に係る基準値及び同イのⅡ類型に係る基準値を達成していない水域に面する漁業集落に限る。）

ウ　第２の１の(2)のイの（ア）、（ウ）及び（オ）のみを整備する場合には、漁港背後に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。

(ｱ)　大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第３条の規定により指定された地震防災対策強化地域に立地する集落

(ｲ)　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第３条の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域に立地する集落

(ｳ)　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第３条の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に立地する集落

エ　第２の１の(2)のイの(ｳ)に掲げる緑地・広場施設のうち計画避難人数一人につき１㎡以上の所要の面積の津波避難地を整備する場合は、次のいずれかに該当する集落とする。

(ｱ)　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第10条の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に立地する集落

(ｲ)　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第９条の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域に立地する集落

(ｳ)　過去に津波被害を受けたことがある又は今後受けるおそれがある地域にあって、当該地域への津波の浸水想定が30分以内に30㎝

以上の浸水深である等、避難対策の必要性が高い地域に立地する集落

(2)　対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備並びに（１）のウの(ｲ)又は(ｳ)の集落のうち（１）のアを満たす漁業集落において行う津波から避難するための漁業集落道、緑地・広場施設及び用地整備については、100人以上5,000人以下）の規模であることとする。

ただし、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が50人以上5,000人以下の規模の漁業集落であること。

ア　離島振興法（昭和28年法律第72号）に規定する離島振興対策実施地域

イ　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に規定する辺地を包括する市町村

ウ　山村振興法（昭和40年法律第64号）に規定する振興山村

エ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

オ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に規定する奄美群島

(3)　第２の１の(2)のアの(ｱ)に掲げる漁業集落排水施設整備については、(1)のア又はイに定める漁業集落（以下この別紙においては「基本集落」という。）において、基本集落以外の集落を対象として、当該施設整備を実施することにより、漁港及び周辺水域の水質保全がより効率的に図られると認められる場合に一体的に整備することができる。

ただし、原則として基本集落の規模を上回らない次のいずれかに該当する集落であることとする。

ア　基本集落に近接した集落

イ　基本集落と一連の沿岸域に位置し、漁協が同一又は漁業生産活動が密接な関係にあり、(1)のア及び(2)の要件の全てに該当する漁業集落

(4)　第２の１の(2)のアの(ｱ)に掲げる漁業集落排水施設、第２の１の(2)のアの(ｲ)に掲げる水産飲雑用水施設又は第１の１の(2)のイに掲げる防災関連施設の整備を同一市町村の複数の漁業集落で一体的に行うことにより広域的な減災力の強化が図られると認められる場合は、これを１事業として実施することができるものとする。ただし、第２の３で定める事業主体が災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成７年４月１日付け７水港第1070号農林水産事務次官依命通知）第５に掲げる事業基本計画を作成する場合であって、当該複数集落がそれぞれ(1)から(3)に該当する集落である場合に限るものとする。

(5)　この事業の総事業費は3,000万円以上とする。ただし、漁業集落環境整備において(4)に該当する場合は以下の事業費以上とする。

事業費（万円）＝3,000＋1,500×（漁業集落数（漁業集落数が４を超える場合は４とする。）－１）

(6)　第２の１の(2)のアの(ｱ)に掲げる漁業集落排水施設整備及び(ｲ)に掲げる水産飲雑用水施設整備で機能診断と機能保全計画策定のみの場合は3,000万円未満のものも実施できることとする。

また、保全工事のみを実施する場合の総事業費は、250万円以上とする。

ただし第３の２の(2)に掲げる地域のいずれかの地域内で保全工事のみを実施する場合の総事業費は、150万円以上とする。

(7)　第２の１の(2)のアの(ｴ)及びイの(ｵ)に掲げる用地整備、イの(ｱ)に掲げる漁業集落道整備並びにイの(ｲ)に掲げる防災安全施設整備で機能診断と機能保全計画策定及び保全工事のみの場合は、3,000万円未満のものも実施できることとする。

(8)　第２の１の(2)のアの(ｱ)に掲げる漁業集落排水施設の整備又は改築にあっては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。

３　漁村再生交付金事業

(1) 事業主体は、この事業で達成すべき目標及び達成状況を客観的に評価できる指標及び事業計画を定めた漁村再生計画を策定するものとする。

ただし、都道府県及び市町村が共同で策定する場合にあっては、都道府県知事が当該市町村長の意見を聴取し漁村再生計画を策定するものとする。

(2) 漁村再生計画を作成するに当たっては、関係機関、施設の予定管理者等と協議調整を図るとともに、漁業者を含めた地域住民、水産業協同組合、水産物の流通業者等により構成される協議会その他これに準ずる組織を設置し、地域の関係者の意向を十分反映するものとする。

(3) 漁村再生計画の計画期間はおおむね６箇年以内とする。

(4) この事業の対象は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第６条の規定により指定された漁港及びその背後の漁業集落並びにこれらの周辺の漁場において実施するものとする。

(5) この事業の総事業費は100百万円以上2,000百万円以下とする。ただし、漁村再生計画において定住人口又は交流人口を10％以上向上させることを指標として設定した地区のうち、既設の改良（漁港施設整備、漁場造成、漁港環境施設整備及び漁業集落環境整備に係るものに限る。）を行う場合の事業費は、50百万円以上とする。また、都道府県が行う漁港及び漁場施設の整備に係る全体事業費は500百万円以下とし、市町村が行う漁港の整備に係る全体事業費は1,200百万円以下とする。

第４　事業の実施等

１　事業計画書の提出

(1)　事業実施要綱第３に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、以下のとおり、事業計画書を作成し、水産庁長官に提出（別記参考様式別紙10第１号）するものとする。

ア　都道府県知事は、この事業を実施しようとする場合には、関係市町村長の意見を聴取し、当該事業に係る事業計画を策定し、事業計画書を水産庁長官に提出するものとする。

イ　市町村長は、この事業を実施しようとする場合には、関係都道府県知事と協議し、当該事業に係る事業計画を策定し、都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は当該事業計画書を水産庁長官に提出するものとする。

２　事業計画書の様式

１の事業計画書の様式は次のとおりとし、第２の１の(１)における様式は(１)及び(２)、第２の１の(２)における様式は(３)及び(４)、第２の１の(３)における様式は(５)及び(６)とする。

(1)　漁港漁村環境整備(漁港環境整備)事業計画書（別記参考様式別紙10

第２号）

(2)　漁港概要表（別記参考様式別紙10第３号）

(3)　漁港漁村環境整備（漁業集落環境整備）事業計画書（別記参考様式別紙10第４号）

(4)　漁港漁村環境整備（漁業集落環境整備）事業計画地区概況表（別記参考様式別紙10第５号）

(5)　漁港漁村環境整備（漁村再生交付金事業）事業計画書（別記参考様式別紙10第６号）

(6)　漁港漁村環境整備（漁村再生交付金事業）事業計画地区概況表（別記参考様式別紙10第７号）

３　事業計画の変更

事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とし、その変更は１の手続きに準じて行うものとする。

(1)　第２の工種の新設及び廃止

(2)　総事業費の変更であって20％以上の増減（労賃又は物価の変動によるものは除く。）ただし、漁村再生交付金事業については第３の３の(5)で規定する上限額を超えてはならない。

(3)　その他主要な工事の著しい変更

４　変更の手続き

事業計画書及び年度別事業計画書を変更しようとする場合には、１及び２の手続に準じて行うものとする。

５　年度別事業計画書

(1)　年度別事業計画書の作成及び提出

１の(1)の規定に準じて、事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告（別記参考様式別紙10第８号）を求めるものとする。

(2)　年度別事業計画書の内容（別記参考様式別紙10第９号）

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　計画内容

イ　計画内容を示す図面及び写真

ウ　その他事業の実施に当たって参考となる事項

第５　助成

１　国は、第４の５の年度別事業計画書の事業に要する経費について、予算の範囲内において都道府県に対して助成するものとする。ただし、市町村等事業推進に要する経費にあっては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、

汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第２の３の（２）の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、貸借料その他経常的な経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第２の３の（３）に準じて算定した額を上限とする。

２　対象経費

（１）　工事費

（ア）　本工事費

（イ）　附帯工事費

（ウ）　船舶及び機械器具費

（エ）　測量及び試験費

（オ）　用地及び補償費

（２）　地域創造型整備の実施に要する経費

（３）　市町村等事業推進

第６　施設の管理、運営

第２の１の(1)における漁港管理者及びに第２の１の(2)、(3)における施設の事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適正な管理、運営に努めるものとする。

第７　その他

１　「農山漁村高齢者対策の実施について」（平成8年5月10日付け8農産第2956号農林水産省農産園芸局長、農林水産省構造改善局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンが策定されている市町村において本事業における漁業集落環境整備を実施する場合には、同ビジョンに十分に配慮するものとする。

２　本事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。

３　この運用に定めるもののほか、漁港漁村環境整備事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第８　経過措置

１　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関す

る事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 22 年４月１日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別表１の１の(3)のウに基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

２　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）別紙 31 の第３の規定に基づいて、平成 24 年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

３　農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成30年３月30日付け29生畜第1501号農林水産省生産局長通知・29農振第2962号農林水産省農村振興局長通知・29林整計第579号林野庁長官通知・29水港第3354号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月１日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙21（漁港漁村環境整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成30年度以降、継続して本交付金にて漁港環境施設に係る事業を実施する地区については、なお従前の例による。

（別記参考様式別紙10第１号）

番　号
年月日

水産庁長官　　殿

都道府県知事

事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用の第４の１の（１）の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

１．農山漁村地域整備計画地区名：　〇〇地区

２．交付対象事業名
・△△事業
・××事業
・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用第４の２に規定する事業計画書（別記参考様式別紙10第２～７号）

（別記参考様式別紙10第２号）

漁港漁村環境整備（漁港環境整備）事業計画書

１　事業の目的

２　農山漁村地域整備計画の目標と事業計画との整合性

３　計画の内容

事　業　種　目	細　　目	規　　模	事 業 費	整備期間

※　事業費は千円単位

※　事業種目については、実施要領別紙10第２の２における工種名を記載のこと。

※　細目については、樹木、屋外拡声装置等の具体的な施設名を記入のこと。

４　添付資料

(1)所在地及び位置図

(2)計画平面図

(3)漁港及び漁港周辺の写真

（別記参考様式別紙10第３号）

漁　港　概　要　表

都道府県名		漁港名		種別		所在地			事業主体		管理者		着手年度	
漁港の概要														

漁船数		計	～３ｔ	３～５ｔ	５～10ｔ	10ｔ～		属　人	属　地	主な漁業種類
	利用漁船	隻	隻	隻	隻	隻	陸揚量	ｔ	ｔ	
	登録漁船	隻	隻	隻	隻	隻	陸揚金額	ｔ	ｔ	

	面　積	緑地面積	漁港の美化への取り組み状況
漁港施設用地	㎡	㎡	
漁港関連施設用地	㎡	㎡	
その他の漁港関係用地	㎡	㎡	

地区の概要

地区人口陸	人	地区内の公園	ヶ所　㎡	地球の環境改善への取り組み状況
上漁港利用者数漁業	人	海水浴場	ヶ所　㎡	
組合員数	人			

漁港環境整備事業の概要	環境整備事業の必要理由・漁港関係者、住民の要望等	計画面積の根拠
＊施設内容、全体計画面積等 （全体計画面積○○○㎡うち緑化面積○○○㎡）	＊改善しなければならない現状及び、改善のため必要な整備、それによっての効果、漁港関係者・住民の地区の環境整備に対する要望についてのアンケート結果等具体的に記入のこと。	

整備後の利用計画	維持管理の計画
＊通常の漁港関係者の利用のほか、ゲートボール大会や年間を通じての祭り、イベント及び年当たりの利用人数の見通し等を記載。	

漁港整備計画		その他の事業計画		過去における環境関係事業の実績
事業名		事業名		
事業概要		事業概要		
		（災害に強い漁業地域づくり事業の実施漁港は概要を記入のこと。）		

（別記参考様式別紙10第４号）

漁港漁村環境整備（漁業集落環境整備）事業計画書

都道府県名		地区名		所在地		事業主体		実施希望年度	

A 対象地区の現況に関する事項	1　漁業集落の概況	B 事業構想に関する事項	1　漁業集落の将来像
	2　漁業の現状		2　漁業振興の構想
	3　漁港整備の現状		3　漁港整備の構想
	4　環境整備の現状		4　環境整備の構想
	5　社会組織と地域活動の現状		5　社会組織と地域活動の構想
	6　住民の意向		6　その他必要な事項
	7　その他特記すべき事項		
	8　漁業集落の問題点		

C 事業計画及び実施に関する事項	
	1　農山漁村地域整備計画の目標と事業計画との整合性
	2　環境基盤の整備　（千円）

事業種目	事業細目	数量	事業費	整備期間	整備方針等
(1)漁業集落道整備				～	
(2)水産飲雑用水施設整備				～	
(3)漁業集落排水施設整備				～	
(4)防災安全施設整備				～	
(5)緑地・広場施設整備				～	
(6)土地利用高度化再編整備				～	
(7)地域資源利活用基盤施設整備				～	
(8)用地整備				～	
(9)特認事業				～	
計					

3　管理予定者及び管理方法	D 付属資料（別添）	(1)別記参考様式別紙10第４号の１～３ 注）必要な様式のみ添付のこと (2) 所在地及び位置図 (2)計画平面図、詳細平面図 (3)その他、説明に必要な写真
4　費用の負担方法		
5　資金計画		
6　上位計画及び関連計画 （ただし、漁港整備事業は除く）		

注：○　2　環境基盤の整備中の①事業細目は
(1)漁業集落道整備では、○号集落道等
(2)水産飲雑用水施設整備では、取水、貯水、導水、浄水、送水、配水等
(3)漁業集落排水施設整備では、処理施設、管路施設、ポンプ施設等
(4)防災安全施設では、土砂崩壊防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設等
(5)緑地・広場施設整備では、樹木、休憩所、附帯施設等
(6)土地利用高度化再編整備では、土地再編整理施設、地下収容施設、移転用地整備等
(7)地域資源利活用基盤施設整備では、消雪施設、堆肥化施設等
(8)用地整備では、共同利用施設用地、廃棄物処理施設用地、排水処理施設用地、住宅代替用地等の別を種分けし記載すること。
○整備方針については事業種目ごとの必要性がわかるように記載すること。

〔記載要領〕

Ａ　漁業集落の現況に関する事項

○計画策定の前段階として、過去のすう勢をふまえ、対象集落の現状と問題点、その要因及び地域特性について明らかにする。

Ａ－１　漁業集落の概況

(1)　位置と交通条件

市町村における当該集落の位置、市町村中心地区、D.I.D地区からの交通条件などについて記述する。

(2)　漁業集落の範囲

当該集落と市町村、行政区、字界区等との関係、面積及び集落範囲設定の理由について記述する。

(3)　人口、世帯の現状

人口、世帯数などの推移と現状について記述する。

(4)　地区産業の現状

部門別の生産規模、集落構成員の就業構造など地区産業の現状、特性、問題点について記述する。

(5)　地勢の現状と集落の形態

集落の土地形状、集落の形状、密度などについて記述する。

Ａ－２

(1)　漁家と漁業形態

漁業種類、漁場、漁期、漁労形態などの漁業形態、それに対応する漁家の階層、専兼の形態、漁業者の年令と後継者の有無などについて記述する。

(2)　漁業生産量の推移

漁業種類別、漁種別に漁業生産量の推移について記述する。

(3)　漁船の動向

漁船規模別の漁船隻数、総トン数の推移について記述する。

(4)　水産物流通加工の現状

水産物の陸揚地別陸揚量の推移、出荷配分、地元加工など流通加工の現状について記述する。

(5)　漁家生活の現状

漁業者の生活時間、労働、婦人、老人、子供などの漁業生産における役割漁業労働に伴う健康問題など漁家生活の現状について記述する。

Ａ－３　漁港整備の現状

(1)　漁港整備の経緯と現状

年度別に漁港整備の経緯と現状（充足度など）について記述する。

(2)　漁港利用の現状

漁港利用の現状について記述する。

(3)　水産関連施設整備の現状について記述する。

Ａ－４　環境整備の現状

(1)　道路交通の現状

道路の整備状況、交通の現状について記述する。現状分析については以下の点に留意する。

①　道路の構成段階はどうなっているか。混乱していないか。

※一般的な構成段階

主要幹線道路（通過交通道路）－漁港関連道、連絡道路－集落内幹線道路－臨港道路－集落内道路－生活道路（露路など）

② 主要幹線道と集落、漁港の連絡利便性はどうか。
③ 集落と漁港の連絡利便性はどうか。
④ 公共サービス（ゴミ、し尿収集、消防、救急など）が十分に機能できる配置になっているか、幅員は十分か。
⑤ 公共、公益施設、商店などの連絡などはどうなっているか。
⑥ 住民はどの程度車を所有し、利用しているか。
⑦ 道路は車両の通行以外にどのように利用されているか。（通学路、買物路、祭、漁業作業、子供の遊び場など）
⑧ 通過交通量はどうか。交通事故の危険はないか。
⑨ 騒音、振動、ほこりなどの車公害はでていないか。
⑩ 道路が路面浸水することがないか。
⑪ 転落、落石、崩壊などの危険な箇所はないか。
⑫ くらくて危険な箇所はないか。
⑬ 駐車はどこにしているのか。駐車場は不足していないか。
⑭ 積雪時の通行はどうか。
⑮ 道路の景観はどうか。（街路樹、垣根などがあるか）
⑯ 道路の管理は十分におこなわれているか。どぶさらい、清掃など住民による管理作業がなされているか。

(2) 飲・雑用水の供給の現状

水道施設の整備状況などについて記述する。現状分析については以下の点に留意する。

① 飲料水は何を使用しているか。
② 水産用水は何を使用しているか。
③ 使用水量は十分か。
④ 水量不足の期間はいつか。またその原因は何か。
⑤ 水質は良いか。悪い場合の原因は何か。
⑥ 今後の水産業振興計画に対応して、水量を確保できるか。

(3) 排水、廃棄物処理の現状

排水状況、家庭水産雑排水の排水処理状況、し尿処理状況、家庭ゴミ、水産廃棄物の処理状況、漁港・漁場の汚染状況などについて記述する。現状分析については以下の点について留意する。

① 雨水排除はスムーズにおこなわれているか。
② 家庭雑排水、水産排水の処理方法はどうなっているのか。
③ し尿処理の方法はどうなっているのか。個人処理の場合、畑地還元などの方法は今後も可能か。
④ ゴミの分別収集はなされているか。
⑤ ゴミの収集回数は十分か。
⑥ 水産廃棄物の種類は何か。またその処理方法はどうなっているか。
⑦ ゴミ、し尿などの不法投棄はなされていないか。
⑧ 環境衛生上の問題はおきていないか。
⑨ 漁港が汚染し、機能（漁獲物鮮度の低下、漁船耐用年数の低下、悪臭など）が低下していないか。
⑩ 漁場が汚染され、魚貝類に影響がでていないか。

⑪　漁港・海岸の清掃がおこなわれれているか。地域住民の参加はあるか。
⑫　合成洗剤などの影響がでていないか。

(4)　防災、消防の現状

自然防災、消防施設の整備状況、体制などについて記述する。現状分析については以下の点に留意する。

①　洪水、地すべり、津波高潮、雪崩などの自然災害の危険はないか。整備は十分になされているか。
②　初期消火体制（とくに海上作業時）のしくみができているか。
③　消防車の活動に支障のある区域はないか。
④　消防ポンプ、防火水槽、消火栓などの整備状況は基準を満たしているか。
⑤　防火区画のような空地、緑地はあるか。
⑥　自然災害、火災時の避難場所はあるか。

(5)　緑地・広場の現状

緑地・広場施設の整備状況について記述する。現状分析については以下の点について留意する。

①　漁業集落住民がレクリエーション等をするのに十分な広場や施設はあるか。
②　子供が安全に遊ぶことができる広場はあるか。
③　火災時の延焼の防止及び津波等の緩衝のための緑地並びに住民の避難場になり得る広場はあるか。
④　飛潮や飛砂から集落の環境を保全する緑地の整備はなされているか。

(6)　地域資源の現状

対象となる地域資源及びその活用方法等について記述する。現状分析について以下の点に留意する。

①　漁業集落道、公共施設の消雪対策はどのように行っているか。
②　消雪対策に利活用が可能な温水や地下水は十分にあるか。
③　汚泥の発生状況及びその処理については現在どうしているのか。
④　漁業活動において発生する水産副産物の発生状況及びその見通しはどうであるか。

(7)　土地利用の現状

土地利用の現状について記述する。現状分析については以下の点について留意する。

①　住宅（用地）の需要は大きいか。またその要因（世帯分離、借家・間取りの解消、遠距離地居住者の移転など）は何か。
②　住宅の拡張、新設用地はあるか。
③　公共・公益施設、漁業近代化施設などの施設用地は十分か。その新設・拡張用地はあるか。
④　土地利用の混在による問題（騒音、臭気、火災危険、交通事故危険など）はないか。
⑤　漁港周辺用地の土地利用は集落の“核”として十二分に利用されているか。
⑥　公有地など利用可能の用地があるか。
⑦　海水浴場などの自然海岸が確保されているか。

(8)　公共・公益施設の現状

公共・公益施設の整備状況について記述する。現状分析については以下の点について留意する。

①　地区の集会・研修内容、頻度など活動は活発におこなわれているか。
②　不活発の場合、その原因は何か。
③　人口規模や活動状況、活動希望に見合った研修・集会施設の規模、内容が充足されているか。
④　施設がない場合どのように充足しているか。

⑤　人口規模や活動状況に見合った公園・緑地等のオープンスペースがあるか。
⑥　子供はどのような遊び方で、どこを利用しているか。
⑦　危険性はないか。
⑧　寺社の境内やその他の遊び場があるか。校庭は開放されているか。
⑨　泳げない子供はいないか。海水浴場は確保されているか。
⑩　労働過重などで健康に問題はないか。また、医療体制、施設の整備状況はどうか。
⑪　婦人の海上作業などで、子供や老人にしわよせがきていないか。そのための体制、施設（保育所、老人施設、児童施設）の整備状況はどうか。
⑫　その他、人口規模、生活圏、活動施設などに見合った公共・公益施設は整備されているか。

Ａ－５　社会組織と地域活動

漁業関係を主とした地域社会組織の現状とこれら組織による地域活動及び施設の管理運営の状況について記述する。

Ａ－６　住民の意向

地区住民の総合整備に対する意向について記述する。地区住民はおおむね次の組織等の意見をきくものとする。

①　漁業共同組合
②　漁協婦人部
③　漁協青年部
④　漁業研究グループ
⑤　部落（区）会
⑥　婦人会
⑦　青年会
⑧　老人会
⑨　生活改良普及員
⑩　水産改良普及員
⑪　その他商工会、公民館など

Ａ－７　その他特記すべき事項

当該地区の特性等、特記すべき事項について記述する。

Ａ－８　漁業集落の問題点

１～７における現状と地区住民の意向の分析の結果をふまえ、漁業集落における総合的な整備の構想を樹立するに当たってとくに留意すべき諸点を地区の特性を配慮して記述する。

Ｂ　漁業集落総合整備の事業構想に関する事項

○現状分析をふまえ、漁業集落の総合的な整備の構想を明らかにする。
○構想は当該事業に関わるものだけでなく、また問題の個別的、当面的解決だけでなく、全体の将来像について記述する。
○構想は市町村の全体構想及び広域的な社会的、経済的関係に十分配慮すること。
○構想の範囲は当該集落を原則とするが、整備計画区域と関係の深い地区のついても言及する。

Ｂ－１　漁業集落の将来像

整備構想の前提として、地区の特性及び地区住民等の意見を配慮した集落整備の目標ともいうべき基本的方向について、おおむね10年後を見通して記述する。

Ｂ－２　漁業振興の構想

漁場整備開発、沿岸漁業構造改善、栽培漁業の振興などをふまえ、漁業振興の構想を記述する。その中で、漁業種類、生産規模、経営体、従事者、漁場の保全と開発、流通加工、施設整備等について明らかにする。

Ｂ－３　漁港整備の構想

漁業振興の構想を受けて漁港整備の構想を明らかにする。

Ｂ－４　環境整備の構想

道路・交通施設整備、飲雑用水施設整備、排水処理施設整備、廃棄物処理施設整備、公共・公益施設整備、防災消防施設整備、住宅整備等について、整備の考え方、整備種目、整備手法、整備規模、管理運営の方法などの構想を明らかにする。

また、漁港整備を含め、集落空間の整備（土地利用）構想についても明らかにする。

Ｂ－５　社会組織と地域活動の構想

漁業集落を快適な環境として発展させるための、主として漁業関係組織づくりとその活動のあり方に関する方向について明らかにする。

Ｂ－６　その他の必要な事項

その他構想に関して必要な事項について記述する。

Ｃ　事業計画及び実施に関する事項

○Ｂで述べた構想を達成するために、事業の内容、範囲、優先順位、事業手法と事業量の見通し等を検討し、当該地区に係わる整備目標及び事業計画などを明らかにする。整備計画は基本的に構想の部分的検討として位置づける。

○事業手法の検討に際しては、漁港整備計画との関連、整合性－工事の一体性、機能の密接性、施工時期などについて留意する。また他事業との関連について留意する。

Ｃ－１　農山漁村地域整備計画の目標と事業計画との整合性

農山漁村地域整備計画との関連整合性を記載する。

Ｃ－２　環境基盤の整備

(1)　漁業集落道整備
(2)　水産飲雑用水施設整備
(3)　漁業集落排水施設整備
(4)　防災安全施設整備
(5)　緑地・広場施設整備
(6)　土地利用高度化再編整備
(7)　地域資源利活用基盤施設整備
(8)　用地整備

Ｄ　その他参考となる事項

（別記参考様式別紙10第４号の１）

漁業集落排水施設整備の計画概要表

漁港名（地区名）		都道府県名		市町村名	
排水処理の現状			集落人口	人 戸	
排水処理の必要性		計画処理対象人口	計画人口	帰省人口	施設利用人口	計　人
			人	人	人	戸

負担区分		事業費	国	都道府県	市町村	その他	受益者
	補助施設		%	%	%	%	%
	うち雨水排水						
	単独施設						
	合計						

事業費		工事	数量	事業費	事業主体
	補助施設	処理施設			
		管路施設			
		ポンプ施設			
		その他			
		小計			
	単独施設（a）				
	計（b）				

維持管理費		維持管理主体	維持管理費	維持管理費の算定方法
	補助施設		円／年	
	（うち雨水排水）		円／年	
	単独施設		円／年	
	合計		円／年	

処理施設の概要	処理施設名	敷地面積	処理方式	放流先

計画処理対象人口	計画流入水質				
	BOD	SS	T－N	T－P	その他
人 戸	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	
計画日間最大汚水量	計画放流水質				
	BOD	SS	T－N	T－P	その他
m^3／日	mg／L	mg／L	mg／L	mg／L	

資金計画	補助残	非補助	
		単独分	家庭内設備

受益者負担	建設費	維持管理費
	円／戸	円／戸

備考	（a）／（b）×１００％＝

※排水処理の必要性欄は、漁港機能、漁業生産、生活環境面への被害状況等を記入すること。

（別記参考様式別紙10第４号の２）

漁港漁村環境整備（漁業集落環境整備）事業（改築/機能保全工事）の概要
（漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設）

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事業工程】　　（金額単位：千円）

漁 港 名	地 区 名	種別	事業主体	改築/保全工事事業費	細　　目	年度事業費	年度事業費	年度事業費
合　　計								

【既設施設について】

着工年度	完成年度	施設の概要	供用開始年度	施設管理者	過去の補修状況及び事業費	老朽化の状況

【記入要領】

下記の施設の改築の対象となる機械及び装置等とは、次のとおりである。

＜漁業集落排水施設＞

①スクリーン、脱水機、沈砂槽その他汚水の前処理に必要な設備
②その他の汚水処理施設設備
③消毒設備
④脱臭設備
⑤換気、除じん等に必要な設備
①管理・計量設備、ポンプ設備等の設備

＜水産飲雑用水施設＞

①計測設備
②沈殿材注入設備
③電気設備
④ポンプ設備
⑤減菌設備
⑥荷役設備

（別記参考様式別紙10第４号の３）

漁業集落排水施設整備の一体的に整備することを相当とする地区概況表

都道府県名；　　漁港名；　　地区名；

① 基本集落に近接した集落

集落名（処理区名）	人口	基本集落との関係	漁業集落排水施設として実施する理由	集落排水施設の必要性及びその効果
	人			
計				

② 基本集落以外の漁業集落

集落名	人口			就業状況			漁家状況				漁業依存状況			
（処理区名）	人口 a	漁家人口 b	a／b	総就業人口 c	漁業就業人口 d	c／d	総戸数 e	漁家数 f	漁家率 f／e	漁家順位	純生産額 g	漁業生産額（含水産加工）h	漁業依存度 g／h	漁業生産額順位
	人	人	%	人	人	%	戸	戸	%	位	千円	千円	%	位
計														

基本集落との関係	漁業集落排水施設として実施する理由	集落排水施設の必要性及びその効果

（別記参考様式別紙10第４号の４）

機能診断及び機能保全計画策定の概要
（漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設）

1　地区名
　　○○県○○市○○地区、△△地区

2　施設管理者

3　施設概要
　①　施設

地区名	施設名	計画人口 （人）	整備期間 （○○年～○年）	建設費 （百万円）	備考

　②　施設内容

施設名	処理施設 （箇所）	管路施設 （km）	ポンプ施設 （箇所）	その他 （箇所）	備考

　③　維持管理　　（千円）

施設名	○○年	○○年	○○年	○○年	○○年	備考

※近年、五箇年の維持管理費を記入。また、備考欄に主要な維持管理内容を記載。

4　事業実施期間
　　○○年度　～　○○年度

5　参考資料
　　位置図、現行の施設図面及び主要施設の写真

（別記参考様式別紙10第４号の５）

機能診断及び機能保全計画策定の概要

（漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設及び用地）

1　地区名

○○県○○市○○地区、△△地区

2　施設管理者

3　施設概要

①　既存施設の整備概要

地区名	施設名	整備期間 （○○年～○○年）	建設費 （百万円）	備考

②　施設内容

施設名	工種	単位	備考

③　維持管理　（千円）

施設名	○○年	○○年	○○年	○○年	○○年	備考

※近年、五箇年の維持管理費を記入。また、備考欄に主要な維持管理内容を記載。

4　事業実施期間

○○年度　～　○○年度

5　参考資料

位置図、現行の施設図面及び主要施設の写真

（別記参考様式別紙10第４号の６）

機能保全工事の概要

（漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設及び用地）

１　地区名

　　○○県○○市○○地区

２　施設管理者

３　機能保全工事の概要（当該事業計画期間の内容を記載すること）

①　計画期間：○○年度～○○年度

②　総事業費：○○百万円

③　施設内容

施設名	工種	単位	保全工事内容	費用 （百万円）	実施期間

４　参考資料

・機能保全計画の概要（当該事業計画期間を含む保全計画全体に関するもの）

・位置図、現行の施設図面及び主要施設の写真

・その他保全工事の内容が分かる資料

（別記参考様式別紙10第５号）

漁港漁村環境整備（漁業集落環境整備）事業計画地区概況表

所在地；　　（　　地区）

人口就業の現状		人口			就業状況			漁家状況				
		人口ａ	漁家人口ｂ	漁家人口率ｃ	総就業人口ｄ	漁業就業人口ｅ	ｅ／ｄ	総戸数ｆ	漁家数ｇ	ｇ／ｆ	漁家順位	水産加工
	地　区Ａ	人	人	％	人	人	％	戸	戸	％	位	戸
	市町村Ｂ											
	Ａ／Ｂ％											

土地利用の現状等		土地利用の現状(ha)					1戸当たり宅地(㎡)			居住地域面積	宅地価格(3.3㎡)
		計	農用地	林野	宅地	その他	平均	漁家	漁家建物面積		
	地　区Ａ									ha	千円
	市町村Ｂ										
	Ａ／Ｂ％										

漁業の現状											
	経営階層	計	～３ｔ	３～５ｔ	５～10ｔ	10ｔ～	定置	養殖	その他	主な漁業種類	
	経営体数										
	漁船数	ﾄﾝ別	計	～３ｔ	３～５ｔ	５～10ｔ	10ｔ～		属人	属地	
		登録	隻 ﾄﾝ					漁獲量	ﾄﾝ	ﾄﾝ	
		利用	隻 ﾄﾝ					漁獲金額	百万円	百万円	

（Ａ）漁港の現状			（Ｂ）漁業集落の問題点	
	種別	第○種	道路交通	防災・消防
	整備計画等			緑地・広場
	事業費		飲雑用水	土地利用
	漁港整備計画について		排水・廃棄物	公共・公益施設

その他地区に関する事項		
	集落形態	
	法制上の地域等	都市計画・離島・辺地・山村・農業振興地域・過疎・砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜崩壊危険区域・自然公園法適用区域・「地域沿構」・「広域沿構」
	ＤＩＤ都市との関係	都市名　　市 陸路(海路)　　km 所要時間　　分
	漁業依存度（平年）	ａ漁業地区純生産額 ｂ漁業生産額（含水産加工） 漁業生産額順位　　位 ｂ／ａ　　％
	漁港区域(陸域)との関係	

（別記参考様式別紙10第６号）

漁港漁村環境整備（漁村再生交付金）事業計画書（漁村再生計画）

1.　漁村再生の目標・指標と設定の考え方

2.　地域創造型整備の目的及び内容

3.　既存ストックの有効活用の考え方

4.　事業計画
(1) 目的及び目標・指標との整合性
(2) 事業主体
(3) 地域の所在及び現況
(4) 管理要領
(5) 費用の概要
(6) 効用
(7) 他事業との関係
(8) 財産処分計画
(9) 計画概要図

5.　協議会等の検討状況

〔記載要領〕
1.　漁村再生の目標・指標と設定の考え方
(1) 本事業の実施するに当たり達成すべき目標及び、その達成状況を把握するための指標を記載する。
(2) 記載した目標、指標の設定の根拠を記載する。
(3) 指標については基準年度、目標年度により達成値を設定し、その根拠を記載する。
2.　地域創造型整備の目的及び内容
実施する地域創造型整備が目標達成に必要な理由及びその内容（主な施設名、取組事項、事業費及び実施期間）を記載。
3.　既存ストックの有効活用の考え方
(1) 当該交付金で有効活用を図る既存ストック（施設名等）を定義し、課題、問題点等を記載する。
(2) 有効活用の方法（目的、整備手法、内容等）を記載する。
4.　事業計画
(1) 本事業の目的と漁村再生計画の1.で記載した目標及び指標との整合性を記載する。
(2) 所在する市町村及び地区の概況、漁業の現況等を記載する。
(3) 事業完了後の施設の管理主体、管理方法等を記載する。
(4) 事業を実施するに当たり所用の費用計画（受益者負担額・割合）を記載する。
(5) 事業実施による効果について、貨幣換算化している場合記載する。
(6) 事業の実施により生じる財産処分の計画を本項に記載する。
5.　協議会等における主な構成員、意見及び反映状況を記載する。
6.　その他
様式はＡ４縦書きを標準とする。

（ 別記参考様式別紙10第７号）

令和○○年度漁港漁村環境整備（漁村再生交付金）事業計画概要表

都道府県名		地区名		所在地		漁港名		漁港種別		総事業費	千円

集落の概況

人口・戸数	人　　口	漁家人口	戸　　数	漁家戸数
地　区	人	人	戸	戸
市町村	人	人	戸	戸

土地利用状況	計	農用地	林　野	宅　地	その他
地　区	ha（100%）	ha（　%）	ha（　%）	ha（　%）	ha（　%）
市町村	ha（100%）	ha（　%）	ha（　%）	ha（　%）	ha（　%）

集落形態	集落総戸数	密　居	集　居	散　居	散　在
	戸（100%）	戸（　%）	戸（　%）	戸（　%）	戸（　%）

地域指定状況	

漁業の概況

漁獲量・金額	属　人	属　地	主な漁業種類
漁　獲　量	㌧	㌧	
漁獲金額	百万円	百万円	

養殖漁業	漁獲量・金額	養殖魚種
漁　獲　量	㌧	
漁獲金額	百万円	

漁船隻数		計	～3t	3～5t	5～10t	10t～
登録	隻					
	㌧					
利用	隻					
	㌧					

整備に関する事項

工事の着手時期及び完了予定時期　　年度　～　　年度

事業の問題点・課題・整備方針・財産処分計画

漁港施設
漁場造成　　※対象魚種を記載すること
水域環境保全創造
漁港環境施設
漁業集落環境施設

備考

※ 都道府県、市町村の内訳及び受益者負担を記載する。

総事業費

事業種目	工　種	数　量	事業費	国　費	備　考
漁港施設			（千円）	（千円）	
漁場造成					※ 対象魚種を記載すること
水域環境保全創造					
漁港環境施設					
漁業集落環境施設					
小 計					
地域創造型					
合計					（総事業費）

地域創造型

ハード	工　種	事業量	事 業 費	目的及び効果の具体的内容

ソフト	取組事項	内　容	積算内訳	目的及び効果の具体的内容

維持管理

施　設　名	管理予定者	管 理 方 法

関連事業

事業種目	工　種	数　量	事業費	国　費	備　考
			（千円）	（千円）	

漁村再生計画概要表の記載要領

項　　目	記　載　要　領
地区名	ふりがなをつける。
所在地	町村の場合は郡名から記載し、大字○○、○○集落まで記載する。地区名と同様にふりがなをつける。
集落の概況	事業区域の集落の概況を記載する
地域指定状況	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記載する。
漁業の概況	事業計画区域に位置する漁港の概況を、最近年の統計、港勢調査を基礎に記載する。
整備に関する事項	事業の問題点、課題及び整備方針及び施設を整備するに当たり、財産処分が伴う場合、施設名等を記載する。
事業費	(1) 漁港施設整備、漁場造成等各事業種毎に記載する。 (2) 各事業種毎の事業費には、純工事費及び諸経費を含んだものとする。
浜の活力再生交付金	浜の活力再生交付金での施設整備を事業計画に含める場合は、整備計画の内容に関する事項(施設名、数量、事業費、国費、整備予定期間等)を記載する。 但し、浜の活力再生交付金で整備する施設の事業費は事業計画の総事業費には含まないものとする。
地域創造型整備	ハード事業については、事業費、費用負担、目的・効果等を記載する。 ソフト事業については、取組みの内容、目的及び事業実施による効果を具体的に記載する。
備考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	一般計画図は実施地区の全域が掲載される縮尺のものとする。

〔別記参考様式別紙10第８号〕

番　号
年月日

水産庁長官　　殿

都道府県知事

年度別事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用の第４の５の（１）規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

１．農山漁村地域整備計画地区名：　○○地区

２．交付対象事業名
・△△事業
・××事業
・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用第４の５の（２）に基づき作成する年度別事業計画書（別記参考様式別紙10第９号）

〔別記参考様式別紙10第９号〕

所管別	漁港名	事業主体	着工年度

令和　　年度　農山漁村地域整備交付金事業実施計画の内訳書

県 名	
地区名	

（漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業、漁村再生交付金事業）

単位：千円

	工種種目	全体計画（　年～　年）				令和　年度実施額（実施年度）				令和　年度以降残（翌年度以降）		備考
		全体数量	全体事業費	前年度までの数量	前年度までの事業費	数量	事業費	交付率	交付金	数量	事業費	
漁港環境整備事業												
	小計											
漁業集落環境整備事業												
	小計											
漁村再生交付金事業												
	小計											
合計												

備考
１ 複数の漁港及び地区の整備を行う場合は、適宜行を追加し、各漁港及び各地区毎に記入する。また、漁港環境又は衛生関連施設、防災関連施設の整備のみの場合は、整備のない行を削除する。
２　工種種目欄には、漁港環境整備事業にあっては「事業計画書（別記参考様式別紙10第２号）」の「３　計画の内容」の事業種目欄、漁業集落環境整備事業にあっては「事業計画書（別記様式第４号）」の「Ｃの２　環境基盤の整備」の事業種目欄の内容を記入すること。
３ 全体計画欄には最新の数値を記入すること。また、事業期間（着工年度～完了予定年度）を記入すること。
４ 備考欄には、その施設施設が完了している場合、完了年度を記入すること。

〈その他添付するもの〉
◆計画内容を示す図面及び写真
◆その他事業の実施に当たって参考となる資料

別紙１１（海岸保全施設整備事業に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の（２）の①のエの（ア）に掲げる海岸保全施設整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第２　事業内容

１　趣旨

⑴　農地保全に係るもの(海岸法第 40 条第１項第３号及び第４号並びに同条第２項)

沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。

⑵　漁港区域に係るもの（海岸法第 40 条第１項第２号及び同条第２項）

漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮を確保する。

２　実施主体

高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者（ただし、津波・高潮危機管理対策のうち海岸保全基本計画の変更支援については海岸管理者又は都道府県）、海岸環境整備については都道府県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。

３　事業の内容

農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工　　種	内　　容
１ 海岸保全施設整備	(1)高潮対策	高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う。
	(2)侵食対策	波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う。
	(3)海岸耐震対策	地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。 (1)　堤防・護岸等の耐震性能調査 (2)　堤防・護岸等の耐震対策（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）

2 津 波 ・ 高 潮 危 機 管 理 対 策	津波・高潮危機管理対策	津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行う。 また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。（第３の２の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(10)を対象とする。） (1)　水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。） (2)　堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。） (3)　ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等） (4)　津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備 (5)　津波防災ステーションの整備 (6)　避難対策としての管理用通路の整備 (7)　避難用通路の設置（堤防スロープ等） (8)　漂流物防止施設の整備 (9)　水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。） (10)　海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等） ただし、(3)（ソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※１指定に資する調査※２を除く。）の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。 ※１：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域 ※２：ハザードマップ作成支援を含む。
3 海 岸 環 境	海岸環境整備	国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

整備		
4　市町村等事業推進		市町村が行う漁港区域に係る上記１から３の円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

4　事業計画

事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工　　種	内　　容
1 海岸保全施設整備	(1)高潮対策 (2)侵食対策	高潮対策事業計画および侵食対策事業計画は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①　海岸の概要 ②　事業の概要 ③　計画の内訳 ④　成果目標 ⑤　その他参考となる事項
	(3)海岸耐震対策	海岸耐震対策事業計画（耐震性能調査を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として５年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①　海岸の概要 ②　事業の概要 ③　計画の内訳 ④　浸水防止に関連した総合的な計画 ⑤　成果目標 ⑥　関係機関との連携等 ⑦　関連するソフト対策 ⑧　その他参考となる事項
2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十

		分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①　海岸の概要 ②　事業の概要 ③　計画の内訳 ④　成果目標 ⑤　その他参考となる事項
3 海岸環境整備	海岸環境整備	海岸環境整備事業計画は、地方公共団体の長が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①　海岸の概要 ②　事業の概要 ③　計画の内訳 ④　成果目標 ⑤　その他参考となる事項

第３　事業の実施

１　事業計画書の提出

海岸管理者又は地方公共団体は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第７に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画書を策定し、農地保全に係るものについては、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙においては同じ。）、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に別記様式第１号により提出するものとする。

(1)高潮対策及び侵食対策	事業総括表	別記様式第２号
	事業計画書	別記様式第３号
(2)海岸耐震対策	事業総括表	別記様式第４号
	事業計画書	別記様式第５号
(3)津波・高潮危機管理対策	事業総括表	別記様式第６号
	事業計画書	別記様式第７号
(4)海岸環境整備	事業計画書	別記様式第８号

２　実施要件

事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作が伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第 14 条の２に規定する操作規則が策定されて

おり、かつその策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

また、農地保全に係るものにあっては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するものとする。

区分	工　　種	内　　容
1 海岸保全施設整備	(1)高潮対策	海岸法第40条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。以下この別紙において同じ。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1)　高潮、津波、波浪による被害が発生する恐れの大なる海岸であり、１km当たりの防護面積が５ha以上又は防護人口が50人以上を基準とする。 (2)　事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ①　高潮浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条の３に規定する高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）が指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ②　津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条に規定する津波災害警戒区域をいう。以下同じ。）が指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3)　第２の４に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (4)　事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 離島、奄美、北海道　　5,000万円以上 その他　　10,000万円以上
	(2)侵食対策	海岸法第40条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1)　侵食等の被害が発生する恐れの大なる海岸であり、１km当たりの防護面積が５ha以上又は防護人口が50人以上を基準とする。

		(2)　第２の４に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3)　事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 離島、奄美、北海道　　5,000 万円以上 その他　　10,000 万円以上
	(3)海岸耐震対策	海岸法第 40 条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の(1)から(4)までの要件（耐震性能調査にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。 (1)　以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。 ①　朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 ②　東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 (2)　事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ①　高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ②　津波災害警戒区域が指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (3)　地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業実施内容を記載した第２の４に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (4)　事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 ①　都道府県が行うもの　　5,000 万円以上 ②　市町村が行うもの　　2,500 万円以上
２ 津	津波・高潮危機管理対策	海岸法第 40 条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(9)までに掲げる要件（水門等の整備・運用計画

波 ・ 高 潮 危 機 管 理 対 策		策定支援にあっては、(1)の要件）を満たすものとする。ただし、(7)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(10)に規定する海岸保全基本計画の変更支援に当たってはこの限りではない。 (1)　以下のいずれかに該当する海岸であること。 ①　東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸 ②　朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸 (2)　地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した第２の４に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3)　事業計画に従って実施される事業であること。 (4)　一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から５年以内に整備目標の達成が見込まれること。 (5)　堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限ること。 ①　当該対策により、施設の耐震化に資するもの ②　津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの ③　避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの (6)　事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。 ①　高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。 ②　津波災害警戒区域が指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。 (7)　本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、海岸管理者ごとに第２の４に規定する事業計画の総事業費のおおむね２割を上限として、その内数として計上することができるものとする。

		(8)　本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。 (9)　海岸管理者毎に第２の４に規定する事業計画の総事業費が以下のとおりであること。 ①　都道府県が行うもの　　5,000 万円以上 ②　市町村が行うもの　　2,500 万円以上 (10)　海岸保全基本計画への変更支援については、気候変動を踏まえて令和７年度までに海岸基本計画を変更されるものであること。
３ 海岸環境整備	海岸環境整備	海岸法第 40 条第１項第２号、第３号及び第４号に規定する海岸保全区域並びに同条第２項に規定する海岸保全施設に係る海岸保全区域において実施する次に掲げる要件に該当する事業であって、農林水産大臣が別に定めるところにより交付する交付金をその経費の一部に充てて地方公共団体が行うもの。 (1)　海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、進入路（必要最小限の管理用駐車スペース含む。）、通路（水叩兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの (2)　広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画※の策定及び(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの ※地方公共団体は、多様な関係者と協働して、広域的な一連の海岸における海岸利用活性化計画を策定するものとする。計画の内容は次のとおりとする。 ①　対象とする海岸の概要 ②　海岸利用の活性化に関する基本方針 ③　施設等配置に関する計画

		④　施設等の維持管理に関する計画 ⑤　その他 (3)　侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が 10,000 万円以上のもの (4)　自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で総事業費が 10,000 万円以上のもの ①　国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸であること ②　国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること (5)　海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が 5,000 万円（市町村が行う場合 2,500 万円）以上のもの ①　階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の通路又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの ②　海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの (6)　ヘドロ等の除去等の事業（農地保全に係る海岸の区域に限る。） ①　汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去で、総事業費が10,000万円以上のもの ②　海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上のもの ③　ヘドロ等の除去とは、ヘドロ・汚染物質等の浚渫をいい、放置座礁船の処理とは、放置座礁船及びそれに付随して一体的に実施するものをいう。 ④　ヘドロ等の除去については、海岸環境の保全、公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合に実施が必要なものを交付金の対象とする。 ⑤　放置座礁船の処理については、海岸保全区域におい

		て実施するものであり、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合で、船の所有者等に代わってやむを得ず実施するものを交付金の対象とする。

3　事業計画の変更

(1)　事業計画の変更を必要とするものは、次に掲げる場合とする。

①　高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策

ア　海岸の追加又は廃止

イ　各対策の内容の著しい変更

②　津波・高潮危機管理対策

ア　施策の新設又は廃止

イ　事業期間が５年を超える変更

ウ　その他主要な施策の著しい変更

③　海岸環境整備

主要な工事計画の著しい変更

(2)　海岸管理者は、事業計画の重要な部分の変更を行うときは、別記様式第９号により事業計画変更報告書を第３の１に準じて提出するものとする。

4　年度別事業計画書

(1)　年度別事業計画書の作成

事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の実施計画に係る計画書を作成し農地保全に係るものについては、地方農政局長等、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に別記様式第 11 号により必要に応じて提出するものとする。

(2)　年度別事業計画書の内容

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　年度別事業計画書（別記様式第 10 号）

イ　計画内容を示す図面及び写真

ウ　その他事業の実施に当たって参考となる事項

5　実施に当たっての留意事項

次の表に留意するものとする。

区分	工　　種	内　　容
1 海岸環境整備	海岸環境整備 （農地保全に係るものに限る。）	(1)　海岸環境整備により造成された施設の管理は、地方公共団体が行う。 (2)　海岸環境整備により築造された施設のうち海岸保全の効用を兼ねて有する施設については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令第１条に定める海岸として取り扱うこととする。

		(3)　第３の２の海岸環境整備(6)の⑤の事業については、地方公共団体は、船の所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方農政局長等に報告するとともに、船の所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

第４　助成

１　助成経費

国は、高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策、海岸環境整備の実施に要する費用について、予算の範囲内において海岸管理者又は都道府県等に対して助成するものとする。ただし、漁港区域に係る市町村等事業推進に要する経費にあっては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成 13 年４月 13 日付け 12 水港第 4525 号水産庁長官通知）の第２の３の（2）の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料、その他経常的経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第２の３の(3)に準じた算定した額を上限とする。

２　対象経費

(1)　工事費

①　本工事費

②　附帯工事費

③　船舶及び機械器具費

④　測量及び試験費

⑤　用地及び補償費

(2)　市町村等事業推進（漁港区域に係るものに限る）

第５　その他

１　この事業の実施については、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）その他の法令に定めるところによる。

２　隣接する一連の海岸において当該事業を実施する場合、一の主務大臣の下で事業実施されることが、背後浸水区域の防護又は住民避難の観点から効果的かつ効率的であると認められるときは、海岸法第 40 条第２項に基づく大臣間協議等を活用することを原則とする。

３　この運用に定めるもののほか、漁港区域に係る事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第６　経過措置

１　海岸法第 27 条第２項に基づき実施している海岸保全施設整備事業(高潮対策)、海岸保全施設整備事業(侵食対策)、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成 19 年３月 30 日付け 18 農振第 1831 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱（平成 20 年４月１日付け 19 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱（平成 18 年３月 31 日付け 17 農振第 1886 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 構改Ｄ第 782 号農林事務次官依命通知）、漁港区域に係る海岸耐震対策緊急実施要領（平成 19 年３月 30 日付け 18 水港第 2778 号農林水産事務次官依命通知）、漁港区域に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要領(平成 20 年３月 31 日 19 付け水港第 2933 号農林水産事務次官依命通知）、漁港区域に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要領（平成 17 年３月 25 日付け 16 水港第 3221 号農林水産事務次官依命通知）、漁港区域に係る海岸環境整備事業実施要領（昭和 49 年８月 15 日付け 49 水港第 3397 号農林事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）に基づき実施している地区であって、交付金を充当して平成 24 年度以降も継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

２　この運用の第２の４に規定する高潮対策事業計画、海岸耐震対策事業計画（耐震性能調査を除く。）及び津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）を令和５年度までに策定している事業は、津波災害警戒区域等の指定状況を事業計画に追記し、この運用の第３の４の（１）に規定する年度別事業計画書とともに、農地保全に係るものについては、地方農政局長等、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に提出するものとする。

別記様式第１号

海岸保全施設整備事業 事業計画書

番　　号
年　　月　　日

○○○　殿

○○県（都道府）知事　　○○○○
又は○○県（都道府）○○市（町村）長○○○○

海岸保全施設整備事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第３の１の規定に基づき別紙事業計画書を提出します。

別記様式第２号

○○対策　事業計画総括表

都道府県名	○○県	海岸管理者名	○○県	計画期間	令和○年度～令和○年度

海岸名	施設名	実施内容等	総事業費（千円）	実施予定期間	備　　考
		小　計			
		小　計			
		小　計			
合　計					

備考）１　事業を実施する海岸は、全て記載すること。
　　なお、本表に記載された海岸は別記様式第３号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
　　２　施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。
　　３　実施内容等欄には、対策の内容を簡潔に記載すること。
　　４　総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
　　５　備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

別記様式第３号

○○海岸　○○対策　事業計画書

都道府県名		所　管　名		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（%）			
	郡　　町 大字　　地先 市　　村	平成　　年　　月　　日告示	国	都道府県	市町村	その他

海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
※　海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、各対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。		海岸延長※（m）	防護人口（人）	防護面積（ha）	その他の成果目標
					※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載）

事業の概要	農地の状況（注１）
事業の目的、整備の方法等を記述する。	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、１号遊休農地面積（注２）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。

計画の内訳	実施予定期間		計画総事業費	千円	
	施　設　名　等	実施内容等	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性
	合　　計				

関係機関との連携	海岸法第 40 条２項、救護・復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）との連携
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（１回／年）、住民への高潮又は津波に関する情報提供　等
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日（令和○年○月○日）、津波災害警戒区域の公示日（令和○年○月○日） （高潮対策の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日（又は指定予定年月）又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日（又は公示予定年月）を必ず記載）

※印：海岸延長とは、当該事業により○○対策が実施された海岸線延長とする。

○添付資料　(1) 所在地及び位置図　　(2) 計画平面図（標準断面図、構造図等を添付）
　　(3) 写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）　　(4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注１：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、１号遊休農地面積（注２）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注２：１号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第３０条第１項に規定する「利用状況調査」に基づく。

別記様式第４号

海岸耐震対策　事業計画総括表

都道府県名	○○県	海岸管理者名	○○県	計画期間	令和○年度～令和○年度

海岸名	施設名	実施内容等	総事業費（千円）	実施予定期間	備　　考
		小　計			
		小　計			
		小　計			
合　計					

備考）１　事業を実施する海岸は、全て記載すること。
　　なお、本表に記載された海岸は別記様式第５号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
　　２　施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。
　　３　実施内容等欄には、耐震対策等（地盤改良工、鋼矢板工等）を簡潔に記載すること。
　　４　総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
　　５　備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

別記様式第５号

○○海岸　海岸耐震対策　事業計画書

都道府県名		所　管　名		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（%）			
	郡　　町 大字　　地先 市　　村	平成　　年　　月　　日告示	国	都道府県	市町村	その他

海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
※　海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。		海　岸 延長※ （ｍ）	防　護 人　口 （人）	防　護 面　積 （ha）	その他の成果目標
					※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載）

事業の概要	浸水防止に関連した総合的な計画	農地の状況（注２）
事業の目的、整備の方法等を記述する。	注１	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、１号遊休農地面積（注３）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。

計画の内訳	実施予定期間		計画総事業費	千円	
	施　設　名　等	実施内容等	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性
	合　　計				

関係機関との連携	海岸法第 40 条２項、救護・復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）との連携
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（１回／年）、住民への高潮又は津波に関する情報提供　等
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日（令和○年○月○日）、津波災害警戒区域の公示日（令和○年○月○日） （水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日（又は指定予定年月）又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日（又は公示予定年月）を必ず記載）

※印：海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。

○添付資料　(1) 所在地及び位置図　　(2) 計画平面図（標準断面図、構造図等を添付）
　　(3) 写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）　　(4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注１：地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり（避難施設整備、緊急道路の確保）、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画（地域防災計画等）の概要を記載する。

注２：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、１号遊休農地面積（注３）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注３：１号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第３０条第１項に規定する「利用状況調査」に基づく。

別記様式第６号

津波・高潮危機管理対策　事業計画総括表

都道府県名		海岸管理者名		計画期間	令和○年度～令和○年度

海岸名	施設名等	実施内容等	総事業費（千円）		実施予定期間	備考
			ソフト	ハード		
	小　計					
	小　計					
	小　計					
合　計						ｿﾌﾄ費用／総事業費＝○％

備考）１　事業を実施する海岸は、全て記載すること。
　　なお、本表に記載された海岸は別記様式第７号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
２　施設名等には、実施する項目（例えば、護岸破堤防止、ソフト対策等）を記載すること。
　　なお、ソフト対策は、具体の調査内容を明記すること（「津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査（耐震調査等）等」等）。
３　実施内容等欄には、整備内容や、海岸保全基本計画に定める施設整備の見直しに向けた検討内容を簡潔に記載すること。
４　総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
５　備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。
６　合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用（耐震調査等ソフト対策経費）の割合を記載すること。

別記様式第 7-1 号

○○海岸　津波・高潮危機管理対策　事業計画書

都道府県名		所　管　名		海岸管理者名	

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合（%）			
	郡　　町 大字　　地先 市　　村	平成　　年　　月　　日告示	国	都道府県	市町村	その他

海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の津波・高潮避難支援等に係る成果目標			
※　海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。		海　岸 延長※ （m）	防　護 人　口 （人）	防　護 面　積 （ha）	その他の成果目標
					※避難時間短縮目標等を記載する。※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載）<例>想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民 2,000 人→3,000 人

事業の概要	計画における位置付け	農地の状況（注１）
※ 事業の目的、整備の方法等を記述する。	地域防災計画等における当事業の位置づけ	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、１号遊休農地面積（注２）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。

計画の内訳	実施予定期間		計画総事業費	千円（うち耐震調査等のソフト経費　　千円）		
	施　設　名　等	整備内容		事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性
	合　　計					

連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（１回／年）、住民への津波又は高潮に関するパンフレットの配布　等	海岸保全基本計画の変更（注２）	
		有	無
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日（令和○年○月○日）、津波災害警戒区域の公示日（令和○年○月○日） （水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援以外の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日（又は指定予定年月）又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日（又は公示予定年月）を必ず記載）		

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

○添付資料　(1) 所在地及び位置図　　(2) 計画平面図（標準断面図、構造図等を添付）
　　(3) 写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）　　(4) 地域防災計画等の該当部分の写し

注１：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、１号遊休農地面積（注２）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注２：１号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第３０条第１項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注３：本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第 7-2 号」も併せて提出すること。

別記様式第7-2号

○○海岸　津波・高潮危機管理対策　事業計画書
（○○沿岸海岸保全基本計画の変更）

都道府県名		沿岸名			所管省庁（※1）		
沿岸関係市町村	○○市、○○市、○○町、○○村・・・・（当該沿岸に含まれる市町村（他省庁所管海岸の市町村を含む）を記載する。）						
地区海岸名(※2)							
海岸管理者名(※3)							
地区海岸名							
海岸管理者名							
地区海岸名							
海岸管理者名							
沿岸の概要		本沿岸の海岸保全施設整備の基本方針(現行)					
基本計画変更の趣旨	（例）令和2年11月に見直された海岸保全基本方針では、気候変動の影響は既に顕在化しつつあり、今後、平均海水面の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念され、気候変動の影響による外力の長期変化を適切に考慮すべき旨が追加された。 これを踏まえ、平成○年に○○県で策定した○○沿岸海岸保全基本計画についても気候変動の影響を踏まえた見直しを実施することが必要となった。 そのため、海岸管理者である○○県、○○市、○○町が、それぞれ管理する地区海岸において、施設の整備の案を作成し、○○県が海岸保全基本計画を定めるものである。						検討実施期間 ○○～○○年
施設整備の見直しに向けた検討内容	海岸管理者が海岸保全施設の整備に関する事項を作成するにあたっての検討内容を具体的に記載する。 （例） ・海岸保全施設の耐用年数を考慮した平均海面水位、波浪及び潮位偏差の変化量を検討する。 ・これらを基に各地区海岸における施設の整備の案を作成する。 ・案の作成にあたり、有識者に意見を徴収するための委員会を開催する。						検討に係る総事業費（千円）

※1　農村振興局又は水産庁を記載する。国土交通省所管海岸も含まれる場合は、水管理・国土保全局又は港湾局のいずれか該当局名を記入する。
※2　海岸保全基本計画の変更にあたり、「施設の整備に関する事項の案」を作成する地区海岸名を記入する。複数地区海岸で事業計画を作成する場合は全地区を記入。
※3　上記各海岸の管理者名をそれぞれ記入する。

別記様式第８号　　（海岸環境整備）

事　業　計　画　書

1　地区概要

県名	地区名	地域名	海岸管理者	事業主体	指定年月日	所管別
					平成　年　月　日	海岸法第40条　項　号

計画区域	自　市(郡)　町(村)　大字 至　市(郡)　町(村)　大字	延長	地区総延長	指定済延長	施工延長
海岸名	沿岸　海岸　地先海岸		(m)	(m)	(m)

地区状況					
潮流		構造物			
侵食漂砂		利用状況	注１		

海浜状況		利用海岸線延長	利用海浜巾	利用海浜面積	海浜勾配	砂の粒径
	現況					
	計画					

2　海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標

海岸延長（m）※	防護人口（人）	防護面積（ha）	その他の成果目標

3　負担区分

国費	県費	市町村費	その他
(千円) (　%)	(千円) (　%)	(千円) (　%)	(千円) (　%)

計画諸元

潮位	海象気象	
	既往最高潮位	m
	既往最高潮位偏差	m
	既往最大偏差	m
	朔望平均満潮位	m
	計画偏差	m
	設計高潮位	m
波浪	既往最大波高H①	m
	同上周期　T	・
	設計波高　H０	m
	同上周期	・
	波形勾配H①／L０	
	設計波向	
天端高	海底勾配	
	波打上げ係数　R／H①	
その他	波打上げ高　R	m
	余裕高	m
	計画天端高	m

4　事業計画

工種	単位	全体計画 数量	全体計画 単価	全体計画 事業費
1　工事費				
本工事費				
離岸堤				
突堤				
護岸				
堤防				
昇降路				
養浜				
通路				
附帯施設				
安全施設				
附帯施設				
測量及試験費				
用地費及補償費				
船舶及機械器具費				
計				

5　関連する他事業　［事業主体：　］

事業概要

施設規模	公園（　）	ヨットハーバー（　）	（その他）
	法令等の根拠	法令等の根拠	
	計画決定　年　月　日	事業開始　年　月　日	
	共用開始　年　月　日	共用開始　年　月　日	
	計画決定面積　㎡	計画収容隻数　隻	
	既開設面積　㎡	既収容隻数　隻	
	公共建物　棟	利用水面積　㎡	
		公共建物　棟	

計画規模	工種	単位	全体計画 数量	全体計画 事業費	備考
				(千円)	

備考：位置図、一般計画平面図、主要構造図及び写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）を添付すること。

注１：農地保全に係るものにあっては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、１号遊休農地面積（注２）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注２：１号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第１項に規定する「利用状況調査」に基づく。

※印：海岸延長とは、当該事業により環境整備が実施された海岸線延長とする。

別記様式第９号

海岸保全施設整備事業 事業計画変更手続報告書

番　　号
年　　月　　日

○○○　殿

○○県（都道府）知事　　○○○○
又は○○県（都道府）○○市（町村）長○○○○

海岸保全施設整備事業○○地区の事業計画の変更を別紙のとおり行ったので、報告する。

記

１　変更の理由

２　変更の概要

３　添付書類
(1)　事業計画書
（注）　変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を２段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。
(2)　変更の理由を補足するための写真及び資料

別記様式第10号

令和○○年度　農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）年度別事業計画書

整備計画名	

○○海岸

（金額単位：千円）

都道府県名	所管	事業名	海岸名	事業主体（所在地）	全体計画（R○○～R○○）			前年度まで実績（R○～R○まで）		R○○年度実施計画（当該年度）							R○○年度以降残（翌年度以降）		備考
					主な工種名	数量	全体事業費	数量	全体事業費	数量	事業費	国費	推進事業費	推進国費	計事業費	計国費	数量	事業費	
	本土	高潮	○○海岸	○○県	護岸改良	○○m	○○○			○○m					0	0			
	本土	侵食	○○海岸	○○市	離岸堤	○○m									0	0			
	本土	耐震			堤防改良	○○m									0	0			
	本土	津波・高潮			陸閘　等	○○基									0	0			
	本土	海岸環境													0	0			
	本土計						0		0		0	0	0	0	0	0		0	
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島														0	0			
	離島計						0		0		0	0	0	0	0	0		0	
	都道府県計						0		0		0	0	0	0	0	0		0	

1．整備計画名は、別途作成の農山漁村地域整備計画名を記入する。
2．記入順序は所管別（本土、北海道、離島、沖縄、奄美）、事業別（高潮、侵食、耐震、津波・高潮、環境）の順に記入する。
3．備考欄に、「R○○新規」、「R○○完成」、「R○○完成予定」を記入する。（該当する場合記入）。
4．所管別に小計をとる。
5．R○○年度実施計画欄の推進事業費、推進国費については、市町村等推進事業（漁港区域に係るものに限る。）の金額を記入する。
6．上段右上の○○海岸には、「農地」「漁港」を記入することとし、別葉とする。

別記様式第 11 号

海岸保全施設整備事業 年度別事業計画書

番　　号
年　　月　　日

○○○　殿

○○県（都道府）知事　　○○○○
又は○○県（都道府）○○市（町村）長○○○○

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第３の４の（１）の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

１．農山漁村地域整備計画地区名：○○地区、○○漁港海岸

２．交付対象事業名
・△△事業
・××事業
・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第３の４の（１）に基づき作成する年度別事業計画書（別記様式第 10 号）

【参考】

所管変更に係る事前処理事項の確認書

年　　月　　日

平成○○年○○月○○日付け○○県告示第○○○○号で指定され、農林水産省（農村振興局）所管とした○○沿岸○○海岸について、○○省（○○局）所管海岸保全区域に所管変更するにあたり、次に掲げる内容が達成されることをもって、海岸保全区域の所管変更及び国有財産法第 12 条に基づく所管換を行うものとする。

１．○○○○地区海岸の海岸保全区域台帳の整理
２．○○○○地区海岸の操作規則の整理
３．△△施設の補修
・
・
・
○．××××××××××××××××××××××

確　認　欄	
○○○○○　○○部○○課 ○○○○○　○○部○○課	

別紙 12－１（盛土による災害防止のための調査事業に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の（２）の①のオの(ｱ)に掲げる盛土による災害防止のための調査事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　事業内容

盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業に対して、国が助成を行うものとする。

第３　事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第４　交付要件

盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行うものであって、関係機関及び関係部局間において十分調整が図られているものであること。

第５　事業の実施

本事業の実施に当たっては、別記様式第１号の盛土による災害防止のための調査事業計画書を作成し、農林水産省農村振興局長及び林野庁長官に提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあっては、当該市町村の存する都道府県を通じて提出するものとする。

第６　事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第２号を第５に準じて報告するものとする。

１　対象市町村又は対象箇所の変更

２　事業内容の変更

第７　事業の完了報告等

事業実施主体は、第２が完了した場合は、別記様式第３号を第５に準じて報告するものとする。

第８　助成

国は、本事業に関連して必要となる費用につき、別表に定めるところにより、予算の範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

別紙 12－１別表（第８関係）

費目	工種	事業内容
盛土による災害防止のための調査事業	調査費	盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土の把握に関する調査に要する費用

別紙12－１別記様式第１号

年度　盛土による災害防止のための調査事業計画書

番　　号
年　月　日

農林水産省農村振興局長　殿
林野庁長官　殿

都道府県知事

〇年度盛土による災害防止のための調査事業計画書を作成したので提出する。

記

都道府県		
事業実施主体		
対象市町村及び対象箇所	市町村名	箇所名
事業工期		
概算総事業費		
事業内容		
事業の実施体制		
その他必要な事項		

【作成要領】

・　「対象市町村及び対象箇所」については適宜行を追加すること。

・　「事業の実施体制」には、本事業の実施に当たり整備している（予定を含む）、農林業担当部局、土砂災害担当部局その他関係する部局からなる実施体制の概要について記載することとし、必要に応じて体制図等を添付する。

【添付資料】

・　対象箇所位置図（原則として市町村ごとに図面に対象箇所をプロットして作成）

別紙 12－１別記様式第２号

事業計画変更手続報告書

番　　号
年　月　日

農林水産省農村振興局長　殿
林野庁長官　殿

都道府県知事

（注１）
盛土による災害防止のための調査事業計画書の変更を行ったので報告する。

（注２）
盛土による災害防止のための調査事業計画書の変更について、〇〇〇長より提出があったので、報告する。

記

１　対象市町村、対象箇所

２　事業計画書（変更）

※　別紙 12-１別記様式第１号の記載内容から変更があった項目については、上段（　）書きで変更前の記載内容を記載する。

別紙 12－１別記様式第３号

年度　盛土による災害防止のための調査結果報告書

番　　号
年　月　日

農林水産省農村振興局長　殿
林野庁長官　殿

都道府県知事

○年度盛土による災害防止のための調査事業を完了したので下記のとおり報告する。

記

<table>
<tr><td>都　道　府　県</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">対象市町村
及び対象箇所</td><td>市町村名</td><td>箇所名</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事　業　工　期</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>総　事　業　費</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事　業　内　容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業の実施体制</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他必要な事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

【作成要領】

・　「事業の実施体制」には、本事業の実施に当たり整備している、農林業担当部局、土砂災害担当部局その他関係する部局からなる実施体制の概要について記載することとし、必要に応じて体制図等を添付する。

【添付資料】

・　対象箇所位置図（原則として市町村ごとに図面に対象箇所をプロットして作成）
・　調査結果の概要（対象箇所ごとに調査結果を一覧表にして作成）

別紙12－２（盛土緊急対策事業に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の（２）の①のオの(ｲ)に掲げる盛土緊急対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　事業内容

以下のア及びイの盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、次の１から３までに掲げる公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等に対して、国が助成を行うものとする。

ア　「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和３年８月11日付け３農振第1295号・３林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき実施した点検（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土

イ　総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土

１　安全性把握調査

上記ア若しくはイの盛土についての安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うものとする。

２　盛土撤去事業

上記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うものとする。

３　盛土崩落対策事業

上記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うものとする（盛土撤去事業を除く。）。

第３　事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第４　交付要件

本事業の実施に当たっては、関係部局と十分調整の上、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

１　実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条により指定された地域（以下この別紙において「農業振興地域」という。）又は森林法（昭和26年法律第249号）第５条第１項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域（以下この別紙において「森林地域」という。）であること。ただし、その事業の性格上農業振興地域又は森林地域に限定して事業を実施することによりかえって当該事業の効果の発現の妨げとなるおそれがあるときは、この限りではない。

２　第２のアの盛土にあっては、総点検により報告されている盛土一覧表に記載されているもの

３　第２のイの盛土にあっては、次の要件に該当するものであること。

(1) 第２の１の事業の対象とする場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。
① 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの。
② 勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く。）。
(2) 第２の２又は３の事業の対象とする場合にあっては、次のいずれの要件にも該当するものとする。
① 行政代執行による対策工事等を要するなど、緊急性の高いものであること。
② 行為者等に対して求償を行うものであること（行為者等が確知できない場合を除く。）。

４ 事業実施主体は、第２の２又は３の事業の実施に当たっては、関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。

５ 事業実施期間等については、次のとおりとする。
(1) 第２のアの盛土にあっては、
① 第２の１の事業の対象とする場合にあっては、令和６年度までに実施するものに限る。
② 第２の２又は３の事業の対象とする場合にあっては、令和７年度までに対策工事に着手するものに限る。
(2) 第２のイの盛土にあっては、
① 第２の１の事業の対象とする場合にあっては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから３年以内に実施するものに限る。
② 第２の２又は３の事業の対象とする場合にあっては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから４年以内に着手するものに限る。

第５ 事業の実施

第２の１の事業の実施に当たっては別記様式第１号、第２の２又は３の事業の実施に当たっては別記様式第４号により盛土緊急対策事業計画書を作成し、当該計画に係る盛土が、主として農業振興地域に存する場合にあっては農林水産省農村振興局長、主として森林地域に存する場合にあっては林野庁長官に提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあっては、当該市町村の存する都道府県を通じて提出するものとする。

第６ 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第２号を第５に準じて報告するものとする。

１ 事業内容の変更
２ 対象盛土の概要の変更

第７ 事業の完了報告等

事業実施主体は、第２の１の事業が完了した場合は別記様式第３号を、第２の２又は３の事業が完了した場合は別記様式第５号を、第５に準じて、事業が完了した日から１箇月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに報告するものとする。

第８　助成

国は、本事業に関連して必要となる次の費用につき、別に定めるところにより、予算範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

１　安全性把握調査

別紙12－２別表１に掲げる経費

２　盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業

別紙12－２別表２に掲げる経費

第９　費用徴収状況の報告

１　第２の２又は３の事業の実施に要した費用について、事業実施主体は別記様式第６号により、その年度の盛土造成行為者等からの費用徴収状況を第５に準じて翌年度の４月10日までに報告するものとする。

別紙12－２別表１　（第８の１関係）

費目	工種	事業内容
安全性把握調査費	調査費	盛土の安全性把握に必要な調査、試験、測量又は監視に要する費用
	用地費及補償費	調査・監視の施行に必要な補償に要する費用
	機械器具費	調査・監視の施行に必要な器具等の購入に要する費用
	応急対策工事費	応急対策工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借地料等

別紙 12－２別表２　（第８の２関係）

費目	工種	事業内容
盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業	工事費	工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。 ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	用地費及補償費	工事の施行に必要な補償に要する費用
	測量設計費	工事の施行に必要な器具等の購入に要する費用
	船舶及機械器具費	工事の施行に必要な船舶機械器具、車輌（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用

別紙12－２別記様式第１号

盛土緊急対策事業（安全性把握調査）事業計画書

<table>
<tr><td>都道府県</td><td></td><td>地区名</td><td></td><td>事業工期</td><td></td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>概算総事業費</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>総点検盛土番号</td><td></td><td colspan="2">所在地（地目）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>地域指定</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>許可条件等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>盛土造成行為者</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>土地所有者</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>許可条件等
との相違</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">【危険が想定される要因】※該当項目を■</td></tr>
<tr><td>盛土の変状</td><td colspan="5">□あり（　　）　　□なし</td></tr>
<tr><td>行政指導等</td><td colspan="5">□あり（　　）　　□なし
※行政指導等の状況を記載</td></tr>
<tr><td>保全対象</td><td colspan="5">□あり（　　）　　□なし
□①鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道又はその他公共施設のうち重要なもの
□②官公署、学校、病院等の公共建築物又は鉱工業施設のうち重要なもの
□③人家10戸以上
□④農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）</td></tr>
<tr><td>その他必要な事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

※　添付資料として、写真、位置図、許可根拠法令、盛土造成許可等（写し）、登記簿（写し）、農地台帳（写し）、課税台帳（写し）、盛土造成行為者等に発出した命令等（写し）、盛土造成行為者等情報（登記簿、農地台帳、死亡又は倒産を証明する書類等）、盛土造成行為者等の不明又は不存在の場合の公告の実施を証明する書面等）等必要書類を添付すること。

別紙12－２別記様式第２号

事業計画変更手続報告書

番　号
年月日

○○○○　　殿

都道府県知事

（注１）
盛土緊急対策事業○○地区の事業計画の変更を行ったので報告する。

（注２）
盛土緊急対策事業○○地区の事業計画の変更について、○○○長より提出があったので、報告する。

記

１　地区名

２　事業計画書（変更）

※　別紙12－２別記様式第１号又は別紙12－２別記様式第４号の記載内容から変更があった項目については、上段（　）書きで変更前の記載内容を記載する。

別紙12－２別記様式第３号

安全性把握調査結果及び進捗状況報告書

１　実施期間　　令和　年　月　日～令和　年　月　日

２　対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
概算総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号		所在地（地目）			
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

３　安全性把握調査の結果

４　その他特記事項

別紙 12－２別記様式第４号

盛土緊急対策事業（盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業）事業計画書

１　対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
概算総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号			所在地（地目）		
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

２　要件確認

項目	記載内容	
行政指導の経緯		
行政処分の経緯		
行政代執行の法定要件	法定要件	＊根拠条項を併せて記載すること。
	①改善命令等の内容（履行期限を含む。）及び違反・未履行の状況 ②保管事業者等の不明又は不存在 ③緊急の必要性がある場合の状況	
対策費用の徴収予定		

別紙 12－２別記様式第５号

完了報告書

１　対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号		所在地（地目）			
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

２　その他特記事項

別紙 12－２別記様式第６号

費用徴収状況報告書

１　対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号		所在地（地目）			
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

２　求償（徴収）期間　令和　年　月　日～令和　年　月　日

３　事業費及び求償額

総事業費 合計 （A）	交付対象 経費 （B）	内訳 交付額 （C）	求償額 （A’）	徴収済み額 （累計） （D）
円	円	円	円	円

別紙 13（効果促進事業に係る運用）

第１　趣旨

実施要綱第２の１の(2)の②に掲げる効果促進事業に係る運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第２　目標

農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために効果促進事業を実施する。

第３　事業実施主体

実施主体は都道府県、市町村、農林漁業団体、その他農山漁村地域整備計画の目標達成にあたり適当な団体とする。

第４　事業内容、対象区域

事業内容は、農山漁村地域整備計画の目標を達成するために必要なものとし、農山漁村地域整備計画の対象となる区域で実施するものとする。

第５　実施要件

実施要件は、農山漁村地域整備計画の目標を達成するため必要な事業であることとする。

第６　経費の対象

効果促進事業の実施に要する経費。ただし、工事雑費、営繕費及び事務費に要する経費でないこととする。